ブラジルに於ける

日本人発展史

下卷

前記

一、本書の下巻が刊行された時には世界第二次大戦が始まつていてブラジルに送本することが出来なかつた。

一、終戦の際不幸にして下巻が消失し、その後再刊不能の状態にあつた。

一、日伯関係が好転して本書が再び必要になつてきた。

一、外務省、大阪商船会社、カザ東山、信濃海外協会等の御支援によつて下巻を再刊することができるようになり、これらの方々に探甚の感謝をする。

一、上巻と同様の紙を用いることができず、また、組版の様式をかえたのは経済上の都合からである。

一、有料配布にしたのは出版費の不足と、本書刊行の目的（ブラジルでは一部を販売しその益金を文化事業に使用するという）に沿うためである。

一、「その後の十年」の一章は入江寅次氏の執筆により、内閣総理大臣・外務大臣・駐日ブラジル大使・駐伯日本大使の写真を巻頭にかかげた点が、既刊とちがう所である。

一、刊行委員各位のうちの物故された方々の英霊を弔いブラジル関係の職場を離れた方々の御健康を祈る。

昭和二十八年九月

外務大臣　岡　崎　勝　男　閣　下

内閣総理大臣　吉　田　　茂　閣　下

駐伯日本国特命全権大使　君塚　慎閣下

駐日ブラジル共和国特命全権大使
ヴィウリオ・アウグスト・ガルフォザ・カルネイロ閣下

ブラジルに於ける日本人発展史　下巻

目次

第一章　邦人植民事業（その一）　１４
（イグアペ植民地）
緒言ーブラジルに於て使用せらるる「植民」なる語の意義
第一節　植民地の創始…　１７
本邦有志家の相談　ー海外植民政策に関する意見書　ー　企業組合『東京シンヂゲート』の成立ー青柳郁太郎の渡伯および対サンパウロ州政府交渉　ー植民契約的の調印ー青柳の帰朝・報告ー伯刺西爾拓植株式会社の設立　ー　植民契約の継承。
第二節　植民地事業の進展…：　３６
創業時代　ー　現地の諸準備　ー　桂植民地　ー試験植民時代　ー　青柳の懐旧談　ー　山田揚之助の回顧談　ー　困難続出時代　ー　土地難と其の整理　ー　経営資金の欠乏ー植民渡来の不振ー海外興業株式会杜との合併　ー　（附記）　植民地発展に貢献せる人々。
第二章　邦人植民事業（その二）……６６

（アリアンサ移住地）
緒言　―　海外移住組合法制定の由来　―　建設の発端　―　信濃海外協会の組織　―　設立趣意書　―　二十万円、五千町歩の植民地計画―本間知事の大宣言―建設着手と永田、西沢の奮闘　―　土地質収　―
当時のブラジル側事情と移住地の経過　９１
結言。　１０７
第三章　邦人植民事業（その三）：　１１０
「ブラジル拓植組合」管下の移住地
前がき（海外移住組合法、海外移住組合、同聯合会）―
第一節　田付理事長時代　１１６
（海谷専務理事の出張・代行機関『ブラジル拓植組の設立・土地の買収・現地事業着手）　―
第二節　平生理事長時代　１２７
（『ブラ拓』改善案・宮坂専務理事と建設案の実施完遂）
第三節　日南産業株式会社　１３４
（海外移住組合聯合会の改組・　会社創立の理由・昭和十二年法律第四十三号・新会社の事業組織と其の業績）　―
第四節　移住地発展史略　１４２
（「イ」土地買収と入植状況「ロ」移住地の開発と経

済的発展「ハ」文化的発展）
第四章　アマゾニアへの進出……　１６０
序言
第一節　パラー州と南米拓植株式会社……１６３
パラー州知事の申出　ー　調査団の派遣　ー　調査の結果　ー　会社の創立ー土地無償付与契約　の調印（経緯・契約条項）　ー会社の事業成績ーアカラー植民地ー　アカラー植民地産業組合　ー　モンテアレグレ植民地ーカスタニヤール農事試験場
第二節　パラー州に於ける其の他の邦人企業…２１１
アマゾン開拓青年団　ー　カヴアレロコンセツションー前田コンセッション　ー　アマゾニア産業会社の事業（州政府との契的・ブレヴェス黄麻試験場）
第三節　アマゾナス州（その一）……　２２４
州政府の熱望　ー　有吉大使の支援　ー　山西・粟津コンセツション　ー　契約期間の第一次延長　ー上塚調査団ーアマゾニア産業研究所附日本高等拓植学校　ー　調査後再び契約期間延長　ー　第三次の契約期間延長　ー　アマゾニア産業会杜の設立　ー聯邦上院に於ける土地コンセッション問題　ー　会社の事業なかんづく黄麻栽培
第四節　アマゾナス州（その二）……　２７２
アマゾン興業株式会杜（州政府との契的調印　ー事業開始・土地劃定　ー　植民の渡航・就地

契約の名義者変更・期間延長　ー　会杜の事業および植民の其の後）　ー　海外植民学校の分校　設立ー　アマゾン水産利用の契約　ー　アマゾニアの親日家ー　邦人のアマゾニア視察者。
第五章　衛　生　史……２９４
前　書
第一節　移民船内衛生の回顧……２９５
最初の臨時船　ー　設備の不完全　ー　大正六年以後　ー　舶中衛生上の出来事（若狭丸に流行性脳背髄膜炎発生・博多丸以後検疫厳重となる・讃岐丸の麻疹患者・強制隔離および糞便検査　・衛生上より日本移民非難・ハワイ丸にコレラ発生・トラホーム患者の問題）
第二節　環境の推移と一般衛生情態……３０６
初期移民の生活環境　ー　珈琲耕地と其の医療施設ー　耕地移民の衛生情態　ー　独立後却って不良化ー平野植民地の特例ー中期以後の一般邦人の衛生状況　ー　主なる疾病ー邦人衛生団体ーポストー在ブラジル邦人医師その他。
第三節　同仁会と其の事業……３２７
同仁会設立の動機ー成立までの経緯（青柳迫憶談）ー会の事業および其の統計ー歴代の理事長ー　附日本医界の渡伯者
第四節　日本病院の建設および其の事業…３３７
敷地購入ー建設資金の募集ー『聖市日本病院建設期

成同盟』ー定礎式ー御下賜金『聖市日本病院建設委員会』ー・日本に於ける寄附金募集ー『サンパウロ日本病院建設後援会』ー　起工および上棟式　ー院長就任式　ー　開院後の人事および業績。
第五節　五大邦人移住地の医事・衛生…　３５０
「一」イグアペ植民地（良医北島研三その他）ー「二」アリアンサ移住地（開設当初の状況・　医局設立・勝田医師その他）ー「三」チテア移住地（マラリヤとの苦闘史）　ー「四」バストス移住地（三個の好条件）　ー「五」トレス・・バラス移住地ー衛生史の結言。
第六章　邦人子弟教育事業　３７４
最初の日本人小学枚ー子弟教育問題漸次重要視さるー　大正十五年末現在小学校六十一ー大正中葉の邦人子弟教育状況ーその後の教育事業の進展ー教育会の設立・改組・改称ー　ブラジル政府の国民教育方針　ー　これが対応策　ー『ブラジル日本人文教普及会』ー『日本語読本の編纂』　ー　邦人中等学校ー『サンパウロ学生聯盟』の結成　ー　教育功労者の表彰。
第七章　在ブラジル邦人の宗教……３９４
カトリク教国ブラジルと邦人の信教　ー　信徒最も多き仏教と其の不振　ー　天理教　ー　邦人カトリ

ツク教信者ー中村司祭の渡伯　ー　邦人関係の外国人聖職　ー　レジストロ植民地（聖フランシスコ・シャヴイエール教会・パドレ・フェデリコ学園）ー新教諸派の伝道　ー　聖公会と伊藤八十二牧師　ーホーリネス教会と中田重治監督　ー　聖公会の青年聖職養成。
第一節　仏教および天理教……　３９５
第二節　カトリック教……　３９７
第三節　新教諸派の伝道……　４０７
第八章　邦人の産業的発展…　４１６
第一節　農　業……　４１６
農業に於ける発展最も顕著ー土地所有　ー　畜産を軽視せる片足的発展　ー　邦人の貢献著大なる農生産（珈琲・棉花・米作・疏菜・果実・養蚕・養鶏）ー農村産業組合
一、土　地　取　得……
二、農生産に於ける邦人の貢献……
第二節　水産業…　４６６
第三節　商業　４６９
第四節　工業……　４７２
第九章　邦人の文化的発展　４８１
第一節　言論機関（新聞・雑誌）…　４８１
新聞（「週刊南米」・「日伯新聞」後に「ブラジル朝日」・

「伯剌西爾時報」・「聖州新報」・「南米新報」・「日本新聞」・「アリアンサ時報」後に「日伯協同新聞」・「ノロエステ民報」）　ー　月刊雑誌（「農業のブラジル」・「商工業者の友」・「産業のブラジル」）
第二節　科　学……　５０４
「粟原自然科学研究所」（創業　ー　創立当初の施設ー研究所の新設　ー　サンパウロ市に進出　ー　カンポス・ド・ジョルダン観測所の設置　ー　パラナー州ピリアニット中央観測所および植物園　ー　社団法人として登録ー他の機関との連絡　ー　創設以来の業績概要ー機関認の創刊）　ー　「ブラジル・インデイオ文化研究同好会」
第三節　文　芸（俳句・短歌）……　５１７
俳句＝初期　ー　『おかぼ会』　ー　日伯俳壇　ー　雑誌『おかぼ』　ー　聖報俳壇　ー　農ブ俳壇ー　関圭草の訪伯　ー　時報俳壇　ー　瓢骨没すー頭角を現はす人々・婦人作家ー『花鳥研究会』ー『南十字星』ー『圭石句集』ー『ホトトギス雑詠選集』の入選作家＝短歌。
第四節　美　術（主として絵画）　５２９
初期の邦人美術家ーブラジル独立記念博覧会に出品ー　聯邦サロンに出品　ー日本人最初の個展　ー日本倶楽都主催の美術展覧会　ー主なる出品者および其の傾向　ー　第二期に於ける進歩　ー　サロン・パウリスターー『サンパウロ日本人美術研究会』

（聖美会）の創立　ー　聖美会主催の展覧会ー　認められたる現在画家。
第五節　音　楽…　５３７
在ブラジル邦人と音楽ー松村俊明とキロンボ村の『童夢クラブ』ー　クラブの沿革　ー　サンパウロ市『リラ・クラブ』に於ける演奏会。
第六節　体　育（運動競技）……５４５
初期の概況　ー　野球（矢崎節夫の懐旧談・『ブラジル日本人青年会』・『ミカド運動倶楽部・野球聯盟・『サンパウロ・ベースボール倶楽部』・全伯野球大会・同上少年大会』ー陸上競技（『全伯邦人体育協会』・日伯対抗競技・邦人選手最高記録・明治神宮体育大会に代表選手六名の参加）ー　柔剣道（『伯国柔剣道聯盟』・その設立趣旨書）
第十章　邦人の社会的発展…　５６２
第一節　人　口……　５６２
日本人入国数　ー　毎年の邦人現在数　ー　昭和十五年十月一日現在数　ー　同年四月末州別分布
ー　サンパウロ州内地帯別分布　ー　職業別人口
第二節　日本人会・青年会等の諸団体……５７１
この種団体の数一時激増　ー　昭和十四年四月の調査ー二百六十団体　ー　『バウルー管轄聯合日本人会』『汎リンス青年会』
第三節　ガット運動・『新しき村』および『養正

塾』・・・

第一章　邦人植民事業

（その一、イグアペ植民地）

緒言ーブラジルに於て使用せらるる植民なる語の意義

移民としてブラジルに渡航し、先づ所謂コロノとしてサンパウロ州内の珈琲園に就働した日本人の多数が、所要資金の準備成るに随ひ、漸次奥地の新開地帯に移り、其他に購入した土地に定着して、自ら農業を営むに及び、何々植民地などと称する邦人農家の大小集団地が、諸所に形成せらるるに至った発展状況は、上巻に叙記せる通りであるが、これは移民が植民に進化したもので、最初から植民を目的として計画された事業ではなかつた。

次に皇国殖民会社・サンパウロ州政府間の最初の契約中、州政府が日本移民のため、中央鉄道にて、数箇所の植民地を設置するとの第九条の規定は、唯一箇所の植民地設置すら実規を見ずして、全然空文に帰し、またリオデジャネイロ州に日本人植民地を設置するため、二回契約が締結されたけれども、第一次契約は、水野龍が移民事業の傍ら行はんとした事業であり、これに要する資金

を欠き、第二次契約も亦契約者の無資力のため、初回契約後より若干の準備事業に着手したのみで、結局立消えとなつた顛末も、また上巻に記述せる通りである。

従って初発より、移民事業とは別に、ブラジルに日本人を植民する方策を樹て、これが遂行に必要なる機構ならびに資金を整備し、本格的に植民事業が企画せらるるに至ったのは、イグアペ植民地の設置を以て嚆矢とし、その後大正の末期に及んで、アリアンサ移住地が建設され、更に昭和の初期に至って、『ブラジル拓植組合』経当の大集団移住地が出現したのである。

なほ後者と前後して、北伯パラー及アマゾナス両州にも、日本人の植民事業が、南米拓植株式会社・アマゾン興業株式会社およびアマゾニア産業株式会社により実行せらるるの新機連が到来した。

ブラジルに於ける日本人の植民事業を記述するに先だち、吾人の使用せる『植民』なる語の定義につき、一応釈明し置く必要があると思ふ。それは偏狭なる学者中には、徒に欧米学者の後塵を拝し、『植民』とは自国民を自国内若しくは自国属領地に移住させることで、たとへばブラジルの如き主権国に我が国人を送って植民を行ふことは出来ない。従ってブラジルへの邦人移民はあり得るも、邦人の植民なるものは有り得ないと論ずる人々が少くないからである。

けれども『植民』なる語に与へられた斯かる窮屈な定義は、他国は別として、ブラジルに関する限り当らない

ものである。蓋しブラジルの慣用に於ては、内外人の別なく、すべての入国者を入移民（ｉｍｉｇｒａｎｔｅ９と呼び、すべての出国者を出移民（ｅｍｉｇｒａｎｔｅ）と名づける。なほ此の外に、ブラジル国内の一地方から他地方への人民の移動をも移民と称するが、『移民』（ｉｍｉｇｒａｃａｏ，ｅｍｉｇｒａｃａｏ）なる語は、内外国人の入出国および国内移動を指すために用ひられる。之に対し国内の末開拓地方に人民を導入し、一定画積の土地を確得せしめて、其処に定住させること即ち人民を一定地域に植附けることを『植民』（ｃｏｌｏｎｉｚａｃａｏ）と称へ、この目的に充てられた地域を植民集団地（ｎｕｃｌｅｕ　ｃｏｌｏｎｉａｌ）又は略して植民地（ｃｏｌｏｎｉａ）と呼び：而して此等植民地には、既に若干年国内に居住せる外国移民たると新に入国する外国移民たるとを問はず、すべて内国人と同様に植民（ｃｏｌｏｎｏ）として就地することが出来るのである。

ブラジルの移植民法規は数次政正されたけれども、移民および植民なる語は常に如上の意義に於て使用され来った。現行法規中にも内外国人を植民集団地に就地せしめ得る規定および内外国の会社若くは私人が植民集団地を設け得る規定がある（外国人入国法施行細則第七十一条・第七十三条・第七十四条等）。

外国人がブラジル国に於て植民を行ひ得る事実を、なほ一層に明確にするものは、後に掲ぐるサンパウロ州法

第千二百九十九号Ｆおよび同法に基き州政府と東京シンヂケートとの間に締結された契約の二であつて、該法律中には『日本人植民』（Ｃｏｌｏｎｉｚａｃａｏ　Ｊａｐｏｎｅｚａ）および『入植者』（ｃｏｌｏｎｏ）なる語が各一回、『植民地』（Ｃｏｌｏｎｏ）なる語が三回、また契約書には『日本人植民』なる語が三回（件名・前文及第一条補項第Ｄ、『植民地』なる語が六回、『入植者』なる語が一回使用してある。これ偏狭なる学者の説がブラジルには通用せざる所以である。

第一節　植民地の創始

本邦有志家の相談ー海外植民政策に関する意見書ー企業組合『東京シンヂケート』の成立ー青柳郁太郎の渡伯およびサンパウロ州政府交渉ー植民契約の調印ー青柳の帰朝・報告ー伯刺西爾拓植株式会社の設立ー植民契約の継承。

ブラジルに於ける真義の邦人植民事業は、明治四十年中、子爵大浦兼武を中心とし、工学博士長谷川芳之助、床次竹二郎（当時内務省地方局長）・青柳郁太郎外数名の有志家間に相談が行はれ共の実行方法につき研究が進められたのに其の端を発する。

当時我国の人口対策は、未だ一般的に考慮されるに至らざりしも、識者の間には既に重大問題として取上げられてゐた。

即ち国土狭小なる我国は既に不相応に稠密なる人口を包容せる上に、年々驚くべき勢を以て増殖しつつある事実に鑑み、之を加何に処理すべきかの開題は、先憂者の忽諸に付すべからざる所であつた。而して我国の工業はなお幼稚であつて、此の方面に於て多数者に職を授けることは困難であつたから、勢ひ過剰人口の排出路を、民族の海外進出に求むべしとの意見が対策の一策として考慮されることになつた。

勿論この問題は年と共に一般の注意を促し、益々緊要の度を加へ、十七年後の大正十三年に至り、帝国経済会議に於て海外移民が討議され、また二十年後の昭和二年に人口食料問題調査会が設置されたけれども、既記の有志者等が早くも南米植民事業に着眼したのは、衆に先んじたものと称すべきである。

翌明治西十一年七月第二次桂内閣組織せらるるや、大浦兼武は入閣して農商務大臣となり、其の主管政務たるの故を以て、我が国民の主要食物たる米の生産不足を告げ、年々之が捕給を外国に仰がざるを得ざる実状を詳知し、南米植民の緊要なるを一層痛感するに至つたから、自ら進んで桂総理を説き、なほ平田内務大臣にも諮り共の賛成を得

子爵 大浦兼武

た。

結局南米植民事業に対し、政府の方針を確立させるため努力しようといふ事になり、同志協議の上青柳郁太郎名を以て、同年桂総理大臣に宛て左の意見書を提出した。

海外植民政策に関する意見書

『我国人口増殖の趨勢は頗る健全なる状態にあり、毎年増加の割合は五十万人を下らず、然るに国家の経済は今なほ農を以て基礎となし、国民の大部分は農業に従事し工業の加きは未だ盛大ならざるを以て、今日既に狭隘を感ずる国土は此上無限に増殖する人口を収容すること固より難し、加之一般人民の生活程度向上の勢は滔々として停止する所なく益々生計の困難を馴致するが故に、国家は宜しく適宜の政策を樹て之が救済利用の方法を講ぜざるべからず、是れ海外植民政策を必要とする第一理由なり、通商貿易の降昌を図らんとするに当り、初めより満船の貨物を得ることは不可能なり、乃ち海運業の収支相償はざる結巣として航海の便開けず、航海業興らざるが故に貿易亦従て振はざるは自然の勢にして、是れ即ち本邦と南米間に於ける現在の通商事情なりとす。南米於いては麦粉・棉花・羊毛・其他本邦に於て多大の需要ある物品を産出すると同時に、又一方には絹布・雑貨等我特産物にして彼の要望する所のもの少しとせず、若し両者間直接の定期航海開始せらるるあらんか、彼此物産の交

換は期せずして自ら発達すべし、之を要するに通商貿易の発達は只海運業者をして六七ケ年間貨物の運賃を以て営業上の重要収入に算せずして其航海を継続するを得せしむるの一事あるのみ。是れすこぶる困難の業に属すといえども若し確固たる政策の下に一度植民を南米に行ふを得ば之が解決は甚だ容易なり。何となれば移住民の運賃は海運業の最も確実なる基礎となるべく貨物の如きは多く引当にするに及ばざればなり。故に南米に対し通商貿易を振張するの径路は只植民事業を営むに在り。是れ海外植民政策を必要とする所以の第二理由なり。殖産興業の発達は市場の拡張を待たざる可らず、不動にして永久なる市場の拡張は主として同胞国民の発展に待たざるべからず、是れ特に我国最近の外国貿易界に於て動もすれば則ち痛切なる教訓に逢着する所以にして、之が永遠の自衛策は只同胞国民を海外に扶殖するにあるのみ。列国が常に植民政策に腐心する所以も其因る所亦実にここにあり。彼の独逸の如き近年北米濠洲及び南米に於て其物産輸出額を著しく増大するに至りしは、同国に於ける製造業の発達固より之が主たる原因たりといえども、亦以て彼れが植民の各地方に於ける勢力漸く拡張し、自ら独逸製品の需要を増せるのみならず独逸的趣味を普及せしこと亦与て大に力あり、之れ海外植民政策を必要とする所以の第三理由なり。

方今世界に於ける人口の分布配置は甚だ不平均にして、酷熱酷寒の地を除き或る国に於ては一方哩五六百人を算

するに或る国に於ては僅に二、三人に過ぎざるものあり。本邦は其最も稠密なるものの部期に属し全国を平均するも一方哩三百余人に達し本州西区の如きは一方哩五百人を超ゆ。抑も人口の過剰に苦しむ国民が労力の欠乏を告ぐる邦土に移住するは固より人類発育の自然的情勢にして又有無相通ずる経済上の原則に順応するものなり。此情勢に殉ひ海外植民事業を運行するは、独り世界の経済的調和を図るの利益のみならず、一方には頼て以て国民の元気を鼓舞し共発展の英気を振作するに於て有効なる動機たるを得べし。学校教場に於ける百千の教訓は人心の奮興を促すに於て寧ろ一人の実行的事例を示すに若かざるものなくんばあらず。葡萄牙人の遠征思想はヴアスコ・ダ・ガマの印度行に於て啓発せられ、西班牙民族の南北米洲に於ける偉大なる発展はコロンブスの壮拳に基く。是れ今日海外植民政策を必要とする所以の第四理由なり。

惟ふに国家強弱の勢も畢竟するに大小の問題に過ぎず。方今我国に於ける盛大なる人口の増殖は政策其宜しきを得るに於て実に国家の最大慶事と言はざる可からず。若し以上所述の理由にして謬りなからしめば、先づ第一に政府の方針を確立するの要あらん。則ち手を拱いて外国の事業家が我人民の移住を熱望催促するをまって其所要の移民を渡航せしむるが如き受働的態度を変じ積極的に海外植民の為に必要なる施設経営を為すにあり。此経営施設にして其宜しきを得ば内は以て従来移民事務の紛雑

を解き、外は以て外人の誤解を除き障害を払し、漸を逐て以て国民の経済的実力を海外に扶植すること敢て難事にあらざるべきを信ず、彼の独逸が南洋並に亜弗利加に於ける侵略的植民政策は国庫の負担となるもの甚だ重くして実際の収得之れに伴はず寧ろ失敗に帰せるかの観あるも、北米及南米に於ける経済的植民政策は既に顕著なる結果を収め移住民は到る所に新独逸を造り且生国と移住地との貿易発展を助成し前途益々多望なりと称せらる。然れども共今日ある固より独逸政府が経営其宜しきを得たる結果に外ならず。

今其現制度を見るに植民事務は帝国宰相自ら之を管し事務を行ふ為には植民局あり、重要なる問題に対する機関としては植民参事会あり、或は移民の渡航を便ならしむる為に汽船会社を保護し或は在外移民の教育を輔助し又有力なる植民会社を設立して陰に之を庇護する等、国民的発展の為に力を致す所頗る多し。以て其用意の存する所を窺知す可きなり。

斯の如きは我植民政策上すくなからざる参考資料とするに足らん欺謹んで卑見を述べ賢明なる御考慮を仰ぐ』

然るに平田内相は、事物を緻密に考究する性質であつたから上掲意見書の大体論を以て満足せず、間もなく種々の間題と植民事業の関係につき諮問する所があつたので、青柳は更に人口繁殖・社会間題・内地農業・航海及貿易市場と植民事業との開係・植民の方法・植民地及

事業着手につき、八項に分けて詳細答申し、今日邦人の植民すべき土地としては先づブラジルを択ばねばならぬと説き、若し今日之に着手せざるに於ては、吾等は只世界の一角にのみ残留せる唯一の植民用地を失ひ、悔を千歳に遺すであらうとの趣旨を強調した。この答申を提出したのは同年の秋であつた。

所が小村外相は、外交的見地から前記青柳の意見書に強硬に反対したので、閣議を以て政府の方針を一定せんとの企図は不成功に終つた。よって此の上は同志の自力を以て事を創むることに評議一決し、大地主大沢幸次郎外数名の資産家の賛成を得て、一の企業組合が成立した。この組合は対外的には便宜上『東京シンヂケート』と称した。而して組令員は各自応分の出資を為したが、大浦は当時農商務大臣であつたから、白己の名義を以てすることを遠慮し、其の秘書官たりし女婿堀貞の名義で出資した。

企業組合は青柳を南米に派遣し、計画を具体化させるに決したので、青柳は明治四十三年六月二十八日附を以て、今般南米を目的とする企業団体の委託により、ドイツ人の経営せる南米植民事業の状態を取調べ、併せてブラジルに於ける我が植民事業の実行上、最も確実且容易なる方法を立案するため、ドイツ、ブ

イグアペ植民地建設に活躍せる　青柳惟太郎

ラジルに赴くからブラジル植民間題については政府の援助を仰ぎたく、殊にブラジル側との交渉を容易ならしむるため、在ブラジル帝国公使館に於て、相当の便宜を計らるるやう懇願すとの趣旨の願書を、外務省萩原通商局長に差出したまま、同月三十日東京を出発し、シベリア経由ドイツに立寄り、同年九月十四日リオデジャネイロに到着した。

青柳は十八箇月間ブラジルに滞在したが、その内六箇月は之をサンパウロ州の殆ど全部およびパラナー、サンタカタリナ、リオ・グランデ・ド・スール三州の一般状況の視察並に此等諸州に於ける独伊両国人植民地の実地視察等の内地旅行のために費し、残余の時日は主としてサンパウロ市に在って、同州議会及州政府との交渉のために之を費した。

斯くして青柳は其の踏査実見せる所に基き、各地の状態及諸般の事情を較量した末、サンパウロ州海岸地帯中イグアペ区に於て、リベイラ河とパリケラアッスー及カナネア間の土地が、我が植民集団地を建設するに最も適当せるを認め、同地方に於ける官有地の無償譲渡を受くるため、明治四十四年（一九一一年）二月十四日を以て、サンパウロ州知事アルブケルケ・リンスに請願書を提出した。これはブラジル国の制度に於ては、民有に帰し居らざる末墾地は、総べて共の所在州の所有と認めらるるのみならず、当時自州内の移民事業は、州の法令を以て之を規律し、かつ州の負担を以て自由に之を行ひ得るこ

とになつてゐたからである。

青柳が州知事に提出した請願の要旨は、東京シンヂケートは、十カ年を期して前記イグアペ地方に五千家族の日本農民を定住せしむべきにより、之に対しサンパウロ州政府は官有地十五万仏町を、無償にて東京シンヂケートに譲渡し、移民の渡航旅費を償還し、植民集団地内に種畜所および農事試験所を設立し、かつ植民集団地と最近鉄道駅および海港とを適絡する道路を開築せられたしとの提議を為せるものである。

然るにサンパウロ州に於ては、州政府が植民会社又は私人に官有地を無償譲渡し、且資本を投じて行ふ大規模の私営植民事業を助成した前例なきため、この提案は頗る州政府当局の意表に出でたばかりでなく、本件は其の性質上、州議会の立法行為を以て、契約締結の権限を行政部たる州政府に付与するにあらざれば、州政府に於て之を如何ともし難い、よって適当の時機に州議会に之を請願すべき旨四月一日州政府から回答があつた。又この間州政府に於ては、土地問題は州議会の決定に待つの外なきも、その権内に属する移民渡航費償還は、之を一人六ポンドに制限すべしとの内議あり、又農工務次官は青柳に対し、移民サンパウロ到着後先づ一年間珈琲園の労役に就かしむることとせば、州政府は一人当り九ポの渡航費補助を与ふることに同意するならん云々と内談し、統いて上院議員ルイス・ビザは、若し東京シンヂケートにして官有地の無債譲受を断念し、自資を以て土地を買

収するに於ては、州政府をして移民渡航費償還額を現内議額以上に増加せしめ、且土地測量費として若干の補助金を支出せしめ得べしと思はれるから、州議会を待たず直に州政府と協定の道を講じては如何との、仲裁的意見を吐露した。しかし青柳は総べて此等の相談に応せず、静に議会の開会を待ち、七月十四日州議会開院式挙行せらるるや、翌十五日州知事に捷出せる願書の趣旨に、更に東京シンヂケートに対し、十年間州税免除の特典を付与されたしとの一項を添加せる願書を州講会に提出した。

然るに州議会としては、此の種の出願ありたる場合には、之が討議に先たち一応州政府当局の意見を徴することが慣例となつてゐたので、下院委員会より農商工務長官アントニオ・デ・パドウア・サレスに照会したところ、同長官は意外にも、斯かる植民計画は州の利益にあらずとの意見を州知事に具申したので、提案の前途は甚だ暗澹たるものとなつた。よって青柳は百方手段を尽くしたが、幸にして州知事リンスは農商工務長官の意見に同意せず、州内の勢力家も亦同長官の説を偏狭かつ杞憂にすぎずとなし、遂に有力議員相携へて向長官を訪ひ忠告を試るに及び、同長官も翻然その主張を撤回し、九月二十三日の会見に於て、初回の譲渡地面積を二万五千仏町に制限して之に移民一千家族を定住せしめ、爾後順次に二万五千仏町づつ譲渡する事に改むれば、その他は総べて我方の提案に同意する旨の内許があつた。これに対し青柳は、同地方に於ける植民優先権を東京シンヂケートに

与へられたきこと、及び東京シンヂケートをして植民経営の一方便として自ら農業を行はしむるため、此の際二万五千仏町の外別に三千仏町の土地を譲渡せられたき旨の希望を申出で、パドウア・サレスの同意を得たので、ここに初めて相互意思の一致を見るを得た。

斯くてパドウア・サレスは十月三日その意見書を州議会に送付したが、下院の委員会は同長官の説に対し、更に一修正を加へ、初回の譲渡地を五万仏町となすべく決議し、なほ免税期間を五箇年に修正せる外は、絵て我方の提案を納れ、これが実行に必要なる法律案を起草した。

委員会の意見が本会議に報告せらるるに及び、少数論者たる該委員表アントニオ・メルカドは、第二読会に於て熱心に之に反対し、農商工務長官の二万五千仏町説を支持したが・これがため却て幾多の駁論を惹起し、委員説は大多数を以て下院を通過し、引続き討論無しに上院をも通過し、一九一一年十二月二十九日州法第干二百九十九号Ｆとして州官報を以て公布された。同法は大要左の条件を基礎として、東京シンヂケートと植民契約を締結する権能を州政府に付与せるものであつた。

一、州政府は東京シンヂケートに対し・リベイラ河とバリケーラ・アッスー、カナネア間に於ける官有地五万仏町を無償譲渡する事

二、東京シンヂケートは同地方に対し植民優先権を有する事

三、移民の植民地までの渡航旅費を償還する事

四、植民地内に種畜所及農事試験所を設立維持する事
五、植民地中心より鉄道停車場及海港に達する道路を開築する事
六、東京シンヂケートに対し五カ年間州税を免除する事
七、東京シンヂケートは右譲渡地を二十五仏町歩づゝの植民地　区に分劃し、四箇年内に二千家族の日本移民を定住せしむる事
八、四箇年内に占有せられざる土地は東京シンヂケート之を州政府に返還する事
此の法律に基いて翌一九一二年三月八日に州政府と青柳郁太郎との間に植民契約が締結されたが、その全訳は次の通であつた。

イグアペ郡に日本人植民地設立のためサンパウロ州政府及東京シンヂケート間に調印せる契約書
千九百十二年三月八日サンパウロ州政庁に州知事ドウトル、マノエル・ジョアキン・アルブケルケ・リンス並に農工商務長官ドウトル、アントニオ・デ・パドゥア・サレスの出席を得、かつ青柳　郁太郎氏は共の提示し且農商工務局に保存せる委任状に基き東京　シンヂケートの適法の代表者としてここに参集し、左の条項並に千九百十一年十二月二一十九日法律第千二百九十九号Ｆの条件により　リベイラ河とパリケーラアッスー及カナネア二植民地の間に位置する地帯に日本人植民地を設立せん

がため本契約書に調印することを宜言す。

第一条

第十七条及第十八条の手続完了せらるる後、政府は本契約に記載せる地帯の州有未墾地及私有地の区分に着手すべし。右区分事業はリベイラ河の右岸に於てジャククランガ河口より初め土地総計五万「エクタール」に至りて罷む。

属項第一　若し一地域に於て右土地全体を得る能はざる場合には　政府はリベイラ河パリケラアッスー及カナネア二植民地の間に　存在する土地を分劃して其の公有私有の区別判別するに随ひて　此等州有末墾地を一部分づつ交付すべし。

属項第二本契約の州有末墾地総計五万「エクタール」は本契約　の親定に従ひ日本人植民地を設立するため東京シンヂケートに　無償譲与せらるるものとす。

第　二　条

前条記載の州有末懇地五万エクタールの外になおポスト・ド・レジストロと称する場所に一市街を建設するため五十エクタールの地績を東京シンヂケートに譲与す。但し右譲与は前記の場所に州有末墾地の存する場合に限り政府之を実行するものとする。

第　三　条

政府は植民地本部と最近鉄道停車場並にイグアペ港とを連絡すべき車道開築を行ふべし。

第　四　条

政府は千九百十一年十二月二十九日法律第千二百九十九号F第三条第二項により四箇年内に該譲与地に定住する移民の三等運賃を東京シンヂケートに償還すべし。

属項　各家族の運賃償還は該家族の首長が其の選定せる地区の仮　地券を得て其の家族が該地区に定住するに至りて効力を生ずるものとす。

第　五　条

政府は植民地内に少くとも百家族定住の後、植民地内に種畜所及農事試験所を設立維持し、又ポルトガル語を教授するため必要と認むるだけの初等教育字校を設立維持すべし。

第　六　条

東京シンヂケートは本契約調印の日より起算して五箇年間州税を免除せらるべし。

第　七　条

政府は前諸条に記載せる恩典の外に千九百六年十二月二十七日法律第千四十五号Cに基き更に左の恩典を許与すべし。

（イ）　植民地に五十家族の一群定住する毎に十コントスの賞金を給す。

但し東京シンヂケートは千九百七年四月十日州令第千四百五十八号に基きて政府が官設植民地に対して負ふべき一切の義務を　地区獲得に対して負ふべきものとす。

属項第一　家族にして其の占有せる地区代金の第一期払込を了し　其の地区に一年間居住し耕作を為し仮令仮

屋なりとも自身の住　家を建造せる者を以て定住と看做す。

属項第二　賞金は前項の形式に於て各五十家族の一群の定住完了　せる後に交付するものとす。

第　八　条

東京シンヂケートは譲渡地区及代金払込済地区一覧表を毎月土地移植民局に提出するの義務を有す。

第　九　条

東京シンヂケートは設計案を土地移植民局に提出して其の認可をえ、之に則りて譲与を受けたる土地を各二十五エククールの地区に分割するの義務を有し、各地区内は水流を通ぜしむる様努むべし。

第　十　条

植民地内の地区相互及地区と公道とを運絡すべき道路の開築は東京シンヂケートの責任とす。

第十一条

東京ンンヂケートは本契約調印の日より起算して四箇年内に日本農民二千家族を前掲地帯に誘入定住せしむるの義務を有す。

第十二条　　一

現行規則（千九百七年四月十日州令第千四百五十八号）により規定せられたる本国送還は東京シンヂケートの費用を以て之を行ふものとす。

第十三条

譲与せられたる土地にして四箇年内に占有せられざるも

のは更に州に返還せらるるものとす。但し東京シンデケートは之に対し要償するの権利なきものとす。

第十四条

東京シンヂケートは植民地に先づ百家族を定住せしめ其の事業の有益なることを表明せる後初めて州の恩典を享くるの権利を有するものとす。有益なるや否やは農事労働に適せる者を以て構成せる家族の定住如何及右家族は其の地区に異状なく居住して満足に発達せる耕作物を有せるや否やにより立証せらるべきものとする。

第十五条

該地帯に同種の特許を為す場合に於其の条件同じときは東京シンヂケート優先先権を有す。

第十六条

本契的実行のため及其の有効なる期間、政府は監督を行ふの権利を有す。右監督は土地移植民局の裁量による方法を以て之を行ふものとし、植民地管理者は各年末に於て植民地一般状況に関し詳細なる報告を同局に提出すべきものとす。

第十七条

東京シンヂケートは監督事務のため毎年七コント二百ミルレイスを次条記載の手統完了の日より起算して前後二期に分ち州金庫に前納すべきものとす。

第十八条

本契約契行のため東京シンヂケートは伯国内に於て業務を行ふの許可を得ることの証拠を堤出し、なお本契約履

行保証のため州金庫に二十コントスの保証金を供託する義務を有す。
但し右手続履行のため八箇月の猶予を与ふ。右猶予期限を経過するときは本契約は破棄せられたるものと認む。

第十九条

東京シンヂケートが監督費又は本国送還費納入の義務を怠りたるときは、右等に必要なる金額を前記保証金中より引去り、斯くして生じたる保証金欠損額は東京シンヂケート直に之を填補すべし。
若し之を怠りたるときは本契的を破棄す。

第二十条

植民地に充つべき州有未墾地を適当に分界して引渡を受けたる後一箇年内に少くとも百家族を定住せしめざる場合には、東京シンヂケートは契約を破棄せられ且共の保証金を没収せらるべし。

第二十一条

東京シンヂケート管理部員は移住民同様本契的に特示せられたる事件を除くの外、その適用を受くべき事件の性質により夫々すべての聯邦・州及郡の法律に遵ふべきものとす。

第二十二条

契約当事者間に紛議を生ずるときは之が解決のため首府の裁判所を選定す。

サンパウロ州政府に願書を提出してから、愈々契約書

の調印を見るに至るまで、一年有余の非常なる努力の結果を携へて青柳は急ぎ帰朝し、その使命完遂の報告を明治四十五年五月一日附で東京シンヂケートに提出した。而して前記契約の成立は、畢境するにサンパウロ州政府当局の特別の詮議に依るものであることを述べた後、結論として　此人心を利導し斯業を大成するには、吾等に於て有力なる営業機関を組織し、又我政府をして伯国植民事業に対し確乎たる積極的方針を立てしむること最も必要なりとす。

と論じ、契約に基き植民事業を実行するために必要なる営業機関即ち事業に相応する資金を有する一会社の設立につき、シンヂケート有志者の注意を喚起した。

よって東京に於て会社の設立を企てしも、何分にも最初より利潤を得らるる性質の事業でないため、資本家は何れも躊躇して容易に出資の勧誘に応じなかつたので此の上は政府の斡旋に頼る外なきに至つた。

然るに幸にも其の年十二月二十一日第三次桂内閣が成立し、桂総理大臣は外務大臣を兼摂し、大浦は内務大臣となつたので、桂首相兼外相の肝煎を以て、京浜に於ける一流実業家渋沢栄一男・日本銀行総裁高橋是清外三十余名を、翌大正二年一月十三日霞ケ関の外務大臣官邸に招

渋沢栄一

待し、斯の事業は国家のため甚だ有用かつ有益であるから、余り損益問題に拘況せず賛成するやうにとの趣旨を述べ、桂自ら躊躇せる人々を捉へて一々勧誘されたので一同漸く納得し、その会合に於て渋沢男を委員長とする会社創立委員が出来た。

次いで三月十日東京商業会議所に於て、伯刺西爾拓植殊式会社創立総会が開かれ、資本金百万円の会社が創立され、取締役七名、監査役三名を選挙し、子爵酒井忠亮が取締役会長、川田鷹が専務取締役となり、同月十五日設立登記を了つた。

斯うして会杜設立に予想外の日子を要し、之がため前掲植民契約第十八条に定められたブラジルに於ける営業許可の証拠提出期間（調印後八箇月間即ち大正元年十一月七日まで）は空しく過去り、契約は廃棄となる虞があつたので、先づ大正元年十月に州政府に出願して六箇月の猶予を与へられ、会社設立後の四月に再び出願して更に三十日間即ち大正二年六月六日まで延長を許された。

そこで此の期限満了前にブラジル聯邦政府から新設会社のブラジルに於ける当業許可の手続を完了することが急務となつたから、取蹄役青柳郁太郎は三月二十八日出発してブラジルに急行し、五月八日サンパウロに到着、直に聯邦政府に営業許可出願の手続を行ひ、なおその許可遷延の場合を慮り、サンパウロ州政府に又一箇月の延期を出願して其の許可を得てゐたが、聯邦政府の許可は案外速に進捗し、六月四日附大統領令第一〇、二四八号

を以て許可発令せられ、同月七日の官報に掲載された。なほ会社は同月十八目サンパウロ商業登記所に於て登録手続きを了し、八月五日サンパウロ州政府および東京シンヂケート間の植民契約を、伯刺西爾拓植株式会社に於て継承の手続を完了し、愈々本格的に棟民事業に着手することとなつた。

第二節　植民地事業の進展

創業時代ー現地の諸準備ー桂植民地ー試験植民時代ー青柳の懐旧談ー山田揚之助の回顧談ー困難続出時代ー土地難と其の整理ー経常資金の欠乏ー植民渡来の不振ー海外興業株式会社との合併ー（附記）植民地発展に貢献せる人々

（イ）創業時代

斯くてイグアペ植民地創建の事業は、青柳取締役現地に駐在して、親しく共の衝に当る事となり、事務員、技術員の詮衡も自ら之を行つた上、既記の如く大正二年三月二十八日東京発シベリヤ経由で渡伯し、事務員共の他四名は同月三十日神戸出帆の若狭丸便に依り出発し、五月十五日着伯した。

青柳はサンパウロに仮事務所を設け、創業に伴ふ諸事執掌の事となり、右四名の先発隊は植民地より出迎へたる藤田克己に同伴されて、六月三日サントスより海路イグアペ港経由、同月八日レジストロに入り、州政府測量

開始の事実を確めながら地帯一般の踏査に着手する事となつた。
　然るに州政府が契約により州有地を会社に交付するに当り先決問題たる土地区分事務即ち州有地・私有地の区別を行ふ作業が意外に面倒で仲々捗らず、州政府に於ては土地区分委員を任命し、委員等はイグアペ市に事務所をもうけ、専心これに従事したけれども、政府が法律の規定により私有地の限界を定め、その余を州有地とせんにあたりては、紛議百出し、これがため交付は著しく停滞した。
　たまたまイグアッペ郡会議長アントニオ・ジェレミアスは青柳に対し、イグアッペと予定本部レジストロのあいだに、３０家族ほどをいれる小植民地をもうけることを提案した。将来イグアッペ町がとりのこされないための布石であるという。
　そこで青柳は未占有の土地を返すほか、一切の条件なしなら考慮すると返事をした。
　そこで郡会の決議となり、９月下旬、おおよそつぎのごとき取り決めになった。

一、イグアッペ郡会はリベイラ左岸ジュプブーラにおける其の買収地約千四百町歩を会社に無償譲渡すること
一、会社は右の土地を二十五乃至五十町歩に区劃し、之に日本人を定着せしむること　但し五箇年以内に占有せざる土地は無償にて郡会に返還すべし

一、会社は右植民地内に五十町歩内外の試験農場を設くることを得

郡会の右土地提供は州有地交付遅延の際とて、非常に好都合であつたに相違ないが、郡会内幾多の異論を排し、譲渡条件を至極簡車なものとし、協定を成立せしむるに至つた裏面には、英人アーネスト・ヤングの斡旋があつた。ヤングは四十年間をリベイラ地帯の農業研究に捧げてゐた熱心家で、当時イグアペ農学校長の職に在り、将来も植民地に新設さるべき州立農事試験場長として、青柳から属望されてゐたが、翌三年（一九一四年）十月逝去したので、惜しくも其の実現を見なかつた。

郡会提供地ジュプブラには、早速試験農場開設を急ぐと共に、青柳は支店所在地を此所より水路一時間の郡役所所在地イグアペ市に移し、創業諸般の采配を揮ることに決し、一方六月以来レジストロの一般状態調査や隣接の州立植民地パリケラアッスーの実情調査等を試みつゝ待機中であつた先発職員等は、十月二十四日一時ジュプブラに全部集令し、農葉抜　師藤田克己・書記築瀬兵等は植民収容の諸準備に、大野長一・　野村秀吉・三浦源三郎の三人は土地の調査・測量に着手し、　新たに着任せる農業技師橋田正男は、主として農事試験に当つた。なほ橋田夫妻と同時に到着した医師北島研三は珈琲園共の他に於ける地方病研究のためサンパウロ用内奥地を巡回後、伯国に於ける邦人最初の医師としてイグアペに来任し、ここに人員は少いながら、開拓の陣容を整へるに

至った。

此のジュプブラ植民地は大正三年一月以降、桂植民地と改名された。それはイグアペ植民創業に対し、多大な援助を惜まなかつた桂公が、此の植民事業の実行を見るに至らずして逝去されたのを遺憾とし、故公爵を記念するため、イグアペ郡会に諮り、その快諾を得た結果であつた。

当時の首相 桂 太郎

（ロ）試験植民時代

大正二年頃は邦人の所謂移民も共の数甚だ少く、交通亦不便で、之をイグアペ方面に相致するには非常な辛苦が、伴つたが、日本からの植民移入及共の定着指導上是非とも確固たる経験を要するので、万難を排して最少限度三十家族の邦人移住者をサンパウロ州内に求めることを絶対に必要とした。而して此の雑務についても青柳自身これに当るの外なく其の苦心の如何に大なりしかは之を本人の回顧談により察することが出来る。

募集に当り、最も意外なりしは、サンパウロ州に於て既に数年の耕地生活を経た先着移民までが、なお出稼ぎの夢より覚めず、土着自営の考へなきことであつた。斯うした事情から奥地に於ける純農の募集は全く失敗に終

らざるを得なかラつたので、拠なく方向を変え、サンパウロ市内のコンデ街（註ーコンデ・デ・サルゼダス街の略称）で募集した。コンデ街と言ふのは邦人の職工・商人の住居する所で、飲食店・下宿屋等もあるから、珈琲耕地に不向の人即ち農業労働に耐へざる失業者の集る場所である。勿論植民地行自作農を募集する場所ではないが、この場合仕方がない。コンデ街に於て第一番に応募したのは、サンパウロ市の鉄工場に働いてゐた熱練職工数人である。何れも日本にありし時は、造船所又は海軍工廠に勤めてゐた者で、立派な機械職工である。その当時ブラジルの人の工場でも好遇されてゐたが、何分都会生活は高き家賃を払はねはならず、野菜も総べて買はねばならず、生活が容易でないので、農業には無経験なるも、方向転繰を試みようと言ふのである。その他大工・左官・商人上り・学生上り・或は珈琲耕地の生活に失望して耕地を脱走した者等で、合計三十家族を得た。中にはサントス着後三箇年に六箇所も諸方転々遂に落着場所を見出さず、日本へ帰らうか何うしようかと思案にくれて居た念入りの不平家族もあつたが、此の人は存外素直に落着き、後日手広く甘蔗を栽培して焼酎須造により相当成績を挙ぐるに至った。誠に不思講なものである。

これ等の人々が植民地に到着したのは大正二年十一月からである。その時植民地には農業技師二名・医師一名・土木測量師三人および庶務係一人先着し、会社側世話人の手は一通り揃ふて居た。

この三十家族が植民地に落着けば、自作農希望老も追々出来るであらうが、若し此の内より半年若くは一年の後植民地を退去する者続出する様だつたら、その理由の如何に拘らず、この事業は一時頓挫を免れぬであらうと思ふたので、私は此等を桂植民地に土着せしむるため全力を注ぐことに決心した。

私自身も植民地の近所に住居し、親しく職員と交はり、何やかと其の相談に与かり、同時に移住者とも馴染になることはこの際肝要と考へた。そこで本国との交渉上不便ではあるが。私は郡役所所在地のイグアペ市に住居することとした。こゝから桂植民地へはガソリン・ボートで一時間半で行ける。

此のイグアペ市も帝政時代、相当繁昌せる都会なりしことは、現在の偉大なる天主教会堂および所々に散在する大邸宅の廃墟に依るも容易に想像されるが、奴隷廃止後大地主達漸く他に移動し、今やすつかり荒れて住民も少く、営業としてはわずかに二、三の小精米場と種々の雑貨店と二軒の旅人宿あるのみだ。その頃は未だ電気も無く、所謂市街区域には牛がぞろ〜歩いてゐて、夜はうつかり散歩も出来ない。牛に突き当る恐れがあるからだ。

他との交通は、月二回サントス往復の四、五百噸の小蒸汽船に依る外なく、郵便物も一週三回サントスから飛脚に依り運ばれるのみで、サンパウロ市の日刊新聞は二日若くは三日後ならでは見ることが出来ぬ。それでも電信局があつて日本と電報通信は自由にやれた。

さて問題の三十家族は植民地に来たものゝ、直ちに各二十五町歩の地区を譲受け、独立農業を営まうとしない。また強ひてやらうとしても、大部分が農事無経験なのだから旨く行くまいと懸念から、最如は皆賃銀労働者として、建築或は試験農場に色々の仕事を遣らせた。その内に分益農業と称し、一種の小作農を創設したところ、これには希望者多く忽ち満員になつた。この方法は会社に於て各戸に土地十五町歩を無償提供し、瓦葺の住宅を造り、また必要ある道路を開通する。その代りに植民は自己の計算を以て米なり甘庶なりを耕作する。収穫はその二割五分を会杜に納めさせ、残り七割五分を植民の所得とするのである。後日聞く所に依れは、分益農を望む者が多かったのは、分益農は収接皆無の場合に於ても、一時無駄働きするだけで、白分の金を注ぎ込まないで済むためだそうだ。それ程に当時は皆自作農を危険視した。

幸に分益試験は成績良好で、甘蔗を作る者は砂糖又は焼酎製造で儲け、米作者は一町歩から籾七十俵（一俵は凡四斗五升入）内外取入れ、中には百俵の割合を以て収穫した者もある。尤も一町歩百俵の収穫者は夫婦二人の小家族であつたが、両人ともに善く働き種蒔は総べて夫婦二人自ら行ひ、決して人手を借らぬと言ふ様に用意周到であつた。

分益農の成績に依り、自作農の有望なることが分り、三十家族全部就地して各々独立農業を営むことになつたが、中には随分危なつかしい者もあつた。一日私が桂植

民地の主任橋田技師と一緒に各地区を巡回した時、移任者の一人は私共を其の米畑に案内し、技師に向つて云ふ『植付の際隣人の指図通りやつたところ、別の人来り稲と稲との間が狭過ぎる、もつと広くせねばいけぬと云ふから、全部植直しました。然るに先日外の人が来て、これでは間　が広過ぎると言ふた、一体どうすれはよろしいのですか』と。此の人商人上りで、サントス上陸後珈琲耕地に行つたが勤まらず、　生れて初めて米作をやつたのだと言ふ。

雑駁にして且農村不向の分子を多分に含める比の三十家族は、兎も角も、桂植民地に落ち着き、マラリヤ其の他悪疫に悩まされず、　何れも最上の健康を以て農事に従事した、この結果を斎したこと　は、橋田主任の支配並に指導宜しきを得たると、北島医師の予防　衛生に関する活躍の行届けること与って大に力あると共に、職員間に仲違ひなく、全員共同一致事に当つたことが、植民地の生活を愉快にし、移住者を安堵せしむるに頗る有力であつた。

間題視した此の三十家族の集団的自作農家は、期せずして在ブラジル本邦人を刺戟し、その思想を変改させる動機となつた、コンデ街のあの人々でさへ為し得るなら と言ふ所から、急に自作農の気運が勃興した・・云々。

顧れば明治四十二年、ブラジルに対する邦人植民政策樹立の鼓を鳴らしてより、赤道を越ゆること三回、既に

五年を閲した青柳が、この三十家族を以て成敗を決せんとした真摯な姿を思ふ時、そゞろに今昔の感を禁じ得ないのである。

当時初めて日本より来て、この地を視察した同会社本部関係の山田揚之助の、後日物語つた桂植民地の回顧談を左に掲げて、試験植民時代の結尾とする。

僕は大正二年の五月、此の地を訪問したのだが、所謂草創の際であつたから、職員も植民者も共に困苦欠乏と戦ひ、将来を開拓せんとしつゝある当時であつた。父母が伐木せる現場へ植民合宿所から弁当を運ぶ少女が、道に猿の群に出会して泣き出したなどの、山間僻地らしい珍聞も聞かされた、事務所職員合宿所も従来あつた家屋を応急修理しただけのものであつた。この事務所には橋田正男（夫妻）・藤田克己の両技師、北島医師・大野・野村三浦の三測量師、築瀬書記、石川潔（ガソリン・ボート運転士）などの猛者が合宿して居つた。僕なども自然これ等の人々の元気に釣り込まれて、収穫された籾の上に胡座しつゝ、深更まで酒を煽つた事が、今も強く記憶に残つてゐる。

安田治平夫妻（今の桂人会長）が永住すべく入植したのも此の頃の事である。大野君が一度測量に出たきり帰つて来ないので、鉦や太鼓で炬火をかざしつゝ、一同捜索したなどの珍談も酒の肴に出て居つた。植民地前のりベイラ河中の小島にはジヤカレー（註・鰐）が居ると

云ふ話だつた。北島医師が上衣もシヤツも着けず、頭に手拭を巻きつけ、怪し気な腰附きで丸木舟を漕ぐこと、が好きだと、野村君は笑って居つた。安田君は二坪位の仮小屋に三人家族で詰まって居た。又今日は上村常次郎が、兄弟で直径数米突の大木を伐り倒したとの噂が高かった、炭焼は盛んに行はれておった。会社経営の製材所は禾だ動いて居なかつた。兎に角何から何まで植民地創設期の気分に満ち、初めて日本から来た僕には物珍らしさと同時に、海外植民の並大抵な決心覚悟で行はれるも　のでないことを探く思はされた。然し当時の職員も植民者も強固な信念、奪ふ可らざる面魂、中々たのもしく感じられ、深更床に　入りて後、僕は破窓を洩るゝ月光を眺めて、独り云ひ知れぬ感慨に涙を絞った・・・・云々。

（八）　困難続出時代

凡そ移植民事業は決勝点のない競走の様なものである。途中から逃げ出せば、兎も角、之れに関係して居る間は、恐らく一代苦悩の絶え間がないであらう。而かも移住者今日の生命を預る責任者たるのみならず、兼ねて彼等子孫の将来をも担はねばならぬ難業である。嫌やなら辞めたらよいではないかと云ふ人には、勿論問題はないが、全社とは云へ、青柳取締役の場合は、そうは行かぬのである。自身が此の事業の主唱者であるばかりでなく、ブラジルに対する日本人としての面目から考へても、只前

進の一途あるのみだが、それにしても一難去って又一難来り、たまつたものではなかつたであらぅ。既述のジュプブラに於て試みられた植民の成績によって、何うやら確信はついたが、さて本格的にレジストロ植民地の開始に着手するや、たとえ様もなき憂欝な事どもが、それからそれへと纏綿して青柳を待ち受けてゐた。最も困つた問題は、植民地内に於ける先住ブラジル人の始末、次で株金払込額に因る資金の欠乏、更に本邦に於ける植民応募の不振等であつて、この三難は大正六年、同社が、新たに設立された海外興業株式会社に併合された後も永く統いたが、創業時代の苦慮には勿論比すべくもなかつたのである。

併し斯くの如き会社の経営難に拘はらず。移住者は年と共に落着き、その間迂余曲折はあつたものゝ、大体に於て好結果を得て、今日邦人数百家族の一大集団移住地となり、産業・衛生は固より、教育・宗教等の文化的方面にも漸次見るべき内容を整へ、ここに秩序ある農村を形成するに至った。両して斯くあらしめたる主なる原因は第一に此の地帯が優れたる健康地であつたこと、第二には植民地の指導的地位にあつた職員が、会社合併後といえども変らなかつた事であらう。即ち伯刺西爾拓植会社創設当時より青柳の知遇薫化を受けた人々乃至その植民事業に対する熱心な共鳴者に依って、永く陣形が護られたからで、この精神的な感化が物質をこえて、他の邦人農園地に求められない落着きと一踵の床しき気風を培

ひ養ったのである。

土地難と其の整理　植民地建設の基礎を成すものは、云ふまでもなく、土地の選定・獲得及これが区劃であるが、ブラジルの国情は此の点日本に於て想像を許さぬ複雑性と困難が伴ふてゐる。今日は左程でもないが、往時にあつては官有地・私有地の区別が極めて不朋確であり、而かも政府の方針は徒らなる地権よりも寧ろ国土開発に重きを置いてゐたから、官有地は勿論、私有地に於ても、何人に依らず之を開拓し、共処に住居すれは、届出でに依って占有権を認められ、この場合地主といえども無賠償で之を退去せしめる訳に行かぬ事情にあった。土地が無限に存し且無価値であつた昔は、政府に其の必要もなく、また金もなかつた為に、土地の測量と云ふものが殆んど出来てゐない。それ故私有地にあらざる土地を以て官有地となすと定められ、其の官有地は図上においてこそ大略分明するが、実際に当つて見ねば、前記占有権間題や境界関係等が判然せぬと云ふ始末である。青柳のレジストロ植民地も此の例に洩れず、州政府は確かに此の一帯を完全な州有地と信じてゐたに相違ないので、決して他意あつた訳ではなく全く不可抗的な結果と見るべきである。当時結果から見て、何故に官有地などを貰ったかと批評する人々もあつたが、私有地とても亦同じことであり、時に依っては更に厄介な全面的地権間題さへ発生する場合の少なくないのは、その後の実例に徴するも

明らかで、この点寧ろ官有地譲渡は内外の気勢から見るも、また州政府の責任上よりする斡旋保証に於ても勝ってゐたと評し得る。それにしても、かほど複雑混迷なものとは流石に青柳も考へてはゐなかつたであらう。

先づ第一にレジストロ市街地の買収から、州有地仮交付後に於ける是等の経緯を順次記述して、当時の苦渋を回顧しよう。

レジストロ植民地の門戸レジストロ市街予定地二百町歩内外の買収は、当初法外の高値を主張して承知せざりしも、桂植民地より牽制策が効を奏して、至極安価で大正二年九月に入り、正式に買収が行はれた。然るに此の買収地内には、二家族のブラジル人と一家族のトルコ人が住んで居て、容易に立退かうとしない。このブラジル人は、この地に住むこと既に五十年を越え、一族の多数は皆同地に於て生長したと云ふ事で、その立退を承知せぬ理由が仲々振って居り且つ真剣であつた。曰く『吾等は神の子である。神は無辜の民を其の住み馴れし地より遂払ふ筈はない』と頑張るのであつた。会社は余俵なくイグアペ郡長および州政府土地区分委員長などの斡旋を煩わし、土地六十町歩の割譲と移転料二コントスを以て、漸く一族の現住地立退を承服させたのである。一方トルコ人との商談は、別の意味で面倒があり、これ等のため土地代以上の失費を要した。

右レジストロ市街予定地に接近した州有地一万六千町歩は、大正三年九月二日、州政府より図上仮交付を受け

たのであつたが、実地詳細に調査の結果、この地域内にも相当数の先住ブラジル人家族があるのを発見した。そこで直ちに全般に互る土地計画を進むる事が出来なかつたため、暫く形勢観望の態度を取る事とし、兎も角基本の土地を得たので、逐次本格的事業進行の準備を整へたのである。

所が其の後地理的関係から、何うしてもこれ等土地占有者たるブラジル人家族の決済をせねばならなくなつたが、種々なる強硬な、出張が出て来て、容易に其の解決を見るに至らず、政府と披等の間に裁判沙汰まで起つた。併し是等に対する土地収用法も存せず、結局所有権を認められた必要地は、会社に於て之を買収するの外なく、差当り二千六百町歩を買収して第一期計画を遂行する事に決し、占有権のみの所有者に対しては追つて立退かせる事としたが、親の代より暮らして来た此の土地を取り上げられては、自殺の外無しと泣く者あり、土地所有者中には、代金の如何に拘らず、土地買却不承知の者あり、山奥の土地二三百町歩程を二十コントスならでは手放さずと言ひ張るあり、或は一町歩八十三ミルレイスを要求して譲らざる者等続出して大いに手古摺つたのであつたが、地方人の心理に通暁してゐた時の郡会議長故アントニオ・ジェレミーアスの人望と斡旋に依り、ともかく円満協定を遂ぐるに至った。

これ等の整理接衝は、州政府の内命に基き一切行はれたのであるが、土地の図上仮交付から約一箇年半を経過

した大正五年八月に於て、結局の実際交付面積は九千二百三十六町歩に減じたのであつた。

斯くて土地の整理的買収の第一期分が終了したのと、日本から集団植民を送致すると言ふ喜ぶべき快報に接したので、一同勇みたち、現場職員総動員を以て、先づカラピランガ河を中心として、約百五十地区の区劃作業と、これに必要なる道路の開設を急ぎ、昼夜兼行、万般の植民配置準備に遺漏なきを期したに拘らず、驚く勿れ日本からは予報に反し、鼠一匹来らず、同年度に於ける入植者確定は、いづれもサンパウロ州内外からの十六家族に過ぎなかつた。

植民地の地区計画は、予め森林中の河川と其の支流を踏査して、悉く之を測定し、附近一帯の地勢と共に之を図上に現はし、各地区毎に成るべく平坦地と水流を均分に含ませ、道路は最短距離を以て地区の間口を一貫するやう考慮せられた。而して此の図面を基として、更に実地に共の適否如何を対照し、集団地全体の交通系統を偏らしめざると同時に、建設費の節約を図る等、多大の苦心を要し、而かも実際に当つては以上の事どもが理想的に行はれず、地積の如きも廿五町歩は単に一地区の標準たるに止まり、植民の土地利用乃至大局的見地から、場所に依り相当広狭あるを免れなかつた。

この地区割なるものは、植民の土地経営上基礎的なものであり、これを誤ると植民の農耕上、致命的な経済関係を招致する大切な仕事である。所謂測量隊・道路隊な

るものは、植民地開設の第一線部隊で、原始林中に天幕を張り、或は椰子の葉で急造した仮小屋に雨露を凌ぎ、困苦欠乏と戦ひながら、奥へ奥へと移動する世にも勇ましく又惨憺たる作業である。

経営資金の欠乏

会社柳回の株式払込は、前記の通り三十万円であつたが、当時の為替相場は円当り伯貨一ミル五百レイス、即ち総額わずかに四百五十コントスに過ぎなかつた。試験農場の設置・家屋の建築乃至私有地買収等の固定資本、その他の一般経費の支出により、その四百五十コントスは、会社成立以来二箇年足らずで残り少くなり、余儀なく第二回株金払込方の要請が事業地より発せられたのであつた。併し一般株主のブラジル事情に通ぜざることや、偶々勃発した第一次欧洲大戦に基く日本財界の不安等により、容易に其の同意を得るに至らず、ここにもまた創業当路者の苦慮が窺はれるのである。

諸事漸く軌道に乗りかけた際ではあり、対外的にも此の事業を中止する訳には行かぬので、青柳取締役白身が一度帰朝して、現地事情の説明に当らうかとの案もあつたが、株主総会は川田専務取締役を事業地に派しその報告を待つて詮議すると云ふ気永い方針であつた為、一時全般に互り極度の手控へをせねばならぬ状態にあつた、かくて大正四年四月川田専務敢締役は農商務省派遣の同省農業技師片岡謙と共に来伯し約二週間植民地の実情調査をしたのであるが、その結果は州有地交付の遅延およ

び欧洲大戦に因る植民輸送難等の情勢に鑑み、事業年度延長の結論に達し、当初の四箇年計画は之を十箇年に改め、所定二千家族の外、分益農千二百戸を増加すべく、この為に要する土地の新規買収を断行するに決し、その趣本社に打電し、株金払込を要求することとなつた。

現地からの要請額四十万円に対し、漸く十万円払込の実現を見たのは大正四年八月中旬であり、この払込決定についても、相当曲折はあつたが、現地事業は差当り之で中絶に至らず、無事進行を続けることが出来た。川田専務取締役の来伯は、自然本社との意志疏通を計り得たのみならず、株主側の認識を改むるに至り、現地充実方針に基く相当の決意を深むるに役立った。

臨時株主総会に於ては、右十万円（伯貨百五十コントス）の払込に対してさへも相当の異論があり、中には会社の存立に影響するが如き提言なども出で、紛糾を極めたのであるが、幸ひ役員の熱誠により、辛うじて通過決裁を得たのであつた。左に二二の株主が発言した激しき論調を記載して、植民事業も亦難いかなと云ふ一面の消息を伝へる事とする。

株主甲の曰く

唯私共心配になりますのは、株主は皆政府の勧誘みたやうな関係から出来た。大臣の勧誘でもつて始まつたやうな仕事で、立派な御方ですが、仲々ブラジルへ行つて事業を見ると云ふことは出来ないから、詰り当局者を信用してやるより仕方がないが、兎に角三十万円の金は禄

に開墾も出来ない中に消えて仕舞った。あと四十万円で事務所を造るとか、病院を造るとか今内訳の金高を御話しになつた様に、さう云ふ風に金を払って仕舞った揚句に、投　じた資本を償却して相当其面日な計算に依て安心する配当を受く　る時代が来るかどうか覚束ないものではないかと、ひどく此の事　業に就て杷憂を抱かれて居る人もあります。云々

株主乙の曰く

私は思ひまするに、どうも御沙汰があれは否みも致しませぬが、　この会杜が出来た時分と今日とは時勢が変っていると思ひます　が、今の御報告のやうな仕事をして深入りしてからどう斯うと云ふことがありましても、甚だ遺憾では御座いますまいか（中略）。

大体に於て余程考物だと云ふのは、どうもこれまで斯う云ふ事葉は御承知の通り海外に向つて起つて居ります公共事業にして、例へば　東亜興業会社だとか、若しくは中国鉱業会杜と云ふ様な支那に向って起つて居りますものでも、多少政府でそれに力を入れて居る様で御座いますが、ブラジルの如きは何等さう云ふこともないと云ふ話で御座いますれば（中略）、私共も早く手を引いた万が宜くはないかと思ひますので、甚だ申上悪いことを言ふやうですが、　免に角存立していれば、相当な経歴ある人も御置きになり、御役員方にも相当な報酬も上げにやならぬと云ふ様な訳で、それも大変利益があると云ふ御議論があれは別問題ですけれどもどうであらうかと思

ふのは　ー　第一視察に御出でになつた方が御帰りになるまで待たずして弘込をすると云ふことは　ー　私は敢て払込に就　き異議は申上げませぬが、大体論に於て、私はどうぞ賢明なる相談役諸君・会長閣下始め御役員諸君の御熟慮あらんことを請ひた　いと存じます云々（下略）。

以上に依って察するも、十万円払込の株主総会が如何なるものであつたか、目に見える様であり、同時に植民事業に対する当時の所謂有識者の認識程度が判然する。

前述片岡農業技師は同年八月二十三日帰朝し、翌九月七日華族会館に於て、植民地視察所見の講演会を催し、専門的な立場から懇切な紹介乃至説明を以て一般の蒙を啓いた。

本社は大正三年十月初旬川田専務取締役の帰着を待って重役会を閲き、株主総会開催の打合せを為すと共に、十二月二日附を以て、予め実査結果および事発予定説明書を一般株主に配布した。斯くて十二月二十日に第三回株主定時総会を開き、川田専務取締役より植民地事情を詳しく説明報告するに至り、すでに華族会館に於て為された片岡技師の講演と相まって、株主の蒙を啓くことが出来、株金払込残額一株につき金三十円は、大正五年および六年中に分割払込むこととし、その割払金額並に時期を取締役に一任するの件が全会一致可決せられた。而して本社は事務の簡捷と節約を計り、現地の人事その他

を充実し、以て株主および事業地の期待に添ふ決意を固めた。当時右に関する酒井取締役会長の総会席上に於ける報告は左の如きものであつた。

川田君が植民地に行かれて、実際の状況を御覧になつて参られ　ました。その報告によつて我々一同は、将来事業を継続すること　の上に、大なる確信を得たのであります。既に其事が緒に就いた　以上は、本杜に於て執る事業及事務は総て植民地よりの報告をまとめて行ふと云ふ丈けでありますから、特に専務が全然要らぬと云ふ訳では勿論ないが、唯東京には専務を置く必要は無いであらう　と言ふことで、当分東京本社の専務を欠員のままにおくと言ふことに重役会及相談役若しくは大株主の御意向に依って、此の方針を　執ることに致しました。

それから会社の経費を成るべく節約し、其の費用の幾分でも之を事業地に供給すると言ふことは、将来事業を敏活ならしむる上　に、最も有効であります。併し他に之と言ふ節的すべき点も御座　居いませぬので、此の際重役一同の報酬を辞し之を以て事業地に　相当の人を送り、益々事業の確実を期すると言ふことに致しました。

斯様の経費節約を断行するに至つた外に、嘱託員の全部を解任し、家賃も一箇月五十円以内に切詰むる等、諸

事徹底的に緊縮整理を断行し、一方事業地には在任取締役の下に植民地支配人を置き、現地充実方針を計る真剣味に依り、第三回株金払込は、大体予想外の好成績ではあつたが、本邦より植民の出発はなく、配当亦行はれず、海外事業の進行模様も充分判明せざりし為、不安であつた小口株主中の一部に於ては、株金払込が自然怠り勝ちであつた。この株金払込の延滞は事業進行上支障となるので、己むなく期限附で払込方を催告し、履行を見ざれば、遠憾ながら失権とするの外なしと決し、結局人員五十一名、その株数六百五十七株の失権整理が行はれた。

右失権株は後日大浦子爵の仲介斡旋に依り、中村清七郎が全部これを引受くるに至った。

植民渡来の不振　測量をし、道路を開き、地区を区劃し、更に職員の住宅や事務所・病院・試験農場等諸般の準備をして、これに植民が渡来せぬと云ふことは、恰も立派な貸家を建てゝ借家人がないと同様で、これ程不生産的な事はないのである。配当が欲しいなら、株主は進んで一人でも多く植民を送るに加勢すべきであるのに、反対に自分等の事業に対し悪声を放つ者さへあつて、実際に於ては事の運びが仲々容易でない所に植民事業の困難が存する。

日本内地に於ける植民の渡航取扱については、移民保護法に准拠し、当時同法の適用を受けて居た三移民会社より成る移民組合との間に、植民募集並に輸送委任の契

約が大正五年五月十八日に取交はされ、外務当局の認可を得たのは翌月十六日であつた。斯くて第一回植民募集は直ちに開始せられたのであつたが、その結果は大失敗に終つた。

植民募集は東洋移民・南米植民・森岡移民の三会社が直接当つたのであるが、自作農を自的とする為、人気一向に引立たず、一家族四百六十円限度の仕度金融通をも為す事に決したに拘はらず、予定二百家族に対し、逐次減少の悲観情勢を辿り、緒局四家族を募集し得たに止った。失敗に関して、相談役会に於て、渋沢男の質問に対し、同社重役が原因として数へ立てた所は、左記の如き事どもであつた。

（一）地方米価下落の影響に因り、渡航資金の融通を困難ならしめたること

（二）ブラジル貸幣相場の下落

（三）現在ブラジル移民よりの送金の減少

（四）福島地方へ植民地は不健康地なりとの誤報ありしこと

（五）福岡県移民の就働せる耕地の一部に流行病のありしこと

（六）渡航準備に多額の金子を要すること

（七）家族構成の簡易ならざること

（八）恰も本邦の農繁期である上に、募集期間僅に四十日に過ぎざりしこと

以上の理由とする所に依って考ふるも、未だ一般は出

稼ぎ棍性を脱せざる状態にあつたことは事実であらう。それにしても三社総動員で日本全国から僅々四家族とは驚くの外ない。

恐らく第一の原因は伯刺西爾拓植会社それ自体が募集に当れなかつた事にあると思はれる。

植民地経当の基礎は人と土地にある。折角植民地の方は入植準備が出来たのに、日本に於ける斯くの如き大切な植民募集の一大失敗は、直ちに全般の経営上にも影響せずには已まない。即ち度重なる重役会議に於て予算の修正、事業遂行の困難等が叫ばれ、結局政府に拉きつく外ないと云ふので、次の如き請願書となつて現はるゝに至つた。

御　願

本社成立以来細心事に臨み、鋭意事業の進捗を計りしと錐も、創業幾何ならざるに、禾曾有の戦乱に会し、会杜の存立を危くする事一再にして止まず。今や我が聯合側の捷報頻りに至り、遠からずして輪送其他の困難は除かるべしといえども、本杜事業の前途には、なほ幾多難関の横たはるあり、就中事業予定の遅れより生ず　る会社経済の欠陥を最とす。元より本社の使命は邦人発展の指導たり先駆たるを以て任ずるものにして、区々たる営利のみを云々　す可きに非ずといえども、零砕なる多数株主中には家政上同一率を以　て論ずるに忍びざるものあり。

幸に目下植民地にある同胞は僅かに三十余家族に過ぎ

ざるも、自ら新日本の創設者たるを期し、勤勉倦む事なく、着々成績を収めつゝあり。今後我が農民の成功期して疑ひなきなり。

今や戦乱たけなわなるに早く既に、米大陸が各民族の発展地たらんを説けり。此世界的自由競争場裡に於て、大和民族の経済的膨脹を遂行せんとす、事固より容易に非らざるなり。願くは本杜徽意の存する所を諒とせられ、何等かの方法に依り、本社経済上に御援助を与へられむ事切望の至りに堪へず。ここに別冊事業概況書相添へ奉懇願候也。

大正五年八月十七日

伯剌西爾拓植株式会杜
取締役会長　子爵　酒井忠亮

外務大臣　子爵　石井菊次郎殿閣下

第一回植民募集の失敗に鑑みて、第二回は無理算段して、植民に移住資金を融通することにした。これに対し現地側としては絶対反対の意見があり、強ひて必要とすれば平時船賃と戦時船賃の差額位を以て限度とするやう強硬な意見を開申した。これは誠に当を得た意見であつて、直接植民地経営の経験ある者ならでは解らぬ事であるが、斯うした貸付の回収責任が、現地側にあると云ふばかりでなく、植民が出発当初から会社に対し負債を帯びることは、植民地の社会的発達を阻害すること之より

甚しきはないのである。併し植民を出さうと云ふ本部側から見れば、また無理もない事であつて、結局一家族九百円限度の融通をする事に決し、積極的に募集をする事となり、大正七年八月末まで条件づきで五百家族の募集許可を外務省から得るに至った。この認可交渉は大正五年末から始まり、翌六年三月二十三日に及ぶと云ふ之れも亦気永い話であつた。そこで翌月二十日から、今度こそはと幻燈・講演等あらゆる方法で募集に取りかゝつた。予定家族数は年内二百家族、内百家族は二箇月後の六月始までとし、残り三百家族は次年の計画で、総動員大車輪の奮闘をした筈であつたが、これまた六月始までに二十二家族と云ふ不成績に終った。

この不振理由としては左の三項が挙げられて居る。

一、戦時にて内地労力の需要多かりしこと

二、養蚕繁忙期に際し、海外移住を企つる意志なきこと

三、募集機関の末だ完備せざりしこと（但し回を重ぬるに従ひ漸次成算ある見込）。

斯くて漸く募集に自信が出来て来た結果、同年末までに予定の約五割即ち九十九家族を送出することに成功し、次年は百五十家族を得て、全予定数の半ばに達した。併し大正六年中に、移民会社の珈琲耕地行労働移民は、九百家族もブラジルへ出てゐる所から見ると、伯剌爾西拓植会社の植民は相当不成績であつたと評してよい。

第二回植民募集の直後から、拓殖事業の継続の為には、何等か採算的な有利事業を併営して、その利益に依る外なしとの案も出で、新資本百万円を以てする珈琲園兼営に関し考慮せらるゝ一方、東洋移民・南米植民・森岡・日本植民等の移民会社との合同談なども狙上に上り、また政府に対し低利資金の融通運動等も試られた。取締役会長酒井忠亮子爵の『御願』一件もあり、日本財界は漸く欧洲戦乱から好影響を招来し、凡ての気運が躍動的となつたので、遂に移植民全社合同統一の方向へ直進する事となつた。

海外興業株式会社との合併　大正六年七月の臨時議会に於て、政府は移植民政策の改善および海外企業投資助長の必要上、金融機関の中枢たらしむべき東洋拓殖会社法の改正を企図し、無事通過したので、愈々海外移植民事業逐行上の統制強化を計るため、勝田大蔵大臣は翌八月関係移植民会社の代表者を其の官邸に招集し、中村外務省通商局長列席の下に、移植民会社の合同促進の要を説き、かつ新会社の資金を東洋拓殖会社より融通方につき、斡旋すべき旨の内示を与へらるゝに至った。

合併問題の動機は、この時に発したのであるが、移植民事業の合同の促進方に関する要旨は左の加きものであつた。

一、政府は予てより移植民事業を国家の政策の一として之を樹立し、益々助長発展せしむる必要を感ずるこ

と

二、右の趣旨を実現せんがため、第一歩として本年臨時議会に於て東洋拓殖会社法を改正したること

三、此の際関係会社は事業の統一を為し、発展の実を挙げんがため、合同して有力なる一機関を設立する様尽力ありたきこと

四、右につき東洋拓殖会社と連絡し、その方法を定め、提携すべきこと

この慫慂に対し、各社代表交々その所信を披瀝し、具体案を定めて成るべく速に進捗を期すべき旨答へたが、その骨子案作成のため、各社より全権委員一名を選出せしむることゝなつた。

斯くて会社現在の権利義務一切を、そのまゝ合同会社に引継ぐ条件を以て参加することに、在京取締役の意見一致し、その旨青柳植民地担当重役に通告した。而して十一月二十一日本社重役会に於て、新会社の重役として青柳郁太郎の外酒井取締役会長を挙ぐる決議をなした。而して右合同に対する青柳重役の意見は、必ずしも賛成ではなかつたが、大勢の赴く所遂に全移植民会社の合同成つて、ここに売本金一千万円の海外興業株式会社なるものが出来上り、爾来多年辛苦のイグアペ植民地は、この新会社の経営に移つたのである。

附記　イグアペ植民地小史を終るに当り、同植民地の発展に大切な役割を果たした人々に就き記して、後日の

為に残したいと思ふ。

藤田克己

郷里は滋賀県、盛岡高等農林学校を出てから、明治四十三年一月伊藤清蔵農学博士と共に、農業経営の目的でアルヘンティナ国に渡航、同年七月ア国を辞しブラジルに転航、同四十四年十一月偶々東京シンヂケート代表として来伯の青柳郁太郎の希望に依り、イグアペ植民地予定地調査に従事、大正二年三月伯刺西爾拓植会杜創立と共に同杜技師となり、爾来大正十三年八月までレジストロ植民の指導に任ず、辞任後も昭和五年六月まで農業に従事しつゝ、同杜の嘱託として植民地の発展に努力す。昭和五年六月サントス市に移転してより現在に至るまで、ジュキアラ線にバナナ園の経営を持続してゐるが、その間　多年サントス日本人会長、在伯日本人文教普及会役員等を歴任、目下サンパウロ市近郊リベイロン・ピーレスの私邸に於て、イグアペ植民の子弟を預り専ら教育の事に日を送ってゐる。清楚な庭園には草花嗅き乱れ、夫婦ともに恬淡、功名利達をよそに、浮世の鹿埃に遠ざかりつゝ、静かに残生を送ってゐる。

北島研三　に関しては衛生史の部参照。

白鳥尭助

元日本銀行員であるが、日露戦争の際応召、陛軍中尉

として満洲に出征中、病を得て帰朝し、銀行もやめて専ら静養、　病漸く癒ゆる頃、伯刺西爾柘植会社が創立されたので、之に入社し、本店事務長となつた。大正六年六月シヤトル丸にて渡伯、　永くイグアペ植民地所長の椅子に在ったが、後海外興業会社サンパウロ支店長となり、病を待て帰国の途次、昭和九年十月十　五日船中にて病没した。非常に謹厳な人で、稀に見る人格者であつた。

原梅三郎

神戸日伯協会の中心人物たるは周知の所なるが、この人は慶応大学卒業、入社後レジストロに転勤、イグアペ人として絶大な努力と熱血を注いだ拓人であつた。お酒と馬が好きで、　物にこだわらず、而かも常に満ち足れりといふ感じのする風格を特徴とする。

高野留七

東北人だけあつて、これはまた辛抱強い人で、恐らくイグアペの主であらう。北鳥医師の助手として勤め、同医師没後も専心衛生の事に携つて、今日に及んで居る。或は其の師北　島の墓の隣へ骨を埋める気かも知れぬ。曾て高野の怒った顔を見た者は無いと云ふ。それ程気の永い寛容な人物である。

大野長一

大正二年青柳郁太郎と前後して桂植民地へ乗り込んだ

一人である。元東京市の土木技師で、随分永い事イグアペの山の中で暮らした。ブラジルで結婚し、その娘の一人は先年サンパウロ洲を代表しリオデジャネイロ市の全伯国中等学生の学術会で一等賞を克ち得た。この人も原梅三郎と同じく大分お酒が好きで、酔うと眼を細くして欠伸をする癖があつた。現在サン　パウロ市に住んでゐる。

野村秀吉

大野長一と同船で渡伯、矢張り先駆の一人であり、土木技師である。現在はパウリスタ線のマリリアにいて、地方の顔役だが、その長勇も亦非常な秀才で、日下大学在校中である。

イグアペを出てからノロエステに移り、爾来損したり儲けたり　又損をしたりしてゐるが、ブラジルの土木技師の資格を有するから、其の点は力強い。昔は大分飲んだが、今は子供の手前謹慎してゐる。

以上の人々が其の若い時代を、熱と意気とで青柳の手足となつて働いた。其の力と植民地に与へた感化とは絶大なもので、やがて無形の遺産として次代の日本民族にうけ継がるゝであらう。

第二章　邦人植民事業

（その二、アリアンサ移住地）

緒言ー海外移住組合法制定の由来ー建設の発端ー信濃海外協会の組織ー設立趣意書ー二十万円・五千町歩の植民地計画ー本間知事の一大宣言ー建設着手と永田・西沢の奮闘ー土地買収ー当時のブラジル側事情と移住地の経過　ー結言

緒　言

アリアンサ移住地の建設は、前章に叙述せるイグアペ植民地が、事業会社の形態を以て企劃逐行されたのとは趣を異にし、時代に先行した民間団体の劃期的海外発展運動であつただけに、その過程は並々ならぬ波瀾と苦酸の連続であつた。

民間団体といへば、大正四年以降、諸府県に設立された所謂海外協会は、左記の如く

団　体　名	設立　年月
熊本　海外協会	大正　四・七
広島県海外協会	〃　四・九
和歌山県海外協会	〃　七・一一

防長海外協会	大正	七・一一
香川県拓殖協会	〃	八・一一
岡山県海外協会	〃	九・一
信濃海外協会	〃	一一・一
沖縄県海外協会	〃	一一・一一
熊児島県海外協会	〃	一三・一一
三重県海外協会	〃	一三・一二
長崎県海外協会	〃	一四・二
石川県移植民協会	〃	一四・三
福岡県海外協会	〃	一四・一一
富山県海外移民協会	昭和	二・一
静岡県海外協会	〃	二・八
山梨海外協会	〃	二・九
岐阜県海外協会	〃	三・四
福島県海外協会	〃	三・五
佐賀県海外協会	〃	三・六
高知県海外協会	〃	四・七
大分県海外協会	〃	四・三
青森県海外協会	〃	六・四
群馬県海外協会	〃	六・四
茨城県海外協会	〃	六・五
埼玉県海外協会	〃	六・八
鳥取県海外協会	〃	六・八

徳島県拓務協会	昭和	七・五
宮城県海外協会	〃	七・九
秋田県海外協会	〃	七・九
千葉県拓務協会	〃	七・一〇
山形県拓務協会	〃	八・九
愛知県海外協会	〃	八・一〇
新潟県海外協会	〃	一〇・四
滋賀県拓務協会	〃	一〇・八
東京府海外協会	〃	一〇・一〇
愛媛県海外協会	〃	一〇・一〇
岩手県海外協会	〃	一〇・一二
宮崎県海外協会	〃	一二・一
島根県海外協会	〃	一二・二
神奈川県海外協会	〃	一二・三
栃木県海外協会	〃	一二・五

総べて四十一団体であつた。

もちろん此等諸団体中には、拓務協会・移植民協会等の異つた名種を用ひ、また稀に県名を冠らせてゐないのもあるけれども、その目的および事業の内容に至っては、何れも大同小異で、要するに各府県民の間に、海外移住発展思想の普及発達を図り、かつ移植民の保護奨励に関する諸般の調査・斡旋・施設等を行ふにある。即ち国利民福を主とする公益団体であるから、その事務所は大抵当該府県庁内に置かれ、かつ府県庁と緊密なる連絡を有する。

なおこれ等四十一箇の協会の外に、府県と直接関係なき北海道海外協会・海外協会中央会等もあり、各団体の活動振りには、彼是の間に顕著なる差等が認められる。中に就いて、設立年月の順位に於て第七の信濃海外協会が、率先してアリアンサ移住地の建設に着手し、つづいて熊本・鳥取・富山三県の各海外協会がこれに参加し、公益団体としての奉仕運動の実を挙げたのは、特筆すべき壮挙といわねばならない。

イグアペ植民地にせよ、アリアンサ移住地にせよ、何れも当時に於ては先駆的使命を以て生れたものであつたから、経営当事者は終始苦労に苦労を重ねたのみか、時には無理解者の誹謗悪声を忍び、戎は道理なき圧迫をさへ堪へねばならぬことに於て、彼是変る所はなかつた。されど育つべきものは当然育ち、両移住地の歴史的役割は、その形態に於けるよりも、一貫した経営者の赤誠に

依る精神的感化乃至影響に於て、甚だ有意義であつたと言へるであらう。

今日アリアンサ移住地の経営は、拳げて『ブラジル拓植組合』の管下に移つてゐるが、抑も『ブラジル拓植組合』の母体たる海外移住組合法の制定さへ、実は同移住地の進展につれ、時の勢を得て具現化されたものと称するも失当にあらざるべく、而かも楽屋の化粧師は殆ど全部アリアンサ関係者若くは之が共鳴者であつた。それ故もしアリアンサ移住地の建設がなかったならば、おそらく現在ブラジルにおける邦人移住地の眼であり口であるところのチエテ・バストス・トレス、バラスのごとき存在は考えられなかったであろう。この海外移住組合法制定の由来に関し、昭和二年五月二十日信濃海外協会発行の『南米ブラジルありあんさ移住地の建設』なる一書に、左の如き記述がある。

信濃海外協会に於ては、南米ブラジルにアリアンサ移住地を建設するに当り、之を産業組合法に依り実行したき希望を以て、百方努力したるが、当時に於ては小平権一氏が農商務省にあつて、産業組合法を改正し、移住組合も此の法律の範囲で実行のできる様にしやうと云ふのであつたが、後小平氏は農商務省を去って産業組合中央金庫に転任され、農商務省は、現行産業組合法に依っては移住組合を実行することは出来ないし、又法律の改正においても熱がないのみならず、信濃土地組合の如き

は、将来其の設立を認可せぬ旨、各府県に通牒を発して仕舞ふた。斯くて協会は移住地の経営を産業組合法に依ることを断念せねばならなかつた。併し此の種の法律は絶対的に必要であることは明かであるから、『移住組合法』を単行法として制定せしむるの決意をなし、之が実現に努力して来たのである。

乃ち第五十議会に対し、『移住組合法制定に関する建議案』を提出し、次で第五十一議会に該法案を提出して、津崎代議士専ら議会に於て之が説明をなしたが、逐に審議未了に葬り去られた。併し協会は之に属せず鋭意其の遂行に努力し、第五十二議会に於て各派の賛成を得、重ねて同案を提出することゝなつた。勿論此の時も津崎代議士が中心となつて活動してくれたのである。右法律　案は衆議院本会議に上程され、委員付託となつた。此の間一方外務省を中心とし、内務省の協力を得た『海外移住組合法案』も議会に提出され、委員付託となつた。仇て政府案の方を通過させることに決定し、貴衆両院の無事通過を経て、昭和二年三月二十九日信濃海外協会の努力は酬ゐられ、ここに同法は公布さるゝに至つたのである云々。

之に依って見るも、アリアンサ移住地建設当時者等が、如何に営利会社の形態を逸脱して専ら国民の海外発展を熱望して居たかの一面を知ることが出来ると共に、該法律の実施に際しては、当然アリアンサ移住地もその運営

下に参じ得るものと、自らも亦世人も信じて疑はなかつてのであるにも拘らず法律は既往に朔らずとの理屈から、意外にも之が通用から除外されたのであつた。折角汗をかいて作つた油揚を鳶にさらはれたアリアンサ移住地は、これでは堪まらずとあつて、翌昭和三年九月夫々海外移住組合を設立して、移住地経営主体を海外協会から之に肩替りし、以て同法の運営下に合体せしむる事となつた。移住地は後年更に『ブラジル拓植組会』の経営に移り、今日に及んでゐるが、アリアンサ移住地は、前述の如き主体の変遷にも拘らず、『ブラジル拓植組合』移管まで、中心人物に変りがなかつた上に、移住者一般の素質が傑れて居た結果、内容外観ともに健実なる発達を遂ぐるに至つた。

建設以来既に十有七星霜を閲し、内外の情勢また頓に急を告げ、在伯同胞に何等か新しき発足を要求しつゝあるかに見ゆる。蓋し歴史は骨董品にあらず、久遠に滅せざる活物であり、この事実を如何に見或は考ふるかに依つて、同胞の選ぶべき進路は、自ら定まるのである。

以下アリアンサ移住地に関し記述せんとする所以も、亦叙上の趣旨に外ならぬのである。

一、建設の発端

アリアンサ移住地に就て記述せんとするには順序として、当然これが経営主体たりし信濃海外協会のことに触れねばならぬ。同協会の組織を見たのは大正十一年一月

二十九日のことで、日本に於ける海外協会としては、寧ろ歴史は新しく、熊本・広島・和歌山・山口・岡山等の諸県の如く、古くより県民の多くが海外に雄飛してゐた地方には、既に此の種機関は存立してゐたのである。併し其の事業は主として北米またはハワイに於ける県人と之が郷里との連絡を図る程度を出でず、活動分野は至って狭く且消極的であつた。

当時長野県に於ける在外者の数は極めて少く、従って前記の如き内容の海外協会であるならば、元より其の必要はなかつたのであるが、県下の機運は漸次積極性を要求しつゝあるものの如く思考された。即ち大正三、四年の交より、信州の信濃教育会は、特に努力すべき四大方針の一として、県民の海外発展に関する決議をなし、これが委員中には、後年海外発展最の為に倒れた中村国穂、今井新重等の如き偉大なる教育家もあり、他面その頃青年郡長として知られた、後の代議士鹿児島県人津崎尚弍の熱意や、さらに日本力行会長永田稠などの馳せ参ずるありて、信州の海外発展はまず『小学教育より』のスローガンをもって運動をおこした。この事が十年後に於て、次第に芽生ゆるに至ったのである。

而して右の如き実情に即応する為には、微温的徒食の協会であつては、到底その使命を果たし得べくもない所から、一歩進んで能勤的な趣旨主張を以て信濃海外協会は設されたのである。その設立趣意書は左の如きものであつた。

種々なる意味に於て、特に我国の杜会上経済上から見て、国民の海外発展が非常に重要且必須な問題となつて来たことは．最早争ふ可からざる事実であると信じます。然るに之を如何にして実現せしむるかの大切な間題に至つては、遺憾ながら多く顧みられぬ現状にあると存じます。海外発展は元より国民の自覚と自由意　志にまつべきではありますが、又同時に之を指導し後援し、　更に在外先輩をして後進者のため道を開かしむるの方策を忘れて、　到底健実なる海外発展は望まれぬと存じます。欧洲先進国が西に　東に雄飛を試み、其の国民的膨脹をさかんにするに至れるも、所詮当　路者の懇切なる指導後援と完全なる組織に因る所大なるを思ふ時、　私共は一種異様の寂蓼を感ずるのであります。

我長野県に於きましては、幸ひ近時県民の自覚と先覚諸賢の貴き犠牲的運動に依って、漸次其の熱度を此の方面に加ふるに至り、　誠に欣快に堪へざる所であります。而して此の傾向を衰退せしむ　るなく、更に永続的に層一層組織的統一的に、労資相侠って一段の光彩を県民海外発展の上に求むるには、どうしてもここに権威ある機関の設立を緊要と考へます。現代の世界に無主の国はありません。従つて所謂海外発展も、悉く他領土への国民的膨脹である以上、国際的誤解を成るべく避ける点に於ても、又郷党的親睦を　善用する意味よりするも、地方的協力が最も効果の大であることは信じて疑はぬ次第であります。信濃海外協会設立の趣旨も実に叙上の理由に

外ならぬのであります云々。

以上の趣旨に則り、時の国勢院総裁小川平吉・貴族院議員今井五介・県知事岡田忠彦・県会議長笠原忠造および信濃教育会長佐藤寅太郎の五名発起人となり、創立を見たのであるが、その楽屋裏は永田稠、宮下琢麿、ならびに当時ブラジルより帰朝中であつた輪湖俊午郎の三名が、精々立働いたのであつた。更に事のここに至りし裏面的消息を語らば、実に縁は不思議なものとの感なきを得ぬのである。

貴族院議員　今井五介

それは大正九年半ばの事、当時前記輪湖はイグアペ植民地の奥に道路工事の監督をしていたが、そぼ降る雨の日の夕暮馬を馳せて一人の使者が来た。「只今日本力行会の永田さんが、北原地価造氏宅へお着きになり、あなたにお会ひ致したい」との伝言であつた。六月と云へばサンパウロ州は降霜を恐れる冬のさなかである。北原宅の土間に焚火をして、三人は一夜を語り明かした。その頃永田は四十歳に漸く手の届いた年輩であり、北原と輪湖も亦三十前後に過ぎなかつたから、恐らく天下の議論に熱を拳げ花を咲かせたことであらう。

この事が縁となつて、翌年大正十年初頭、輪湖は日本へ帰り、ブラジル発展に関して力行会長と大いに劃策する所あつたが、時機適当ならず、遂に不成功のまゝ空し

く其の年も暮れんとした。輪湖は妻を残しての帰国であり、その上留守中長男病死の報に接するなどの事情のため、気も腐つて帰心矢の如くであつた。併し折角のこと故、今暫く日本に滞在して見てはどうかと、永田は頻りに勧めるのであつた。同年十一月のことである。県下の機運も相当動いている様子ゆゑ、方向を転じて此の際信州に海外協会組識し、それをブラジルへの土産として、第二段の構へに備へてはどうかと、永田は輪湖に対するせめてもの心尽しとして持掛けたのである。斯うした話から、その夜永田は東京を出発し、折柄諏訪郡に出張中の岡田新任知事を追ひかけ、翌日長野県庁への汽車中で、信濃海外協会設立の電撃的了解が、両者の間に纏まつたのであつた。設立までには、勿論相当の軍用金も必要であつたが、それ等の経費は、今井五介が喜んでポケット・マネーを惜気なく掴み出したのである。縁と云うふものは誠に不思議なもので、到底人智の計り及ばざる筋書の如く見へる。何人も自己の意のまゝに働いてゐるかに思つてゐるものゝ、と云ふて自己の力で此の世に生れ出でたと考へ得る人は恐らくないであろう。

　既に自己の意志に依らずして生を享けた人間である。苦楽成敗とも与へられる誠の鏡にかけて終始する以外、人の選ぶべき道はないのである。些々たる一海外協会の設立も観じ来れば、信と同情とに繋がる機縁が、人の心を動かし、計らずも移住史の一頁を飾る資材として世に浮び出でたのであつた。

輪湖は海外協会の組識成ると共に、当時新設された県庁社会課に協会の看板を掲げ、暫く之が常任幹事として留まつたが、その頃日本に鴨緑江節が流行しかけたので、これをもブラジルへの土産にと、頻りに稽古して居た。初めは小声で歌ってゐたが、調子が良くなると、段だん声が大きくなる所から、県庁内でそれ丈けはやめて貰ひたいと課長さんが苦情を申し出た。小言の出た頃は相当上手にもなつていたし、常任幹事の後任も出来たので、輪湖は同年三月、桜を待たずして妻の住む国、長男の墓を作った国ブラジルへと去ったのである。

その出発まえ輪湖が永田と相談して、協会の総裁たる岡田県知事に提出したのが、二十万円・五千町歩の植民計画で、その趣旨は大要左の如きものであつた。

一、海外発展の運動は、言葉や文字の上の宣伝丈けでは意味がないのみならず、やゝもすれば無責任に陥り易い。宜しく協会自らブラジルに植民地の経営を試み、現地に於て県民指導と共に、その苦楽を一にすべきである。

一、植民地の面積は五千町歩内外を現て最低標準となす。すなわち一戸あたり２５町歩として、訳二百家族を収容するにたり、この家族数と面績とは、一村を構成し、産業・教育・衛生等の施設乃至経済的自立の観点より、最小限度のものと考へらる。

三、これが諸経費概算二十万円を要す。この資金は、県下有志の寄附にまちたし。その理由の一は、常利事業

にあらざること及　万一の場合といえども協会本部の経済に累を及ぼさゞる為であり、第二には右資金が順調に回転する暁は、更に第二期五千町歩計画に前進すること可能だからである。

四、海外協会の植民地経営は、我が国に於ける最初の試であり、斯かる団体の責任ある運動は、やがて国策を海外発展に導く天下の一大快事であるから、万難を排して御努力御斡旋を願ひたい。

勿論この様な案が容易に具体化されようとは、永田も輪湖も考へてはいなかつたし、案の定岡由知事は聡明な政治家だけに、海外協会を作ったからとて、直ちに地球の果てに捨つべき二十万円を拠出せよとの狂気じみた号令を、県下有志に掛ける筈はなかつた。斯くて此の植民地計画書は、知事の抽斗に冬眠を続けて居たが、次代の本間知事の時に至って、俄然目覚めたのであつた。即ち大正十二年度の協会総会に於て、本間総裁は信濃海外協会に対し、退いて協会の解散か将た進んで百尺竿頭かの強硬案を有したが、結局後者を選ぶの一大決意を示し、同年五月十三日海外協会の役員および各郡市長を召集し、次の如き一大宣言を発表するに至ったのである。

これは信濃海外協会に於ける空前の宣言であると同時に、我が日本の海外発展史上に、一時代を劃する原動力となつたものと見られるのである。

ブラジル移住地建設の宜言

本日特に信濃海外協会代議員並に支都長諸君の会合を煩はしたる動機と経過に就て一言述べやうと思ふ。

我が信濃海外協会は、創立以来ここに一年有半、此の間専ら海外思想の普及宣伝に努力し、若干渡航者に対して便宜を計り来りたる程度の事業に過ぎなかったのである。

併しながら熟々世界の大勢を観望し、移民の実情に鑑みれば、大いに考慮を要すべきものがある。自分は新任早々宮下・永田両君の話に依つて、信濃海外協会なるものゝ存在を知り、本年の初頭に於て総裁としての引継ぎを受けたのであるが、爾来当協会の趣旨・目的・長所・短所に就きて考慮を回らしたのである。

欧洲戦争後諸外国は内政の整理に忙殺され、従前の如く国民を海外に送ることは因難な事情にある。財政の方面よりも、又屈強な壮年即ち労働者の数を減じたることよりしても、移民植民の事業は当分停止の状態にあるのである。

然るに我が日本は大戦中幸に人命を失ふことも少く、経済上には莫大なる利益を占め得たので、之等の利用を考ふれば、海外に膨脹発展せしむることが、最も機宜に適したものである。此の機会に、成るべく多くの人を海外に送り、国運発展の基礎を確立しておくが急務であると信ずる。

然らは何処へ人を送るべきか、アフリカ大陸は土地広

く、人口稀薄にして、文化の程度亦低く、開発の余地は相当あるが、早く既に欧洲諸間の縄張の中に置かれてある。独逸も此処に広き土地を持って居たが、英国や仏国に分割されて、彼の大陸は全く我国に向つて閉鎖されてしまつた。

支那は行きて日本人に競争の出来る土地では無い。支那人の生活程度は甚だ低く、粗衣粗食に甘んじて労働を惜まざる国民であるから、彼等の中に立ち交って行くことは不可能である。又西比利亜、満洲等は彼の如き事情であるから、是又安全に移り住む事は出来ない。北米合衆国に於ては、在留の我が邦人に対して迫害を加へ、リンチと同様なる取扱も仕兼ねまじき状態である。斯くして今や邦人の行き得るは南米の一つあるのみとなつた。

南米は土地広く、地味肥え、気候適順よく邦人の健康に適する上に、邦人の移り住む事を歓迎して居る。殊にブラジルは、世界の宝庫とも称せられ、アマゾン流域を始め、無辺の沃野が空しく放置せられ、人の来り柘くを待つと云ふ状態である。此の時此の際、邦人の行くべき所はブラジルを措て他には無いと云ひ得るのである。宜しく我々は此の地に向つて邦人発展の基礎を作り、国家百年の長計を樹立せしめねほならぬ。

其処で人を此の国に送るとして、今までの様な行きカでは甚だ面白くない。無計劃に行く事を勧めることは頗る考へものである。又彼の地の事情の宜伝や、海外思想普及などゝ云ふことは、寧ろ既に無用である。

自分の考ふる所に依れば、移住の必要条件としては、目的地に渡航したる後も、郷里にあると同様なる恩恵に浴すべき施設をする事である。郷里におれば、如何に窮すればとて、生命の稚持は出来る。故に郷里を離れ難いと云ふのは人情の常である。然れば移住者として万里の波濤を越えて行くとも、そこに安全なる境地のある事を確認せしめねばならぬ。

英国人が世界の各地に発展し、到る所に於て成功する所以のものは、背景になる資本と国家の勢力との後援があつて、何等の脅威を感ぜずに、恰も鶏が親鶏の翼の下に抱擁せられて居るが如く、安全に且あらゆる便宜を与へられ、母国に於けると同様の恩恵に浴し得るからであつて、決して冒険談に唆かさるゝとか、好奇心に基いて出て行くと云ふ様な事ではない。英国では諺に『国旗の翻る処に商権が伸びる』と云ふが、彼等は何処に於ても楽天地を造り、其の生産品を以て母国を富ましつゝあるのである。

自分は欧羅巴より米国に渡り、其途次往々耳にした事があるが、従来外国に行つた所の大多数の日本人は何時とはなしに退歩して終ふた。余りに色が黒いので、土人だと思ひ、話をして見たら日本語を使つたので、日本人なる事が解つたと云ふ滑稽談もある位で、今迄の者は概ね惨めな境涯に置かれてあるようだが、それは理の当然である。移民を送るに夜の船で港へつけ、夜の汽車で田舎へ送り、なるべく都会を見せない様にする。所謂奴隷

扱ひである。其の結果彼等は当初の予想を裏切られ、意気沮喪し、病気になるとか、自暴自棄に陥るといふ事になる。かくて自己の生命さへ安定を保証せられぬのであるから、勿論子弟の教育など考へている暇がない。されば当人一代は兎に角、二代三代目になれば可なり退化するのは必然である。斯くの如くんば移民は国力の発展に非ずして、国辱の暴露かも知れない。これ実に資本と祖国の授助との利便を失ひたる結果に外ならない。

日本は南米に向つて完全なる移住地を建設する事に於て、世界各国に先んじねばならぬ。移住者をして安意確実に定着せしむると共に、本国におりては望むべからぎる程の地主たらしめ、以て移住者の幸福猫と移住国の発達を希求せねばならぬ。それには今日までの移住方法を根底より変へてかゝる必要がある。

移民は決して徒手空拳で行かしめてはならない。資本の後援があり、確実なる計画のもとに送るのでなければ、成功は稀である。り然らざれは其志や壮なりといえども、戍功者は数百人中一、二に止まるのである。

以上は自分の意見であり、十数年来の持論であつたのである。

信濃海外協会が、何等か為すあらんとするならば、宜しく奮闘一番、帝国の政策にまで影響を及ぼす程度にやらねばならぬ。

以上の見地に基きて、我輩の立案せるものが別紙の計劃である。

諸君は熱覧の上、共鳴し尽力せられんことを切望する。此の事業たるや、実行には困難を感ずるも、既に充分に曙光を認めて居る。事業の性質上之に拠金する事は有意義である故、我々　は確乎たる信念を以て、之に当らうと思ふのである云々。

本間総裁の此の獅子吼と確信に依って、協会の植民地建設と云ふ当時としては随分思ひ切つた計劃が実行に移される事となり、真先きに醵金に応じたのが、誰れあらう片倉兼太郎翁で、大枚五万円を快く投じたのであつた。然る所、同年九月関東の大震災あり、ここに一頓挫を来たしたかに見えたが、永田・官下の両幹事は勿論・今井五介翁並に本間総裁の努力に依って着々と進み、翌年すなはち大正十三年五月には移住地建設の目的をもって、永田幹事が単身日本を出発するまでにすすんだ。これより先、此の計劃実行の見通しか略ぼ確実となるや、前以て土地調査費若干を当時のバウルー領事多羅聞鉄輔に電送し、その頃イグアペ植民地に起臥してゐた輪湖と同地植民地北原地価造の両名に土地選定方が命じてあつた。両人は此の目的のため、ノロエステ鉄道沿線地帯に引移り、輪湖は専ら土地踏査に、北原はブラジル人の耕地に入りて、移住地開設後に於ける珈珈栽培並に経営に関する予備知識の修得に、各々分担して怠りなく準備を整えて居たのであつた。

アリアンサ移住地建設の発端は、叙上の如き経緯で

あって、実に本間知事の凡傭ならぎる識見熱意と、今井片倉両翁の義気を得て、ともかく信州の天空に赤誠合併の新連動が展開されたのである。

二、建設着手と永田・西沢の奮闘

大正十三年八月の初め、その頃本拠をサンパウロ州バウルー市に構へて居た輪湖の住居を、深更叩く者があつた。起き出で見れば、之は待ちに待った永田協会幹事であつた。当時ブラジルは武断派イジドーロ・ローペス将軍の革命騒動に因り、州内の交通は社絶の状態にあつたため、既に着伯せねばならぬ筈の同幹事の消息も、日本出発以来、皆日その動静が分らなかつたのであつた。永田幹事は北米を経てリオデジャネイロに到着後、この混乱を冒してバウルーに直進したのであるが、開口一番『土地は見つかつたか』、『漸く見つかつた』、これが両者の挨拶であつた。

二、三日の休養後、戦塵を突破し、多羅問領事・北原を合せた四名は、百数十粁の原始林を踏破して、輪湖が第一候補地として選んだ天下の美林を、この地こそと決定したのが、現在の第一アリアンサ移住地五千五百町歩であつた。

斯くて地主との売買交渉も至極順調に滝み、翌九月に入つて、愈々地権の再調査を了し、当方に有利な契約諸条件も快く地主ロドルフォ・ミランダ翁の容るゝ所となつたが、ここに因つたことは、協会本部より一向土地代

を送金せぬことであった。再成の打電請求に対し、九月十五日漸く『金なし、五万円より送れぬ、土地は年賦で買はずに五万円の範囲で即納とせよ』との返電が到着した。当時の為替相場を以てしては、五千五百町歩の土地代金伯貸五百五十コントスに対し、五万円は其の約三分の一に過ぎぬのであつた。本部の電命に従へば、僅に千七、八町歩の土地を購入し得るに止まり、これでは移住地の経営上、施設の利用，終済自治と云ふ点からすこぶる半端なものになつて仕舞ふので、鬼に角後の事は後として、予定の五千五百町歩を三年賦で支払ふことに独断で腹を決め込み、『その五万円大至急送れ』と打電した。しかるに容易に送金も来なければ返電もなかつた。

地主ミランダはブラジル政界の大立物であり、名門の出で、まさかに永田が金なしで遥々土地買ひに来たとは思はぬので、売買契約をせぬのは、条件に不足があるのかと再度の督促である。遂には業を煮やして、買はぬなら他に売卸しても宜しいかと、最後の通牒さへ送つて来た。

これには永田も輪湖もホト〜閉口して仕舞つた。事実当時は土地買熱が旺盛で、珈琲栽培可能な良き土地は、羽が生えて飛んだ時代であつたから、うか〜している間に、折角の選定地が人手に渡らぬとも限らぬ状態にあつた。幸ひにも十日後に至り、命がけで待った其の五万円が来たので、漸く人心地に帰ったのだが、この十日間たるや誠に一日千秋の思ひであつた。ブラジル人ホテルの

一室に二個の寝台を並べ、永田と輪湖は神妙に終日黙したまゝ、時には魂の抜けた人間の如く、昼夜の別さへ分け難き気持ちであつた。誠に金の力と云ふものは偉いものである。その金の来た前夜、永田は白蛇口に入るの夢を見たとて、今日こそ来ると勢ひづいた。輪湖にはそうした信仰も経験もないので、何を言ふかと思ふて居たところ、それが事実となつて現はれて見ると、白蛇も馬鹿にならぬとつくぐ感じ入つた。この焦燥のさなかに永田の詠んだ歌が左の如きものである。

我が腹を切りてなすべきことならば
　わがはらわたをえぐり否まず
ルサンヴイラの奥に選みし移住地の
　川辺に行いて自ら死なんか
我が紅き血潮流れて其の上ゆ
　新天新地育ち行くらむ
嗚呼神よ思ひ悩める我が心
　強き力もて支へ給ひね

輪湖は歌を作る術など知らなかつたし、また永田ほど直接　の責任者ではなかつたから、幾分呑気に構へては居たが、それでも曾て長野県庁で稽古した鴫禄江節など歌ふ元気は全くなかつた。兎にかく此の五万円で腹を切らでも済み、大正十三年十月一日前述五千五百町歩の売買契約は完丁して、一愈、移住地建設の基礎たる土地が確定したのであつた。併し土地代の一回分を支払つたら、後には殆んど一文も残らぬので、今度は移住地開設資金

として、至急二万円送れの電報を総裁宛に打った。二十万円の寄附金募集を抵当に置いてでも、それ位の金は送れそうなものと、既に土地契約の出来た永田の勢ひは悠々たるものである。寄附金が片倉の五万円以外に、一銭も集つてゐなかつた主なる原因は、永田幹事の日本出発後間もなく本間知事が転任した為で、新任梅谷知事は赴任したばかりで、本間知事の元気な宜言など勿論関与する所でなく、而かも永田を始め他の関係者とも一面識なき人であるため知事が果して如何なる人物であるかに一同不安を抱き、知事更迭の報を北米で知つた永田は、辻占悪しと聯か心許なく感じながら、ブラジルに航したのであつた。

永田は心労と大旅行の疲れが因をなしてか、契約終了の翌日より発熱し且それに下痢を伴ひ、遂に病臥して仕舞つた。

併し翌年より移住者をブラジルに送らねはならず、それには入植計画の樹立と、開拓着手の準備を急がねばならぬのと、他面一日も早く帰国し、寄附金の募集・土地の売却・移住者の斡旋・内務省および外務省等官辺への交渉など、無数の要件が幻の如く病床の永田を襲ふのであつた。永田は発熱を我慢しては起き上がり、北原・輪湖と共に、或は論じ或は筆を執つて旅宿の一室に寸陰の空費を惜しみ、いた〜しきまでに精励した。

二万円の送金は間もなく到着し、北原は之を携へて大正十三年十一月二十日、愛妻を伴ひ、大工一家族を率ひ

て、ルサンヴィラ駅より大森林の奥三十七粁の地点に露営し、翌日この前人未躇の処女林に最初の斧鍼を入れたのであつた。この二万円の資金調達については、後に分明したことであるが、永田の苦衷を察した梅谷知事は、『国家百年の計に身を捧げて、万里に使ひせる者を見殺にしては相成らぬ。部長よ何んな金でも宜しい、兎に角都合して永田へ送金せよ。後の事は此の梅谷が責任をとる』とあつて、手をつけてはならぬ大枚二万円を送ったとのことであつた。かくて土地は今井・片倉両翁の志に成り、開拓は梅谷知事の任侠により推進して行つたのである。

一方病臥の永田は、焦燥頻りなれども日々に衰へ、十一月半ば頃は、体重三貫目近くも減じた。　翌月の船でニューヨークに向はねば、日本に於て予定の行動がとれぬと気を揉んだ。

永田　稠

医師は輪湖を通じて其の不可能を伝へ、かゝる暴拳の極めて危険なるを警告した。永田はそれでも行くと頑張り、抱へられて漸く乗船した程であつたに拘らず、その後不思議にも快方に向ひ、北米大陸を横断して、ロスアンゼルスに到着した頃は、新購入地アリアンサの地図を持ち廻って、同地の邦人に移住地建設の理想を説き得たぐらゐ元気となつて居た。斯くて太平洋を渡り日本に帰着したのは大正十四年二月で、永田

の体重は出発前に比し四貫目も減じて居たものゝ、必死の責任感は能く病躯に打勝って、これより愈々神懸りに近き活動開始となつた。

永田は帰国早々県庁内の信濃海外協会事務所へ行って見ると、藤森幹事は此の事業の将来に恐れを抱き、永田の留守中辞職して仕舞ひ、その後任者がないため机も椅子も片隅に寄せられて、空屋同然となつてゐた。故に於て永田は協会本部の中心となるべき人物探求に苦慮し、総裁梅谷知事と相計つて馳回った結果、漸く就任の承諾を得たのが当時諏訪郡小学校に奉職してゐた西沢太一郎である。西沢は信州人には珍らしく粘り強き性格を持ち、後年アリアンサ移住地の経営、その一大整理等に無くてはならぬ重要な役割を果たし終へた人物である。それ程の男であつたから、永田が再度の白熱的慫慂にも拘らず、オイそれと就任の返答など与ふる筈ははなかった。考へて見れば無理もないことで、協会幹事当面の難業は、移住地資金の募集と云ふ甚だ芳ばしからざる問題が目前に控へて居り、而かも容易ならざる此の醸金の成績如何により、直ちに移住地の経営を左右する甚大な責任が堕伴してゐる。

西沢の先輩に中村国穂・今井新重あり、両者ともに海外発展の運動にあたら生命を犠牲とした。死んだと思つたら何んでも出来ると云ふ考へ丈けなら六ケ敷くはないが、いざ腹を決めるとなれは、なまやさしい事ではない。

西沢は生来の粘り強さで考く抜いた揚旬、遂に立った。立って生れ故郷の八幡宮に走り、祈願をこめて好きな酒を絶ったのである。身は一小学校の教員であり、今迎へられた椅子とて幽霊の如き貧弱な一協会の幹事に過ぎぬのだ。中原に名を求める人々より見れば、一顧に値ひせぬ地位であるのみか、よもやそれが民族百年の礎として、歴史の一頁を彩るものとは、恐らく考へ及ばぬ所であらう。蓋し徒らなる位階勲等は・六尺の土中に滅するも、人間の真心に刻んで碑は無窮に消えることがない。

西沢は雄々しくも己れを捨てゝ一幹事の職に就くや、翌日より奉加帳を折靴に入れて、県下隈なく駆け回った。予定の二十万円中、総額十七万円近くを得て、拠金を打ち切ったが、そのうち片倉の五万円を除いた十二万円は、実に千円二千円と云ふ小口の数多い拠金者で、その殆んど全部が西沢の努力・血涙に依るものである。西沢に坐り込まれて、海外発展の御題目を唱へ出されると、最早何んとも観念の臍を決める外ないと云ふ粘りと真実さとを持つて居た。

さて永田は西沢を好個の女房役として、本格的に活躍したが、至誠天に通ずと云ふべきか、いちばん心配していた土地の売却が、信州はもちろん広く全国一般におよび、さらに在米邦人にまで羽が生えて飛ぶほどの勢いであった。五千五百町歩は一年後の大正十五年三月処分済みとなり、同年八月並に翌昭和二年二月の二回に亘り、新にアリテンサ隣接地に合計六千二百五十町歩を購入し、

殺到する希望者にこれを売却するの盛況を呈した。

この間熊本県海外協会を慫慂して、同じくアリアンサ附近に、約三千町歩の『ヴィラ・ノーヴア』なる名の移住地を建設せしめ、更に当時鳥取県知事であつた白上佑吉を説いたところ、この知事は仲々の聡明潤達而かも極めて進取的な人物であつたから、『それは面白い。大いにやらう』と、直ちに県の有力者と諮り、鳥取県海外協会を組織し、十万円の資金を集め、第一アリアンサの接地に三千町歩を購入する事となつた。その鳥取県海外協会の三千町歩と、信濃海外協会の第一期に買ひ足した二千町歩を合した計五千町歩の地積を、『第二アリアンサ移住地』と称したのであつた。而して前記白上知事が、その後間もなく富山県に転任するや同県に於いても亦富山海外移民協会を設立して、三千二百五十町歩を購入するに至り、之に信濃海外協会の第三期補足買入地四千二百五十町歩と合算した計七千五百町歩を、『第三アリアンサ移住地』と名づけ　　即ち永田の活動は、僅か二箇年の間に、熊本・鳥取・富山の各県に点火して、天涯地角のブラジルに移住地建設の大業を劃策せしめたのである。勿論三県下にも相当海外の事に理解あり且熱心な有志が多々存したからではあるが、それにしても白上・永田等の如き火つけの名人がなかつたならば、おそらくかかる難業は実現しなかつたであらうと想像される。

三、当時のフラジル側事情と移住地の経過

信濃海外協会が移住地建設に着手した大正十三年代には、在ブラジル邦人数は約四万内外であり、第一次欧州大戦後、外来移民の入国は戦前に比し、殆んど杜絶に等しき状態にあった。一方サンパウロ州に於ける産業界特に珈琲業は、漸く好況を呈し来つたに拘らず、一段耕地は労力の不足に苦しみ、その結果必しも歓迎すると云ふのではないが、必要上から日本移民の渡航にまたねばならぬ事情にあつた。従って邦人移民唯一の取扱業者たる海外興業会社は、その頃より勢ひを得て無制限入国の活気を帯び、移民と云へば日本移民に限られた如くブラジル側に於ても考へて居た程であった。事実耕主の要求する家族数は、常に日本移民入国数の何倍かであつた。

また一方日本は人口問題から、一人でもおおく海外への進出を企てねばならぬ事情にあったから、自然衆目は二つの大洋を越えたブラジルに注がれたのである。従来サンパウロ州は耕地に入り就働する移民に対し、渡航費の幾分を補助したが、これなくとも日本移民は続々来住する形勢にあったので、この頃より補助金を撤廃するに至った。併し補助金なしでは事実移住層の活溌なる動きは求め得べくもなかつたから、爾後日本政府が之に代って積極的に之を助成するに至るや、次第にブラジル熱を高める様になつた。

而してブラジルに在つては、明治四十一年以来所謂耕地移民として渡航した邦人中、大正四、五年の頃より、集団的に土地を購入して独立する者現はれ、漸次増加の一途を辿った。

なかんづく最も広く知られたのは、イグアペ植民地を除き、平野・ビリグイ・星名および上塚の諸植民地であつたが、この外ノロエステ線鉄道沿線には無統制な邦人集団地が数多くあって開拓に従事し、大正末期においては、いよいよ土地所有熱が高潮に達したのであった。

これ等の現象は、勿論邦人がブラジルに強固な基礎を築く上から見て、誠に喜ぶべき傾向に相違なかつたのであるが、由来ブラジル移民は筋肉労働を主とした農業者であり、また、かくあらねばならぬ関係から、在米邦人などに比すれば、概して知能的にははるかに低位にあるを免れなかったのである。併し労力以外に途なき耕地労働の域を脱して、各々土地を構入して独立農となり、或は集団的に農村の形態をとつて新社会の建設に一歩を進め、若くは都市に出で其の技能を商工業その他に活用する場合に於ては、単なる労働力のみでは何うにもならぬのである。それゆゑ邦人がブラジルに移住した究極の目的が、将来ブラジルに対する何等かの国家構成分子となつて活躍し、その力に依って日伯両国の恒久親和に資せんとするにあるならば、相当の思慮分別は勿論、更に一段の知識層をも必要とするのである。換言すれは兵卒のみで戦争は出来ないのであつて、是非之を指揮する将校

は元より、海・陸・空、歩・騎・砲・工、万態の様式・要素の綜合を要し、この点在ブラジル日本人は、社会的に見て、片寄って居るかに考へられる。

百姓などの如き、何人でも出来ることの様に思はれるが、実際に臨み、土地の経営には、相当の知識・才能を必要とし誠に入り易く徹し難いのが農業である。少くとも一戸当り二十五町歩以上の面積を所有し、之を自在に且最も合理的に利用せねばならぬ。ブラジルの農業は、日本の如き猫額農の而かも作物種別から云つても、既に型にはまった農業とは、大いに異り、可なりの智能を以てせねば、有利な経営は因難である。

上の事実に鑑みるも、従来のごとき、いわゆる純農のみの無計画移民では、真に海外に於て邦人の発展は望み得られないのである。蓋し送り出された邦人が、移住国に於て、本国の文化に遅るゝことなく、而かも在住国の長所をわが物とし、両者が揮然と一体化するまでには、相当の努力と時間とを必要とし、その間に於ける自己保存は、主として邦人社会自らが持つ所の営養にまつの外はない。即ち移住は人的特に職能的要素の配分を最も大切とする。曾て百年前南部ブラジルに行はれたドイツ移民にみるも、その移住者中には、著名な科学者、宣教師をはじめ、およそ社会構成に必要なる人材ないし職能者が適時に織り込まれ、而して此等の人びとこそ一様に斧を振るって一線に立ったものゝ、植民地の発達につれ彼等は其の使命的分野に於ては当然就くべき部所に復帰し

たのであつた。人さへ送り出せば、成る程それ丈け本国の人口食料問題は緩和されるかも知れぬが、それを以て日本民族の海外発展と称するは早計であり、いささか羊頭狗肉の感さへする。また渡航費や施設に若干の補助を与へ。それで国策だと考へることも浅薄な思慮と云ふの外なく、もし移民送出の人的配分に欠陥んか、結果においては文化的に見て棄民同様退化現象を招来するのである。

大正十三年アリアンサ移住地の建設に際しては、当時在ブラジル同胞間に各種の批難・反対或は攻撃が起り、相当日本人の言論機関を賑はしたのであつた。即ち

一、銀ブラ植民で原始林の開拓ができるかと嘲笑するもの。

二、移住者は一旦契約移民として耕地に入れ、労働の鍛錬を経て然る後入植せしむべきであるとの説、

三、協会の斯かる独断的振舞は日本の移民統一を欠き、且その傍若無人の態度は、やがて排日の種子を蒔くおそれあること、

四、これら日本直来の植民をアリアンサのごとき交通不便な奥地に入れることは、同胞を見殺しにする悲惨事たることなど、可なり猛烈を極めた。

中には何等か為にせんとする者なども出で、当路者は楚歌の中に孤軍奮闘の窮地に陥つた。併し以上の諸論は一応尤もに聞ゆるが、少くとも永田・輪湖にとりては、執れも的外れの無用論議に過ぎなかつた。如何となれば、

所謂智能層に属する銀ブラ植民は、寧ろアリアンサの進んで求むる所であり、次に独立農の場合に於ては、必しも契約労働の経験を必要とせず、即ち資金・智能・労働の綜合に依って決する自作農は、要するに右三者相互の関聯性に於て差引補足が出来れば、充分経営は成立つのである。而し、第三の批難たる「協会の斯か独断的振舞」云々の如きは、時代錯誤の甚だしきものであり、また排斥の因つて来るは、ブラジルの健全なる発達に逆行する時に於てのみ考へらるゝことで、移住国と共に栄えんと欲する精神が、若し相容れぬとあらば、海外の同胞は悉く自滅の外はないであらう。またアラサツーバ以北パラナ河にいたる直線百数十キロの大森林中に、斧を入れるのであってみれば、交通不便はもちろん、なお幾多の困難が伴うとはいへ、しかしそれにはそれ相応の用意があってからの事である。徒に後塵を拝するを以て快しとなし、人の作った文化に寄生せんとならば、お金持の家庭奉公が一番適してゐると云ふべきであらう。海外移住は一つの民族運動であり一面、民族自らを以てする偉大な芸術でもある。日本人は至って気早やで、例へば画家が彩管を執りカンバスに向ふや、その画題さへ究めずして早く既に無責任な批判を始め出すの類で、誠に困つた癖と云ふの外はない。斯かる雑音のため、或は閑人の心なき風評に依り、海外の同胞はどれほど損をしてゐるか解らない。日本民族の持つ幾多の優秀性は、この辛抱強さに欠けている一面のために、生れ出づべき芸術も生れ得

ないのである。一アリアンサ移住地の建設に当りても、遺憾なく此の通有癖は暴露され、ある雑誌社の如きは、態々座談会を開催して、真摯な此の運動の邪魔立てをさへした程であつた。

以上は移住地建設当時に於けるブラジル側の一般の事情であり、かつ経営当事者等の之に対する考へであつた。

次に移住地の内部的事情並に経過を記述せんに、アリアンサ三移住地及ヴィラ・ノーヴァを合した四移住地中、常に指導的立場にあつたのは、言ふまでもなく信濃海外協会であつて、而かも移住者の多かつたばかりでなく、鳥取・富山・熊本の移住者に比し、知識階級が断然頭角を抜いていた点に大きな相違があつた。信濃の移住地理事は、輪湖俊午郎・北原地価造の両者で、鳥取は昭和二年八月橋浦昌雄を送り、熊本も亦同年金竹盛重を派し、富山は昭和三年八月日本より松沢謙二を現地理事に任命して渡航せしめそれぞれ移住地の責任者とした。右の中松沢は特に思想的には深きものを持ち、犠牲を辞せずして粘つたが、何れにせよ鳥取・富山および熊本の理事は、何分ブラジルの事情に通ぜず、それがため移住地の指導その他に於て可なり苦心したことは事実である。

四箇の海外協会の移住地に対する経営方針は必しも一様ではなく、殊に信濃を除く三協会は、各々自県民移住者を以て一貫さすとしたに反し、信濃は当初より日本全国を対象とした。更に土地の分譲乃至利用の上からも、

信濃は自作農の外に開拓を条件として所謂不在地主制を設け、或は協会直営農場を兼営する等、頗る複雑なる内容を持って居た。自作農は信州人約五割、他は殆ど全府県の移住者を網羅し、たんに日本よりの直来者のみならず、ブラジル在住の邦人中よりも全数の約一、二割を混植せしめた。而して前記の如く、信濃関係の移住者中には、銀ブラ階層が過分にまじっていたため、純農に比し当初労働能率が挙がらなかったことも事実であるが、暫時仕事にもなれ、二、三年後には何等の変りもなくなった。而かも彼等の母国に於て受けた教養は、年とともに経営上にも活用され、また農村社会に対する理解や教育問題に関する思慮断案等、他に見られざる雰囲気を醸成するに至ったのも、実に移住者の素質に優れた点があったからである。

不在地主の趣旨は、金があつても自ら移住出来ない者にはせめて若干の投資なりと行はせ、その土地を知人・近親若くは、労力あれど資金なき邦人に利用せしめようとの考へにあった。この不在地主制並に直営地経営は、多年に亙る主珈琲の暴落に原因し、緒局失敗に終ったが、もし不在地主の存在に依って、少くとも二、三百家族の小作農を日本より送ることを得、彼等をして後日自作農たらしめた功は、大局より見て没すべからざる所である。鳥取・富山・熊本の三移住地は、土地面積よりするも、三者の合計三千七百アルケイレスで、信濃の四千七百アルケイレスに遠く及ばず、また経営内容も比較的単純であ

つた。従ってアリアンサに関する限り、信濃関係を尽くせば史的価値は充分である。

以下アリアンサの開設着手以後『ブラジル拓植組合』の移管に至るまでの苦労話を中心として、その概略を記述せんに、現地理事の一人北原地価造夫妻が、他に大工一家族を伴ひ、ルサンヴィーラの奥三十七粁の森林中に露営の一夜を明かしたのは、大正十三年十一月二十日で、この事は単にアリアンサ移住地に取つての紀元たるのみならず、実にサンパウロ州アラサツーバ市以北に於ける無辺の広域に、内外人を通じて最初の斧鍼を入れた者として、サンパウロ州の開拓史上に光彩を放つものである。

北原夫妻は直ちに試験栽培地として伐木せしめた十町歩内外の森林を整理焼却して、同年中に米・棉・玉蜀黎を蒔きつけ、続いて翌年日本より渡航すべき移住者に備へんが為、土地測量・地区割・道路の開設・収容所の建築等に馬力をかけねばならなかつたが、何分人手はなく、収容所建築の際の如き、距離数十粁の森林中より狩り集め得た人夫僅に十三名に過ぎなかつた一事に見るも、当時如伺に寂蓼たるものであつたかを想像出来る。それ程であつたから、北原理事夫妻の住んで居たトタン葺きの掘立小屋へは、夜間名も知れぬ猛獣の忍び寄ることさえ珍らしくはなかつたし、大きな野鼠は寝て居る夫妻の足を噛り、頭の上を飛び歩くと云ふ状態であつた。壁なしの仮小屋ゆゑ野生蜜蜂は勝手元の砂糖を運んで仕舞ひ、

鶏を飼へば、昼間山猫が出て来て、人の見てゐる前を悠々喰べ去った。斯うした大自然との格闘に等しき苦痛を続けながらも、梅谷知事の送金に成る二万円を以て、兎も角入植準備は着々と進み、小川・鈴木・上条・篠原の先発隊四家族の移住者を日本より迎へ得たのは、大正十四年八月のことで、輪湖・北原の此の時の喜び程大きなものはなかつた。

爾来本部の目覚ましき活動に依って、毎船銀ブラ植民は船中を賑はし、サントス、サンパウロを賑はし、アリアンサを賑はして、二箇年内外で、さしも五千町歩の原始林は、一千内外の日本人に依り、朝夕懐かしき祖国の歌を聞いた。

かくて第二・第三移住地と急速発展し、官吏、教員、牧師、会社員等あらゆる社会層の移住者で充満し、北米よりの転住者中には、男装の夫人や音楽家などもあり、大きなピアノまで山中に担ぎ込むという状態であった。サンパウロ市移民宿泊所の役人は、曾て此の様な移民を見たことがないので、これは又大変なことにな

アリアンサ移住地と入植記念碑

つたと驚き、山なす故等の荷物の中から出て来る数多い内外の書籍や高価な所持品に出会した関税吏は、アリアンサ植民は人種が違ふのかと、理事輪湖を興がつて笑ふのであつた。中には非常な美人が居た為か、移民宿泊所内の人気もよく、従って取扱ひの上にも懇切鄭重であつた。

これ等アリアンサ移住者は、単に労力のみを要求する珈琲園主からすれば、或は一顧に値ひせぬかも知れぬが、将来ブラジルの社会構成分子として考へる場会は、何人といえども、より教養品位の優れたる移住者を欲するは当然にして、曾て移住地開設二年目の頃ブラジル人の政治家がアリアンサ通過の際、原始林中に開かれた運動場に於て、夫人連の庭球に打興ぜるを眺め、この森林の奥に斯かる生活ありとは夢想だにせざりし所であると、感嘆これを久しうした。事実その頃までの在ブラジル邦人と云へば、殆んど其の悉くが、朝から晩まで働く以外に能がなく、日本人に生活ありとは、一般ブラジル人は、思って居なかつたほど低級視されて居たから、・この些事が不思議にさへ感じられたのである。数あるサンパウロ州内の邦人集団地中、ブラジル側作成の地図に書き加へられてあるのは、このアリアンサ移住地のみであるに徴するも、種々なる意味に於て、ブラジル人の眼に映じた唯一の証左と称し得られよう。

しかし以上の銀ブラ植民中には、勿論多年の間に経済上破綻や、或は境遇の変遷に伴ひ、都市その他に転じた

者もすくなくないが、それにしても身につけた智能教養は、時と所に拘はりなく、到る処に於て社会人としての大を発揮した。凡そ一般移住地に於ける入植家族の定着率は、経験上五割を以て成功とされて居るが、アリアンサは建設以来十有七年、約七割の高率を示し、筋肉労働にかけて一騎当千の所謂耕地移民の作った植民地に比し、今日迄に共の優秀を誇り得る。斯かる結果は、一に移住者自体が独自の批判力を有し、みだりに雷同若しくは唯物的奔逸を許さず、飽くまで新社会の建設に、何等かの理想を把握して居たからと考へ得る。

経営者側たる信濃海外協会のアリアンサに対する根本方針は、移住者の経済的進展と共に、一日も早く之を自治の経営に移すことにあつた。その手段として主力を在いだのは、産業組合の設立・教育方面の指導乃至衛生施設等であつて、素より移住者を営利の対象とする機関にあらず、只管これが健全多幸を目的として努力を怠らなかつたのであるが、その間幾多の思はざる不可抗的経済事情に妨げられ、時には経済者と移住者の利害相反することが如き様相さへ出現し、この矛盾に似た事態の征服に、両者とも多年難道を歩み続けねばならなかつた。その最も混乱を極めたのは昭和五、六年の頃で、実に移住地建設後六、七年間の事であつた。当時移住組合聯合会は、既にティエテー、バストスの二大移住地開設中で、これ亦多端重積の祈柄であつに拘らず、時の駐伯梅谷専務理事は、アリアンサの此の窮状を傍観するに忍びずとな

し、これが救済策として、四移住組合の移住地統一を目論見、其のため敢てアリアンサ隣接地約一万町歩を新規に購入して之れに備へ、或は予算になき融資の独断専行等、実に人生意気に感じての義心任侠には、アリアンサ全移住着の涙を以て肝に銘じた所であつた。

昭和五年初頭、信濃側の理事輪湖は、梅谷の意を合み、大アリアンサ統一案を提げて帰国したが、偶々民政党内閣の所謂緊縮方針に禍されて逐に成らず、翌六年空しく移住地に帰り、続いて本部より永田理事の渡伯を見るに至ったが、この頃が混乱の絶頂であつた。不幸な事は同年の初、梅谷聯合会理事が種々の事情のため退任の己むなきに至ったことで、これはアリアンサに取り確に一大痛心であつた。この移住地混乱に関し、『アリアンサ十年史』中に紀された一端を採録して既往を顧みる事とする

（一）　永田理事の来伯

此の渾沌たる渦中に、信濃移住組合理事永田稠氏は、実状調査の為、昭和六年七月十五日来植された。氏は来ア早々全移住地を一巡し徐ろに方途を樹立すべく、単身各区を歴訪し、移住地の実際と移住者の動向を観察し、一方移住地事務所の緊急所要金二万円に対して、必要なる処置をなすべく、同月二十七日輪湖・北原両氏とサンパウロ市に出向き、これが解決に努むると同時に、移住地の根本問題に関し、時の内山総領事・川西領事・浜口

バウルー領事・江越拓務技師並に当時来伯中の拓務省南米課長武田寛一・同属官田口の両氏、更に『ブラ拓』専務理事宮坂氏及アリアンサ移住地建設以来特に尽力された多羅間鉄輔氏とブラ拓事務所に於て鳩首協議の結果

一、政府は信濃海外移住組合を通さずして、アリアンサに対し　産業組合其の他へ補助金を交付せざること

一、移住者直接の陳情に対しては、誤解せらるゝが如きを与へざること

一、総領事館は所管たるバウルー領事館を経由せざる一切の陳情は受附けざること

一、アリアンサ第二期計画に対しては組合の当時者に一任すること

等の相談がまとまった。而して前記緊急を要する資金の調達は、組合本部・今井五介翁・白上佑吉氏等に実情を披露懇願しなお浜口領事に依頼し、外務省経由長野県知事宛打電した。これに対し数日を経て、鈴木知事より「資金調通中暫く待て」との返電あり、その後「片倉より借入れ二万円電送せり生産資金に振り替へる約束なれば、移住者各個よりの借用証書を整備せよ」と云ふ意味の電命を受取ったが、『ブラ柘』より該金受領に際し、『ブラ拓』では、生産資金だと云ひ信濃組合側では生産資金にせよ当移住地への送金故『ブラ拓』に対する信濃の負債を引かれては困ると主張し、その間容易にまとまらず、約一箇月曲折をへて、漸く受領した。斯くて難関の一つたりし当座の資金問題解決と共に、今度は移住地内部の

調整に全力を傾注する事となつた。

（二）　移住地の補強工作

前述の如くサンパウロ会議に於て、一応移住地に対する官辺筋の了解を得たので、永田理事は早速帰植し、内郎の補強工作に着手した。既ち移住地を当分移住組合の治下に置き、自治体を強化し、その自立を促進するの根本方針を以てし、産業組合は右自治体の一部門に包含して運営することゝした。なお自治体の内容を具備する為に、教育・衛生・交通・調査研究の部門を産業組合と同等の地位に置き、今後四年間を目標として、自治訓錬の促進をなし、創設満十周年には完全に移住地の経営を組合から移住者の自治機関に移管することに決定を見た。

（三）　具体案の作成

叙上の通り移住地の内部的事情は、アリアンサ建設以案五年目の頃より、移住者の政治的自覚と経済的苦境等に因をなし、分裂甚だしく、為に事務所と移住者の自治機関たるアリアンサ会との対立気勢をかもし、或はアリアンサ会自体の相剋、利用組合問題に瑞を発した産業組合の乱立等、人心紛糾錯雑を極むるに至つた。こゝに於て永田理事は各区有志を訪問し、所信を披瀝して局面の打開を説いた。各区有意も氏の赤誠により膠着した感情

も次第に和らぎ、逐に渋谷信吾氏の原案を修正して、アリアンサ会則を制定し、而して従来のアリアンサ会は非解散のまゝ更生アリアンサ会に引継ぐ事に了解を得た。一方産業統制の見地から、産業組合強化を企劃し、産業組合更生案に対する立案を遠藤源吉氏に託し、斯くてアリアンサ会法も産業組合定款も、第一・第二・第三移住地に互り、同一歩調を以てした。こえて八月二十三日第一アリアンサ小学校に於て、第一移住地最高幹部会を関き、一挙に該案を決定した。然るに右に対し、一部の区より決定事項不承認の策謀など現はれ、再び一頓挫を来たすに至ったので、永田理事は、こゝに己むを碍ず同月二十九日最高幹部会決議を基調とし、信濃移住組合の名のもとに、既設の移住者間に於ける一切の団体を公認せず、信濃組合のすでに発表したアリアンサ会法に従って入会するものゝみを以て、組合の公認団体と認め、これに組合の事業を引継ぐ意志あるを宣言した。移住者は騒然として其の横暴を叫ぶあり、専断を憤るあり、又此の英断に感謝するものも多くあつた。永田理事の宿舎・輪湖理事宅の井戸へ夜間多量の石油を投じた卑怯者の　あらわれたのも其の頃の事である。当時の移住地が如何に半狂乱　の状態に陥り、又永田氏の決意が如何に断乎不動のものであつた　かは、左の一首によつても頷かれよう。

今ここに我なすことを否といはゞ
　我が奥津城を鞭打ちに来よ

さしも混乱の移住地も、次第に冷静に帰ると共に、反対派の本陣は揺ぎ出し、逐に九月二十日従来の反対派代表と輪潮理事宅に　最後的会見をなし、談笑裡に一切の感情を清算し、翌十月四日ア　リアンサ会新代議員が選任せられ、これと前後して、第二・第三　移住地にもこれと類似形のアリアンサ会が更生し、産業組合の再　建統一も同時に完成した。而して三者の連絡統制機関として、アリアンサ会・聯合会並にアリアンサ産業組合聯合会の設立により、　ついに宿望の根本策に黍明は訪づれ、昭和六年十月二十日この大任を終へた永田理事は悠々帰国の途についた云々。

曾てのアリアンサには、上述の如き混乱もあつたのであるが、然かも移住者の中心議題は、如何にせばアリアンサを良き農村となし得べきかに結びつけられて居た。恐らく此の時ほどの舌頭火を吐く如き大義的論争は、数多き邦人植民地中容易に得難かつたであろう。

その後移住者は、遅々ながらも平静に前進の一途を辿つたが、之に反し経営者側の経済的苦境は、漸次深刻化して行つた。既ち熊本先づ落城して『ブラ拓移管』となり、次で鳥取・富山これに傲ひ、信濃独り種々なる事情より、孤城を守ること十年に及んだが、両三年前機を得て同じく合体し、扱に多年の懸案たりし大アリアンサ統一『ブラ拓移管』の実は成つたのであつた。

結　言

アリアンサ移住地の建設乃至経営過程は大略前述の如き次第であるが、緒言に於ても概記せる通り、この移住地の画期的意義は、時代に先行した海外発展運動たるにぞんし、その目標とするところは、珈琲をつくるより人をつくることであり、もって日本民族の優秀性を処女地に培い、ブラジルを通して、ひろく人類になんらかの寄与をなさんとするにあった。さればなにより子弟教育に意を在ぎ、昭和二年信濃海外協会本部は、県立師範卒業生男女三名を送り、貧弱なる移住地経済より彼等をブラジルの師範学校に重ねて学ばしめ、移住地教育の事に当らしめた。これが動因となり、その後毎回政府は、在外子弟教育に対し多大の関心を持つことゝなつて今日に及んだ。

移住地の成積は、未だ理想に隔たること万里ではあるが、とにかく経営者側も、亦一般移住者も、良き農村建設のため全力を挙げて苦闘し来つたことは事実である。移住地の経営は、苦労に始まり苦悩に終る宿命的難業であつて、史実の筋書の如き、至って絢爛を欠き、寧ろ憂欝一色に尽きると云ふてよい。中途で逃げ出せば知らぬこと、これに関係している間は、恐らく一生を犠牲となすともなほ足らぬであらう。それ程馬鹿げた事業なら、なぜ始めたかと問ふ人があるかも知れぬ。併し此の問たるや、母が何故子を生むかと云ふに等しい。

妊娠と共に苦しみ、次いで命がけで産をなし、更に夜

の目も寝ずに其の子を育て、長じて婚嫁に一と苦労し、その上孫共の心配までして、遂に土に入るのが母親の一生である。

母親の妊娠にも等しき拓人の此の心の芽生えを何と見る。民族の将来に思ひを致し、己むに己まれずして立上った拓人は、客観的労苦に身を投じ、而かも其処に久遠の生命を求めんとする、子の為に肉をちぎり骨砕く母の姿のなおかつ一段の輝かしさ、いづれ愛に生きるものゝ本体である。

些々たる一移住地の建設ではあるが、聖なる此の事業の遂行途上、どれ程多くの人々が之を通じて各自の赤誠を吐露したことか。多難なりし過去を顧みる時、一切は感謝に尽きる。移住地の建設を宜した本間知事、十七万円の穣金に応じた長野県下の有志、移住地窮乏を救済した梅谷聯合会理事、経営者と苦楽を共にせる移住者等々が、この移住地建設の史面に乗せた鮮やかなる波紋は永久に消えぬであろう。特に今井五介翁は昭和八年十月十六日態々北米より飛行機で渡伯し、アリアンサ第三次経営難に際し、五万円を融資し信濃側の窮状を救済した。翁はブラジル着後、日に夜をつぐ大旅行を続け、アリアンサに到着したのは、恰も黄昏時であつた。八十歳の此の翁は移住地に着くや、党づ墓地に案内せよとて、疲れた老躯を厭はず暗き墓地に参詣してから、漸く粗末な輪湖理事の宅に入り、一夜を明かしたのであつた。曾てアリアンサを訪問せる所謂母国の名士なる者その数二百余

名に達するも、翁の如き敬虔なる態度と、底知れざる同情とを以てせるはあらず、次に翁と共に忘る可らざるは渡辺昭伯爵である。過去に於て三百数十名の教養ある独身青年を日本より送り、第三アリアンサに所有せる五百町歩を試練場に当て、一且この農場に鞋を解かしめた。損失固よりすくなからざりしとは云へ、渡辺農場出身にして、現在ブラジルに有為の人材として活躍しつゝある者、実に数十名を算する。

第三章　邦人植民事業（その三）

『ブラジル拓植組合』管下の移住地

前がき（海外移住組合法・海外移住組合・同聯合会）ー
第一節　田付理事長時代（梅谷専務理事の出張・代行機関『ブラジル拓植組合』の設立・土地の買収・現地事業着手）第二節　平生理事長時代（『ブラ拓』改善案・宮坂専務理事と建直案の実施完逐）ー第三節　日南産業株式会杜（海外移住組合聯合会の改組・会社創立の理由・昭和十二年法律第四十三号・新会社の事業組織と其の業蹟）ー第四節　移住地発展史略　イ土地買収と入植状況・ロ移住地の開発と経済的発展・ハ文化的発展）

前　が　き

現在『ブラジル拓植組合』（以下『ブラ拓』と略称す）の経営下に在るチエテ（註・原称は河名Ｔｉｅｔｅティエテーより来るも邦人移住地としてはチエテなる定称を用ふ）、バストス（Ｂａｓｔｏｓ）、トレス・バラス（Ｔｒｅｓ　Ｂａｒｒａｓ）　並に後年同組合に合流して共の管理に移つたアリアンサの四大移住地は、その規模内容ともに、ブラジルに於て、他に殆んど其の類を見ざる程の偉観を呈せるのみならず、同時に之が発生は、当然邦人移植民の指導的立場に在り又在らねはならぬ所である。

由来ブラジルは殆んど無制限に外来移住者、主として

欧洲移民を収容して、国土開発を計り来れる言はゞ移民立国の国であつた。而かも是等移民のブラジルに於ける生活態度に対しては、全く自由放任の観さへあつたが、人口の増加と時代の変遷は、漸次内政の整備に考慮を致さねはならなくなつて来た。特に最近十数年以来、世界の思想的動向と政情とは、頓に太平のブラジルをも刺戟し、その緒果ヴアルガスの政権掌握以後、国家統制の見地から、入国外来移民の制限、或は国粋的教育令の発布、更に外国人のみによる大集団地の禁止等、矢継早に諸種の法令を制定施行し、以て国内に於ける外来分子の同化促進と統制強化に拍車をかくるに至つた。この事は、従来の放任に慣れた在住諸外国人に取つては、確に一種不愉快な弾圧の感さへあつたに相逮ないが、ブラジルとしては止むを得ざるの処置なるべく、寧ろ共の遅きに過ぐるを思はしむるものである。

斯くの如き事情ゆゑ、将来とも、恐らくいずれの国人たるを問はず、その籍をブラジルに有せざる以上、大集団的農村の構成は許されない所であり、従つて『ブラ拓』管下の既記四大移住地は、この種の最後的なものと思考されるのである。

ブラジル当局が、諸外国人の大集団を禁じたる所以は、外来移住者が其の本国の風俗習慣を容易に改めず、動もすれば思想的にもブラジルの求むる所に遠ざかるの弊害を生じ、斯くては国家統制の実が全く挙がらないからである。

移住の本義が、己れの優れたるを保持し、更に他の長をとって、移住国と共に栄えんとするにありとすれば、その条件に緊切なる程度を越えてまで、同一国人の大集団を必要としないのみならず、却って移民立国の発達融合を阻害さへする場合なしとせぬ。蓋し同化は、無批判迫従では自他ともに利する所なく、而かも実際に当つて相当機微な問題であり、所詮長時を要する人為を兼ねた自然淘汰とも考へられる。この間各移住者の自己伝統を失はざらんが為には、一定期間一定の集団生活が必要であつて、一定時期とは少くとも移住者一代であり、一定の集団とは、自然力若くは外界の形響に依って、移住者の子弟に精神的悪感化を及ぼさしめざる程度の社会組織を意味する。

之をブラジルの実際に当はめて見んに、若し邦人移住者が、同国人の集団生活より出発せずして最初から点〃に散在し諸外国人の錯雑下に在つたと仮定するならば、父兄等の経済生活は兎も角、総じて斯かる環境に育つ子弟は、精神的に拠り所のない様なものに成り易きを常態とする。これが原因は、主としてブラジルに於ける農村地の一般諸外国人が、甚しく教養の低劣なばかりでなく、余りに多くの伝統を異にせる多数国人の集合であるため、道義的思想的帰一を知らざる乱脈状態にあるからである。それ故本国に人となつた移住者は、少くとも一代は一定の集団形体を取り、他日ブラジルに活躍すべき其の子弟に、正しき批判力を養ひ得べき環境を作らねばならぬ。

時の力を待たざる急激な変化には、いづれの場合にも無理が生じ、徒労の犠牲が伴ふのである。現に教育盛りの第二世に就て見るも、邦人集団他に育った青年と、最初から転々して雑多な社会に成長した者とは、一瞥して判別出来る程であり、更に不思議の一つは、日伯両国語を完全に解する青年は日本人と伯国人の長所を備へて居る者多きに反し、日本人にして伯国語の外話せぬ様な分子は、如何なる訳か、似て非なる日本人であり、ブラジル人たるの印象をさへ与へる。

以上に依って見るも、如何に一定の集団が邦人の発展に不可欠であるかを、知ることが田来るのであって、実に移住の第一期計画はより良き集団生活の構成にある。『ブラ柘』の四大移住地が、その存在を意義づける所のものは、単に其の組織や施設にあるのではなく、次代に重点を置いての内容にあると同時に、他面ブラジルに寄与せんとする更に大なる抱負に存する。即ち其の抱負とは、健全なる農村の建設であって、この事は凡俗に過ぎて、寧ろ異様に感ぜらるるかも知れぬが、真の意味の農村は今日までブラジルには殆んど見当らぬと云ふてよい。一例をサンパロウ州に取って見るも、農村は耕主か然らずんは所謂移民たる筋肉労働者に依って充満し、小地主たる独立農家は極めて少く、従って之を意味する所のシチアンテ（Ｓｉｔｉａｎｔｅ）なる語の如きは正に新語に属する。勿論古くよりカボクロなるものが存在し、土と共に生活はしているが凡そ農村人とは称し得がたき部類

のものである。

農を以て立ち、また立たねばならぬブラジルが、いつまでも斯かる状態にあることは、到底許されない所である。即ち中産層を基礎とした農村の増加と繁栄こそ、伯国をして輝かしき将来を約束せしめる唯一の源泉である。日本の農村は世界に誇るべき内容を持って居り、日本の真の姿、真の力も亦この農村にある。これを伯国に移し植え、恵まれたる共の原野に育つることは、在ブラジル邦人のブラジルに対する好個の贈物であり、義務でもあろう。『ブラ拓』の積極面は、実により良き農村の建設に存し、在ブラジル日本人に対する指導的地位の因つて来る所も上述の用意と抱負に基くのである。

なほ『ブラ拓』は、海外移住組合聯会会を母体として生れ、後に日南産業株式会社に属することとなつたものであるが、その海外移住組合聯合会の本質を知るためには、海外移住組合法の制定にまで遡って見る必要がある。

第五十二回帝国議会を通過した海外移住組合法は、昭和二年三月二十九日法律第二十五号として公布せられ、その施行細則は翌月三十日内務省令第二十八号を以つて制定されたが、(上巻第二章第一節末項参照)、同法第一条に規定された海外移住組合は、道府県を単位として徐々に組織せられで、左に列挙せる如く其の数四十四の多きに達し、全国中これが組織を見ざるは、わずかに新潟・栃木・宮崎の三県のみであつた。

組　合　名　称

北海道海外移住組合
青森県海外移住組合
岩手県海外移住組合
宮城県海外移住組合
秋田県海外移住組合
福島県海外移住組合
山形県海外移住組合
東京府海外移住組合
埼玉県海外移住組合
群馬県海外移住組合
茨城県海外移住組合
神奈川県海外移住組合
千葉県海外移住組合
山梨県海外移住組合
信　濃海外移住組合
富山県海外移住組合
石川県海外移住組合
福井県海外移住組合
岐阜県海外移住組合
静岡県海外移住組合
大阪府海外移住組倉
愛知県海外移住組合
京都府海外移住組合
滋賀県海外移住組合
三重県海外移住組合
鳥取県海外移住組合
岡山県海外移住組合
山口県海外移住組合
香川県海外移住組合
徳島県海外移住組合
熊本県許外移住組合
長崎県海外移住組合
鹿児島県海外移住組合
奈良県海外移住組合
和歌山県海外移住組合
兵庫県海外移住組合
島根県海外移住組合
広島県海外移住組合
愛媛県海外移住組合
佐賀県海外移住組合
高知県海外移住組合
福岡県海外移住組合
大分県海外移住組合
沖縄県海外移住組合

これ等組合は執れも道庁・府庁または県庁内にその事務所を設けた。

これ等四十四の海外移住組合中、最初に設立された三

重・岡山・広島・山口・和歌山・福岡・鹿児島七県の各海外移住組合が主体となり、昭和二年八月一日設立発起人総会を開いて設立されたのが、海外移住組合聯合会であつて、爾余の三十七組合は、その後設立せらるるに従つて聯会会の会員となつたのである。

以下海外移住組令聯合会設立後、『ブラ拓』乃至日南産業株式会社時代に於ける邦人移住地の設置経営に腐する事業史を、節を逐ふて概叙する。

第一節　田付理事長時代

既記の如く、昭和二年八月一日海外移住組合聯合会設立せらるるや、理事長には元ブラジル駐劉大使であつた田付七太を推し、専務理事には長野県知事として在任中アリアンサ移住地の建設について尽した梅谷光貞を以てし、更に主事として元サンパウロ駐在総領事たりし斎藤和を選任し、陣容の整備と共に事業着手の運びとなつた。

梅谷光貞

斯くて海外移住組合聯合会は、海外移住組合法および施行細則の規定に準拠して事業方法を定め、各府県移住組会に対して、事業資金融通の途を開き、毎年各道府県組合を八箇づゝ増設すると共に、各組合をしてそれぞれ

二百家族を海外に移住せしめ、各別に移住地を経営せしむる方針を執った。両して先づ組合事業の基礎たる土地選定を急ぎ、同年十月二十四日梅谷専務をブラジルに派遣したが、同理事は恰も当時ブラジルより帰国中の武石潜蔵を書記として伴ふの外、別に顧問として、イグアペ植民地創設者たりしのみならず、斯界の権威である青柳郁太郎を嘱託とし、次の便船にて、ブラジルに出発を乞ひ、梅谷専務は同年十二月十日ブラジルに着し、直ちにサンパウロ市に到り、同月二十日リベロ・バダロー街一〇三番地に聯合会出張所を開設して移住地の選定および購入の事に当つた。

当時のサンパウロ総領事は、赤松祐之であり、勿論現地に於ける有力な相談対手であつたが、一方事業進行の実際に当らしめるため、信濃海外移住組合の理事としてアリアンサを主宰してゐた輪湖俊午郎を拉し来って、企画の枢機に参与せしむるの外、ブラジル人弁護士カルロス・モライス・アンドラーデ、公認翻訳人杉出英雄の二名を法律事務の顧問とし、更に在サンパウロ総領事館移民部嘱託畑中仙次郎並に同仁会衛生測量技師古関徳弥を簡抜(注・ママ)して、只管土地の踏査および選定の実際に当らしめた。

ブラジル着後梅谷理事の意外とし、また当惑したことは、日本に於て既に考慮され、計画され、決定されてゐた事柄が一として現場に於ては容易に行はれ難いものであると云ふ事実であつた。予め出先官憲の手に依って、

準備されてある筈の移住地選定も、進捗して居らず、その土地購入に対しても、聯合会名義を以てしては、難多の不利と困難を招く実情にあり、加ふるに日本内地に於ける事情は、既に移住者の送出を急ぎつゝある状態にあつたので、現地に於ては何を措いても、先づ移住地の選定購入が先決問題であるとなし、種々苦心して工作を進め、昭和三年一月土地踏査には最も不適当かつ困難なる雨期であつたにも拘らず、之を敢行したのであつた。

この土地選定に対する条件としての目標は、大様左の如きものであつた。

一、サンパウロ州又はパラナー州なること

二、鉄道駅より四十粁以内に位置すること

三、面積は一万アルケイレス以上たること

四、価格は一アルケイル二百五十ミルレイス以内たること

五、珈琲を主作物とする関係上、移住地の過半は標高四百五十米以上たるべきこと

六、地味は中以上たるを要し、甚しき不均等なく、一区十アルケイレスとして分譲するに際し、毎区適当なる地勢および水流を有すること

七、健康地たること

八、地権は絶対に確実なること

然るに実際に当つて見ると、俗に謂ふ帯に短し襷に長しで、斯くの如き諸条件を具備した好都合の土地が、移住組合の為に残されてある筈はなく、ソロカバナ、パウ

リスタ及ノロエステ三鉄道の沿線を隈なく探し廻った結果、兎も角昭和三年七、八月の頃に至って理想に添はぬまでも、現在のバストス、チエテの両移住地を選定購入するの運びとなつた。

斯くて愈々移住地開設の第二段に入り、これに関し巨細の調査研究を逐げたが、結局聯合会の組織および事業計画に一部改変を加ふるにあらざれは、実行し難きを痛感し、度々聯合会本部に向つて、現地の実情を説明し、その意のある所を具申して改革を促したのであつた。即ち聯合会代行機関の設立、各県組合の直接経営を改め、すべてブラジルの国法に依る代行機関をして統一管理に当らしむること、移住地は府県別による区劃を設けず、また土地分譲は右代行機関に於て各県組合員に直接これを行ひ、入植は到着順に従って土地の割当をなす等、結局各府県組合は之を国内的のものに止めると共に、租合の設立を速に普遍化し、一組合二百家族制の撤廃、一箇年八組合づつ増設の方針を捨てゝ全国の移住希望者の需めに応ずること、および入植者をば日本内地より直来する組合関係者のみに限らず、広くブラジル在住邦人をも混じ、場合によつては、ブラジル人その他の外国人にも門戸を開放し、ブラジルの国情に添ふべきことを主張し、可及的速に之が決定実現を促したのであつたが、聯合会は当時四囲の諸事情に制せられ、現地の、主張を理由あるものと認めながらも逡巡これを決し兼ねてゐたのであつた。かゝる原因は海外移住組合法その物に非実際的の

欠陥があると同時に、日本内地の当事者が海外の事情に疎かつたからであると称すべきである。現地としては兎に角是等の諸問題が解決されねば前進し難きゆえ、一先づ前記チエテ、バストスの土地購入を機として、梅谷理事は急遽帰朝の途に就く事となつた。

上記の主張は凡そブラジルの事情に通ずる者の、拳げて一致した所であつて、時の駐伯大使有吉明、領事赤松祐之等の共に強く之を支援する所あり、結局その蒙を啓き得て昭和三年十月末大体意見の一致を見、同年十二月二十六日の第五回総会に於て、聯合会の承認する所となり、翌昭和四年二月聯合会の代行機関として、『有限責任ブラジル拓植組合』を設立することに決定し、梅谷は直ちに欧洲経由で再びブラジルに出張して、右に関する正規の手続きを踏み、同年三月二十五日現在の『ブラ拓』（Ｓｏｃｉａｄａｄｅ　Ｃｏｌｏｎｉｚａｄｏｒａ　ｄｏ　Ｂｒａｓｉｌ　ｌｉｍｉｔａｄａ）なるものが出来上つたのである。

この代行機関設立と共に、所謂混植主義も原則として承認せらるゝに至り、故に初めて今日の基礎を見たのであるが、この『ブラ拓』設立に当り、聯合会と各府県組合との間に、その経営が複委任の形式を以て『ブラ拓』に委任されたこと、および聯合会の代行機関たる此の『ブラ拓』の下に、更に一つの決議機関を設け、『ブラ拓』の重要なる事項執行については、該決議機関の決議を経べしと云ふ府県組合面目の条件が随伴してゐたこと等の事

情もあつた。而して此の機関構成のため、各所属府県組合より代表者各一名を移住地に送り、これを任務者と称したが、結果は却つて徒労に終りしのみならず、却つて移住地の統制を乱すことゝなり、幾許もなくして此の制度は撤廃された。

梅谷理事が土地構入・移住地開設の目的を以て、昭和二年十二月十日ブラジルに到着し、翌三年八月十日帰朝の途に就くまでに、買収を了した土地は、次の三地帯で、その面積合計約六万アルケイレスに達した。

一、ソロカバナ線バストス一万二千アルケイレス

二、ノロエステ線アリアンサ隣接地　合計一千三百二十七アルケイレス

三、ノロエステ線チエテ　四万七千アルケイレス（パラナー河に添ふ飛地二口を除く。）

この外パラナー州北部に購入予定地一万二千アルケイレス、アリアンサ隣接地に於て二千八百アルケイレス、さらにミナス・ジェライス州官有地払下げ二万アルケイレスの交渉が進んでゐた。その内パラナー州北部のトレス・バラスとアリアンサ隣接地は、梅谷理事により買収されたが、ミナス・ジェライス州のコンセッションは、次期平生理事長時代になつて、事情困難なりとして、これを打切らたから、現在『ブラ拓』移住地と称するものは、全部田付理事長時代に於て基礎づけられたものと言へるのである。

而して当初の計画たる昭和三年度よりの入植は、前述

の如く『ブラ柘』の創設問題その他に時日を要し、一面入植準備にも余りに期間が迫つてゐたため、逐に実現に至らず、翌四年度より土地分譲を開始する事となつた。これに関するバストス、チエテ両移住地開発案は、大略左の如きものであつた。

一、両移住地とも十箇年計画を以て土地を分譲し施設を行ひ経営をなす

二、開拓第一期を昭和四年乃至六年とし、此の間にバストス移住地は一万二千アルケイレスの中、高燥地帯九千アルケイレスを、チエテ移住地は同じく四万七千アルケイレスの中、一万五千アルケイレスを分譲する。而して各十アルケイレスを以て一地区とし、バストスは九百地区、チエテは千五百地区に分割する。

三、年度別分讃地区数を左記の如く定む。

年度	バストス	チエテ
昭和四年度	二百地区	四百地区
昭和五年度	三百地区	五百地区
昭和六年度	四百地区	六百地区

四、昭和四年度入植者中、日本より移住する者は、同年四月以降本部を出発せしめ、海外に在住する者は、同年六月出降入植せしめる。

五、分譲残余地中、バストスの三千アルケイレス、チエテの三万二千アルケイレスは、各その一部を道路および直営農場・牧場等に充つるの外、将来適宜処分の方法

を講ずること。

六、両移住地とも鉄道駅との連絡および移住地内交通のため、幹　線支線を合して、バストスは二百粁、チエテは三百五十粁の道路を夫々の年度割によつて開設し、かつ必要に応じ、これに修理を施すこと

年　度	バストス	チエテ
昭和四年度	百キロ	百キロ
昭和五年度	五十粁	百二十粁
昭和六年度	五十粁	百三十粁

七、移住地の管理並に産業・教育・衛生等の施設として、昭和三年乃至六年度に亘り左記建物（省略）を建設し、かつ必要なる職員をおき、資金を供給して之を運転する。

大略以上の条項に基き、昭和三年十二月二十六日第五回聯合会総会に於て「昭和四年度のみは理事者に於て、農耕地分譲方法を定め、同五年度以降は追て研究の上之を定める」ことに決定を見、次で昭和四年一月十五日『土地分譲規定』を制定したが、該規定中注目すべきは、　在外邦人の入植希望者に対しては、一、原則として聯合套の代行機関たる『ブラ拓』が直接分譲の衝に当り　二、日本よりの直来移住者には、聯合会が各一且これを各所属府県組合に売却し、各組合は各その負担すべき金額一地区に付邦貨三百円を加へて更に之を入植希望者に分譲する。

と定められた点であつた。而して昭和四年一月十六日の臨時絵会に於て、分譲土地代を左の如く決定した。即ち日本内地よりの移住者に対しては分譲価格、

バストス移住地一地区　一、四四〇円
チエテ移住地一地区　一、三〇〇円
（之に前記組合負担金三〇〇円を加算す）

と定められ、一方在外邦人に対しては

バストス移住地一アルケイル伯貨　七〇〇「ミルレイス」
チエテ移移住地一アルケイル伯貨　六五〇「ミルレイス」

を以てした。両して前記土地分譲規定の大綱は、概ね左記の如きものであつた。

一、分譲を受けたる者は、移住地管理規則に従ふことを要す。

二、原則として一地区以上を分譲せず。

三、分譲地区代金は神戸出帆の日より起算して、三箇年据置、以後三年間に毎年その三分の一宛を支私ひ、未払代金には毎年六月十二月の両度に年五分の利息を附し、一時払は土地代金三分の割引をなし、支払いは在リオ市横浜正金銀行支店の定むる支払当日の換算率により伯貨を以て之を行ふ。

四、分譲を受くる資格としては、農事に経験を有し、組合員又は其の家族なることを要し、組合加入金として五十円を納入する外、家族構成は労働能力者最少限度三人以上、開拓資金として少くとも一千六百円以上を所持すること。

五、ブラジル在住邦人にして分譲を受けんとする者の資格は、二農年以上珈琲耕地労働に従事した者又は地主の証明ある者で、入植金伯貨二コントスを前納し、かつ相当額の開拓資金を供託し、直来移住者の模範とするに足る者。

なほ直来入植者と在ブラジル邦人入植者との間に、殊に相違した条件としては、前者には一地区以上分譲しないが、後者には労力・能率・資金の如何によつては、三地区まで分譲し得ると云ふ点であつた。斯くして直来入植者には、昭和四年四月十七日袖戸出帆のらぷらた丸乗船者より、また在ブラジル邦人には六月一日より土地分譲を開始する事となつた。

梅谷理事はバストス移住地主任畑中仙次郎並にチエテ移住地主任輪湖俊午郎を督励し、施設の促進、経営の万会を期し、一方聯合会本部に於ても・田付理事長始め斉藤主事等、移住者の斡旋ならびに各県組合に対する援助に努めたが、何分にも、初めての試みであり、難関また難関続出して尽くるなく、為に実際に於ては、当初の計画と甚しき齟齬を来たし、万般の諸施設は何うやら進捗したに拘らず、入植者の教は、昭和五年度末即ち開発約一年有半後、バストス二百有余家族、チエテは僅に六、七十家族に過ぎなかつた。バストス移住地に入植者の多かつたのはソロカバナ沿線の棉作邦人の再移住に依つたのであるが、チエテ移住地の方は、非常な肥沃地でありながら、不健康地との風評高く、事実マラリヤがあつたの

で、これを恐れた事に原因したのであつた。

以上の如く形の上に於ては寧ろ不成績と見るべきであつたが、両移住地の基礎は此の間に固められたのである。特にチエテ移住地の生命であり、同時に此の地帯の開発に貢献せるチエテ河一大架橋計画は、梅谷理事の置土産と称し得ようし、要に後のアリアンサ統一にそなえんがため．その隣接地四千アルケイレスを買収する等、可なり大局に眼を注いだのであつた。創始期の苦しみをなめながら而かも功を遂げた田付理事長および梅谷専務理事は、昭和六年二月任期満了と共に其の職を退いたが、三年の任期中梅谷理事のブラジル滞在は前後十八箇月、その内旅行に費される日数通計二百九十一日、その推定距離七万二千粁、これに日本との往復二回の里程を合計すれは、実に十数万粁に相当する。而かも、二回に亘るミナス・ジェライス州リオ・ドーセ流域および其の支流サスイー・グランデ踏査の如きは、容易に常人の企て難き冒険事であつた。或る時は発熱四十度近き身を丸木舟に横たへ、また或る時は蚊と蚤に攻められて茅屋に夜を明かす等、誠に只事ではなかつたのである。田付・梅谷両者とも既に故人となつて幾星霜を経たが、これ等先人の苦心は、在ブラジル邦人の発展史上に永久に輝くであらう。

第二節　平生理事長時代

昭和六年二月二十五日海外移住組合聯合会第八回総会に於て、前記の通り、田付・梅谷の辞任により、会頭兼理事長として平生釟三郎、専務理事として官坂国人が其の後任に選ばれた。宮坂専務は就任早々加藤好之を主事として選採し、現地調査のため両者相携へて渡伯し、つづいて時の拓務省南米諌長武田寛一並に課員田口管次郎も亦渡伯し、『ブラ伯』の組絨等を全般に冗り巨細に検討した結果、組織その物は急速に変改の必要を認めざるも、なおその活用に就ては範囲拡大の要あるを認め、昭和六年十一月改善案なるものを起草するに至つたが、その大綱は左の如き趣旨であつた。

一、準拠法規並に定款には、多少の不備或は複雑に過ぐる点ある　を以て、之を幾分日由に解釈応用し実際の要求に合致せしむる　二、特に日本内地産業組合法の規定準用に就ては、国外事業たる　の事情にてらし、法の精神を移住の精神および移住現地の実情　に適合せしめて運用し、以で区々たる条規に拘泥し事業の遂行を阻害せしめざること　三、『ブラ柘』は移住地の経営および必要なる事業を実施するも　のたること、即ち事業の直鞍中心点および重力を『ブラ拓』に置かしむること

平生釟三郎

上述の改善策を携へて、宮坂専務理事は昭和六年末帰国し、概ね関係者の支持賛同を得て、成案の確立を見、翌昭和七年度より之を実行に移す事となり、爾来『ブラ拓』の事業は面目を一新し、同理事重任二回の任期六箇年は、大体に於て右建直案の実施完遂に終始したと言うを得べく、その間法律上『ブラ拓』の業務担当組合員の一人たる加藤好之の移住地指導方面の運営は、充分記録に値するものがあつた。

なほ前述建直案なるものゝ具体的内容は、大略左の如きものであつた。

一、バストス、チエテ両移住地に対する総括的見解を見るに、バストスについて、あまりその将来性を期待しておらず、寧ろ可及的速に之が完成を図るを得策とし、満植期を昭和九年末と予定し、事業計画を進むべきであるとした。チエテに就ては将来性あるを認め、特に（一）一部土地所有権に関する問題の解決、（二）チエテ河架橋実施、（三）マラリヤ撲滅、（四）土地踏査実施、（五）ブラジル人その他外国人の入植奨励等を行つて、昭和十六年末　までに入植を完了せしむべしとなし、かつ特に牧畜を事業の主体たらしむべきことを示唆してゐる。

二、アリアンサ隣接所有地の開発並に既設アリアンサ四組合移住地問題については、速に統一を計るべき方針を以てし既設の施設を極力利用し、今後の経営に不急不用の経費を支出せざるやう警戒を示してゐる。

三、トレス・バラス移住地（北パラナー州所在）に耽

ては、将来甚だ有望なるを認め、かつ従来の如き経営方法に依らず新機軸を立つべきものとしてゐる。

四、ミナス・ジェライス州のコンセッションに就ては、最も困難なる事業にして当時の聯合会の実情および対伯移植民関係の全般から推して、到底急速に之が開発は行ひ難しとし、一時之を放棄するか或は之が権利を留保するに止めて、開発を他日に期するかの意見を示してゐる。

以上は改善案に現はれた各移住地および所有土地処分に開しての原則的見解であるが、更に事業遂行上の具体案に就ては、

一、地区分譲の促進を図るため、土地代金の引下げ及支払い方法の改正若くは合理化を以て之を便利ならしむること

二、生産資金貸付条件を改正し、貸付方法を簡易ならしむると共に、返済を容易ならしむること

三、開拓資金の低減を計ること

四、入植者の生産増加を図り、その収益を多からしむること

五、公益施設を充実し、移住地に定着性を持たしむると同時に、移住地の宣伝に供すべきこと

六、分譲土地に地格を附し、之に従って土地代を差別すると同時に、分譲地積を拡大すること　七、移住地経営方式を簡便にし、かつ可及的ブラジル人その他の外国人を入植せしむる方針を採ること

八、従来各府県組合の負担金三百円を全廃すること、並に移住組合設立の簡易化を図り、もって其の普及に努むること

九、宣伝募集法の改善方を考慮すること等に就き現地並に日本内地の実情および聯合会の財政に則したる改善具体案を提示したのであつた。両して該案は第十回臨時総会に於て可決確定を見、直ちに実施されたのであるが、更に之に伴ふ入植規定も次の如く改正された。

一、直来入植者とブラジル既住入植者とを問はず、土地分譲予約契約は総べて『ブラ拓』と直接これを締結すること

二、土地に等級を附し、価格を伯貸建とすること、即ち一等地一地区(十アルケイレス)　八コントス
二等地一地区(　〃　)　四コントス
三等地一地区(　〃　)　三コントス
(三等地は布望に応じ何地区にても分譲し得ること)

三、右土地代金の支払方法は、従来の三年据え置き、三年賦払制を廃し、十年賦払とし、入植者の収益分量と併行せしめ、その支払を容易ならしむるやう考慮すること、

例へば一地区につき

第一年度	二〇〇ミルレイス
第二年度	二〇〇ミルレイス
第三年度	二〇〇ミルレイス
第四年度	八〇〇ミルレイス
第五年度	八〇〇ミルレイス

第六年度　一、二〇〇ミルレイス
第七年度　一、二〇〇ミルレイス
第八年度　一、二〇〇ミルレイス
第九年度　一、二〇〇ミルレイス
第十年度　一、〇〇〇ミルレイス

四、入植資格に就き、ブラジル在住邦人としては、(一)農業に経験を有し、(二)一コント五百ミルレイス以上の資金を有し、(三)分譲申込と同時に入植金二百ミルレイス、第一回土地代二百ミルレイス及山伐費の内金を納付すること。

五、生産資金貸付に就ては、一家族一コント五百ミルレイスまでとし、二箇年据置き三箇年賦払、利子年八分、延滞利子一割二分と定む　六、昭和七年度開拓に着手したる北パラナー州トレス・バラス移住地に於ては、土地代を五年均等払とする代り、土地代は年々事情に応じて変更することに定め、同年は取敢へず一アルケイル五百五十ミルレイス、五年賦、毎年五分の一支払、即金は一割引きとする。

斯くて其の間多少の応変はあつたにしても、大体上述の方針に基き、土地分譲および開拓は進められて行ったのである。その結果内地に於ける組合員の募集渡航も容易となり、他面ブラジルに於ける諸事情は、在ブラジル邦人の入植を旺盛ならしめて、バストス、アリアンサ両移住地の如き、殆ど満植に近く、漸次整理期に入らんとするに至り、独りチエテ及トレス・バラス両移住地のみ

が未開発の地を擁して他日を期すことゝなつてゐたのである。

なほ平生理事長時代に入つて、解決を見たものにアリアンサの統一がある。信濃・鳥取・富山・熊本の各県外協会は、海外移住組合法の制定以前に於て既に創設されてゐたのであるが、これは同法制定の動機より見ても、当然その通用を受くべきものとされてゐたに拘らず、法の不遡及原則により、直ちに之が通用を得るに至らなかつた。然るに其の後要路の協議進捗し、昭和三年海外移住組令聯合会第三回総会に於て、「原則として四協全移住地の肩替りを認諾し、これが実行は来年度政府借入金の交付を受けたる上、各協会の資産状態を検討し、理事会に於て然るべく処置すること」を決議し、同年五月末、当時ブラジル滞在中の前任梅谷理事に通牒を発したのであつた。

然るに現地に於ける事情は、頗る複雑多岐にして、肩替り手続も従って迂余曲折をきわめ、容易に解決を見るに至らなかった。後漸次四移住地は兎も角肩替りを了したが、其の経過を年代的に摘記すれば左の如くである。

一、熊本県海外協会（ヴィラノーヴァ移住地）

１　昭和三年五月二十九日熊本県海外移住組合との間に肩替り協定成立

２　昭和六年七月十三日県組合と聯合会との間に、県協会の経営し来れる移住地肩替りに関する再協定成立

３　昭和六年七月三十一日ヴィラ・ノーグア移住地委

任管理に関する協定書により、現地に於ける事務引継を了す

４　昭和八年四月一日該移住地を聯合会に移管すべきものとして、更に同日附組合事業委任に関する協定成立

二、鳥取県海外協会（第二アリアンサ移住地）

１　昭和四年四月二十五日海外協会より同県海外移住組合へ肩替り協定成立

２　昭和六年七月一日第二アリアンサ肩代わりに関する再協定成立

３　昭和八年四日一日委任協定成立、翌昭和九年二月現地事務引継終了

三　富山県海外移民協会（第三アリアンサ移住地）

１　昭和三年九月二十九日移住組合に肩替りの協定成立

２　昭和八年十二月一日、聯合会との間に委任管理に関する協定成立

四、信濃海外移住組合（第一アリアンサ移住地）前掲熊本・鳥取・富山の三海外移住組合が改組移管を了したる後も、信濃海外移住組合のみは、依然として独自その経営を持続してゐたが、諸事情の相容るゝに及んで『ブラ拓』に肩替りすることゝなつた。　即ち

１　昭和十三年五月二十八日『委任管理暫定協定書』

に基く協定成立

２　昭和十五年五月十七日『信濃海外移住組合移住地経営管理に関する協定書』による協定成立　而して一切の事務は、昭和十三年五月末日現在の状態に於て引継がれ、同時に委任管理期間を昭和十六年十二月末日までと定められたのである。

以上に依って多年懸案のアリアンサは、平生理事長の時代に大略統一移管を見ることが出来たのである。形の上に於ては期限附もあり、また条件附もあるが、実質的には、完全に『ブラ柘』の経営統制下に属したと同時にまた属せねばならぬ筈のものであつた。

第三節　日南産業株式会社

昭和十年六月聯合会頭兼理事長平生釟三郎は、訪伯経済使節団長の重要使命を帯びて渡伯し、日伯通商関係の緊密化に多大の貢献をなして帰朝したが、同時に其の主率する事業に就ても、充分検討し考慮を重ぬる所あり、既に其の拓殖事業が次の段階に進むべき時期にあると、今日の時勢にありては、単に移住地の開拓のみにては、真の拓殖事業と云ふべからず、寧ろ之をして更に経済的発展を逐げしむるの可なるを見透し、帰国後宮坂専務をして如上の趣旨に基き、腹案を得て関係各方面に折衝せしめ、聯合会を改組して『日南産業株式会社』の創立を図つたが、理由として挙げられたのは、左の諸点であつ

た。

一、聯合会は其の現地に於ける事業を概ね逐行し、早晩解散せねばならぬが、斯くては甚だ無意味である。依って此の際寧ろ績極的に活動せしめて、真に邦人の海外発展の一機関たらしむべきである。

二、政府が既に事業資金として聯合会を通じ助成した資金を、今日単に償還せしむるのみに止むるは、かえって助成の意義を減殺するものである。宣しく之を再投下して、真に国民の海外発展上　有効なる結果を求むべきである。

三、現に南米に於ては我が企業家の進出少なく、事毎に不利を蒙ってゐる。この際多年の経験と堅実なる組織に立つ聯合会をして、より自由に、より広範開に活動せしめんとするは、国策上より見るも蓋し適切なる措置と思考される。

以上の趣旨は、各関係方面の容るゝ所となり、逐に之が改組案即ち海外移住組合聯合会のブラジルに於ける事業を会社組織とするための法律案が、第七十回帝国議会に提出せられて可決し、昭和十二年四月二日法律第四十三号（海外移住組合聯合会に対する政府貸付金の出資等に関する法律）として公布を見るに至った。その全文左の通り。

第一条　政府ハ海外移住組合聯合会ニ対スル貸付元利金ノ内七百二十五万円ノ債権ヲ同聯合会ノ主タル財産ヲ承継シ海外ニ於テ移住地ノ経営ヲ行フコトヲ目的トシテ

設立セラルル株式会社ニ対スル現物出資ニ充ツルコトヲ碍

第二条　政府ハ前条ノ現定ニ依リ出資ヲ為シタル事業ニ関シ監督上必要ナル命令ヲ発シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得　取締役ノ選任及解任、定款ノ変更、利益金ノ処分、合併並ニ解散ノ決議ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ共ノ効力ヲ生ゼズ　政府ハ取締役ガ法令ニ基キテ為ス処分又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第三条　前条ノ会杜ハ毎営業年度ニ於ケル配当シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ払込ミタル株金額ニ対シ年六分ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ対シ利益配当ヲ為スコトヲ要セズ

前条ノ会社ノ毎営業年度ニ於ケル配当シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ私込ミタル株金額ニ対シ年六分ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ総株式ニ対スル利益配当ガ払込ミタル株金額ニ対シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ払込ミタル株金及政府ノ所有スル株式ノ払込ミタル株金額ニ対シ一ト四ノ割合ヲ以テ之ヲ配当スベシ

附　則　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

なお議会は昭和十二年三月二十九日左記の決議を附して同法の原案を可決したのであつた。

附　帯　決　議　一

一、現下ブラジルニ於ケル対日関係ニ鑑ミ外交上些ノ支障ナキコトヲ期スベシ

二、本会社ノ組織ハ政府出資四分ノ三ヲ占ムルヲ以テ当然法律ニ基ク特殊会杜トシテ議会ノ協賛ニ属スルモ国際情勢上必要アリトノ政府ノ言明ヲ認メ本案ハコレヲ容認スルモ断ジテ将来ノ先例ト為サズ

三、元来移住組合ノ目的ハ土地ヲ購入シ移民ヲシテ自作農タラシムル目的ニ出デタルモノナレバ此ノ事業ヲ継承シタル本会社ハ其ノ目的ヲ逸脱スベカヲズ

四、政府ハ海外移住組合聯合会等ノ過去ノ成績ニ鑑ミ本会杜ノ役　員ノ選任ニ当リテハ深甚ノ注意ヲ私フベシ

聯合会は改組決定と共に、昭和十二年四月二十日第十五回臨時総会を招集して、これに要する一切の手続を了し、こえて同年七月十日新会社の創立総会を開催し、定款の承認・役員の選任を見て、こゝに資本金一千万円の日南産業株式会社は設立されたのである。而して海外移住組会聯合会はブラジルに於ける従来の事業を一括して此の新会社に移したが、移植民の発展に関しては依然変りなく南米・南洋等に向つて主力を注ぎ今日に至つてゐる。

右新会社の役員として選任されたのは左の人々であつた。

取締役社長　平生釟三郎
常務取締役　宮坂国人

取締役支配人　武田寛一
取締役　伊藤竹之助
同　鋳谷正輔
同　今井五介
同　村田省蔵
同　関桂三
監査役　千葉三郎
同　中村直吉
同　夏秋十郎

斯くて従来聯合会の在伯代行機関たりし『ブラ拓』は、こゝに面目を一新し、聯合会の主たる事業たりし柘殖事業を直接逐行すると共に、更に日南産業株式会社の代行機関として、商事部、銀行部、鉱業部、綿花部、技術部等の諸部門を新設して、一層広く事業を経営する事となつたのであるが、事業の地域がブラジルにある以上、同国の法律による合法的存立を当然必要とするため、上述の諸部門は、大抵独立の形態組織によつて設立運営されてゐる。ただし内部関係は勿論日南産業株式会社の統制下にあること言を持たざる所である。

日南産業会社に改組されても、前掲附帯決議に見る通り自作農創設の目的を逸脱することを許されぬが、移住地事情は、比較的急速の段階にあり、事業方法書に明示しある植民者の自治経営に委ねべき時機到来したるを以て、昭和十三年度を一期として、バストス、アリアンサの両移住地を自治移行への暫定期間―二箇年―を限り、

整理事務所を設置して準備せしめ、チエテ及トレス・バラス両移住地は未完成の故を以て、自治支配人制度を布き、チエテは昭和十四年四月一日、トレス・バラスは昭和十五年一月一日より、夫々支配人を責任者とする請負制度の経営に委ね、各々満五箇年間に漸次移住者の自治に移行せしむる嘩備を整へること1なつた。更に前述諸部門の事業組織は、大要左の如きものである。

一、銀行部＝移住地内外の邦人に対する金融を目的として、昭和十年六月二十二日『カーザ・バンカリヤ・ブラタク』なる名称の下に、金融業の許可を得て、チエテ、バストス両移住地及アラサツーバ、マリリア両市に支店を設置、次でバウルー、プロミッソン、プレジデンテ・プルデンテ、パラグアッスー、オウリンニョス、ランシャリーアの諸地方に支店増設を見、更にポンペイア、リンス、リベイロン・プレト、ロンドリーナ、リオ・プレト諸地方にも支店開設中である。

而して業態の発展と共に、社会の要求に応ずべき必要を認め、カーザ・バンカリア（銀行業務商社）よりバンコ（銀行）への変更を企図し、昭和十五年八月十九日これが認可を得るに至り、『バンコ・アメリカ・ド・スール』（南米銀行）なる名称の下に営業を開始する事となつた。

二、商事部＝昭和十三年九月十三日『カーザ・ブラタク・リミターダ』なる称呼の下に設立登記を了し、伯国法規による一般商　行為を開始したが、次で昭和十四

年三月二十九日、曾ての資本金五百コントスを増資して二千コントスとし、事業の進展に備ふる事となつた。現在サンパウロ、リオデジャネイロの両市に事務所を有する外、サントス、ポルト・アレグレ、モンテヴィ　デオ（ウルグアイ国）の三出張所を開設し、重要物資の輸出入に携つてゐる。

三鉱業部＝昭和十三年九月三日『エンプレーザ・ミネラソン・　ブラジレイラ・リミターダ』の設立登記を了し、リオデジャネイロ市事務所を本拠とし、ミナス・ジェライス、ゴヤース両州に互り六出張所を設け、主要鉱物の購入および輸出に当つてゐるが、これは母国日本の現状に鑑み、その必要とする鉱物資源の獲得を目ざしたものである。

四、技術部＝昭和十四年三月リオデジャネイロ州直営カンポス水力発電工事請負入札に参加し、落札に成功した事に端を発し、ブラジルの法規に基き、昭和十五年一月二十日『エンプレーザ、コンスツルトーラ・ブラタク・リミターダ』（土木建築会社）を設立、資本金一千コントスを以て事業に着手する事となつた。

五、綿花部＝昭和十三年十二月十九日の設立に係り、『アルゴドエイラ・ブラタク・リミターダ』と称し、主として管下四移任地生産の棉花を基礎とし、これが購入輸出の業に当つてゐる。

面して此等傍系部門の業績を一瞥すると、銀行部は昭和十四年度末に於て

預　金　高　八、五〇〇口　　二三、五〇〇コントス
貸付高　　一、五〇〇口　　一七、〇〇〇コントス
で昭和十五年取扱金高は五月十万コントス、六月八万コントス、七月七万コントスに達してゐた。
商事部最近二年間の取扱輸出入高は、昭和十四年度に於て、玉蜀黍・箆麻子・珈琲・皮革類の輸出総額九千二百コントス、輸入機械類・金物・農業用薬品総額千八百コントスであり、翌十五年前半期に於ける同上種目の輸出二千六百五十コントス、輸入千五百八十二コントスであつた。
棉花部は管下四大移住地を対象としたものであるが、四囲の情勢につれて共の取引範囲を拡大し、最近の輸出棉花の取扱高は左の成続を示してゐる。

年　度	数　量	価格
昭和十四年度	二〇、〇〇〇俵	一二、〇〇〇コントス
昭和十五年（七月まで）	四〇、〇〇〇俵	二四、〇〇〇コントス

また鉱業部の、主なる輸出は雲母・水晶等で、仕向国は日本であつたが、その取扱高は昭和十四年度に於て三千四百六十五コントス、翌十五年上半期に於て二千五百三十コントスに達した。
土木建築部は前掲の通り目下リオデジャネイロ州カンポスの水力発電工事（発電装傭二万馬力、工費総額二万七千コントス、邦貸に換算して約八百有余万円）に主力を注いでゐるが、なほ最近工費二千八百コントス（邦貨

約六十二万円）を以てサンパウロ市の中心に、十二階建の『ブラタク・ビルディング』建築に着手してゐる。

以上傍系諸部門は、東京本社常務取締役武田寛一並に現地の宮坂国人、加藤好之等を現役立役者として、その統制下に夫々活躍し、以て四大移住地の完成を側面的に支援すると共に、ブラジルに於ける邦人企業会社の一として、三菱系東山と轡を並べて見参してゐる。

第四節　移住地発展史略

（イ）　土地買収と入植状況

海外移住組合聯合会本来の事業目的たる移住地経営の為に、何より土地の取得が先決問題たりしは言ふ迄もなく、当初梅谷専務理事の方針乃至希望として、将来の発展を見越し、この際可能なる限り広大なる土地を廉価に購入し置くにあつた。併しながら当時本国は其の意に添はず、速に既得の土地開拓に着手し、渡伯組会員の入植に備へねばなかつたので、この要請は多く容れられなかつた。梅谷としても軌道を脱してまで断行する考へでは勿論なかつたが、この機会に土地さへ多く買つて置けば、後の処分は日本人の手に依つて解決さるゝに相違なく、斯くしてこそ在ブラジル同胞の発展は基礎づけられるとの見解を持つてゐた。事実梅谷は、土地狂の傾向もなかつた訳ではなく、一ブラジル人は、「梅谷に庄せて置くと、今にブラジルを皆買ふて任舞ふぞ」と大笑した程

であった。是非は別として、梅谷ならざりせば、現在の四移住地に属する土地さへ、恐らく買収し得なかつたのであらうとは、在ブラジル邦人の消息通が等しく考へ及ぶ所であり、今日『ブラ拓』が偉をなす所以も、この広大なる四大移住地を背景とするからである。梅谷が昭和三年中、取敢へず購入し又は購入の措置を講じた土地は、合計七万九千百〇六アルケイレス、その内訳は左の通りであつた。

移住地名称	面　績（アルケイレス）	購入年月日
バストス	一二、〇〇〇	昭和三・六・一八
アリアンサ接続地Ａ	五〇	三・六・一九
同上　Ｂ	二五〇	三・六二九
同上　Ｃ	一、〇二七	三・七・六
チ　エ　テ	四七、〇一七	三・八・九
アリアンサ１	二、五〇〇	三・九・二九
同　２	一、二〇〇	三・九・二九
同　３	一、三〇〇	三・九・二九
トレス・バラス	一二、五〇〇	三・一一・一四
ヴィーラ・ノーヴァ	一、二六二	四・一・一六
計	七九、一〇六	

註＝アリアンサ１、２、３及ヴィラ・ノーヴァは鳥取・富山・熊本各海外協会の所有土地を肩替りに依って取得登記せるもので、この中には信濃海外協会の分を含まず、又チエテの分は登記面積で、測量とは多少の相違がある。即ち注記せる肩替り分を除き、新規購入地は、面積合

計七万八百八十四アルケイレスに達したのであつた。次いで翌昭和四年度以降の購入土地面積は、合計約一万九百二十三アルケイレス、昭和三年度分と合せて総計九万四百八十七アルケイレスといふ広大なもので、昭和四年度以降の内訳を示せば

昭和四年度

移住地名称	面積	購入年月日
アリアンサ接続地Ｄ	一、０００	昭和四・四・一〇
同　上　Ｅ	二、三六八	四・一二・七
バストス接続地	九三二	四・一二・一一
チエテ架橋地点	五二二	五・一・一〇

昭和五年度以降

サクラメント	二一、四八七
（ミナスジェライス州政府と特許契約締結昭和六・二十四）	
トレス・バラス接続地	六、一一〇
	一一・二・一一

であつた。

註＝サクラメントのコンセッションは現在事実上放棄の状態に在るを以て、上記取得土地面積合計には計上せず

『ブラ拓』経営四大移住地の土地面積は、以上の如き数字を示してゐるが、これに対する移住者の入植状況は、相当難道を辿ったに拘らず、年と共に徐々軌道に乗った。今その年度別状態を表示すれば次の如くである。

年次	バストス 直来者	バストス ブラジル在住者	チエテ 直来者	チエテ ブラジル在住者
昭和四年	七五	二一	三〇	六
五年	三八	三九	二三	二
六年	六	一六九	二	一三
七年	二三	二四八	一七	五〇
八年	一八〇	一五	八八	三九
九年	四	二九	一五七	二四
十年	六	二八	八二	四二
十一年	六	一五〇	一〇二	四四
十二年	一	二	八七	六三
十三年	三	二一	三〇	三五
十四年	五	三二	一五	二六
計	三四六	七五四	六三三	三四四

註＝この表に示せる数字は、毎年の入植者家族数であつて、当該年度に於ける退植者を含まず。

この表に拠つて見れば、バストスはブラジル在住邦人の入植者多かりしに反し、チエテは日本直来者を主とした傾向が判然とする。この傾向はすべて両移住地の気風にまで多少の相違を示しているかのやうに、見受けられる。

而してアリアンサ隣接地への入植状況は、左表の如く、ブラジル在住邦人の数が日本直来者に比して倍加の情勢にあるが、これは信濃・鳥取・富山・熊本の四移住地が、既に満植の状態にあつたと同時に、この地帯は地味豊沃かつ健康地として、夙にブラジル在住邦人間に知られゐたからである。四移住地肩替り後に於ける『ブラ拓』扱ひの入植状況は次の通りであつた。

年次	直来者	ブラジル在住者	計
昭和七年	一	—	一
昭和八年	三〇	三九	六九
昭和九年	二四	六二	八六
昭和十年	一二	二六	三八
昭和十一年	二〇	三九	五九
昭和十二年	一六	四七	六三
昭和十三年	八	一四	二二
昭和十四年	一一	二四	三五

パラナー州北部のトレス・バラス移住地は、昭和七年虔より分譲を開始した。当移住地は、土地の豊沃、気候極めて温艮、加ふるにブラジルに於ける珈琲植付制限令外の地であると云ふ理由から、当初非常に有望視されたのであつた。偶々同地帯に英国資本に成る国際植民地若くはピリアニット植民地等の開設せらるゝあり、これが影響を蒙ること抄からざりしも、施設の整備と共に、現在入植家族は左まで多しとはせぬが、土地は殆んと七、八割売却済みであるからいづれは一干家族を越ゆるであろう。昭和十四年までの入植状況は左の通りであつた。

年次	直来者	ブラジル在住者	計
昭和七年	一	六	六
同八年	一	一五	一五
同九年	一	五〇	五一
同十年	一	六二	六三
同十一年	三	六四	六七
同十二年	一	九〇	九一
同十三年	四	四三	四七
同十四年	一	二四	二五
計	一一	三五四	三六五

斯くの如く『ブラ拓』事業の根幹たる土地分譲・人植家放誘致の当初に於ける計画に比すれは、実際に於ては遠く及ばざるを否み得ないとはいへ、内外の実情に鑑みるときは、寧ろ好成績とも考へられる。今これを分譲土地面積の側より見れば（昭和十四年度『ブラ拓』決算書による）

資産　伯貨六、七三四ミルレイス（邦貨換算額五、九六円）
負債　〃　五、八〇四ミルレイス（〃　一、二八九円）
差引純資産　〃　一〇、九三〇ミルレイス（〃　四、六八九円）
次に一戸当り平均年収支勘定は
収入　一〇、六四八ミルレイス
支出　六、五四六ミルレイス
差引残高　四、一〇二ミルレイス

となつて居り、即ちバストスは大略満植に近く、アリアンサは約その半ばを開拓し終り、トレス・バラス及チエテは未だ其の途上にあるを思はしめ、全体としては三八％強を分譲開拓した事となつてゐる。チエテが一見開拓遅きが如く見えるのは、所有地積の広大なるが故で、他移住地の分譲地積と対比する時、敢て遜色は認められない訳である。

（ロ）　移住地の開発と経済的発展

昭和十四年度『ブラ拓』経済調査に依れば、同年度の農業開係家族数は総計二千四百二家族で、その内訳は土地の分譲を受け其の地区に入植した組合員二千七十五家族、借地農三百二十七家放である。而して分譲地総面積は三万四千五百五十八アルケイレスに達し、この土地より生産せる所は、総額伯貨二万三千二百三十八コントス、邦貨に換算して約五百十八万二千円に上り、一家族平均の生産高九千七百十ミルレイス（邦貨にて約二千百五十八円）に達してゐる。

而して是等入植者の資産総額見積五万五千四百五十三コントスと推定され、邦貨に換算して約一千二百三　十二万二千九百四円である。また其の負債総額は一万二千四十三コントス、之が邦貨換算額二百六十七万六千四百二十円、即ち差引純資産額は、四万三千四百九コントス、邦貨に換算して九百六十四万四百八十円で、一戸当り左の如き数字を示して居る。

資産	伯貨三、七三四ミルレイス（邦貨換算額五、九三八円）
負債	〃　五、八四四ミルレイス（〃　一、三六九円）
差引純資産	〃　二〇、九三〇ミルレイス（〃　四、六四九円）

次に一戸当り平均年収支勘定は

収入	一〇、六五五ミルレイス
支出	六、五四六ミルレイス
差引残高	四、一一〇ミルレイス

である。

以上経済発展の基礎たる四移住地の開拓面積は、二万一千九百六十三アルケイレスであつて、分譲地面積に対

して六三％強、土地総額面積の二五％強の開拓率となり、更に之を各移住地別としてみれば左表の如くである。

	総面積	分譲地面積	分譲率	開拓面積	開拓率
	アルケイレス	アルケイレス	%	アルケイレス	%
パストス	三、六五二・〇〇	一〇、三六八・二一	五九・〇	八、一七〇・〇〇	六六・〇
チエテ	四四、四三一・四六	九、六五五・二四	二一・一	四、四四五・九八	一〇・八
アリアンサ	二、〇一七・八〇	六、一七〇・六六	六一・二	六、四六九・六六	五八・七
トレス・バラス	八、五四〇・〇〇	八、〇四四・二二	四四・二	三、四六一・一五	一三・二
計	八六、九二一・二六	三四、五五八・四四	三九・八	二二、九六六・九七	二六・三

この表に依って見れは、分譲面積を殆んど開拓し尽しているのは、パストス、アリアンサ両移住地で、チエテ、トレス・バラスの両者は未だ其の半ば乃至三分の一しか開拓を終って居らず、開拓の前途遼遠然かも洋々たるものあるを感ぜしめる。

而して五移住地に於ける昭和十四年度末調査の総人口は二万六千五百六十六を数へ、内ブラジルの国籍を有する者一万八百六十五人、日本国籍者一万五千七百一人を算し、家族数よりすれば、合計三千八百八十八家族、内市街地居住者人口八千二百四十九、農業者人口一万八千三百十七となる。（次表―参照）更に之を同年度の在植者総員、その労働量・要扶助員数・学童数から見れば、次表Ⅱに示す通りで、この数字こそ海外移住組合員として四移住地に居住する者の実勢を明示するものである。

表 I

移住地		家族数	人口 ブラジル国籍	日本国籍	計
バストス	市街地	一、四三四	一、八〇一	一、八〇四	三、六〇五
	農耕地		二、一四一	六、九二一	八、九四二
	計		三、九四二	八、七二五	一三、五六七
チエテ	市街地	一、〇六五	一、二一七	六四六	一、八六三
	農耕地		九四五	三、二一三	四、一五八
	計		二、一六二	四、〇五九	六、二二一
アリアンサ	市街地	六九七	五三六	六三一	八六七
	農耕地		一、九六八	九三五	二、九〇三
	計		二、五〇四	一、五六六	三、七七〇
トレス・バラス	市街地	六八二	一、四六九	六三九	一、八〇八
	農耕地		七四八	一、四六六	二、二一四
	計		二、二一七	一、九〇一	四、〇一八
合計	市街地	三、八八八	五、〇一三	三、二六六	八、二七九
	農耕地		五、八五一	二、四六五	八、三一七
	合計		一〇、八六五	一五、七〇一	二六、五六六

表 II

種別	移住地	バストス	チエテ	アリアンサ	トレス・バラス	計
家族数		六六六	四〇一	三〇五	二、〇四五
総人員		四、四三三	二、五六〇	一、九八五	一三、五九二
労働量		二、〇三四	一、一八九	九六一	六、二六三
要扶助者		一、四〇一	一、〇〇八	八四〇	三、八〇四
学童数		七〇〇	六五五	四三	二、〇四八

以上移住地の開拓状況と之に携はる人口に関し略記したが、次に農産状態に就いて其の推移進展に及ぶ事とする。

移住地創設当初は、ブラジルの主産物たる珈琲を以て入植者の主作物とする方針をとつたが、その後間もなく生産過剰に因る珈琲の不況に禍ひされ、逐にはブラジル政府をして珈琲新植禁止令を発布せしむるに至り、サン

パロウ州一帯は昭和六年以降新規植付不可能となり、僅かに補植のみが許さるゝ状態にあつたので、『ブラ拓』管下の移住地中、昭和四年度より開拓したパストス、チエテは、四、五の両年度に亙り珈琲の植付を了し得たに過ぎなかつた。しかしアリアンサは肩替り前に於て、既に大略その植付を了してゐたから、今以て珈琲が主作となつてゐる。又トレス・バラスはパラナー州が此の禁止令通用外にあつたので、その影響は事実受けて居らぬが、必しも移住地の、主作物たる位置を占めてゐない現状にある。

ブラジルの一般が、打続く珈琲の不況により、偶々新興作物たる棉花の栽培に方向を転ずるや、移住地も亦一斉に之に走り、棉花を以て、主作となすに至った。『ブラ拓』としては、多角農法による自給自足経済を以て、移住地経済生活の指導精神として来た故、在ブラジル邦人諸集団地中、棉作一点張りに傾くと云ふ現象は、比較的少い方ではあるが、それでも四移住地を通じ三〇％前後を占めて居る実情にある。即ち農生産状態は左表の通りである。

農生産額（単位ミルレイス）と其の比率

種別	年度	バストス 生産額	バストス %	チエテ 生産額	チエテ %	アリアンサ 生産額	アリアンサ %	トレス・バラス 生産額	トレス・バラス %
穀類	一九三八	四七四、〇九四	五・九	六三二、三六二	一五・六	八七四、四四〇	三・四	二三五、三四四	一四・五
実棉	一九三九	五八四、五四七	七・六	三五四、五〇一	三・〇	一、二八六、七三三	八・三	二、二五二、七九二	五六・五
菜豆	一九三八	六七一、四八〇	〇・七	四四〇、一二七	〇・三	八六、九四四	一・四	四四九、一四六	八・三
珈琲	一九三八	五五五、四四八	六・九	一六八、八九八	〇・三	四四一、一〇〇	一・八	三二一、〇〇〇	七・二
玉蜀黍	一九三九	二二〇、八〇〇	三・三	三四六、〇九九	二・九	二三三、七三四	二・四	二二五、六七七	二・二
甘蔗	一九三九	一七、五三三	〇・二	一〇、四〇〇	〇・一	一六、一二三	〇・五	一五、五三三	〇・四
其他	一九三九	一三、三四六	—	四五、〇四四	〇・八	四七、九一四	一・五	四一、五四九	二・〇
小計	一九三九	七、九二〇、〇二四	九〇・五	一、六〇九、八三七	二〇・四	三、六〇一、七一一	八六・〇	一、七四三、〇〇九	九〇・六
畜産物	一九三八	三六六、八四四	三・九	三四四、六〇九	三・六	三三三、九二一	九・一	二三一、九六六	六・九
加工品	一九三九	八二、〇三三	一・一	一三四、三七五	二・七	六一、〇四九	二・〇	一五、三六九	〇・七
生蘭	一九三九	一六、〇〇九	二・四	三二、二七九	四・〇	八五、一四四	二・四	二六、一六七	一・二
果実及び蔬菜	一九三八	三三、三四四	二・九	一八三、一五一	二・八	一九七、一二四	二・三	一六四、四四六	一・八
小計	一九三九	八二、九三三	九・一	七〇〇、四六六	二・六	六〇八、〇四四	一・四	四七、〇四九	一・六
合計	一九三八	九、二一一、九六六	一〇〇	五六六、九九九	一〇〇	三三六、六五六	一〇〇	一九三、六〇〇	一〇〇

昭和一〇年度移住地農年入植者農収入額（ミルレイス）、入植者及借地人合計農収入額（ミルレイス）、邦貨換算額（四・五〇ミルレイス換円）

移住地	農年	入植者農収入額（ミルレイス）	入植者及借地人合計農収入額（ミルレイス）	邦貨換算額（四・五〇ミルレイス換円）
バストス	一〇	六、六三四、〇四三	六、八七七、〇四三	三、〇九二、五九九
	一一	七、五五五、六三三	八、三〇八、六三三	三、五三三、〇〇四
	一二	九、一九二、八八一	一〇、七三二、八七七	三、六八〇、七一三
	一三	七、〇八八、三五五	七、九六八、七一三	三、五六八、七四九
	一四	八、〇六六、八〇七	九、一二一、九六六	三、〇四四、八七九
チエテ	一〇	一、九七七、七八	二、〇九二、五六九	一、〇三三、八九九
	一一	三、五三二、〇〇四	三、六八〇、七一三	一、六三〇、七四四
	一二	五、五六七、五七六	五、七〇七、二九四	二、五六四、七九四
	一三	一、〇三三、一三三	一、五三三、八六六	一、五三三、八九九
	一四	六、六六六、〇六八	六、八五二、九〇〇	一、五三三、八六六
アリアンサ	一〇	一、一二二、八五五	一、三六四、七四八	一、一二二、八五五
	一一	二、一〇一、〇二四	二、二五七、六九三	一、〇一〇、〇二四
	一二	三、一六六、七四二	三、二七七、四〇八	一、五六六、七四二
	一三	二、九〇三、九二四	三、〇六八、〇四四	一、四四六、九二四
	一四	三、三六六、四六六	三、四一〇、七四〇	七七七、八八八
トレス・バラス	一〇	三五五、九一	三九一、八六六	一、八六六、九九九
	一一	六六六、八八三	七三四、八四四	一、六六六、三三九
	一二	一、六六五、三三九	二、一〇一、八七四	一、〇一一、八七四
	一三	一、四四七、九八〇	一、九三一、七一六	一、四四七、九八〇
	一四	三、三七七、一四五	三、九四四七、六八〇	八七七、二五一

に生産発展の経過を示せば、左表の通りである。

移住地の経済生活、とくにその積極面において、完備せる幾多の産業施設が重要なことは言ふまでもなく、この点『ブラ拓』の移住地は他に類なき程の盛観を呈し、こ

れが管理経営は、主として各移住地に組織された産業組合に依って運営されてゐる。併し組令員の協力性に低調の感もあり、一方白由商人その他との摩擦なども存し、施設の割合に其の実績は拳っておらぬかに見える。各移住地別一般施設は左の如くである。

施設物	パストス	チェチ	アリアンサ	トレスバラス	計
精米所	一	三	三	一	八
珈琲精選所	一	一	三	一	六
繰棉工場	一	二	一	一	五
製粉工場	一	一	一	一	四
製糖工場	一	一	一	一	一
蚕種製造所	一	一	一	一	二
乾繭工場	一	一	一	一	二
製糸工場	一	一	一	一	二
製油工場	一	一	一	一	二
豚肉加工場	一	一	二	一	三
烟草乾燥場	一	二	一	一	三
製茶工場	一	一	一	一	一
製氷所	一	一	一	二	四
製材所	一	二	二	一	四
瓦工場	一	一	三	一	四
煉瓦工場	一	一	一	一	四
倉庫	二	三	三	一	八
農具修理所	二	二	三	二	九
合計	一五	二三	二六	八	七二

（八） 文化的発展

（A） **教育**＝各移住地に於ける初等教育に放ては、開拓の当初から、入植者も『ブラ拓』も、最も力を致した

所であり、初期の間は別にブラジル教育令を顧慮することなく、純日本式教育を以てし、敢て支障も無かつたが、昭和八、九年の頃より、ブラジル朝野をあげて、外国人子弟の外国語による教育を問題視し、これをブラジル語にもとづくブラジル教育に準拠せしむるべしとなし、その取締を厳重ならしむるに至り、最近に於ては、満七歳以上十三歳までの児童に外国語を以てする教授を、絶対に許さぬ事となり、事実上日本語を以てする初等教育は実行不可能となつて来た。

この事態に即応するため、各移住地は法の命ずる所に順ひ、公私立の公認手続およびブラジル人教員の配備に努力する一方、青年団等の助力を得て、家庭に於ける日本語教育の充実を計り、一層の成績を挙ぐるに意を傾在し、今日に至つている。

次表に見る如く、現在四移住地を通じ五十の小学校（校舎は三十五であるが、ブラジル教育の定むる所により、一校舎中に一単位以上の小学校を含むものあるため、小学校数は増加してゐる）を有し、通学児童数男女合計三千三百六十六名を算してゐる。教員数合計八十二名、悉くブラジル人である。

而して之が経営は一部州立学校を除く外は、総じて入植者その他移住地内居住者の負担に於て行はれてゐる。

移住地小学校概況

	パストス	チエテ	アリアンサ	トレス・バラス	計
校数	九	一八	一四	九	五〇
教員（校舎）	九	七	一〇	九	三五
教員	二七	二一	一九	一五	八二
児童	一、二四六	八六二	七三二	五二六	三、二六六

移住者中には、日本語の教授不可能となつたため、児童を通学せしめざる父兄などもあり、将来ブラジルに於て活動すべき子弟に、必要なるブラジルの初等教育を施さぬと云ふことは、甚だしき誤謬である故、『ブラ拓』並に各移住地の方針としては、ブラジルの初等教育終了後において日本的教育を実施するという原則に立って、種々なる計画が進められてゐる。

即ち中等学校の設立・農民道場の開設等はその動向の一端と見るべきものである。

（B）　**自治団体**＝移住地に於ける自治団体は、その発生が入植者側に多分の政治的意味を持ってゐたに反し、『ブラ拓』としては将来、移住地の経営を之に移譲する為に必要なる一機関として、発達に瑚待をかけてゐたといふ点で、発生当初から両者の考へに相違を示してゐたのであつた。それ故当初の程は、『ブラ柘』に対する協力機関ではなく、宰ろ対立機関の如き観さへ呈したのであつたが、時日の経過と共に、漸次誤謬を是正し来り、教育・衛生・交通・産業その他百般の社会事象を処理するに当り、よく協力の実を挙げ、移住地の社会生活を豊富らし

むる様になつた。

併しながら、今日に於ては、社会生活が一般に経済的事実を基礎とし、凡て之に出発して動くといふ現実の力に推されて、率ろ産業組会的活動に重点を移しつゝある。『ブラ拓』側が将来その移住地管理を入植者に譲るとしても、其の管理機関として目標とする所は、経済に基礎をおく産業組合に存するのである。此の意味に於て、規存の自治団体は、これが機能中精神的・文化的部門のみを生かし行くべきであつて、その存立を理由づけるのも此の点にある。現にアリアンサ移住地に於ては、自治団体たる歴史ある『アリアンサ会』を解消して、産業組合に一元化し、チエテ移住地に於ては『自治会』を解散して、産業組合・青年会その他一切の機構と共に之を『チエテ振興会に一元化した。バストス移住地は既に産業組合を中核とする自治移行の段階に進み、トレス・バラス移住地は未だ共の発達途上にあつて、自治統制を必要とするため、聯合日本人会があるけれども、何れは三移住地同様の経過を辿るものと見られる。

移住地自治団体の使命とせる所は、凡て移住地内の統制保持にあつた。小学校の維持・公衆街生の普及徹底・交通の保全・安寧の保持・産業の振興等、移住地に於ける社会生活上、必要欠くべからざる万般の機能について、よく統制を保ち、『ブラ拓』との協力に依って、所期の目的を達せんとする使命を有してゐた。今日までの経過に於ては、概ね大過なく現実の情勢をもたらし得たと称す

べきであらう。その組織は四移住地とも最も原始的な形態をとつて、隣保小組織から、その聯合たる区へ、更に区の聯合体への発展を示してゐる。

（C）　**青年団**＝青年団の発生は、青年が内心に希求する自己発展への熱意になつたものと見てよい。日本内地に於ける青年団運動の経験が、更に異境の奥深き原野の生活を刺戟した結果、その発生を見たものと考へられる。その使命とする所は、主として相互の修養にあつたが、環境上一部は直ちに実生活の上の活動にも関与した。運動を通じ、読書と弁論を通じて、自己完成に精進すると共に、公衆衛生の実施に協力し、農事改良の諸事業・交通の整備・治安の維持・子弟の指導等に携つて、社会生活の一端に於ても、重大なる役割を演じて来たのである。その点に於て言はゞ清新なる推進力であつた。

四移住地中、バストス、チエテ、トレス・バラスの三は、強力なる青年団があつて、所期の目的達成に努力して成果見るべきものあり、アリアンサ移住地に在つては、産業組合青年団の結成を見、是れ亦一つの強力なる推進力的存在となつてゐる。『ブラ拓』としても、次代の責任者たるべき青年層の指導には特に意を注ぎ、講習会・見学旅行その他の方法によつて指導誘接に努力し来つた。

女子青年層の活動は、遺憾ながら男子青年層の活動に比し、徴々たるを免れない。これは一に環境の然らしむる所と、適当なる指導者が無い点によるものであらう。併し、ながら漸次将来の母性たる自覚に起つて、一部分

ながら真摯な努力を統けて居る団体のあることは、誠に喜ばしき規象である。

（D）　衛生＝四移住地を通じ、建設当初から、『ブラ拓』並に入植者の最も関心を寄せたものは保健の点であつた。故に『ブラ拓』としては、開拓勿々より衛生施設には最大の努力を注いだのであつたが、適当なる医師を得るに困難して、暫くの問は移住地の保健に、万全を期することは出来なかつた。

昭和八、九年の頃から漸く整備を見、更にチエテ移住地に於ては、マラリア撲滅事業を実施して、着々成果を挙げ、近年に至つては此の種日本人集団地中、最も行届いた衛生施設を有するものとして、誇るに足る成績を示してゐる。

移住地に於ては、ブラジルの風土病たるマラリアの外、トラホーム・急性結膜炎・胃腸疾息アメーバ赤痢等が先づ代表的な疾病であつて、開植初期に於ては、その犠牲も決して少い数ではなかつた。故に『ブラ拓』は、一方に於て予防に努力すると共に、他方治療上多大の出費を犠牲として、薬価・診察料等の軽減を行ひ、移住地の保健に尽した。現在バストス移住地には、医院および薬局各一、チエテ移住地には、中央病院の外、院二、薬局三、アリアンサ移住地には医局および薬局各二、トレス・バラスには医局および薬局各一を置いて診療のことに当つてゐる。当初は日本人医師を雇用してゐたが、ブラジルの衛生取締法および医師法の厳重なる施行を見るに至り、

以来ブラジル人医師を雇用又は嘱託して診療に当らしめてゐる。

（E）一般文化運動＝叙上の外、一般文化運動として見るべきものは、四移住地を通じ、ブラジル語の普及・青年修養運動・ガット運動等であらう。

ブラジル語普及運動は、説明するまでもなく、将来ブラジルに永住する以上、在住国の言語習得は必須条件であるから、主として青年層を目標に、講習録の配布・夜学その他の方法を以て実施されてゐる。

青年修養運動は、次代の中堅人物養成に目的を有し、綜合的講習会を開催して、各種の研究を為す外、なほ見学旅行等を行はしめたものであるが、その成績は漸次顕著となるに至つた。

次にガット運動（註・ＧＡＴはブラジル語のｇｏｚａｒａ　ｔｅｒｒａ　即ち土地を楽しむなる三語を省約したものである）は、『ブラ拓』が移住地の経済的発展の指導方針としたものであつて、『愛土永住』の精神を基調とし、これを経済生活の理念としたものであるが、その基調を成すものは箪ろ精神的文化的と見るべきである。

方法論としての建前が直ちに入植者の経済生活建設にあつたとしても、その理論に於ては全く移住地の精神文化生活の指導理念であつた。その土を愛し、その土に生き、この理念の上に生活を再建し、より良き子孫を残すと云ふ心構へを涵養する上に於て、運動は移住地に於ける唯一の文化運動と云ふてよい。両して其の実績は年次

発展し、経済生活は勿論、一般社会生活の上にも充実しつつある。今日四移住地に行はるゝ凡ての事業は、総じて此の運動に根ざさざるはなしと云ふも敢へて過言ではないであらう。

第四章　アマゾニアへの進出

序　言

アマゾニアとは、世界河川の帝王と呼ばるるアマゾン大江の幹枝流の流域全体の総称であり、従って広義に於ては、隣接五箇国（ボリヴィア、ペルー、エクアドール、コロンビア、ヴェネスエラ）の領域をも合むでゐるのであるが、本史に記述する所は、ブラジル領アマゾニアの中、アクレ直轄州を除き、専らパラー、アマゾナス両州に於ける日本人の移住開拓の事業に限定される。

南伯（南部ブラジル）に於ける日本人の発展は、既に上巻に説いた所の如く、先づサンパウロ州を根拠として、漸次隣接諸州に及ぼしたのであつたが、北伯（北部ブラジル）への進出は、サンパウロ其他の南伯諸州からの伸展といふよりも、第ろ日本から直接に別途を開いたものと見るべきであり、いずれにしても、日本人のブラジル発展史に、一新時代を劃すると共に、また其の様式に於て一新機軸を出せるものであつた。

温・熱二帯に跨がる南伯のサンパウロ州でさへ、最初は共の気候・風土が、果して日本人の移住活動に適するか否について、危惧の念を抱く者が決して少くはなかつた。況んやアマゾニアに至っては、我が国人中その気候・風土および一般事情を知悉せる者殆ど皆無で、単に地図のみを見て、その位置が赤道の南北に跨る熱帯圏内に在る所から、全く疫病の蛮域で、健康を保持し難きは勿論剰さへ猛獣・毒蛇などの危害も多かるべく、到底日本人の移住活動には適せざるものと想像されてゐたのである。

パラー州知事ラウロ・ソドレー在任中の一八九五年（明治二十八年）に、『東洋移民貿易会社』なる一会社の代表者ジュリオ・ベナヴィデスなる者との間に締結された日本移民三千名の誘入に関する契約と、それより四年後の明治三十二年に至り、東洋移民会社が計画したパラー州への移民送出との問に、関聯があつたかどうかは詳かでないが、三十二年七月東洋移民会社から、一の契約案を警視庁に提出してパラー州行移民の許可を願出たので、警視庁は之を外務省に申達し、外務省は翌年三月、絶対に之を許可せざる旨の通牒を発した事実がある（本書上巻第五章四参照）。帝国政府が斯く不許可に決したのは、珍田公使から既に明治三十一年二月に、所詮本邦人の移住地にあらずとの意見の具申があり、その後任の大越公使からも、また極力これを警戒すべしとの上申があつたなど、要するに当時アマゾニアが、一般に危険視されてゐた為であつたことは極めて明白である。

サンパウロ川行本邦移民が、第二回まで渡航した後の、藤田臨時代理公使時代のことである。今日『ブラジル移民の草分』なる綽名を以て知られてゐる鈴木貞次郎が、サンパウロ州から日本移民若干名を誘出して、これをアマゾニアに連れ行き、或る種の労働に就かしめんと企てたことがあつた。しかし同代理公使は、勿論アマゾニアを保健上甚しき危険地帯と推定してゐた一人であつたから、ただちに鈴木の計画実行を阻止する処置を執つた。

歴代のブラジル駐劉公使中、初めてベレーン市まで視察旅行を遂げ、アマゾニアに関して多少の理解を持つてゐたのは、公使としては最終の堀口九万一であつた。しかし同公使在任中は、アマゾニアへの日本人進出は、未だ企画せらるるの時期に達せず、大使館に昇格後の初代田付大使の任期中になつて内外の機運熟し、ここに初めて日本人によるアマゾニア開発の企劃期に入り、次ぎの有吉大使時代以後に於て、徐々に事業の開始および進捗を見るに至ったのである。

尤も以上は既に一言せる如く、ブラジル領アマゾニアに関しての事であるが、更に広義に於けるアマゾニアについて言へば、明治三十八年ペルー海岸地方から同国領アマゾニアの一部、タンボパタ河流域に日本人十二名が進入した時を以て最初とする。爾後数年間に亙り、主として天然ゴム採取を目的として同方面に陸続突進した日本人の数は恐らく五、六百名を下らざるべく、中には相応の貯金をなし、これを携へて帰国した者もあつたが、

大部分は、或はペルー領内に留まつて他の職業に就き、或はマドレ・デ・ディヨス河を下り、国境を突破して当時我が国と無条約なりしボリヴィア領アマゾニアに入り、リベラルタ、トゥリニダッド両市を中心とする地方およびブラジル国アクレ直轄州等にも延び、これ等地点に於て、小規模ながら農・商・工その他各自得意とする業を営み、南米の核心に小さいながらも新日本の基礎を築き、以て今日に及べる前例あることを忘れてはならぬ。

昭和五年三月末から翌年四月末まで満一年間、政府が大使館勤務の野田一等書記官にベレーンを定駐地とするアマゾニア出張を命じたのは、この方面に於ける邦人進出の重要性に鑑み、パラー州に於ける南米拓殖会社、アマゾナス州に於けるアマゾン興業会社およびアマゾニア産業研究所の事業その他を、保護監督させる為であつたと同時に、同書記官が進んで此の任に当らんことを志願した為であつた。

当時の野田一等書記官

第一節　パラーと南米拓植株式会社

パラー州知事の申出ー調査団の派遣ー調査の結果ー

会社の創立ー土地無償付与契約の調印（経緯・契約条項）ー会社の事業成績ーアカラー植民地ーアカラー植民地産業組合ーモンテ・アレグレ植民地ーカスタニャール農事試験場

パラー州知事の申出

ブラジル領アマゾニアに於ける日本人の企業は、パラー州に於ける南米拓殖株式会社の開拓事業に始まるものといふべく、而して同社の設立は、同州知事が帝国大使に送つた一通の書翰に其の起原を有する。

大正十四年（一九二五年）の事であつた。農学士蘆沢安平は、外務省嘱託として農業に関する視察調査を日的として渡伯し、数箇月に亙りサンパウロ州および北部諸州を旅行したが、北部諸州の旅行には、当時鐘淵紡績株式会社のブラジル派遣留学生であつた仲野英夫が同行した。また田付大使はパラー州知事ディオニジオ・ベンテス（Ｄｉｏｎｙｓｉｏ　Ｂｅｎｔｅｓ）宛に紹介状を認め、州内視察上諸般の便宜供与方を依頼した。

元来親日家であり、かつ日本の労資により州内の富源の開発せられんことを予ねてより熱望してゐたベンテス知事は、両名に対して快く歓待と便宜を与へ、かつ特にカピン河流城を視察せしめ、同地方に日本人を移住せしむる可能性につき蘆沢等の意見を徴した上で、その可能なるを認め田付大使の紹介状に対する返書を兼ねた五月二十八日附書面を以て前記地方に於て日本人移住集団地

を設置するため、植民一家族につき二十五町歩の割合を以て、合計五十万町歩の土地を選定する権利を、向ふ一年間留保し置く旨申込んだ。その書面は蘆沢自身で之を携行して、六月下旬田付大使に手交した。

ブラジルに於ける日本移植民事業の発祥地は、無論サンパウロ州であつたけれども、日本人の発展地域を、何時までも同州のみに局限し置くことは得策でない。宜しく全国各州を以て日本人発展の舞台となすべしとの議は、田付大使以前の我が公使館に於て、しばしば提唱された所であつた。この大局論に対し、在サンパウロ州日本人側、なかんづく移民会社関係者の間に反対の局部説があつた。この反対説の要点は、他州にはサンパウロ州に於ける珈琲栽培の如き業なく、従って日本人が最初コロノとして耕地に雇はれ、その労働中貯蓄したる資金を以て土地を購ひ、徐々に自作農となる便宜が無い。また折角サンパウロ州が、州費を投じて誘入した日本移植民を、他州に向け送出することは素より、他州に移植民を入れることは、サンパウロ州官民の甚だ不快と感ずる所であらう。斯くては損あつて益なきのみならず、移民会社側としては、永年の深い関係あるサンパウロ州の耕主等が註文するだけの移民を送ることさへ手に余り、充分その希望に応ずること能はざるに、更に他州に向つて其の手を延ばせといふのは無理であると言ふに在った。

しかし田付大使は、その着任後間もなくレイス移民法案の聯邦下院に提出せらるるあり、サンパウロ州行移民

とは異つた方法により、広く他州に対しても邦人の発展を計るの必要あることを、一層痛感し、考慮を重ねつつあつた際、図らずもパラー州知再から前記の申込みに接したのである。田付大使はつとに公使としてチリ国に駐劉し（大正七ー九年）アルヘンティナ、ペルー、ボリヴィア三国をも兼任した経歴があり、南米事情につき相当探き理解を持つてゐた外、女房役たる主席書記官には、ペルー、チリ、ブラジルを通じて在勤すでに二十五年、リマ在勤中、前記ペルー領アマゾニアのタンボパタ河流域を視察し、同地方のゴム林へ邦人移民を送入するも可なりとの賛成意見を上申し、後昭和四年に至り、『調査三十年大アマゾニヤ』なる一著述を公にした野田艮治があつたから、田付大使はなお篤と勘考の来、右州知事の申出を取上げ、邦人のアマゾニア発展を開始せしむるを適当と認め、早速幣原外務大臣宛電信を以て、知事申出の次第および提供地の性質を報ずると共に、この提供地を基礎とせる企業引受のため、適当なる会社または組合を物色し、先づ調査員を派遣せしむるやう配慮ありたしと上申し、更に郵信を以て縷々その趣旨を敷衍した。その公信の内容は、田付大使の腹案に依つたものであること勿論ながら、その起草者は野田書記官であつた。

調査団の派遣

田付大使の具報に接した政府当局に於ては、パラー州知事の右提案は、わが国の現状より観るも、また国家経

済の上より考ふるも、実に天来の福音であつて、忽緒に附すべからざるものではあるが、しかし其の提供地は果して日本人の移住に適するや否や、また開拓条件に欠くる所なきや否や等は十分に之を調査した上でなければ容易に決し難く、軽々しく応諾し能はざる問題であるから、調査団を送らねばならぬが、当時政府には共の費用金額を支出する途が無かつたので、鐘淵紡績株式会社に諮つた。よって同会社は株主総会の承認を得て、前記提供地調査費用不足額八万円を支出し、ここに調査団が派遣せらるることになつたのである。鐘淵紡績株式会社が此の積極的態度に出たのは、同社に於ては夙にブラジルに着眼し、既記仲野英夫の外、若杉駒次郎、杉彦熊等々の留学生をブラジルに派遣し、他日企業着手の場合に備へて、人物の養成と準備調査とを行はしめつつあつた社長武藤山治の決起に囚つたものである。

第一回調査団として、同社重役福原八郎を団長とする左記一行をアマゾンに派遣することになつた。

団長	福原八郎
東京帝国大学教授兼伝研技師医学博士	石原喜久太郎
内務省防疫官	飯村保三
土木測量技師内務省技師	谷口八郎
同	田村義正
同 助手	水村松栄
山林技師	石原清逸
農学士	蘆沢安平

団長秘書　鐘紡留学生　太田庄之助
通　訳　大石小作

一行は、大正十五年三月日本を出発し、ニューヨーク経由で五月三十日ベレーンに着いた。これより先き、田付大使は、同じくアマゾニア視察ならびに調査団一行をパラー州政府に紹介の目的を以て、農業技師江越信胤、大使館嘱託栗津金六を随へ、四月十七日リオデジャネイロを出発して海路現地に向つたが、この大使一行には、大使館附海軍武官海軍中佐関根郡平夫妻も同伴した。邦人女性にしてアマゾニアに視察旅行を試みたのは、恐らく此の時が最初であらう。

福原調査団の到着が予定より幾分遅れたので、田付大使一行はアマゾン大江を遡って、アマゾナス州の首府マナオスに到り、五日間の滞在中、同地官民の熱誠な歓迎優待を受けて後、帰途ベレーンに立寄り、福原一行の到着を十七日間待合せた末、これをパラー州官憲に紹介した。

アマゾン調査団長　福原八郎

なほ田付大使は既に帰朝を命ぜられてゐたので、六月四日ベレーンを出発して、十七日帰館、七月三十一日帰朝の途に就いたが、帰朝後在官中は素より退官後に於ても、陽に陰に邦人のアマゾニア発展に尽くす所あり、そ

の功と恩とは偉かつ大にして、永久に記憶すべき所である。

調査の結果　調査団が実地視察調査を行った結果の詳細は、昭和二年九月外務省通商局刊行の『伯国アマゾン河流域植民計画ニ関スル調査報告』（附図及附録あり）に尽くされているが、パラー州知事が提供せんとしたカピン河流域地は、調査の結果

一、土地の起伏多くまとまりたる平野少きこと

二、到る処湿地散在しマラリヤ病毒濃厚なること

三、河流屈折甚しく且浅瀬多く交通不便なること

四、地質は中世層より成り、土壌の種類は粘土・砂質土・礫質土を有するも、農耕に適する肥沃なる部分少きこと

以上の如き欠点があり、到底日本人の移住地に適せざることを発見したので、その実情を詳細州知事に報告したところ、州知事は然らば州内の官有地であれば、何れの処でも差支ないから、今少し他の方面をも踏査して、適地を選定するやうにと答へたので、福原団長は更に調査団を二隊に分ち、一隊はモジュー河、他の一隊はアカラー河流域を調査した末、アカラー河沿岸は土地肥沃かつ水運の便良く、土地比較的高燥で低湿地少く、すこぶる健康地帯であることを発見したので、団員一同協議の上、アカラー河本流と其の支流アカラー・ピケノ河間の土地約五十万歩を無償にて提供されたきこと、および州内の他の三地方に於て土地選択を許されたきことを、州知事に申出で、その快諾を得た。

なほ州知事は、以上の顛末を認めた我が外務大臣宛の八月十四日附公文を、福原団長に託したので、福原はリオデジャネイロに於て之を赤松臨時代理大使に提出し、外務大臣へ転達方を依頼したが、該公文中には『若し土地譲受者が、当州に於ける日本人植民地設置のため、本提議に応じた場合には、該土地譲受者は、本提議を基礎とせる契約を、州政府との間に一九二七年（昭和二年）十二月三十一日までに締結すべき義務がある』旨明記してあつた。

福原団長は東京に帰着するや、ただちに前紀の調査報告書およびアカラー無償提供地経営案を外務省に提出し、同地が邦人発展上有望なる旨を復命すると共に、政府当局に於て、右調査の結果を広く国内有力者に開示し、一新事業会社の成立を慫慂せられんことを進言した。然かも当時府県会議員の選挙に次いで衆議院の解散あり、その選挙等のため機会を失ひ、漸く昭和三年三月二十六日に至り、時の首相兼外務大臣男爵田中義一は、東西の有力なる代表的実業家六十余名を外務大臣官邸に招待し、首相自ら懇談したる結果、子爵渋沢栄一より十二名の進行委員を推薦することとなり、続いて其の委員会を開催すること前後二回、遂に此の新事業は、上記の如く当初より関係浅からざる鐘淵紡績株式会社の人々が其の創立の任に当り、各進行委員が之を賛成することとすれば、計画の進捗上最も得策なるべしとの結論に達し、鐘淵紡績会社側に於て発起人を定め、新会社を創立することと

なつたのである。

因みに会社創立発起人は、左記の二十名であつた。

伯爵　有馬　頼　寧　　亀　岡　豊　二
村　井　保　固　　神　野　金之助
野　村　徳　七　　鈴　木　三郎助
平　賀　　敏　　武　藤　山　治
長　尾　良　吉　　山　口　八左右
橋　爪　捨三郎　　藤　　正　純
前　山　久　吉　　福　原　八　郎
名　坂　和　作　　城　戸　孝　吉
野　崎　広　太　　清　岡　邦之助
室　田　義　文　　中上川　三郎治

会社の創立　斯くして誕生を見るに至った南米拓殖株式会　社の定款第一条には、『当会社は海外に於て開拓事業を営むを　以て目的とし、なお之に関聯して必要なる附帯商工業を営み、　特に日本内地より委託により土地の売買管理経営を為すものとす』とあり、その主たる目的が、既記パラー州政府提供に係る土地を、日本の資本・技術および労力を以て開拓するに在つた。而して此の事業は、日本の現状に鑑み、人口問題・食糧問題等の解決に資する所あるべきは勿論、世界列国経済戦の趨勢より考ふるも、すこぶる急務であると向時に、必要かつ有望と信じられたのであつた。

発起人等は、昭和三年四月十九日を以て会社定款を作

成し、資本金総額を一千万円・一株の金額を五十円とし、株式の総数二十万株の内、発起人等は其の二万株を引受け、十七万株に対する縁故募集を試る傍ら一般募集に着手し、更に残余の一万株を公募した。幸にして本事業は、一面国家的性質を帯ぶると共に、永年の投資物として頗る有利の事業と認められたので、音外に世上の共鳴を博し応募の状況甚だ旺盛で、六月十二日に募集公告を発表して以来、僅々両日にして二十八倍の申込があつたので、六月十四日限り其の募集を締切つたのであつた。

六月二十九日発起人会を間いて、株式募集に対すも応募申込高五十五万四百九十四株につき、確定株の割当を行ひ

発起人引受株	二〇、〇〇〇株
縁故応募引受株	一四六、七四四株
一般応募引受株	二三、二五六株
公募応募引受株	一〇、〇〇〇株

と決定し、七月五日株金第一回払込金として、すでに徴収せる証拠金一株金十二円五十銭宛を之に振替へ、八月十一日創立総会を開き、取締役および監査役を左の通り選任した。

取締役（社長）　福原八郎
同　伯爵有馬頼寧
同　高津久右衛門
同　鈴木三郎助
同　堀朋近

同　野崎広太
同　前山久吉
同　中上川三郎治
同　千葉三郎
監査役　神野金之助
同　染谷寛治
同　室田義文
同　八木幸吉

土地無償付与契約の調印　州有地の無償下付に関する契約は、既記の如く、一九二七年（昭和二年）末日までに調印を要する旨、州知事から外務大臣に宛てた書面中に明記されてあつたが、日本に於ける会社組織が手間取つたため、大使館が中に立つて、先づ六箇月の期限延長を求めて州知事の快諾を得た。なほ州知事に於ては、この六箇月の延長期限内にもし会社が成立せざる場合には、一時の便法として個人福原八郎と契約するも可なりとの意向を洩らしてゐたが、福原は会社設立中のことと て自身渡伯し難き事状あり、たまたま別人を福原の代理として仮契約を結ばせんとの議もあつたが、種々の経緯ありたる後、十月中旬まで再延期を求むることとなつた。

幸にして上記の如く南米拓殖株式会社の成立を見たので、福原社長は蒼惶行李を収め、五反田貴巳・新井高次・友田金蔵の三名を随へ、昭和三年八月二十三日横浜より出発、ニューヨークを経て、十月七日ベレーンに到着し、

早速契約調印のために交渉に取りかかつた。尤も其の契約は、米国のフォード会社が同州政府と契約を結んだ場合の如く、調印後に州議会の承認を求める形式に依るときは、会期終了までに間に会はざる虞があつたので、州当局は其の順序を逆にし、契約締結の権限を州知事に付与する法律案を先づ州議会に提出し、その通過を待つて、十一月十三日附州法第二、七四六号を以て、『福原八郎又は同人の組織する企業若くは会社と土地下付を契約する権限を付与する法律』を公布し、同月二十五自の州官報に之を掲載した。

而して土地下付契約は、個人福原若くは同人が組織するブラジル会社と州政府との間に締結すべく、若し外国会社たる南米拓植株式会社が州政府と契約する場令には、そのブラジル国内に於ける営業認可を予め適法に受けねばならぬ旨、右州法第八条に規定されてゐたのみならず、ブラジル殊にアマゾニアに於て斯かる事業を行ふには、航行権の獲得その他種々の点に於て、ブラジル国法の下に一の合弁会社を設立し、その名義により之に当らしめることが便宜と思考されたので、その合弁会社の設立に着手したが、その手続のために意外の日子を要したので、十二月三十日取敢へず福原八郎個人の名義を以て契約に調印を了し、翌昭和四年（一九二九年）一月資本金四千コントス全額払込の『コンパニーア・ニッポニカ・デ・プランタソン・ド・ブラジル』（Ｃｏｍｐａｎｉａ　Ｎｉｐｐｏｎｉｃａ　ｄｅ　Ｐｌａｎｔａｃａｏ　ｄｏ　Ｂ

ｒａｓｉｌ）設立の手続完了（十日登記済、十五日州官報に公告掲載）をまって、一月二十五日上記州政府・福原間契約を、新設の代行会社に移転した。

契約条件は、前記州法第二、七四六号中に列挙せる条項（即ちフォード契約条項を基準とし、之に福原申出の変更を若干加味したるもの）と同一で、その全文和訳は左の通りであつた。

パラー州モンテ・アレグレ、アカラー、マラパー、コンセイソン・デ・アラグアヤの四郡及ブラカンサ鉄道地帯に於ける官有地を二年間の選択権を以て日本人福原八郎に下付する契約条項

千九百二十八年十二月三十一日、パラー州土木土地交通局に於て、局長土木技師エンリケ・アメリコ・サンタロザ、第三課事務官土地測量師マノエル・ヴァレンテ・コルデイロ（課長心得土地測量師ボアネルヂス・カルドーゾ支障あるに付）下名同局一等官ルフィノ・ネルモス・デ・アブレウ・マシエール同席の場所に日本人福原八郎出頭し、州庁総務局より本土木土地交通局に宛てたる本十二月二十六日附公文第二千八百八十一号記載の趣旨に従ひ、二年間の選択権により州の官有地一百三万佛町下付に関する当該契約書作成を命ぜられ度き旨出願せり。本件に関しては千九百二十八年十一月十三日法律第二千七百四十六号第一条Ａ款により、州知事は右日本人福原

八郎に特許を与ふるの権能を付与せられ居るを以て、右法律の執行を本十二月十八日附にて知事に請願したるに対し、同二十二日附を以て特許の指令を与へたる上、右請願書を総務局より十二月二十六日附公文第二千八百八十一号を以て土木土地交通局に送付ありたり。而して局長は本十二月二十八日附公文第四百五十九号を以て、第三課事務官に対し、前記総務局公文の命ずる所に従ひ、既記の去十一月十三日法律第二千七百四十六号及同法中に設定せる条件に基き、該土地付与に関する契的書の基礎を作成すべきを命じたるにより、官有地一百三万佛町を二年間の選択権により下付する本契約書を作成せり。右の土地は上記法律の規定を基礎とせる左記の条項に列挙せる如く、該法律が日本人福原八郎に付与せる権利・恩恵及義務と併せて一時之を同人に特許下付するものとす。

第一条　本特許下付の対象を成し且本契約中に定むる目的に充当する土地左の如し

第一モンテ・アレグレ郡の土地面積中に発見せらるべき官有地一四十万佛町（エクタール）の一地区

　此の地区は東方はプライニヤ郡との分界線を以て境界とし、此　の界線に沿ふてパルー河に注入するトゥクラナ川の支流ムルイア川に到り、夫れより南緯零度五十分線より直線を劃して北に向つてアレンケール郡との境界に到り、西力は同郡を以って境とし、南方は登録済の占有によりて既に先占せられ又は合法の地券により所有せ

らるる土地を以て境界とす
　此の地区はアマゾナス大河の左岸に於て、前記モンテ・アレグレ郡に位す
第二　アカラー郡に於ける官有地六十万佛町の一地区
　此の地区は東側サント・ドミンゴ・ダ・ボア・ヴィスタ郡と西　側モジュー郡との中間に介在し、夫々其の郡界を以て限りとし、南方は南緯三度三十分を以て界とし、北方はアカラー・ピケノ　川右岸の支流たるトメー・アッスー小川の口と同緯線に従ひ、前紀トメー・アスー小川の左岸に沿ひてサント・ドミンゴ・ダ・・ボア・ヴィスタ郡との境界に於ける同小川の源頭に到り、夫れより地区の南北を劃する並行線内にアカラー・ピケノ川上流に注入する総ての川流並アカラー川を構成する川流を包含する　様に右郡界線に沿ふて南力に向ふ。
第三　マラパー郡に於ける一万佛町の地区
第四　コンセイソン・デ・アラグアヤ郡に於ける一万佛町の一地区
第五　ブラガンサ鉄道地帯に於ける一万佛町
　特許権者は第二・第四及第五に記示せる土地の選択を確定するため二年の期間を有するものとし、此等土地の科学的調査を行　ふ義務あるものとす
補項　第一条に記載せる土地が付与せられたる面績に達せざる場合には、政府は特許権者の損害とならざる様且其の選択に任せて他の地方に於て之を付与するの義務を負ふ

第二条　請求したる地区を付与するに当り、個人が合法の地券により所有する土地は其の権利を認めて之を除外するものとす

第三条　特許権者は右の外、なお左記の恩恵を受くるの権利を有す

Ａ　アカラー川及トカティンス河畔に設置せんとする植民地　間に鉄道又は車道を開設すること。之に対し右目的の為に開設　する鉄道及車道の両側各十粁づつの官有地に就き地帯先坂特権を享有す。

Ｂ　特許権者の選任する技師の指揮並に前者の管理の下に農　事試験所及農牧場を設置し及維持すること

Ｃ　電力生産の為に落水を利用すること。此の目的の為に各　種構造の堰及貯水池並電流を特許権者に属する一切の工場倉庫物置又は各踵の建築物に配送する為の送電装置をも含める必要なる設備を為し及其の費用を支弁すること若し付与地外に存在し且第三者に属する水力を利用することが特許権者にとりて不可欠なる場合には、特許権者は当該法令に従ひ該水力の収用を請願するの権利を有す。

Ｄ　付与地内に於ては勿論其の農工商業の為に利便と思考せられるる河岸と仕与地とを連絡する鉄道・車道・飛行場及び其の他の有らゆる睦上・水上及空中交通路を開通すること

Ｅ　アカラー川、トカンティンス河及アマゾナス大河並に特許権者が利便とする他の河川の航行を自費を出て

行ひ、付与地並アカラー川、トカンティンス河及アマゾナス大河の港（複数）、就中モンテ・アレグレ、アカラー及トカンティンス又は此等都邑の近傍に倉庫・桟橋を建設し及其の他の改良工事を施すこと。

之が為には聯邦政府に対して尽すべき手続を履行すると共に、聯邦及び州より与へらるべき便益・恩恵を受けおよび義務を負ふものとす

F　付与地、モンテ・アレグレ市、アカラー町又は他の適当なる場所に付与地の産物を加工調製するため特許権者が適当と思考する工場を建設し若は設備を施し及之を維持すること。ただし此等産物は其の農鉱産物たると其の他の産物たるとを問はず、未精品・既製品又は加工品として移輸出することを得べし

G　肥料製造工場を設け放其の製品展示用の建物を建築すること

H　聯邦法令の定むる手続を了したる上、付与地の農工業関発に関聯する銀行業営業所を設営し及一切の銀行取引を行ふこと

I　既に他に知られたるか又は今後発見せらるる伝送方法により、付与地内の電話および無線電信通信業務を開始し及維持すること。此の業務は聯邦法令の規定を遵守し、且州政府又は他線若くは他の通信方法の特許権者の同意を得て之を前記の付与地外に拡張することを得

J　付与地に於て使用せらるる労働者（註・子女なる語を欠く）の小学初等教育の為に無月謝の学校（複数）を

創立し及維持すること。此等学校には州の教育現定に従ひ該付与地内又は其の附近の住民を入学せしむることを得べく、なお農学枚及他の職業学校を創立し及其の費用を支弁することを得

ｋ　特許権者の使用人及労働者又は付与地帯の住民に物資を供拾する為店舗又は取次販売所を設置する事

Ｌ　特許権者又は其の組織する会杜が実際其の業務を開始する日より起算し五十年間、其の起原・性質及名称の如何を問はず、又州税たると郡税たるとを問はず、一切の租税を免税すること。但し其の営業開始後十二年を経たるときは、引続き免税せらるる代りに、其の純益中より州に対しては百分の五、関係諸郡に対しては百分の二を州及郡に納付するの義務を有す

Ｍ　伯国及州の法律に従ひ採掘の優先権を得るため付与地に於ける鉱物調査の権利及付与地の本地券を得たる後に限り所有　権に附随する其の他の権利を与へらるること

第四条　土地付与は米・煙草・棉花・椰子樹・ナッツ樹・カカオ樹其の他の有用植物を栽培し、州内天産の原料品を利用し、鉱　産物及水力を開発利用し、農作物及採取品加工用の工均を建設し、各種の交通路を開設し、家屋の建設をなし、土地利用及其　の土地定着者の幸福に関する其の他の加工改良を行ひ、かつ内国人及日本人の農業移住地を創設するため、付与地の所有・使用　及用益に関する権利を有する一個又は夫れ以上の企業者は

会社を設立するを以て目的とす

第五条　特許権者又は其の組識する企業若くは会社は左記の義務を有す

第一　一家族毎に少くも二十五佛町の一地区を分配して目本人　移住集団地を設置すること。日本人家族の外なおブラジル人又は他の国籍の移住者を誘入し、適当と思考する機械工・職工　及労働者と契的することを得

第二　合法の形式に依る測量及劃境を行ひて付与地並植民地区及市街地区を劃定すること。植民地の本部即市街予定地には聯邦・州及郡の為に、官公署建築上必吏なる敷地を公園其の他公益用地と共に留保しおくことを要す

第三　付与地に於ける一切の衛生及保健手段を実行することも之がため必要なる外科病院施設を所要数の医師及看護婦と共に維持すること。日本人移住集団地の保健事業の為には、若　干期間日本人医師を使用することを得るもブラジル国の保健　法律を遵守することを要す

第四　当該期間に実行せんとする植民事業の計画書を毎年政府に提出して其の認可を受くること

第五　州政府との間に生ずることあるべき何等かの争論を解決するため仲裁裁判制を採用すること。及如何なる場合に於ても、ブラジル国の法律及当該管轄裁判所の決定又は判決に服従することし当首府(註ーベレーン市)の裁判所を以て管輯裁判所と定む

第六条　特許権者は本特許を基礎として一個又は夫れ

以上の企業若くは会社又は法人を組織することを得。但し政府の裁量により完全なる財的資格ありと認むるものたるを要す

第七条　特許権者が本特許を譲渡すため株式組織又は其の適当と思考する他の様式により最低四百万ミルレイスの資本金を有する一個又は夫れ以上の会社若くは企業を設立したるときは、直に該会社又は企業に対し、本特許の対象を構成せる土地の地券を発給す

第八条　特許権者又は本特許者又を譲受けたる会杜又は企業に対しては付与地及其の産物の工業的調整及利用に関して現行法の許与する一切の思恵並に同一目的の為に今後他人に対して許与するか又は州法により新にめ定らるる一切の他の恩恵を確保す

第九条　特許権者より本特許の全部又は一部を譲受くる会社又は企業は、政府の裁量により、本特許の目的を遂行するため完全なる財的資格ありと認めらるる状態に於て設立せらるべきものとす。若し外国に於て設立せられるときは、ブラジル国に於て適当に営業認可を受くべし。なお総て聯邦及州の法律並にブラジル共和国の裁判管轄に服するものとす

第十条　本特許の条項は予め州政府と特許権者又は其の組織する会社若は企業と合意したる場合に限り変更することを得べく、　なお其の変更は今後本特許の義務履行を困難ならしむる何等かの問題発生したる場合、之が解決を容易ならしむる目的を有するときに限るものとす

第十一条　特許権者又は其の組織する企業若は会社が必要上又は公益の為に行使することを得る収用権中には本特許の目的を増大するため欠くべからざる土地並に該土地内に現存する有らゆる実利又は改良を合むものとす。但し何れも現行法令の形式に拠るものとす

第十二条　特許権者が第三者にぞくする特許地を獲得するか、又は州有地若くは民有地を買とりたる場合には、此等の土地は本法により許与すると同一の恩恵を享受せしむるため之を本特許中に編入するものとす

第十三条　付与地の測量及劃境は特許権者之を行ふの義務あるものとし、之を州の監督の下におく。特許権者は合法の手続により劃境したる土地の精密図を州に提出する義務を有す土地測量及劃境事務は漸進的に之を行ふべきものとし、契約調　印後一年間に開始するものとす

第十四条　政府は本法の恩恵以外に、乗船下船の容易なる場所に移民宿泊所を建設するに十分なる敷地を特許権者に無償にて下付すべし

第十五条　気象観測用の一切の材料・機械・装置・付与地の農工的開発工場・倉庫・貯蔵所・交通路の設備の為に輸入する化学製品化学肥料及其の他の商品供給並に本特許の目的を完全に実現するため必要なる一切の物品に対する輸入税並に其の他の聯邦諸親の鬼除を聯邦政府より受け碍らるる様、州は特許権者に対し適当なる援助を与ふるの義務を負ふ。但し此等の恩恵付与せられざることあるも、之に就き責任を負ふことなし

第十六条　特許権者は一切の建物若くは築造物の設計図並に付与地内に於て実行する有らゆる農工業務の計画に就き認可を受くるため、これら書類を何れの官憲にも提出するものとす

第十七条　本特許中に州の有する権益を監督するため、日本及他の文明国の企業又は会社が使用せる形式に於て、公認計理士に依る決算検査を採用す。此の目的のため特許権者又は本特許を譲受くる会社若くは企業は、ブラジル国内に於ける営業認可を得たる同種の会杜又は企業に関する常用の形式に従ひ、共の計算書及決算表を当該公認計理士に提出することを要す

第十八条　特許権者文は本特許を譲受くる企業若くは会社は、本特許に関係なく、独立して工業・商業・就中銀行業・売買・間屋業・委託販売・輸出入貿易・海上河上及陸上運送業に有ゆる　活動をなし、又ブラジル国法律の規定に従ひ、鉄道・車道開通・飛行場・各種の器械に依る空中輸送方法の設置・電話及海底河底陸上及無線電信の局及線の建設を聯邦政府・諸州政府及郡役所と契約し、若くは自己の費用を以て実行することを得

第十九条　本法に規定せる義務及二年の期限を附して与へたる選択権に基き、当該契約巾に規定せらるべき義務の不履行は、司法手続を要せずして即時特許の廃棄となるべく、之に対しては陪償を求むるの権利なきものとす

第二十条　特詩権者は衛生保健・警察取締・消防に関

する必要条件を備へたる人民中枢地（註＝初期の町村にして原文複数を用ふ）を設置することを得。此等集団地の建設又は家屋建築の為には、特許権者にとり最有利なる設計及基準を採用することを得

局長より第二課長に宛てたる既記公文第四百五十九号には右の通り命じあるを以て同課事務官土地測量師マノエル・ヴアレンテ・コルデイロは本契約書の作成を命じ、朗読の後相違なきを認めたるにより局長・上記第三課事務官・特許権者日本人福原八郎及予一等官ルフィノ・ネルシス・デ・アブレウ・マシエール本契約書並に其の写正本一通に署名す

エンリケ・ア・サンタロザ（サイン）

マノエール・ヴァレンテ・コルデイロ（サイン）

福原八郎（サイン）

ルフィノ・ネルシス・デ・アブレウ・マシエール（サイン）

この契約書を一読すれは明白である如く、我が企業者側に於ては、最初州知事から提供した州有地百万町歩を、唯一口として、アカラー河流域のみに之を選定する代に、種々なる作物を予想して、気候の異つた地方を択ぶを有利と認め先づ江南に位するアカラーを主たる事業地と定めて、其所に六十万町歩、次に江北モンテ・アレグレに於て四十万町歩を獲得することとし、別に州内の他地方

三個所に各一万町歩の州有地無償下付を受けることとして、契約を締結したのであつた。

なほ此等の無償下付地は、いづれも全然未測量に属し、単に河川その他を以て概略の境界を指定した地域に於て、企業者側が自ら測畳・製図を行って、その面積および位置を劃定するのであるから、この作業に多大の日子と費用を必要とした。それゆゑ会社が開拓に着手したのは、上記大口の二箇所だけで、マラパー、コンセイソン・デ・アラグアヤ及ブラガンサ地方の各一万町歩の土地にまで手を着ける余力は、創業時代の会社には期待し得られざる所であつた。然るに此等三口の土地については、既掲契約第一条第二項に規定せる如く、その選択を確定するため二年の期間が与へられ、もし此の期間内に土地の科学的調査を行はざる場会には、契約第十九条に基き、これ等三口の土地コンセッションは直に廃棄せらるることになつてゐたので、会社側では昭和五年末に右二年の期間が満了するに先だち、更に之を二年間延長されたき旨州政府に出願したるところ、州政府は快く之を承諾し、昭和六年（一九三一年）一月二日州令第八〇号を以て、同令公布の日（一月四日）より起算し、二年間の延長を許可すと発令したが、結局これ等三口の土地については、其の後何等の調査も位置の選定も行はず、遺棄同然の状態に在る。

会社の事業成績　斯くて福原社長は、渡伯に際し同伴

したる三名中の新井高次、既に現地に在りたる仲野英夫、昭和三年十一月下旬着任したる会社の医師医学博士松岡冬樹等と共に、その後数箇月に亘り実地踏査の末、最初の事業地をアカラー河流城に於ける下付地と定め、アカラー郡の郡街所在地アカラー町（ベレーン市を距る水路七十五粁）より更にアカラー・ピケノ河を遡ること七十余粁の地点トメー・アッスーを相して、之を植民地の港兼本部とし、昭和四年四月十二日先発隊を派遣して植民の開拓に着手した。そして第一回植民四十三家族百八十九名は、同年七月下旬大阪商船会社のもんてびでお丸で出発し、リオデジャネイロ港に於てまにら丸に乗替へ、九月十六日ペレーン着、二十二日アカラー植民地に入つた。

続いて第二回三十五家族百八十六名は、同年十月二十七日神戸より出発、第三回は昭和五年七月十日ぶゑのすあいれす丸でベレーンに着する等、爾来十年有余に亘り、第二十一回まで累計三百六十二家族を就地せしめたが、その間移植民事業の初期に於て殆ど免れがたき幾多の困難に通過し、その内二百有余家族の離退者があつた。

次に会社は、アカラーに続いて、モンテ・アレグレの付与地の測量ならびに本部の設置、一小部分の開拓を同時に行った。

そしてモンテ・アレグレ地方に鉱物の存在するや否やを予め調査し、若し存在すれば成るべく其の埋蔵地を下付地域内に取入れんがため、昭和四年の後半期に、鉱山

技師松本彬、石川清彦両名の派遣を請ひ、両技師は翌年二月まで、具さに現地調査を送げたが、採掘有利なる鉱物は一も存在せずとの結論を得たに過ぎなかつた。

しかしアマゾニア特にパラー州再の鉱物資源に、常に注意を怠らなかつた福原社長は、更にシングー河流域に着眼し、昭和七年九月東北帝国大学講師田中館秀三および農業技手古関徳禰と共に、自ら同河流域就中アルタミラ地方を調査した上、福原は一個人の資格を以て、翌昭和八年四月二十五日パラー州政府との間に、州有未墾地三十万町歩の特許付与を受くる二年間のオプション契約を締結した。

この契約は全文三十箇条より成り、付与を受くる土地は、シングー河下流のヴィトリア港とアルタミラ町間に於て五万町歩と、アルタミラ町シグーロ港間に於て二十五万町歩の二口とし、河の両岸より二十粁以内に位するものたるべく、特許権者は比の付与地内に於ける鉄道および車道の開通飛行場その他陸上・河上および空中の有らゆる交通機関の設立、発電所の建設河川航行、各種産物加工場の設置、通信業務の経営、二十年間州税および郡税の免除、付与地内に於ける鉱物の調査ならびに付与地の農業的畜産的および商工業的利用等に関する権利を享受する。その代り特許権者は、一家族につき最少限度二十五町歩の地区を分配して、五年以内に日・伯両国人混合移住集団地を開設すること、その他若干の義務を負担すべきことなつてゐた。

福原社長は、昭和八年この契約を携へて帰朝し、シングー河流城の鉛鉱の有利なるを説き、翌九年四月会社の第二回株式払込金百万円を携へて、再びベレーンに赴任したが、内外の事情により、会杜事業に一大変革を行ふの必要に迫られ、昭和十年四月会社支配人井口茂寿郎の本邦より渡来するを侯つて、社員・従業員の整理ならびに直営農場（三十万本のカカオ栽培園）の閉鎖を行ふ等の措置を執った。ここに於てか、就地せる植民は動揺し、会社に対する悪声の流布等、祈角の大事業も、福原社長の苦衷を余所して一頓挫を来たし、同年遂に東京本社の招電により、中心人物福原の帰国を見るに至つた。

なほ是れより先、昭和六年五月には、アカラー植民地に於ける不良分子の小作争議があり、翌七年には同植民地病院長排斥嘩動が起るなど、過去十年有余の間、つぶさに創業の辛苦をなめ尽くした末、今や事実は、徒来の有らゆる誹謗と心なき徒輩の誣言を一蹴し去り、移住地の生活は安定し、衛生・教育その他万般の施設は、まさに完備の域に近づきつつある。

昭和十五年五月の南米拓殖株式会社第十一回営業成績報告中から、植民地の現況概略を摘載すれは左の如くである。

一、庶務要項

昭和十四年二月二十八日コンパニーア・ニッポニカ・デ・プランタソン・ド・プラジル第十回通常株主総会を開催し、昭和十三年度の営業報告・貸借対照表・財

産目録および損益計算書を承認し、定款に基き役員改選の結果、左の通り当選就任した。

攻締役会

取締役会長　ワルドミーロ・デ・オリヴェイラ・ゴーメス

取締役支配人　井口茂寿郎

取締役　前田光世

取締役秘書　星野修

監査役会

監査役　平賀練吉

同　村田利八

同　圧野巖美

監査役補　ミルトン・デ・フレイタス・ギマランエス

同　真根井孝門

同　アブラハン・アントニオ・ジョゼー

二、農事要項

米作、マンディオカおよび疏菜を主としたるアカラー植民地も、衛生状態の良化と、植民生活の安定に伴ひ、ゴム、カスタニャ（即ちブラジル・ナッツ）、カカオ等の永年作物を始め、棉花、ウワシーマ織維（註・中部ブラジル産野生草本でグアシーマとも呼ばる）等世界的原料の栽培も漸増し、既植の柑橘類ウルクー（註・果肉より赤

色染料を得、ペルーにてはアチョテと称す）ピメンタ・ド・レイノ（胡椒）等よりは、多少の収穫を収むる等面目を一新しつゝある。

三、生産・加工要項

当期アカラー産米高九千四百俵、会社は之を植民へ委任経営の水車にて精米せしめ、市場へ搬出しつゝあるが、品質優良で、コンパニーア・ニッポニカのアカラー米として好評を博してゐる。

四、商事要項

当期中植民地にて取扱ひたるブラジル国内移出高は総量千三百噸この価額七百余コントス、木材・米・ファリーニャ（註・マンデーオカ粉）が主なるもので、その他は未だ数量多からず、特記すべき程のものはない。日本向輸出は総量八千余噸、この価額一万二千余コントスであるが、下半期の中頃に勃発せる欧州大戦は、農産物の市価急騰を来たし、為に植民の収入は増したるも、日本との貿易は統制強化その他の原因により円滑を欠き、予期の成績を挙げ得ざりしは遺憾である。然れどもコンパニーア・ニッポニカの北伯に於ける声望が逐年その位置を高めつつあるのは喜ぶべき現象である。

五、衛生・防疫要項

両三年来流行のマラリヤは漸減し、下半期は殆んど罹病者なきに至り、病院を閉鎖すること度々ありしも、然かも常に注意を怠らず、衛生巡回員の督励、早期診断の励行並に服薬、保養院の維持・経営等、事ら衛生状態の

改善に努めてゐる。

六、交通・運搬要項

植民地と都市との連絡は、当会社の定期船唯一あるのみにて、年々巨額の費用を要するも、植民地の開拓、物産の増殖に従ひ、やがて此の悩みを解消するの日が来るであらう。

植民地内の交通は、各戸馬車を用ひ、河岸は小舟を利用し、一般の交通運搬は円滑である。

七、教育および宗教

植民地内の各小学校は、従来通りブラジルの国法に依り、主としてブラジル式の教育を施し、また留学の制度を設け、父兄の需めに応じ、選抜試験を行ひ、無料にてベレーン市内の上級学校に入学せしめ、極力第二世の教育と向上に努力しつゝある。なほ一般入植者の要求もあり、法規の年齢に達したる者は、私塾の如き　形式にて、目本語および日本精神を会得せしむる法を講じ、成績甚だ良好である。

宗教に就ては随時布教師自ら出張し、日伯人一堂に会し、悔告を受けつゝありて、土着人との間は極めて円満である。

八、現在と将来

マラリヤの漸減、衛生状態の良化、植民生活の安定は、著しく植民地の空気を明朗にし、一時的略奪農法より、永年生若くは半永年生農作物の栽培に転向し、一段の落ち着きを示しつゝあることは、アカラー植民地の何

より喜ぶべき現象であつて、過去十年の　労苦と体験とは、アマゾニア開発に好資料を提供しつつ漸次発展の途上に在る。

アカラー植民地　アカラー郡トメー・アッスーを上陸の門戸を定め昭和四年四月十二日植民地開拓の斧を下し、同年九月二十二日初めて第一回植民を入植せしめた此の植民地は、面積実に六十万町歩を有し、会社の主力を注いだ所だけあつて、その施設に至つては莫大な費用を投じた北伯唯一無二のものである。単なる営利会社の能く為し得る所でなく、福原社長の意那辺に在りしかは、凡そ拓人にあらざれは解し得ぬ所に属する。左に其の施設の概要を記さんに、造営物に於ては、

（イ）　トメー・アッスーに在るもの

事務所、郵便局兼無線電信所（発電所附属）、トメー・アッスー中央病院十三棟、物品供給所、鉄工場、製材所、木材置場および付属桟橋、精米所、第一および第二農業倉庫、ガソリン倉庫、自動車々庫、警察署長住宅、巡査住宅、迎賓寮、トメー・アッスー寮（単独職員合宿所）三棟、アカラー寮（単独傭員合宿所）、職員住宅七棟、雇員住宅六棟、井戸七個、カカオ醗酵乾燥工場並に貯蔵倉庫

（ロ）　サンタ・マリアに在るもの

屠畜場、乳牛舎、職工住宅六棟、コロノ住宅四戸建四棟、労働　者集合所、労働者バラック十三棟、井戸三個

（ハ）　アサイザールに在るもの

事務所、養蚕試験所、豚舎、豚肉加工場、堆肥舎二棟、給水ポ　ンプ施設、気象観測所、職員住宅二棟、コロノ住宅一戸建十棟、　労働著バラック、井戸三個

（ニ）　ボア・ヴィスタに在るもの

職員住宅、コロノ住宅二戸建十六棟、コロノ住宅四戸建一棟、　納屋、労働者バラック、井戸四個

（ホ）　イピランガに在るもの

コロノ住宅二戸建十八棟

（ヘ）　十字路に在るもの　事務所、第一売店、職員住宅、傭員住宅二棟、労働者バラック、　井戸一個

（ト）　アーグア・ブランカに在るもの

橋爪記念会館、アーグア・ブランカ製材所、第二農場倉庫、製糖工場、井戸二個、第一小学校、病院分院、製糸及紡績試験工場

（チ）　マリキタに在るもの

養蚕試験場、コロノ住宅二戸建五棟、同四戸建一棟、労働者バラック、井戸二個

（リ）　第一植民地に在るもの

第一診療所、第一小学校、職員住宅、植民住宅七十七棟、井戸　二十六個

（ヌ）第二植民地に在るもの

第二診療所、第二小学校、植民宿泊所四戸一棟、第二売店、職員住宅、植民住宅百三棟、井戸四十七個

以上の諸施設に依って見るも、創立者の遠大なる意図をうかがふに充分であらう。更に衛生・教育・産業に関

して略記すれば左の通りである。

（二）衛生状態

言ふまでもなく、熱帯地の開発に先だつて、特に考慮すべきは衛生施設であつて、会社は夙に此の点に意を用ひ、上陸地点トメー・アッスーに中央病院を建設し、奥地植民地に第一および第二診療所を設け、医師三名（内一名ブラジル人）、歯科医一名、薬剤師一名、看護婦三名、見習看護婦七名を採用して、衛生陣の完璧を期してゐる。

殊に低湿地の埋め立て、河川の清掃等に力を致したる結果、その衛生状態は一層良好に向ひ、かつ地区譲渡決定以後は、人心の緊張と相俣って患者頓に激減するに至った。試みに植民地開設の一九二九年より一九三二年に至る四年間の死亡・出生を参考として示せば、

	死亡			出生		
	男	女	計	男	女	計
一九二九年	四	三	七	二	一	三
一九三〇年	四	一	五	一三	一五	二八
一九三一年	十一	五	一六	二三	一六	三九
一九三二年	十一	三	二三	二〇	二三	四十三
合計	三〇	二一	五一	五八	五五	百十三

で、前掲死亡の大多数は嬰児であつた。曾て伝染病研究所員医学博士高木逸麿が此のアカラー植民地を視察し、親しく小学校児童の健康状態を調査の結果、南伯邦人諸植民地のそれに比し、意外に良好なるを激賞せるを見て

も、一般の健康状態を窺ふに充分である。

（二）教　育

第一植民地内に第一小学校（目下本建築に着手中）を、また第二植民地に第二小学校を、夫々開設し、各校二名のブラジル人教師を招聘し、ブラジルの教育令に基き児童の教育に努めてゐるが、なほ教育主任として、日本内地に於て、多年小学校長としての経歴を有する者を採用し、教育事務の担当と児童の精神教育に意を注いでゐるが、現在の児童数は左の通りである。

	日本人	ブラジル人	計
第一小学校	九五	一四	一〇九
第二小字校	一〇五		一〇五
合　計	二〇〇	一四	二一四

（三）開拓面積と作物の種類

植民地内の開拓面積は二千八百六十二町歩に達し、この内道路および建物の敷地三百七町歩を除いた二千五百五十五町歩が耕地として植民若くは会社の農場地である。

多年生農作物としてはカカオを主とし、之にピメンタ・ド・レイノ、サブカヤ等を配し、栽植を行つてゐるが、主なる永年生植物の栽培樹数を挙ぐれば次の如くである。

種目	植民者（本）	会社（本）	計（本）
カカオ	二五、五九	二六、四四二	三三、〇三二
ピメンタ・ド・レイノ	一五〇	四〇〇	五五〇
サブカヤ	二〇〇	五、六〇〇	六、〇〇〇
カスタニャ（ブラジル・ナッツ）	三〇	三〇	六〇
ムングーバ	一〇〇	四、八七〇	四、九七〇
カポック	一〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇
セードロ	二〇〇	二、四〇三	二、六〇三
アンディローバ	二〇〇	七七〇	九七〇
フレイジュー	三〇	二五	五五
桑	六、〇〇〇	五、〇〇〇	二一、〇〇〇
バウ・ローザ	—	二、〇〇〇	二、〇〇〇
ブシュリー	—	四〇	四〇
ユーカリプト	—	一〇〇	一〇〇
珈琲	三〇〇	五〇〇	八〇〇
茶	—	二〇〇	二〇〇
オレンジ	三五〇	四〇四	七五四
レモン	二〇〇	一〇	二一〇
ココ椰子	一五〇	二一九	三六九
カジュー	二〇〇	八六〇	一、〇六〇
フルータ・デ・ポン（麵包樹）	五〇	五〇	一〇〇
マンゴ	二〇〇	一〇	二一〇

註・サプカヤ。学名レシシス・オラリア、有名なるブラジル、ナッツと同科に属し、その種子は菓子製造用に供せらるる外、食用および工業用の優良油を搾取し得。また木材としても良質である。

ムングーバ。学名ポンバックス・ムングーバ、アマゾニアの原産でカポックの一種。

セードロ。学名セドレラ・ブラジリエンシス、栴檀科にぞくし種類数多あり、木材として重要視される。

アンディローバ。　学名カラパ・グヤネンシス、アマゾニア産木材中、最も優良なものの一で、その種子より三十六乃至七十％の燈用および錆止用油を搾敢し得。

フレイジョー。　学名コルディア・ゲルディアナ、紫草科、木材として建築・土木用の外、家具・自動車の車体・銃台および飛行機プロペラーの製造用に供せらる。

パウ・ローザ。　学名アニバ・ロザエオドラ。樟科。数種あるが何れも皆薔薇の強き香気を発し、香水の原料たる薔薇エキスを採取し得。

プシュリー。　学名ネクタンドラ・プシュリー・マジョール、樟科・建築および指物用の良材を産する大木で、その果実中にプリュリン豆と呼ばれる長さ三、四糎の二個の種子があり、薬用の外、食物の調味料および香料としても用ひられる。

カジュー。　学名アナカルディウム・オクシデンタレ、漆樹科。英語にてＣａｓｈｅｗ－ｎｕｔと記せる果実のことで、之を産する樹をカジュエイロと呼ぶ。果実特にその核仁を主として菓子製造用としてとるために栽培せらる。

前掲カカオ樹中には、既に開花結実せるものあり、明年度に於ては多少の生産を見るに至るべく最近一層植民を促したのは、このカカオの発育良好なるに因るべしとも思はれる。

他方一年生農作物としては、米・棉・マモナ（箆麻）・

煙草・豆・落花生・胡麻・一般疏菜類の栽培が行はれてゐるが、これ等は前記多年生作物の生産を見るまでの間、収入を計らん為である。最近は野菜生産組合が組織せられ、植民地生産の野菜（羅蔔・胡藻蔔・玉菜・玉葱・葱その他ブラジル特有のもの）、果物（木瓜・バナナ・鳳梨等）並に家禽類をベレーン市へ積送し、販売を開始したところ、その成績極めて良好で、曾て野菜の生産不能を云々せられたアカラー植民地としては、実に今昔の感に堪へぬ所であらう。一般副業としては、養豚・養鶏・養蚕をなす者あり、また地区内に在る有用木材の伐採搬出など、生計に資すべきもの決して少なしとせぬ。

（四）生産物の加工

加工と販売は勿論植民の自由であるが、或種の加工業に至っては巨額の資本を必要とし、植民の力は未だ之を実行し得るの域に達してゐないので、会社は之に代り、精米所・製材所の経営、更に又カカオ醸酵乾燥場等の建設を行ひ、その他小親模ではあるが、糖製工場を設置して、之を植民に貸付け、粗糖の製造を行はしめ、進んで製糸および織物工場をも設けて、養蚕業の発達に資せんとする等、加工業に対する関心は相当の機牲を顧みぬ現状である。

（五）既入植者に対する地区分譲

曾ては試験的に分益制度を採用し、植民を入地せしめ

たが、この制度たるや一種の小作制度の変態に外ならなかつたため、植民に土地愛護の念を与へず、かつ其の安定性を乏しくし、時に小作料軽減運動の発生を見るなど、会社と植民のあいだに却って溝を設くる動困となりしに鑑み、断然之を廃止することとし、同時にアカラー植民地に於ける制度中最も遺憾とせられた生活資金の貸出・薬価並に運搬費の無料制度を全廃し、以て植民の奮起を促し、多年の懸案たりし地区分譲を実行して今日に至った。その地区分譲条件は次の加くであつた。

（イ）　地区代金（住宅井戸附）

Ａ　第一回植民に対する分（地区の内十町歩は会社にて伐採済のもの）、この代価二、一二五乃至二、六二五ミルレイス

Ｂ　第二回植民に対しては（地区の内十町歩は会社にて伐木済のもの）、二、五〇〇乃至三、〇〇〇ミルレイス

Ｃ　第三回乃至第七回植民に対しては（地区の内五町歩は会社にて伐木済のもの）　一、五〇〇乃至三、〇〇〇ミルレイス

（ロ）　代金私込方法

Ａ　第一回払込金　　地区分譲契約と同時に第一回植民は一五五ミルレイス、払込

Ｂ　第一回乃至第五回植民は二箇年据おき、第六回乃至第七回植民は三箇年据おきとし、以後それぞれ四年賦分納とす。

Ｃ　代金弘込済に対しては六分の利子を徴収す。

而して第八回以後の植民に対しては、地区譲渡条件を次の如く定めた。即ち独立植民と一且コロノとして会社直営農場に入り、資金に余裕を生じたる後独立する者との二種に分つたのであるが、此のコロノ制度が南伯に於けると異なる点は、たとへコロノと維も日本出発前に既に一定の値段をもつて地区譲渡を約する者に限られてゐる事である。両して此等両種の植民に対する土地分譲条件は一地区二十五町歩以上とし、地価は一町歩につき四十乃至六十ミルレイスと定め、契約と同時に第一回払込金とLて金五百ミルレイスを納入する事となつて居り、残額は二箇年据え置き四カ年賦、また払込残額に対しては年六分の利息を徴収すると云ふ規定を設けたのである。

（六）現在の植民数

種別	家族数	人員
地区譲渡を受けたる者	二二八	七六八
旧分益制度による者	一四	七五
新制度による者	三五	一九四
計	一八七	一、〇三七

（七）植民移動数

第一回植民入地以来三箇年間は分益制度であつたため、前述の如く定着性を欠き、従つて多くの退出者を出して、世の誤解を招いたことがあつたが、これが主なる原因は、制度の罪と云はんよりは、寧ろ退出者それ自身に植民た

るの資格を欠ける者が多かつた為である。左表は此の辺の消息を雄弁に物語るのである。

A　職業別に見たる退出者

純農一六、半農二計一八に対し、農業者にあらざる其の他の職業者に於ては、大工七、職工五、仲仕三、事務員三、鉱山雇員二、下級船員三小商業者一、料理屋二、北米帰り二、無職二、農業　技手一、獣医一、馬匹商一、米穀商一、織物職一、海軍下士官一　運送業一、馬車曳一、牛乳配達一、活動俳優一、浪曲師一、宿崖　業一、運転手一、計四三、合計六一であつて、農業者一八に対し　て実に他の職業者四三の割合である。

更に之を府県別に見ると、東北地方の植民が比軽的健実で、今左に入植家族十家族以上の県別成績を示すと、

B　府県別退出者表

県名	入植家族数	退出家族数	残留家族数
山形	二八	二	二六
北海道	二八	一一	一七
福岡	一二	六	一五
宮城	一五	二	一三
福島	一五	三	一二
沖縄	一四	八	六
広島	一〇	一	九

而して入植回数別に見たる退出者は、別表の通りで回

を重ねるに従ひ、定着率は漸次好成績を示し、第八回以後に於て　は、一家族の退出者もなく今日に及んでゐる。即ち

C　入植回数別退出者表

	入植家族総数	退出家族数
第一回	四三	二一
第二回	四五	一四
第三回	一八	四
第四回	七	六
第五回	三七	八
第六回	一七	三
第七回	三五	五
合計	二〇二	六一

D　退出者の落行先

パラー州カパネマ	一一家族
〃　マラカナ	二
〃　サンタ・イザベル	二
〃　ベレーン市	二
〃　カスタニャール	一
〃　ボア・ヴィスタ	一
計	一九
サンパウロ州	二五
マラニョン州	七
リオ・デ・ジャネイロ州	六
マト・グロッソ州	二
ペルナンブゴ州	一
リオ・グランデ・ド・スール州	一
計	四二
合計	六一

アカラー植民地産業組合

昭和七年以降同十四年五月に至るアカラー植民地産業組合の事業概況を略記すれは左の通りである。

年度	組合員数	販売品取扱金高 ミルレイス	購買品取扱金高 ミルレイス	取扱生産品名
昭和七年	五一	一五、六三一		野菜
昭和八年	六三	二五、三八二	六、三〇〇	野菜・鶏・鶏卵
昭和九年	八二	三九、六四八	一六、一六二	同上
昭和十年	八九	六九、六八三	一六、三六二	同上
昭和十一年	一〇二	九九、四八六	二一、二六五	同上 白米・野菜。ウルクーピ・メンタドレイノ・ファリニャ・澱粉・豚油・鶏・鶏卵・獣皮・其の他
昭和十二年	一四〇	一三九、九三九	四七、〇六一	同上
昭和十三年	二四三	二〇三、〇一〇	三九、九九九	同上
昭和十四年	二四四	一五四、三五〇	七〇、〇一五	同上

但本年度は五月十六日締切

備考　昭和十三年度植民地農産および各種生産高は、左表に示すが如く、四十五万六千百五十四ミルレイスで、同年度の組合扱高は二　十万三千十ミルレイス、其の比率を示せば約四五％である。

なお同年度の植民地主産物たる籾の加工率を示せは、左の通である。

穀生産高	一七、一八五袋（六〇瓩入）	
内組合関係加工穀	八、一〇〇袋（約四五％）	

昭和十三年アカラー植民地農産物総高並に売上金高

種別	数量	金額 ミルレイス
穀	一七、一五六袋	三七五、七五五
野菜	八八、六六八瓩	九三、三二一
ウルクー	九、一八三瓩	八、〇九四
ファリニャ	三、一八八瓩	六四三
棉	三、三六二瓩	八、七七二
ピメンタ・ド・レイノ	七〇瓩	七〇〇
木材		五一、〇四九
家畜	一〇、六四七	一三、七七六
其他		五、〇四五
合計		四五六、一五四

備考　組合取扱販売品高は右に示せる如く、植民地総生産高の四五％を占め、逐次増加しつつある。

取扱品は、零細なるものといえども、これを換金化し、以て販売品の市場性・将来性を認識せしめ、栽培の指標を明示するに努めて組合剰余金・積立金・借入金および貸し付け金一覧表（ミルレイス未満切り捨て）

年度	剰余金 ミルレイス	積立金 ミルレイス	借入金 ミルレイス	貸付金 ミルレイス
昭和七年	一五			
昭和八年	二一二			
昭和九年	四二九	二〇〇		
昭和十年	六八三	四〇〇		
昭和十一年	四五六	七〇〇	六、二五六	八、三五二
昭和十二年	三三一	七四五	一三、三七七	一五、三四五
昭和十三年	八〇一〇	八七七	一四、〇三二	一三、二五六
昭和十四年	四三七五	五、六八七	八、三四三	六、六八九

備考　昭和十四年度は五月十六日締切。

産業組合昭和十五年事業計画要項

一、産業組合実行機関としての小団体組織

植民地を区別し、自治自給自足主義の経済団体を組織し、経営方法の改善・生活様式の改良・衛生防疫の自治的訓練等、自治改善を実行化し、自治自給自足、主義の促進を計ること

二、文庫の設立

植民地建設に必要なる図書・思想善導を目的とする図書∴産業組合に関する図書・男女青年指導教養に関する図書等の構入および図書室書棚等の設備

三、運搬部の設立

組合直営の運搬部を設立し役馬・荷馬車を購入すること

一九三六年ー三八年平均自動車運賃支払い四六六五ミル

三〇〇レイス

四、貯蔵庫の建設

組合取り扱い農産物・各種販売品・購入品等の一時的貯蔵及ウルクーの如き平均売を必要とする販売品を貯蔵するため建設せんとす

五、種畜の購人

運搬用・農耕用役馬の繁殖を目的としてヂュメント馬(註・ラバ)の交配雑種を作るため種畜用ヂユメント及繁殖用牝馬を購入すること

六、労働者供給

農繁期の一時的労働者募集および供給をなす

七、荷造方法の改良
　販売品の荷造り方法に関して形状・重量・通風・その他各種の調査研究をなすこと

モンテ・アレグレ植民地　モンテ・アレグレ植民地は、アマゾン大江の北岸に位するモンテ・アレグレ港より、凡そ三十粁の内地に在るムラタ（Ｍｕｌａｔａ）に本部を設け・、アカラー植民地の事業開始後、これと並行して着々準備事業を急ぎ、同時に数種の作物につき栽培試験を行ったが、この地へは未だ植民家族を就地せしめし事なく、今なほ会社の直営農場を有するに止まりその開拓面積も百三十五町歩を超えず、主として力を優良棉花ならびに黄色煙草の栽培に注ぎ、その他は織椎植物として、ラミー、ワイシーマ等の試培を行ってゐる程度であるも　多年生作物としては

カカオ　六、四〇〇本
カジュー　一〇、〇〇〇本
ムーグーバ　一、五〇〇本
ココ椰子　七〇〇本
アンディローバ　八〇〇本

等を栽植してゐる。
　注＝ワイシーマはトゥピー語アワイシーマから転化した語で、ブラジルの殆ど全部に野生する錦葵科の繊維植物である。学名ウレナ・ロバタ。アマゾナス方面ではワイシーマ、他の地方ではグアシーマ又はグワシュー

マ、サンパウロ州ではアラミナと呼ばれ、之を栽培改良すれは、包装用袋製造上、印度黄麻の好箇の代用品たるべく、夙に着眼されてゐるものである。

カスタニャール農事試験場　北米在留日本人中、森村組の村井保固を始め、有志者若千者が『南米企業組合』を組織し、アマゾン地方に於ける土地の調査ならびに購入方を、福原八郎に委任したのは、大正十五年福原がパラー州調査団長として渡伯の途次、二ユーヨークに立寄った際の事であつた。福原は自身も此の組合に出資した上、大正十五年パラー州ブラガンサ鉄遺沿線に於て、ベレーン市を距る七十二粁（汽車は約三時間を要す）の地点カスタニャールに位する面積二千七百七十町歩のロンバルディヤと名くる一農場を伯貨百六十五コントスを以て購入した。

この農場の前所有主（イタリア人）は、土地の一部分を開墾して甘庶を栽培し、その甘庶から専ら焼酎を製造する事業を行つてゐたので、住宅の外に工場その他の設備あり、鉄道駅より農場本部をへて既墾地の終点に至る延長六粁百米の軽便軌道も布設しあり、鉄道馬車によつて人間・甘庶等を運搬することが出来るやうになつてゐた。

この農場が南米企業組合の所有に帰して後、間もなく不島六郎が支配人の職に就いたが、甘庶栽培兼焼酎醸造は、当時燻酎の市価下落のため有利ならずとして之を中

止し、之に代るべき土地利用の方針決定するまで、殆ど事業の進行を見合せ、わずかに試験的に米作を行ってゐたぐらゐで、支配人は単なる土地および建造物の管理者に過ぎざる観があつた。

昭和四年に年り、福原社長は本農場を南米拓殖会社の試験農場として使用する方針を立て、サンパウロ州から西原清東を招聘して、新に支配人とすると同時に、更に同州より米作に経験ある日本人数家族を呼寄せ、先づ米作より始めて、諸種の農林作物につき、この農場に於て徐じょに栽培試験を行ひ、その結果を主としてアカラー植民地に応用した。

西原清東は、文久元年九月高知県高岡郡波介村の生れで、青年時代から自由党に属してゐた。普通学を卒って法律を学び、神戸・大阪・続いて東京に於て、弁護士として法律事務に従ひ、明治三十四年高知県第二区から立憲政友会を代表して衆議院議員に選ばれ、また京都同志社社長にも推戴された。

後海外視察の途に上り、米国に滞在中、在二ユーヨーク内田総領事の勧奨により、邦人の米作に適すと称せられたテキサス州を視察し、その有望なるを察知するや、直ちに掃国し、当時七十二才の高齢であつた父守衛・高等学校在学中の唯一子清顕等全家族を率ゐて、明治三十七年渡米し、先づウェブスター市の南方に六百四十エーカーの土地を購入し、大農式米作を経営して成功した。

そこで其の事業を清顕に委譲し、自身は別にアラバマ州モビール市附近に於て、苗木業を営むでゐたが、移民禁止のため米国に於ける邦人発展の前途杜塞せられたるにより、更に生来の先駆者気質を発揮し、大正六年ブラジル国サンパウロ州に移り、甘庶栽培・米作等を降営した閲歴を有する老練家であつた。而してカスタニャール試験農場支配人たること四年の後、既に七十才を超えた老人である上に、持病のため思はしき活動も出来ざるに至つたので、その職を辞し、米国を経て台湾に赴き、更に老躯を提げて農葉経営を行つてゐたが、昭和十二年九月出発して、米国テキサスの創業地に帰還し翌々十四年四月十一日ウェーブスターの自宅に於て、妻子および米国生れの孫等に取巻かれて永眠した。邦人の海外進出に貢献した功績は没却すべからざるものがある。

その後福原社長はカスタニャール農場に接近せる土地数百町歩を買収して之を拡張したが、現在の開拓面積は百六十九町歩で、之に五記十七種の多年生植物の試験的栽培を行つてゐる。

カカオ	八、二五六本	アンディローバ	四、七七五本
珈琲	二、〇二一本	グワラナー	三六〇本
セドロ	二、四六六本	サブカヤ	一、五四四本
ココ椰子	二五六本	ブシュリー	三〇本
アバカテ(原産果樹)	三五六本	コ　ラ(外来植物)	一九本
カカオ・ベルー	一、三六六本	カスカニャ	八五本
オレンジ	一、五五五本	クラヴォ(丁子木)	一五本
規那樹	八、四六九本	ピメンタ・ド・レイノ(胡椒)	一、二五〇本
クブアッスー(原産果樹)	八四八本		

第二節　パラー州に於ける其の他の邦人企業

アマゾン開拓青年団ーカヴアレロコンセッションー前田コンセッションーアマゾニア産業会社の事業（州政府との契約ブレヴェス黄麻試験場）

アマゾン開拓青年団

昭和三年八月南米拓殖株式会社社長福原八郎に随行した三名（前節中『土地無償付与契約の調印』の項参照）中の一人五反田貴己は、翌年一月ブラジルを出発して帰国し、独身青年のために、海外発展の途を開くため、大阪基督教青年会に附属した大阪ＹＭＣＡ海外協会を設立し、その常務理事となり、同協会の目的達成の第一歩として、同会主催の下に、大阪府および大阪朝日新聞社の後援を得て、『南米アマゾン開拓青年練習生』の養成を企て、昭和五年五月一日から、第一回練習生の修養を開始した。

『アマゾン開拓青年養成規定』には、『本協会は、農業学校・中学校卒業者に、更に植民者として必要なる宗教的信念を基礎としたる人格的教養と体験とを授け、之に加ふるに必須なる知識を与へ、以て名実共に将来アマゾン流域に於て、実践的指導者たり得べき人材を養成し、進んで青年の目的達成を後援誘扱するものなり』との目的が掲げてあつた。

第一回練習生として一年間の修養を卒へたアマゾン開

拓青年の一団二十名は、団長五反田貴己・副団長農学士平賀練吉に引率されて、昭和六年五月十九日神戸出帆・七月ブラジルに到着し、パラー州モンテ・アレグレ港より南米拓殖会社の第一事業地の本部ムラタに到る途中に位する福原社長の一個人としての提供地百町歩の開拓事業に着手した。しかし到着後幾くもなく、団長と団員との間に軋轢を生じ、退団者十名に及び、かつ正副団長を排斥して、強制的に迫放せる等の事件を惹起し、結局この企画は失敗に帰したのであつた。

然り失敗ではあつたけれども、五反田が翌昭和七年二月十九日（本邦出発後満九箇月）附で、協会理事三浦懿美に宛てた書翰中には、『三十人中六名を除き、全部アマゾンにて活動致し居り候』の一節があり、受た日附は不明であるが、団員の一名徳本明仁から協会主事小倉源二に送つた書信中にも、『三十名の団員が五名去りマラジョウの一角に移り、次に五名のサンパウロ開拓団が出来、残る二十名終に各自最後の決心をなして、それも終に十二名となり、これがアマゾン青年団を名乗つて第一歩を踏まんとしましたが、遂に一人去り、二人去り残る六名これ又如何にと、斯くの如き始末に成り果てた事は、過去を思ふ時、何とも残念に思はれますが、この三十名の殆ど大部分は、此のアマゾンに残つて奮闘を続けるので、ＹＭＣＡの過ぐる努力も、必しも無駄ではないと信じます。未だ大部分残ってゐます。各自夫々の信念に向つて奮闘して居ります』との一節があり、最初理想とした共

同拓地の目的連成は明かに失敗であつたに拘らず、三十名の青年の個々のアマゾン乃至ブラジルに於ける発展の道を開いた点に於て、決して無意義でなかつたと評し得られるであらう。

カヴァレロ　『コンセッション』　ブラジル人ジュアン・アウグスト・カヴァレロが、一九二四年二月二十一日パラー州政府と締結した官有地十万町歩の無償下付に関するオプション契約の条件は、前に言及せる福原調査団の『伯国アマゾン河流域植民計画ニ開スル調査報告』の末尾にも記載しあり、同州中オウレーン、ヴィゼウおよびブラガンサ三郡に於ける州有地を対象とするものである。この契約の譲渡または合弁履行を、カヴアレロは先づ福原八郎に交渉したが、福原は既に別途州知事からの土地提供に接して居り、その方が先決問題となつてゐたので、カヴァレロの交渉に応ずることは当時不可能の状態に在った。その間に二年の期間は空しく経過し去ったので、一年の期限延長を願出で許可されしも、カヴァレロは遂に何等着手もせざりしため、契約は一九二七年二月二十一日限り一且無効に帰した。しかし同人は、州政府の土木土地交通局長エンリケ・アメリコ・サンタロザと養兄弟の開係もあり、種々運動の末、一九二八年十一月八日附州法および翌年一月十五日附州令に基いて、契約は復活せしめられ、かつ一九三三年七月二十一日まで、満四年の期間延長を許され、なほ福原コンセツション中の日本人移住に関する恩恵全部にも得らるることと

なつた。
　カヴァレロは依然日本人と共同して此の十万町歩の開発事業を実行せんと企て、日本側に対して工作を続けた結果、山田義雄（静岡県人）が之に応じて起ち、数回通信を重ねて後、他の同志村松聡吉を伴って、昭和三年渡伯し、リオデジャネイロ市在住のカヴァレロと直接協議を遂げ、同年十一月三名相携へてパラー州に赴き、コンセツシヨンの土地を実地検分した。
　いよ〜コンセツシヨンの土地開発に関する条件につき談合を為す場合となつて、山田・村松両名間に意見の相違を生じ、村松は手を引いたので、翌昭和四年四月四日リオデジャネイロに於て、カヴァレロと山田義雄との間に、本コンセッシヨンを対象とする事業経営に関する組合契約が調印された。而して該契約によれば、山田は一九三〇年（昭和五年）六月三十日までの期間に、日本に於て一事業会社（資本金額を定めず）を組織すべく、カヴァレロは終身その会社の取締役たるべきこと、また州政府との契約に定められたる土地の測量および劃定・諸般の調査等に着手し、一九三三年七月二十一日までに之を終了すべき義務を負つてゐた。
　然るに一方山田の日本に於ける会社組織は、適当なる後援者も無かりしため、殆ど何等の進捗をも見ざりしと同時に、他方一九三〇年十月に起ったブラジル全国の革命の結果、パラー川は聯邦政府より派遣せる執政官バラタ大尉（全名ジョアキン・デ・マガリャーエス・カルドー

ゾ・バラタ」の施政の下に置かれ、同執政官は、他に売渡す目的を以て従来許与したる此の種の利権は全部これを取消すの方針をとった。之がため本件コンセッションは、一九三一年二月十二日の州令を以て無効なりと布告せられ、遂に終焉を告げたとはいへ、兎に角斯かる企画も有ったといふ事実だけは、これを此の邦人発展史中に記戴し置くを適当と思考する。

前田『コンセッション』上掲カヴァレロ　コンセッショソと軽べて、更に一歩を進め、着手だけはしたものの、之れぞといふ本格的開拓事業の成績を収めずして、立ち消えとなつた点に於て、本コンセッショソも亦カヴァレロのそれに類似する。しかし是れ亦こゝに其の概略を記録しおくことは決して無用の業ではあるまい。

このコンセッションの獲得者前田光世は、青森県弘前市の出身で、講道館に於て修めたる柔道を、主としてメヒコ、クーバその他南米諸国に於て普及せしむるため努力すること多年に及び、外国人の間には、本名よりも寧ろ『コンデ・コマ』なる通称を以て広く知られてゐた。而して偶々パラー州に来るや、ベレーンの風色・気候に痛く心を引かれ、且当時同地には邦人の在留せる者皆無なりしに拘らず、アマゾン流域こそは将来日本の栄ゆべき好箇の新天地たるべきを想ひ、即ち此所を永住埋骨の地と定め、大正六年以来柔道指南の傍ら、わが文化の紹介と、北伯に進出する邦人のために斡旋の労を執りて倦まず怠らず、終始一貫して二十有余年の久しきに及んだ。

この調子で芦沢農学士等の視察、田付大使一行のパラー州訪問、福原調査団の視察等の際には、殊に尽力する所が多かったので、州知事ディオニジオ・ベンテスは、前田の斯かる功労に酬ゆるため、オウレーン郡グアマー河の左岸に位する州有未開墾地二万六千三十六町歩を無償下付するコンセッションを与へた。このコンセッション契約は一九二九年（昭和四年）四月十日をもって州政府と前田との間に締結されたが、これは前記官有地の使用および受益に関するオプション（選択権）契約であつて、その選択期間は二年と定められ、一九三一年四月十日を以て満了することとなつてゐた。而して一九三〇年十月の革命により諸般の制度改革せられ、パラー州に於ては、従来政治上の関係によりコンセッシオンを取得してゐたものは、前記カヴァレロの場合に於けると同様、多くは無効または取消しとなつたに拘らず、前田の分は特に好意を以て、その契約有効期間の延長を許可された。昭和六年土地の測量を行ひ、拓務省から若干の補助を受けて渡伯した山田義雄が、同志植民者若干名を引率して之に入り、開拓事業に着手して相当の成績を挙げたけれども、資金欠乏その他の因難に遭遇し、山田は中途その事業を棄てて、オウレーン町に於て商業に従事せるため、昭和十五年には入植者皆無となり全く放棄の状態に陥つた。

なほ前田は南米拓殖株式会社の代行会社たる『コンパニーア・ニッポニカ・デ・プランタソン・ド・ブラジル』

設立せらるるや、その取締役となり、後にはアマゾニア産業会社の相談役を兼ね、拓務省嘱託となり、また昭和五年帰化してブラジルの国籍を取得し、日伯親善のために貢献するの功頗る大なるものがあつたが、惜しい哉本史下巻編纂中、昭和十六年十一月二十八日その墳墓の地として選んだベレーン市に病没した。享年六十二。

アマゾニア産業会社の事業

アマゾニア産業株式会社は、アマゾナス州を本拠とし、主として同州に於て事業を経営してゐるから、その歴史は次の第三節に於て叙述するけども、同会社がパラー州に延長せる事業に関しては、地域の開係上、ここに之を記録することが適当であらう。

アマゾナス州に於ける同社満八年の苦心努力の結晶たるジュート（印度黄麻）栽培の劃期的成功が、連邦の通商審議会によつて認められ、かつ有力なる新聞の讃辞により、全ブラジルに異常の反響を喚び起すや、パラー州政府ならびに州民は多大の衝動を受けたものの如く、州政府は積極的にジュート栽培に乗出しジュートをして同州の一大産業たらしめ、州経済の発達、ひいてはブラジルの国際貸借の好転を期せんとする気運濃厚となり、昭和十三年六月初旬、偶〻会社の現地支配人辻小太郎が請暇帰朝の途次ベレーン市に滞在中、パラー州側より同州に於けるジュート栽培につき提議し来ったので、会社は推考を重ねた末、同月中旬ジュート栽培コンセッション

契約案を提出した。州の執政官は、六月二十四日これを州財政経済技術諮問委員会に付議し、同委員会は慎重審議の結奥、七月末全部これを承認し、八月十六日附州令第三千六十五号を公布し、越えて九月五日左の契約に調印した。

契的書（和訳）

第一条　契的者たるパリンティンス所在株式会杜コンパニーア　インドウストゥリアル・アマゾネンセは本契的の署名日より起算し六箇月以内にパラー州にジュート試植栽培を為す義務を負ふ。

第二条　契的者は植栽に充つべき土地を選定し、之が獲得に対しては政府は正当なる価格により法令の範囲内に於て便宜を取計ふべし。

第三条　契約者はアマゾナス州に於けるジュート栽培に経験ある農業者数家族を選定地に定著せしめ且労務及労働者を指導・教授・補佐し並に雨及土地の諸条件・気温及河水の干満を調査し得る資格ある者をおく義務あるものとする。

第四条　ジュート試作期間は本契約署名後三箇年とし此の期間中契約者はジュートの外穀物・ティソボー及其の他の農作物を栽培することを得

第五条　第四条に規定せる三箇年の試作に依り成功を見たる場合契約者は一カ年以内に大量生産計画を以て新会社を設立すべし

第六条　三箇年の試作後失敗の場合契約者コンパニー

ア・インドウストゥリアル・アマゾネンセは新会社の設立又は補助金返遺に関し政府に対して何等の責任を負はざるものとす

第七条　第五条の規定に依り会社が設立せられたる場合パラー州政府は之に次記の特典を付与すべし

イ　一万町歩までの州有地を無償譲渡すること

ロ　会社・コロノ（註・植民地移住者）及其の生産物に対し賦課すべき州税・郡税の減額。但し会社は其の減額せられたる税金の全額を会杜施設物中政府の施設すべき衛生・保建及教育事業に充当すべきものとす

単項　右減額は次の基準に依る

一年度乃至四年度　一〇〇％

五年度乃至九年度　七〇％

十年度乃至十四年度　五〇％

十五年度乃至二十年度二〇％

ハ　ベレーンより植民地までコロノ又は移民の無料輸送

ニ　繊維に対する州の諸税は一キロに付合計百レイスを超えざること

第八条　州政府は本契約に現定せられたる以上の特典を既設若くは組織せらるべき同種の他の会社又は企業団体に与へず

第九条　第五条に依る新会社の資本はブラジル国人及日本人間に分割すべきものとす

第十条　パラー州政府は会社が其の事業及施設に必要

とするときは代償支払の方法に依りて州有地及私有地を獲得するため便宜を与ふべし

第十一条　パラー州政府は聯邦政府に対し左の思典取付方に関し最善の努力を為す義務あるものとす

イ　一九三八年五月四日附法律四百六号（註・外国人入国法）　第十八条に基き本契約期間中毎年日本人百家族（約五百名）の誘入

ロ　入植者及会社の農事開発及生産物の精製加工に必要なる機械・器具の輸入税の免除

ハ　会杜の植民地に移住せんとする内国人又は外国人コロノのブラジル国内無料輸送

第十二条　本契約は署名の日より三十年間有効とす

第十三条　パラー州政府は試験費として三十五コントスを補助す

但し本年九月に二十コントス、一九三九年九月に八コントス、一九四〇年に七コントスを下付するもの

第十四条　契約者は試作期間経過後より栽培用選良ジュート種子五％をパラー州政府に無償にて供給するものとす。右はジュート栽培せんとする当州内の他地方に配分せらるべし

第十五条　州政府は本契的に規定せる試験栽培を監督するもの　とす

第十六条　州政府は本契約に規定せる特典を他の個人又は企業　団体に許与することを得

第十七条　契約者は州政府の許可なくして本契約規定

の権刊義　務を移転することを得ず

ブレヴェス市附近にジュート試験場を開設したのは、即ち此の契約に因つたもので、同試験場は、ベレーン市を距ること河上航行百二十浬にして、大島マラジョーの西南部に位するブレヴェス市があり、同市の前面に横はる一小島パルウワカの北部を選んで、昭和十三年八月から三箇年を期し完成せしめる予定であつた。

場長として越知栄、試験員として石原義雄・池上欣二・石原義人の三名が任命せられ、此等四名は八月中旬ブレヴェスに赴任し、九月九日より森林伐採を開始し、同時に気象および水位の観測・堰提の構築等に当つた。

斯くて十二月一日には最後の山焼（註・伐倒したる木の焼払ひ）を終り、翌昭和十四年二月初旬には、アマゾナス州パリンティンスより上記四名の家族全部を呼寄せ、専心栽培の試験に従事することとなつたが、折柄ブレヴェス地方一帯マラリア病猖獗を極め、場長および試験員等いづれも深甚の注意を払ひしにも拘らず、三月七日以前試験員二名・家族二名相ついで発病し、医師なき所として場長自ら注射器を取つて、不眠不休の医師代役を勤めしも、一時は全員悉く羅病するといふ惨状に陥つた。しかし事にして其の後一同元気を恢復し、一人の犠牲者をも出さなかつたのは、寧ろ天佑であつたと言へる。

ブレヴェス市一帯のマラリアは、容易に終息せざりしも、場長以下試験員は執れも責任を重んじ、敢然踏み

留って調査を統け、昭和十四年度を終了して更に十五年度の調査を統行したが、十五年六月に至り、越知場長および其の家族、石原試験員の家族等又もや発病し、もし此のまゝ無理に試験調査を行はんか、戎は貴重なる人命に危険を及ぼすやも測り難き虞が濃厚となり来ったので、同年九月恰も二カ年の調査期間完了したのを機会に、パラー州政府の諒解を得て、試験場をアマゾン本流の主要港の一たるサンタレーン市郊外に移転することとした。

『ブレヴェス黄麻試験場実耕試験報告書』と堪する昭和十四年度の報告中から、「試験経過概要」なる一章を左に抄出して、場長以下試験員が、如何に奮闘努力したかの一端を窺ふ便とする。

昭和十三年九月九日、本植的伐採を開始せり。まつ住宅予定地・　気象観測所予定地一町歩の伐採に始まり、次で住宅三軒の建築を　なし、続いてジュート試作地六町歩の伐採に入る。全伐採終丁したる十月初旬にて、山焼を十月十八日より開始し、十二月一日全山焼を終了し、整地作業も逐次終了、試験圃準備なりたるを以て、　試験圃を左の五区に分ち、ジュートを試験主作物とし、之に野菜・　米・胡麻・玉蜀黍・バナナ等左表の通り、配耕試作を実施せり。

なお右作物試倹の他に豚・鶏等の家畜の飼育をも併せて行ひたり。

蓋しジュートの他に副作物及副業として家畜飼育試験

を行ひたるは、将来当地にジュートを主作とする入植者の農業経営様式の選　定に資せんとするに他ならず。他方ジュート栽培に密接なる関係を有する河水の水位測定、其の他気象観測をも併せて行ひたり。

住宅も逐次完成し、完成毎に各試験員交互にパリンティンスより家族を呼び寄せ、全家族員十五名揃ひたるは十四年二月九日なり、その間気象観測の為、百葉箱を設置し、一名之が観測に専心し、他の一名は水位測定棒に依り毎日の水位を測定す。一方ジュート浸漬のため、幅十米・長さ二百米の入江（イガラペー）閉塞堰堤　構築を開始せしが、毎日二回河水増減の庄力甚だしく、しばしば修理し、可戊りの難業なりしも、三月初旬に至り、浸漬を可能ならし　むる程度に完成せり。依って三月七日第一区の刈取を開始し、直に浸漬す。浸漬期間約三週間を利用し、問口二十米奥行八米の乾燥場倉庫を構築す。四月十日水洗ひを開始し、漸次第二区第四区に及び調製を終了、五月七日二回に亘り検査計量の後、ベレーンへ向け積送せり。

供試配耕表

区別	伐採面積	植付面積	栽培物	植付地	播種期
第一区	一、五町	一、三町	ジュート一、〇 バナナ　〇、二	ヴァルゼア（増水時に浸水する）土地	十月中旬
第二区	〇、八町	〇、五町	野菜物	テーラ・フィルメ（増水時にも浸水せざる土地）	各　期
第三区	一、五町	一、五町	ジュート	ヴァルゼア	十一月中旬
第四区	二、〇町	二、〇町	〃	イガポー	十二月中旬
第五町	一、三町	一、三町	ジュート〇、三町 米　〇、八町 胡麻・玉蜀黍　〇、一町	テーラ・フィルメ	ジュート・米　一月初旬
計	七、〇町	六、四町	ジュート五、八町		

第三節　アマゾナス州（其の一）

州政府の熱望　ー　有吉大使の支援　ー　山西・粟津コンセッション　ー　契約期間の第一次延長ー　上塚調査団ーアマゾニア産業研究所附日本高等拓植学校　ー　調査後再び契約期間延長　ー　第三次の契約期間延長ーアマゾニア産業会杜の設立　ー聯邦上院に於ける土地コンセッション問題　ー　会社の事業　なかんづく黄麻栽培。

州政府の熱望

アマゾナス州はパラー川の西に隣り、両州を貫流するアマゾン大江を其準として見るときは、パラー州より上流即ち内奥に位する。

パラー川に於ける邦人企業は、州知事の申出により、福原調査団の派遣および田付大使一行の同州訪問となり、続いて南米拓殖株式会社の設立および契約締結の順序をへて、その実現を見るに至ったことは既述の通りであるが、アマゾナス川に於ける邦人の発展は、上記田付大使一行が、そのパラー州訪問旅行を更にアマゾナス州の首府マナオス市まで延長した際に萌芽したものと言へる。

田付大使一行がマナオス市に滞在したのは、大正十五年（一九二六年）五月五日から十日まで前後六日間であつたが、当時州知事の職は、ミナス・ジェライス州出身の親日家エフィジェニオ・デ・サレスの占むる所であつ

た。而してサレス知事は、パラー州知事の申出が日本側で取上げられ、福原調査団が近く同州に到着して現地踏査を行ふことになつてゐるのを知り、同じく日本人の手によるアマゾナス州の開発を翼望したので、州の財政窮乏の析柄なるにも拘らず、巨額の費用を投じて、盛んに田付大使一行を歓迎優待し、若し日本人側でアマゾナス州に於て企業を試んとする者あらば、川政府は如何ほど広大なる土地にても、無償にて之を下付するは勿論、パラー州政府が提供せる所に優るとも劣らざる其の他の恩恵一切を許与すべしとの意向を表明し、差当り福原調査団をして、パラー州に於ける任務終了後、アマゾナス州をも一応調査せしめられたしと懇望した。

この時の田付大使の北伯七州の視察報告書は、昭和二年外務省通商局発行『移民地事情』第十一巻に収録してあるが、その結論として、

以上は北部伯国中、本使今回の旅行中、滞在又は通過したる各州に関する概念を記述したるものなるが、之に依て見るも、大体に於て北部伯国の気候は邦人の居住に不適なりと謂ふを得ず。而かも人口稀薄にして資本欠乏のため、其の蔵する莫大なる天与の富源は、未だ大部分開発利用を見るに至らず、為に此等各州の為政当局者は、熱心に外来移民の招致に努力しつゝあり。就中アマゾナス、パラー両州は言ふに及ばず、マラニョン、セアラー及バイア諸州の州統領（註・知事を謂ふ）の如きも、特に日本移民の　来住を熱望し居れり。アマゾナス州統領

の如きに至りては、本使に対し、『日本移民誘入に対する日本側の希望条件をだに知ることを得ば、州政府としては、之に適合すべき州法律を新たに制定し、以て便宜を計らん』とすら言明せり。

惟ふにこれ等伯国諸州に於て、斯くの如く日本移民に期待する所大なるものある所以は、此等地方に於ては、南部伯国と異なり、主として気候の開係上、欧洲移民の来住極めて稀にして、之に依りて本地力の開拓を実現せんとするが如きは、望み難しと為し、日本移民をもって之に代へんと欲するに外ならず。加之北部伯国に於ける住民の大部分は混血種に属し、あたかも土人の血を混ずること観る濃厚なるをもって、容貌・体格・顔色等、凡て亜細亜人殊に日本人に酷似するのみならず、性格に於ても亦相通ずる点すくなからざる為もあらんか、兎も角一般民衆も亦官憲と相まって、日本移民に対し極めて好感を有するを以て、将来に於ける日本移民の同化上、頗る多大なる便益を有すること言を挨たず。

上記の次第なるに付、此の際我が同胞が、サンパウロ州以外北伯諸州へも将来発展することは、単に北伯部州為政当局者に対して満足を与へ得るのみならず、今や伯国一般の輿論とも称すべきー一地方に於ける同一国移民の集中を排する伯国内政上の方針にも合致すべく、又移植民自身の発展上より見るも、南伯に此して生存競争少きを以て、自然成功の可能性多かるべしと信ぜらる。

北伯一帯の地は、労資共に欠乏せるを以て、既成企業

の見るべきもの少し。従って賃銀労働を目的とする移民は不可にして、独立農を目的とする所謂植民を可とす。而して之が実行は、地価頗る低廉なるを以て、甚だ容易なるのみならず、北伯諸州政府亦各種の便宜及補助の方法を設け、独立小農者の増加を計り居れり。

即ち小農者に対する土地無償譲与の如きこれなり。尤も言語・習俗・風土の全く相違せる而かも遠隔なる異境に在りて、全然共の事情に不通なる同胞を移植せしむるに当り、帝国政府自ら指導誘接の方法を講ぜらるる必要あるは言を挨たず。故に北部伯国諸州並に其の他伯国中の新方面に於ける我が移植民の発展を契励勧誘す　るに当りては、之と同時に政府に於て、此等有望なる新発展候補　地方に於ける同胞移植民の直接指導誘撤に任ずべき機開を設立し　先づ当該地方の一般事情・経済状態の調査、地主又は地方官憲其　の他住民との応酬・接触、生産に要する資料若くは生産物の仕入又　は販売等に関する必要なる各種研究（各郡によりて夫々生産補助に関する特殊法規の制定あるものなれば此等の利用等）、並に事業　の経営・運転に要する資金調達方法の研究等の任に当らしめ、各植民者の事業劃策又は経営に開する顧問たると同時に、又伯国中新方両に於ける植民発展の可能性に関する研究並に紹介の労を執る機関等たらしめざるべからず。

との意見が述べてある。

なほ田付大使は、この報告書提出に先だち、北伯旅行を了り帰館後間もなく電信を以て、「北部諸州中、パラー、アマゾナス、マラニョン、セアラー、リオ・グランデ・ド・ノルテおよびバイアの六州は、官有地・私有地とも、無償又はほとんど之に等しき廉価で提供せられ、地味肥沃・産物豊富、気候はシンガポールよりも凌ぎ易く、河海水連の便あり。州知事以下官民挙って我が植民を熱望も居るを以て、この方面に我が植民事業を奨励することは、サンパウロ州方面が漸次行詰りの傾向を呈せるに鑑み、最良の策と思考される云々との趣旨を以て、報告の要領を上申すると共に、「福原調査団一行に対し、序を以て此等諸州をも一応調査するやう依頼し置きたるも、短期間にては到底完全を期し得られざるにより、此等六州に対し、少くとも三名づつより戒る二個の調査隊を派遣し、一年間の予定を以て調査せしめれたし」との稟請もあつたが、この新調査隊の派遣は全然問題とならざりしのみならず、アマゾナス州知事が翼望したる如く、福原調査団の調査地域を、同州まで拡張させることさへ、時日の関係上、実現不可能となり了つた。

これがため、サレス知事は少からず落胆はしたものの、なほ其の翼望を放棄せず、田付大使帰朝（七月末日任地出発）後の十月二十日に、我が大使館宛の電信を以て、同知事の任期（一九三〇年十二月末日満了）中に、たとへ幾名にもせよ日本植民を州内に誘入して置きたいから、アマゾナス州の調査を目的とする学術視察団を一九二七

年（昭和二年）六月以前に来州せしむるやう尽力ありたしと依頼し来った。然るに当時田付大使は帰朝し、野田書記官も賜暇帰朝中で、大使館に於ては邦人のアマゾニア進出を積極的に奨励する気分が薄らいでゐた為か、この学術視察団の派遣も亦一時停頓状態に陥つてゐた。

有吉大使の支援

併し此の停頓状態は、有吉大使の着任と同時に転変し、新情勢が発生した。新大使の着任近きを新聞により知得したアマゾナス州知事は、昭和二年一月二十二日すなはち有吉大使着任三日前に、大使あて電信を以て、その年六月までに学術視察団を同州に派遣方斡旋を依頼し来った。

二十五日前任地スイスから着任した有吉大使は、恰も帰任した野田書記官の意見をも微したうへ、前任田付大使により開始された邦人のアマゾニア進出は、益ゝこれを奨励支援すべしとの方針を執るに決し、従つてアマゾナス州知事より依頼越しの件は、我が政府より派遣の名義を使用することは、時節柄世間の疑惑を招く虞ありて面白からざるも、民間有志者の計画といふ触込みで之に応ずることは、何等差支なきのみならず、将来同地方に於ける邦人発展上すこぶる有益と

有吉　明

思考するにつき成るべく之を実現せしめたしとの希望から、二月十一日その旨電信を以て報すると同時に、サレス知事に対しても電報を以て、着任の挨拶を述べ、我が国とアマゾナス州の良好なる関係を親密にせんことを希望すと共に、之がため尽力を恰まざるべきを約し、視察団派遣の件は、帝国政府へ伝達し置きたるにつき、何分の回答あり次第、これを転報すべき旨申送つた。これに対し州知事から鄭重かつ熱心なる返電を送り来り、その中には、「貴国人は当州に於て懇切に歓迎せらるべく、かつ当州に於ける貴国人の活動は十分に酬ひらるべく、亀首待望せる学術調査団来着の暁は、州は出来得る限り、これに所要の援助を供与すべき」旨記してあつた。

なほ我が官辺に於て、邦人のアマゾニア進出を有望得策と認め、当局として公務上実際に之を援助した一人に外務省通商局第三課長大橋忠一（後に外務次官となる）があつた事を、閑却してはならない。

昭和二年四月まで領事としてロス・アンゼルスに駐在し、帰朝後通商局第三課長たるべく内定せる大橋外務書記官は、北米より帰朝の途中、南米諸国に於ける移植民事情を視察することとなり、その重点を置いたブラジルには凡四箇月滞在して、サンパウロ州を始めパラー、アマゾナス二州にも其の視察旅行を行った。而して其の北伯視察を了り七月末リオデジャネイロまで掃着するや、早速有吉大使から大要左の如く、外務省へ打電された。

最近アマゾニアを視察して帰来せる大橋書記官の報

告によれは、パラー、アマゾナス両州官民は、日本人に依る同地方の開発を熱望し、客年田付大使旅行の際の加きは、財政窮乏せるにも拘らず、巨額の費用を投じて歓迎し、之と時を同うして渡来したる鐘紡派遣の福原調査団に対しても有らゆる便宜を与へ、また此等一行の当時の行動並に応答より推して、彼等は我が方の企業開始は問違ひなく、かつ其の時期も遠からずとして、多大の糊待を有するものと認めらるるを以て、万一福原等の計画実現せざる場合には、失望の結果、その反動として排日の風潮同地方に起り、将来同方面の企業を困難ならしむるは勿論、他地方をも風靡するに至るの危険少からざるやに認めらるるとの事なり云々。

斯くして大橋外務書記官は、親しくアマゾニアに視察旅行を試みたことにより、その実情を認識するの機会を得、同方面に於ける邦人企業は、宜しく之を奨励援助すべしとの結論に到達し、通商局第三課長として在任中は、常に此の積極的方針を以て、パラー、アマゾナス二州に於ける邦人企業の開始ならびに之が助成に尺力したのであつた。

アゝゾニアに於ける邦人の発展上、有吉明および大橋忠一の名は、田付七太の名と相並んで後世に伝へられねばならぬ。

山西・粟津コンセッション

前述せる如きアマゾナス州知事の熱望に副ふべく成立

したのが、同州政府と山西源三郎・粟津金六両名との間に調印された土地コンセツション契約であつた。

東京の実業家山西源三郎は、南米に於て何等かの事業を計画せんがため、先づブラジルを訪れ、リオデジャネイロに到着したのは、大正十五年十二月のことであつた。粟津金六は熊本県出身で、神戸高等商業学校を卒業後、農商務省海外実業練習生として、大正三年に渡伯し、幾くもなく日本貿易会社リオデジャネイロ支店に入り、多年その支配人として活躍し、ポルトガル語には堪能なるの故を以て公認翻訳人の資格をも獲得してゐたが、同会社の解散閉店後、我が大使館の嘱託となり、田付大使の北伯旅行の際には、これに随行して専ら通訳の任に当つた。同大使帰朝後その職を辞して、サンパウロ州ノロエステ鉄道沿線リンスに移り、土地売買仲介・法律相談事務所を開いてゐた。

山西は着伯後、先づミナス・ジェライス州の一部とサンパウロ州を視察したうへ、一旦リオデジャネイロ市に引返し、大使館附海軍武官関根少佐（郡平）の勧告により、粟津を東道として、北伯視察の途に上つた。而して上記の如き関係から、アマゾナス州知事とは既に相識の間柄であり、同時に知事の希望を熟知せる粟津は、山西と共同して広大なる州有地コンセツションの獲得を画策し、州政府と交渉したが、その交渉は極めて速に且都合好くまとまり、昭和二年三月十一日附を以て、左記のオプション契約が締結された。

コンセッション契約全文

千九百二十七年三月十一日アマゾナス州マナオス市財務監督局　に於て、監督局長ジューリオ・セザル・デ・リマ、次長アルマン　ド・クルース・バルブーダ立会の上、在日本東京山西源三郎及在　リオデジャネイロ市粟津金六両名出頭し、三月二日附州知事宛出　願書の文言に従ひ、且夫々法規の手続を履みたる上、三月九日附　州知事決定に基き、次記権利義務を合める本契約を締結せんとの意志を表明せり。

第一条

アマゾナス州政府は契約者山西源三郎及粟津金六に対し左記の三地域内に於て選定せらるる州有地一百万町歩までを本契約の日　附後二年間『オプション』（避択権）の形式にて譲渡す此等三地域　は該目的の為に之を留保するものとす但し第三者の所有地は之を除き且既設コンセッション及占有は之を尊重すべきものとす

A　スクンドゥリー河、カヌマン河、マデイラ河及アマゾン大河の右岸、パラナー・ド・ラモス、マウエース河及パーフウアリーの左岸に於て此等河川を境界とし南緯六度の平行線を以て南方奥底の境界とせる地域

B　ソリモーエス大河の右岸に於てテッフェー河の右岸及コアリー河の左岸に介在し奥行は南緯六度に至るまでの地域

C　リオ・ネグロ右岸に位しカブリー河の右岸及ティムビラ河　の左岸に於て此等両河を境界とし且之を延長

して南緯三度の平行線に沿ふて西経六十三度に至る間に含める地域

上記二年の期間内に被譲与者は自費を艮て此等地帯の専門的調査を行ひ其の境界・位置・隣地との関係・土地の性質及外形的特徴を示すべし

第　二　条

前記の調査を行ひ且各留保地帯の土地の性質検査せられたる上は被譲与者は此等地域中の一地帯又は其の内の数地帯を合計面積一百万町歩に達するまで選定するの権利を有すべし

オプション（選択権）の期間内に此の形式を履行したる上は被譲与者は会杜設立の為に一年の期間を有すべし州政府は該会社と確定契約を締結するものとし該契約は左記の事項を履行する旨約したる上五十年間其の効力を有するものとす

A　被譲与者は譲与地内に日本植民集団地を設府すべし但し植民一家に対して割当てらるべき地区は被譲与者又は其の設立せる会社の裁量により各家族の生産能力に応じて一区又は数　区とすることを要す　此等家族は地区譲渡に対する諸税の免除をも含める一切の効力の為に内国植民と同等に待遇せらるべし

B　被譲与者が組織すべき会杜は州政府の裁量により其の目的遂行上完全に適任と認めらるる状態に於て設立せらるべきものとす　其の資本金は土地一万町歩に付一万ミルレイスの割合を以て之を定むべく其の使途は農牧業

及農牧産物の開発・工業設備・　鉄道及車道の築設・航運・劃境等の事務に専ら振向けらるべく内一割は之を準備事業に充当するものとす

C　会社は聯邦政府より伯国に於ける営業認可を受けたる後一年以内に譲与地の地域内に集団的に植民を配置し得らるる様　日本植民三百家族の誘入に必要なる事業に着手するの義務を　有す

D　植民及其の家族の救護事務を設定し及維持すること、被譲　与者又は其の組織する会社は植民の就地せる土地を内国衛生規則の範囲内に於て健康地とする為相当期間日本医師の役務を利用することを得

E　契約の監督事務を有効ならしむる方法は土地譲与の確定契約書中に之を規定すべく其の監督費は会社が伯国に於ける営業認可を経たる後之を其の負担とす会杜は之が為毎年二万四千ミルレイスの額を州金庫に納入すべく監督員の任命及其の人員を定むることは州政府の任とす

第　三　条

州政府は確定契約書に於てコンセツシヨン中に含まれたる土地所有権の確定地券を組織せられたる会社に対し無償にて且所有権移転に関する諸税を免除して付写するの義務を負ふべし此の所有権移転ほ会社が測量及劃境事務を迹行するに従ひ順次に之を行ふものとし該事務は確定契約の日附後五年以内に之を開始するを要す又は該事務は譲与地の一割づつを左記の条件に従ひ行ふものとす

Ａ　套社は五十年の期間中に少くとも一万家族を譲与地に誘入し及就地せしむるの義務を負ふ最初の三百家族を誘入したる　後は間断無く移民の誘入を継続すべく適当に立証せられたる不可抗力の場合を除き六月間中絶したるときは州政府は其の裁量に依り本契的に定むる恩恵を中止するの権能を有し若し其の中絶が二年に及びたるときは移民は断然停止せられたるものと見做さるべくなお被譲与者は此の事実に依り末だ適当に利用せられざる土地に対する権利を喪失するものとす

Ｂ　最低一万家族と定めたる数に達せずして五十年の期間満了したるときは会社は其の不足分一家族に付百町歩の割合を以て譲与地を州に返還するか又は千九百二十六年十月十八日附州法第千二百九十八号第四十五条の規定に従ひ当該土地に相当する代価を弁償すべし

Ｃ　譲与地は確定契約の日より起算し二十年の期間内に全部選定を了りて之を留保し及劃境することを要す之に違背するときは会杜は末劃境の部分に対する権利を喪失すべし

第　四　条

移住集団地の本部及市衛建設用地域中に会杜が市街宅地の区分を行ふ場合には聯邦・州及市町村の官衛、公署及街路、広場其の他の公衆用に供する為必要なる面積を州政府の為に留保すべし

第　五　条

州政府は前数条に従ひ誘入せられたる日本移民が当該

目的地に配送せらるるまで最長期三十日以内之を宿泊せしむべし但し其の超過期間に対する費用は会社の負担とす　毎回の移民渡来数は州政府をして其の臨時宿泊に関し困難を感ぜしむる程多数ならざる様注意すべきものとす

第　六　条

被譲与者又は其の組織する会社に対してはなお左記の恩恵を保障す

Ａ　会社が伯国に於ける営業認可を得たる日より起算し十年間譲与地及之に加へたる改良に対して既に設定せられ又は今後　設定せらるべき州税の免除。上記改良中には工場・製粉場・工作場及耕作に利用せられ又は何等から物産の加工若は他の工業用として動力を起す為に供用せらるる各種の機械類を含む

Ｂ　同上期間其の植民の営業税及各種の商工産物又は施設に対る粗税の免除

Ｃ　譲与地内に発見せらるる鉱山を聯邦及州の鉱業法に従ひ開発することに関し条件均等なるときは優先権の付与

Ｄ　同じく十年間農牧産物のみに限り其の輸出に対する税金を最高従価百分の三に止むること、此等産物に対しては何等他の州税を新設せぎるものとしなお千九百二十六年十月二十二日　州法第千三百四号の恩恵を包含す

Ｅ　譲与地帯を通過する鉄道及車道の築設及其の営業、水力の利用並に其の他の交通機関に関し条件均等なると

きは優先権の付与、但し聯邦及州の法律の要求する所を遵守し第三者が既に獲得せる権利を尊重することを要す会社の必要上及便宣上土地収用を不可欠とする場合には該収用権の外なお此等事業に関して規定せられたる恩恵を付与す

第七条

州政府は被譲与著又は其の組織せる会杜の為に市町村税の免除及軽減の恩恵を付与せしむる様当該市町村に対して措置を為すべしなお聯邦政府に対しても農業移住集団地の設置及其の役務用に供する機械類・器具類・化学薬品及其の他の輸入税の免除又は軽減方に関し斡旋すべし

第八条

州政府は植民者用の貯蓄及割引銀行又は農業信用組合を設立及経営する為現行法令に従ひて所要の便宜を供与すべしなお被譲与者又は会社に対して此の種の施設物に対して課せらるる税金を免除又は軽減するの便宜を保証す

第九条

被譲与者又は其の組織する会社は州法に従ひて小学校を設置し及之を維持するの義務を有するものとし伯国語の教授は之を義務的とす

本選択権に関する土地利用の目的の為被譲与者又は其の組織する会社は此等土地の加工及其の原料品の工業的利用に関しては特に記載せられざるものと維も、現行法律に依る一切の恩恵及同一目的の為に州法により新に規

定せらるゝことあるべき一切の他の一般的恩恵を保証せらる

第十一条

留保せられたる地帯の土地一百万町歩を超過する分を利用する為には彼譲与者は上記規定の条件を具備する一個又は数個の会杜を選択権の期間内に組織することを得此等超過地は上に掲記せると同一の便益及義務を附して之を其の増設会社に譲与するものとす

千九百二十七年三月十一日マナオスに於て

州代表者　ジュリオ・セーザル・デ・リマ　手署

契約者　山西源三郎　手署

粟津金六　手署

証人　ドクトル、アビリオ・ネリー　手署

同　ドクトル、フランシスコ・ガルヴアン　手署

州政府は、前年（一九二六年）十二月二十二日附州法第一三〇号を以て、適法に付与された権限によりこの契約を締結したのであつた。

山西・粟津両名がリオデジャネイロから北伯行汽船に乗ってアマゾナス州に向ひ出発したのは、恰も有吉大使着任の当日であり、従って両人から此のコンセーション獲得の企図につき、大使に何等陳べる機会が無かつたのみならず、粟津は諸州知事その他と面識があつたため、大使館に紹介状を請求することさえなかつた。しかし上

記契約の締結された事は、新聞電報により本邦にも伝へられたので、右は果して事実なりや否等の点につき、外務省と大使館との聞に電信往復があつた。その中の一電に於て、有吉大使が次の趣旨を述べてゐることは記録に値する。

既に契約が締結せられ、しかも某の条件が相当有利と訟められるる以上、成るべく其の履行を見るに至るやう援助と指導とを与へられたい。もし之に反し、我が政府の非同情的態度のために、本計画が不成立に終るが如きことあらば、それこそ将来アマゾン地方に於ける邦人発展の途を、少くとも或る期間塞止することとなるのみならず、アマゾナス州官民は固より、延いて他の諸州に於ける政界有力者等の同情を失ひ、悪影響を今後に遺すこととなるであろう。

契約期間の第一次延長

前述契約を一読すれば明白である通り、州政府が土地百万町歩を留保し置く期間は満二年であるから、契約者は此の期間内に会社を設立し、ブラジル国に於ける営業認可を受け、然る後確定契約を締結せねばならぬことになつてゐた。よって山西は契約を携へて勿々帰国し、資本家・有志家等の間を説き回ると共に、同年（昭和二年）八月には、『我国人口食糧及資源問題解決地としての南米伯剌西爾』、十月には更に其の第二巻たる『アマゾン流

域』なる著述を自費出版し、広く之を配付して大に努力したけれども、鐘淵紡績会社を背景とせる南米拓殖会社でさへ、政府の斡旋により、漸く共の創立を見た当時の事とて、山西の会社設立運動は、その目的を達すること領る難事に属し、所定の期間内には、到底実現の見込がつかなかつた。

しかし幸にして、粟津と同県人たると同時に、神戸高等商業学校同窓たりし上塚司（当時衆議院議員）が、本件契約の実行に関する一切の権利を、粟津・山名両名から委託されることになつたので、上塚の尽力により、外務省の補助を得て、昭和三年八月調査隊を派遣するの運びとなり、この第一次調査隊は、同年十二年現地に着し、直ちに留保地帯を調査し、第一地帯中、マウエース、ウラリア、アバカシー、カヌマンの四河に囲まるる地域に於て三十万町歩を選定し、残り七十万町歩の測定は、これを後に譲ることとし、なほ之を契機として、原契約の期限を取敢へず二年間延長するため、粟津は州政府に出願し、その許可を得て左の契約を締結した。

粟津金六及山西源三郎と調印せる契約に迫加

条項を附して其の期限を延長する契約書

千九百二十一年一月二十一日アマゾナス州首府マナオス市財務　監督局に於て局長ドクトル、ジュリオ・セーザル・デ・リマ氏及次長ドクトル、アルマンド・クルース・バルブーダ氏並下に署名する証人の面前にリオデ

ジャネイロに住所を有し現に当市に在る資本家粟津金六氏（同氏はリオデジャネイロ市の公証人フェルナンド・アウグスト・ミラネースの作成せる全権委任状により本件に関し在東京実業家兼資本家山西源三郎氏を合法代理す尚此の委任状の謄本は本件書類に添附しあり）出頭し受附簿第百四十四葉に第百七十四号なる番号を以て登録しある本月十七日附願書及此の顧書を基礎とせる一件書類中に州知事閣下の為せる本月十八日附指令に従ひ迫加条項を附したる此の期限延長契約に調印する為出頭せる旨を言明せり其の条項左の如し

第一条　契約者粟津金六及山西源三郎が千九百二十七年三月十一日を以て州政府と締結し契約登録簿第四冊第百八十六葉に登録せる選択権契約の期限満了の日（訳註ー一九二九年三月十日）より起算し二年間（訳註ー一九二九年三月九日まで）延長す

第二条　契約者粟津金六及山西源三郎は専門的調査を行ひ原契約に指定せる第一地帯中にて三十万仏町の土地を選定したるにより選択権を付与地総面積に達するる為の土地は（訳証ー残り七十万仏町）は既定の三地帯中又は州有地の何れの部分に於てなりとも択取することを本追加契約により許可す但し州は此等州有地を予め分割保留するの義務を負はざるものとす

第三条　其の他は総べて原契約を実施す

局長は右契約承認の旨を述べたるを以て後日の証として本契的書を作成し朗読の上相違なきを認めたるを以て

一同之に署名す

予、監督局次長アルマンド・クルース・バルブーダ之を書記し且つ署名す

アルマンド・クルース・バルブーダ　（手署）

手数料五十ミルレイス及印紙税二百ミルレイス収納済

千九百二十九年一月二十一目マナオスに於て

ジュリオ・セーザル・デ・リマ　（手署）

証人　粟　津　金　六　（手署）

証人　ペドロ・ダルカンタラ・フレイレ（手署）

証人　アウグスト・マウエース　（手署）

上塚調査団

斯くて延長された二年間（即ち昭和六年三月九日まで）にも、会社設立は実現するに至らざりしも、粟津の久しぶりの母国訪問があり、親しく上塚と提携協力して、諸般の画策に当ることが出来た。そして上塚は、更に第二次調査団を派遣して、一層精細かつ具体的なる調査・研究を実行するの要ありとし、昭和五年二月政府に出願の結果、所要経費の内約半額の補助を受くると共に、同月二十九日附を以て、外務大臣より調査団長の任を委嘱された。費用の残額は民間よりの醸出に依った。

粟津は準備の都合あり、一便早く五月十四日神戸発さんとす丸にてサンパウロに向ひ、上塚の一行はりおでじやねいろ丸で六月七日神戸出発（慶応大学生石橋慎吉同行）、七月二十二日リオデジャネイロ着、八月サンパウロ

州に於て『アマゾナス州調査団』を組織した。この一団は、調査終了後そのまゝアマゾニアに留まり、直ちに開拓植民の第一歩を踏み出す予定であつたから、団員の選抜には最大の注意が払はれたが、その団員氏名は左の通りであつた。

第一隊

上塚　司　篠田　六郎　岡田　四郎
増永　栄正　粟津　金六　亀井　満
河崎　信次　寺田　克巳　笹田　正数
増永栄次郎　高岡　宗一　三輪　勇

第二隊

村井　道夫　小佐々良衛　田中　三作
平山慶三郎　田瑞長之助　岸田　義男
長谷川篤二　佐藤　快士　鎌田　譲

而して第二隊は、第一隊が植民地の地域劃定後、根拠地を選定して招電を発するまで、サンパウロに待機せしめる事とし、上塚司は第一隊粟津金六以下十一名および本調査団参加のため特に拓務省より派遣せられたる稲垣頴策、並に自費参加の石橋慎吉（現日本ゴム及ブリッヂストンタイヤー株式会社副社長）を同伴し、昭和五年九月一日リオデジャネイロ市発、アマゾニアに向ひ、伺十九日アマゾナス州首都マナオスに着、州知事・市長その他官民の歓迎裡にグランド・ホテルに入り、直ちに探検

の準備ならびに傭船の交渉を開始した。
州政府は団長を州賓を以て遇し、あらゆる厚意と便宜をおしまなかつた。
斯くて州政府の協力に依り、『ゼルツルード』と称する一船を傭船し、九月二十六日マスト高く日章旗を翻しつつマナオス港を出帆、ただちに下流パリンティンス町に向つて急行した。
今回は地域劃定と共に直ちにアマゾニア産業研究所本館ならびに実業練習所を建設する目的なるを以て、其の建築材料としてセメント・木材の一部を船底に積込み、かつ九月二十七日第一の寄港地たるイタコアティアラに上陸するや、直ちに同地製材所に至り、研究所本館の建築材を註文した。是れ未だ植民地の地域も劃定せずまた研究所敷地も決定せざる以前の事であつたが、正に背水の陣を布きて此の事業の創始に当つたのであつた。
而して先づ第一にパリンティンス町に向つて進航した理由は、抑もパリンティンス町はマナオスの下流二百四十六哩、本流に沿へるアマゾナス州第二の都邑にして、其の下流六粁の地点にはマムルー、ウアイクラッパ、アンヂラ（註・正確なる写音はアンティラー）、ラモス、マウエース、カヌマン、アバカシーの七大河川が合して一となり、滔々大アマゾンに注ぐ合流点あり、而して此等緒川の港漑区域は、広茫八百余万町歩を超え、この地域が将来我が日本人の手に依つて開拓せらるるの暁、その生産物は悉くパリンティンスに集り、他州又は海外に積

送せられる。且マナオスより下流パラー州との州界パリンティンス山系に至る延長二萬六十哩の大江南岸の地帶は、所謂バイショ・アマゾナスと呼んで、地味豊穣・気候好適・交通至便の地であるから、今回劃定すべき植民地は、先づ此の地帶を以て第一候補地とすべきは、日本出発前より略〻決定せる所なりしが為である。

斯くて九月二十八日パリンティンス町着、爾後パリンティンス郡長の厚意に依り、共の協力を得てパリンティンス山系を始め、七大河川の流域を隈無く調査したる所、この地帶が気候風土・地味・交通等の点に於て、予期以上の好条件を備へてゐる事を発見したので、この地帶中から、東はウアイクラッパ河畔より西はマウエース河を界とし、北はパラナー・ド・ラモスを以て限らるる地域に於て三十万町歩、本流筋タボカール地方に於て二十万町歩、北岸カルヴァリョ地方に於て十万町歩、合計七十万町歩を選定し、すでに択ぶ所の三十万町歩と合し、ここに百万町歩全地積の劃定を終ったのである。

而して植民地の本拠としては、調査中前記七大河川の合して一となり、大アマゾンに合流する要衡に、ヴィラ・バチスタなる私有地あるを偶然発見し、十月十八日急拠船をマナオスに回航し、所有者バレト・バチスタと交渉して即日売買契約を完了した。

その後本コンセッションは事業運行の都合上、山西・集津の名義より上塚司名義に変更する事となり、昭和七年（一九三二年）四月六日附を以てアマゾナス州政府の

承認を得た。

アマゾニア産業研究所附日本高等拓殖学校

昭和五年十月十八日マナオスに於て、ヴィラ・バチスタの売買契約を完了するや、上塚司は直ちに船をヴィラ・バチスタに進め、翌々二十日同地に到着した。

この地北はアマゾン大江に臨み、西はパラナー・ド・ラモスに面する要地で、大江岸間口約二粁半、奥行五粁、利用面積一千三百町歩、前所有主により牧場として経営されてゐたもので、河岸に近く土民の住居一・牧柵・豚舎等があり、牧牛三十五頭が附属してゐた。

十月二十一日未明より土地を検分し、アマゾニア産業研究所本館の建設地を決定し、直ちに附近の雑木を伐り払ひ、丸本を立てゝ四本柱を作り、それに大椰子の葉を垂らして注連縄に擬へ、中央には高さ三米半の角材に『アマゾニア産業研究所』と大書せる標柱を建て、正面に日伯国旗を交叉し、その下に卓子を据え、本館の建築設計図を重ねて式場とした。

式場には右側に拓務省出張員山越道三・鳥海剛・稲垣頴策を始め、上塚団長以下調査団員、左側にパリンティンス郡長フランシンコ、アラウゼウ、検事ライムンド・ゴンサルヴェス・ニナ、郡書記ライムンド・アルマダ、同アウグスト・カーマラ、前地主代理等令せて三十余名列席し、極めて簡単しかも厳粛に開所式を挙げ、次いで午後三時より原生林に分け入り、斧下式を挙行した。即ち

団員雑木を伐り払ひ、四辺を整理し、周囲二抱もあらんと思はるる巨樹に日伯両国旗を交叉し、それに向つて上塚団長先づ感激の第一斧を振るい、続いて山越・稲垣・鳥海ならびに粟津以下の団員交々斧を入れ、最に目出度入植式を完了した。

この日以後、従来のヴィラ・バチスタは、インスティトゥート・アマゾニア（Ｉｎｓｔｉｔｕｔｏ　Ａｍａｚｏｎｉａ）即ちアマゾニア研究所と改称せられ、団員中の篠田六郎以下七名が入植して、開拓に着手した。

間もなく粟津金六が、選ばれて最初の副所長（所長は上塚司）となり、また研究所内には、農事部・気象観測所・中央病院および実業練習所の四機関が設けられ、現地の気候風土・衛生保健・農作物に関する調査研究は、着々進められたが、しかし最初二年有余の間の調査研究は試験場的範囲を出でず、日本より大衆植民を移住せして新天地を建設する為に、更に徹底的の大調査が必要である。それには研究所が従前の如く、上塚司の個人経営では不十分であつたから、昭和八年二月、上塚より産業研究所・同附属実業練習所および後に述ぶる日本高等拓植学校に属する一切の財産を寄附し、この三者を打って一丸とする財団法人アマゾニア産業研究所を設立し、資金を充実し内容を整備し、爾後三箇年を期して最後的調査を実行することとなつた。

この財団法人を組織するに当りては、郷誠之助男爵専ら斡旋の労を執り、団琢磨男爵・三井の有賀長文・三菱

の木村久寿禰太・住友の小倉正恒・安田の森広蔵・東拓の高山長幸等、いづれも其の関係会社を代表して資金を醵出し、この外に男爵森村市左衛門・風間幸右衛門・石橋正二郎・川西清兵衛・佐々木義彦等、同財団の為に後援する所少からざるものがあつた。

設立当時以来の同財団の役員は

理事長　上塚　司　理事　田崎　慎治
理事　中島　清一郎　理事　千葉　三郎
理事　山西　源三郎
監事　辰野　保（死亡）　監事　辻　小太郎

であつたが、謂ふ所の最後的調査とは、昭和五年以来同研究所が調査研究せる結果、将来アマゾニアの主要産業として最も有望と認められたジュートを主作物とする模範植民地を建設し、之に船着場・事務所・倉庫・精米所・製材所・発電所小学校・病院・売店等の施設を行ひ、高等拓植学校卒業生を中心とし、これに少数の一般家族入植者を配し、もつ集団入植に関する総べての研究を為す外、特にジュートの生産より販売に至るまでの実際的調査を行ふもので、この調査を了り、大衆植民実行可能の確信を得るに至らば、直ちに政府後援の下に、会社を設立せんと期したのであつた。

これより先き、粟津副所長は家庭の都合上、昭和七年十二月七日、南伯に転住するの已むなきに至つたので、

新たに主事を置くこととし、東京本部主事辻小太即を之に任じた。辻は昭和八年四月現地に着し、東京本部より指令せる同年度以降の事業計画に基いて、模範植民地の候補地を調査し、パラナー・ド・ラモス及アンディラ両河の令流点ボカ・ド・アンディラを選定して、此所に其の模範植民地を設けた。

次に日本高等拓植学校の歴史を概叙する。そもそも上塚司が、アマゾニア開拓の指導的中堅人材を養成するため、財団法人国士館学園内に国士館高等拓植学校を創立したのは、昭和五年四月すなはちアマゾナス州調査団長として渡伯する直前のことであつた。同校に於ては、先づ第一回生百名を募集し、養正弘布・八紘一宇の精神により、学業および実地訓練を施し、翌年第一回卒業生四十七名、翌々年は第二回卒業生五十四名、その配偶者並に家族入植者十五名、合せて六十名をアマゾナス州に送つたが、これを画期として、高等拓植学校は国士館学園より分離独立することとなり、名称を日本高等拓植学校と改め、昭和七年四月募集の第参回生より、小田急沿線稲田登戸駅に近き神奈川県橘樹郡生田村の新築校舎に於て、授業および訓練を開始し、学生は総べて之を同校寄宿舎に収容することとした。

同校に放つて最も光栄とする所は、昭和九年五月一日、畏くも東久爾宮稔彦王殿下が、親しく台臨遊ばされ、優渥なる令旨を賜はり、アマゾニア発展の同士に対し、絶大なる激励を辱うした事であつた。

爾来同校は、毎年卒業生を現地に送り、昭和十二年の第七回生に及んだが、偶々其の前年に百万町歩の土地譲与につき、ブラジルに於て問題起り、現地に於ける事業上に各般の改革を必要とするに至れるため、一時中止の己むなきに至り、従って日本高等拓植学梗も、前後八年に亘る教育を以て、邦人のアマゾニア発展上に、不朽不滅の功果を寄与した後、遂に閉校となつた。

調査後再び契約期間延長

さて上塚は、前記アマゾニア産業研究所の設立を了るや否、粟津以下四名の調査団員を伴ひ、三名の拓務省出張員と共に、十月二十四日午後四時マナオスに帰着した。その目的は、コンセッション地域選定済につき州政府と交渉すること、および購入したるヴィラ・バチスタの売買登記を為すためであつたから、直ちに州知事官邸に出頭し、前任者エフィジェニオ・デ・サレスの後をついで州知事の職に在つたドゥルヴァール・ポルトに、コンセッション地域選定の件を通告し、翌朝午前九時更めて面談協議すべき旨を約して辞去した。

然るにジェヅリオ・ヴアルガス一派の革命成功せりとの報同夜八時首都リオデジャネイロよりマナオス市に伝はるや、市中忽ち騒然、一部の民衆は、州知事官邸を始め、州会議長・総務長官・警視総監の邸宅を襲撃し、御用紙ウ・ディア社の如きも民衆の破壊する所となり、州知事は翌二十五日官邸を逃れてグランド・ホテルに避難

し、続いて革命政権の為に同ホテル内に軟禁せられ、州政権は悉く革命党の手に把握せられた。これがため、コンセッションに関する交渉は、一時全く停頓状態に陥りしも、幸に其の後約一箇月にして、革命政府の下に秩序回復し、十一月二十日アルヴァロ・マイアが聯邦執政官に任命された。よって上塚は即日執政官を州知事官邸に往訪し、既に決定せる一地域に、新に選定せる三地域を合せ、合計百万町歩の確認を求めた。而して執政官は就任と同時に、過去のコンセッション数十件は、一切これを取消し無効としたるに拘らず、粟津・山西コンセッションは、アマゾナス州の産業発展上必要なるものとして之を承認し、翌二十一日附を以て之を確認し、二十三日の州官報を以て之を公表した。

同時に原契約第二条に定めたる会社設立の期間を、昭和九年（一九三四年）三月十日まで再度延長の件も、左に訳出する契約の形式を以て承認し、その全文を十一月三日の州官報に掲載せしめた。

粟津金六及山西源三郎の署名せる契約の期間延長契約

千九百三十一年十月二十八日当アマゾナス州首府マナオス市なる財務監督局に於て局長ドクトル、アルマスド・クルース・バルブーダ及次長ドクトル・ソクラテス・ボンフィス並に下に署名せる証人の面前にリオデジャネイロに住所を有する資本家にして現に当市に在る粟津金

六氏及東京に住所を有する実業家兼資本家にして本契約調印に当り右粟津金六氏により適法に代表せられたる山西源三郎氏（リオデジャネイロ市の公証人フェルナンド・、アウ　グスト・ミラネースの役場に於て作成せられたる委任状に依るものにして其の謄本は一件書類中に綴り込みあり）出頭し当州総務局　第三千三百十四号として受付簿第五十八葉に登録せられたる本月二十二日附願書に従ひ該願書に対し当州に於ける聯邦執政官海軍大尉アントニオ・ロジエリオ・コイムブラ閣下が本日附を以て与へられよる指令に基き去千九百二十七年三月十一を以て州と出願者との間に締結の上登録簿第四冊第百八十六葉に記載しあるオプション契約の期間を千九百三十二年三月十一日より更に向ふ二年間延長する本契約に署名する為出頭したる旨至言明せり

之に対し財務監督局長は州財務の適法代表者としてここに包含せられ又言明せられたる如く本契約書を詔諾すと述べたり

以上の陳述を為し相互に義務を負ひたるにより本契約書を作成朗読したる上其の相違なきを認めて之に署名す

州の総務局書記たる下名は財務監督局の書記を合ぜられ本書を書記す

マリーヤ・デ・ケイロース・ラモス　（手署）

財務監督局次長たる下名は本書を書記せしめたる上之に連署す

ソクラテス・ボンフィン（手署）

納入告知書に従ひ手数料五十ミルレイス並に収入印紙をもって印紙税二百ミルレイスを納付せり

ソクラテス・ボンフィン
アルマンド・クルース・バルブーダ
粟　津　金　六

証人　ダブリユー・ベンフォルド
　　アントニオ・ボルサ

右認証す

千九百三十一年十月二十九日アマゾナス州財務監督
局　長　アルマンド・クルース・バルブーダ（手署）

第三次の契約期間延長

上記第二次の延長期間中に、会社設立の準備は可なり進捗せるも、未だ完了の運びに至らざりしを以て、ここに第三次の期間延長を出願すべき必要が生じた。

よって昭和七年四月以降、出西・粟津の権利義務を承継してコンセッション契約の当事者となれる上塚司は、第二次延長期間の満了に先だち、州政府に対する交渉方を、マナオス市在住のペドロ・テルモ・バルバに委任し、原契約有効期間を、更に二年間すなはち昭和十一年三月十日まで延長すること、ならびにすでに選定したるコンセッション地帯を別の地帯と交換することの二件を出願せしめ、州政府の認許を得て、昭和九年二月十二日、左に掲ぐる二契約が締結された。

期間延長に関する契約書

コンセッション契約期間延長に関し上塚司代理ベドロ・テルモ・バルバの締結せる契約

一九三四年二月十二日アマゾナス州首府マナオス市なる州財務　監督局に監督局長テオドロ・ゴンサルヴェス・ネト及左記立合人　列席の下に上塚司の法定代理人ペルー人既婚者ペドロ・テルモ・　バルバは次の通り宣言せり。

州執政官閣下に提出する申請に対し州執政官ネルソン・デ・メロ閣下は一九三三年十月二十六日附州執政令第一八九〇号を以て財政長官の申達通り認可せられたるに付本契約に署名の為出頭せり。本契約に依り一九二七年三月十一日附本財務監督局登録簿第四冊第百八十五葉より第百八十八葉まで裏面に登録せられたる契約の期間を更に本年三月十一日以降二箇年間延長するものとす。

財務監督局長は財務の名に於て本契約を承認する旨言明せり。

よって本契約文を作成し読了の上其の正確なるを確めたる後契約当事者並左記立余人一同之に署名す。

州総務朝刊房臨時属財務監督局勤務たる予マリエタ・デ・オリヴェイラ・バレト自筆す。

一九三四年二月十二日

マナオス市に於て

マリエタ・デ・オリヴェイラ・バレト

署名人　　テオドロ・ゴンサルヴェス・ネト

ペドロ・テルモ・バルバ
立会人　ヱメ・イグレジアス・ローペス
アルマンド・クルーズ・バルブーダ
一九三四年二月十二日
アマゾナス州公金庫局長
テオドロ・ゴンサルヴェス・ネト検閲

コンセッション地帯交換契約書

州財務監督局登録簿第四冊第百八十五葉裏両に登録せられたる契約に対する追加

一九三四年二月十二日アマゾナス州首府マナオス市なる州財務監督局長テオドロ・ゴンサルヴェス・ネト及左記署名人列席の下に一九二七年三月十一日山西源三郎、粟津金六両名の締結せる州有地に関する契約の合法的継承人上塚司の代理人ペルー人既婚者当州駐在日本領事館事務代理ペドロ・テルモ・バルバは当市公証人マノエル・ダ・ロシャ・バーロス公証役場の登録第四百二十一冊第四十七葉に登録せられたる委任権に依り本年一月十七日州執政宜代埋総務長宮パウロ・コルデイロ・デ・メロの決裁せる州執政令第一八九一号に基き原契約の追加として本契約書に署名すべき旨言明せり。

本契約の追加にしてパリンティンス山系を包含する地方に於て三十万町歩即ちアマゾン大江の右岸マムルー河との合流点を限りとするパラナー・ド・ラモス河の右岸及マムルー河の右岸、南緯三度の平行線並東は西経五十

六度十分に至る地域を上塚司に譲与し之れに代ふるに現コンセッション地城内マウエース河の左岸、パラナー・ド・ウラリアー河の右岸、南緯四度の平行線に至るアバカシー河の右岸に広がる同一面積の地域を返還せしむるものとす。

財務の正当なる代表者として監督局長は本契約を承認する旨言明せり。

依て本契約文を作成し之を了読の上其の正確なるを確めたる後契約当事者並左記立会人一同之に署名せり。

州総務長官官房臨時属財政監督局動務たる予マリエタ・デ・オリヴェイラ・バレト自筆す。

一九三四年二月十二日

マナオス市に於て

署名人　マリエタ・デ・オリヴェイラ・バレト

テオドロ・ゴンサルヴェス・ネト

立会人　ペドロ・テルモ・バルバ

ヱメ・イグレジアス・ローペス

アルマンド・クルーズ・バルブーダ

一九三四年二月十二日

アマゾナス州公金庫局長

テオドロ・ゴンサルヴェス・ネト検閲

アマゾニア産業株式会社の設立

斯くて現地に設立されたアマゾニア産業研究所は、爾来農業部・気象観測所・中央病院に於て、専ら農作物の

栽培・気象の観測・衛生保健の調査研究を行ひ、また一方昭和六年四月、日本高等拓植学校第一回卒業生を現地に渡航せしめて以来、毎年数十名の卒業生を送って開墾拓植の実習を為さしめたが、約三箇年の経験の結果、ほゞ植民地建設の見込立つに至れるを以て、昭和八年二月財団法人アマゾニア産業研究所を設立し、機構を改め、内容を充実し、計画を定めて諸般の調査研究を進めることとなつた。

尤も会社設立については、今少しく大規模の調査を必要としたので、昭和八年（一九三三年）四月より、アンディラ河畔に摸範植民地を建設して所要の調査を行ひ、他方既記の如く州政府に申請して契約による会社設立の期間を更に二カ年延長したが、昭和五年現地にインスティトゥート・アマゾニアを設立して以来、五カ年にして、ようやくアマゾニアの農業・気候・衛生保健に関し、その真相を把握するを得たので、故に初めてアマゾニア開拓を目標とする株式会社創立の機運熟するに至った。

上塚　司

然るに当時日本に於ては、漸くアマゾニアの事相が明確となつただけで、未だ有利なる農業の確立を見ず、研究所も入植者も、共に資本を投ずるのみで、殆ど利益を生む能はざる状態であった。それゆえ、たとへ会社設立

せらるるも、当初より利益を期待することは出来ず、利益無き所には株主は集つて来ないから、会社設立の見込も勢ひ立たない事情に在つた。幸にして政府および議会は良く此の事情を洞察し、昭和十年二月第六十七議会に於て、アマゾニア産業研究所を土台として創立せらるべき新会社に対し、昭和十一年度以降十年間、年六分の利益補給が決定された。

勿論これだけでは、尚十分といふことは出来なかつたので、従来この事業の為に多大の後援をおしまざりし男爵郷誠之助および三菱合名会杜・住友合資会社・安田保善社・東洋拓植株式会社の五大会社に新会社の設立を諮つた。そこで郷男爵を始め、三井の池田成彬・三菱の串田万蔵・住友の小倉正恒・安田の森広蔵・東拓の高山長幸等は、それぞれ各社を代表してしばしば会合協議を重ね、遂に昭和十年九月十七日内閣総理大臣官邸に於ける会食に於て、本事業の経営は当分困難なるも、国家的有音義の事業として、アマゾニア産業株式会社の設立が決定された。

此の日政府側よりは高橋大蔵大臣・児玉拓務大臣・広田外務大持および高山拓務局長出席し、民間側よりは郷勇爵・池田成彬・串田万蔵・小倉正恒・森広蔵∴高山長幸・上塚司参集、種々考究協議の結果、アマゾニアの現状に鑑み、取敢へず資本金一百万円、総株数を二万株とし、三井・三菱・住友・安田・東拓及アマゾニア産業研究所にて株金全部を引受くること、但し此の資本金額は

暫定的にして、更に今後一段の調査研究を進め、いよいよ実行成案を得ると共に、相当大資本に増資すること等を決定し、決いで同月二十三日午後三時より工業偵楽部に於て会社創立発起人会開催せられ、

三井合名会社代表　調査部長　福島喜三次
三菱合資会社代表　理　事　加田　恭平
住友合資会社代表　東京支店長　矢島　富造
安田保善社代表　庶務部長　佐々田三郎
東洋拓殖株式会社代表　理　事　大志摩孫四郎
アマゾニア産業研究所　理事長　上　塚　司
アマゾニア産業研究所　理　事　中島清一郎

が各社を代表して参会・直に議事に入り・上塚司座長に推薦せられ、挨拶、座長推薦、定款の作成及決定、発起人引受株数の決定、役員選任、社長選任、創立費の決定の順序を以て会議を進め、午後六時終了、ここに多年待望のアマゾニア産業株式会社の成立を見るに至ったが、此の日決定せる役員は左の通りであつた。

取締役社長　上　塚　司
取　締　役　福島喜三次
同　加藤　恭平
同　矢島　冨造
同　佐々田三郎
同　中島清一郎
監　査　役　大志摩孫四郎
査　役　男爵　松田　正之

斯くして東京に於てアマゾニア産業株式会杜設立せられ、従来財団法人アマゾニア産業研究所が現地に於て経営せる所一切を継承して、その事業を進行せしむる事となつたが現地に於ては事業遂行の機関として、別にブラジル国法に依る会社設立の必要があつたので、在伯支社に於ては、昭和十年（一九三六年）一月一日より、東京本社の指令に基き定款の予備検討をなし、爾後連日審議を続け、一月五日に至り成案を得たので、同日午前十時より支社会議室に於て創立絵会を開きＣｏｍｐａｎｈｉａ　Ｉｎｄｕｓｔｒｉａｌ　Ａｍａｚｏｎｅｎｓｅｓ／ａ　創立の手続を了し、同年二月十一日パリンティンス登記役場に於て会社創立の登記を完了した。創立当時の役員は次の通りであつた。

取締役社長　上塚　司
取締役支配人　辻　小太郎
取締役　越知栄
同　高村　正寿
同　中崎　邦夫
同　九十九利雄
同　前田　光世
監査役　村井　道夫
同　ペドロ・テルモ・バルバ
同　小佐々　良衛
監査役補住　城間　宏恵
同　戸田　善雄

同　　安藤美代次郎

以上両会社の成立を見た結果、上塚社長は現地の新状態に対応して新方策を樹立するため、昭和十一年四月十六日らぷらた丸にて、高等拓植学校第六回卒業生ならびに一般家族入植者五十七名を率ゐ横浜出帆現地に向つた。

聯邦上院に於ける土地コンセッション問題

前に全文を掲げた一九二七年三月コンセッションの原契約中、第二条および第三条に明記しある如く、所定期間に会社が設立された上は、会社は州政府と確定契約を締結せねばならぬ。而して其の確定契約に於て、州政府は会社に対し、譲与地の確定的所有権を無償付与する義務を負ふことになつてゐるので、会社は日・伯両会社の設立と共に此等条項に従って確定契約の締結方を要求し、あわせて地権の無償譲与その他広汎なる特典の許与方を要詣した。よってアマゾナス州政府は、直ちに之を州議会に付議し、議会は満場一致を以て之を通過せしめた。

然るところ、契約の有効期間延長中の一九三四年に制定発布せられた新憲法第百三十条には、『面積一万町歩を超ゆる土地の譲与は一件毎に聯邦上院の認許をへたる上にあらざれば之を行はず』との規定があのるで、州知事は此の憲法の規定に基き、聯邦上院に対し認許申請の手続を執つた。

而して是れが重大問題化しょうとは、州知事を始め、何人も予想せざる所であつたが、一九三〇年の革命後、

共和党に依る政権倒れ、軍部中心の独裁的政治形態濃厚となり、甚しくナショナリズムの傾向を帯び来ったこと、本コンセッションのため直接不利を蒙るべきアマゾナス州内の或る事業家が、この風潮を利用し、一の政治家と結託して反対運動を起したこと、一部政治家がアマゾナス州の政治勢力を挽回せんとして策動したこと等の諸原因が相錯雑したため、端なくも上院の問題となり、五月三十日上塚社長がリオテジャネイロに到着した時は、問題は既に白熱し、有力新聞は悉く本問題を捉へて論議を試み、中には『日本人はアマゾニアを以てパナマー運河攻撃の根拠地たらしめんとす』との大見出しを以って、荒唐無稽の説を掲げて反対する者もあり、事態極めて容易ならざるものがあつた。

よって上塚は暫時リオデジャネイロに滞在し、沢田大使と連絡を取り、極力上院の空気転換に努めた。即ち我が大使館では、先づブラジル著名の法学者若干名に、コンセッショソ契約の法律的根拠につき研究を請ひ、次に大学教授兼弁護士グンプリード・サンタナ博士に依嘱し、反対者たる上院議員クンニャ・ナロ（アマゾナス州選出）の誤謬および上院各委員会の決議を、純法理上より論駁せる意見書の執筆を求め、これを印刷に付して、広く政府当局・上下両院議員全部に配布し、なほ有力なる諸新聞にも之を掲載すると共に、他方上塚は社員九十九利雄を帯同して連日上院議員を歴訪する等、出来得る限りの手段を尽くした。

却説上院に於ける本件審議の順序は、最初憲法司法委員会の意見を求め、次に権力調整委員会に回付せられ、後者の委員長兼報告委員トマース・ロボは、七月二十一日提出せる長文の意見報告の結論に於て、『本契約は其の付与する土地面積および恩恵ともに広大なるに鑑み、国利に副はざるを以つて、上院は認許を拒むべし』といふ趣旨であつた。この結論に対し委員の一名ジュアン・ヴィラス・ボアスは、異議書を提出して、之と全く正反対の意見を表瑚した。

最後に本件は国防委員会に回付されたが、その報告委員ジュアキン・イナシオから、八月十二日同委員会に提出した監査の結論は、『一日本会社に対し、アマゾナス州の土地一口百万町歩を付与することは、国防安全の観点より見て、上院の認許を与ふべからざるものと思考する。但しこれは勤勉をもつて知られた日本人に対して、豪も同情および尊敬を欠く為ではない。　この種のコンセッションは、ポルトカル・エスパンニャ・イタリア・ドイツ諸国人を始め、他の何れの国人（内国人を含む）にも与へてはならぬ』といふ要旨のものであつた。

この意見報告に対し、委員長ゴーエス・モンテイロ（陸軍参謀総長の兄）が、『コンセッション全部の付与と絶対拒絶との中間に、わが国の利益を満足せしめ得る一点が在る筈だ』との言明を加へ暗に面積を減じて認許すべしと示唆したこと、他の委員アベラルド・コンドゥルーが、同趣旨の事を其の異議書に述べたこと、殊にコスタ・レ

ゴ議員から、上記三委員会の意見に升する修正案の形式を以て、『百万町歩は面積広大に過ぐるを以て認許し難きも、面積の点を考應し、更に契約を締結せしむるため、アマゾナス州政府提出の申請一件書類は之を同州知事に返付す』との趣旨の折衷案を八月二十四日の上院本会議に提出した事は、記述を省略してはならぬ所である。

この修正案に賛成署名した議員は、アルカンタラ・マシャド、アベラルド。コンドゥルー、ネロ・デ・マセド、ジェローニモ・モンテイロ・フィリョ、セザリオ・デ・メロ、マリオ・カイヤドの七名であつた。

此の修正案提出せらるゝや、反対派のクンニャ・メロ議員は突然緊急動議を提出した。その内容は　上塚司氏にアマゾナス州の土地百万町歩を譲与する申請書に対し、投票により直に其の可否を決せられん事を望む右緊動議を提出す。

と云ふのであつた。而して之に署名せるは、クンニャ・メロ、　アルフレド・ダ・マッタ、ゴーエス・モンテイロ、リベイロ・ゴンサルヴェス、ヴェローゾ・ボルジス、ピーレス・レベロ、エロイ・デ・ソウザ、ドウアルテ・リマ、フローレス・ダ・クンニャ、　ジョゼー・デ・サー、トマーズ・ロボ、アウグスト・レイテ、レアンドロ・マシエールの十三名であつた。

斯くして緊急動議は多数を以って成立し、修正案に先議して本会　議の議題となつた。コスタ・レゴ議員は憤然起って発言を求め、　熱烈真摯言々火を吐くの雄弁を出

てコンセツシヨン反対の不当を　論じ、上院が国家の信用国際信義に依って行動せん事を主張した。

次でゴヤース州選出のネロ・マセドも亦わが方の為に熱弁を揮ひ、　之に対し、反対派よりトマーズ・ロボ、フローレス・ダ・クンニャ両議員コンセッシヨン反対論を述べた。ここに於てかコスタ・レ　ゴは再び起つて反対派の弁論を難詰し、次にアベラルド・コンド　ゥルー、ジェローニモ・モンテイロ・フイリョの両議員共に熱烈に我が方の為に弁じ、本会議の空気は正に八割まで我が方に有利に傾いたが、この時再び突如としてクンニャ・メロ議員より、本会議を秘密会に仕すべしとの提案あり。ここに約四十五分間の秘密会に移り、午後五時半本会議の再開となつたが、議長は開会と共に直に次の如く宣言した。

秘密会議に於て、次の如き国権調整委員会議に於て次の如き国権調整委員会の報告書の結論、即ち同委員会は、此の如き広範なる地域を譲与する事は国家のため利益ならずと考ふるが故に、上院は之を否定すべきものとの結論を協賛した。と。次で散会を宣し、長き間ブラジル国内の重大なる政治問題となつてゐた百万町歩譲与問題は、斯の如き方法を以て上院の政治的結末を見た。

上院の政治的処置と契約の法律的効力とは自ら別問題である。

上院の処置に反対なれは、更に聯邦大審院に訴願して其の判決を請はねばならぬが、既に政治的に上記の如き

結果を見た以上、更に法律上の係争を続けて勝利を得ても、両白き実効を収むる事は因難である。夫れよりも会社としては、此の如き頼り無きコンセッションに椅頼する事をやめて、独立独歩一箇の拓植会社として自ら起ち得るの方策を請ずるを得策と思考した、上塚社長は九月七目リオデジャネイロ発アマゾニアに向ひ、同十三日ヴィラ・アマゾニアの在ブラジル支社に到着し、直に一同を集めてコンセッション問題の経過を報告した。而して同地滞在約一箇月の後、十月十一日支配人辻小太郎を帯同してマナオスに向ひ、州執政官アルヴアロ・マイアとの問に、新契約締結に関する協議を進めたが、この時既にリオデジャネイロに於ける州選出の反対派議員の手は　八方に伸びて、甚だ面白からざる形勢が看取せられ、斯かる情勢下に新契約の締結は適当ならずと感じたので、執政官とも談合の上、他日時機を見て契約に関する交渉を進める事とした。

会社の事業なかんづく黄麻栽培

上記コンセッション問題の成行に鑑み、アマゾニア産業会社は社内の整理を行ふと共に事業発展の計画を進めたが、その方針は全社内部の人員の整理および部課の廃合により経費の節減を計ると共に、一方会社の収益増加の為に貿易部を新設し、アマゾニア産物の輸出および日本品の輸入を行ひ、また入植者の生計確立の為には、農事実行組合を強化し、五人組制度に基く相互扶助・隣保

和親の結合たらしめ、高台地の作物としては、ゴム、ブラジル・ナッツ等の永年生のものを主とし、副作として米・マンディオカの栽培を奨励し、また低湿地の作物としては、昭和九年尾山艮太の手によつて新たに発見せられたジュート（印度黄麻）の優良品種の栽培に重点を置き、大に其の栽培を拡大進展せしむるに在った。

上塚等がアマゾナス州の開発事業を肇むるに当り、何を以て其の主要生産物とすべきかは、極めて重大な問題であつた。

而して種々推敲考究の結果逐にジュートを選択することとなつたが、これを選択した理由は、

一、世界的需要あり、採算有利にして、大衆植民により大量に生産せられ、かつ年々消化し尽さるるものたること

二、栽培・収瘞・貯歳・加工・速搬等の比較的容易なるものたること

三、資本の固定を避くるため一年生作物を選ぶを得策とすることの三点にあつた。

そこで上塚は、昭和五年六月、調査団長として出発するに臨み、日本に於てジュート種子を蒐集し、之を携行すると共に、着伯後サンパウロに於て、ジュタ・パウリスタの種子を購入し、翌年更に日本種子を追送すると共に、特にジュート栽培の為に、鹿児島高等農林学校出身の荒木衛門を現地に渡航せしめた。

荒木は昭和六年八月下旬現地に到着後、上掲三口の種

の外、野田大使館書記官の尽力により十一月十六日入手せる四種の種子、ならびに同月二十六日に到着せる東京本部より送付の印度種子四十キロを試作するため、研究所内の高台地および低湿地ならびにフォルモーザ島の三箇所を試験地と定め、十二月五日より翌昭和七年三月三十一日までの間に、前後八回づつの播種を行った。

この試験栽培に於て、ジュートは幹茎の高さ百七十乃至百九十糎、幹茎の直径一乃至二糎半に過ぎず、外形は寧ろ貧弱の観を呈したるも、そのジュートより得たる繊維を日本に送って試験せる結果、品質印度産のものに劣らず、その中等品に匹敵すると評価された。

次に昭和八年十二月低湿地に播いた第三次の種子は、在カルカッタ総領事館および三井物産全社の手を経て、原産地から取寄せたもので、大なる犠牲が払はれ、かつ最後の希望が之に懸けられてゐたに拘らず、その成績は極めて不良であった。

然るに天佑とも称すべき偶然の幸運が現出した。模範植民地に於けるジュート栽培は、全体としては前述せる如く失敗に終つたけれども、この時家族区に入植せる岡山県人尾山艮太は、自己のジュート耕地内に二本の新品種を発見した。爾来のジュートは、幹茎の高さ僅に一米乃至二米で枝を派生し、成長止まる中に在って、この新品種のみは、高さ二米に達するも枝を派生せず、すくすくと伸び続けて、逐に三米乃至四米に達し、茎径も亦二吋に及んだ。

尾山は此の二本から種子を採集すべく丹精して育成中、不幸にして内一本は河水の増溢と共に根本腐り、開花を前にして惜しくも倒折して了つた。しかし幸にして他の一本が順調に花を咲かせ実を結んだので、尾山は丁寧に之を採取保存してゐた。

其処へ昭和九年十月上塚がアマゾニアに到着し、尾山を称揚激励して、直に新品種の育成増殖を勧奨した。よって尾山はそれを播種培養して翌十年七月少量の種子を採取し、その一部を産業研究所に提供して、栽培試験並に種子採取方を依頼した。而して研究所に於て昭和十一年二、三月頃に採取された種子の大部分は尾山へ、一部は中内義正に分与されたが、尾山は夫れより更に自身の手にて種子の増殖を図り、逐に昭和十一年度には二十キロの種子を得たので、挙家フォルモーザ島に移り、ジュート栽培に専念することとなり、約六町歩に播種し、また中内もヴィラ・アマゾニアの低湿地を借地して、約一町歩に栽培行ひ、尾山は繊維六噸、中内は約四噸を収穫した。

此等両名の第一次製品中、六十俵（二噸七七〇キロ）は、昭和十二年四月ベレーン市のマルティン・ジョルジ商会に宛て発送されたが、同商会は欣んで之を買取り、第二次積出は、六噸一七一キロで、同年七月同一商会宛に行はれた。

これ実に日本人の手によりアマゾニアに於て栽培されたジュートが、世界市場に向つて売出された最初であつ

た、新品種は発見者の名を冠して『尾山種』と命名せられ、その生産品は『アマゾン・ジュート』と呼ばるるに至った。而して此の好結果は、日本人入植者の多数を刺戟し、昭和十二年六月以降、高台地の農園を棄て、ジュート栽培の為に低湿地に進出する者二十九戸に達し、此等新栽培者は、会社がジュート耕作の為に新たに購入したアマゾン大江中の島および江岸の低湿地エステーボ、サン・ヴィセンテ、サン・マヌエル、ボン・レメディオ、サンタ・ローザ、オリエンタール等に於て、それぞれ播種栽培を行ひ、良好なる成績を得て、翌十三年六月には、総計六十噸のジュートを生産した。

斯くて此の好結果は、同年五月二十日リオデジャネイロ有力新聞『ジョルナール・ド・ブラジル』紙上に於て大々的に報道紹介せられ、統いて同月二十四日の聯邦通商審議会例会に於て、技術顧問ミサエル・フェレイラ・ペナは、アマゾン・ジュート栽培に於ける日本人の功績を称へ、ブラジルは之に依って現在重要輸入品たるジュートを、近き将来に於て国産品を以て代用し得るに至るべく、その国際貸借上に及ぼす影響は甚大であらうと述べた。この発言は審講会記事と共に詳細に官報に掲載せられ、輿論に一層の拍車をかけ『ジョルナール・ド・コメルシオ』は、五月二十五日の紙上に、ジュート栽培につき長文の社説を掲げ、翌二十六日の『コーレイオ・ダ・マニャン』紙は『黄金』なる題下に是亦長文の社説を掲載した。

この風潮が、パラー州政府を動かし、会社の事業は同州にまで進展するに至った次第は、既に前節・パラー州の部に述べた通りであるが、会社が・パラー州政府との間に、ジュート栽培に関する契約を締結した一事は、コンセヅション問題以来とかく消極的態度を持し来れるアマゾナス州政府を刺戟し、その結某州政府は昭和十三年（一九三八年）十一月二十四日附の令第一七〇号を発布し、ジュート栽培に関し、三十年間ブラジル会社たるアマゾニア産業株式会社に幾多の恩恵を付与し得る規定を設け、之に基きて州政府および会社間に、仝文十二筒条より成る契約が締結された。この契約に依れば、州政府に会杜に対し、ジュート及これに類する繊維作物の栽培・加工・売買および輸出に必要なる州有地一万町歩以内を無償付興し、最長三十年間その占有の効力を保証する（第一条）また州は会社に対し、ジュートおよび之に類する繊維作物の栽培・加工・売買および輸出に対する州税および那税を三十年間免除する（第二条）等の恩恵を与ふることになつて居る。

なほ日本人の手によるアマゾナス州のジュート産額は、昭和十四年度に於て百七十八噸、十五年度に於て三百五十噸に上り、爾後逐年大に増加すべき趨向を呈し将来益ます有望と見られてゐる。

第四節　アマゾナス州　（其の二）

アマゾン興業株式会杜（州政府との契約調印ー事業

開始・土地劃定ー植民の渡航・就地ー契約の名義変更・期間延長ー会杜の事業および植民の其の後（ー海外植民学校の分校設立ーアマゾン水産利用の契約ーアマゾニアの親日家ー邦人のアマゾニア視察者。

アマゾン興業株式会社

前節中に述べたアマゾニア産業研究所の所在地ヴィラ・アマゾニアから、パナラー・ド・ラモスを遡ること凡五十二浬にして、マウエース河の右岸に、アマゾナス州マウエース郡の郡待所在地マウエース市がある。市とは呼ばるるものの、実は人口約五百の一寒村に過ぎないが、他地方に於ては栽培せられざる而して不老長生の効験ありと称せらるるグアラナー（Ｇｕａｒａｎａ　学名Ｐａｕｌｌｉｎｉａ　ｓｏｒｂｉｌｉｓ）の唯一産地として有名な地帯の中心である　そのグアラナーを日本人の手で栽培・加工し、広く之を世界的に販売するの有望なるに着眼したのは大石小作であつた。

大石は明治四十三年に大阪高等工業学校機械科を卒業後、鐘淵紡績会社に入り、鐘紡技師長となり、大正十二年に辞職し、自費を以て欧米諸国を経てブラジルに入り、農業および工業に関する諸般の調査研究を逐げ、大正十五年アマゾニアを視察中、たまたま福原調査団が来着したので、その一員に加はり、同団の調査結了後、単独にアマゾン大江を遡り、アマゾナス州マウエース郡に入り、同地の特産グァラナーの栽培を調査研究し、かつ土地の

無償下付については、予め州政府の意向を探り、一応の了解を得たうへ、昭和二年帰朝し、その事業実現のために、会社設立を企て、諸方を遊説した。幸にして沢柳猛雄・小川亀重等が、大石の事業計画に賛成し、資本金二十五万円の『アマゾン興業株式会社』創立総会が開かれたのは、昭和三年九月六日であつた。この総会に於て株式引受人員百八十名・引受株式数七千六百八十二株と決し、取締役として沢柳・小川・大石の三名、監査役として塚原嘉藤・柏田忠一の両名が選任せられたが、大石は之に先だち、三石久・久保田喜久郎・増田太郎・唐木道雄・羽野鶴雄・尾崎貞吉・石田喜由の七名を率ゐて五月十七日神戸よりさんとす丸にて出発、リオデジャネイロを経て、八月二十三日マウエースに着し、同地より約三粁を隔ててマウエース河右岸に位する地点を、事業地本部として選定し、予め州政府の認許を得て、九月五日より土着労働者を使役して、附近の森林百五町歩伐木のおよび焼棄を行つた。これがアマゾナス州に於て日本人が開拓の斧を揮つた最初で、其処に十一月二十三日までにグアラナー四万五千株が植附けられた。

洲政府との契豹調印

大石小作は、マウエースから州の首府マナオス市に出向き、十月二十日を以て、州政府との間に、州有地二万五千町歩のコンセッションに関する左掲の契約を締結した。しかし当時本邦・マウエース間に直接電信発受の連

絡を欠き、大石は未だ会社設立の通報に接し居らざりしため、既設会社を代表して調印する代りに、『自身又は既に組織せるか若くは組織する会社のために』大石一個人の名義で調印した。それゆゑ後に至り、沢柳名義に変更の手続きを行ふべき必要を生じた。

マウエース郡に於ける未墾地コンセッションに関し大石小作の署名せるオプション契約

千九百二十八年十月二十日首府マナオス市財務監督局に於て局長ドクトル、ジュリオ・セーザル・デ・リマの面前に、マウエース在住、日本人、成年者、資本家大石小作は、(中略)自身又は　組織するか若くは組織する会社（以下特権者と略称す）のために、マウエース郡内マウエース・アッスー河右岸に位し、同河口を起点として、問口二千五百米・奥行一万米を有する地域に於て、第三者の所有権及諸権利を除き且従前の特許及占有を尊重したる上、左記の条項に従ひ、二十五年間農業移住集団地を設置経営する目的を以て、州有未墾地二万五千町歩のコンセッションにつき、契約調印の日より二年間オプションの名義にて本契的に調印するため出頭せり。

第一条　州政府は特権者に対しコンセッション地域内に含まれたる土地所有権の確定地券を無慣にて付与する義務を負ふ。同地内に植民が定着したる時は各家族に対する所有権移転に対する税金を免除す。

第二条　特許権者は其の付与せられたる地域内に日本

人移住集団地を設くべし。特許権者は其の裁量により移住者一家族につき一地区又は夫れ以上の地区を割当つべし。此等家族は一切の効果の為に内国植民と同等に取扱はるべし。

第三条　コンセッション土地全部はオプション契約期間内に測量及劃境を行ふことを要す。特許権者はコンセッション土地の調定境地図を州政府に提出すべし。

第四条　組織せらるべき会杜は完全なる資格を其備して設立せらるべく其の組織に関して国法に定むる一切の要件に従ひ且四十万ミルレイスの資本金を有することを要す。この資本金は農牧業事務・其の生産物の加工・産業施設・車道の関設・航運・土地の劃境等のみに之を適用すべし。

第五条　特許権者はオプション契約期間内に其の組織すべき会杜の合法手続を聯邦政府に対して履行すると共になおグアラナー、カカオの如き有用植物及一般穀物の栽培を開始すべし。

第六条　特許権者は植民及其の家族に対し保健衛生事務を設置維持するの義務を負ふ。植民が占有する土地の健康化のため内国衛生諸規則に従ひ当分の内日本医師の奉仕を利用することを得。

第七条　特許権者は二十五年間に少くとも日本人二百五十家族をコンセッションの土地に誘入し定着せしむる義務を負ふ。オプション契約調印の日より起算し十四カ月以内に十家族を誘入し以後間断なく毎年若干家族の誘

入事務を継続することを要す。適当に立証せられたる不可抗力の場合を除き六箇月間誘入を中絶したる時は州政府は其の裁量によりコンセッションの恩恵を中止することを得。

第八条　二十五年の期間終丁し誘入家族数が契約の二百五十に満たざる時は特許権者は不足せる毎家族につき百町歩の割合を以てコんンセッションの土地を州に返還するか又は千九百二十六年十二月十八日州法第千二百九十八号第四十五条に従ひ土地に相当する代価を州に賠償すべし。

第九条　特許権者はなお左記の恩恵を保障せらる。

A　会杜のブラジルに於ける営業認可の日より起算し十年間、栽培用に供せられたるコンセッションの土地並に製造所・加工所・工作所・各種生産物の調理又は他の工業的用途の為に動力を起す施設を合む改良に対し、既存若くは今後設定せらるる州税の免除

B　其の植民の職業に対し並に生産物・商業若くは各種設立物に対し課せらるる州租税の同一期間免除

C　農牧産物の輸出に対し同様十年間従価百分の三を最高税とし此等産物に対して何等他の州税を新設せざること。なお千九百二十六年十月二十二日州法第千三百四号の恩恵を含むも二前記以外の天然産物の輪出は通常法に遵ふものとす。

D　コンセッションの土地内に発見せらるる鉱物を聯邦及州の鉱業関係法規に従ひ開発する場合、条件均しけ

れば優先権を有す。

Ｅ　車道の開設・使用及受益、水力の利用、コンセッション地域を通過する車道以外の交通方法に関し条件均しければ優先権を有す。但し聯邦及州の法律の要求する所を遵守し、且第三者が当該規定により以前より享有せる既得権は必要ある場合の収用権と併せて之を尊重すべし。

第十条　州政府は郡税の免除又は軽減が特許権者に対し保障せらるるやうマウエース郡に対し措置を執るべし。又農業移住集団地の設置及其の事務に供する機械・器具・化学品及其の他の資材の輸入税の免除又は軽減を稗るため聯邦政府に対しても同様尽力すべし。

第十一条　特許権者は州の法律に従ひ小学校を設置維持するの義務を負ふ。伯国語の教授は義務的とす。

第十二条　本契的に謂ふ所の土地を利用するため其等土地の改良及其の原料品の工業的利用に関する恩恵にして特に挙げざるも現行法律によるもの一切並に同一目的を以て州が新に設定する他の一般的恩恵は、特許権者に対し之を保証す。

第十三条　州政府は前数条に従ひ導入せられたる日本移民を其の目的地に向はしむるまで最長二十日間州費を以て宿泊せしむべし。但し二十日を超ゆる期間の費用は特許権者之を負担するものとす。

第十四条　植民の使用に供せらるる貯蓄割引銀行若くは農業信用組合の設立及運営の為には州政府は現行法規

に従ひ便宜を図るべし。なおこの種の銀行・組合に対して課税せらるる租税の免除若くは軽減を特許権者に保証す。

第十五条　特許権者は移住集用地及村落の中心に当てられたる地域内に市衛地区の分譲を為す際連邦・州及郡の官公署並に街路・広場及公園用として必要なる地積を州政府の為に留保すべし。

第十六条　移住集団地の組織・その進展・特許権者及植民の権利義務・警防・抽出産業に適したる樹木の採取及栽培に関する一切の事項並に契約に明示しあらざる一切の事項は聯邦及州の法律に準拠すべし。

第十七条　コンセツションの確定契約中には事務監督を実行する方法に関し現定を設くべし。監督費は特許権者之を負担す。

第十八条　会杜は其の本杜を日本東京に置くことを得るも其の支店はマウエース郡マウエース市又はアマゾナス州内の何れかの地に之を設置することを要す。

第十九条　若し州政府に於て特許権者が植民事業及農牧業を害しコンセッションの目的に副ははぎるを認めたる時は何等司法的催告を侯たずして本契的並に確定契約（若し調印済ならは）の廃業を発令すべし。

第二十条　特許権者は予め州政府に申出で其の明示的同意を碍るにあらざれば本契的の権利・恩恵及優益を他人に譲渡著くは移転することを得ず。

（契約調印に関する例文中略）

マナオス市一九二八年十月二十日
ジュリオ・セーザル・デ・リマ
大　石　小　作
証人　アルイジオ・デ・アラウジョ
アビリオ・ゼフェリノ・ダ・コスタ

事業開始・土地劃定

この契約調印後、約一箇月を経た十一月十七日に、大石はマナオスなる連邦農事監督官事務所に於て、事業地本部の所在地をサレシと呼称する公然の手続を履行した。この地名は当時のアマゾナス州知事エフィジェニオ・デ・サレスの姓と日本語の市とを組合せたものである。この地には河岸に接近した部分に、事務所・診療所・倉庫・植民地仮宿泊所・マンディオカ加工場等が徐々に建築された。既述の最初の開墾地百五町歩は此等建設物の敷地に連続せるもので、この開墾地は、会杜の直営農場に当てられ、植民に分譲する土地は、更に上流約三粁の地点から始まつてゐる。

即ち前植契約第三条および州の土地法規に従ひ、会社側では付与を受くべき植民用地の測量および劃境のため、ブラジル人の一専門家に依嘱し、昭和四年六月より其の作業を開始し、十月に至り終了、図両を作成して其の一通を州政府に提出したが、之に拠れば、コンセッションの土地は、マウエース・アッスー河（注・大マウエース河と訳すべきも一般にマウエース河と呼ばる）の右岸に

於て、マウエース市を距る六千六百米の地点に始まり、それよりコロコロジーニョと称する小川の口に到るまでの河岸に沿へる一線を間口とせる地域である。而して事業地本部すなはちサレシと此の植民用地との中間には、間口約三粁の郡有地が介在するため、相互に隣接せざるのみならず、道路なきが故に、植民地と本部およびマウエース市との運輸交通は、一に河流航行に依るの外はなく、この点甚だ不便である。

此所へ第一回植民を送るに先だち、会社の沢柳専務取締役は、鈴木茂・松本武彦の外、大石小作の妻および永井よしゑを同伴して、昭和二年十一月十五日出発、翌年二月現地に着し、事業上の視察を行ひたる後、アマゾン大江を遡ってペルー国イキトスに到り、なほパラー州およびサンパウロ州をも視察して、欧州およびシベリア維由で帰朝した。

この間に、曾てボリヴィア領アマゾニアに在住し、当時マナオス市郊外に於て蔬菜栽培に従事してゐた山根武一を招いて、事業地に入らしめ、また昭和四年九月、パラー州の南米柘殖会社から樫村正之を招いて医療の事に当らしめた。

植民の渡航・就地

アマゾン輿業会社の一特徴は、他日その家族と共にアマゾニアに植民せんとの希望を抱く者を株主とした事で、一株を二十五円とし、二十株（即ち五百円）以上を出資

した株主に対しては、会社の事業着手より二箇年後に於て、コンセヅション地城内に於て十五町歩の地区を無債提供することになつてゐた。

かくて第一回植民七家族（五十名）は、昭和四年十月二十七日さんとす丸に便乗して神戸より出港、リオデジャネイロに於て沿岸航路船に乗替へ、通計六十八日を費して、翌五年一月二日現地に安着した。

ところが時あたかも雨季の初めに当り、植民地には既に二十五町歩づつの地区十三個が分劃準備されてゐたとはいへ、植民が此等の地区に入り、その伐木焼払を為すことは不可能であつたから、次の乾燥季まで約半年の間、既記の会社直営農場に於て、植附けられたグアラナーの中間に米作その他の間作を行ひ、また之に隣接して新たに伐木された土地にマンヂィオカ其の他を栽培し各自の食料を収穫することとなつた。

しかも植民中には、少数ながら之に不平を唱ふる者もあり、加之現業地に於ける資金欠乏し、大石より頻りに電信を以て東京の本社に送金を促したるも、本社に資金の余裕なく、かつ大石より以前の経費支出につき何等の報告なかりし等の事由により、直ちに送金するに至らなかつた。而して此等の事情のため、大石は第一回植民到者の翌月、電信を以て辞職を申出たので、会社も詮方なく之に応じ、電信を以て共の旨通達すると同時に、現地社員三石久を大石の後任となし、これに事務を引継がせた。大石はマウエース市の対岸に於て購入せる自己の耕

地に退き、農業自営の生涯に入つた。
斯かる中にも、第一回植民は、五月中旬までの間に、各自の地区に入り、開拓に着手するに至ったので、第二回植民十二家族六十六名は、五月十四日さんとす丸で神戸を出発した。
沢柳専務取締役も同船した。一同リオデジャネイロに於てぶゐのすあいれす丸に、またベレーンに於て航河船に乗替へ、前後七十日の長旅行の後、七月二十二日（トラホームのためリオに残された三名は九月に入り）現地に到着した。植民家族は、現地着後約十日の間に・、殆ど全部サレシの合宿所を引払ひ、各自の地区に入つた。第一回植民の就地した地区は、コロコロジーニョ及ペネイラの二小川の中間に位せるも、第二回植民の地区は、ペネイラとププニャール小川との中間に劃定された。
昭和五年中、拓務書記官北島謙次郎、大使館二等書記官兼領事市毛孝三、ベレーンに出張中の野田大使館一等書記官等が、この会社事業地を視察した。

契約の名義者変更・期間延長

第二回植民と同船して行った沢柳は、現地に留まること若干月、その間に機を見て大石を往訪し、懇談の末、双方とも過去の紛転には一切言及せず、将来アマゾニアに於ける日本人発展の為に相提携して尽力すべきを約し、かつ大石はコンセッション契約の名義者変更に何等異存なき旨を答へたので、同人はアルイジオ・アラウジョ（在

マナオス帝国名誉領事）を、また沢柳はマナオス在住のアントニオ・ボルサを、それぞれ代理人となし、コンセッション契約を個人大石小作より同じく個人沢柳猛雄に移譲する手続を執つた。この移譲契約は一九二三〇年十月十五日に調印せられ、同十九日の州官報に掲載されたが、コンセッション契約を会社名義とせず故らに沢柳の個人名義としたのは、会社のブラジルに於ける営業認可手続き（契約第五条）が、未だ履行されてゐなかつた為である。しかし此の手続未履行のままで二年間のオプション期間経過すれば、契約は無効に帰すべく、而して其の期間は、同年十月十九日を以て満了するので、沢柳は直ちに州政府に出頭して、原契約期限を更に二年間延長を請求し、州政府は之を許可したので、その期間延長契約書は、十月二十日に調印された。なほ此の期間延長契約に於て、特許権者は原契約第九条Ｄに記載せる鉱物採掘に関する優先権を放棄した。

会社の事業および植民の其の後

アマゾン興業会社は、既記昭和五年の第二回植民入植後に於て、早くも事業経営上に破綻を生じた。資金の欠乏に加ふるに、現地に於て事業経営に当るべき適任の中心人物を得る能はざりしことが、その主たる原因であつたと言ふべく、昭和六年に入り、僅かに十一名の植民を二回に亘って入植せしめ得ただけで、植民の渡航は杜絶し、会社の活動は徐々に薄らぎ、数年後には殆ど其の存

在さへ明確ならざる程の状態に陥つた。
会社が斯かる状態であつたから、入植者中には、折角開拓した土地を見拾てて、他に移勤する者があり、何等かの確信と希望とを有する者だけが、踏み止まつて奮闘を続けた。偶々昭和七年に至り後に記す如く、海外植民学校の創立者兼校長であつた崎山比佐衛が、予ねて近傍に講入せる土地に、同校分校を設置し永住するため、渡航し来つたので、アマゾン興業会社の植民残留者一同は、少からざる気強さを覚え、自力更生の大勇猛心を振起し、協和互助の結束を堅くした。
会社の直営として最初に植付けた四万五千本のグアラナーは、その後経費不足のため除草その他の手入れ行届かず、全く荒廃に帰してゐたところ、植民が会社の資産金部を引受けてから、この廃園の雑草中になお残存せるグアラナーに手入れを行つた結集、樹令は既に生産期に達してゐた事でもあり、相当の収穫が得られたので、昭和八年二月林大使がパラー、アマゾナス両州政府を訪問の途次、マウエースに立寄つた際の如き、可なり盛大に行つた歓迎の費用全部は、そのグアラナーの収益を以て支弁された程であつた。
また同年六月植民を始め海外植民学校分校、並にマウエース郡内在住者五十二名を以て、マウエース日本人会が組織せられ、会長として植民地の古参石里喜由、副会長として内山建吉・古川正清、幹事には武富健一・蛭田勝雄・五味国武・吉岡栄、会計係として岡田秀臣・久保

田喜久郎が夫々就任し、崎山比佐衛・大石小作の二元老は、共に顧問に推された。

斯くしてマウエースに残留した邦人の一団は、賢忽不抜能く数年間植民地を死守し得たるも、永く孤立的存在を続けることの不利不便なるに鑑み、在ベレーン領事代理佐藤宣元等の斜旋もあり、昭和十五年三月、アマゾニア産業株式会社に令併して、同社と共に歩むこととなつた。

海外植民学校の分校設立

大正七年四月東京に海外植民学校を創設し、かつ校長として就任したのは、崎山比佐衛であつた。崎山は明治八年高知県長岡郡本山町に生れ、力行苦学して青山学院中学部を卒業し、また同学院神学部および英語専門部に学び、大正二年より五年にかけ南北南米に視察旅行を試み、わが国民を海外に発展せしむる見地より各国の状況を調査し、帰朝後わが国に植民的思想および知識の普及を図るため大に貢献せんとし、渋沢栄一・森村市左衛門・鎌田栄吉・天野為之・島田二郎・浜口雄幸外六十余名の有志者を役員とする海外植民教育会を起し、続いて植民的人材養成のために、東京の西郊世田ケ谷に海外植民学校を創設したのであつた。

同校は其の後昭和四年までに、十一回の卒業式を挙げ、その間三百有余名の出身者と一千余名の関係者を海外主として南米に送るの好成績を示すに至れるを以て、崎山

校長は昭和二年より四年にかけ、再び南米を巡歴し、卒業生等の活勤状態を視察した。その結果として、海外植民学校は将来これを其の目的たる南米に移し、一層有効に教育即ち植民であるべく之が完成を期すべきであるが、これは一朝にして能くする所でないから、先づ其の第一着歩として分校を設立せんとの新計画を立てた。かつ此の時の旅行には、ペルー国アンデス方面よりアマゾン大江を航下し、昭和三年七月マウエースを視察し、その建康地たるを認めて河畔に分校設立に通したる土地を選定し、先づ伊藤松之助、次に卒業生山ノ内登をサンパウロ州より同地に派遣し、土地は他日購入する約束を以て、翌昭和四年九月から開墾耕作に着手せしめた。この土地はアマゾン興業套社の事業本部サレシと植民地とのほぼ中間に於て、その対岸（即ち左岸）に在り、また大石小作の所有耕地より上流約四粁の距離に位し、マウエース河岸に治ふて間口二粁半、奥行約二粁、面積五百町歩で、昭和五年現地視察のため、本校主事今井修一が卒業生字野円治を伴ひ到着した際、七月十九日を以て、売買登記を了り、完全に所有権を獲得したものである。

前佐比山崎

字野は其のまゝマウエースに留まつたが、山ノ内は其

の後別にマッサワーリに耕地を求めて其処に移り、統いて字野も独立し、伊藤唯一人が留まつて農耕を継統せる所へ、当年五十八歳の校長崎山比佐衛が、躬行実践を以て植民の範を示すべく、一家を挙げて移住したのである。即ち一行十名が現地に到着した昭和七年九月に海外植民学校の南米分校は設立されたのであつた。

崎山の到着後、伊藤も亦独立して別に耕地を開いたが、崎山の方には翌八年更に二家族六名が加はり、人員を増すと共に一層の活気を呈するに至った。

斯様にして崎山は一族および校友と共に開拓に従事し、傍ら教育に携はり、校会建設に準傍中であつたが、昭和十四年四月より南部ブラジル並にアルヘンティナに活動中なる多数の佼友を、妻同伴で歴訪すると共に、各地に於て講演をなし、翌十五年四日無事帰還したが、その後病にかかり、予ねて墳墓の地と定めたマウエースに於て、六十八年の努力奮闘の高貴なる一生を終った。時に昭和十六年七月二十四日。

崎山は昭和三年十一月御大典に際し、移植民事業功労者として、内務大臣より賞脾を賜はり、昭和八年十一月十五日には、同様に移植民功労者として、拓務大臣より表彰されるなど、植民教育者としての功労顕著なりしのみならず熱誠なるキリスト者として崇高なる人格の士でもあつた。

アマゾン水産利用の契約

遂に事業着手を見るに至らずして消滅に帰したとはいへ、一邦人がアマゾン大江および共の支流の豊富なる水産の開発利用に着眼し、アマゾナス州政府と契約を結び、わが国に於て一会社を設立せんと企てた事実は、本発展史に之を加へて置くのが適当であらう。

その一邦人とは、昭和五年沢柳専務取締役および第二回植民と共にマウエースに赴いたアマゾン興業会社社員岡忠雄であつた。

契約は一九三一年（昭和六年）七月八日を以て、州政府を代表せる財務監督局長アルマンド・クルース・バルブーダと個人岡忠雄との間に調印、同月十日の州官報に掲載されたもので、全部十三箇条より成る、その第一条に於て、州政府は各種食料缶詰特に魚類・亀類・肉類および果実の缶詰の製造販売に対し、二十年間州税および郡税免除の特権を岡忠雄に与ふと規定し、他方契約者は第一条に謂ふ所の食料缶詰製造の為に厳格に衛生的なる工場を設置するの義務を負ひ（第四条）、第五条に於ては、右工場は契約調印後三年以内に完全なる運転を開始する要し、然らざる場合には、州政府は契約を廃棄と認むることを得との規定が設けてあつた。

岡の腹案では、アマゾニアの資源中、最も早く商品化され得るもの、即ち河中に棲息する淡水魚（就中ピラルクー）を原料とするフィツシュ・ミール（魚糧）、ピラルクーの水煮、ペイシェ・ボイ（牛魚）の大和煮　タルタ

ルーガ（大亀）および果実類の缶詰等を製造し、これをブラジル国内の消費に供する外、なほ広く欧洲・北米合衆国および日本へまでも輸出するのが、その目的であつた。

契約によれば、必しも会社設立を要せず、相当の資本さへあれば、岡一個人で事業を開始し得ることになつてゐたが、岡は資本金十万円を以て、『アマゾン水産株式会社』の創立を企てた。しかし既設の南米拓殖会社・アマゾン興業会社の当時の事業成績に鑑み、資本家はアマゾンの企業につき、少からず遅疑逡巡せる際であつたから、折角の努力も其の効なく、会社創立の計画は失敗に了り、契約も亦水泡に帰した。

因みにパラー州に於ても、南米拓殖会社の福原社長は、江海両水域に跨る下流部の水産業の有利なるに眼を着け、昭和五年中、当時上流のペルー国イキトスに在住中なりし水産技師中島昌二を招聘し、パラー海岸のうちマラジョー島よりヴィジーアに至る一帯を調査せしめたが、同社はコンセッションの土地開発に手一ぱいで、新事業を行ふの余裕なかりしためそのまゝとなつた。中島は翌昭和六年に拓務省の援助を得て漁業調査を続け、その提出せる報告書は、昭和七年四月、『伯国アマゾン河の漁業調査書』と題して、同省拓務局から刑行された。今後パラー州に於て、漁業を企画する邦人のため、参考さるべき一資料である。

なほ序に今一つ記し置くべきは、大正十年中、農商務

省水産技師与儀喜宜が、アマゾニアの漁葉を視察した事である。

アマゾニアの親日家

この外、アマゾナス及パラー両州に於て、個人として農・商・工その他各方面に活動せる邦人少からず、いづれも地方官民により推重親愛されてゐる。

而して日本人に対する人気一般に良好なる中に、特に際立って日本贔屓の人々が多々ある。これ等の人々は概して日本および日本人を理解し、哀心より之を尊敬親愛するのであつて、その友情はしばしば具体的に表規される。

昭和十一年七月二十九日マナオス市に日本協会が創立されたが、その原名　Ｓｏｃｉａｄａｄｅ　ｄｏｓ　Ａｍｉｇｏｓ　ｄｏ　Ｊａｐａｏは、『日本の友の会』を意味し、当時同市在住の親日家が、主体となつて出来たものである。

その会の設立に奔走尽力し、かつその役員に挙げられた一人に、アントニオ・ボルサがあつた。イタリア人であつたが、永くマナオス市に住み、ホテル経営をやつてゐた事もあるので、州官民の各層に無数の知人を有した。殊の外日本人を好み、マナオス市を訪問した日本人で、ボルサの世話にならざりし者は一人も無く、世人は彼れを『日本の民間領事』と綽名してゐた。なほ彼れは日本紹介の為にも大に尽力し、毎年天長節には、同地諸新聞

に交渉して記事・写真など掲げさせ、時には自ら筆を執つたこともあり、また我が鉄道省観光局から、日本紹介の印刷物を多数申受け、それを広く配布するなど、その功労すこぶる顕署なるものありしも、恰いかな一九三八年（昭和十三年）五月二十八日長逝した。

昭和五年、東京市へアマゾニア産のバリグード猿二頭を寄贈したドクトル、ヴィヴアルド・パルマ・リマ（元州上院議員）、多年名誉領事の職務を代理せるペルー人ペドロ・テルモ・バルバなども日本の真友中、特に指を届すべき士である。

アマゾニアの一般住民、なんづく親日家の直接の援助が、邦人発展の上に好影響を与へたことに言ふまでもない。これ吾人が此の一項を本節と加へた所以である。

邦人のアマゾニア視察著

主として事業上の関係から、ブラジル領アマゾニアに旅行し又は滞在した邦人の氏各は、一通り上来記述した史実中に挙げられてゐるが、それ以外にアマゾニアを視察した邦人中・主なる者を挙げて見れば（資格・地位等は概ね旅行当時のもの）、京都合同物産株式会社取締役中井尚次、大阪毎日新聞記者桑原忠夫、『南米富源大観』および『新天地を求めて』の著者難波勝治、ペルー邦字新聞『日秘新報』社長田中重太郎、大使館海軍武官小池四郎少佐、商工省通信員古川大斧、医学者半井朴、『神秘境大アマゾンを探る』を著はした古屋敏恵、『今日のブラジ

ル』の著者八重野松男、古川拓殖会社々長古川義三、掘朋近、土壌学者（宮崎高等農林学校教授）農学博士木田芳三郎（妻同伴）南米拓殖株式会社取締役千葉三郎（妻同伴）神戸商業大学助教授金田近二、台北帝国大学阿部文夫、画家矢崎千代二（養女鳳子同伴）医学博士高木逸麿、拓務書記官山越道三、宮崎高等農林学校長松岡忠一、同校教授農学博士日野厳、神奈川高等女学校長佐藤善治郎、神戸商業大学々長田崎慎治（アマゾニア産業研究所理事）訪伯経済使節団員岩井尊人（昭和十五年十二月没）等等がある。此等の人々も、又アマゾニアに於ける邦人発展の上に、直接間接に寄与する所ありしは、否定し難き所である。

第五章　衛生史

前がき

本来人間は健康であることを常態となす為か、保健衛生が人間活力の根源であるとは知りつゝもともすれば比較的軽視され易い事は事実である。特にそれが生活の消極面であり、且経済的には全く消費部門に属するが故に、時に往々厄介扱ひされる場合さへある。

されば当初出稼地として考へられてゐたブラジルの同胞が、その目的とせる金儲けとは凡そ縁の遠い此の保健衛生に関し、とかく無秩序な情態に放棄されてゐたからとて、何等異とするに足らぬであらう。併し実を云ふと裸一貫を唯一無二の資本となす経済移民なればこそ、一段と此の問題が重要視されねばならなかつたのであるが、何分祖国を遠く離れ、而かも未完成な社会情勢の中にあつて、幾多の錯交せる事情に妨げられ、容易に識者同憂の意を満たし得べくもなかつたのである。

幸ひ中期に至り、帝国政府の援助により在伯同胞の之が中枢機関として同仁会の組織設立を見、爾来先覚有志の至大なる赤誠奉公を中心として、ともかく過去の難道を突破し来ったが、未だ決して其の機能を満足に活用するまでには拡充されてゐない現状にある。

上述の如き実状にありし為に、在伯同胞の衛生に関する史料の如き、至つて粗漏散漫を極め、殊に同仁会設立

以前に於ける状態に就ては、遺憾ながら何等拠るべき資料に乏しきが故に、蒐輯し得たる範囲に於て、以下追次項を改めて其の概況を記述する事とし、最後に結言を併記して此の衛生史に一脈の血流を注入したいと考へる。

第一節　移民船内衛生の回顧

最初の臨時船ー設備の不完全ー大正六年以後ー紛中衛生上の出来事（若狭丸に流行性脳育髄膜炎発生・博多丸以後検疫厳重となる・讃岐丸の麻疹息者・強制隔離および糞便検査・衛生上より日本移民避難・はわい丸にコレラ発生・トラホーム患者の問題）

鵬程一万二千浬、地球を半周したブラジルへの渡航である。

赤道を南に希望峰を迂廻し、その航海日数、往時は実に五十日内外を要した。しかも移民は執れも老幼男女を合した家族づれであり。中には太鼓腹を抱へた婦人さへ稀ならず、全く一社会の縮図的大移動に相違なかつた。気候の激変船体の動揺、時に伝染病の発生等、凡そ此等の事は移民を送出した故国民も、亦移住邦人の子としてブラジルに生れ育った現在の幾多青年等も、恐らくは想像し得ざる特種な海上生活であり、これが輸送の責任者たる船会社・移民業者は勿論、直接その衝に当つた船医・或は事務長・移民監督等の心労たるや、誠に以て只事で

はなかつたのである。

出移民国として知られたイタリア、エスパニヤ、共の他の南欧移民にしても、その移住先は大半南北両米に限られ、本国よりの拒離は僅に十日乃至二週間の航程に過ぎず、以て如何に我が同胞のブラジル移住に対し、関係要路の隠れたる努力が払はれたかを察するに余りある。而かも前記欧州諸国と南北両米とは、古くより航路が開かれてゐたが、日伯間の定期船は中期以後の事に属し、以前は移民を輸送するに当り、臨時船を以てせねばならなかつたのである。斯くの如き実情にありしため、移民の輸送乃至船内衛生に関する苦渋は、我が国斯業者のみに課せられ且味はしめられた所の貴き記録として伝ふべきであらう。

明治四十一年四月初めて第一回移民船がブラジルに航行せしょり、大正二年三月船まで前後十回の臨時船を送り、渡航者総計一万五千二百四十九名を算し、而かも大正二年八月及九月の如きは、各々一千九百名を越ゆる多数の移民を搭載したるに拘らず、その船内衛生は不思議と良好であつた。今は昔の語草として旧き人々の記憶に残る竺戸丸・厳島丸・若狭丸等の諸船は、六千噸級ではあつたが、粗末な貸物船であり、当時として既に老朽に属してゐた。これ等の諸船に生命を託した干教百の同胞が、サントス港に到着するや、庇髪に海老茶の袴、小倉の詰襟に或は背広、それに鳥打または麦わら帽子と云ふ千態万様の扮装で、ぞろぞろ小半日を費して下船上陸し

た異風景たるや、時代なれはこそと顧みらるる一偉観であったと云ふ。

さて斯かる時代の事ゆゑ、船内衛生に対する諸設備の如き、勿論不完全を趣め、特に便所ならびに給水等の不艮不備は言ふも更なり、換気停頓せる薄暗き船艙は二段の蚕棚より成り、板敷に薄縁を敷き、大人一名に対する劃当面積三尺に六尺、十二歳以下七歳までは共の半分、それ以下は宜しく抱いて寝よと云ふ不自由さで、航海五十日内外を忍ばねはならなかつたのである。誰が一人虱でもわかさうものなら、直に社会問題の発生すると云ふ状態で、万般に瓦る医療施設等、誠に隔世の感ある程、往時は貧困であつたのである。

食料に至つては、多くの場合、賄請負制度であつたため、何等衛生的考慮の払はれなかつた事情も伴ひ、随分粗末であった結果、夫れに対する不平から往おう騒動さへ持ちあがり、船内を賑はした。尤も船中生活は、食事以外に用事はなく、運動不足に起因する食慾の滅退、更に隋眠より来る倦怠等がしばしば事を好む雰囲気を成した場合もあり、必しも船会社や賄方のみに其の罪を帰する訳には行かぬと見るを至当とする。

兎に角移民輸送の初期に於ては、概略前述の如き状態であったに拘らず、移民自体の保健は寧ろ艮好で、その後に於けるが如き死亡者を出さなかつた事は幸ひであり、不思議とする程である。高岡専太郎博士の説によれば、これは当時の移民船は比較的寄港地少く、航海日数も多

くて四十五日を出でなかつた為ではないかとの事である。航海日数の長短が、船に慣れざる人体に相当影響を与ふることは事実に相違なく、伝染病に因る以外の死亡が、大抵希望峰を過ぎて大西洋に入ってからサントス港到着までの約二週間に多かつたのを見ても判る所である。

併し左記の二表、即ち明治四十一年より大正二年に至る年度別輸送移民の人員および年令関係と我が同胞の最も多く渡航した昭和三年より五年に瓦る三箇年を対比する時、高岡博士の説に一歩を進めた特種な理由が発見し得らるる様に思はれる。

年次	人員	十二歳以上	十二歳以下
明治四十一年	八〇八人	七九一人	一七人
同 四十三年	九二七	七六〇	一六七
同 四十五年	二、八八〇	二、四一五	四六五
大正 二年	六、九九一	五、六八四	一、三〇七
同 三年	三、六四三	二、七三四	九〇九
合計	一五、二四九	一二、三八四	二、八六五

第二表

年次	人員	十二歳以上	十二歳以下
昭和三年	一一、七七六人	七、五〇六人	三、六七〇人
同 四年	一六、〇〇〇	一〇、六八八	五、三一二
同 五年	一三、五八五	八、八七三	四、七一二
合計	四〇、七六一	二七、〇六七	一三、六九四

即ち第一表は輸送総人員一五、二四九人の中、十二歳以上のもの一二、三八四人を算し、十二歳以下は僅に二、八六五名に過ぎず、その比率は総数に対し一割九分弱なるに、第二表は総人員四、〇七六一人の中、十二歳以上二

七、〇六七人、十二歳以下は実に一三、六九四名の多きを算へ、その割合は総数に対し三割強を示してゐる。同じ家族移民でありながら、第一表と第二表の家族員年令に何故斯かる差異を生じたかの難問は、一、初期の移民はブラジルを出稼地と考へ且斯く欲してゐた為に、その家族構成上に不自然は伴っても、成るべく手足纏ひを避けたこと、二、中期以後に於ては漸次移住の傾向を帯び来り、従つて家長は全員を其のまゝ率ゐて渡航する様になつたこと、の二点に依って氷解出来る事と思ふ。更に之を第一回船笠戸丸の搭載移民一九五家族中、三歳以下のもの僅に八名なりしに反し、昭和四年度に於ける一、七〇二家族の場合は、一、六三一名と云ふ多数を算したるに徴するもその理由は歴然たるものがある。之を要するに、初期移民の輪送が、中期以後に比し、航海中死亡の低率を示したのは、概括的見地からは、人体発育未全の子供が少数であつた為であるとも云ひ得やう。それ故若し中期以後に於ける同様な内容を持つ移民家族が、初期船の如き不備な状態に置かれたと仮定するならば、恐らく意外な結果を示したのではないかと推測される。

とにかく往時の移民船が、その医療乃至万般の設備に関し、少からず遺憾な点が有ったことは事実であり、同時に亦その後に於て、官辺要路の関心、船会社並に移民会社等の経験努力に依って漸次改善され、今日では船内衛生に関する限り、寧ろ渡航者側の留意に待つ所多しとすることも事実である。

移民船内に於ける回顧的衛生状態は、概略上の如きものであつたが、最後に大正六年以降移住熱頓に旺盛となり、今日まで十七万人近い同胞をブラジルに輸送せる期間に、船内に発生した悪質伝染病のため、特に惨害を蒙つた諸船並に之に対する関係責任者の奔走を採録し、以て隠れた昔日の苦難を発展史中に伝へたいと思ふ。

一、大正七年四月、移民千八百名を搭載して神戸を出帆した若狭丸は、航行旬日を出でずして、恐るべき伝染病即ち流行性脳脊髄膜炎の発生猖獗を見、羅病者算なく、死亡者亦続出して、惨状目も当てられず、為にシンガポール碇泊を余議なくせらるゝこと二十四日、一時は本国へ回航の電命に接したる程なるも、幸ひにして漸次終息、そのまま航海をつづけ、神戸出帆より実に八十四日を費してサントス港に投錨した。航海中の死亡者五十三名、更にブラジル近海内に於ての死者を収めたる八個の棺および船艙の一隅に遺されたる死体一個、これは某県人の水葬を忌みて共謀隠匿したるものにして、死後二日を経過せるものゝ如く、腐臭鼻をつき、さなきだに陰暗たる船艙の一隅、鬼気人に迫るを覚えたりと云ふ。この隠匿された死骸につき、当時親しく同船に臨みたる医師高岡専太郎の手記に曰く、「何人も只眼を背けるのみにして、之を処理せんとするはなく、余はあまりのことに勇を鼓して、同行の翁長助成氏を促して助力を乞ひ、漸く以て之が処理をなしたりき。同航の同郷故旧は更なり、

肉親すら此の惨憺たる死骸に一瞥を与ふる事なく蒼惶として上陸、その有様恰も戦場に於て累々たる戦友の死屍を踏み越えつゝ只管目前の敵に驀進する戦士を彷彿せしむるものありき。余等は作業後人無き静寂の船艙内に於て沈思し、而して何たる陰惨なる人生ぞやと無量の感に我を忘れ、少時茫然佇立するのみなりき。こは我等の脳裏に永久忘るゝ能はざる移民船若狭丸の一事件なり」云ぬん、以て当時の惨状を想起するに足る。

二、次で翌大正八年一月船博多丸も同じく脳脊髄膜炎の発生並に麻疹の猖獗により死者三十六名を出だし、為に同船は三月十七日リオデジャネイロ港の西方約六十浬に位するイリャ・グランデ島の検疫所に回航を命ぜられ、八日間留置のうへ、移民中の患者および其の家族百余名は同所に収容せられ、他は上陸を許されたが、羅病者の全癒上陸までには二箇月を要した。我が移民船の留置、患者の隔離収容は本船を以て嚆矢とする。これが起因となり、同年三月伯国政府は当時の移民取扱人代理人並に船会社に対し『今後アジア諸国より入港する船舶は、その航海中伝染病の有無に拘らず一応必ずイリャ・グランデ検疫所に廻航すべし』との命令を発した。

三、上記命令に従ひ、大正八年五月移民七百九十七名を搭載した讃岐丸は、直接同島に赴き、留置三日の後、麻疹患者および其の家族一百名を残してサントス港に向つ

た。同船は南アフリカを路て大西洋に入るや麻疹発生し、小児の水葬に付せらるる者十一名に及んだ。また検疫所に収容された患者三十五名中、三十二名は麻疹患者で、他の伝染病にかかれる者なく、二箇月にして無事上陸したが、かく麻疹患者のみの為に、一々同島に留置さるることは、船会社の損失莫大なるのみなはず、移民に与ふる精神的不安甚だしきものあるを憂ひ、堀口公使および当時サントス市に在りし移民組合代表者その他の斡旋尽力により、上述の命令は撤回され、爾後検疫所回航は、他の伝染病にかかれる者ある場合に限らるゝ事となつた。

四、大正九年以降十二年末に亘る四箇年間は、欧洲戦後の余波を受け、日本財界の影響等に因り、比較的渡航者も少なく、その数僅に三千八百七十名に過ぎず、船内衛生も亦可良であつたに拘らずブラジル国内に於ける複雑なる政治的関係により、日本移民に対し、時に好ましからざる方向を辿り、やゝもすれは移民衛生に飛火する傾向の存したことは注目すべきであらう。即ち大正十三年九月二十三日、ブラジル農業連盟（Ａｓｓｏｃｉａｃａｏ　ＲｕｒａｌＢｒａｓｉｌｅｉｒａ）は、その定例週会に於て、「目下日本には　脳脊髄膜炎流行せるを以て、ブラジル国に該危険の及ぶを考慮し、此の際日本移民の入国を無期禁止するやう中央政府に建言すべし」とのジョゼー・プロコピオ・フェラース提案を採択決議するに至った。併し幸にして連邦政府は之を容れざりした

め、日本移民が引続き渡航する上には支障なかりしも、同年十二月日本出発のまにら丸へ翌十四年二月十五日サントス入港）に対しては、検疫厳重を極め、脳脊髄膜炎患者一名（船医は之を日射病と診断す）が発見せられ、同船移民七百四十名全部は、サンパウロ市移民宿泊所到着後、強制隔離の上、予防注射並に糞便・唾液等の検査を施行され、健庚支障なき者より順次耕地へ配送せられたが、中には滞留一箇月に及べる者もあり、移民会社の狼狽苦辛は言語に絶した。また此の糞便検査の結果、図らずも寄生虫保有者が多数発見せられ、その後移民船毎に検便を実施さるるに至ったが、甚だしきは移民の八五％が寄生虫若しくは虫卵の保有者であつた事さへあり、且その種類の如きも十二指腸虫を始め、回虫・条虫・蟯虫および東洋毛線虫、その他、伯国に絶無とされたパラゴノミナーゼス（肺ヂストマ病）等、甚だ好ましからざるものが有ったため、時のサンパウロ州衛正局長パウラ・ソウザは春日総領事代理に対し、厳重なる警告を為し、爾後特別の注意と保虫移民の輸送禁止を要望し来ると同時に、此の寄生虫多き日本移民の入国禁止方を内密に当局へ進言したとさへ伝へられたが、幸に表面化するに至らなかつた。併し此の警告以来、その後の移民にたいしては、我方に於ても出発港滞在期間又は航海中、寄生虫の駆除につとめ、且チブス、コレラ等の予防注射をも実施する事となつた。

五、我が移民の衛生状態とブラジル国内一部の事情とが結び着き、一時は相当悪化の傾向を来たした。即ち大正十四年九月、東京および横浜地方にコレラ流行の報道に刺戟された結果、同年七月二十三日神戸より出航せるまにら丸の着伯に際し、検疫は特に厳重を極め、またリオデジャネイロ及サンパウロの諸新聞は、日本移民の渡来を以て、恰もコレラの襲来とするかの如き誇張記事を掲載した。斯かる事情の為か、時のサンパウロ州農払長官ガブリエール・ドス・サントスは、同年九月十六日附を以て『日本に於けるコレラの流行に鑑み、別命あるまで移民の渡来を禁止す』との通牒を発したが、田付大使・春日総領事代理並に移民全社代表山田揚之助その他の尽力により、右禁止はサンパウロ州政府補助移民に限定され、自費移民には之を通用さざることとなり、遂に難なきを得たが、当時は恰も連邦下院議員フィデリス・レイス提出の法案をめぐって、『黄色移民禁止』論の台頭せる折柄とて、錯綜せる政治関係と結びつき、頗る厄介な問題となつてゐた。

六、大正十四年十二月サントス入港のはわい丸移民中に、初めて多数のトラホーム患者が発見され、爾来今日に至るまで、ブラジル側の移民衛生に対する最大関心事となつた。越えて昭和三年三月の同じはわい丸（移民七百八十名搭載）は、シンガポールよりコロンボに向ふ途上、不幸コレラの発生を見、多数の罹病者および死亡者

を出したので、直にシンガポールまで引返し、同港外の島に停船、英国官憲の防疫を受くること一箇月、その終息を確めて再びブラジルに向け航行を続けた。罹病者総計五十二名中死亡十七件あり、流行最盛期に於ては、唯一人の船医が過労のため先づ倒れて病床の人となり、一時は大なる脅威を全員に与へたが、コレラ終息後の経過は頗る員好で、シンガポール、サントス間に於ては、僅に二名の死亡者を出したのみであつた。この好結果を斎したのは、消化器伝染病の予防観念としての食事摂生を、一同が期せずして行つた為であつたと云ふ。

七、昭和三年十二月下旬神戸発航の鎌倉丸並に翌四年一月下旬発航の備後丸は、悪質トラホーム患者を搭載したため、前者は十三名および家族員二十五名、計三十八名の上陸不可能となり、後者は患者六名の日本送還と云ふ悲事を招来した。

一九二三年（大正十二年）十二月末日附防疫令第一六、三〇〇号第九四二条に示された『寄留地に於て加療しうる資力あるものは上陸を許可す』との規定も効を奏せず爾来、トラホーム患者は絶対に入国を禁止される事となつた。蓋し斯くの如きは、我が移民事業に多大な障碍を来たすものとして憂慮された結果、其の後に於て関係者が其の改善に努力したため、平穏なる正常状態に復するを得た。

以上に依って、鵬程一万二千浬を雄飛した同胞の船中

に於ける心痛ならびに関係筋の並々ならぬ苦辛を想像し得て余りあることと思ふ。

第二節　環境の推移と一般衛生状態

初期移民の生活環境ー珈琲耕地と其の医療施設ー耕地移民の衛生情態ー独立後却って不良化ー平野植民地の特 例ー中期以後の一般邦人の衛生状況ー主なる疾病ー邦人衛生団体ーポストー在ブラジル邦人医師その他。

在ブラジル同胞の衛生状態に関しては、既記の如く、何等系統立った資材なく、比較的憑拠し得べきものと上ては、僅にイグアペ植民地およびブラジル拓殖組合の移住地ならびに同仁会の部分的記録に渦ぎない。従って初期移民の衛生状態は、その生活環境を概述し、更に移動と共に発生した風土病に及び、以て一般を推測する外ないのを遺憾とする。併し、広汎なる地域に散布せられたる一般同胞の保健衛生が、前配諸移住地の在住者に比し、相当不良であったことは、想像するに難くない。

明治四十一年第一回移民をブラジルに送って以来、輸送回数三百有余に及び、人員裕に十八万を突破してゐるが、此等移民の九割七分は所謂耕地移民であり、必ず或る年月を珈琲園に過ごさねはならず、又実際過ごしたのである。従て耕地とは如何なるものかと云ふ事に先づ認識を持つ必要がある。

統計に依るまでもなく、日本移民の集注したサンパウ

ロ州の農業が、その政策に基き梢々多角的となつたのは極めて近年の事に属し、我が移民の大部分が渡伯した時代は、完全に珈琲の栽培を専業としてゐたと云ふてよい。耕主は正に一城の主であり、幾百町歩乃至幾千町歩を領有し、これに十数万乃至数百万の珈琲樹を栽培してゐたのである。さればサンパウロ州に於ては、当時中・小農の存立稀れにして、日本で見る農村と云ふものは考へられなかつた。　ー　この点面積的には今日なお然りとなす　ー。而して此等の耕主は、勿論各々経済事情を異にし、また耕地経営の上にも多少の相違は認められたが、通則として、如何にして己が利益を収めんかの一点に変りはなかつた。従つて費用をこそ要すれ、直接耕主に利益を与へざる衛生が多く顧られざりしに不思議はない。まして我が初期移民の時代は、奴隷解放後僅に二十数年を経たばかりで、鞭打つて開拓した耕主連の存在亦稀れではなかつた。

成る程中期より欧洲移民の社絶と其に労力の欠乏を招来し、為に耕主は移民の優遇を余儀なくせられ、緒条件の改善を計つたとはいへ、これとて経済原則を出た訳ではなく、常に収支相償ふ程度に限られたものであつた。移民側から見ると健康に自信ある家族は、衛生条件の優劣よりも、寧ろ金傭けの多い方を選んだであらうし、また子供連れの家族は、先づ教育や医療関係に重きを置いたに相違ない。而して渡伯後、予め会社の選定せる耕地に入り、その契約年限たる一年若くは二年の期間終了後

は、勿論去就ともに移民の自由であつて、或は他の耕地へ転じ、或は土地を購入して独立するもあり、更に都市に移った者もあらう。併し在伯同胞の殆ど全部が一旦は兎も角移民会社の斡旋に依って、その指定耕地に入った以上、此等数多き耕地の衛生につき、一歩進めた記述を必要とする。

由来ブラジルは農本国であり、今日でこそ資本主義的傾向顕著となり、それが基因となつて利潤比較的少き土地を顧みる者なく、一路その方向を都市に転ずるに至ったが、珈琲全盛期に於ては、凡ての経済は専ら之に依存する状態にあつた。

従って必然的に州政府も耕主の権勢に押され気味であったと云ふよりは、寧ろ其の中心勢力が耕主の手中にあったと見るを妥当とする。斯かる政情にあつた以上、移民誘入に関する外交等も耕主の利害を度外視してはまったく不可能に近き実情にあつた。それ故これ等有力耕主より其の取扱ふ新来移民の配耕を要求された場合、移民会社としては、時に欲せぎることありとも、之に応ぜねばならぬと云ふ苦衷が多々あつたに相違ない。その苦衷とは思ふに是等の耕地は必ずしも移民側に取って諸条件が有利でなかつた為か、契約年限終了後は勿論、それ以前に於ても、合法的退去若くは夜逃を敢行する家族さへあつたからである。しかも移民会社は絶えず新来者を以て之が補給に備へねばならなかつた。凡そ同一耕地に在って不断に移民家族が移動すると云ふ事由は、配耕された

移民が新来者であり、事情不案内のため、他により良き耕地があらうとの移り気または誘惑から斯くあらしめた場合もあらうが、他面耕主が何時でも会社から移民の補給可能なりとの考へから、移民に対する諸条件に手落の点があつたとも言へるが、この場令衛生方面のみ可良であつたとは考へられぬ。如何に労力不足の時代でも、移民側に有利妥当な耕地に於て、曾て共の不足を見た事はないのである。即ち移民会社が移民を供給した諸耕地は、たとへそれが大乗的方策であり、否感謝に値すべき苦衷であつたにせよ、大体に於て好条件を伴ってゐたとは推測出来ぬ。其して然らば此の事実は新来同胞の衛生上にも可なりの影響を与へ来つたとするも不当ではなからう。

さりながら比に功罪を問ふのではないが、今日まで移民会社が其の責任を有する配耕移民は勿論、既に無関係となつた一般在留同胞に対しても、曾て会社の取扱ひに依って渡伯せる者であるとの良心的立場から、三十年終始一貫して、その保健衛生は勿論、万般の世話に強大なる努力を払ひ来った点並に会社の現地に於ける職員、例へば明穂梅吉・坂元靖・平山惚太郎を始め、その他の諸員が十年・二十年或は三十年の久しきに亙り、この困難なる移植民事業に携はり、時に其の職責を越えてまでの労を惜しまざりし功績は、我が移民史の続く限り忘るべきでない。会て平山は、『宮腰さん（現海外興業会社伯国支店長兼サンパウロ日本病院理事長）は、病院が赤字で困ると頭を抱へてゐるけれど、病院が繋昌されては僕が

たまらぬ。入院する奴は大抵僕が知つてゐるからね、それ見舞だお悔みだと、月給の大半は吹つ飛んで仕舞ふのだよ』と、述懐したことがある。

以上に依り、耕地移民の衛生事情を知るための概括的輪廓を略述したが、更に一歩を進めた実情と同仁会設立以前に於ける彼等耕地移民が、原始林開拓に着手した当初の苦酸とに及ぶ事とする。

金の成る木を求めた我が同胞は、家族を連れて兎も角二大洋を乗り越え、サンパウロの移民宿泊所に入り、所内で税関の検査・荷造り・移民局の調べ・配耕の諸手続、更に会社員の緊張・興奮など、徹宵の大混乱が終ると、一週間内外にして、是等の移民群は順次幾つかの一隊となつて、それぞれ契約耕地へ出発する。日本全国から集り、而かも船底一枚下は地獄である永き杭海を統け、漸く親しくなつた頃、是等移民は再び相会する機ありとも計られぬ西と東に別れ行くのである。『御機嫌よう、達者でね』と、実に千万無量の感慨であらう。斯くて近きも数時間、遠きは十数時間、汽車に揺られて愈々耕地に著く。

さて耕地はどんな所か、位置から云ふと駅近い所もあるが、大抵は二、三里遠きは四、五里も離れてゐる。これは前にも述べた通り、大地主の耕地が互に境してゐるからで、他の耕地を通過する場合は、一々その許可を得ねばならぬ。今でこそ奥地へもバス道路が開通してゐるが、昔の交通機開は、乗馬か荷馬車、さなくば徒歩の外

はなかつたのである。病気をした時はどうするか。日本人医師の診察を受くるなどは思ひもよらぬ所であり、田舎町には外国人医師は居ても、何分言語は通ぜず甚だ不安である。耕地に依っては契約医と云ふものがあつて、時々やつて来て一通り移民の住家を覗いて行く。さしたる病気でない場令は、この契約医の巡回日まで待てばよいが、急病の間には合はぬ。それでも契約医のある所はまだよいとして、それさへ無き耕地では、是非とも町医の臨床を仰ぐか、自ら出掛けるか、若くは通訳さんに頼んで、駅の薬店へ容態を説明してもらひ、薬を買う外はない、この様に不自由な結果、自然移民は各自健康に注意する様になり、特種伝染病の場合を除き、案外衛生状態は良かつたと云ふ事である。地方に医師が少く、また一般耕地移民の経済が、負担の過重を許さぬ状態にある為か、比較的田舎の薬局は発達しており、一通りの診察は勿論、大抵の場合は売薬で間に合ふ。それに耕地通訳等は、絶えず移民の為に斯うした仲介に立つてゐる関係から、一応家庭薬医学程度の智識と経験を持ってゐるので、耕地衛生は移民自らの注意摂生と通訳並に薬局の合作から成ると見るべきであつた。勿論町医の往診も可能であるが、移民に取っては負担が過重な所から、実際には縁遠い有様である。併し幸ひにもブラジルには旧教関係の慈善病院が各都市に存在し、欣んで施療患者を収容するので、万一の場合は其のお世話になるを常とする。また地方の慈善病院で不満な時、若しくは都合の悪い際

は、サンパウロ市の大慈善病院の厄介になる。これは非常に大規模な且設備の行届いた病院で、日本移民の入伯以来、三十年の今日まで同胞患者の絶えた事がない程、恩恵を蒙つて来てゐる。

数字的な説明は出来ないが、過去に於ける我が耕地移民の衛生状態は、左記の理由に因り、その施設の不備不完全に拘らず、或は想像する程不良ではなかつたかに察せられる。

一、珈琲園地帯は古くより開かれて居り、従って原始林地帯の如きマラリア其の他の風土病が少かつた事

二、耕主としても、移民家族の保健・衛生が不良化することは、労力の低下を来たし、耕地の損失となる事ゆゑ経済の許す限りは、之が防止に努めた事

三、初期移民家族は船内衛生第一表に示した通り、十二歳以下の子供が至って少く、此較的体力旺盛な者のみであつた事

特に第三の理由は、初期移民それ自体の衛生問題に関係あるばかりでなく、是等の移民先駆者は後に耕地通訳或は監督更に稀には支配人ともなつて、我が移民の後続部隊に夫々の経験を提供し、有形無形に役立って居るのである。

耕地移民の生活環境から推測された衛生状態は、大略上述の通りであるが、さて是等移民が愈々耕地を離れて

自立し、借地・歩合作或は土地を購入して独立農となるや、環境の推移と共に、一般衛生状況は意外な不良化乃至悪化を見るに至った。大正五年新たに移民入国の協定が成立し、翌六年の若狭丸に至るまで、在伯同胞の数は約一万五千人を算し、その大部分は勿論リベイロン・プレトを中心とするサンパウロ州内の珈琲園に在耕したのであるが、大正二年の頃より、彼等の一部は共の経験と若干の蓄財を以て、独立自営の方向へ進出を企つる様になつた。すなはち其の主なるは所謂三角ミナス地方の米作であり、またノロエステ線奥地の原始林開拓であつた。三角ミナスは故滝沢仁三郎・富岡漸などの先達で、リオ・グランデ沿岸に数百家放の借地或は歩合耕作者が盛に米作を行ひ、ノロエステ線に於て集団的開発に当つたのは、平野植民地並にビリグイ植民会社の土地を購入した一団であつた。何故に是等進出者の衛生状態が悪化悲惨を極めたか、その原因は甚だ簡単で、之を要するに、開拓地に対する衛生上の知識・経験並に独立資力の不足に禍された結果であつた。

即これまでの耕地生活に比し、一層不利不便な未開発地に於て、曾て経験せざりし風土病マラリアの発生、これに対する予防或は治療の無知識、資金過少による住宅の不備或は営養の不良等、凡ては開拓先駆者の動もすれば味はねばならぬ災害であつた。特に此の時代に於て開拓者の一様に苦しめられたのは何と云ふてもマラリアであり、当時最も多く此の災害を蒙つたのは平野植民地で

あらう。左に同地の元老山下永一の迫憶談を掲げ、往時を窺ふの資料とする。

私は大正四年の十一月入植したのですが、こえて五年の一月から、マラリアが発生し、最初に亡くなつたのが高知県人弘田千代太さんの実姉でありました。各家族から一戸当り二百レイスの香典を私が集めましたが、合計十六ミル四百レイスと記憶して居ります。つまり八十二家族居た訳です。同年二、三、四の三箇月が最も猖獗を極め八十二家族全部寝こんで仕舞ひました。皆寝てゐるので埋葬にも困ると云ふ状態で、実際今から思ふても身ぶるひが致します。五月に一括して死亡届を出したのですが私が書いたのが五十三人、皆で八十人位あつたと記憶します。匠者の診断書にも金が要るので、二人の保証人によりブラジルの投所及び総領事館へ届けを受附けて貰ふことに取計らひました。四百名余の中、八十人も死んだのですから、中には両親を失つた子供などもあり悲惨でした。平野さん（植民地創設者）も一同ふるひました。「オイ、山下、マレータと云ふものはよいものだのー、汗をかいた後の気持のよいこと」など云ふて居られましたが、倒れて行く移住者を見ては、心中気が狂はんばかりでした。植民は平野さんを非常に力に思つて居りまして、寝て居ても毎日各病人を見舞ふ其の足音が近づくと、急に元気が出たものでした。五年の六月頃でしたが、共同で蒔いたセッカ・フエイジョンが一俵ほど取

れ、その分前だと云ふて石抽缶一杯載きましたが、今でも忘られません。全く食ふものとてなかつたのです。それから翌六年の三月には、初めて多少の米が取れました。しかし其の年の十月には植民も四散して三十家族に減じまして平野さんも全く断念の外なく、皆を呼んで植民地退去を命じました。「オイ山下、お前も出んかい」と云はれましたが、私は最後の一人となるとも死守する積りでした。

当時畑中仙次郎さんや福川薩然さんも、また今チエテに居る平野　さんの令弟榛葉さんなども居られました。平野さんが植民者に退去を宜言したに拘らず、皆頑張ったのは意外でありました云々。

移民初期に於ける衛生状態は、大体以上に依って推察する外はないが、中期以後に於ては、時代の推運と共に交通の便・報道機関の活溌・伯国当局の関心・更に在伯同胞の衛生機関たる同仁会の設立等により、昔日に比し一段の改善を見たことは勿論であるが、元来保健衛生の事は、在伯同胞各自の強力なる自覚と外部的施設の完備とが相伴ふて、初めて万全を期待し得るのであつて、この点未だ甚だ遠しの感なしとせぬ。

以下順を遂ふて、中期以後今日に於ける一般邦人の衛生状況を概述する。

マラリア

湿地開発・密林開拓等には、殆ど附属物の様に思はれる此のマラリアに対しては、医学上その予防乃至治療等は判然解決せられて居るに拘らず、移住者の無自覚並に経済上の無理から今なほ内奥地に於て之に侵さるゝ者必しも少ないとは云へぬであらう。曾て一九二五年より二六の両年に亘って、当時最も之が猖獗を極めたソロカバナ線オウリーニョス駅附近及シャヴアンテス一帯を調査した同仁会の報告に依れば、総家族数百六十四戸の中、実に百四十四戸はマラリア患者（人員五百五十五）を有し、僅に二〇戸だけが其の惨害から免れたのであつた。而して其の罹病率は実に六一％余に上り、これが治療に莫大なる費用を費したにも拘らず、全快僅に六十八名で、死亡者四十三名を出したが、内九名は大人、他は皆小児であつた。

なほ同年五月ドウラデンセ及パウリスタ両鉄道沿線の耕地二十三、植民地二、家族数三百二十六戸・人員千三百十九名につき調査を行った結巣は、罹病者七百六十名すなはち六六％の高率を示した。併し死亡は幸ひ十六件に過ぎなかつたが、以て其の流行の程度が察知し得られる。以上は中期以後に於ける最も猛烈を極めた実例であつて、今日は斯かる状般から完全に離脱し、マラリアより来る恐怖惨害は、過去の歴史を繰り返すこと無きに至った。

伝染病

年により移住地に発生する伝染病に腸チブスがある。併し今日では其の予防・治療等完全なる上、早急に罹病者の隔離をも行ひ得られるので、昔日の如く「ブラジルのチブスは罹つたら死ぬ」などの事はなくなつた。また其の流行・伝播区域も、防疫陣完備のため一局地に限らるゝ現状にあり、各地に発生の度数も漸減の傾向にある。天然痘および森林黄熱柄の如き恐るべき伝染病も年に依ってはまれに発生を見、最近一九三四年末より一九三五年の初頭にかけ、ノロエステ各地に黄熱病類似の病気が続出したが、これも防疫の処置宜しきを得、大した蔓延を見ずして終息した。アメーバ赤痢は、耕地就労者等をして入伯に対する一種の洗礼の如く思惟せしむるほど普遍化して昆り、何人も恐怖せざるに至ったが、併し斯病は罹病者が多く、またマラリアと同じく、ブラジルから全然その跡を絶った年とては無かつた。その他主として新来者の幼小児に於て高き罹病率を元し且死亡率最も高き細菌性赤痢は、地方医局小児科患者の大部分を占めて居り、これは研究の余地なほ甚大なる問題とされてゐる。

十二指腸虫

これは内奥地および都市を併せて、在伯邦人の殆ど六・七％、地方に依っては其の子供の九・〇％が侵されてゐる。曾てイグアペ植民地の故北島医師が、之を黙視

するに忍びず、一書を檄してサンパウロ州政府に迫り、遂に州政府は此のため同地帯に専門医を派遣したところ、その実状北島医師の進言に違はざりしにより、これが駆逐撲滅策を講ずるに至つた。この寄生虫問題に関しては、一九二七年京都帝国大学教授藤浪鑑区学博士一行がブラジルを視察せる節も、地方在住邦人のため、その対策樹立を強調し、また一九三〇年に訪伯せる伝染病研究所の高木逸麿博士も、同病につき示唆する所があつた程である。斯病は其の血行に障害を起し、極度の貧血に陥らしめ労働能率を痛く低下せしむるのみならず、身体の抵抗力を弱化し、他の疾患に罹つた場合、これを急激に悪化せしめ、更に余病併発の誘因ともなり、なかんづく現時ブラジルの農村に浸潤しつゝある結核性諸病の前駆症となる等、相当留意を要する厄介な寄生虫である。

肺結核および結核性諸病

近時特に農村に在住する壮年および青年期の人の間に目立つて侵入して来た。労働および精神的過労・性慾的不摂生・対人的感染等その原因は数多あるが、十二指腸虫によつて誘発される場合が最も多いとされてゐた。また気候風土に不慣れなためや、粗食特に日本式料理で脂肪分の少い食事を摂ることも関係があるらしく更に婦人にあつては、産後の無理・不養生等に遠因がある様である。これが予防撲滅に関して、近時伯国官民ともに重大関心をもち、「肺結核撲滅」をスローガンとする諸種の団

体・貧困者のため斯病患者救済を目的とする幾多の諸団体・諸機関が改立せらるゝに至つた。在伯邦人間に於ても、有料無料の療養所が設置せられ、施療機関も各地に備はりつゝあるが、今後人口の増加と共に、斯病も当然増加するものとして考慮を払はねばならぬであらう。

精神病

ブラジルは家族を率ゐて移住せる所ゆゑ、在伯邦人中に此の種患者は必しも多いとは思はれぬが、それでも家庭の不和・郷愁・経済状態の不如意・脳梅毒或は遺伝等の原因により、これ等衷れな廃人の数は、迫憾ながら相当数に上る様である。昭和十四年九月サンパウロ市郊外ジーケリー癩病病院に収容中の患者七千人の内、邦人患者が百八十五名あり、その性別は男六割・女四割であつた。なほ同病者は年々増加の一途を辿る傾向にあり、サンパウロ市警察署などにも、保護留置の絶ゆることなき現状である。せめてこれ等狂へる邦人位は同胞の手に依つて救済保護を加ふべきではないかと思はれる。

トラホーム

一種の不潔病であり、非文明人に最も多いとされてゐる此のトラホーム患者が、在伯同胞特に農村地の住民に多いことは甚だ以て遺憾千万である。勿論伯国人その他各国移民中にも之なしとせぬが、日本人に最も多いことは事実である。州衛生局に於ても、マラリア、アメーバ

赤痢、チブス、十二指腸虫、フェリダ・ブラヴア等々の諸風土病と共に、農村疾病の主なる中に数へ、その撲滅に力を尽してゐるが、仲々容易の業ではない。勿論邦人社会に於ても夙に此の事に留意し同仁会を主体とするトラホーム撲滅対策は、現時各地に於て実施されて居る。『トラホーム撲滅講習会』が即ちそれで、小学校教師・地方医局員・青年会員等に呼びかけて、年末巡回講習および検眼治療を行つてゐる。これが起原は曾て大正十四年、時の同仁会医師高岡専太郎が、ノロエステ線プロミッソン駅にチブス予防注射のため出張し、各地巡察の結果、意外にも邦人児童に多数のトラホーム患者あるを発見し、帰来これが治療撲滅の緊要を力説したに始まる。

上記プロミッソン駅上塚植民地に於ては、上塚周半翁・同地医師松谷正治・鈴木季造等が発起人となり、ノロエステ線各地に案内状を発し、同年十二月十三日ノロエステ線トラホーム撲滅第一回相談会をリンス市に開き、翌十五年一月下旬、同仁会医師の派遣を得て、トラホーム講習会をプロミッソン駅に開催する事を決議し、之を同仁会に請願したところ、同会理事者は之に対し甚だ冷淡なる回答を与へ、発起人一同の憤懣を買ふに至った。然るところ、大正十五年一月下旬田付七太駐伯大使が偶々所謂八五低資（邦人珈琲栽培者への八十五万円低利資金こと）問題の要務をも兼ね、在サンパウロ総領事赤松裕之と共に、ノロエステ線巡回のみなぎり、各植民地の邦人小学校を参観し、通学児に多数の眼疾者あるを目

撃し、更に前記鈴木季造より惨状具申の結果、大使の容るゝ所となり、遂に補助金下付を見るに至った。斯くて第一回トラホーム講習会は、講習生六十数名の多数を得て、プロミッソンに催さるゝ事となつた。此のノロエステ線トラホーム撲滅講習会が、地方に於る同講習全の濫觴ともなり、かつ同仁会を刺戟して、在伯同胞の発展せる各鉄道沿線に一般的に普遍化するに至った。なほ同仁会は一九三七年州衛生局と協力し、サンパウロ市にトラホーム技手養成講習会を開催し、各地より派遣せられたる数名の講習生は、これに依り夫々「トラホーム技手」の資格を許与せられて、出身地方のトラホーム治療に公然従事する事となつた。

都市生活者は別として、地方に於ては、その根絶殆ど不可能事とさへ考へられ、事実今なほ所に依っては、一部落の七・八％まで同患者を見る有様であるが、多年の努力は確に其の功を奏し、十七年前高岡・笹田の両医師が巡回診療をなせる当時に比すれば、この忌はしき罹病者は著しく減退し、かつ全治の件数も逐年増加する状態である。

フェリダ・ブラヴア

本病は学名をライシュマニオーゼと云ひ、ブラジルでは更にライシュマニオーゼ・アメリカナ、ウールセラ・デ・バウルーの二名称を附してゐる。併し通俗的にはフェリーダ・ブラヴア（頑強なる潰瘍の意）と呼ばれ、

原始林開発の当初のみに限られて罹病者を見る所から、一に森林梅毒とも云ふ。都市および既開拓地には絶対になく、この潰瘍は原始林中に生息する特種な微虫に依って人体に媒介されるとのことで、特にサンパウロ州に多く、夏期より秋にかけて多く発生する傾向がある。一種の腫物様潰瘍で、時に疼痛を感ずるものもあり、罹病期間が比較的長い。往時は之に対する良薬がなかつたが、今は根治薬が発見された。人命に殆ど関係はないが、仲々うるさい潰瘍である。ノロエステ線及ソロカバナ線奥地の開拓初期に於ては、相当多くの罹病者を見たが、現在は漸次跡を絶つに至った。その媒介虫は多く夜間人家を襲ふものと想像され、その飛揚力は二、三百米程度のものらしく、従って住宅の位置を森林より同距離だけ離して建築すれは、その危険を避けられると云ふ事である。

邦人衛生団体

同仁会を除き、未だ其の規模に於て又その内容に於て誇るべきものはないが、在留民の一部に於ける熱意と力に依って生れ出でたる若干の衛生団体がある。その主なるものを左に略記する。

▲療友会　昭和六年（一九三一年）九月十六日カンポス・ド・ジョルドン在住邦人を中心として創立せられ、サンパウロ州内、中央鉄道線ピンダモニャンガバ駅より西

北に位置するアベルネシア町に所在する同会は同地が結核病患者の療養に好適せるため、建設せられたもので、その療養舎は有料無料の患者を収容する。

現会長林田久七、顧問高岡博士。

▲リンス互助愛善組合　一九三二年三月二十七日創立、組合組織にして現主宰者安田貞喜、目的　は主として地方羅病者の出市受診・宿泊・医師の招介・医療手続　等の便を計るにある。

▲人類愛善会聖市分会一九三〇年二月開　設、一般医療の相談・患者の宿泊および療養等を目的とする。

▲互生会　会員組織にして会長は高岡専太郎医学博士である、会員は博士により、実費診療・薬品の実価分譲・一般療病相談を受ける。なほ同博士は多年の念願たる十二指腸虫の撲滅・肺結核患者無料診察並に投薬と、更に此等施療患者のため、サンパウロ市郊外に療養所建設の具体化中。

ポスト

これはサンパウロ州衛生局の施設に属し、農村地衛生の見地より、医師なき諸地方にＰｏｓｔｏなる医療機関を設け住民の衛生相談・有料無料の診察並に投薬・或は無料トラホーム検眼および其の治療・殺虫剤の配布・キニーネ薬の分与・チブス・アメーバ赤痢に対する無料予防注射・強制種痘毒蛇血清および狂犬予防血清の配布等を実施してゐる。

このポストは、場所にもよるが、大抵その地方々々で請願すれば、事情調査の上、州政府に於て之を設置し、衛生局直接任命の医師一名および助手等が其の衝に当る。また近来各郡の衛生課に於ても、地方より年一、二回防疫監吏を派して、井水の良否・下水および溝の清潔等、各戸の巡視を行ひ、豚舎、鶏舎に至るまで懇切なる注意を与へ、一或は厳命を発して、其の改善を迫る等等、伯国の地方内奥地といえど、これらの恩恵豊かにして、今より三十年の往時を回顧する時、誠に隔世の感ありと言ふべきである。

在ブラジル邦人医師その他

邦人移植民始まつて以来現在まで、ブラジルに転住して医業を営める人びと、或は既に死亡若くは帰国せる人、ならびに歯科医・薬剤師・産婆・看護婦等の主なる者を挙ぐれば左の如くである。

◎天谷左次男　リオデジャネイロ医科大学出身、現バストス産業組合医局主任

○原　節　大阪医科大学出身、大阪商船会社船医、元海外興業会社セテ・バラス医局主任、現在A・O原商会主

○細江　静男　慶応大学医学部出身、元バストス移住地医局主任サンパウロ医科大学在学中

○川口　熊太　新潟出身、在伯邦人医中の最古参、現にマリリア市にて開業

◎菊池　円平　東北大学医部学出身、元海外興業会社レジストロ医局主任、現にアラサツーバ市に於て開業

○金野　寅太　元バストス医局主任、現にマリリアに於て開業

◎今田　求　北海道帝国大学医学科出身、現在リンス市に於て開業、同仁会地方医局主任

◎小野　誠　リオデジャネイロ医科大学出身、現日本病院医師

○奥村　良夫　慶応大学医学部出身、元南米拓殖会社アカラー植民地医師、現コチア産業組合医長

◎笹田　正数　在伯邦人医中最初の伯国免許医、現在マリリヤ市に於て開業

○志村　みほ　東京女子医学専門学校出身、元チエテ移住地医師現在サンパウロ市

◎高橋　博　東京外国語学校葡語科出身、元外務書記生、後リオデジャネイロ医科大学卒業、現在サンパウロ市に於て開業

◎高岡専太郎　大正六年渡伯、医学博士、熱帯病の権威者、サンパウロ市に於て開業

◎武田　義信　九州帝国大学医学部及リオデジャネイロ医科大学出身、現日本病院副院長

◎氏原　正明　伯国生れ、一九三九年サンパウロ医科大学卒業、現在日本病院勤務

◎内田利藤次　リオデジャネイロ医科大学出身、プレジデンテ・プルデンテ市に於て開業、同仁会地方医局主任

◎八木　勝郎　慶応大学医学部及リオデジャネイロ医科大学出身、医学博士、元チエテ移住地医局主任、現日本病院外科部長

註・氏名ABC順、◎伯国有資格者　○日本有資格者

なおすでに帰国せる医師に、前日本病院長鎌田竹次郎、同産婦人科部長竹内善次郎、内科部長木村稔の三博士、並に夫妻共にブラジルの開業免許を取得しバウルー市に於て開業し居たる斎藤等および同和歌子、外務省留学医千葉正、サンパウロ市に於て開業してゐた池田耕の四名がある。この外有資格者にはあらざるも、多年の経験を以て、古くより邦人移植民と共に第一線に立つた人々に、元アリアンサ移住地医にして規在アラサツーバ市にある勝田正通、第一回船笠戸丸組の一人にしてレジントに医局在勤二十余年の高野留七、元セテ・バラス医局十年の在勤者にして現チエテ移住地医師たる角田才次郎、上塚植民地創業当時よりの松谷正治、現トレス・バラス移住地医師長谷川次郎、並に大正二四年の頃よりサンパウロ市に於て開業し、後平野植民地及ジュキアー線地方にあり、現在アマゾナス州マナオス市に於て開業せる戸田義雄等がある。

これ等の人々は、たとへ技術の優れざるものありしにせよ、その熱意、赤誠を以て移植民と終始苦楽を共にせる点、一般免許医に勝るとも断じて劣ることなき功績を残した。

次に既に故人となつた人々に、北島研三、渡辺勅、河田明博士の外、曾て古くペルーにあり、後ブラジルに到り、ピリグイ植民地創業の頃、同地に没せる快男子小川渉医師、一九三二年護憲革命の当時、不幸流弾に倒れたサンパウロ市コンデ・デ・サルゼデス街の親分山田隆次

医師等がある。その他歯科医・薬剤師・産婆・看護婦等の中、有資格者の主なる人々をあぐれほ、歯科に金城山戸・村上真一郎・宝臣衛、薬剤師として北鳥弘毅、相沢光三郎・坂元彦助・小島進、産婆としては内外人の間に知名の大河内豊子（旧姓佐々木）、公認看護婦としては上条たか・河辺雪枝の両女がある。

最後に邦人衛生史の蔭に、サンパウロ市日本人街の義人として知られた通称「山田の忠さん」事山田正忠を漏らす訳には行かぬ。山田は広島県三原市の出身で、明治四十五年四月兄隆次（前配流弾に倒れた日本人街の親分）と共に渡伯し、惨憺たる苦難の後サンパウロ市に現はれ、一生を貧者の為に捧げんと欲し、日本人街の一隅に陣取り、二十余年に五って、内奥地よりサンパウロ市に出で来る貧病者・行路病者・精神病者等々のため、日夜これを探し回り、常に温き手を伸べ、これを施療院・養老院・孤児院・無料産院等々に送ってゐる。

今日まで「忠さん」の手に依って救はれたる者は、数千の多きに達するであらう。忠さんは云ふ「僕は掃除人ですよ。日本人の移住によって、ブラジルを不潔にしては済まんからね」と。

第三節　同仁会と其の事業

同仁会設立の動機ー成立までの経緯（青柳追憶談）ー
会の事業および其の統計ー歴代の理事長ー附日本
医界の渡伯者

同仁会会報『同仁』第一号に、在ブラジル日本人同仁会設立当時に関する青柳郁太郎の追憶談がある。曰く

大正十三年二月私（青柳）が帰国の為、聖市出発十日程前のことである。斉藤総領事が見えて「内務省に於て在伯邦人医療衛生の為年額三万六千円の補助金を出すことになつた故、至急日本人会を組織して呉れまいか、日本人会ができればそれなりの補助金も交付し、会の手で一般移民の医療衛生に関することまで扱うようにしたい」との話であった。右にたいして私は、日本人会トるとあつかう仕事の範囲もひろく返って不便だから、むしろ医療衛生を唯一の目的とする機関をもうけてはどうか、と申しました。「戊る裡さうなれば、なお好都合と思う。ついては、あなたが奔走してくださるのなら、早速バウルーの領事とも相談いたしましょう」とすこぶる乗り気であった。そこで私は明日総領事官邸に山田揚之助・高岡専太郎・黒石清作・三浦（さく）の四氏と春日領事と私とをお招きください。まずこの諸君に諮り、それから事を進めるようにしましょう、言った。当時山田君は海興支店長代理となることに決定し、石黒・三浦両君はおのおの邦字新聞を主宰し、高岡ドクターは此事を実行するに当り、欠くべからざる人であった。

翌日、会合の席においてなんら異議なく一社団法人を設立することになり、斉藤総領事はその夜汽車でバウルーに行き多羅間領事とも相談された。私は会が出来たら病院敷地購入費として毎年二万円、相当額に達するま

で積み立てることを提案したところ、これも諸氏の賛成をえた、云々。

斯くの如く、内務省から在ブラジル移民の衛生費補助として、三万六千円（大正十二年度分）が支出されることになり、これが動機となつて、同仁会が設立されたのであつた。しかして、この補助金支出は大正十三年外務省に移管され、以後、年々支給されると共に金額も増大した。

なお、大正十二年二月末、同仁会の成立が発表された時には、青柳はすでに乗船して帰国の途に上ってゐたに拘らず、会成立の際にはその理事長に推され、本国において会を代表して、その事業計画、ことに病院問題に関して各方面と折衝にあたった。この間、サンパウロ市においして山田揚之助が理事長の代理し、治療衛生などの専門的分野においては高岡がこれにあたった。

なお同仁会は一九二六年（大正十五年）十月九日、財団法人「在ブラジル同仁会」（Ｓｏｃｉａｄａｄｅ　Ｊａｐｏｎｅｚａ　ｄｅ　Ｂｅｎｅｆｉｃｅｎｃｉａ　ｎｏ　Ｂｒａｓｉｌ）として、ブラジル政府の認可をうけたが、後一九三八年四月一八日つけ法律第三八三号の規定に準じ、昭和一四年一〇月これをＳｏｓｉａｄａｄｅ　Ｂｅｎｅｆｉｃｅｎｃｉａ　Ｓａｎｔａ　Ｃｒｕｚ　と称した。かつその内容を国内法に合致せしめるように改めた。しかし日本名は「在ブラジル同仁会」として今日におよ

んでいる。
　かくて同仁会は、最初の三年を準備研究に費し、第四年目より実際の諸事業に着手する方針をとり、在伯邦人の生活実体を調査し、亜熱帯に於ける風土病の研究を行ひ、かつ之が適切なる予防方法を知るにあつた。然るに此の方策が一般在留民に徹底しなかつたのと、更に他に由来する感情とが結びつき、事業の創生時代より中期に至るまで「同仁会は衛生研究所にあらず、パンフレットのみ作ってそれが何になる。奥地の同胞は病んでゐるのだ」と、相当非難の声がたかまり、その影響する所甚大であつた。なぜにかかるなぜにかかる悪評が聖なる事業に投じられたかについては、一応、その事実と経緯を記しておく必要がある。
　日本政府の補助金に依り、一夜にして作り上げられたこの同仁会の幹部は、サンパウロ市在住の邦人にかぎられ、さらに補助金の一部を積み立てて将来病院の建設費にあてるという内容にたいし、そうとう猛烈な反対が主としてノロエステ線方面の在留者のあいだから起こった。その現由とする所は、農民を対照とする衛生機関に奥地開拓の実情をしらざる都会人のみをもって幹部を組織せる点、および農民の衛生を目的とする補助金をもって、奥地在住者にははなはだ不便なるサンパウロ市に病院を建設することの不可などにあつた。
　併し此等の反対は、ノロエステ方面の邦人等が同仁会の本来の趣旨を了解せざる為では決してなかりたから、

その後、赤松総領事の斡旋により、幹部は地方からも之を求めることとなり、都会と地方との確執は、次第に緩和されて、同仁会の事業は軌道に乗る事となつた。

現在同仁会の主力を注いでゐるのは、別節記載の日本病院の経営であるが、過去十数年にわたり、一路専念し来った事業を概観すれば、

一、ブタンタン毒蛇研究所との連絡に依る地方住民への便宜、

二・チブス予防の徹底

三、痘苗の配布、

四、トラホーム撲滅部の設置

五、奥地出張・現地医療の実施

六、地方医局の設置（サントス、リンス、バウルー・プレジヂンテ・プルデンテの五箇所）

七、人材養成（今日までの育成数は、衛生技師一名、薬剤師数名、看護二名・トラホーム技手五名）

八、十二指腸虫及マラリヤ撲滅運動

九、サンパウロ市一般勤労階級に対する夜間療養所の開設

一〇、学術研究および其の発展（フエリダ・ブラボの研究、マラリヤの実際的予防研究、一般疾病に関する講演ならびに講習会と機関紙「同仁」の発行等）、

一一、カンポス・ド・ジョルドン肺結核療養所の開設、

十二、家庭常備薬の配布、

十三、伯国医学界並に訪伯日本医学者との連絡

等であるが、なほ計画事業の主なるものに「巡回救療班の開始」および一般農村衛生組合の組織」等がある。

同仁会の既遂事業の一半を紹介するために、左の数表を掲げる。

同仁会の事業に関する統計

（一）肺結核療養所患者取扱数（自昭和十四年四月至同十五年三月）

区別	前年ヨリ越年患者	新患者	計	全治	軽快	死亡	其他	計	翌年へ繰越患者
有料患者 男	九	四四	五三	一	七	五	一五	四八	三六
有料患者 女	三	七	一〇	三	九	六	一〇	二六	三
有料患者 計	一二	五一	六三	四	一六	一一	二五	七四	三七
施療患者 男	四	二	六	—	三	—	一	四	二
施療患者 女	三	一	四	—	—	—	—	一	三
施療患者 計	七	三	一〇	—	三	一	一	五	五
合計 男	一三	四七	六〇	一	三〇	五	一六	五三	三八
合計 女	六	六	一二	三	九	七	一〇	一九	三四
合計 計	一九	五三	七二	四	三九	一二	二六	八一	七二

（二）各地自治団体宛チブス、赤痢予防注射薬及痘苗配布量

鉄道線名	チブス及赤痢予防注射薬 人分	痘苗 人分
ノロエステ線	二四、七六〇	一三、九〇五
パウリスタ線	一三、五五〇	四、三四〇
ソロカバナ線	一一、六五〇	二、九五〇
ジュキアー線	一、二〇〇	三、〇五〇
サンパウロ—パラナー線	六、七七〇	三、六〇〇
サンパウロ市及近郊	七九〇	八二〇

モジアナ線	三〇〇		四二〇
ドウラデンセ線	二〇〇		—
サンパウローゴヤース線	—		二二〇
セントラル線	一、四九五		一一〇
アララクアラ線	—		二七〇
計	六〇、七一五		二九、八八五

(三) 最近五箇年間の配布成績

チブス及赤痢予防注射薬

年度	配布数量	増減	痘苗配布数量	増減
	人分		人分	
一九三五年	五六、〇〇〇		二七、〇〇〇	減一八、一〇〇
一九三六年	五八、一〇三	増三、一〇三	五八、〇四七	増三一、〇四七
一九三七年	八三、三一〇	増五、一〇八	六一、四八〇	増三、四四三
一九三八年	六七、七一〇	減一五、六〇〇	四四、九七一	減一六、五一九
一九三九年	六〇、七一五	減六、九九五	二九、八八五	減一五、〇八六

(四) 昭和十四年度各地小学校児童十二指腸虫検査統計

(A) サンパウロ市及其の近郊

学校名	検査児童数	虫卵保有者数	保有百分率
大正小学校	三三二	一一〇	三三%一三

サン・フランシスコ学園	一六九	七五	四五%七三
ジャカレイ小学校	三七	二三	六二%一六
暁星学園	一〇〇	四八	四八%〇〇
スール・アメリカ小学校	三〇	一四	四六%六七
大正小学校ピネイロス分校	三〇	一三	四三%〇三
ガルーリョス小学校	三九	一九	四八%七一
サン・ベルナルド瑞穂小学校	四四	二八	六三%六四
ヴィアンナ小学校	一四	九	六四%二九
小計	七九〇	三三九	四二%〇三
(B) サントス方面			
サポー小学校	四五	三六	八〇%〇〇
ウニオン小学校	七一	四五	六三%三八
小計	一一六	八一	六九%五七
(C) リベイロン・プレト方面			
モーロ・アグード小学校	八三	四七	五六%六三
クルゼイロ小学校	二八	一五	四六%四二
小計	一一一	六二	五五%八五
(D) セントラル線方面			
レノーポリス小学校	三一	一八	五八%〇一
合計	一、〇四八	五〇〇	四七%七二

（五）夜間診療所扱患者数（自昭和十三年四月至同年十一月末）

開所日数	一九一	初診	七四一
再診	九五	血液ワッセルマン氏検査	一九〇
検便	三〇八	検尿	六九
鏡検	四〇	小手術	一〇
処置	七四	皮下注射	一二
筋肉注射	三二	静脈注射	四五
眼疾初診	一九四	トラホーム治療	五五二
種痘	九二	チブス予防注射	一七
健康診断	五一	治療相談	六〇八
書信相談	三六	人員計	八、一二五名

外に

慈善病院紹介	二一	専門医紹介	八九
療養所紹介	五八	人員計	一六八名

同仁会設立以来、任期一箇年の歴代の理事長は、次の通りであつた。

第一回	青柳郁太郎	第二回	青柳郁太郎
第三回	山田揚之助	第四回	江越信胤 竹沢太一
第五回	海本徹雄	第六回	江越信胤
第七回	江越信胤	第八回	白鳥堯助
第九回	海本徹雄	第十回	海本徹雄
第十一回	中野攘	第十二回	古谷重綱
第十三回	古谷重綱	第十四回	宮腰千葉太
第十五回	宮腰千葉太		

附記・以上十五回を通じ、理事として一貫せる人々に福川薩然・大河内辰夫および杉本芳之助の三人がある。

日本医界の渡伯者

本邦医界の名士で、ブラジルを視察し　又はブラジルに勤務した主なる人々については、上巻第二章（一三〇頁）に、その氏名だけを掲げて置いたが、なほ脱漏せ

る人々を補足すると共に、その地位乃至職務ならびに共の渡伯の年を加へて、作表して見れば次ぎの如くなる。

北里研究所部長	医学博士	宮島幹之助	大正七年
同所員（当時医学士）	医学博士	平野憲正	同　年
医学士（後に博士、現に古宇田医院長）	医学博士	古宇田敬太郎	大正十年
米国ロックフェラー研究所	医学博士	野口英世	同十三年
東京帝国大学医学部教授（パラー州調査団医として）	医学博士	石原喜久太郎	同十五年
内務省防疫官（パラー州調査団員として）		飯村保三	同　年
京都帝国大学医学部教授	医学博士	藤浪鑑	同　年
同上	医学博士	江口秀雄	昭和二年
京都桃山病院長	医学博士	半井朴	
京都帝国大学医学部講師			
栄養研究所長	医学博士	佐伯矩	昭和二年
京都帝国大学医学部教授	医学博士	戸田正三	昭和三年
千葉医科大学教授	医学博士	松村進	昭和四年
野口病院長	医学博士	野口雄三郎	同　年
神戸移民収容所医官	医学博士	岡田良一	同　年
千葉医科大学教授	医学博士	石橋松蔵	同　年
南米拓植会社アカラー病院長	医学博士	松岡冬樹	同　年
同社嘱託	医学博士	和田馨	昭和五年
神戸移民収容所医官	医学博士	長嶺昇	同　年
日本医科大学教授	医学博士	北浜章	同　年
東京帝国大学医学部教授兼伝染病研究所員	医学博士	高木逸麿	昭和六年
神奈川県衛生技師		石川重吉	同　年
満洲医科大学教授	医学博士	久保田晴光	同　年
長島愛生園医官	医学博士	林文雄	昭和八年
外務省嘱託	医学博士	新垣恒政	昭和十年
訪　日本経済使節団医	医学博士	山口寿	同　年
北海道帝国大学医学部教授	医学博士	中村豊	同十一年
サンパウロ日本病院副院長	医学博士	鎌田竹次郎	同十二年
同上産婦人科医長	医学博士	竹内善次郎	同十三年
同上内外科呼吸器科医長	医学博士	木村稔	同十四年

これ等の渡伯医学者中には、同仁会設立以前に視察に赴いた者、また同会設立後なりしも之と何等の関係なかりし者もあつたとはいへ、在ブラジル邦人の衛生保健に関し、直接または間接に、幾分なりとも貢献せざるは無かつた。なほ石原喜久太郎博士は昭和六年に再び渡伯し、一年間リオデジャネイロ市に滞在して、医学上の研究並に日伯両国医界の接触に尽力した。

日本を訪問したブラジル医界の名士には、上巻（一三〇ー一三一）ページに記載せるだけの八名があつた。

第四節　日本病院の建設および其の事業

敷地購入ー建設資金の募集ー『聖市日本病院建設期成同盟会』ー定礎式ー御下賜金ー『聖市日本病院建設委員会』ー日本に於ける寄附金募集ー『サンパウロ日本病院建設後援会』ー起工および上棟式ー院長就任式・落成式ー開院後の人事および業績

日本病院設立の経緯を略述するに当り、同柄院敷地購入までに関する資料の一端を、同仁会年報（自大正十五年四月一日至昭和二年二月末日）より採取する。これは当時同仁会役員として最も関係探かりし高岡専太郎の稿である。

最初の理事長だつた青柳郁太郎氏、山田揚之助氏及私

（高岡）の三人は将来を見越して、病院が必要であるからと云ふ所から、当　初の消費を制限し数年間に残した金二百コントスで買い取ったのが日本病院の敷地である。

同仁会発足当時青柳氏が此会の設立を引受けるに際して斉藤総領事から交附した彼の補助金は該年度内に使って貰はねば因ると云ふ話だつた。が我々としては、まだ何等準備のなきこの際強て本年度内に使って仕舞ふ方針では結局無益の消費となる恐があるから、この使ひ方は団体に一任して貰ひたい、本国政府へは団体からも直接諒解を求める手段をとるからと云ふて、色々と斉藤総領事に懇談した結果、それでは団体の判断に任すことにしやう、但し之に関しては必ず非難が起るに違ひないが、その場合は絶対に支援を惜しまないであらうとの約束が成り、斯くて初志を貫徹し得たのである。

果せるかな世間轟々たる非難攻撃が捲き起り、パンフレットとなつて母国へまでも飛んだものである。幸ひにして、幹部の尽力と会員の結束とが堅かつた為に、是等の反対運動に左右さるゝ事もなく、現在を築き得た事は邦人の為幸であつたと信ずるものである。

本会事業の一つたる病院建設のため其敷地購入の件は、四月三十日の定期総会に於て決定したるに付、土地購入委員会を組織することゝなり、五月四日臨時理事会を開き、その結果役員たる山田理事長、高岡専務理事、鮫島、杉本、笹田、渡辺、江越各理事の外に、岩淵彪夫、蜂谷専一、鈴木正雄の三氏を合せて十名の委員を挙げ各委員

は夫々適当の土地を選定し、教回の委員会に於て詮衡の上、七月十七日蜂谷委員の選択に係る市内ヴィラ・マリアナ区サンタ・クルス街（Ｒｕａ　Ｓａｎｔａ　Ｃｒｕｓ　Ｖｉｌｌａ　Ｍａｒｉａｎａ）所在一四、一００平方米突の土地を二〇〇コントスにて購入する事を決議し十九日手附金二〇コントスを支払ひ、八月五日サンパウロ市第一公証役場に於て売買証書作成調印（同仁会は山田理事長に依り代　表せらる）の上八〇コンストを支私ひ、該土地の所有権を同仁会　に移し、残額一〇〇コントスを大正十六年七月三十一日及大正十　七年七月三十一日の二回に五〇コントスづゝ支払ふことゝし、此の残額に対する担保として同仁会は該土地を提供したり。

然るに九月中旬に至り、土地代残額に対する利子支払い遅延のため地主側は何等の予告もなく、突然法廷に訴え契約不履行の理由を以て残額全部及契約違反金の即時払を請求し来りたるにより、　同仁会は弁護士フォンテス・ジュニオル氏を代理人として飽くまで争ふことに決したるが、調停者ありて残額一〇〇コントスを二割引にて即時支私ひ一切を解決することに協定成立し、十月十六日第一公証役場に於て弁護士立会の上証書を作製調印し、同仁会は八〇コントスを地主へ支弘ひ、該土地を完全に獲得することを　得たり云々。

斯くて日本病院建設の第一歩たる敷地購入の重要事は成つたが、未だ一般在留同胞の同仁会に対する感情的余

燼おさまらず、建設敢行には容易ならず見えた。併し之に係りなく役員一同は不断の関心を注いで居た。例へば、敷地購入直後、同会高岡専務理事が予算額六十万円の設計を時の赤松サンパウロ総鋳事に提出したる如き、また之と前後して東京の海外婦人協会と提携し、その完遂を計画した事もあつた。これは当時在京の青柳郁太郎を仲介者とし、赤松総領事との間に前後数回に亘り析衝を重ねたるが、終局に於て同婦人協会の要求を同仁会が容認し難き事情ありしため不調となつた。また其の後に至り、曾て来伯せる京都帝国大学教授戸田博士を通じて、工費三十万円の設計を得た事などもあつたが、いづれも生れ出づる前の胎動に過ぎなかつた。

かくて昭和六年七月、偶々内山総領事の着任を見るや四園の情勢も手伝って一般在留邦人は俄然冬眠を破ったかに思はれた。即ち総領事自ら発起人となり組織したる『聖市日本病院建設期成同盟会』が、最初の試みとして、各地に期成箱百個を配布して建設資金募集の一助とした処、忽ちにして迫加六十箱を必要とした。また昭和七年六月、在サンパウロ市婦人団体水曜会が、本病院建設後援の目的を以て演芸会を催した処、実に四十三コントストを、前記期成同盟会に寄附し得るの好成績を収めた。一方同仁会自体に於ても、同年の定期総会に於て、予算面に計上せられある永久施設費百四十余コントスを病院建設費に充当する事に決議を見、更に翌昭和八年一月には、内山総領事主催の第一回在伯邦人医師協議会に於て、重

要決議事項中に、日本病院建設に関する準備委員会の組織並に寄附金の促進を計るため建設期成同盟会の組織変更等があつた。偶々同年六月十八日は時恰も邦人渡伯二十五周年記念祭執行の当日なりしを以て、之を機とし前記ヴィラ・マリアナ区サンタ・クルス街六十四番地所在の日本病院敷地に於て、その定礎式を挙行する事に決した。

当日の参列者は内山総領事は勿論、サンパウロ市慈善病院長ランジェル・ペスタナ博士を始め、日伯両国の諸名士多数臨席、紳父ギド・デル・トーロ司式の下に、定礎式は厳かに行はれた。即ち当日の式の次第、数種のブラジル貨幣および日本病院建設計画に関する記録等を納めた一個の壺がその地下に埋められた。大正十三年初めて同仁会の組織を見て以来年を閲みすること実に十年にして第二次の陣痛が終つたのである。

かくて内山総領事を委員長とする『聖市日本病院建設準備委員会』は、建築および内部諸設備一切を含めて、総経費八拾万円（伯貸換算額約三千コントス）の予算を発表し、内外の有志家に呼びかけた。計らずも此の熱誠と狂奔は海を越えて、最くも天聴に達し、恭けなくも時これ昭和九年四月恰も天長の佳節に当り、日本病院建設設費として金五万円御下賜の恩典に浴したのである。当事者一同は勿論、在サンパウロ同胞全般が、恐懼感激措く能はず、只管聖旨に添ひ奉らんと心に誓ひしは素よりである。

病院建築の設計は、再度の検討を経て、昭和十年一月ブラジル医学界に於ける第一人者サンパウロ医科大学教授ルイスデ・レジェンデ・ブエシュ博士の快諾により、細江医学士および建築技師鈴木威を助手として、愈々本格的に取り掛ることゝなつた。ここに於て同仁会は、これが財源をもとむる事となり、御下賜金五万円を基とし、更に国庫補助金十五万円、日本内地寄附金四十万円、硯地寄附金二十万円会計八十万円を目標とし、その設計案並に予算に関し、母国外務省の承認を求めた。他方昭和十年三月には、サンパウロ日本人倶楽部に於て時の市毛総領事および関係有志者総出の会合を開き、資金募集方法その他に関し熱議の結果、『聖市日本病院建設委員会』を組織し、直にその貫徹に向つて邁進する事となつた。この『聖市日本病院建設委員会』．の顔触れは、総裁択由節蔵（当時の駐伯大使）、顧問内山岩太郎（当時の大使館参事官）、会長市毛孝三（当時の聖市総領事）、中央委員長海本徹雄（当時の副領事）、副委員長官坂国人（ブラジル拓植組合代表）、委員中野巌・高岡専太郎・峰谷専一・安藤義喬・黒石清作・三浦（さく）・香山六郎・翁長助成・後藤武夫・矢崎節夫・菱川敬三・古関富禰・江越信胤・明穂梅吉・餃島直哉・大原栄蔵・中矢熊太郎・小林美登利・木村末喜事・一ノ瀬友一・佐藤清太郎・大河内辰夫・加藤好之・溝口忠雄・杉本芳之助・・金城山戸・山根寛一・福川薩然・細江静男・山崎芳蔵であったが、その後この委員会総裁は特命全権大使桑島主計に会長は総領事坂根

準三に、中央委員長は元特命全権公使右谷重綱に、副委員長は海外興業会社伯国支店長官腰千葉太に夫々変更があつた。

この委員会に於て、募集を予定した寄附金額は、全ブラジル在留邦人よりは一千コントス（後一千五百コントスに改む）を目標とし、その実行機関として、リオデジャネイロ、リベイロン・プレート、バウルー、サントス及ベレーンの各地に地方委員会を設けて、之に当ることゝなり、これ等の地方委員長には、領事小峰俊一（リオデジャネイロ）、副領事菱川敬三後に蜂谷専一（サンパウロ）、副領事斉藤武雄（リベイロン・プレート）、書記生原口七郎後に領事早尾季鷹（バウルー）、副領事南条栄後に副領事右川靖（サントス）、副領事古関富禰（ベレーン）の名義を以て、実際的の募集に著手した。而して各地委員の熱誠ならびに在留同胞一般の赤誠により、当時農村地の経済状態は、必しも好況続きでなかつたに拘はらず、昭和十四年半ばにして、早くも所定額千五百コントスに足らざることわずかに二百五十コントスに過ぎざる好成績を挙げた。

他方母国に於ける寄附金募集に就ては、昭和十年七月十五日外務大臣広田弘毅その官邸へ各方面の有力者多数を招待し、自らサンパウロ日本病院建設計画の概要を説明して共の賛成を求め、次で外務省亜米利加局内に『サンパウロ日本病院建設後援会』を組織し、会長に子爵斉藤実、副会長に侯爵徳川頼貞（後に会長）を夫々推薦し、

その他委員等を選任した。而して寄附金は所要総額八十万円の内その半額四十万円を募集することに決し、募集の実務その他一切の事務には、元総領事春日廓明が主事として之に当ることとなつた。

昭和十一年五月外務省嘱託建築技師坂本新太郎渡伯して、現地側の鈴木技師と協力し、ブエシュ博士の設計案を更に詳細検討し、修正を加ふる余地ある部分に対しては、適宜補正を加へ、実施計案は完成した。十一年八月一日愈々その建築工事に着手し、翌十二年八月二十七日には早くも其の上梯式を挙行した。

昭和十三年四月同仁会定期総会に於て、海外興業会社伯国支店長宮腰千葉太理事長となるに及び陣容の整備上共に、工事の竣成に一段の迫力を加へ、ここに白亜の五層楼ブラジル国内に比類なき堂々たる近代建築の病院外形は完成した。一方人事にあつては原口七郎事務総長の下に人員を整へ院長にはブラジル医学界に於ける外科の泰斗、サンパウロ州立医科大学教授ベネディット・モンテネグロ博士を迎へ、副医院長鎌田竹次郎博士の外、外務省派遣の竹内善次郎・木村稔両博士等を中枢とし、万般の行進譜は一応備つたかに見えた。

かくて昭和十四年四月二十日モンテネグロ博士の院長就任式を行ひ、越えて二十九日の天長佳節に、愈々「聖十字病院」（Ｏｓｐｉｔｌ　Ｓｔａ　Ｃｒｕｚ）と命名せる日本病院の落成式が挙行されたのである。統いて病院は、一部の附帯工事末了のまゝ五月一日より直に診療を

開始した。また同仁会は病院落成式に先だつて既に院内に移転してゐた。今は昔ブラジルの独立を宜富せるイピランガの丘、さては限りなく仲び行くサンパウロ市を一望の下に収むる此の我等が病院の五層楼に立つ者、会ての胎動、陣痛を経て、故に生れ出でたる赤誠の姿を見て、必ずや長かりし過去の労苦を一瞬にして忘れ得たであらう。

しかし斯くて生れ出でたる日本病院の前途は多難であり、直後から試錬は迫つた。即ち落成式の終つた翌月五日に宮腰理事長一時帰朝の途に上るや、その留守中に次ぎから次ぎと、或は忌はしく或いは好ましかざる問題が続発したのであつた。

第一は病院関係、一職員の公金費消と本人の自殺、第二は前記外務省派遣の三博士に開するブラジル法令に基く医師の資格問題で、之が為銀田博士は副医院長の椅子を退き、昭和十四年八月医学士武田義信これに代り、医員には小野・高橋・天谷等リオデジャネイロ医科大学出身の若手有資格者を配し、看護婦にも亦リオデジャネイロ赤十字出身の邦人女性二名を以てし、内部整備を余儀なくせしめられた。

第二は日本病院の養成に係る看護婦の一部の連結退所問題で、これは寧ろ派生的紛擾にすぎざりしも、院内外の感情激化・誤解等に因り、病院が一般在住同胞に好感を与へざりし折柄として、相当悪影響を病院当事者に投げかけた。

以上の如き険悪状態の高潮期に、昭和十五年二月二十五日宮腰理事長は帰伯した、而して恐れ多くも御上賜金を基礎とルブラジルに関心を持つ日本内地の幾多有力者およびブラジル奥地の移植民が汗の結晶を投じてこゝまで育て来った病院を、心なき徒輩の乱舞に任せて、民族の恥を江潮に洒すことは、宮腰理事長の到底堪へ得る所ではなかつた。同理事長は日夜懸命に奔走し、全精力を傾注して之が浄化に努めた。原口事務総長の後任となつた福川薩然も亦、痩躯に鞭打って負けす劣らず整理に尽捧し、遂に爆発素を大略一掃して幸に事なきを得た。

此の間に於ける人事異動の主なるは、伯国医としての有資格者たるその医学博士八木勝郎の着任、原口のほか銀田・竹ノ内・木村三博士、加藤・山本両看護婦監督の帰国、高橋・天谷二学士の辞任、氏原正明医学士の就任、大河内豊子の産院長快諾であつて、ここに再出発の体制が整った。

日本病院の建築・内部設備および昭神十五年度扱い患者数に関する統計数字を挙げれば左の如くである、

A 日本病院敷地および建物面積

	平方米
敷地総面積	一四、五九五・八〇〇
建物総面積	一、六八八・二六一
差引空地面積	一二、九〇七・五三九
建物延総面積	九、六九一・〇五七
内訳	
地階	一、〇一〇・四四三
一階	一、六八八・二六一
二階	一、六八八・二六一
三階	一、六一七・一一一
四階	一、六一七・一一一
五階	一、六一七・一一一
屋階	三八二・五六四

附属水槽室その他屋上七〇平方米二九五

建物の形状は曲尺形すなはち「かぎのて」である

B 病室および病床数

階層	病室	病床
二階	二一	一一一
三階	二九	五九
四階	二六	三〇
計	七六	二〇〇

C 工程

昭和八年六月十八日　定礎式

同十一年八月一日　起工

同十二年八月二十八日　上棟式

同十四年四月二十九日　落成式

此の総工費四、九七九コントス二八四ミルレイス

（邦貨換算額九九五、八五六円余）

D 日本病院入院患者統計

（自昭和十四年五月一日 至昭和十五年三月末日 十一箇月）

科別		入院患者	退院患者 全治	退院患者 軽快	退院患者 其他	退院患者 合計	年度末在院患者
内科	男	一〇九	六三	三五	四	一〇四	五
	女	七七	三三	四四	二	七九	三
	男	一一〇	五六	一〇一	一	一〇二	三
外科	女	三五	三二	一		三五	二
眼科	男	七	三	四		七	
	女	四	二	二		四	
耳鼻咽喉科	男	一五九	五五	一四		一九	一
	女	六四	二	六		六	
皮膚泌尿科	男	一四	八	六		一四	
	女	八四	四	八		八	
産婦人科	女	六六	三	四〇		七三	

| | | |

F　日本病院施療息者取扱数

昭和十四十五年度に於ける取扱徴は一〇一名で、同仁会発行の施療券および総領事館の指示による極貧者である。

G　無料衛生相談

同年度中に来院の上、衛生相談を受けたもの一〇五名、書信に依る相談者三一名、合計一三六名であつた。なほ日本病院より他の医療機関へ紹介したものは、慈善病院一五〇、療養所へ三四、　専門医へ六八五、計八六九名であり、また臨時診療所に於て受付　けたる外来患者は一三二名であつた。

以上記述せる所は在サンパウロ日本病院の建説並に共の事業の概略であるが、その重大なる使命より見れは、漸く其の一歩を踏み出したに過ぎず、機能の拡充は悉く将来に残された在ブラジル同胞並に関係当事者等の一大課題である。

第五節　五大邦人移民地の医事・衛生

（一）イグアペ植民地（良医北島研三その他）ー（二）アリアンサ移住地（開設当初の状況・医局設立・勝田医師その他）ー（三）チエテ移住地（マラリアとの苦闘史）ー（四）バストス移住地（三個の好条件）ー（五）トレス・バラス移住地ー衛生史の結言

本節に謂ふ所の五大邦人移住地とは、（一）イグアペ植民地（二）アリアンサ移住地、（三）チエテ移住地、（四）バストス移住地、（五）トレス・・バラス移住地のことであつて、（二）乃至（五）は「ブラジル拓植組合」に属し、また（一）乃至（四）はサンパウロ州内、（五）はパラナー州内に在る。

（一）イグアペ植民地

保健衛生の上から見て、この植民地ほど移住者にとつて恵まれた所は、恐らく他に無かつたであらう。それは第一に他の多くの植民地と異なり、先づ医師が来てから植民が之に続いたこと、第二に植民地それ自体が意外に健康地であつたこと、第二に最初より絶えず良き医師を得たこと等の理由に因るもので、この三調子が揃つてゐた為に、衛生に関する限り、曾て植民から不平を聞いたこともなく、また他の邦人集団地の如き犠牲を出したことも無かつたのである。

この植民地が得た最初の良医は、次の如き立派な履歴

を有し、而かも人格崇高な北島研三であつた。

北島研三略歴

明治三年二月十六日福井県金津町新町に生れた。同九年父母と　共に京都に転任し、同十四年更に東京に移り英語および数学を専修し、同十七年より二十三年までは明治学院の前身築地英和学校に学んだ。二十三年東京歩兵第一連隊に入営し、二十六年除隊となり三等看護長を拝命した。二十七年一月愛知医学専門学校に入　学同年九月日清の役に際し応召、翌二十八年六月凱旋し、前記愛知医学校に復学した。三十一年六月卒業後、日本赤十字病院に入り、三十三年北清事変の際には、赤十字病院船に乗組み、同年十一月復院した。同三十七年日露戦役に際しては病院船弘済丸に乗組むこと二年、三十八年十一月凱旋復職した。日清戦役・北清　事変および日露戦役を通ぜる功に依り勲五等に叙せられ旭日章を賜はつた。明治四十一年日本赤十字杜病院を辞し日本郵船会社船医として、久璽宮殿下に奉仕して欧洲に航したが、同年郵船会社を辞し、爾後自宅に於て医術を開業し、大正二年四月伯剌西爾拓植会杜に入杜し、同年五月欧洲経由ブラジルに赴任し、爾来満十　年桂及レジストロ両植民地に於て診療に従事した。大正十二年四月ジュキアー線一帯にマラリア流行せりと聞くや、植民地の医務を助手高野留七に託して同地に赴き、同胞の救援に尽くしたが、不幸悪性マラリアを碍て帰来し、苦しむこと数箇月、遂に同年九月十七日レジストロの自宅に於て永眠した。享年

五十四。

北島医師の為人は、この略歴を一読しても略、其の輪廓を描出し得らるるも、左に摘録する一節により、更に其の人格の一端を窺ふことが出来るであらう。この一節は、北島が永眠の前夜、子女を枕辺に招いて語った所を、長男弘毅が手記したものである。

人生とは死するまでを云ふ。言葉をかへて言へば死生の間の直線なり。幾何学上の直線は「二点の間を引き得る最短のものにして線の中にて最も簡単なるものなり」。されど自分の考へでは人生　は幾何学上の直線の如く簡単なるものとは思へず、何故ならば主クリストは千何百年前に生れて、然かも彼の人生は僅に三十三歳であつた。されど其の教へは滅せず弥々盛んになり、此事より見れば、人生は生と死の二点に於ける直線に止らずして、死後の彼方に尚ほ其線は無限に延長され続いて居る。自分の望む所も亦それである。

人間と云ふものは生れたならば死は定められたるものにして、こは避く可らざるものなり。故に自分も人間と生れ来し以上既に死を覚悟し居たり。されど自分が医師の立場に入りてより赤十字病院に十年、或は日露戦役の海上勤務、又自宅の開業等に於て人間の最期を多数見た。安らかに眠るが如く死する者、苦しみ悶へる者などの臨終を思ふ時、死に対する考へが普通人とは相違を来たさざるを得ず。日分の父は羨ましい様な平和な死をした。

願くは自分も父の如くありたしとは医師たる自分の希望なり。自分は今病気となり、此の病気が平和な最期を来たさざる様に自分は考へたり。医者は自分の運命を自覚するに鋭敏である。徒労なる苦しみの益々加はらんより。寧ろ自殺を可とすとの結論に至れり。

有島（武郎）は死んだ。此所でも松井松作が自殺をした。これらの出来事が死期の近づけるを知る自分には如何に強い刺戟を与へたであらう。それ以来自分の心理状態は大変化を来たし、確かに自殺を覚悟した。何故ならば自分の自殺は正当と認めたからであつた。されば既に正当なる自殺を覚悟して然かも之を実行しなかつた事の理由は、一つに五十年来クリスト教の信仰生活に依つて得たる信仰の閃きであつた。ゲツセマネの園に苦しき祈りを捧げる主クリストの杯『我父よ、若し叶はゞ此杯を我よりはなち給へ、されど我心のまゝをなさんとするに非ず、聖旨に任せ給へ』と祈りし主の教は実に自分の自殺を思ひ止らしめ、苦しき杯を受くる事に覚悟せしめたのであつた。自分は最後まで父の御心のまゝにならう。

最近自分が読んだＴｈｅ　Ｏｐｅｎ　Ｓｐｅｃｅｓの中に、『岩の裂け目に一粒の種子が落ちて芽を出し生長した』といふ句があつた。九州の一角に理想の村を建設すると云ふ武者小路実篤も矢張こういう事を云つてゐた。

自分は自然を愛し、真に花を愛する。自分は年中花に包まれて　居たい。俺れの墓場は石碑も何もいらない。只年中花をもつて覆つて欲しい。此世に花の絶えない間

は研三は生きて居るのだ。俺は花の中に飛び込みたい。あじさいは曲者の花だ、然し面白い。今度四五十本持て来て永島君に渡しておいたから、うまく育てゝ貰い度いものだ。

自分は生れてから金のとれぬ男だ。殆んど本を読んで一生を暮らした。斯くて得たものは『人間は万物の霊長なり』と云ふことを否定した事であつた。

父は六十六歳で亡くなつた。自分が今逝くとすれば年齢に於て父に敗けた訳となる。十年早い。『仏には花を捧げよと』云ふ事　がある、自分は花を変する。花で埋って居たい。

北島医師は一生を其の職たる医業に捧げたが、一匙の薬あるひは一とメスに至るまで、実に信仰より滲み出たる愛に依って病者に接したのである。余談ではあるが、曾て土地問題で会社とリベイラ沿岸に住む某ブラジル人との間に撃争が起つた。会社は何うしても此の土地を手に入れねばならぬ事情にあつたが、訴訟は不利であつた。そのブラジル人の言うのに、『ドクトル北島へなら無償でも差上げようが、俺は会社へは意地でも売らぬ。ドクトルはリベイラ沿岸の神様だからなア』と、北島は会社の植民地医ではあつたが、その徳と熱情とはイグアペ郡内に住む凡ての人々の師表と仰がれてゐた。

植民地医としての北島は、植民者の衣食住に関連性を求め、万事に注意を払つて、その保健上先づ植民各自の

注意を喚起し、特に共の家屋の構造・太陽光線の射入状態等に細心なる研究工夫を凝らした。

この処過宜しきを得たため、桂植民地は開設以来数年間マラリヤの流行もなく、アメーバの猖獗も見ず、殆ど太平無事に発展の一路を辿つた。当時海岸地帯は一般から不健康地と考へられてゐたので、この成功は当事者も寧ろ意外とする所であつた。

併し此の地帯に止まらず、海岸地全般に亘って、当時まで放任されてゐた最大な強敵があつた。それは既に北島医師が赴任の劈頭に発見した土着ブラジル人の躯に、顔貌に明かなる栄養障礙貧血症状を呈せしめてゐた十二指腸虫病で同病に侵されてゐる者の意外に多きを知つた北島医師は遂に意を決する所あり、『リベイラ流域十二指腸虫撲滅対策』なる一文を草して其の急を時のサンパウロ州政府に進言したのであつた。

この論文は、州政府当局を動かし、州衛生局をして海岸地帯に於ける十二指腸虫病撲滅を命じ、北島医師の対策に基き駆虫剤の無料配布その他に力を致した結典、忌はしき同病の漸減を見るに至った。

北島医師は赴以来大正四年まで前記桂植民地にありて、専ら同地植民の衛生・治療・研究に没頭したが、同年会杜本部が愈々州政府より土地数百万町歩の無償交付を受くる事となり、リベイラ流域に沿ふたレジストロに移転したので、医局も亦本部を此所に移し、大正十二年四月まで至極健在で、数千を数ふる開拓者と共の生活を共に

したが、略歴に記せる通り、偶たまジュキアー沿線のマラリア救治に赴き、同地で発病、逐に再び起つ能はず、同年九月十七日、故国関東大震災の報を耳にしつゝ永眠したのである。長逝の報一度びイグアペ及シリリカ全部に到るや、邦人植民者一同は勿論、ブラジル人等も悉く泣いて共の死を悼んだ。今日なほ医師北島の名は同地方全住民の記憶を去らないのである。一死以て公に奉じ得たりと云ふべく、北島医師は誠に一個の医師たると共に亦善良なる開拓者であつた。而かも自然を愛し熱烈なる信仰の保持者であつた。都市の風物を好まず、十年植民地の医局に燻つて倦むを知らなんだ。白衣を纏ふて顕微鏡を覗く北島医師の姿はイグアペ植民の脳裡に鮮かであらう。暇もあらば馬を駆つて自己の所有地に行き、鍬を握るを唯一の楽しみとした。

略歴でも解る通り北島医師は英語に堪能であつたから、広く英米の書をあさり、時に講壇に立つては農業専門家そちのけの研究を発表したり、蘊蓄を極めた薬草の話から、滔々たる人生の問題等に至まで植民者を稗益する所少くなかつた。その職とする医術よりも、寧ろ此の精神的感化の影響の方が大であつたかも計られぬ程であつた。

北島医師の死後、之に代つたのは、医学士菊池円平であつた。治療に熱心であつたのみならず、青少年の団体訓練に興味を持ち、在ブラジル邦人社会中ボーイ・スカクトを結成せしめた最初の人であつた。在任六年その辞任後は、多年北島医師の助手として勤務した高野留七が

レジストロに止まり、流いて海外興業会社当事者は、其の新設せられたセテ・バラス植民地医局主任として、多年大阪商船会社南米航路の船医であつた大阪医科大学出身の医学士原節を迎へた。原医師は極めて常識の透徹した良医で、其の最も得意とせる所は、結核治療であり、これに関する研究は、相当一般在ブラジル邦人の間に響いてゐる。なほ原医師は、昭和十三年まで六年間セテ・バラスに在任した後その職を辞し、サンパウロ市に出てA・O原商会を興し、一般在留邦人の結核病に対する予防並に軽症治療薬としてのA・O薬普及に従事することとなつた。

昭和十二年、レジストロには州衛生局の「ポスト」（診療所）が設置され、専任医一名および助手一名常駐と決定し、なほ昭和九年四月の天長佳節に当り、かしこきあたりより在外同胞救済の御思召を以て御内幣金壱千円をイグアペ植民地二医局に御下賜相成りたるにより、大御心を永久に記念すべく夫々病棟を建立した。昭和十四年末に至り由緒深き此の植民地は漸く植民者自治の機運に達し、遂に共済会を組織し、今後の自治統制の機関としたが、この設置の蔭には原医師の置土産しての畢生の努力が含まれてゐる。両してその共済会はイグアペ共済会と呼称し、会員組織による慈善民事社団法人で、本部をレジストロ市街地に置き、イグアペ、シリリカ、ジャクピランガ及プラインニャの四郡を包括し、各所に支部を有する一種の自治衛生機関であり、現会長はイグアペ医

局の主たる高野留七である。
イグアペ植民地は叙上の如く、植民地それ自体が比較的健康地であつたこと、および開業以来幸にも次ぎつぎと三代に亘り良医を得、而かも各医師が相当長期間その職に在ったことは、誠に感謝に値する所であつた。

（二）　アリアンサ移住地

現在「ブラジル拓植組合」経営下に在る移住地は、チエテ、アリアンサ、バストス及トレス・バラスの四であり、全部を合算する時は、面積実に二十数万町歩の盛観を呈し、此等地域に在住する内外の総人口亦数万に達する現状にある。而して此等の移住地は創設より今日まで、一貫せる統制に依って経営されたため、保健衛生に対する施設乃至診療等、断然他と類を異にし、中には不健康地に属するものもあつたに拘らず、移住地の一般衛生状態は至って佳良な経過を見た。在住民の健康診断等常に之を怠らざるが故に、統計に現はれた罹病者の外に、地の邦人諸集団地に見る如き、隠れたる不健康著は無いと云ふてよい。従って数字の上では縦令大同小異であつても、実質的および総和的衛生状態は、一段と優れてゐるものと考ふべきであらう。

大正十三年十月信濃海外協会により創設されて以来、鳥取・富山両県続いて熊本県海外移住組合により拡張された此のアリアンサ移住地は、その後全部『ブラジル拓植組会』に移管さるるに至ったが、その中で熊本県移住

地は、開設の当初より其の経営を誤り、混沌として帰一を知らざる状態であつた故、衛生関係事項の如きも殆ど放任され、従って何等の記録も残って居らぬが、当時の事情より推測するに、非常な健康地であつた事、および多年ブラジルに在住した所謂旧移民の入植者も相当あつた関係から、一般に保健状況は良好であつた様である。それゆゑ故に記す所は所謂第一、第二、第三アリアンサに関する概略である。

アラサツーバ市より直線百二、三十粁にしてサンパウロ州とマト・グロソ州の境界を成すパラナー河に到る地域は、当時全く斧を知らぬ所謂千古の原始林地帯であつた。この前人未踏の真只中へ飛込み、移住地の建設を企てたのであるから、無謀と云へば無謀であろう。地図を見れば判る通り、ティエテー河を離るゝこと二十五粁、標高平均四百余米、常識的に観てマラリアの憂ひはないが、何分大森林である。而かも此処へ入植する移住者の大部分は日本直来であり、その殆どが所謂インテリ層でラ『お母さん、アリアンサに電気がありますの』『いゝえないでせう』『それでは、どうやつて御飯を炊くの』と云ふ様な会話を、サンパウロ市から移住地の入口ルッサンヴィラ駅に至る汽車中で聞くことは珍らしくなかつた。

二十年の昔こうした人々が、あの大森林地に移住を企てたのである。而かも協会は財力甚だ貧弱で、衛生施設どころか、真先に必要な山伐賃の立魯へさへ苦かしかつたのである。インテリ移住者が押しかけたが、さて収容

所が狭くてはいりきらぬ。仕方がないから現地理事の住宅と云つてもトタン屋根の掘建小屋まで、之に充てねはならぬ始末であつた。その中に小さな子供がアメーバ赤痢に罹り、合宿所の片隅で息を引きとるかと見れば、一方では一婦人が産気づいて、その内に子供が生れたと云ふ騒ぎであつた。「医者を送れ」と協会の本部へ打電しても、安月給でブラジル三界まで来る物好きはないと見え、そちらで適当に計らへとの返電である。北原現場理事は家庭医学書と若干の常備薬と注射器を懐にして、『何んでも病気は早く発見するに限る』と戸別訪問に狂奔した。あまりの熱心に移住者も真剣に衛生上の注意を払った為か、当初の約一箇年はさしたる支障もなくて済んだ。併し斯くては山積する事務や土地区劃・農事指導等に渋滞を来たす虞もあり、一方移住者は月々増加し、全般の声も亦速に専任医を要求したので、誠に最も至極なその要求に応ずべく、輪湖理事は医師を探しに出掛けたのであつた。当時移住地事務所には同様の全責任者たる北原・輪湖の両理事以外に、事務員が唯一名ゐるのみであつた。その貧弱多忙想ふべしである。

当時サンパウロ市に祈よく医師笹田正数が居たので、早速これと祈衝、漸く了解を待て、アリアンサ移住地に招聘することが出来、漸く一と息ついたのであつた。併し笹田医師との間に取極めた条件は暫定的であり、アリアンサ事務所としても好待遇を与へ得ざりし為か、同医師は一年未満で辞任し、アマゾニアへ行って了つた。か

くて昭和二年三月、本部より派達の勝田正通を迎へ得て、事務所は勿論移住者一同愁眉を開いたのであつた。すなはち勝田医師は、第一移住地を本局と定め第二・第三に分局を配置し、専用自動車に依って定期出張および往診を終始一貫実行した。

昭和六年第二アリアンサは、信濃および鳥取扱の移住者により医局の独立を決行する事となり、藤井金吾を招聘した。

昭和九年鳥取移住組合が『ブラジル拓植組合』に委管せらるゝに及び医局開係も亦その傘下に配せられ、更に二年

後の昭和十一年全アリアンサの医局関係は、完全に同拓植組合の統制指導下に置かるゝ事となり以て今日に至った。即ち過去十年アリアンサの衛生に身命を賭して戦った勝田医師は、名残り惜しき移住地を去ってアラサツーバ市に出で全アリアンサ医局の本部を、『ブラジル拓植組合』の事務所所在地たる第二移住地の市街地に置き、伯人医指揮の下に数名の薬剤師を配し、各般の衛生に遺漏なきを期してゐる。

過去十八年を顧みるに、移住者の保健衛生は極めて好良であつたとは言へないが、特に悔まされたる疾病もなく、かの統制者なき規多の他の邦人集図地に勝ること万々なる成績を得たることは、一は移住者の過半がインテリ層であつた為に、衛生思想に対する理解が透徹した事に原因し、二には医師勝田正通の職業意識を超えた性

格と、更に小柄な体躯ではあつたが其の頑健とを以て、能く此の劇務に堪へ得たからであつて、此等二箇の埋由により財力貧弱な曾ての三協会時代に於けるアリアンサ移住地の衛生状態を救ひ得たものと考へ得やう。

罹病者統計に於て、性病が殆ど絶無に等しき点はアリアンサ移住地の殊に誇りとする所であり、これはインテリ層の家庭に育つ青年であると共に、第一アリアンサの如き、殆ど其の移住者の過半はクリスト教徒である関係等も、大いに与つて力ありしことと察せられる。農民としてのインテリ層が、労力機能による生産に於て、純農に劣るは言をまたざる所であるが、新社会の建設は、独り経済のみによつて支配さるゝものにあらず、特に一家の主婦の聡明如何は、移住の目的たる第二世以後に対して至大の関係を持ち、保健衛生の見地よりするも、アリアンサ住民の青年子弟が他に勝るゝ点、よく之を証して余りありと言ふべきである。

(三) チエテ移住地

チエテ移住地の衛生史は、徹頭徹尾マラリアとの苦闘史であつたと云ふてよい。凡そブラジルで健康地と云へば、マラリアのない事だと考へらるゝ程、このマラリアは開拓者の紳経に鋭く響く。四百年前に建設された現在のサンパウロ市でさへ、往時はマラリアに苦しめられ、為にブラス区の平坦地より之に続いた丘陵へ、三々五々移動を余儀なくせられたと謂はるゝほどに、ブラジルの

開拓史は、一面このマラリアとの闘争史であり、またその征服史でもあつた。

ティエテーの流域を一方の境界とする面積十二万町歩の此の一大移住地に、マラリアの危険が多々あることは、初めから判つてゐた。『ブラジル拓植組合』で、移住地選定に当り、何故かゝる危険性の伴ふた土地を購入したかは、自ら別問題であり、従つて衛生史とは直接の関係を有しないが、とに角その危険を前以つて承知し、当初より此のマラリアに対し挑戦的態度で開発に当つたことは事実であり、その結果、十年を経た今日、完全に征服したとは称し得ないまでも、文化人としての面目と意気とを充分誇り得る程度まで漕ぎつけた。

曾てのブラジルに於ける珈琲王フランスシスコ・シュミットは、原始林買収に当り、「お前の土地にはマラリアがあるか」と問ひ、無いと答ふれば、その様な土地は買はぬと返事したと云ふ話がある。事実土地の肥沃な所ほど此の危険が多々存するといふ一面の理由がある。それは密林であり大森林であつて、土壌が粘土がゝり、水分の保有力が豊かなる沃土には当然蚊や其の他の昆虫が発生し易いからである。草原地帯で、日光・風通の完全な所は健康地に相違ないが、その代り農作物は成育しない。かゝる健康地に坐して徒食するは開拓者の抱負にあらざるは勿論、進んで大自然と戦ひ、戦ふに科学の武器を以てし、其処に高度の生産と精神文化を顕現する所に開拓者の本願は存する筈である。

昭和三年八月、右の土地十二万町歩を購入した『ブラジル拓植組合』は、同十月、当時アリアンサ移住地の理事であつた輪湖俊午郎を嘱託として、翌四年度より移住者を迎ふべき所謂入植準備の事に当らしめた。輪湖はアリアンサよりの青年十数名と測量師中島一男を率ゐて先づ此の地に入り、ティエテー河より約一粁の地点に猫額大の森林を伐木してテントを張った。幹線道路の測定と共に、ブラジル請負師を招き、市街予定地および製材所・煉瓦・瓦工場等の敷地の伐木を了り、同年末より、仮事務所の建築および工場設置のため、ブラジル人の木挽の外、アリアンサより邦人土工者二十数名を入れ、更に翌四年二月頃より、予定せられたる移住者四百家族入植の準備として、第一期森林千数百町歩の伐採を期し、ブヲジル人請負者を督励して約三百名のブラジル人労働者を募集せしめた。祈悪しく同年一日初めより降り始めた豪雨は、月余にしてなおやまず、為にティエテー河は氾濫し、一帯の低湿地は悉く水に浸され、広きは幅員二千米の箇所もあり、唯一の渡船場は激流に没し、対岸駅とは会く交通遮断の状態に置かれ、僅かに一艘の丸木舟に依って、人と食料とを辛じて運んだのであつた。この洪水はブラジル古老の記憶にも無いとされたほど、凄惨を極めたものであつたが、二月の末頃より漸次減水し、どうやら一安堵とすると、三月に入りてより恐れて居たマラリアが発生し初めた。ブラジル人労働者数百名は、比較的高き土地に小屋住ひをして居た為か、之に犯さるゝ

者は極めて少数であつたが、前記邦人三十余名は、輪湖外一名を除き、相前後して皆やられた。仕方がないから彼等をアリアンサへ送つたが、数日すると不思議に治つたと云ふて返つて来る。来て数日すると再発すると云ふ状態を続けたが、幸ひ死亡者は一人もなかつた。

予期してゐたことではあるが、仮りに日本直来の新移住者が斯ういふ目に遭つた場合を想像すると、折角の移住計画も支離滅裂になるのは必定であるから、こちチエテ移住地に限り、最初より特種な計画を立て、それを遂行した。即ちティエテー河に沿ふて約二千米の地域は、当分移住者に分譲せざること、および住宅線をエスピゴン（土地の一番高い点）とし、これに道路を開設して住宅を建築せしむることの二項であつた。地区は此の直線道路を境界として、大体直角に左右二粁内外の延長で、相平行せる細流へ向け区劃した。移住者の開拓関係からは、この小川に近く面して各々住宅道路を通じ、漸次高所へ伐開くを普通とするが、チエテ移住地の初期に於ては、マラリヤの予防上から其の逆を実行し、成るべく湿地若くは水を離れて居所を定むる事とした。

その結果井戸が深くて移住者は相当難儀したが、当初の三、四年は殆どマラリヤはなかつたと云ふてよい。然るに右の計劃は移住者に取り、土地利用上の不利益が多かつたこと、一方恐れて居たマラリヤが意外に発生せざりし事の二点から、その後事務所の方針は、普通一般の計画に変更せられ、コーレゴ（小川）に沿ふて住宅線を

開いた。それでも一、二年は幸ひマラリヤの発生少かりしため、『ブラジル拓植組合』は大いに安心し、すでに事務所がマラリヤの危険を慮つて分流を保留してゐた前記ティエテー河に沿へる約二千米間の肥沃地をも、移住者の希望に任せて、昭和八年頃から売り出し、之に百余家族を入地せしめた所、昭和十年に於て全面的にマラリヤが流行し、これに罹った者は、軽重を合せ相当の数に上ったのである（尤も同年は気候の関係に因るものか、移住地のみならず、サンパウロ全州の内奥地中、従来その発生を殆ど見なかった地帯さへ之が発生を見た）。是に於てか事務所は再び驚き、爾来これが撲滅対策に全力を注ぎ来り、前紀の如く、今月は殆ど問題とならぬ程度の好結果を得たのである。

事務所側の衛生に関する一般施設乃至専治療事務および特にマラリヤに対する努力に就て以下概記するであろう。

昭和四年六月第一回の移住者を見たが、当時未だ完全なる医療設備なく、医師はアリアンサ移住地医勝田正通の定期或は臨時出張に依った。同年十二月漸く本部より専任薬剤師大坪健治を迎へ、翌五年二月に至り、当時外務省派遣留学医であった千葉正が初めて医局主任として来着した。翌六年十二月中央市街地に病院落成し、後慶応医科大学出身の八木勝郎が千葉医師に代り、移住者の増加に伴ひ、チエテ移住地中、ウルブープンガ地積約四万町歩を三区劃とし、ベラ・フロレスタ、サン・ジョゼー

の二箇所に各々市街予定地を設け、之に分院を置き、それぞれ代診者・薬剤師を配し、電話の連絡を以って活溌なる往診・治療等に遺憾なきを期した。昭和九年十二月八木医師帰国後は、伯人医師ダーリ・フェラース、さらに之に代るにオラシオ・マルチン・スリベイロ医師を以てし今月に及んでゐる。特にマラリアに対しては、昭和十年五月在サンパウロ市高岡博士、同年十二月には州衛生局医レナト・コレア、翌十一年初頭にはサンパウロ州医科大学教授サムエル・ペッソア博士、翌年二月同大学教授アイローザ・ガルヴォン博士、越えて十三年二月再び前記アイローザ博士の出張を乞ふ等、その撲滅対策を講じ、その間事務所医局は『臨時衛生班』をもうけ、必要の時期に於て、各戸訪問・湿地排水・住宅周囲の清潔・汚川へのアノフェレス撲滅投薬等を決行し、移住者の自覚による協力と共に其の絶滅に腐心した結果、次表の如き成績を得るに至った。

自昭和十年一月
至昭和十三年七月 **チエテ**移住地年次別マラリア患者数

年次	総人口	罹患者	百分率
昭和十年	三、八〇〇人	四二五人	一一・二%
昭和十一年	四、〇〇〇	三二八	八・二%
昭和十二年	五、一〇〇	一四七	二・八%
昭和十三年	五、五〇〇	六	〇・一二%

（註・昭和十三年度罹患者数は一月より七月末まで）

而して『ブラジル拓植組合』が過去十年間に、主としてマラリヤの予防・治療および撲滅の為に支出したる費用は合計九十七コントス余に上り、更にマラリア患者の為に行ひたる薬剤割引額も亦二十四コントス余に達した。

以上はマラリヤとの闘争経過であるが、然らは其の他の衛生関係は何うであつたかと云ふに、勿論一通りの患者はあつたが、他に比し決して不良ではなかつた。

なほ昭和九年四月の天長住節に当り、この移住地も亦バストス移住地と共に、畏多くも　陛下より在住民の保健衛生のため、御内布金一千円の御下賜があつたので、移住著一同は之を永く伝へんがため、醵出せる十数コントスを之に加へて、昭和十五年移住地病院本局に接して恩賜病棟を建設した。

（四）　バストス移住地

チエテに比較する時、マラリヤのないと云ふ意味でバストスは非常な健康地であつた。この移住地は、いふ所のリオ・ド・ペイシェのエスピゴンに所在し、高燥かつ土壌は寧ろ砂質土に近く、而かも原始林とは云ふものゝ、チエテ、アリアンサの林相に比すべくもない。従つて健康地に相連ないが、一面地味に於て遥かに前者に劣つてゐる。それ故バストス移住者は、交通の便と健康とを以て、土地肥沃の度低きを補はねばならぬのである。

バストス移住地は、チエテと同じく昭和三年半ば過ぎ、土地の購入を終り、同年入植準備に取かかつて、その翌

四年より移住者を迎へたのである。この移住地のチエテ、アリアンサと異なる所は、多年ブラジルに住んだ農業者所謂旧移民が、日本直来移住者と半ばする程多いことと、今日まで移住地現場責任者が、代ることなく同一人で一貫したとことである。

この事は単に一般産業、或は教育方面に深き関係を有するのみならず、また衛生の如く、動もすれば厄介視され、時に場当りに陥り易き方面にも相関性を有する。

バストス移住地支配人（往時は移住地主任と称した）は畑中仙次郎である。畑中は現『ブラジル拓植組合』最古の職員であり、而かも此の土地を選定し、なほ其の上に今日の計画を立て、かつ、これを遂行し来った人である。ゆゑに時々本部の撃肘があつても、その貫禄と自信で押し通して来る事ができた。

元来健康地である上に、移住者の多くが既にブラジルの風土に馴化した者であり、その上かゝる移住地支配人に斯かる適任者を得て、好条件に恵まれてゐた結果、バストス移住地の過去に於ける衛生状態は、恐らく他の邦人集団地に類例のない所であつたと富へる。開設以来四代の医師に依って現在に至ったが、その過程を概述すると、昭和四年二月、移住者来着前に日本より内田利藤次医師が来任したが、一年半にして慶応大学出身の医学士細江静男が之に代り五年間在任した。

昭和七年に移住地の大病院が竣成し、細江医師の後任として、笹田正数が三代目の医師となり、昭和十五年初

頭その辞任の後を受けて、リオデジャネイロ医科大学出身の少壮医天谷左次男が四代の医局、主任となつた。その間昭和十四年一般衛生事務は、『ブラジル拓植組合』を離れて、バストス産業組合の責任に帰属する事となつた。

（五）　トレス・バラス移住地

この移住地はパラナー州の北部に在って、面積四万五千町歩、所謂テーラ・ローシヤ地帯である。標高も高く、地勢概ね急波状をなし、所々に岩石露出して居り、斯かる土地の特性として大森林なるに拘らず、比較的健康地なるを常とする。

チエテ、バストスよりは数年遅れて開発に着手されたものであるが、一般衛生施設も整ひ、かつブラジル在住邦人に之を開放したるため、入植者の殆ど全部が旧移民である関係から、保健状態も頗る可良である

衛生史の結言

昭和十四年五月、ブラジルに於て発行された『バウル管内の邦人』と題する書中に、「バウルー領事館管内連合日本人会」の調査による管内在留邦人の医薬費に関する左のごとき報告書が掲載してある。即ち

両線（注・ノロエステ及パウリスタ線）における邦人農家が、昨年度（注、昭和十三年度）に於て、一体どのくらい医薬費を支払ってゐるかと考へ、調査項目に加へ

て見たのですが、回答者は一一、五七六家族中、六、五五九家族に過ぎぬのでしたが、他の五、〇一七家族も全く医薬費を費消しなかった筈はなく、とくに記入するほどの額に達せずと云ふのが、其の大半であったらと思ふのであります。今左に其の調査の結果を示すと。

	回答家族数	医薬費	戸当平均
パウルー、グリセリオ間	二、二六一	一、七八二コント	約八〇〇ミルレイス
ビリグイ、チエテ間	二、一一六	一、七八二	〃五五〇
マト・グロッソ州	一六〇	一六〇	〃八七〇
パウリスタ線	二、〇二二	一、九八〇	〃九八〇
合計	六、五五九	五、〇九〇	〃七七〇

同答なき五、〇一七家族の医薬費を、右戸当平均の約半額と推算する時、合計七、〇二一コントスとなり同年度全農家総収入の六歩一厘を医者や薬店へ支払った勘定となるのであります。田舎の医者や薬屋の儲かるのも当然の事であります。右の統計を一見して気の付く点は、ビリグイ、チエテ間が戸当平均五五〇ミルなるに此し、パウリスタ線は九八〇ミルと云ふ不健康さを示して居る事であります。これは全体どうした原因か、ビリグイ、チエテ間の少ない事はアリアンサ、チエテの二大移住地がブラジル拓植組合の管理下にあり、且移住者の衛生思想が相当に進んで居るからであり、特にチエテ移住地は、健康地如何について、とかく世評にのぼって居たに拘らず、医薬費はじつに戸当平均三〇〇ミルを越ゆる事僅か

でありました。恐くは実質的に此の二大移住地は管内邦人集団地中、其の衛生施設に於て、又移住者の健康に於て断然他を凌駕するものと統計的に信じ得るのであります。ひるがえってパウリスタ線が非常な健康地帯だと世評せらるゝに拘らず、以上の如き不成績な数字を示す所以は、何事を物語るか。即ち小作借地者が多く、従つて掘立小屋に住み、食ふに豚なく、鶏なく、牛の乳など勿論なく、百姓でありながら・バナナさへ買って食ふと云ふ現状の上に、金儲けの為に焦慮に次ぐ焦慮を重ねて居るからであります。オウロ・ブランコ（棉のこと）も良いけれど、家族の健康を害ふて逐に何物を得んとするかに思ひ至る時、私は痛く其の浅ましさと淋しさを感じるのであります。爾今私共在留邦人は何としても健康を取り戻さねばならぬのであります。教育も産業組合も個々の健康にこ基礎づけられて初めて健全な発達を遂げ得ふのであります。

この報告に依っても首肯出来るであらう通り、蓄財の夢を遂ふて転々する借地農業者は、一層不健康地とされた地方に定著せる同胞と比べて、三倍近い多額の医薬費を支払って居り、この一事に鑑みるも、流転の生活が如何に浅ましく、一人の家長の為に、妻子が如何に其の健康を犠牲にしつゝあるかを察するに余りある。漸くして育つ所の不健康児は、第二の時代に於て、それが更に不幸な社会を形成する遠因たることは火を見るよりも明かである。

結論は簡単である。まづ彼等に良き土地を与へ、良き環境を作らしめよ。無意味なる分散は断じて不可である。ブラジル国の官民の憂慮する外来分子の集団は、形にあらずして内容に存する。ブラジルの慈善病院から日本人患者が姿を消し、癩癇病院や癌療養所から邦人病者が漸減し、『在日本人同仁会』が其の全機能を発揮する時、所謂第一世の第二世にたいする責任は初めて解除となるであらう。

第六章　邦人子弟教育事業

最初の日本人小学校ー子弟教育問題漸次重要視さるー大正十五年末現在小学校六十一ー大正中葉の邦人ー子弟教育状況ーその後の教育事業の進展ー教育会の設立・改組・改称ブラジル政府の国民教育方針ーこれが対応策ー『ブラジル日本人文教普及会』ー『日本語読本』の編纂ー邦人中等学校ー『サンパウロ学生連盟』の結成ー教育功労者の表彰

大正四年十月七日サンパウロ市に大正小学校が開設された。蓋しブラジルに於ける最初の日本人小学校である。実に日本人移住開始以来八年目である。

当時在伯同胞は、全体で一万教千に過ぎず、而かも其の大部分は奥地にあり、サンパウロ市に在るものは、伺程もなかった。それでもルア・コンデといへば、その頃既に日本人街を思はしむるものがあり、大正小学校は、この界隈の邦人子弟を収容するを目的として生れた。

爾後、邦人の増加するに従って、子弟教育の問題が重要視され、大正六年中、サンパウロ総領事館管内に於て、イグアペ郡桂植民地に桂小学校、コチア郡カラピクイバに、ノーバ・エスペランサ小学校、又バウルー領事館管内に於ては、平野植民地に旭小学校、アラサツーバ駅に下アグア・リンパ小学校が夫々開設され、引続き大正十

五年末に至るまで、各地に開設せらるゝもの、既記のものを加へて実に六十一校に達した。即ち

サンパウロ総領事館管内

名称	所在地	経営者	設立年月日
大正小学校	サンパウロ市サン・ジョアキン街	大正小学校後援会	大正四年十月七日
桂小学校	イグアペ郡桂植民地	桂人会	大正六年八月
ノーバエスペランサ小学校	コチア郡カラビクイーバ	ノーバエスペランサ小学校父兄会	大正六年九月廿一日
東京植民地小学校	パウリスタ線モツーカ駅	東京植民地日本人会	大正八年八月一日
プレジョン第一小学校	ソロカバナ線アルヴァレス・マシャード駅	ア・マシャード日本人会第一支部	大正八年十二月十六日
梅弁小学校	ソロカバナ線サント・アナスタシオ駅	梅弁植民地日本人会	大正九年十二月十五日
プレジョン第二小学校	ソロカバナ線アルヴァレス・マシャード駅	ア・マシャード駅日本人会第二支部	大正十一年八月十三日
ポア・ソルテ小学校	アララクアラ線カタンヅーバ駅	ポア・ソルテ小学校経営組合	大正十一年二月十一日
レジストロ第三部小学校	イグアペ郡レジストロ	レジストロ郡	大正十年九月十六日
レジストロ第四部小学校	イグアペ郡レジストロ	レジストロ郡	大正十一年六月十五日
ジュケリー同志会小学校	セントラル線ヴィラ・ジュケリー	ジュケリー同志会	大正十一年九月十八日
ヴィラジャポネーザ小学校	アララクアラ線カンバラ駅	ヴィラ・ジャポネーザ植民地日本人会	大正十二年一月十五日
クバトン小学校	アララクアラ線ピンドラーマ駅	クバトン植民地日本人会	大正十二年二月十一日
イタリリー日本人小学校	パウリスタ線イタリリー駅	イタリリー日本人会	大正十三年一月廿日
レジストロ小学校	イグアペ郡レジストロ	レジストロ郡	大正十三年五月一日
ポアビスタ・デ・ジャカレ小学校	アララクア線イビチンガ駅	ポアビスタ・デ・ジャカレ植民地日本人会	大正十三年六月廿七日
アンナ・ヂーアス小学校	サントス、ジュキアー線アンナ・ヂーアス駅	アンナ・ヂーアス日本人会	大正十三年八月
カラビクイーバ小学校	サンパウロ州コチア郡カラビクイーバ	カラビクイーバ日本人会	大正十四年一月廿日
ラブリンヤ小学校	ジュキアー線セードロ駅	ラブリンヤ学校父兄会	大正十四年二月十二日
レジストロ第五部小学校	イグアペ郡レジストロ	レジントロ	大正十四年四月一日
朝日小学校	ドウラデンセ線ノーヴァ・エウロッパ駅	朝日植民地日本人会	大正十四年六月二日
梨州義塾	サンパウロ市ガルボン・ブエノ街	小林美登利	大正十四年九月七日
プレジョン第三小学校	ソロカバナ線ア・マシャード駅	ア・マシャード駅日本人会第三支部	大正十五年一月
ソーブラ小学校	ソロカバナ線オシウリニョス駅	ソーブラ植民地自治会	大正十五年二月一日
レジストロ第二部小学校	イクアペ郡レジストロ	レジストロ郡	大正十五年二月九日
サントス・ウニオン小学校	サントス市郊外マラベー	サントス・ウニオン小学校後援会	大正一五年三月廿六日
モルンビー小学校	サンパウロ市郊外モルンビー	モルンビー農会	大正一五年四月廿一日
プレジョン第四小学校	ソロカバナ線ア・マシャード駅	ア・マシャード駅日本人会第四支部	大正十五年六月一日
アグワ・ド・ヴィエイラ（ランバリー）小学校	バラナ州カンバラ駅	アグワ・ド・ヴィエイラ小学校後援会	大正一五年十月廿日
アレクリン日本人小学校	ジュキアー線アレクリン駅	アレクリン日本人小学校父兄会	大正一五年一二月十三日

パウルー領事館管内

名称	所在地	経営者	設立年月日
旭小学校	ノロエステ線カフェランジア駅	平野植民地日本人会	大正六年七月一五日
アグアリンパ小学校	ノロエステ線アラサツーバ駅	アグアリンパ相互組	大正六年八月卅一日
ポアバスタ小学校	ノロエステ線グワイサラ駅	ポアビスタ植民地日本人会	大正八年五月一日
ポン・スセッソ小学校	ノロエステ線プロミッソン駅	ポンスセッソ日本人会	大正八年八年十五日
ビィスコンデ・カイルー小学校	マト・グロッソ州カンポ・グランデ市	ヴィスコンデ・カイルー小学校後援会	大正七年八月十五日
ゴンザ小学校	ノロエステ線プロミッソン駅	ゴンザガ植民地	大正九年二月十一日
東郷小学校	ノロエステ線ビリグイ駅	コレゴ・エリジオ流域組合	大正九年四月
上アグアリンパ小学校	ノロエステ線アラサツーバ駅	上アグアリンパ植民組合	大正九年六月一日
イネマ小学校	ノロエステ線グワランタン駅	イネマ財団法人	大正十年六月
コレゴアズール小学校	ノロエステ線プロミッソン駅	コレゴアズール日本人会	大正十年六月十五日
ビリグイジンニョ小学校	ノロエステ線プロミッソン駅	ビリグイジンニョ日本人会	大正十一年八月卅日
ウニオン小学校	ノロエステ線リンス駅	ウニオン植民地日本人会	大正十一年八月卅日
バラマンサ小学校	ノロエステ線プロミッソン駅	バラマンサ日本人会	大正十一年十一月十一日
シケイラ・カンポス（ガルサ）小学校	パウリスタ線ジャッファ駅	ガルサ植民地日本人会	大正十二年八月一日
日伯学園	ノロエステ線ビリグイ駅	日伯学園父兄会	大正十二年九月一日
福寿第一小学校	パウリスタ線ドアルチーナ駅	福寿第一日本人会	大正十三年五月
文尊小学校	ソロカバナ線ボレビイ駅	第二文尊日本人会	大正十三年八月三十一日
明照小学校	ノロエステ線ペンナポリス駅	アグワリンパ日本人会	大正十四年五月三日
大進小学校	ノロエステ線ペンナポリス駅	カラバート日本人会	大正十四年五月十五日
上塚第二中央小学校	ノロエステ線リンス駅	上塚第二植民地植民会	大正十四年八月一日
ペロバール小学校	ノロエステ線アラサツーバ駅	ペロバール	大正十四年八月
アグア・ポア小学校	ノロエステ線ビリグイ駅	ビリグイ日本人会、アグワ・ポア区	大正十四年八月十五日
タバヂイ小学校	ノロエステ線カフェランヂア駅	タバヂイ日本人会	大正十四年九月十月
イデアール小学校	ノロエステ線リンス駅	グワイサラ植民地日本人会	大正十四年
バラグランデ小学校	ノロエステ線チビリサー駅	バラグランデ日本人会	大正十五年一月
白水小学校	ノロエステ線グワランタン駅	白水植民者	大正十五年一月十五日
福寿第二小学校	パウリスタ線ドアルチーナ駅	福寿植民地日本人会	大正十五年二月十一日
コロニア中央小学校	ノロエステ線ビリグイ駅	コレゴ・ダ・コロニア中央組合	大正十五年八月卅日
バルミッタール小学校	ノロエステ線リンス駅	バルミッタール小学校後援会	大正十五年八月卅一日
ポラ小学校	ノロエステ線アヴァニャンダーバ駅	ポラ日本人会	大正十五年九月十五日
フェジョン（青葉）小学校	ノロエステ線ビリグイ駅	コレゴ・ド・フェジョン学校組合	大正十五年十月

以上は、昭和九年四月発行サンパウロ日本人小学校父兄会報第二号による。而して右はこの会報発行当時現存せるもののみであるから、大正年代設立小学校の全部を網羅するとは言へぬかも知れぬ。またこれら小学校はいずれもその設立当初より充分施設を有したのではなく、寺子屋式のささやかなものが多く、その教師のごときも、これを本職とする者は極めて稀で、多くは邦人集団地における青年あるいは家長であり、教育放任を座視するに

忍びずとして立った人々である。大正の半ば頃の邦人子弟教育の状況につき、輪湖俊午郎は次の如く記述してゐる。

大正七年の初頭当時私（輪湖）が、『ブラジル時報』の編輯に携って居たころ、自身の興味からリベイロンプレートを中心とした邦人家族の子弟教育に関し、之が調査のため四十余日を費し行　脚したことがあります。即ち其頃日本人は、未だ珈琲園移民の域を脱せず、従って多く此地方に在住して居たからであります。調査耕地は四十数ケ所、二千家族近かったのでありますが、日本語教育などして居る所は一ケ所も無く、而かも父兄の希望は如何にしてブラジル語を習得せしむるかにあり、しかも其のブラジル学校さへ大耕地を除く外は、殆んど存在しなかつたのであります、其時の私の結論は、児童教育を中心とする以上、一日も早く土地を所有せしめて集団せしむる外上策はないと云ふ事でありました。

もともと出稼ぎに来たのであり、又当時の境遇は望んでも許されなかつた点もありますが、先づ以て子弟教育に関する限り、及ばぬ事と諦めて居る者が大部分で、稀には全く無関心の如く見ゆる人々もあつたのであります。当時ノロエステ地方には、既に平野植民地及ビリグイ植民地等が開設されて居り、此等邦人集団地に於ては自然教育問題も進展し、所どころに寺小屋が設けられてゐたのですが、然し教育の根幹的方針などは勿論なく、伯国

政府また児童教育に関する限り、極めて無頓着であり、田舎へ教師など派遣する誠意など毛頭なかつた為、其好むと否とに関はりなく、日本式に教育をやつて行かねばならなかつたのであります。珈琲園移民中には、稀れに此児童教育に痛く心配し、当時邦人唯一の組織的植民地として知られて居たイグアペ植民地を、小学校あるが故に選んだ者もあつたのであります。『土地は悪いが学校があるから来ました』と、彼等の語つたのを私は未だに記憶して居るであります。

其後植民地熱が勃興し、邦人集団地が到る処に族出するや、教育問題は非常な力を得、漸次之が植民地の中核的な問題をなすに至つたのであります。しかしブラジル教育か、それとも日本教育か、それともチャンポン教育かについては、移住者自体に確固たる方針が定まらぬため、議論百出して帰趨を知らずといふ状態が永く続いたのであります。

（昭和十四年刊『バウルー管内の邦人』）

当時既にブラジルには、外来移民の子弟教育問題に関し、十歳未満者に外国語を教授せざること私立学校といえども、必ずブラジルの地理・歴史を教授することの法令が実施されて居り、第一次欧州大戦中、南三州のドイツ人学校が、これに従はずして、問題を惹起したことさへあるのだが、邦人子弟の教育に関しては、事情も異るところから、大分大目に見られてゐた。しかも邦人は、な

るべくブラジル側の要求に応ぜんとし、学校を設立しては、これを州又は郡に寄附し、係官の監督の下にこれを経営したのである。邦人小学校は、そのやうにして州又は郡の公認を得、また有資格のブラジル人教師を得たのであるが、たゞ農村地帯に於ける教育施設は、政府自体いまだ充分なるを得ず、従って公認となつても、その経費は、大部分邦人側の負担するところであつた。経費の問題は依然、優良教師を得るや否やに関連し、どこでも充分の経費をこれに充てるといふ訳には行かぬところから、少数の例外を除いては、中学校出の邦人青年とか、篤志の家長とかいふ者が、これに任ずるといふ実情であつた。

邦人小学校は、その後愈々増加した。昭和六年六月現在で、総数百二十二校、収容生徒五千名、教師百九十名ブラジル人　七十名・邦人百三十名に達した。この内、パラナ州の七校、マット・グロッソ州の一校、パラー州の三校を除いては全部サンパウロ州である。さらに昭和一四年三月現在では、学校数　四百八十六、その内調査済三百八十四校の児童数一万九千四百六十三名で、未調査の分を入れると、恐らく三万に達するであろうと言われた。

これより先き昭和二年三月、時のサンパウロ総領事赤松裕之は、これ等邦人小学校代表者および教員を総領事館に参集せしめ、教育相談会を開催した。その結果、『在伯日本人教育会』　の設立を見るに至ったのであるが、同

会は各学校代表者および教員を会員とし、邦人子弟教育に関する中枢機関として、之が方針を統一し、その改善を計るを目的とし、枢要の地十箇所に支部を設け、各支部より選出の理事を以て組織せる理事会に於て会務を実施することゝし、仮事務所を総領事館内に置いた。けれども各地に散在せる理事相互間の連絡不充分、その上中央に於ける統制も意の如く行はれず、之が成績を挙ぐること甚だ困難なる状況を示すに至つた。よつて赤松の後任中島総領事（清一郎）は昭和四年八月、サンパウロ市在住の有志並に教育会の理事を招き懇談の結果、『在サンパウロ日本人学校父兄会』を設立させることにした。同会は同年九月正式に社団法人として登記を了し教育会の資産・負債と共に一切の事務を之に引継ぎ、邦人子弟教育の普及改善に努めた。然るに会務愈々激増し、地方に連絡機関を設くる必要を生じたので、昭和十年四月各地に部会を設置することとし、部会数三十六、特殊地域一箇所とし、邦人小学校を総て之に所属せしむることゝした。

これで中央と地方との連結は頗る円滑に運んだのであるが、翌十一年三月、定款を変更して、その各称を『ブラジル日本人教育普及会』と改むると共に、会員は一定の会費を納むる維持会員・各地の日本人学校父兄会又は之と類似の団体代表者を以てする賛助会員および役員会の推薦に依る名誉会員の三種とし、組織に於て自治的方向に一歩を進むることゝした。

一方ブラジルに於ては、昭和五年（一九三〇年）の革命以後、国内各地に散在する外国人私立学校に注意を払ふやうになり、サンパウロ州に於ては、昭和八年四月州教育令を公布し、州内外国人子弟教育につき大要左の如く規定した。

（一）　外国語以外の科目は総て教授すべし

（二）　十歳未満は年令の如何にかゝはらず、国語文盲者に外国語を教授することを禁ず

（三）　ポルトガル語およびブラジルの地理・歴史の授業は、監督課より指定する時間数を以て、生来のブラジル人ポルトガル人又は帰化人の有資格者により担任せらるべきこと

（四）　外国語の教師は検定試験合格者たること

（五）　外国語の教授に使用する教科書は予め監督課の認可を得たるものに限る。ブラジル国民精神の涵養に有害なる影静を与ふる教科書の使用を禁ず

（六）　幼稚園および育児所の学校担任者はブラジル人たる教員に限る、ただし正確なるポルトガル語を話し得る外国人は其の助手たることを得

しかも、その後、連邦政府は、昭和十三ー四年（一九三八ー九年）に亙り、外国人入国法、同施行細則、外国人団体取締法、外国語出版物取締法、外国系ブラジル人の同化促進に関する法律令（註・法律の効力を有する大統領令）等を相次で制定実施し、外国人の入国・活動・教育その他に関し、相当高度の制限を加ふることにした。

特に教育に関しては、外国人入国法第九十三条に於て、国内の総ての農村学校に於ては、各科目の教授はポルトガル語を以って之を行ふべしとし、同条属項を以て、

属項第一、本条に謂ふ所の学校は、生来のブラジル人常に之を教授すべし

同　第二、この学校に於ては、十四歳未満の者に外国語を教授することなかるべし

同　第三　初等教育用の書籍は、必ずポルトガル譜を以て著述すべし

同　第四　初等科中等科の教科目に於て、ブラジル国の歴史及地理の教授は之を義務的とす

との補足規定が設けてあり、而していふ所の農村学校とは、農村地帯に於ける学校のことで、その農村地帯に就ては、同法施行細則第二百七十五条に、連邦府・州の首府および外国人入国港の境界内に合まれざる領土の全部を農村地帯と認むとある。従ってサンパウロ州に於ては、サンパウロ市およびサントス市の境界以外は、凡て農村地帯である。

また外国系ブラジル人の同化促進に関する法律令に於ては、その第十一条に、外国人はいかなる学校といえども、その校長たることは勿論、教員たることも叶わずとあり、しかしてここに校長というのは学校経営者をも意味し、両者を同一のものとして取り扱っているのである。更に、サンパウ州は昭和十四年（１９３９年）九月、州内学務官憲に対する訓命に於て、私立学校のブラジル化

を強調し、
一、教室内に、児童に非国家的意識を与ふるが如き表象物の存在を許さず
二、初等科ならびに同補習科に於ける国歌・国旗の歌および愛国的唱歌の授業
三、外国語の教授は一日につき二時間を超過することをえず
四、私立学校の催物は、其のプログラム中に、外国語を含みたるもの、或は外国精神を昂揚するが如き種目を挿入したるものを許可せず、且プログラムは事前に教育局の許可を受くべし
五、外国語の教科書は、教育局の認可を受くべし

とある、このやうにして、ブラジルに於ける外国人小学校は、その父兄の本国的色彩を失ふこと極めて急速なるものがあつたが、ただに本国的色彩を失ふばかりでなく、サンパウロ州当局の発表によれば、前記外国人入国法中農村地帯小学校に関する条項のため、学校経営不能に陥り、州当局より閉鎖命令を受けるもの　一、日本人関係二一九校、二、ドイツ人七校、イタリヤ人五校、ポルトガル人四校、計二三五校　の多きに達したといふことである。

昭和十一年三月『サンパウロ日本人学校父兄会』を改称した『ブラジル日本人教育普及会』は、同十三年十月、その定款の一部を変更し、三たび改称して『ブラジル日本人文教普及会』となり従来の事業を一層広大して、溌

刺たる活動を展開したのであるが、右の如く相次で種々の制限が実施せられ、さらに外国人団体取り締まり法第六条により、外国の政府・団体、または外国に居住する個人からいかなる名目によるも補助、寄付または援助を受けることを得ずとされ、而かもこれは当該団体の維持に依る学校および其の他の教育機関にも通用せらるゝことゝなつたので、普及会の活動も殆んどその余地なきに至つたのである。

文教普及会の前身、『ブラジル日本人教育普及会』は、昭和十二年『日本語読本』全八巻と、その教授用参考書八巻を編纂刊行した。それはポルトガル語の翻訳を添へ、州当局の認可を得て、広く邦人学校に使用させたのであるが、今やこれも農村地帯に於ては、事実上使用不可能となつた訳である。

農村地帯にあらざるサンパウロ市・サントス市境界内に於ては、州教育令に依る取締を受けるだけで、十歳以上でブラジル語を理解する児童に対し、公然と外国語む教授して差支へないのである。依って農村地帯の邦人にして、進んでその子弟をサンパウロ市に遊学せしむる者が多くなり同市にこれらの子弟を頂る私塾的設備が最近特に増加し、夫ぞく相当の成績を挙げてゐる。

三十年に余る邦人の移住史は、そのブラジル子弟教育について、少からざる経済的負担に堪へつつ、また実際上・法律上幾多の制約を受けつゝ、既に三個の中等学校を経営する。昭和二年現在、邦人子弟にして、中等以上

の学校に在学するものは、僅に十四名に過ぎずといはれ、・外に詳らかならざるもの若干を含むとしても、極めて微々たるものであった。この内には、河合武夫・鈴木威などの大学生を含み、そのご年々これが増加したこと勿論である。邦人経営の三つの中等学校といふのは、プレジデンテ・プルデンテ商業学校、プレジデンテ・ブルデンテ中学校、バストス中学校であるが、その設立事情・経過・現状を記せば左の通りである。

プレジデンテプルデンテ商業学校

ソロカバナ線プレジデンテ・プルデンテ市日本人会は、夙に同地方に於ける高業学校の開設が急務であることを痛感し、昭和十四年逐に之を創設し、現在は第一学年のみなるも、生徒数二十七名（内邦人子弟二十五名ブラジル人二名）を有する、また同校は随意科として日本語科を設け、昭和十四年度は中学校または商業学咳に籍を置くものに限り、満十一歳以上の者に之を諜してゐたが、翌十五年度に於ては視学の了解を得て、前記中等学校に籍を有せざるものも、聴講生として出席し得ることゝなつた。

プレジデンテ・プルデンテ中学校

プレジデンテ・プルデンテ市所在私立『ジナジオ・サンパウロ』は、開校以来邦人子弟多数入学し居り、一時は全く日本人中学校の観を皇してゐた程であつたが、当

時の校長は又日本人を克く理解し、適切なる訓育を施したる為、父兄の評判も好く、内山総領事時代に日本政府から特に理化学・物理学機械各一揃づゝを下付されたことがある。

第二代校長オスワルド・ソウザ・フロータは、一九三七年同中学校公認の手続を採り、幸ひ政府の許可を得て、監督官の任命を見るに至り、一九三九年五月漸く学校登録手続の書類完丁せし所、過去三箇年分の政府納入金三十六コントスの納入命令に接し、かつ期限までに未納の場合は、学校を閉鎖する旨の厳達を受けた。然るに当時の同校財政状態を以てしては支払困難なるため、同市日本人会に対し、学校経営の移譲方を申出た。これに対し、同日本人会は、一は既に経営中の商業学校と併設することの経済的利便と、一は現在同中学に在学中の二百数十名に及ぶ生徒を犠牲にするに忍びずとし、逐にその経営を引受くることゝなつた。ちなみに昭和十五年同校在学生徒数は次の如くであつた。

学年	組	日本人子弟	ブラジル人	計
一年	甲	二	四三	四六
	乙	一一	二四	三六
二年	甲	四	二二	二六
	乙	三	二二	二五
三年		三	三五	三八
四年		七	一三	二〇
計		五六	一六〇	二一六

バストス中学校

バストス移住地においては、早くより中等学校設立の必要が叫ばれてゐたのであるが、昭和十四年三月十五日より正式に開校の違びとなり、教師七名を以て本科第一学年生三十五名、予科生五十名に対して授業を継続し居たるところ、同年九月末漸く任命されたる聯邦視学官と学校当局者との間に意見の衝突あり、感情問題も之に絡って益々悪化し、逐に同年十一月より一時閉校の己むなきに至った。同校の経営者たる『ブラジル拓植組合』に於ては、今後の経営問題につき研究協議の結果、州政府に移管したる上、これが復活を計ることゝなった。

サンパウロ学生聯盟

昭和九年十月十三日、邦人第二世の若き学徒は、『サンパウロ学生聯盟』を結成した。その機関誌『学友』創刊号に曰く

我等は此の伯国に蒔かれた新しき日本の種子である。歳月流れて最に二十余年、今や大学に中学に、はた実業学枚に、花咲く日を培ふもの当市のみにても実に百数十名に達する。我等は日本の血を享けた特種の使命を有する伯国人である。この位置と責任の自覚を土壌として、飽くまで伸び行かんと思ふ。さりながら吾等の過去は余りにも春光に飢え、慈雨に乏しかつた。而もお互に孤独であり過ぎた。宜しく一致団結。以て我等二世本来の使命に直進しやうではないか。

と。一また、此の聯盟結成大会に於ける司会者の開会の辞に曰く、

私共は事実の所、俗に親の脛を噛る所の学生でしかないのでありまして、邦人社会を云々する様な資格は更にないのであります。しかし先づ順序として私共は、学生として我々の眼に、邦人社会がどんなふうに映るかと云ふことを、何うしても一通り話して見る必要があると思ひます。

昨年ヴィラ・マリアーナに行はれた所の邦人渡伯二十五周年記念、それに本年五月移民二分制限案が伯国の議会を通過致しましたことの此二つは、私共邦人の頭に鮮かに印せられた真新しき事実でありまして、且、我移民史に特筆すべ事件に相違ないのであります。

顧れば過去二十五年、私共先輩第一世の活躍は、と云ふよりも第一世がブラジルに尽した其功績は誠に棄晴らしいものであつたと私共は確信するのであります。或はマラリヤと戦ひ或は霜害魅早と戦ひ、あらゆる辛苦をなめてブラジルの原始林を千里の沃野と化し来つたのでありまして、其間、水野・青柳・上塚・平野等の大先輩が血の出る様な奮闘史を織りなしたことは御承知の通りであります。

然るに突如として本年五月、かの二分制限案は鉄槌の如く私共邦人の頭上に鳴り響いたのでありました。まさに晴天の霹靂でありまして、何人も暫し呆然たらざるを得なかつた有り様であります、この事実に直面して、今

後私共邦人は如何にしてブラジルに進み行くか、これは実に大きな問題でありまして、私共学徒の徒に喋々すべきことではないと思ひます。それ故この具体的対策は、父兄乃至諸先輩にお任せするの外はないのでありますが、只私共学徒として申し得ること、又信ずる事は、量に於て制限された以上、質に於て延びねはならぬと言ふことであります。而もこれは動かすべからざる鉄則をなすものと確信して已まぬのであります。

更に卒直に私共の感じを述べますならば、今日までの邦人社会に欠如してゐたものは、誠に伯人社会との接触融合であります。

それ故私共は将来を期し、あらゆる方面に於てブラジル人の良き友達良き兄弟となるばかりでなく、進んで欠くべからざる相談相手となるべく努力せねばならぬと信ずるのであります。これは同化、即ちアッシミラソンであると同時に、又かう言ふことが考へられるのであります。それは東洋文化の粋とも称すべき日本文化をブラジルに注入して、更に高き線上へ引上げることでありまして、同化の基準をブテジル文化向上と言ふ所におきたいと思ふのであります。

諸君御承知の如く、現在の世界は一種異様な空気に満され、ヨーロッパを見ましても、アメリカを見ましても、殆どその打開策が尽きたかの態を示して居り、期せずして世界の眼は何物か新しき原理を日本に見出さうとして漸次集つて来てゐるかに思はれます時、日本文化が世界

に向つて、否ブラジルに対して何等与ふるべきものなしとは、私共の断じて考へない所であります。

今やわが邦人移民史に特筆すべき昨年の邦人渡伯二十五周年記念を転期と致しまして、明かに第一世の活躍時代より第二世の責任に移ったのであります。しかして第一世たる私共の父兄諸先輩の活躍時代は只ブラジルの原始林へまつしぐらに突進して行けはよかつたのでありますが、今日以後は一段と車情が複雑化して参りまして、猪突的では許されぬ状態となつて来たのであります。それ敵我日本民族は、農業に於てのみ貢献し得るが、自余の方面に於てブラジルの為何等利益を与へ得ないと云ふ言葉の反証を、私共は事実を以て示さねばならぬ時代に這入つて居ると思はれるのであります。

諸君、これ等の任務を果たすべき最もよき適任者は誰であるか、これはブラジル人社会と邦人社会との二つの杜会に足をかけてゐる我等学徒を措いてはないのである。我らは連盟の結成とその活動を意義あらしむるため、この手この足に張りきる力を、思ふ存分発揮いたさねばならぬと考ふるのであります。

このサンパウロ学生聯盟の結成以来その蔭に在って、翁長助成・坂元靖・福川薩然・野村忠三郎等が、よく之をもり立ててゐることを特記せねばならぬ。思ふにこれら第二世の将来こそ、邦人ブラジル移住の真価を天下に問ふ民族的期待である。

教育功労者の表彰

帝国教育会は、昭和十四年在外日本人教育関係の功労者を表彰した。表彰規定第一条に曰く、

海外に於ける本邦人又は第二世の教育に関係ある教育者並に教青後援者にして、左の各号の一に該当する者は、帝国教育会長之を表彰す。

一、教育者にして在外邦人学校に十年以上勤務し功績ある者

二、教育者にして在外邦人又は第二世の教育に関し、共の功績特　に顕著なる者（教育者としての動務年数を問はず）

三、居留民団又は之に準ずべき団体の役員、吏員、学務委員及学校医にして、在外邦入又は第一世に関し功績顕著なる者

四、在外邦人又は第一世の教育に関し私財の寄附をなし又特殊の行為ありて其の功績顕著なる者　而して、右各号に該当する者の調査は、外務省を経て領事官に之を依嘱し、受賞侯補者の推薦を受ける（同規定第三条）とあり、この規定に基き表彰されたブラジル関係の功労者は、左記の三十一名であった。

該当条項	職名・原籍	氏名	勤続年月及寄附金額其の他
一、	レジストロ植民地小学校教師 岐阜県郡上郡口明方村大字小野八三一ノ二	大坪治助	一七、一一年
一、	サンパウロ市暁星学園長 新潟県北蒲原郡鳥沼村大字酒塚ノ目	岸本昂一	一〇、一〇
一、	パウリスタ緑マリリヤ日伯小学校教師 広島市荒神町一〇五	佐藤達二	一三、〇
一、	カンポ・グランデ市ポアビスタ小学校教師 沖縄県	山城興昌	一〇、六
一、	サントス市日本人小学校教師 沖縄県島尻郡和志村字上間一九	新垣正栄	一四、六
一、	ニポランジヤ町日伯学園教師 大分県下毛郡城井村大字平田一五〇九	久保志加子	一二、一〇
一、	パラナー州カンパラ小学校教師 福島県会津郡會津村字會根八三〇	尾関保助	一二、〇
一、	ヴィラ・ジャポネーザ小学校教師 松本市大字北深志下町七八六	矢部市郎	一三、〇
一、	ガリア中央小学校教師 香川県仲多度郡筆岡村大字弘田二四六	大河原久	一〇、一〇
一、	イグアペ郡レジストロ植民地第二小学校教師 長野県上水内郡柳原村三三四	横谷久	一一、一〇
一、	聖州バストス小学校（第一）教師 福岡県朝倉郡宮野村大字須川二四七八	田中又夫	一〇、四
一、	聖市南部ジュケリー小学校教師 東京市芝区西久保広町一八〇	広瀬進	一〇、七
一、	ベンナポリス駅共和小学校教師 栃木県上都賀郡北犬飼村字白楽田九	半田巳子次	一〇、三
一、	日本人教育普及会寄宿舎々監兼日本語教師 長野郡上伊那郡河南村三四七	唐沢実雄	一二、一一
一、	ブロミッソン駅アンチニヤ小学校教師 愛媛県上浮穴郡浮穴村一四三	小田カツミ	一〇、九
二、	聖州義塾長 福島県大沼郡高田町字高田二九六一	小林美登利	
二、	東京市品山区南品川一、五一七	三浦勇	
二、	ブレジデンテ・ブルデンテ第一小学校長 和歌山県東牟婁郡新宮町四一四	西謙次郎	
三、	ブラジル日本人教育普及会評議員アララクアラ区学校協議会顧問 長崎県	馬場直	
三、	伯国邦人教育員会（理事）顧問 徳島県麻植郡学島村大字児島字児島須賀七七	阿部一一	
三、	伯国日本人教育普及会学務委員 滋賀県	粟津幾太郎	
三、	伯国日本人教育普及会学務委員 兵庫県三原郡神代村	安田巌	

三、	伯国日本人教育普及会理事 滋賀県	藤田克巳
三、	ロンドリーナ聯合日本人会長 高知県	氏原彦馬
三、	伯国日本人教育普及会カンバラ区学務委員 福岡県	上野米蔵
四、	アラツーバ聯合日本人会長 福島県田村郡美山村大字北鹿又字山田	安瀬盛次
四、	バウルー中央日本人会長	菊賀仁吉
四、	聯合日本人会副会長 長崎県松浦郡魚ノ目村字似首郷	近藤弥一
四、	元共和中央日本人会長 熊本県飼託郡戴塘村字本田	馬場益吉
四、	共和中央日本人会長 熊本県下益城郡鹿庄町字大田	甲斐喜次郎
四、	元共和中央植民地日本人会副会長 長崎県松浦郡魚ノ目村字似首郷	近藤又三郎

一、〇〇〇
一、三〇〇
一、〇〇〇
四、〇〇〇
一、三〇〇
一、三〇〇
一、〇〇〇

第七章　在ブラジル邦人の宗教

カトリック教国ブラジルと邦人の信教ー信徒最も多き仏教と其の不振ー天理教ー邦人カトリック教信者ー中村司祭の渡伯ー邦人関係の外国人聖職ーレジストロ植民地（聖フランシスコ・シャヴィエール教会・パドレ・フェデリコ学院）ー新教諸派の伝道ー聖公会と伊藤八十二牧師ーホーリネス教会と中田重治監督ー聖公会の青年聖職養成

ブラジルに移住した日本人は、その職業・地位・教育の程度の如何を論ぜず、すべて其の本国に於て帰依し若くは少くとも名義上属してゐた所の信教を保持せるまゝで、新環境の中に入込むだのであつた。それゆゑ在留邦人の中には、本国に於けると同様、仏教徒あれば、神道を奉ずる者または神仏を併せ信仰する者もあり、また比較的少数ながら、旧教（カトリック）および新教（プロテスタント）を含むキリスト教信徒もあるといふ、甚だ雑然たる状態である、尤も数に於ては仏教徒が断然他を圧し、恐らく全体の約九割を占めるものと見られるが、而かも日本に存在する十五宗四十八派は、その殆ど全部が多少の信徒によつて、ブラジルに於て代表されて居り、また神道も十四の教派に分れてゐるので、在留邦人間の宗教は、勢ひ故国に於ける多岐状態の縮図たらざるを得

ないのである。従って仏教の各完派に属する者が、唯一旗幟の下に団結して行動することも、また外部から統制的に之を指導することも、共に殆ど不可能に近い至難の業であつた。

またブラジルは、本史上巻序説中に一言せる如く、憲法中に信教の自由を認めて居り、国教なるものは定められてゐないけれども、元来国民の大多数はカトリック教の信奉者であるから、伝統的にも又実質的にもカトリック教国である。従ってカトリック教以外の宗教を信奉し、かつ之が弘布を行ふことは、たとへ憲法および国際条約により保障された権利であるにせよ、ブラジル国民との融和を促進するためには、わが移住者等はブラジル人から異教徒として嫌忌せらるる動機となるが如き、公然かつ集団的の行動を為すことは、むしろ差控へた方が得策と思考された。

第一節　仏教および天理教

かくして多数の邦人は、故国に於て所属した各宗派の仏教を信奉せるまゝ、カトリック教国ブヲジルに渡航したのであつたが、故国に於ける信仰ぶりは直に在ブラジル邦人社会に反映し、その信仰は一種の休眠状態に在り、若し葬式でも無かったなら、自分等が仏教に属することをさへ忘れてゐたであらうと思はれるほど冷淡であつた。不幸にして縁故者中に死亡者があつた場合、その葬式に

当つて読経してくれる僧侶があればと考へる位の程度で、日常心霊の糧を求めて、宗教的訓戒を希望する如き熱心は、移住者の間には甚だ稀有で、たゞ経済的に富まんことにのみ専念するといふ一般情態であつた。

大正七年中の事であつた。真宗本願寺派から、在ブラジル同抱の慰問ならびに布教のため、神戸教徳寺住職および門弟一名を渡航せしめようと希望した。それを機会に外務省は仏教および神道の布教師の渡伯につき、一般的方針を決定するため、参考として在ブラジル帝国公使館の意見を徴した。これ対する当時の館長の回申要旨は、「我が帝国は信教自由の国なるが故に、在ブラジル移民中には、或は神道を奉ずる者あり、或は仏教に婦依せる者あり、また著干のキリスト教徒もあり、なかんづく仏教徒は其の数多きも、その宗派多岐なるを以て、若し布教師を派遣することとせば、真宗本願寺派のみでは、到底事足らぬこととなるであらう。殊に我が移民の経済は、宗教よりも更に現実に其の必要を痛感せる医療および児童の教育の為にさへ、その資力足らざる者多き状態であるから、金品を喜捨して布教師の生活を維持する余力はない上に、仏教徒移民は、さまで布教師の派遣を渇望してゐない。

なほ今一つ考慮すべき点は、ブラジルには比較的微弱ながら、一条の排日暗流があつて、その排斥の理由として、人種・言語・風俗等の外に、宗教の異なる点がしばしば指摘されるかち、僧侶（および神官等）の派遣は行

はれない事こそのぞましい」といふに在った。
そして此の意見は、当時外務省の賛認する所となつたのみならず、その後朝野の移植民の監督および指導の任に在る当局者の間にも是認躇襲せられ、カトリック教に依る日伯両国民の親善増進のためには、むしろ積極的措置を講ずるが、その他の宗教については、全く移住者各自の意に任す方針となつた。
大正十三年に真宗本派の布教師松原致遠が宗教家としての見地から、わが移民状況を視察すべく渡伯したが、前述せる如き事情の外、わが移植民が甚だ広大なる地域に点々散在せるため、仮りに寺院を建立するとしても、また布数師を巡回せしむるとしても、極めて多額の費用を必要とし、在ブラジル信徒側に於ては勿論、本山例に於ても、到底その負担に堪へずとの特殊事情を看破して、帰朝したものの如くであつた。
之を要するに、在ブラジル邦人間に於ける仏教は、金て不振状態に在り、神道の一派たる天理教だけが、仏教と此べて梢々活溌であり、かつ積極性を帯びてはゐるが、しかも其の信徒数たるや、論ずるに足らぬ有様であつて、日本在来の宗教については、これ以上この発展史に記録すべき何物も無い。

第二節　カトリック教

前節に記載せる如く、在ブラジル邦人間に於ける仏教

は、殆ど休眠に等しき状態に在るが、これに反してカトリック教は、近年相当盛んになつて来た。

ブラジルに於けるカトリック教は、これを日本に於ける仏教と比較する時、はるかに社会性を帯び一大勢力を保持してゐる。それゆゑ以下採録する所の邦人カトリックが今日の地歩を占むるに至ったのも、在ブラジル同胞が進んで帰依したと云ふよりは、ブラジル側の伝道乃至ブラジル人信徒の力に依るものと云ふてはばかりない。

右に関し、在伯日本人伝道に就て第一に挙げらるべきは、サンパウロ市ペンニャ修道院のロレンシオ神父である。一九二一年神父は邦人移民の逐年増加するを見、彼等の間に布教伝道するの必要を明察し、時のリオデジャネイロ駐劉ローマ教皇使節を説き、同時にローマへは書簡を以て、日本人間に布教のため、宜教師を日本より派遣せられんことを卒先提唱されたことである。

かゝる人の隠れた努力が報いられて、一九二三年長崎より中村神父（名は長八）が渡伯した。神父の目的は専ら信者をして其の信仰を守らせるため努力するにあつたから、サンパウロ州内は素より、近接諸州に至るまで、たとえ一人の信者といえども洩らさず、野に伏し山に寝て巡歴訪問

中村長八師

した。
越えて一九二六年イエズス会ギド・デル・トーロ神父が、日本人関係の宜教師となるに及び、サンパウロ市ジァン・メンデスに所在するサン・ゴンサーロ教会を日本人布教の中心となし同年十一月初めて四十八人の受洗を見た。
併しながら、何分にも言語の相違甚だしき日本人への布教には、日本語に通暁する聖職者を必要とし、殊に奥地農村に散在する多数の邦人に考へ及ぶ時、僅に二人の神父では不充分なること明かなるため、一九二八年一月サントス司教よりの招請により、最初の外国人宜教師として、神言会ローゼン神父が日本より渡伯し、レジストロ地方に於て布教することになつた。更に同年の暮にはイエズス会キルヘル伸父も亦日本より到着してプロミツソンに居を定め、ノロエステ地方に於て専心伝道を開始したが一九三三年一月、同会ウィッチ神父の日本より来着するに及び、ノロエステ線地方布教の中心をプロミッソンよりゴンザガに移し、共に布教に専心した。
而して同年十月続いて日本より渡伯せる神言会ギレルメ神父は、ローゼン神父に代り現にレジストロに在って邦人の伝道に努めつゝある。
一九三九年十一月には、すでに一九三七年二月日本より渡伯せるフランシスコ会マルチーニョ神父、一九三九年十月同じく日本より到着せる同会ヴィルジリオ神父並に其の前年即一九三八年六月ドイツより渡伯せる同会ボ

ニファシオ神父の三名が、日本人関係の宜教師と定められ、愈々伝道の地域拡大に対する陣容が整って来た。斯くて以上の諸神父が力を合せ、熱心に布教せる結果、信者の数は年毎に増加し、既に信者として渡伯した移民の数を合せて、今や全ブラジルを通じて八千人を算するに至った。

一九三六年には、日本より神言会誓願者二名（内一名は日本人）が渡伯し、目下レジストロに於て、邦人子弟教育の為に働いている外、無原罪の聖母童貞会に四名、フランシスコ会に一名の邦人童貞誓願者があり、邦人神学生はアルヘンティナ国に在る者を除いて、イエズス会十一名（一名は既に大神学生である）、神言会に二名ありて、それぞれ研究中である。

八千の信徒を有するとは云ふものゝ、これ等の信者はサンパウロ州を中心として、極めて広潤なる地域に散布されて居り、未開地を開発して奥へ奥へと進展し移動していく数多き邦人信徒を訪ねて、巡回布教すると云ふことは尋常一様の苦労ではない。交通の便乏しき地方に至つては時に馬の背に依り、時に辛うじて貨物自動車の一隅に身を托し、また止むを得ざる場合には、徒歩で数里を跋渉するの覚悟を要すと云ふ状態であつた。誠に一人の信徒に神の福音を伝へるのにさへ、以上の如き努力が不断に払はれたのである。カトリック教が力あるのも、斯うした布教者が存し、「吾一人の信徒を得ば死すともなお可なり」と云ふ熱を有してゐるからであらう。

一九四〇年三月に中村神父を失ったのも、またジュキアー線プライーニャ町に居を移してサントスジュキアー鉄道沿線の布教を続けつゝあつたローゼン神父が健康を損したのも、共に如上の苦難が然らしめたものである。他日幾多の紳学生が叙品せられた暁には、邦人布教伝道も一層拡充せられるであらうが、今後といへども依然として斯うした困難な茨の道に変りはあるまいと思はれる。

サンパウロ市は州府だけに、地方在住民の子弟の遊学する者多く、従って学校建設の布教上有意義なるを思ひ、ギド・デル・トーロ神父は早くも布教開始の翌年即ち一九二七年二月『聖フランシスコ・シャヴィエール学園』を創設し、次で翌一九二八年上院議員ジョゼー・ヴィセンテ・アゼヴェド伯爵の好意に依り、イピランガ丘に現在の新校舎を建築し、別に女子部・幼稚園等を設け、邦人子弟の教育に尽す傍ら志望者を教導して聖職者の養成に努めて居る。

また地方に在っては、ローゼン神父はレジストロに小学校・幼稚園を併置せる家政学校を起し、ウィッチ神父は稀に見る壮麗な石造の教会堂をプロミッソン在のゴンザガに完成せしめ、更にフランシスコ会はサンパウロ市郊外タイパツに、伝道婦養成を目的とし、家政学校をも附属せしめた伝道婦学枝を創立する等、是等の諸事業は、もとより一般布教伝道に貢献するところ大なるは勿論、翻って之を見れば、在ブラジル邦人社会教化の上に、偉大なる寄与を為せることも否めない。

殊に近来教育問題の喧しき折柄、レジストロに於ける学校及サンパウロ市に於ける前記の学園が、よく教育の使命に向つて邁進し得られるのも、全くブラジル国民の宗教に対する信頼と熱意ある援助とに基くものであることは云ふまでもない。

邦人宗教団体としては、一九二九年サンパウロ市に設立せられた『在伯カトリック日本人会』及ソロカバナ線の奥地アルヴアレス・マシャドに於ける『聖ヨゼス会』の二を挙げ得るに過ぎぬが、信徒の増加と共に、漸次この種の強力団体を必要とし、教会諸事業の上に活動することであらう。

在ブラジル邦人のカトリック教に関する現状は大体以上の如きものであるが、次に日本人伝道の為に一身を捧げた故ドミンゴス中村長八神父の略歴並に邦人集団地中、斯教の最も盛なるレジストロ植民地につき概叙することとする。

司祭中村長八略歴

中村神父は慶応元年八月二日長崎県南松浦郡奥浦村に生まれ、十五歳の時長崎神学校に入り、明治三十年品級の秘蹟を受けて以来、その死に至るまで四十三年の永きにわたり、精神界の為に働いたのであつた。大正十二年八月、日本より外国に渡った最初のカトリック宜教師としてブラジルに着し、何れの会とも係りなく、齢六十の老体を提げて、ソロカバナ線アルヴアレス・マシャドに

居を定むるや、先づ教会堂を建設し諸方を巡錫して信者を慰め、或は布教伝道に寝食を忘るゝ等、十七年間孜々として倦む所を知らず、その足跡はサンパウロ州外にも及び、師の恬淡なる性格は、邦人はもとよりブラジル人も等しく敬慕措く能はざる所であつたが、不幸にしてこの唯一の邦人神父は、昭和十五年三月十四日七十六歳を以つて永眠した。

中村司祭の衣鉢を継いだのはヴィルジリオ神父であつて、これ亦多年邦人の布教伝道に努めた神父である。故中村神父がブラジルに航した以前の在ブラジル邦人は、パゴン即ち邪教徒として、ブラジル人から窃に蔑視されて居たのであつたが、我が同胞司祭の渡伯は、一般ブラジル人に一大驚異を与へたものゝ如く、爾来この風は跡を絶つたと云ふ話もあつて、中村神父の徳と信仰とが、在ブラジル同胞に間接ながら及ぼした影響は、また決して少くはなかつた。

昭和十三年七月、山本信次郎海軍少将が、カトリック使節としてブラジルを訪問した細、中村神父はサンパウロ市に出たが、それが最後であつた。ローマ教皇より賜はつた勲章が、同月二十四日同使節歓迎の晴の席上に於て、中村神父に伝達されたことは、往年一介の司祭として、リオヂジャネイロに上陸のさい、まれに見る盛大な歓迎を受けた事と相俟って、如何に教会側から推量されてゐたかを語るに充分である。

レジストロ植民地聖フランシスコ・シャヴィエール教会の沿革

レジストロ植民地は、ブラジルに於ける邦人集団地中最も古く、その環境は宗教を求むるに相応はしき所であるのみならず、此所に移住した邦人中には、少数ながらも慨に日本からのカトリック教信徒が混ってゐたのである。

移住者の一般が、大自然と闘ひ、多年の苦酸に疲れきってゐた時も時、偶々武田広なる一老人が、移住地に入植し来りその荒れすさんだ状態を見て痛く同情し、彼らに宗教の必要と、更にカトリック教の優秀なことを力説強調し、自身は旅費にさえ事欠く貧者でありながら、その嚢底を叩いて百金を投じ、聖堂建立を激励する所あつた。是に於てか邦人有志者は感激に満ちて奮起し、ブラジル側関係著とも計り、一九二三年十一月二十四日聖堂建立の議を決し、即時寄連金募集の運動に着手したところ、翌年六月までに日伯両方から十五コントスの応募金額を得た。しかし当時イグアペ植民地一帯は折悪しく天候不順に禍され、甚しく農産物の減収を来たし、為に日伯人共に不況のどん底にあり、それ以上は如何とも施す術がなかつた。偶たま海外興業会社々長井上雅二この地に来り、右聖堂建設委員の熱誠に感じ、帰国後山本信次郎少将と相計り、海外興業会社かち一万二千円を寄進した。これで一九二六年いよいよ起工、翌二七年六月二十四日第一期工事竣成、翌々二八年一月神言会司祭アロ

イジオ・ローゼン神父日本より来着し、同年八月より聖職執行を見るに至った。日本に於けるカトリック教会の基礎を築き、日本人信徒に最も因縁探き彼の聖人フランシスコ・シャヴィエールの名を取つて、この教会を『聖フランシスコ・シャビエル』と命名した。

かくて一九二九年、ローゼン神父は移住地内各地に信徒集会所乃至礼拝堂建立の必要を認め、これが資金調達のため五箇月余を費し、遠くリオデジャネイロ及ミナス・ジェライス両州に到り、一燈ブラジル側信徒より数十コントスに達する寄進を碍て之を完遂した。翌年三月、日本より専任伝道者宇賀山勝着任、同五月十五日には、レジストロ植民地第三部のサンタ・クルス礼拝堂に於て五十九名の受洗者があつた。同じ年の七月日本よりエルザ・マテア女史保母として来植し、幼稚園教師の任に当り、続いて八月東京上智大学の伊藤健夫が着任し、かくして伝道陣は漸次強化さるゝに至った。

一九三三年一月六日の聖祝日に、レジストロ教会堂第二工事成り、二月十四日初代司教主任としてベルナルド紳父就任、越えて四月二十七、八、九の三日間に亘り、サントス司教並にイグアペ教区長等の臨席を得て、愈々独立教区となつたのであるが、同日邦人子弟の受礼するもの四百二十五名に上つた。七月植民地第五部に、礼拝堂開設と共に幼稚園を設置し、佐々木ペロニカ女史就任、この年ミナス・ジエライス州ジュイス・デ・フォラー神学校へ三名の邦人子弟を留学させた。同年十一月レジス

ト日教会の経営になる『パドレ・フェデリコ学院』の創立を見たが、翌一九三四年の同学院在学生徒は百三十五名であつた。また同年ローマ布教庁より同学院へ拾コントスの補助金が与へられた。越えて一九三五年第三期聖堂工事開始と共に、学院寄宿舎の建築が完成した。一九三六年には、同学院の生徒更に八十会名増加せるため、リオデジャネイロ州及リオ市より数名の修道女が来任し、また日本よりは山田クララ着伯し、日本語科の充実を図ると同時に一方移住地内第二部・四部・五部に亘り母の会・処女会の指導教化に努力し、翌三七年六月公認裁縫学校を開設し、自由科として音楽および簿記課を併置した。ここに至るまでに要した諸建築費用三百数十コントス、よく伝道運動と教育事業とを併進せしめ、南部サンパウロの一角最大を誇る教化事業の一端を完成したのである。一九三六年末に於けるイグアペ植民地内の邦人信徒数八百六十名、以てその盛大を知り得やう。

更に一九三八年七月三日には、桂植民地の子弟全部がカトリック教に帰依し、同年八月八日、日本よりカトリック使節として渡伯せる海軍少将山本信次郎は、この隆盛を見て信徒の為に祝福した。一九三九年には、前記『パドレ・フェデリコ学院』に手工科おまび家政部をも併設して、益々その拡充を期した。又さきにローゼン神父の発案に係る納骨堂は、一九四〇年七月二十七日ギレルメ神父司会の下の落成式を兼ね慰霊式を行った。而して今日に於ては、イグアペ移住地一帯の邦人信者のみにて

も其の数千三百余を算し、之にブラジル人を合算すれば、実に三千数百の信徒を擁する一大教会となつた。

斯くの如き盛観を皇するに至ったのは、各神父・信徒ならびに一般有志の甚大なる赤誠によること勿論であるが、顧れば武田広なる一老人が、貧嚢を叩いて、同胞の魂を揺り起してから、実に十有八年である。初めてこの聖業に火を点じた老人の力も、また偉大なりといはなければならなぬ。

第三節　新教諸派の伝道

在ブラジル邦人社会に基督教新教派に属する運動の現はれたのは、大正十一年五月サンパウロ市コンデ街に、現聖州義塾々長小林美登利が日曜学校を開いて、邦人児童に基督の福音を伝へたことに殆まるが、後間もなく小林は義塾の創立経営に身を転じ教育家として世に立つ様になつた。それ故、其に基督教伝道が本格的に在ブラジル邦人社会に浮び出でたのは、伊藤八十二を以て先陣となすと云ふべきであろう。

伊藤牧師は信州の産で、相当波瀾曲折の青年時を送ったが、後神学校を卒へて一生を基督に捧げる覚悟を決め

向って左　伊藤牧師

た。大正七年の頃、その愛弟を移住者としてイグアペ植民地に送ったが、この時既に伊藤牧師は、自己の伝道地をブラジルと定めたと云ふ事である。その後伊藤牧師は図南の準備として先づ北米に渡り伝道の傍孜々として働き、若干の蓄財も出来たので、一九二三年の初頭、予定の如く、大酉洋を縦断して目的地ブラジルに渡航した。その時の同航者には、文化植民地の建設者森淳吉牧帥および現にパラグアッスーの中心人物たる山田登幸等があつた。ブラジルに着いた青年伊藤牧師は、同年三月十三日、サンパウロ市ボニタ街十一番地にあつた当時の上地旅館で、同志七名と共に、宜教開始の祈祷会を催した。これが抑も伊藤牧師のブラジル伝道に対する宜言でもあり発端でもあつた。外国伝道の祖聖徒パウロが、『我は努めて他人の置えたる基礎の上に建てじと、未だキリストの御名の称へられぬ所にのみ、福音を宜伝へたり』との、開拓精神に燃えた往時の青年牧者伊藤八十二を思ひ、千数百の信徒を漁れる今日の成果とその苦辛を顧みる時、一旅宿の一隅に催された此の祈躊会こそは、ブラジルに於ける聖公会の伝道史中、記録に値する場面と云へよう。

伊藤牧師は聖公会に属するが、越えて一九二五年五月にはホーリネス教会の牧師物部剋夫が着伯し、これまた熱烈なる伝道を開始した、一九二九年には同ホーリネス教会の監督中田重治が、故国より来つて物部牧師の応援に参加し、山間僻地に至るまで神の福曹を伝へ、相当影響もあり受洗者も可なり多数を算するに至ったが、この

一派は自給伝道であり、従って資力に乏しく、その上中心人物であつた前記物部は、一九三〇年サンパウロ市に於て病没し、後中田監督も亦東京に於て永眠するに及び、ブラジルに於ける同派の其の後の伝道状況は、昔日程ではないが、それでも教会七、牧師七（内一名は中田に随ひ拳家渡伯した湯浅十郎）信徒数約五六百を数へる現状である。

この外一九三八年二月には、救世軍の田中三次大尉が、サンパウロ市に於て伝道を開始したが、僅か二年にして病没した。また自由メソジストの西住正義牧師も断続的に布教をして居たが、両派執れも糸だ一勢力をなすに足らぬ状態である。

在ブラジル邦人社会に於ける基督教新教派の伝道者を中心とした概様は上述の通りであつて、聖公会とホーリネスが其の、主なるものであると言へるが、ホーリネスは其の組織に於て有力なる後継者を発見し得ない点に於て、伊藤牧師の統師下にある聖公会とは比較し得べくもない。それゆゑ聖公会の発展状況を略述すれば、在ブラジル同胞間に於ける新教の全貌を尽すものといふも過言ではあるまい。よって以下伊藤牧師の伝道運動と、ブラジル全般に亘つた基督教新教諸派の布教状勢について記述せんと欲する。

伊藤牧師の伝道と成果

前記の如く一九二三年三月サンパウロ市上地旅館の一

室でブラジル伝道の祈祷会を催した伊藤牧師は、直に起つて宜教運動に取りかゝつた。併しここに注目すべきは、同牧師の伝道に対する考へ方の推移であつて、当初は自給伝道の建前を取り、何れの教会にも属せず、独力を以て雲水の如く、基督の教を説き歩けは、その中に蒔かれた種子は、自らの力を以て発芽し成長して、自然と其処に教会も立つに相違ない。妻を娶り子をもうけなば、強制された欲望に禍ひせられ、また一つの教会に属することは、当然一身を拘束される結果となり、自由な運動が出来兼ねる、進んで教会を造らず、蒔かれた種子の成長に依って教会が所々に出来上れば、夫で目的は連するのだと確信し、非常な熱力を以て年内を通じ四万粁に達する大旅行を続け、笈を負ふて山の奥と云ふ奥までサンパウロ全州に亘り、殆んで足跡到らざるなき伝道に日を費した。当時開拓の一線に立つ邦人は、事実斧と鍬に疲れ、魂に飢えて居たので、この青年牧者の打寛いだ説教に耳を傾ける者が相当多かつた。

所が斯うした伝道を続けてゐる中に、段々と伊藤の考へが変つて行って、遂に在ブラジル邦人の発展を如何にすべきかと云ふ民族的な問題に結びついた。これは伊藤に取つては、将来を決する飛躍であつたと同時に、初めの行き方とは本質的に違って来た、即ちその運動が社会性を濃厚に帯びて来た結果、独自の建前から自由に基督を見、その教を思ふがまゝに説き、一介の雲水として清く行ひすますと云ふ孤立的な伝道を許さなくなつて来た。

そこで伊藤は米国聖公会のブラジル伝道部と連絡を計り、故にブラジル聖公会の一肢体として聖公会日本人伝道区を設け、本部をサンパウロ市に置き、その伝道陣を強化して今日に至ったのであつた。而して在ブラジル邦人中、聖公会に属する一九三九年末甥在の信徒数は左の通りであり、なほ其の教会および礼拝堂は合計九箇所、聖職数五名、聖職候補生三名の現勢である。

聖公会日本人伝道開始以来各年受洗者及信徒総数

年次	受洗者	信徒総数
一九二三	一八名	一八名
一九二四	三五	五三
一九二五	三四	八七
一九二六	六六	一五三
一九二七	一〇五	二五八
一九二八	四二	三〇〇
一九二九	八五	三八五
一九三〇	二五	四一〇
一九三一	九五	五〇五
一九三二	五二	五五七
一九三三	一〇六	六八五
一九三四	五五	七三〇
一九三五	八三	八一三
一九三六	五八	九〇九
一九三七	五八	一、〇七六
一九三八	一二〇	一、一九六
一九三九	一一二	一、三〇八

外に日本聖公会より転会せる信徒約二〇〇名

青年聖職の養成

伊藤牧師は、その熱烈なる伝道生活に於て、青年聖職の必要を痛感し、常に之に意を注いだ結果、五名の聖職をえ、なほ三名の候補生を養成しつゝあるが、これは恐らく伊藤牧師のブラジル生活過去十八年に遺した最も大きな事業であり功績であつたと思ふ。左に此等青年聖職の略歴を記さんに、

長老磯清牧師　茨城県立中学出身、永田力行会長の組織せる第一次ブラジル開拓組合に加盟し、団長井原恵作と共に一九二一年渡伯。後ピリグイ植民地に転じ、暫く開拓の斧を振るつたが、移住者父兄の懇請により、同地の小学校教師として奉職。一九二四年六月伊藤牧師の推薦に依り、帰国して日本聖公会中央神学院入学、一九二八年四月卒業、翌二九年一月渡伯、レジストロ諸聖徒教会に赴任す。伝道の傍ら教会附属小学校を経営、一九三一年六月ブラジル聖公会監督ウイリアム・トーマス博士より聖職按手礼を授けられ、同教会主任長老に任命せられ現在に及ぶ。

長老島貫武男牧師　日本力行会創立者島貫兵太夫の三男、父の逝去後東北学院に学ぶこと三年、中途迫学して日本郵船欧洲航路の船員となる、二航海にして四百金を蓄財し、半金を母に献げ、残金を以て一九二三年十二月帰伯、家庭奉公・行商等あらゆる苦酸を嘗めたが、偶々東京の母より愛妹の訃を伝へられ、愕然として霊界

に心をやる。後ビリグイ植民地に入り、第二世教育に従事すること二箇年、一九二六年三月伊藤牧師の推薦に依り、リオ・グランデ・ド・スール州ポルト・アレグレ市ブラジル聖公会クルゼイロ専門学校に学ぶこと五箇年、更に同地聖公会神学校に進み、三箇年の課程を卒へ、一九三二年十一月牧師となつてサンパウロ州に帰り、ビリグイ植民地聖馬太教会を牧す。

長老小野諫蔵牧師　　福島市立小学校卒業十五歳の春構成家族の一人として渡伯、珈琲園・植民地生活と、若くして一通りの苦労もし煩悶もしたが、一九二四年一月伊藤牧師の説教を聞くに及び初めて天来の福音に打たれ、基督教に帰依す。一九二七年帰国、日本聖公会福岡神学校に入り、三箇年の課程を卒業、更に福岡帝大に於て宗教学を専攻した。一九三二年再渡航、第二上塚植民地昇天教会に赴任、一九三八年四月長老按手礼を授けられ、同地教会主任牧師となる。

長老弓場繁牧師　　兵庫県有馬郡塩瀬村名主弓場家の三男、関西学院中学部三年の春、両親一家と共に一九二七年四月サンパウロ州最奥地信濃海外協会アリアンサ移住地に入植。祖父母以来の熱心なる聖公会信徒であつた。一九三一年三月ブラジル聖公会クルゼイロ専門学校五年の過程を経て、更に同所神学校に学ぶこと三年、卒業後一九三八年一月トーマス監督より聖職按手礼を授けられ、父母の地アリアンサ聖公会に赴任、一九四〇年四月更に長老按手礼を授けられ、同教会主任牧師に任命

せらるゝと共に、チエテ、グアララペス、アラサツーバ諸伝道区の管理を伊藤宜教師より継承した。

聖職候補生金子勇治　　新潟県長岡農学校卒業。一九二八年日本力行会海外学校を卒へてアリアンサ移住地に入る。一九三〇聖公会クルゼイロ専門学校入学。一九三六年卒業、翌年一月伝道師認可を受けてアリアンサ移住地伝道を為す。一九三九年一月聖職候補生に推薦せられ、サンパウロ市長老教会神学校へ入学、神学研究中。

聖職候補生貝沼訓平　　宮城県立気仙沼中学校首席卒業。後農林学校植民科および力行会海外学校に学び、一九三四年渡伯、アリアンサ移住地に入る。半歳の後ビリグイ聖馬太教会小学校に第二世教育者たること二年、一九三七年一月ポルト・アレグレ市聖公会クルゼイロ専門学校入学、五箇年の課程を三箇年にて一九三九年十二月首席を以て卒業、聖職候補に推薦せられ、一九四〇年一月サンパウロに出で、実地伝道の傍ら、長老教会神学校に於て神学研究中。

馬場記作候補生　　埼玉県立中学校卒業後、力行会海外学校に入学、一九二五年渡伯、アリアンサ移住地に入る。後ビリグイ植民地聖馬太教会附属小学校に教鞭をとる。一九三九年一月神学候補生として聖公会クルゼイロ専門学校三学級に入る、目下学業勉励中。

而して、小野謙蔵を除く外は、悉く日本力行会長永田稠の薫陶を受け若くは関係の深かつた青年である。牧師

養成が在ブラジル邦人の目的でもなく、また永田の欲した所でもあるまいが、混沌たる移住地の精神界に、是等力行会関係の青年が期せずして起上った事は注目に値しやう。

第八章　邦人の産業的発展

第一節　農　　業

農業に於ける発展最も顕著ー土地所有ー畜産を軽視せる片披的発展ー邦人の貢献著大なる農生産（珈琲・棉花・米作・疏菜・果物・茶・養蚕・養鶏）ー農村産業組合

一　土地　取得

ブラジルは農本国である。過去現在に於て然るのみならず、将来に於ても亦同様であらう。それは国土が非常に広大であり、而かも気侯・地味・地勢等、人力の如何ともする能はざる天恵の然らしむる所である。其処へ古来農業国として知られた日本の農業家族を主とする移住者が渡航したのである。

従つて日本人の大多数が。ブラジルに求むるものは、土であり、それを耕す農業である。在ブラジル同胞の大半は必ずしも土地を求めに来たのではなかつたが、上記の如く農業移民であり家族移民であつた為に、生活の方向が自然土地に向ひ、契約労働から借地、借地から土地所有へと、共の経路は極めて本筋を歩んで来たのである。勿論その問幾多の困難も伴ひ、今日の発展をもたらした蔭には、後世の人々の想像を許さぬであらう波瀾曲折も

あつた。

在ブラジル邦人の土地所有面積が、現在如何程であるかを、正確な数字を以て示す事は容易でない。それは逐年増加の一途を辿りつゝあるに拘らず。調査が之に伴はぬ事と、更に大きな理由は、たとへ日本人であつても、ブラジルの国籍を有する者又はブラジルの法人として登録された者の所有地は、当然土地局に於て、等しく之をブラジル人所有として類別されてゐるからである。それゆゑ部分的な基礎に依つて推定する外はないが、恐らく今日では北伯を除き、令計三十二万アルケイルス即ち我が約八十万町歩に達すべく、母国の全耕地面積の七分の一乃至八分の一に相当する膨大な土地である。州別推定概算は、サンパウロ州が二十七万五千アルケイルス、パラナー州四万アルケイルス、マト・グロッソ、ミナス・ジェライス及ゴヤースの三州合せて五千アルケイルスである。

最近数年来サンパウロ州に在りては、土地利用範囲が拡まり、従つて生産力の増加に伴ふ地価の急騰を来たした結果、地税の徴収が厳密となり、土地所有者は之が申告或は登記を強制さるるに至つた為、現在では州当局発表の統計は実際に近き数字を示すものと云へる。今サンパウロ州政府発表の統計を基礎として、邦人（ブラジルの国籍を有する邦人および「ブラ拓」の如きブラジル法人を含まず）所有地面積・その分布状態および土地利用割合を表記すれは左の通りである。

サンパウロ州に於ける所有邦人土地面積

年次	邦人地主数	対全州地主数比率	邦人所有面積	対全州面積比率	邦人所有地推定価格
			アルケイル		コント
一九三二年	一〇、三三五	五・〇%	一三四、九七四	一・八%	一三九、一六二
一九三四年	一三、九四五	五・一%	一七四、一四五	二・二%	一六〇、三三五
一九三六年	一四、八六二	五・七%	一七一、八二九	二・一%	二二二、一二〇
一九三八年	一四、三二〇	六・〇%	二〇六、五三二	二・九%	二〇三、一一三

同上地域的分布

鉄道線別	地主数	所有面積	同上推定価格
		アルケイル	ミルレイス
サンパウロ市近郊	九四五	四、八六六	七、九八五、〇〇〇
中央線	三二五	六、二四七	三、五六〇、九〇〇
海岸地帯	九五五	一三、一九四	七、六八二、五二〇
旧パウリスタ線モジアナ線	九〇	五、二四七	五、二五六、〇〇〇
アララクワラ線	一、一四七	一六、四五八	一一、七二〇、〇〇〇
ドウラド線	一六〇	二、六五六	二、四七三・八〇〇
ソロカバナ線	二、〇五一	三四、四七二	二三、八六九、九〇〇
パウリスタ延長線	一、六五五	二四、〇六〇	三五、〇五六、九〇〇
ノロエステ線	七、〇〇二	九九、二三二	一〇五、四九四、九〇〇
サンパウロ州計	一四、三二〇	二〇六、五三二	二〇三、一一三、九〇〇

註・サンパウロ市近郊は、殆んど全部が疏菜栽培者であり、従って戸当り所有面積は少いが地価は相当高い。中央線は疏菜・果樹・米作地。アララクワア、ソロカバナ及パウリスタの三地帯は棉花を主とするのが、ノロエステ線は今以て珈琲を中心とし、地主の数に於ても、他の地帯全部と匹敵する程の優位に在るを知る事が出来る。

同上土地利用推定率

種別	面積	比率	摘要
珈琲栽培地	約二一、〇〇〇アルケイル	約二〇%	樹数約六千万本
棉作地	約八三、〇〇〇	約四〇%	他に借地棉作面積
森林保有地	約五一、〇〇〇	約三五%	約一二〇、〇〇〇アルケイルスあり
雑作地並に牧場地	約三一、〇〇〇	約一五%	
計	二〇六、〇〇〇	一〇〇%	

次にサンパウロ州土地所有者の国籍別統計を検するに、無論ブラジル国人は断念優位を占め、地主数に於て六七・九六%、所有面積に於て七三・九七%、地価推定額に於て六七・〇四%を示してゐるが、在住外国人中日本人は共の土地所有者に於ては、イタリア人に次いで第二位を占め、土地面積に於ては「イタリア、ポルトガル及エスパニヤの三国人に次いで第四位をしめ、すこぶる好成績を示して居る。なほ此の国籍別統計に於て、日本人の土地所有者数・所有地面積および推定地価の百分率は、夫ぞれ六・〇六%、二・九〇%、三・九八%　である。

サンパウロ州および北伯の二州（パラー及アマゾナス）を　除き、前者に近接する左記四州に於ける邦人所有地面積は、在サンパウロ帝国総領事館勧業部一九三八年の調査に拠れば

パラナー州	一二、〇二六
マト・グロッソ州	三、六九四
ミナス・ジェライス州	一、七九四
ゴヤース州	二九七
計	一七、八一一

であつた。而して此の中にはパラナー州北部に於ける『ブラ拓』管下のトレス・バラス移住地の一万八千アルケイルス及南米土地会社の一万八千アルケイルスが加算してないから、之を加算するを要すると共に、此等四州に於ける邦人土地所有者数は、サンパウロ州に於ける戸当り平均面積より推定して、約四千家族となるから、結局上記五州に於ける邦人土地所有者数は概種一万九千に達するであらう。

二　農生産に於ける邦人の貢献

在ブラジル邦人の九割以上は、実に農業者である。面して是等邦人農業者が、サンパウロ州内およびパラナー州の北部に於て、一九三九年（昭和十四年）中生産した農作物の種別・収穫量および価格は、在サンパウロ帝国総領事館勧業部の苦辛せる調査によれば、左の如くであつた。

品目	生産量	価額	摘要
珈琲	八〇〇、〇〇〇袋	五六、〇〇〇コント	精製珈琲平均相場
棉（実棉）	三六、三五〇、〇〇〇アローバ	三六七、七八〇	繰綿し平均相場
玉蜀黍	七〇、〇〇〇、〇〇〇瓩	一四、〇〇〇	
豆類	一五〇、〇〇〇袋	四、五〇〇	
米（籾米）	八〇〇、〇〇〇袋	二六、〇〇〇	畑渡し
煙草	一五、〇〇〇瓩	七五	
甘蔗	四〇、〇〇〇噸	六〇〇	
マンデイオカ	五〇、〇〇〇、〇〇〇瓩	二、〇〇〇	
落花生	三五、〇〇〇袋	五〇〇	皮付き袋入り
苧麻	一、二〇〇、〇〇〇瓩	九六〇	
黄麻	一〇、〇〇〇瓩	一〇	
牧草	四〇〇、〇〇〇瓩	一六〇	アルファファ
玉葱	八〇〇、〇〇〇瓩	八〇〇	
馬鈴薯	九〇〇、〇〇〇袋	三七、〇〇〇	旱害に祟られ収穫減
トマト	四六九、〇〇〇箱	九、三六〇	一箱二十八瓩入り
茶	二五、〇〇〇瓩	一、二五〇	
柑橘類	七〇、〇〇〇箱	三五〇	
其の他の果物		六〇〇	
バナナ	三、〇〇〇房	三、〇〇〇	
蔬菜類		三、〇〇〇	
蘭	二〇〇、〇〇〇瓩	一、〇〇〇	
雞卵	一五、〇〇〇、〇〇〇個	二、五〇〇	
畜産物		一、五〇〇	
計		五二四、九四五	

この生産物価格を、一円につき五ミルレイスの割合を以て換算すれは、邦貨約一億五百万円に達するが、昭和十五年四月の新しき調査によれは、この価格は更に増加して五五六、四四二コントスを超え、資産（主として不動産）は二二六、二六〇コントス以上と見積られるだけの実力を得たのである。

次にサンパウロ州政府の調査によれば、一九三七年(昭和十二年の全州農産額総計三、二五五、五〇〇コントスの内、日本人の生産せる所は五四五、六八〇コントス、即ち全体の一割七分弱に相当した。この比率は、邦人農業者が、爾余のサンパウロ州農業者に比し、約三倍の生産力を有することを物語るものである。それは同州の総人口を七百万人と仮定し、内約二百万人を都市生活者と見積れば、残る五百万人が土地に依って生活する者となる訳である。他方日本人の総数を二十五万と推定し、その全部が農業者であると仮定する時、農産総額の二十分の一即ち五分だけを日本人が分担すれば、それは普通の成績であるのに、実際は前記の如く一割七分に近い生産を為してゐるからである。

なほ在ブラジル同胞が、余りに栽培農業のみを偏重して、農業の他の重要部門たる畜産業を忽にせる結果、その産業的発展が、すこぶる片肢的であることを示すため、昭和十四年バウルー領事館管内の邦人に関する同地連合日本人会の調査報告中、『畜産』の項を左に掲げて、過去の記録とし併せて将来の指針とする

畜　　産

ノロエステ、パウリスタ両線に於ける邦人農家の所肴する牧場　面積乃至その飼育する牛馬および養豚数は左の通りであります。

ノロエステ線

	農家數	牧場面積（アルケイール）	馬の頭數	牛の頭數	豚の頭數
バウルー・グリセリオ間	三、三一〇	一、〇九四	二、六一〇	一、一〇七	一六、五三一
ビリグイ・ジュビアー間	三、二二七	一、二二八	三、一七二	一、一〇一	二三、四六二
マット・グロッソ州	二六七	一〇〇	二六九	四六	一、一〇〇
合計	六、八一四	二、四三二	六、〇五一	三、四五四	四一、六九三
バウリスタ線	三、四八六	三一四	二、〇六〇	二四四	九、一一八
總計	一〇、三〇〇	二、七四六	八、一一一	三、六九八	五一、四七一

馬とある中にはブーロが三分の二を占め、執れも耕耘・荷車若く

は乗馬用であります

以上貧弱なる邦人農家の畜産統計は私共に何を教ゆるか。一言にして尽せは農民として定着性がないこと、未だ真実の農業ではないと云ふ事であります。農家一万を越えながら、その有する牧場は僅に二、七四六アルケイルスに過ぎず、馬又一頭平均に達しない。而して牛に至っては、一戸平均の所有実に牛の足一本半と云ふ貧弱さである。豚は戸当五頭であるが、以上は凡て農家総数に対する平均なる故、馬も牛も豚も一頭もないと云ふ農家が相当に多い事を示す現状であります。

更に両線の右に関する内容につき説明を加へると、バウルー、グリセリオ間の牧場面績・馬・牛等はビリグイ以北チエテ移住地間に此し約同じであるが、豚に至って後者は七千頭前者に比し多い。これは新開地に属する為、飼料の主なる玉蜀黍が豊富である事と、『ブラ拓』関係のチエテ、アリアンサ両移住地が執れも畜産組合を有し、これが指導奨励に当つて来たからで、今後益々増加する

であらう。特に第三アリアンサの畜産組合は其の歴史旧く、かつ責任者に人を得た為に、その加工品は広く他地方へも輪出しつゝある有様であります。

パウリスタ線は棉のマリリアを中心とし、殆んど棉花の狂奔者というふも敢て支障なき状態である為、その牧場面積は所有土地総面積二一、九〇〇アルケイルスの中、驚く勿れ僅に三一四アルケイルス、牛の如き二四四頭と云ふ一寸信じられぬ現状であります。

養豚また戸当三頭を出です、まさに正気の沙汰ではないのでありまして、楽屋から覗いたパウリスタ延長線の邦人農家は、決して楽観を許さぬのであります。これでは棉作りには相違ないが、農民ではないのであります。

私は自身も一介の農民であり、今回広く管内を視察調査をした結果、一種の義憤をさへ感じたのであります。一体サンパウロ総領事館の勧業部あたりが、多年農業指導者と称して、棉作その他技術的方面を説き回り、或は産業組合・農産品評会等、表面に見ゆる努力は相当にやつて来たのであるが、何故にもつと農村に対する本質的な指導をしなかつたのか、全く片手落ちと称すべく、畜産を離れて農村の自給経活は成り立たぬし、牛のないため、又豚の少ないため、農民家族の栄養は衰へ、従つて健康保持が因難になって来るのであります。この地に在る欧洲移民を見るがよい、彼等の行く処、彼等の住む所、其処には必ず山羊が居り、牛が居り、その他有ゆる家畜が若干ながら居る。家畜は彼等にとり全くなくてはなら

ぬ家族員の一部で、有畜に依る相互扶助が農民の本態であり出発点である。勧業部が棉や米の技術的方針のみ指導した結果、成る程その生産率を高めたことは事実と思はれるが、農民の根幹に触れた定則に怠りがあつた為、邦人農家は甚しくビッコとなり、その得たる豊かな生産は、徒に東棉（注・東洋棉花株式会杜）を肥し、アンダーソンを儲けさしたに過ぎぬと云ふ皮肉な一面を招来した。勧業部は宜しく上つ調子を顧み、真剣になつて邦人農家の指導をして頂きたい。現在伯同胞二十五万の其の九割は実に農民であり、将来とも邦人間の経済中心が農村にあることに変りはない。これを考へても勧業部の責任と存在の意義は非常に　大きいのである。殊に移民制限により、後統部隊の渡乗を多く望め　ないとすれは現在の在住邦人農家を如何に指導するかと云ふ事が、　私共の将来を決する分肢点である。この意味に於て領事館の在住民に対する事務的な方面より、勧業部の使命は実に重且大と云は　ねはならぬ云々。

やがては農民は常道に複帰し、健全なる発達を遂げるであらう、又遂げねばならぬ在伯邦人の過程に於て、今日までの所、その勤勉と智能の逸脱に因り、一面に於て旺盛なる生産力を示すと同時に、叙上の如き好ましからざる他の半面を露呈したのであつた。

斯くの如く、邦人農業者のブラジル国に貢献せる所は、畜産に於て極めて貧弱であつた代りに、純農産物に於て

は、珈琲・棉花・米等を多量に生産して、大なる貢献を為したと同時に、蔬菜・果樹および茶の栽培ならびに養鶏・養豚に於て、邦人の移住は、ブラジルの経済に寄与する所が、特に多かつたと思考される。依て此等の農産物につき、邦人の発展状況を左に概叙する。

（イ）珈　琲　栽　培

珈琲がブヲジル農産物の大宗であること、また全国を通じて、サンパウロ州が最も多量に之を産出することは、故に贅言するを要せざる周知の事実である。

現在ブラジルに栽培されている珈琲樹の総数は、大約十八、九億と推算せられ、その生産量は、特に豊作なりし一九三八年（昭和十二年）度に於て、二千万俵（注・一俵六十キロ）に達し、その中サンパウロ州は約七割に相当する一千四百七十五万有余俵を産出した。而してブラジル政府は、多年生産過剰に因る珈琲の市価調節に苦しみ、下級品の焼棄・珈琲樹新植の制限若くは禁止等、有らゆる方策を講じ、他方綿花・小麦その他の増産を奨励しつゝある。その結果、最近に至り、珈琲の生産は漸次過剰より遠かりつゝある傾向を示し来り殊に一九四〇年の大旱魃は、末曾有の損傷を珈琲園に与へ、これが更新には少くとも両三年を要すと伝へられた程である　主としてサンパウロ州に集中せる邦人農業者が、珈琲の生産につき、如何なる程度の寄与を為せるかは、左に掲ぐる同州全体の珈琲に関する統計数字と、同州および北部パ

ラナー州（但し後者の分は甚だ僅少である）に於ける邦人珈琲園所有者数その他に関する統計を、彼是対此することにより、その大概を判知することが出来るであらう。

サンパウロ州珈琲樹現在数その他（一九三九年度）

珈琲栽培耕地数	七五、〇九九
栽培珈琲樹総計	一、三三三、五三七、七四一
栽培面積	☆六〇、三〇（アルケイル）
生産珈琲	一四、七五〇、〇〇〇（俵）
☆約一、七〇〇、〇〇〇町歩	

二二五

邦人珈琲園所有者及栽培珈琲樹数（分布地別方）

地方別	所有者数	栽培珈琲樹数
ノロエステ線	二、四七一	四二、三三〇、〇〇〇
ソロカバナ線	九八九	一一、五七八、〇〇〇
パウリスタ延長線	一九七	三、四八七、〇〇〇
北バラナー州	八三	一、五〇三、〇〇〇
アララクワラ線	一三三	一、四五八、〇〇〇
ジュキアー線	三三九	一、三〇、〇〇〇
ドウラデンセ線	七三	九〇七、〇〇〇
パウリスタ線	三七	六五四、〇〇〇
其の他	四五	七四三、〇〇〇
合計	四、三三七	六三、七六九、〇〇〇
栽培地総面積		☆三三、四〇〇（アルケイル）
生産珈琲		約八〇〇、〇〇〇（俵）
☆約八六、二五〇町歩		

（ロ）棉花栽培

ブラジルに於ける棉花栽培は、北米合衆国の南北戦争に際し、同国南部の棉花積出港が閉鎖せられ、棉花の市価暴騰を招来した結果として、一大刺戟を蒙り、その栽培面積は以前に三倍し、欧州向け輸出も著しく増大した。併し南北戦争終了後は棉価の低落に伴ひ、その栽培は漸減し、続いて一八八九年ブラジルに於ける奴隷解放により、特に著大なる打撃を受け、爾来珈琲その他の農林産物に重点が置かれるやうになつた。

その後更にアマゾニアに於ける天然ゴム採集業の衰微、一九一八年に全面的にサンパウロ州の珈琲園を荒らした大霜害等の諸原因は、再び農園主をして棉花栽培に転向せしめるやうになり、政府また之が奨励に乗出し、殊に一九二九年世界経済界の不況により、ブラジル経済の根幹を成す珈琲が遭遇するに至つた難関の打開策として、一層積極的に棉花栽培の指導計画を実施するに至り、斯業はここに一大躍進を見ることとなつた。

ブラジルに於ける邦人の棉花栽培は、今より二十七年前の一九一三年に、サンパウロ州ソロカバナ鉄道セルケイラ・セーザル駅附近のモンソン（当時連邦政府の移住集団地）地方に於て行はれたのを嚆矢とする。その後一九一八年サンパウロ州一帯に亘る大降霜後に於て、その栽培が盛んとなり、更に珈琲不況以来州政府の本格的改良策と其の奨励指導とにより、邦人の棉花植栽も遂次増

加し、現時の興隆を見るに至つたのである。今一九三八ー三九年度サンパウロ州内邦人棉花栽培面積と共の生産量を掲記すれば次の如くである。

地帯別	植栽面積	実棉生産量
モジアナ本線及支線	アルケイル 一三、一一〇	アローバ 一、九六六、五〇〇
パウリスタ本線及支線	五、三三〇	八、八九九、五〇〇
ソロカバナ本線及支線	四八、五八九	七、二八八、三五〇
ドノラデンセ線	一三、五七六	一、八八六、四〇〇
アララクワラ線	一九、三四〇	二、九〇一、〇〇〇
サンパウローゴヤース線	五一八	七七、七〇〇
ノロエステ線	二〇、八三二	三、一三四、八〇〇
其の他	八四四	一二六、六〇〇
計	一五五、一三九	二六、二六〇、八五〇

註・重量一アローバ普通一五瓩

而して之が栽培に当つた家族数は約三万二千と推定され、内外国人を合せたサンパウロ州棉作者の総家族数の約四〇％に相当し、また共の栽培地面積は、州内に於ける棉花栽培地総面積の三八・二％を占め、実棉生産量に至っては実にサンパウロ州の棉花生産量の約五〇％を占有する。更に之をブラジル全国の総生産量と此較すれば、邦人の生産棉花は其の約二八％と云ふ大なる此率を誇示して居るのである。

なほ同じ農年度に於ける在サンパウロ州邦人農業者の農産物価額総計伯貨五十一万四千九百四十五コントスのうち、棉花は三十六万七百八十コントスを占め、全農産価額の約六十九％に相当し、邦人の棉花栽培が実に重要

なる地位に在ることを示した。

（八） 米

ブラジル国人は米食を好み、米作は古くから行なわれていた。文献によれば、ポルトガル人によりカボ・ヴェルデ島からマラニョン州に移植され、それが逐次全国に拡がつたと記されて居る。ただし第一欧洲大戦前までは、未だ国内の生産を以て共の需要を満たすに足らずして、遠く印度その他の諸国より輸入されていた程であり、従って市価も亦相当高く、中流以下の一般人民の常食とはなつて居なかつた。イグアペ植民地の発生なども、日本人の移住に依って、サンパウロ州が米の増産を切望した一つの現はれと見ることも出来るであらう。

今日ブラジルに於ける米産高は、その需要を満たして余りあり、殆んど全ブラジル国人の常食として不足なきまでになったが、生産地として頭角を抜くは、何と云つても、サンパウロ及リオ・グランデ・ド・スールの二州である。一九三八年度に於けるサンパウロ州の生産高は、籾九百三十五万俵、これが栽培面積は十六万一千アルケイルスであり、同年度の邦人農家の収穫中、売却した数量のみでも約八十万俵と推定されて居る。併し最近米の産額は、リオ・グランデ・ド・スール州を除き、サンパウロ州に在っては、逐年減産の傾向にある。その主なる理由は、サンパウロ州に於ては多く陸稲を栽培し、水田耕作地の極めて少ない事と、棉作の勃興および一般に疏

菜その他の栽堵に転向する者が多くなつた事等に在ると考へられる。

珈琲植附の盛んであつた頃は、それが成樹となるまでの間、間作として米作を選んだが、珈琲樹が既に生産期に入つた地帯に於ては、此の間作を許さず、一方珈琲樹の植附禁止の結果、原始林開拓も亦旧の如くならず、さらばと云って米作を専門としての新地開発は、睦稲であるだけに、天侯に因る危険甚だしく、しかも棉作に比し連作困難なる事情より、勢ひ農家は自家消費を限度とする様になつて来た。それゆゑ今後一般国内需要を満たすためには、水田地拡大の必要を生じ、その間米の減産に因る市場の変動と云ふことも予想され得るのである。

主食物が変らない以上、日本人に取って、米は不可欠のものである、従って在ブラジル邦人農家の消費だけでも、年に籾百万俵近い数量を要するが、今日までの所、何等心配なく無肥料で之を生産し更に年々百万俵内外の剰余を他に売却して来たのである。併し多年の掠奪農法により地力も相当減退した今日、土地利用に充分の注意を払って恒久策を樹立しないと、自給経済の基礎を危くする懸念がある。土を対手としながら、主食物を他に依存せねはならぬ様な百姓なら、むしろ廃めた方がよいのであつて、農民の強き所以を悟らず、又ブラジルの天恵に感謝することを忘れ、棉ばかり或は馬鈴薯ばかり作って、己れの首をユダヤ人に預けるなど、断じて日本人の学ぶべき事ではなからうと思ふ。

（二）蔬菜栽培

日本人のサンパウロ州移住に依り面目を一新したものゝ一つに、サンパウロ市蔬菜市場があり、百三十万市民の食膳に毎日供せらるゝ所の、新鮮かつ優良なる蔬菜の供給は、専ら日本人のお蔭であつて、この点日本人を好まぬ一部のブラジル人と雖も確認せざるを得ない所である。

現在サンパウロ州在住の邦人農業者中、この蔬菜栽培に従事する者は、邦人農業者全部の一五％に当り、その大部分はサンパウロ市を中心として附近に散在してゐる。その生産する蔬菜は、サンパウロ・リオデジャネイロ及サントス等の各都市に搬出されて居り、邦人の生産する数量は、全州総生産の約七〇％を占むるの盛観である。

而して面白いことには、邦人と外国人とは夫々その栽培する蔬菜の種類を異にし、一般に邦人以外の外国人は、葉菜類の如き単純性のものを選ぶが、之に反し邦人は主として果菜類並に根菜類の植栽を好む様である。トマトの如きは、サンパウロ州生産量の九〇％が、日本人の手に依り、殆ど独占的に生産される状態にあるし、また馬鈴著も、サンパウロ州総生産の約四〇％は、邦人の手により産出されてゐる現況である。

邦人生産蔬菜の搬出先すなはち市場は七〇％はサンパウロ市場、残余はリオデジャネイロ及サントス市場である。現在サンパウロ市を中心として円周直径四十粁の地域内に分布する邦人蔬菜業者の数は、約四千二百家族と

称らせれ、最近はサンパウロ市郊外のみならず、州内各地方都市に於ける蔬菜栽培業も、亦多く邦人に依って支配せらるゝの傾向にある。

これは各都市人口の増加と文化的向上に伴ひ、蔬菜の需要増加率が頓に高調を示した事を意味するのである。

サンパウロ市近郊に於ける邦人の蔬菜栽培業発達の歴史は相当に旧く、既に明治年代に於て点々試みられたのであつたが、比較的世人の記憶に残ってゐる所では、一九一四年（大正二年）頃鈴木貞次郎が数家族を伴ひ行き、バルエリーの山間で、玉葱を栽培したことなど旧い方である。この玉葱栽培は色々の事情で中絶したが、同年鈴木はコチア地方のカトリツク僧侶と偶然相識り、これが端緒となつてグアタパラー耕地より邦人数家族を伴ひ行き、初めて同地に馬鈴薯の栽培を試みることとなつた。今日『芋のコチア』と称せらるゝ邦人の馬鈴薯栽培地は、既に二十七年の歴史を有するのである。

コチアに次ぎ古きはフレゲジーア・ド・オー地方で、山田浩二が此の地に於て栽培した蔬菜を、馬の背に乗せてサンパウロ市内を直接小売して歩いたと云ふ。更に秋山長寿外六名がジュケリー地方に土地を購入し、馬鈴著の栽培を試みたのは、コチアより一年前であつたと称せられ、又翌年サンタンナ地方ビグード部落へ、西江八郎・生田虎雄の両名が入植し、養豚の傍ら蔬葉を栽培し、之をサンパウロ市公設市場へ搬出したのが、邦人間に於ける市場搬出の囁矢と伝へられてゐる。

この間のことは誰れが本家本元やら分明し兼ねるが、とにかく邦人の蔬菜栽培は大正一、三年頃より、サンパウロ市近郊に於て行はれ初めたと見て誤りない様である。

また中央鉄道沿線地帯では、モジー・ダス・クルーゼス地方が、邦人入植の最も旧き方で、歴史的には一九一九年に其の端緒を発し、コケイラ地方へ鈴木重利が入植し、これ亦馬鈴薯を栽培し、なほ鈴木と殆ど時を同うしてカペラ・リベイロン地方へ西江八郎が転住し来り、同じく馬鈴著栽培を始めた。

トマト栽培の試みられたのは四年後の一九二三年同地の富樫栄之助を以て最初となすとのことである。当時サンパウロ市蔬菜市場に於けるトマトの相場は一箱百五十乃至三百ミルレイスと云ふ高値で取引され、しかも其の殆ど全部が外国人の栽培者に依って生産されて居たのである。一九二六年以降サンパウロ総領事館勧業部に於て、これが栽培技術の指導および優良種子の配布に努めたる結果、邦人蔬菜業者間に著しき進展を見、現今に於てはサンパウロ州全生産高の殆ど九〇％以上を邦人の手で生産する事となり、他国人の同種生産者は全く日本人の為に駆逐せられ、トマト以外の葉菜類の栽培に転向するの余儀なきに至った。サンパウロ市近郊に於ける邦人生産蔬菜の主要なるものにつき、数量並に価格を記すれば大体次の如くである。

一九三九—四〇年度邦人生産蔬菜見積高

種別	数量	価格
馬鈴薯	九〇〇、〇〇〇俵	二七、〇〇〇、〇〇〇ミル（コント）
蕃茄（トマト）	五八、六六八俵	一九、四三六、七〇四レイス
胡瓜	一三、一三五箱	二六二、七〇〇
茄子	七、二九〇箱	一〇三、〇六〇
花椰菜	三三、一三〇俵	四一七、五六〇
甘藍	六四、八〇〇俵	七一三、八〇〇
小南瓜	一六、四四〇箱	二一三、七二〇
莢豌豆	九、八四〇箱	一五七、四四〇
莢菜豆	四四、二六〇箱	四四二、八〇〇
蕃椒	三、七二〇箱	二四、一八〇
甘藷	六、一二〇俵	七九、五六〇
胡蘿蔔	四、四四〇箱	六二、一六〇
大根	五、五六〇俵	三九、〇六〇
南瓜（乾果）	八五、八〇〇個	一一、一五四
アスパラガス	九、六六〇瓩	三八、六四〇
玉葱	九、一二〇打	一八、二四〇
白菜	一、九八〇俵	一三、八六〇
青玉蜀黍	三、七二〇俵	二六、〇四〇
筍	一六八俵	一、六八〇
隼人瓜	五二六箱	三、六九六
里芋	二四〇箱	二、四〇〇
計		四九、〇五六、四五四

なおここに邦人の蔬菜栽培に関して逸すべからざる史実は、国都リオデジャネイロ及ミナス・ジェライス州首府ベロ・オリゾンテの近郊は素より、遠くバイア州等にまで進出せることである。

殊にバイア州への進出は、州の執政官ジエラシー・マガリャーエスが、州の首府サン・サルヴアドール市に於

ける蔬菜の供給不充分なるに鑑み、既にサンパウロ市近郊等に於て優秀なる実績を挙げつゝある邦人蔬菜栽培業者を招致せんとし、之を我が沢田大使に申出たのが発端で、先づ在サンパウロ総領事館より、江越技師および拓務官加藤義明を同地に出張せしめ、調査および土地の選定を行はしめ、首府を起点とするバイア州中央鉄道約二十六粁のアグア・コンプリーダ地方に、州政府をして面積九十六エククールの土地を購入せしめ、入植の準備成るをまって、サンパウロ市近郊の蔬菜栽培業者中より、斯業に経験ある優秀家族五戸、即ち

氏名	原籍地	家族人員	在伯年限
田中重治	島根県	四名	一二
荒木留之助	茨城県	三名	一四
荒木次之助	茨城県	三名	一四
西田数馬	石川県	七名	一三
寺山清記	北海道	九名	四

を選抜し昭和十二年二月二十八日サンパウロ市出発、三月二日サントス港より出帆、同八日サン・サルヴアドール着港直ちに前記の土地に入植した。

（ホ）果樹栽培

ブラジルは熱帯より亜熱帯および温帯に至るまでの気候を有し果実類は極めて豊富で、その種類も五十有余に達するが、最も一般的なものはバナナ・柑橘類・パイン

アップル・マンガ・アバカテ等であり、サンパウロ州に在っては、今日まで温帯果実に属する林檎・梨・桃・葡萄等は凡て之を輸入に仰ぎ、州内に於ては栽培不可能或は至難なものと考へられてゐたが。日本人に依って試栽せらるゝに及び、桃の如きは外国品に劣らぬ優良品を結実せしむるに玉った。これも邦人のブラジル国産業に貢献した一として誇り得るのである。

邦人のサンパウロ市近郊に於ける果樹栽培は、一九二〇年（即ち今より約二十年）以来の歴史を有し、最初中央線スザーノ駅附近に於て、萩原喜作が桃の栽培を試み、その生産せる果実を、サンパウロ市なる知人のブラジル人家庭に直接販売したのを以て濫觴とする。翌一九二一年同地方に西岡隆一も亦桃の栽培を開始し、これに統いて更に一九二五年に中央線モジー・ダス・クルーゼス地方に、揮旗深志が相当広面積に亘り、本格的に桃の栽培を行った。揮旗は農学士でもあり、非常に研究心強く、品種の選択・剪定、施肥等に意を砕き、種々困苦の末、可なり立派な桃をサンパウロ市及リオデジャネイロ市場へ搬出するに至った。当時「桃揮旗」として名を成したが、邦人にして其の生産せる桃を市場に搬出したのは揮旗を以て最初とする。而して此の実績により刺激を受けた同地帯の邦人蔬菜業者は、蔬菜栽培に因りて地力の消耗せる地域の利用と、更に永年作物を織込んだ合理化せる農業経営の安全性に鑑み、桃・無花果・葡萄栽培の復式経営に向つて進展する者、逐年その数を増加し来った。

最近数年来、単に中央線のみならず、サンパウロ市近郊の他方面に於ても同様の傾向を辿り、果樹栽培特に葡萄栽培を併営するもの、著しく其の数を加へつゝある現状である。一般に邦人生産の果実は其の量今なは少きも、品質優良にして前記の桃・無花果の如きは全く日本人独占の状況にあり、これ等の果実はリオデジャネイロ、サンパウロの両市場へ供給するもので、生産数量の増加と品質の改良とに伴ひ、将来はブラジルの果実輸入を防圧するに止まらず。更に海外輸出にまで延び得る有望事業と考へられる。労働を唯一の決勝力としたブラジルの過去は去り、今や智能技術の時代に入つた所に、日本人の進展すべき分野がある。

今参考のためサンパウロ市に於ける近郊邦人栽培果実の予想生産高を示せば大略次の通りである。

一九四〇年度邦人果実予想生産高

桃	イタケーラ地方	二、〇〇〇箱	二〇、〇〇〇ミルレイス
	モジー・ダス・クルーゼス地方	一二、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
	スザーノ地方	二、〇〇〇	二〇、〇〇〇
	其の他	二、〇〇〇	二〇、〇〇〇
	小計	一八、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
葡萄	イタケーラ地方	八〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
	モジー・ダス・クルーゼス地方	二〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
	其の他	七〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇
	小計	三五〇、〇〇〇	五二五、〇〇〇

イタケーラ地方	一五〇、〇〇〇
モジー・ダス・クルーゼス地方	八五五、〇〇〇
無花果 其の他 小計	
合計	

（ヘ）茶の栽培

珈琲に明け珈琲に暮るゝブラジルとは云へ、茶も亦飲まない訳ではない。中産以上の家庭に於ては、漸次需要が拡大さるゝ様になつて来た。併し其の消費は未だ大した額に達しては居らぬ。日本人は緑茶を好むが、ブラジル人は全部紅茶であつて、曾てはリプトン茶の輸人に依って彼等の嗜好を満たして来た。所が大正の末期より、主としてイグアペ植民地の邦人がこゝに着眼するや、今では寧ろ生産過剰の傾向さへ見る程となつた。其の額こそ少いとは云へ、日本人の此の国に移住せる事に起因せる新産業と云ふべきものである。手こまやかな而かも非常な注意を要する此の種の栽培乃至製造は、到底一般外国人には凡そ不向なものゝ様である。

現在ブラジルに於ける紅茶の産額は、大約年二百噸内外で、而かも其の九割はサンパウロ州の生産に係り其の亦九割以上は、実に日本人の手に依って市場に供給されてゐる状況である。それゆゑ茶に関する限り、サンパウロ州を語ればよく、またサンパウロ州の茶を記述するには、日本人の斯業を尽くせば事足るのである。

今試みに一九三八年に於けるサンパウロ州の茶栽堵につき、地方別に示せは左の通りである。

地方名	栽培面積	生産茶数量
サンパウロ市近郊	一四	八、八五〇
ジャカレー	二	一、五〇〇
モジー・ダス・クルーゼス	六	四、〇〇〇
イグアペ植民地	二〇六	二二、〇〇〇
計	二二八	二七、二五〇

ブラジル人の茶の栽培は、既に百年以上の往時に始まつてゐるが、邦人の茶栽培の沿革は、大正十年頃、時の海外興業会社レジストロ植民地の試験農場主任長島鼎が、サンパウロ市近郊外モロンビー在住の「ドイツ人農場より少量の種子を持ち乗り、その試験場に試植したことに始まり、越えて大正十二年同地移住者岡本寅蔵が、若干の苗樹を栽植して、本格的に緑茶の製造および販売をなすに至った。その後漸次製造量は増加したが、何分緑茶は在ブラジル邦人のみの需要に限られ、将来性に乏しきため、昭和三年、時の植民地副長相良三介の勧めもあつて、岡本は紅茶の製造に転向することゝなつた。

当時ブラジル国内にあつては、ミナス・ジェライス州に於て、極少量の紅茶が生産されたのみで大部分は輸入リプトン茶であつたから、岡本の紅茶は、今日より見れば、予想外の高価を以て取引されてゐたのである。

之に刺戟せられ、植民地一般に製茶熱勃興し、急激に植栽面積の増加を招来し、諸所に於て、不完全なる設備と拙劣幼稚なる方法を以て、紅茶製造業が氾濫するに及び、漸次品質不良と生産過剰に因る探刻なる不況に喘がねばならぬ結果となつた。こゝに於て業者の団結に依る品質の改良と販売の統制を余儀なくせられ、昭和十一年七月『南聖製茶業者同業組合』の設立を見たが、当時茶の栽培に従事せる者は二百九十二家族、其の植栽面積実に四百九十五アルケイルスであつた。

同組合設立と同時に、海外興業会社の斡旋に基き、先づ品質の改良を計るため、拓務省の援助を得て、日本より専門技師を招致することに成功し、翌昭和十二年一月より三月に亘る三箇月間、静岡県茶業組合技師泉地由太郎の懇切なる指導を受け、多大の収穫を見るに至つた。

而して将来ブラジル国外への輸出を予想し、再製工場の必要を痛感し、越えて十三年拓務省の援助と、一方海外興業会社および泉地技師の斡旋により、従来組合に加入し居らざりし製茶業者をも網羅し、ここに『有限責任シャー・トゥピー持分組合』（Ｓｏｃｉａｄａｄｅ　Ｃｈａ　Ｔｕｐｉ　Ｌｉｍｉｔａｄａ）の設立を計り、再製作業と格附および販売統制を期することゝなつた。

爾来幾多の曲折はあつたが、とにかく一意専心業者の結束と努力により、今日までに漕ぎつけ、最近は世界の動乱に幸ひせられ、市価も諏当有利に展開しつゝある。昭和十五年中の事業概略は、生産約七〇噸、販売六〇噸

（内、国外へ四〇噸ブラジル国内二〇噸の見込）で、国外仕向先は、戦前に於ては、ドイツ・オランダ・ベルギー・スイス及アルヘンティナの諸国であつたが、現在はアルヘンティナ、チレ、ギアナ、ヴェネスエラ等である。また茶業現勢は、栽培者約五十家族、栽培面積約百二十アルケイレス、生産高約百十噸である。

斯くして日本人は、ブラジルに於ける茶の栽培創始者ではなかつたけれども、斯業をして今日あるに至らしめたのは、確に其の努力の賜物であつた。

（ト）養　蚕

ブラジルに於ける邦人養蚕家の元組は福島県人佐藤次郎である。大正二年年令二十二三歳で、サンパウロ州モジアナ鉄道タンバウー駅リオ・クラロ耕地に通訳をしてゐた時の事である。佐藤は其の耕地内の、とある桓根に桑樹が茂つてゐるのを見て、桑の出来る処なら蚕が飼へようと先づ考へた、しかし上族必要なるマブシはどうしたものかと思案した所、附近に生えて居たサマンバイア（註・羊歯科植物）に気が付いた。よし是れなら、なんとか工夫もつくだらうと腹を決め、耕主に伐頼して農商務省から蚕種を取り寄せることにした。兎も角飼育して見た結果は、極めて上々であつたので、之に勢を得、妻の副業として三年も続けた。当時サンパウロ州には、製糸工場と云ふものはなかつたから、繭で売る訳には行かぬ。止むなく坐繰器を自作して糸をとつた。最初出来たのが

五キロの絹糸である。そこでこの糸を携へてサンパウロ市に出で、紡績会社を訪ねた。その頃サンパウロ市にはイタリア人マタラッゾ及トルコ人の小規模な一会社があつたのみである。絹糸一キロ二十八ミルレイス（当時の為替相場は円当り伯貸一ミル五、六百レイス）なら買ふと云ふ。その頃ブラジルへ輸入せる絹糸は主としてイタリア産のもので、工場着一キロ四十一ミルレイスの相場であつたとの事である。之ではものにならぬ。なぜならば、キロ当たりの生産費が一切で三十八ミル二百レイスかゝつたからである。

そこでマッピン商会へ行つて、陳列してある絹物加工品を調べて見た所、小売値段ではあるが、一キロのハンカチーフは八百ミルレイス、リボン類が一コント百ミルレイスの割合になつてゐた。絹製品には莫大な輸入税がかゝつてゐるからであらう。そこで絹糸を更に織物とするまでに漕ぎつけねはならないと考へた末、大正二年日本から機織器（バッタン織）を取り寄せ、自ら織って見た所、一キロの糸で幅二尺八寸の羽二重二十二米が出来上った。地方で売って、一米が十八ミルレイスで捌けるから、全部で二百九十六ミルレイスとなる。両して生産費概算は、絹糸代約三十八ミル二百レイス、紡績労銀三十ミルレイス、計六十八ミル二百レイスに過ぎなかつたから、これこそ日本で夢見た金の成る木であると書び、気持だけは一躍ブラジル一の成功者になつて仕舞った。

早速耕主に相談して支配人の職を辞し、同耕地内に五

十町歩の桑園計画をなし、耕鋤機でどしどし整地を始めた。といふ本人の実験談が、邦人の養蚕に関する文献に記録されてゐる。

また之と前後して、桂植民地に於て、一九一二年青柳郁太郎が其の経営に当り、州政府より桑樹を取寄せ、一九一六年イタリアに注文した蚕種を以て、当時の同地農業技師橋田の妻が、飼育を試みたこともあり、更に其の後小野豊蔵外数名の邦人により、再度斯業が企てられたけれども、当時の事情は之が発達を促すまでの機運に立至って居らなんだ。この養蚕が漸く盛んになつたのは、一九二三年以後のことで、それはサンパウロ州政府の補助に依る『カンピーナス内国絹業会社』なるものが創設され、毎年二百五十コントスの補助金を受け、大いに斯業の発展に努力した事に因るのである。即ち蚕種および桑苗の無料配布・蚕児飼育の指導・生産繭に対する最低価格の保証等、相当徹底した助成方法を講じた結果、一九二七年同会社の発表に依ると、生繭収穫量一三五、〇〇〇キロの多額に達し、更に一九三五、六年には四〇六、〇〇〇キロに躍進した程である。

現在ブラジルに於ける生繭の産出高は年々四十万キロを上下して居るが、その約八割はサンパウロ州が産し、更に其の又七割近くは実に日本人に依る生産である。一九三八年に於るサンパウロ州の生繭収穫量は二十九万四千キロで、栽植せる桑樹の数は八百四十万本を算した。

邦人移住地で養蚕の最も盛んなるは『ブラ拓』管下の

バストス、チエテ、アリアンサで、之に次ぐはイグアペ植民地、パウリスタ線のガーリア、ドゥアルチーナ、ノロエステ線のバウルー、アヴァイー、ピリグイ、アラサツーバ、リンス等に於ける邦人移住者である。

ブラジル国内の養蚕業に於て、サンパウロ州が占むる重要地位と、日本人の生産量が、全国のそれと此較して、如何なる割合となつてゐるかを示すため、在サンパウロ帝国総領事館勧業部の調査に基き、左表を掲出する。

ブラジル生繭生産一覧表（単位瓩）

年度	全伯国生産量	サンパウロ州生産量	邦人生産量	伯国生産に対する邦人生産比率
一九三〇—三一	二五九、五五〇	二五五、五五〇	一三七、四八五	四五%
一九三一—三二	四一三、二五三	三七二、二五三	二〇五、〇〇〇	五〇%
一九三二—三三	四九九、一〇〇	四五六、七〇〇	二五五、〇〇〇	五一%
一九三三—三四	五九九、五〇〇	五五〇、〇〇〇	三五九、七〇〇	六〇%

次に一九三二年五月末現在、**サンパウロ**州内邦人養蚕家の地帯別は、左の通りであつた。

地帯別	飼育個所数	桑樹数	飼育戸数	飼育者数	蚕卵掃立数量	生産収繭量
サントスージュキアー線	六	一三九、〇〇〇株	五四	七四	一〇、三五〇瓦	一七、五〇〇瓩
ソロカバナ線	一三	八三五、〇〇〇	二〇五	二〇五	二六、五〇〇	四五、〇〇〇
ノロエステ線	一〇	四七四、〇〇〇	一三四	一四四	六〇、一〇〇	九七、五〇〇
パウリスタ延長線	七	二三三、〇〇〇	七四	一〇〇	三一、五〇〇	六〇、六〇〇
アララクワラ線	三	五二、〇〇〇	二〇	二六	一二、五〇〇	二一、五〇〇
モジアナ線	三	二四、三〇〇	三五	三五	四、三〇〇	七、〇〇〇
パウリスタ線	三	五、〇〇〇	三	三	六〇〇	九〇〇
ドゥラデンセ線	一	七〇、〇〇〇	一〇	二四	六、〇〇〇	一〇、〇〇〇
セントラル線	二	六、〇〇〇	二	二	七〇〇	一、一〇〇
計	四八	一、八三八、三〇〇	五三七	六一三	一五二、六五〇	二六一、〇〇〇

規在最も組織的かつ統制的に邦人の養蚕が行はれてゐる地帯は、イグアペ植民地および『ブラ拓』管下に属するバストス、チエテ、アリアンサの三移住地であつて、昭和十四年度（一九三九年）の生繭産出高は、イグアペ植民地五二、七〇〇キロ、バストス移住地四三、六九八キ

ロ、チエテ移住地二二、一九〇キロ、アリアンサ移住地一八、七五五キロで、全サンパウロ州生産の約五割に相当してゐる。

而かも、バストス、チエテ両移住地には二百釜近き製締工場を有し、同年度に於ける製糸産額は合計七、二九五キロに達し、その過半は両移住地の絹織工場に於て加工され、染色までされて、サンパウロ及リオデジャネイロ市場へ送出されて居る現状である。

曾て一九二二年のブラジル独立百年祭に際し、ブヲジルを訪問した南米視察実業団の中に、世界の製糸王片倉兼太郎が加はってゐた。ブラジル滞在中の或る日、談義がたまたま此の国に於ける養蚕業に触れたとき、一団員が片倉に向ひ『若し在ブラジル邦人間に養蚕が旺んとなつた暁は、将来日本の蚕糸界に対する一大脅威となりはせぬか』と揶揄したのに対し、片倉は『事実その様にブヲジルの風土が養蚕に通してゐるならば日本人がやらなくとも、必ず何れかの国人によって発展するであらう。手を拱いて恐れて居るべきでない。寧ろ我れより進んで優越地歩を占むべきである』と答へて悠然と銀色の長い顎髭をしごいて一笑したので、一座の人々も流石は片倉だけあると、その慧眼に感服したといふ逸話がある。

自然を最も効果的に利用することが農民本来の道であつて、之に逆行することは余儀ない場合に限られた変則的な行方である。されば天然絹糸が必要である限りに於て、ブラジルの養蚕は益々隆昌に赴くであらう。要は一

層の研究と組織力と之に対する邦人農業者の自覚にある。

（チ）養　　鶏

養鶏も亦日本人のサンパウロ州移住に依って躍進を遂げたものの一つである。現在ブラジルに於て養鶏の最も普及発達してゐる州は、サンパウロ及リオデジャネイロの二州であつて、特にサンパウロ州は日本人の養鶏家に依って著しき促進を見るに至った。十数年まで養鶏は徒に金持の道楽程度に過ぎず、一般は殆んど無関心で、所謂地玉子を以て市場の需要に供して居た実状にあつたが、一九二六年中央線イタクアケセツーバに仏人シャール・トーテンが、グランジャ・マンヂー（マンヂー養鶏場）の経営に着手し、実利的採卵養鶏を開始してより、一般の注意を惹く様になつた。

邦人間に養鶏熱の高まつたのは、一九三七年前後からで、比較的新らしいが、歴史的に見れば相当旧い。即ち一九二四年にサンパウロ市近郊サンタアンナに於て、日本人某が既に白色レグホン種数百羽を飼養してゐた。恐らくこれが邦人養鶏の端失であらうと思はれる。越えて一九二五年イタケーラに於て、長島・松本・富田の三名が開始し、一九二八年には中央線タウバテーに在住してゐた農学士服部武雄も之に着手したのであつた。翌二九年から三〇年にかけて、コチア、フレゲジーア・ド・オー等に於ても、数家族の日本人が之を試み、更に同じ頃サンパウロ州奥地アリアンサ移住地にあつては、中沢豊

二・網野晴慶の両人が日本の経験を同地に移してゐたし、翌一九三一年海外興業株式会社の創設経営に成るサンパウロ市近郊エメボイ農事実習場も、場長農学士松本圭一の計画に依って、翌年より養鶏業実現の運びとなつた。

中央線モジー・ダス・クルーゼスに於ては、田辺重明を以て嗜矢となすが、一九三二年アリアンサ移住地より転任した滋野および前記田辺の両名が、本格的に種卵および雛の供給を始むるに至り故に邦人養鶏界は頓に隆盛の一途を辿る事となつた。技術的にはカザ・ヴェルデの宮田正一、アリアンサ移住地より転住した酒井章二、同じく遠藤農夫雄コチアの仲川、古田土等に負ふ所大であり、養鶏業者の統制、組合の設立、或は指導奨励等に関しては、モジー・ダス・クルーゼス産業組合長であつた故硬辺孝、現コチア産業組合専務理事下元健吉、イタケーラ植民地の前掲松本圭一等の努力を多とすべきであらう。

なほ採卵養鶏として最近高級多産系の飼育が計画され、日伯農事協会及コチア産業組合等が、日本産の種鶏を輸入し、之が淘汰に腐心すると共に、ブラジル養鶏界の改良に進出しつゝある。恐らく今後サンパウロ州養鶏業に何等かの偉大なる貢献を斎らすであらうと期待されてゐる。

現在サンパウロ市近部の邦人養鶏者は、四百五十家族を算し、飼養鶏約十万に達し、サンパウロ市近郊飼養鶏全数の約六〇％を占めてゐるものと推測される。サンパ

ウロ州内奥地に於ては、アリアンサ移住地が断然頭角を抜き、一万羽を超ゆる現状である。

ブラジル人および日本人を除いた諸外国人は、何れも大規模の養鶏場経営者が多く、特にドイツ人・ロシア人・イタリア人の中には、相当の資本を投じて之を専業とする者あれど邦人養鶏業者は、一般に之を副業として営み、最も堅実なる採卵養鶏を行ってゐる。

三　農村産業組合

ブラジルに於ける産業組合が法律の上に判然と淳び出たのは、ヴアルガス政権以後の事に属し、即ち一九三二年十二月十九日附大統領令第二二三九号がそれである。勿論この法律制定以前に於ても、実際には任意団体に依る産業組合は存在したが、主として都市工場且その他の組織した購買組合であり、農村地に在っては僅に邦人の組織に成る数組合を出でなかった。

而かも是等の組合は、商法の一般規定に準拠して其の運営を持続して来たのであって、何等法律上の恩恵に類するものは享けて居なかったのである。以上の如き次第で、伯国に於ける産業組令は歴史的に見るも極めて新しきものであり、従って其の発達の経路乃至内容も未だ諸他の先進国に比すべきものなきは勿論である。

ブラジルに於ける農村産業組合が今後如何なる業連の経路を辿るかは予断し難いが、内奥地交通の発達・中小産農の増加・教育の普及・在住外人に対するブラジル国

の同化力、乃至資本主義の発展等につれて、相当重要な役割を演ずるに至ることは疑ひないであらう。組合法制定前に於て、サンパウロ州農村地に此の産業組合が設定運営されてゐたのは、日本人間に限られてゐたのであつてこの事は邦人の教育程度を物語ると同時に、中小産農の集団が与かつて力ありしを意味するのである。

歴史的に見れば、在ブラジル邦人の農村に於ける産業組合は相当古く、既に一九二三年ミナス・ジェライス州コンキスタに於て、同地米作者に依り試みられたことがあり（上巻四二一頁参照）、海外興業会社経営のレジストロ植民地に於ても、亦この種組合の発生を見たのであるが、組織的な形態と認識を以て設立さるゝに至ったのは一九二七年末の『コチアバタタ生産者産業組合』（注・バタタは馬鈴薯）で、これが其の濫触と称すべきであらう。コチアは邦人馬鈴薯栽培の一大集団地で、馬鈴薯ばかり作って、米その他一切の日常必要品を貸幣経済に俵存する所のサンパウロ州に於ける変則的な一植民地である。馬鈴薯の市価如何に依っては、首を吊らねばならぬと云ふ危険極まる片寄った農業であるため、その必要から、先づ此所に産業組合が発生したのは、何等不思議とするに足らないのである。次に古いのは海外興業会社　イグアペ植民地であり、つづいてサンパウロ市郊外ジュケリーの邦人蔬菜業者に依って設立されたが、内奥地邦人移住地で最も古きは、一九三〇年五月に組織を見たアリアンサ第二移住地のそれである。この第二アリアンサ産

業組合は、その発生に於て、コチア其の他とはいささか趣を異にし、移住者の移住地建設に対する理念信条より発足したもので、経済運動の外に、相当深い思想的なものが存在してゐた。この運動に極めて熱心であつた故遠藤源吉の如きは、曾て日本に於ける産業組合の権威者であり、サンパウロ総領事館に於ても幾度か同人を招聘して、理論と実際とに就き研究した程であつて、識見人格ともに指導者として申分なく、なおこの外にも多士済々であつたから、何等他の指導を必要とせず、又その後に於ける邦人産業組合のそれの如く、補助金や天降り式追従に依って出来たのではなかつた。

今日ブラジルに於ける邦人農村産業組合は、その数二十を越え、一九三四年四月二十三日には、在サンパウロ帝国総領事館の斡旋で、『日伯産業組合中央会』が設立されて、地方組合の統制を計り、外観甚だ盛況を極め、内容も亦漸次充実の一途を辿りつゝあるかに見えるが、斯くの如き発達を促進し得たことは、一に帝国総領事館の指導奨励・特に赤松裕之総領事の関心、並に勧業部の青木林歳に負ふ所大である。

併し前述の如く、邦人農村産業組合の殆ど全部と云はぬまでも、その大半が、天降り式で出来たものであり、従って組合員に理解と道義心を欠く点またすくなからず、その上ブラジルに於ける特種な事情が纏綿して、前途必しも楽観を許さずとなすも、短かな歳月間に鼓まで来たことは称賛に値ひするであらう。

以下頁を逐ふて日伯産業組合中央会を始め主なる農村地産業組合の沿革等に就いて概述したいと思う。

日伯産業組合中央会　　は既記の如く一九三四年四月二十三日サンパウロ総領事館の斡旋に依って創設され、当時これに加入せる組合一六、出資口数八三〇、その出資総額八三コントスを以て活動を開始し今日に及んだが、一九三九年十二月末には、加入組合は更に四を加へて二十となり、出資口数は一、六八六、出資総額は一六八コント六〇〇ミルレイス（内払込済額八〇コント六五〇ミルレイス）に夫々増加した。

次に此の中央会の機構は、販売および購買に於ける邦人産業組合の自治的中央機関とし、指導に要する経費は、事業部より収得する利益の外、必要に応じて各加入組合が之を分担することになつてゐる。

最高幹部たる理事長は、初代がプロミッソンの佐々木光太郎であつたが、後バストス移住地の脇山甚作が之に代り、最初より専務理事たるコチア産業組合の下元健吉と共に、今日に及んで居る。なほ其の下には堀清・小倉信吉・石川文夫・高常太郎等の新進が、統制ある活増振りを発揮してゐる。

なほ中央会に加入せる二十の各地農村産業組合の名称、ならびに一九三九年度末に於ける組合員数・出資口数・出資金額等は、左表の通りであつた。

組合名	組合員数	出資口数	出資金額	払込済出資額
コチア産業組合	一、六二〇	一五、〇六〇	一、五〇六、〇〇〇、〇〇〇	一、四九三、一三〇、〇〇〇
モヂー・ダス・クルーゼス	四七一	一、四一四	一四一、四〇〇、〇〇〇	九八、九三〇、〇〇〇
ジュケリー	一四八	八二二	八二、〇〇〇、〇〇〇	四九、七五〇、〇〇〇
サンパウロ市郊外	二〇〇	三九九	三九、九〇〇、〇〇〇	二四、九一七、二〇〇
平野	三七〇	一、四九〇	一四九、〇〇〇、〇〇〇	七四、五〇〇、〇〇〇
ブロミッソン	一八九	一、四七五	一四七、五〇〇、〇〇〇	一四四、二八六、一〇〇
上塚	六四	七三四	一八、三五〇、〇〇〇	一八、三五〇、〇〇〇
アヴァレー	九八	二、二二〇	二二二、〇〇〇、〇〇〇	二一五、三五〇、〇〇〇
バストス	九二八	二、四七〇	二四七、〇〇〇、〇〇〇	一三五、三〇八、〇〇〇
アリアンサ	七九五	一、〇七五	一〇七、五〇〇、〇〇〇	八七、二九九、〇〇〇
ヴェラ・クルース	一四五	一、三一七	一三一、七〇〇、〇〇〇	一二、二〇〇、〇〇〇
第三アリアンサ畜産組合	一六八	三五〇	三五、〇〇〇、〇〇〇	三二、五〇〇、〇〇〇
トレス・バラス	三六〇	六四五	六四、五〇〇、〇〇〇	二八、七〇五、〇〇〇
チエテ	六六四	一、一〇八	一一〇、八〇〇、〇〇〇	六九、六五九、〇〇〇
ジュキアー	一八三	五五四	五五、四〇〇、〇〇〇	五五、〇五二、一〇〇
レジストロ	八五	一、四二二	一四二、二〇〇、〇〇〇	一四一、八五〇、〇〇〇
イガラパーバ	一五〇	二、〇一〇	二〇一、〇〇〇、〇〇〇	一四九、八七五、〇〇〇
パラグワスー	三〇一	三、〇三〇	三〇三、〇〇〇、〇〇〇	
アラサツーバ	五八	六一〇	六一、〇〇〇、〇〇〇	一五、二五〇、〇〇〇
マリリア	一三八	五四五	五四、五〇〇、〇〇〇	一〇、九〇〇、〇〇〇
計	七、一三五	三八、七五〇	三、八一九、九五〇、〇〇〇	二、八六七、八一一、四〇〇

備考・同年度に於ける加入組合全部を合計した預り金は約一万コントスと推定され、假売四万三千コントス購買約二万コントスと概算された。

コチア産業組合

既記の如く、在ブラジル邦人の組織せる産業組合中、最も古く且その発達も顕著で組合員数に於ても将又その事業に於ても、断然頭角を抜いて居る。

馬鈴薯栽培を目的として、邦人農業者が諸方から集来した当初、コチアには一時武部繋を中心とする産業組合なるものが存在したが、産業的団体と云ふよりも、寧ろ政治的であったため、同地植民者間の軌轢に災されて、潰滅に帰して了った。その頃から漸く移植民者が増加し、各地に植民地が建設せられ、真面目に農業者の経済的発展が考慮せらるゝにつれて、朧気ながらも産業組合運動の気運がかもし出されて行つた。即ち一九一七、八年頃、

コチアの重鎮矢野桝治の主唱で生産物の運搬と保管のため、倉庫をサンパウロ市の郊外ピニェイロスに置き、コチアからピニェイロスまで道路を開設すると云ふ案が出て、之は頗る真剣に考慮され、植民者一同も努力したものであつたが、種々研究の結果、当時州政府で道路開設の計画があつたため、その後に倉庫を置くも晩くあるまいと云ふ事になり、この運動は自然下火になつて行つた。その時代は今の総領事館勧業部が農事部と云って、外務省の管轄の下に移植民の指導に当つて居た時代であつて、在ブラジル同胞間に金融機関設置の要望高きに鑑み、その可否を種々の方面から調査考究しっつあつたが、結局当時の有様では急速に実現不可能と云ふので、何か之に代るべき施設を求め、遂に産業組合によつて、農家の経済的基礎確立に努める方針を定め、農事部を通じて種々調査を進め、適当と認める地方には奨励助長するの策を取つた。偶々農事部技師江越信胤がコチアに講演して倉庫急設の必要を力説するや、忽ち植民者一伺の共鳴を得、殊に下元建吉等の熱心な主張から、この問題が再び論議さるるに至り、植民者および生産物の激増による市場価格椎持の必要に鑑み、組合設置が急激に具体化するに至り、一方農事部の積極的援助もあつて、遂に一九二七年末現在の組合が創立され、『有限資任コチアバタタ生産者産業組合』なる名称の下にその活勤を開始するに至り、日本政府から一九二七年及二八年の両年度に補助金を下付されたが、その後打続く不況と内部的な事件のため、

一時極めて困難な時代にも遭遇したが、良く之に打勝って今日の盛大を見るに至った。

なほ在ブラジル邦人の農村産業組合の最高峰たる此のコチア産業組合の一九二七年より一九三九年に至る期間の、歴代の理事長並に専務理事は、次の通りであつた。

	理事長	専務理事
初代	下元健吉	中尾熊喜
二代	下元健吉	中尾熊喜
三代	村上誠基	中尾熊喜
四代	矢野拱治	吉本進
五代	矢野拱治	下元健吉
六代	矢野拱治	下元健吉
七代	山下龜一	下元健吉
八代	山下龜一	下元健吉

モジー・ダス・クルーゼス産業組合

中央鉄道線モジー・ダス・クルーゼス市を中心とした附近一帯の邦人蔬菜業は、一九三三年の交に於て既に三百家族を超え、主作とするトマトの出荷数量増加に伴ひ、最早サンパウロ市場のみにては捌き切れぬ状態となつたため、一九三三年三月八日『モジー・ダス・クルーゼス出荷組合』を創立して、リオデジャネイロの市場開拓に備ふると共に、同業者に対する指導統制を計る事となつた。一九三九年九月一日二回目の改組に於て、名称を『モジー・ダス・クルーゼス産業組合』と改め、その登録を

完了したが、現在の事業内容は、信用・購買・販売および利用を兼ね、信用事業に於ては定期三百コントス、当座三百五十コントスの預金を有し、これに対し貸付金三十五コントスであり、購買部の取扱高年約三千コントス、販売事業にあっては蔬菜三千コントス、果実五百コントス、鶏卵一千コントス、蜂蜜その他百コントスを算し、その組合員の偏せざる農業振りを窺ふことが出来る。更に利用事業の主なるは製材所および医療部で、製材所は蔬菜・果実その他に使用する箱類の製造を主とし、一箇年約三十万個を製出する。なおこの組合は、リオデジャネイロ市場に販売部を有し、ジャカレー、スザーノの二地方に倉庫の経営を為す外、サンパウロ市にも勿論蔬菜部、鶏卵部を包合した倉庫並に取引所を持ち、頗る堅実な発展を見つゝある。この産業組合の特色は、その指導精神の旺盛なことであり、之に関係し努力して来た故渡辺孝・佐川義信・山手寿一・内田重左衛門・佐藤弥七・村上喜文・北沢吉郎・西江八郎・長尾宗次郎・青田武夫・中山完司・内藤克俊・村川欣造・加藤金三郎・佐藤武雄・山藤伝等の一致結束した熱誠が然らしめたもので、特に永く理事長の椅子にあつた故渡辺孝の人格的感化に負ふ所多しと云はねばならぬ。

渡辺孝は福島県相馬郡中村町の産で、明治四十年三月東京外国語学校西語科卒業、大正二年東洋移民会社に入り、同年ミナス・ジェライス州セント・ジョン・デル・レー金鉱行単独移民を率ゐて渡伯したのであるが、間もなく

サンパウロ州に転じ、爾来死に至るまで二十有七年、邦人移植民の為に身を捧げ、偉大な足跡を残した一人で、発展史に洩らすべからざる功労者である。昭和十四年二月二十八日産業組合総会の席上、脳溢血のため倒れたが、同組合は共の功労に報ゆるに組合葬を以てし、更に翌十五同組合構内に胸像を建設して、永く其の偉徳を偲ぶ事となつた。

昭和十五年一月二十五日発行サンパウロ市邦字紙『聖州新報』に、渡辺孝に関する左の如き記事が掲載されて居る。

渡辺孝

読者は昨年二月二十八日モジー産組定期総会の席上、飽く迄組合の精神的植合を説きつゝ突如として逝った故渡辺孝氏の劇的最後を、よも忘れはしないであらう。渡辺孝氏がモジー産組員は勿論のこと、全伯同胞よりモジーの彦左と云ふ愛称を以て親しまれ、又尊敬を受けてゐる所以は其の物質を超越した偉大なる愛の具現者たるに依ると筆者は確信する。

氏の説く移住精神は人類愛の尊き信念に出発し、モジー産組はこの精神に燃え立った加藤・佐川・富樫氏等の手に依って誕生した。当時産組誕生の直接動機たる経済的事情の如ぎこの尊き理想の前には誠に車なる「動機」

に過ぎず。産組誕生の基礎はこうした精神的なものによって既に出来上つて居たと見做し得るであらう。

誕生以来七年、僅かの期間にして斯くも健実なる農村経済機構を打立て、其の事業内容と組合員の統制振りは全く他に見られぬ驚異的存在である。即ち斯くある所以は、其の死の最後まで愛を説いて逝った故渡辺孝氏の指導精神に敬服師事して来たモジー組合員各々の覚醒に外ならずとすべきである。

以上モジー産組が精神的結合の上に築かれたる所以を述べ来つたのであるが、余りにも抽象的に過ぎ或は解し兼ねる読者もあらう。

其の人達の為に他日適当な人によつて渡辺氏の伝記をものさるゝならば、其の時渡辺氏と組合との精神的関係を知り「もつとも」とうなづかれやうと思ふ。又モジー産組を知り、故渡辺孝氏を知る人ならは、此の抽象的一文よく全意を尽したものとも思はれるに相違ない。

渡辺氏の一周忌を目前に迎え、いさゝか産組運動の為、此の一文を世に送り、兼ねて遺族を尉むるものともならば幸甚である　云々。

平野産業組合　　平野産業組合の設立は、一九三〇年すなはち昭和五年の一月十一日であるが、移住者の自覚により、而かも経済的には非常な苦辛をして作り上げた産業組合の一つである。当初は五百口四分の一払込みで、僅に十二コントス五百ミルレイスの資金に過ぎな

かったが、今日はノロエステ線地帯中、押しも押されもせぬ一大産業組合とまで漕ぎつけた。勿論この蔭には山下永一・佐藤勘七・植田勘三郎外数名の努力あることを見逃がすことは出来ぬが三菱傍系の在ブラジル『東山』の厚意と支援を忘れてはならぬであらう。

平野植民地は、その創設者故平野運平が全霊を打込み、而かも若くて同地に骨を埋めただけに何かしら精神的な感化が残つて居り、それが農村の更生力を不断に培つてゐるかに見える。同植民地の事に関し昭和十四年発行の『バウルー管内の邦人』に左の様な一節がある。抜粋して以て同書の著者輸湖俊午郎の感激を伝へ、人格不滅を語る参考とする。

移住者は曾て故平野運平氏の徳を慕ひ、之を久遠に伝へんとして石碑を建立し、又植民地創立二十周年記念祭に際しては、同植民地の恩人故松村総領事未亡人に対し、感謝の意を表さん為、金十コントスを送らんとしたが、未亡人は多羅間前バウルー領事を通じ、そは故人の意志に添はざる故、何卒貴植民地公益の為に、役立たせられたしと申越した。移住者一同は感激措く能はず、重ねて多羅間氏に依頼し故松村氏墓前を飾つたと云ふ。

恵まれざる此の植民地に此の美談を残す。感激・謝恩・仮りの　世に生きてなお喜びあるは誠に此の艶はしき人の心を荒野に求め得　れほこそと思ふ、筆者は所謂邦人植民地なるものゝ数多きを知る。

而も創立者の人格遺風の今日に伝はるもの余りに少きを歎く。

最近十数年ぶりに筆者は平野植民地を訪ふて此の感を深くし、三十二歳の若年にして此の世を去った故人の偉大なる風格を偲ばざるを得なかつた。

昭和九年平野産業組合は、隣接地三千六百アルケイルスを購入して第二世の為に備ふ。この土地は『カーザ東山』の尽力斡旋に　よるものと聞く。東山が在伯同胞に尽くしたる事業の中、恐らくは　最も意義深きものゝ一たるを失はぬであらう。

・平野植民地は今日第一、第二を合し、実に五千アルケイルスの　大面績に近い。悪夢遠く去り、整然として落ちつきある現在の容姿を見る時、筆者は改めて偉大なる先駆二恩人と幾多の犠性者及植民地擁護の残存者諸氏に、感謝の念を禁じ得ぬ。

アルヴァレス・マシャド産業組合

金がもの云ふ世の中でも、事業の主体は飽くまで人間である。併し唯物的な思想の充満した所謂移植民地に在っては、すべてが利己的で社会性に乏しく、従って隣保扶助の精神に立脚する産業組合運動の如きも、所に依っては強力な反産側の地盤と衝突する事となり、その設立運営は仲々容易でない。此のアルヴァレス・マシャド産業租合の如きも其の一例であつて、本格的な産業組合となるまでには、株式会社から商事組合を経て来たと

云ふ想像も及ばぬ曲折があつた。左に『聖州新報』に掲げられた一節を引用して、本産業組合の苦辛に関する一面の消息を伝へる事とする。

其の発祥は一九三二年三月で、当時東京農大出身の板東喜内氏等の主唱に関はるものであつた。当初は未だ組合に対する一般の　認識浅く、為に諸論百出、反対の声さへ起るに及び、余義なく組合実現を将来に託して、ここにア・マシャド産業株式会社を設立した。

株主八十五名、同年五月四日より事業を開始する運びとなつたが元々産組設立を、主眼としたものであつたから、株主等一団となつて農業者の権益擁護と向上発展の為に努力を誓つたのであつた。

斯くの如き真剣さは、やがて二年の後、即ち一九三四年の三月愈々商事産業組合としての実を結び、こゝにいよ々産業組合に近い形体にまで延び上つたのであつたが、何分商事組合は産業組合とは異なり、紬合員外の者に対しても同等の商取引が出来る所から、特に農業者が加入の必要を認めないのみならず、一方損失の場合は之を構成する組合員のみの負担に帰するは勿論である。かゝる犠牲も産組結成の一過程として忍ばねほならなかつたのであつた。

以上の如き甚だむづ痒い経絡を二箇年も辛抱して、一九三六年五月漸く今日の産業組合を見るに至つた。併しながら当初に於ては組合の基礎未だ定らず、それにつけ

込んで反産運動なども起り、組合員の動揺、当事者の苦辛実に涙ぐましきものがあつた。かゝる混乱は主として邦人移植民地に稀れならざる政治的紛争の介入に原因するのであつて、同胞杜会の経済的発達を阻害すること之より甚だしきはないのである。

迂余曲祈多難な試練を経て、事業内容は講買・販売・利用・倍　用を兼ね、着々発展の途上にはあるものゝ、今なほ不良分子の大局を忘れた策動に悩まされ、組合の中心人物たる坂東理事長を始め、同憂の幹部諸氏が奮然立つて戦つてゐる様、満腔の同情と敬意を禁じ得ないである。此の地方はソロカバナ線に於ける邦人発展地として、最も古き歴史を有する一大集団地であるのみならず、地味至つて豊沃ゆゑ、指導精神の確実と在住同胞の協調を得ば、　其の成果は期して待つべきである　なほここに附記したきは一九三八年八月、此の地に創立された『アルヴァレス・マシャド、マンヂオカ栽培業者共同組合』で、邦人間に於ける此の種組合の嚆矢であり、而かもサンパウロ州政府の補助と指導下にあつて、同郡内に於ける独占権を確保して居る。理事長は板東喜内で、大正三年渡伯以来二十有八年間、一意専念土を対手とする以外何等考へたことのないと云ふ拓人先駆の一人である。

バストス産業組合　　バストス、チエテ、トレス・バラスの三大移住地は、『ブラジル拓植組合』の創設経営に関はり、移住者に強力なる産業組合を組成せしめて、や

がて全移住地の経営を之に移管することを前提として出発した丈けに、諸他の邦人農村車業組合とは、その統制乃至指導力に於て格段の相違がある。設立は移住地開設五年後の一九三三年二月十九日、『ブラジル拓植組合』の絶大なる支授と組合員の協力とに依って、内容外観ともに今日ブラジル産業組合の王座を占むるに至った。

殆んど凡ての産業施設を有し、その事業分量と活動範囲の大なる正に驚異に値するものがある。この組合の強味は自作農を基礎としてゐることであり、また人材の豊富なことであって、この故に恐らく将来とも如何なることがあらと微動だにせぬであらう。最高幹部たる脇山甚作・溝部幾太等を始め、移住地支配人の畑中仙次郎・副支配人松本高信の如きこの地に骨を埋めんとする輩が、心血を注いでの事業であり、組合至上主義を以て一貫した熱烈な運動であるだけに、必ずや組合王国の出現も遠くはないであらう。

アリアンサ産業組合

今日アリアンサ移住地は、完全に『ブラジル拓植組合』の統制下に移ったが、元来同組合発生以前に創設されたもので、甚だ複雑な経路を辿って現在に及んでゐる。

アリアンサ移住地建設の歴史は、既に第二章に叙述せる所の如く、その移住者の大部分は所謂日本からの直来者であり、而かもインテリが多かつた。特に信濃関係の第一アリアンサ、次に第二アリアンサには好々たる分子

が青年層にも壮年層にも済々であつたから、理屈も多かつたが、理想も仲々高かった。

従つて産業組合に対する智能者・権威者なども多々存し、建設の当初から其の声は既に有ったのであるが、この移住地の目的とする所も、亦移住者の実力成るを待ち、産業組合を結成せしめて、之に移住地一切の経営を移管するにあつた故、管理者側から見れば、一に時機の間題だけであつた。

併しこれは脚本の筋書きであつて、実際に当つて見ると、協会側の資金欠乏・貸付金乃至土地代回収の困難等、意外な労苦を重ねるのみで、進んで産業組合を組織せしめ、それを支援すると云ふ所まで手は伸びない実状にあつた。経営当事者は斯うした難関突破に一路挺身、その艮心を尖鋭化し、死もなほ易しと奮闘したのであつたが、最早力尽きて移住者自体の意気と発奮に期待するの外なかつたのである。流石に教養あるインテリ層の移住地だけに、この窮状を見るや、移住地全般に亘り、自らの力に依って立たんとする経済自治の気速が油然として沸き返ったのである。それ故アリアンサ産業組合に関する限り、組合員個々の自覚と此の村を如何にすべきやの目標を一にした根強い精神運動の現はれであつて、生んだ親は力足らなんだが、その子は日本民族伝統の強さと美しさを持って居たと評すべきであらう。

第一番に第二アリアンサに設立を見たが、それは一九三〇年五月一日のことで、サンパウロ州内奥地に於ける

最古の産業組合である。第二は翌三一年十月設立の第一アリアンサ産業組合で、第三アリアンサも同年創立せられ、以上三者は連合会を組織して三組合の統制を期して居た。次ぎは『ブラジル拓植組合』新講入地のノーヴァ・アリアンサで、一九三七年八月二十九日に、更に一年遅れて一九三八年十一月八日ヴイラ・ノーヴアにもそれゞゝ設立を見た。

而して以上の五組合は、当然の帰結として一九三九年三月三十一日之が合同を完成し、全アリアンサ三万町歩一千家族の移住地経済自治に巨歩を進むる事となつた。アリアリンサ産業組合の唯一の強みは、珈琲でもなければ棉でもなく、更に又豊沃な土地でもなけれは金でもなく、実に全組合員の自覚と幹部の烈々たる理想および赤誠に有する。この産業組合の中堅は古屋清正・宮尾厚・森田万三・井浦久造等であつて、その識見人格ともに何処へ出しても遜色なき一人者揃ひである。

なお、ここに附記すべきは、第三アリアンサの『畜産加工組合』で、設立は一九三一年で、過去十年間万年事務の長谷謙一郎が苦節を守り、今日豚肉加工に於ては、最も健実な発達を見せ、在ブラジル同胞は将来この方面へも伸びねばならぬのであるから、必ずや其の先駆者たる役割を演ずるに相違ない。

以上によりアリアンサ産組に対する抽象的概貌を尽したが、要するに何事も人の問題であり、それにつけてもアリアンサ産組のために、第一アリアンサの病院で其の

死に至るまで、組合の事を忘れなんだ遠藤源吉と既記渡辺孝の足跡とは、共に邦人産組史を飾りあるものであらう

遠藤源吉

第二節　水　産　業

ブラジルの海岸線は七千二百九十粁の長きに亘り、之にアマゾン大江、サンフランシスコ河、パラグアイ河及パライーバ河の四大河本流を合すれは、その水域極めて広大で、棲息する魚類また千数百種の多きに達するが、左に掲ぐる諸理由に依り、ブラジル国の漁業は今なほ依然として足踏みの域を脱し得ない現状にある。

その理由の第一は、一般ブラジル人が魚類を多く好まぬことで、これが斯業不振の最大原因であると見る事が出来る。記憶に依るも三十年前に於けるサンパウロ市魚商の如き、貧弱なる蔬菜市場の片隅に在って、殆ど問題にされなかつた程であり、後年日本人の増加によつて次第に需要が高められ、イタリア人・ポルトガル人その他の消費に次ぎ、幾分ブラジル人も嗜好を増したかに思れるが、それでも現在これが一大顧客は依然として日本人であらうと推測される。何故にブラジル人は概ね魚類を好まぬであらうか。恐らく濃厚食物を主食とするため、

斯かる淡泊なる魚類の如き物を多く顧みぬのであらうが、同時に其の好まぬと云ふ事よりも、牛・豚・鶏等の肉類を始め、余りに豊富な食糧に恵まれ過ぎてゐるからであらう。試みに何故魚類の消費少きかを問はゞ、好まざるにあらず、骨が多くて喰べるに厄介だと答ふる者が、その大半であらうと云ふ事を、経験から推知し得るのである。兎に角需要の少いことが、漁業不振の最大なる要因に相違なく、第二に一九二三年の漁業に関する発令と、越えて一九二五年の港務局法規に『漁業は凡でブラジル人に限り従事することを得』と定められ、これがため爾来外国人の漁業の途が塞がれ、従って優秀なる技術の活用が出来なくなつた。此の法律の主旨は国防に発して居り他意ないのであるが、その結果は漁労の有能者充分ならず、漁獲量の低率は自然価格の割高を見、一般に魚類は寧ろ無くても事欠かぬ餐沢品視されて居る点も挙げ得るのである。併しブラジルの近海には、事実魚類が多い故、将来何時かは之が加工輸出の時代も到来するに相違ないと思はれる。

邦人漁業の端緒は相当古く、大正四五年の頃既にサントスに於て、極めて原始的ながら、之を業とするもの数家族を算した。次で大正中期に至り漸次その数を増加し、本格的に乗出する者も現はるゝに及んだが、前述の法令と資金不足とはその発展途上に一大支障を来たしたのであつた。併しながら昭和時代に入るや、ブラジルの国籍を取得すると共に、一方漁労法の改善、市場の開拓につ

れて、組織的経営の必要が感ぜられ、昭和二年初めて『ポンタ・ダ・プライア漁業組合』の設立を見たが、更に之を拡大して他の競争者に対抗するため、昭和七年七月一日『サントス漁業組合』を組織して其の陣容を整備した。主なる業務はトロール船の装備・漁獲の統制、製氷および冷蔵庫の施設・共同販売と市場の確保・その他購買事業は勿論、運輸・金融に至るまで、小規模ながら体系を整へて、運営を持続した。

現在帰化して漁業に従事してゐる日系ブラジル人は、約五十家族であるが、彼等は相当数のブラジル人漁夫を使用し、主としてサントス港を根拠とし、夫々モートル船を利用し、西南は遠くパラナー州海面、東はリオデジャネイロ州近海まで出掛けて、目覚ましく活躍してゐる。サントス以外には、パラナー州パラナグアー並にリオデジャネイロ・サントス間の沿岸に邦人漁業者十数家族が散在するも、その実力に於て記すべき程のものはない。

邦人漁業者の漁法は頗る巧妙であり、乾魚その他の加工品を加ふれば、年産漁獲高二千五百コントスを遥かに超え、サントス市場の七割までは、彼等の手に依り供給されてゐる。丸木舟時代からボート時代に移り、更にモトール船時代と推移発展し、昭和十五年度の所有漁船の推定噸数三百六十噸、価格約一千六百コントスに達し、二十噸乃至三十噸の大型船も亦珍らしくない。

今ここにサントス邦人漁業者の府県別表を示せば左の

通りである。

府県別	家族數	人員料
広島	一五	八五
和歌山	二二	六二
岡山	六	三七
鹿児島	四	二〇
東京	三	一八
愛知	二	二二
山口	二	一二
沖縄	一	九
栃木	一	七
茨城	一	七
千葉	一	七
福岡	一	五
計	四九	二八一

第三節　商　業

在ブラジル邦人の商業に関する正確な統計は何処にもない。従って過去二十年を数字的に記述することは全く不可能であるが、併し概論的に其の発達の経路に就て語るは困難でない。

ここに云ふ在ブラジル邦人の商業とは、貿易業者および日本からの投資を基礎として経営されてゐる部類を除いた日本移民それ自体の力に依るものを意味するのである。

在ブラジル邦人にして、規在商業に従事し、之に依って生計を営んでゐる者の数は、約三％と称せられてゐるから、概算一千五百家族内外と推察さたる。此等の者の殆ど凡ては、曾て農業移植民として入国し、一且は珈琲園或は所謂移植民地帯に於て、ある年月を農業に送ったのであるが、性能の欲する所に従ひ、漸次都市に進出して、その方向を各般の商業に選ぶ事となつたのである。

商業と称するには聯か不当の感なきを得ないが、その発生形体は多く行商で、明治四十三年頃、上塚周平一味の製造せる紙細工の玩具或は室内装飾品を、サンパウロ州内各地に商ひ歩いたのが、恐らく濫觴であらうと考へられる。次で所謂移民ではなかつたが、南洋から転住した木藤磯右衛門並に旧く渡伯してゐた松下等の日本品行商が硯はれ、その足跡は既に遠く北伯アマゾニア方面にも及んだ。珈琲園移民出身では、中矢熊太郎などが最も初期に属する行商で、それは大正四、五年の頃リベイロン・プレトを中心として、数年間重い鞄を抱ぎ廻つて居たが、後サンパウロ市コンデ・デ・サルゼーダス街に店を開き、主として日本品を取扱った。同じ頃モンソン植民地からサンパウロ市に出た瀬木四十逸も同じ街に雑貨商を当んだ。当時コンデ街は珈琲園から出て来た邦人の足溜りであつたばかりでなく、大正八、九年の頃は、既に四、五の商店も軒を並べ、上地旅館が出来、洋服屋・理髪店・医師と云ふ風に、貧弱ながら日本人街としての形を整へて居た。

時恰も第一次欧洲大戦に幸ひせられ、一般財界は好調であり、特に日本品は幾多の内外人貿易商に依って、一段と目覚しき進出ぶりを見せて居た。一方ノロエステ、ソロカバナ両鉄道沿線に於ける新地帯開発の邦人移植民も激増し、農産物の増加と其に市場の活溌なる動きに恵まれ、到る所の地方都市に邦人の農産物仲買商や移植民を対手とする雑貨店・飲食店と云ふものが、相次いで出現し初めた。

かくて大正末期より昭和の八、九年頃にかけ、在ブラジル同胞の急激なる人口増加、開拓の驚くべき進展につれ、これ等邦人を背景とし又対象とする各種の商業が繁盛を極むるに至ったのであるノロエステ線に於けるプロミッソン、リンス、カフェランヂヤ、バウルー、ビリグイ、アラサツーバ等の都市、或はソロカバナ線に於るパラグアスー、プレジデンテ・プルデンテ、ランシャリーア、アルヴァレス、マシャド、パウリスタ延長線に於けるマリリア、ポンペイア、ツパン或はバストス、チエテ移住地のペレイラ、バレト市等の如き、その何割かの商業的実勢力は、実に邦人の手中に帰したものと想像し得るのである。

現在サンパウロ在住同胞は約八、九千人と推定され、商業に従事する者のみにても、裕に数百戸に達するであらう。彼等の大半は市内並に近郊一円の在住邦人を顧客とするは勿論、更に其の範囲が拡大されて、広くサンパウロ州の隅々から、遠くパラナー州その他に及び、最近

に於ては、一般ブラジル人社会を主なる対手とする邦人商人も増加するに至った実状にある。

在ブラジル同胞の商業方面に対する過程乃至進展は極めて自然の理に適ひ、最初より軌道を外れてゐなかつた所に特徴があり、堅実なる将来性が約束せられて居ると見る事ができる。即ち土地に依る二十余万の邦人農業者を地盤として出発し、その経済的背景たる年々一億四、五千万円に上る生産力を以て推進力とし、漸次ブラジル人社会へ何等の無理なく進出混入が出来るからである。

第四節　工　　業

職業別によれば、在ブラジル邦人中、工業に依って生計を営む者は、総人口の約二%と推定されてゐるから、家族数にして一千内外と概算される訳である。是等の工業に従事する人々も前節の邦人商業者と同じく、曾ては農業移民であつたものが、此の国の事情に通じ、若干資金の蓄積を見るや、漸次その活路を欲するがまゝに選ぶ事となり、かくして各種工業方面への進出ともなつて、今日に及んだのである。その過程は極めて自然であつて、最初は手近な家庭工業より出発し、て専ら邦人社会をその地盤としたものが、次第に拡大されて一般ブラジル工業界へと進展して来たのである。勿論大体に於て、その内容は未だ幼稚の城を脱せず、二、三の例を除いては、小規模のものたるに過ぎぬが、邦人の智能・技術は、今後

商業方面よりも、寧ろ斯界に将来性を有するかに考へられる。

再三繰返し述べた如く、在ブラジル同胞の中堅は撤頑徹尾農業者であり、先づ大地に探く根をおろし、根幹を養ふて然る後徐ろに各般の文化を期待すべきである。この意味よりする時、片寄つた変則的な飛躍は必しも喜ぶべき硯象ではないのであつて、今仮りに資本の力に依り、最新技術と高度の設備を動員した所謂近代工業の一三が、在ブラジル邦人の手中にありとするも、それが移住の本義を忘れたものであるならば、日本民族の発展途上に何等貢献する所はないであらう。要は有史二千六百年培はれて来た日本民族の分派が、この国に於て不具とならず、その幹その枝ともに偏せざる発育を遂げて、その花その実の誇るべきを期するにある。

これが為には、邦人問に於ける有らゆる職域上の連鎖と、ブラジルをしてより良き国家たらしむべく体制を整へる必要があらうと思ふのである。

前述の如く、在ブラジル邦人の工業は、その大部分が在住同胞を対象として発生した為に、種別も従つて各般に亘ってゐる。今その概貌を知る参考として、昭和十五年在サンバウロ市日伯情報社の発表せる一部分を、左に抜粋する事とする。

その種類も各方面に亘り最も多数を占むるものは飲料品製造・嗜好品製造業、染色、洗濯業である。食料品製

造中主なるものは、めん類、菓子製造で小現模ながら奥地農村地帯に於ては相当見るべきものがある。飲料工業は殆んど酒類の醸造で、マト・グロッソ州カンポ・グランテ、サンパウロ州レジストロ地方にはピンガ（注・甘蔗製焼酎）が産出され、特にカンポ・グランデには、業者のみの組合が組織され、強固な地盤を築いてゐる。日本酒の醸造はカンピーナス農産加工会社（三菱系カーザ東山）が、これに成功してから、最近に至り小規模の邦人醸造業者が族生した。

嗜好品醸造は醤油・味増・酢等が主なるもので、この消費者は勿論邦人のみに限られて居るが其の額は必しも少くない。染色・洗濯業は比較的資本と技術を要しない関係上、最近急激に増加し、サンパウロ市に於ける業者は大小百余軒に達する。

被服・身廻品製造業、　主として洋服裁縫業でこれも可なりの数に上るが、二三を除き他は工場組織による大量生産の域には達して居ない。

家具・建具・各種什器製造業に於ては、可なり整った工場組織を有し、この方面に於ける邦人の伎倆は既に定評あるところで、一般需要を目指し、益々発展の傾向にある。

金属加工、鉄工業では、農具製造を業とするものが農村地帯に多く又主として農村に使用される荷車・刃物・精米・精穀機械製造、自動事修理等があり、将来多々益々有望で、此の方面にも出色の伎倆を示すもの亦少なくな

い。

化学工業として、製薬菜（薬化学研究所）があり、化粧品製造所は殆んど家庭工業で、又窯業に於ては現在その勃興途上にあり、 揺藍期にあるが、将来有望の一つと見ることが出来よう。

学芸・娯楽・装飾品製造の種目は、大部分玩具の製造で、在伯邦人の手工業としては、最も古き歴史を看し近時面目一新漸く盛んになりつゝある。

其の他伯国農界に莫大な需要を有する肥料工業には、多額の資　本と技術を要し、又原料の入手困難によつて振はず、此較的容易　な骨粉工場一、二のみであるが、之が企業化の暁には、相当将来性を有するものと考へられる。

製瓦・製煉瓦工場等も、内奥地にありては可なりの数に上り、 農村地工業としては有望である。

ブラジル拓植組合　　海外興業会社管下の移住地に於ける各工場は、その所属会杜又は組合が潤沢なる資本を以て経営に当る結果、一般邦人の工業とは其の生産組織および販売組織に於て多少異る。

ブラ拓の各移住地に於ける工業施設は相当見るべきものであつて、製材・製瓦・製棟瓦・精米・精棉・製糸・製油・隊肉加工・製粉・発電所等各方面に亘り、此の種移住地の発達に必要なる諸工業は、今後益々増設されるべき機運にある。

以上に依っても明かな通り、在ブラジル邦人の一般工業は、資本主義的なものではなく、各々の技術を基礎とし中心として拡大されて行く範囲を出でないのであるが、一面それだけ健実性を持って居ると見る事が出来る。勿論将来はブラジル工業界に覇を争ふ雄者も出て来るであらうし、また望む所でもあり、現在に於ても既にブラジルの斯界にあつて認められて居る者に、サンパウロ市の家具製造家杉本芳之助、『カーザ・ミカド』、機械工業の杉野鉄工所、製薬業の大河内薬化学研究所等がある。これ等の経営者は、各々既業に旧き歴史を有し、多大な辛苦を以て其の地盤を築き上げて来たのであつて、一朝一夕の事業ではないから、地歩は固く、前途洋々たるを思はしめる。

農産加工業に関するものは、流石に農業を主とするだけに、最近急速な躍進を遂ぐるに至った。曾ては折角の邦人生産による農産物も、精選乃至加工に依る利益が他に奪はれたのであつたが、今日に於ては其の主なる農産たる。珈琲・棉花・米等は、邦人の組合或は個人に依って其の殆んど全部が市場へ搬出さるゝまでになつた。今サンパウロ州に於ける昭和十四年十二月末規在の状況を示せば、左の通りであつて『東山』その他直接日本の資本に依る工場は、これに含まれて居ないことを注記して置く。

在サンパウロ州邦人農産関係諸工場

（A）ノロエステ線

経営地	経営者	工場種別	数	見積価格
チエテ移住地	産業組合	綿繰	一	コントス五〇〇
同	同	精米	一	六〇
アリアンサ移住地	産業組合	綿繰	一	四〇〇
同	同	精米	一	一五〇
同	同	珈琲	一	
同	珈琲精選組合	珈琲	一	一〇〇
グワイザラ	瀬ノ上	精米	一	六〇
バルバライソ	安瀬	精米	一	六〇
グワララベス	瀬ノ上	珈琲	一	
同	同	精米	一	一五〇
同	大原	精米	一	一〇〇
アラザツーバ	同	精米	一	二〇〇
同	安瀬	珈琲	一	
同	同	精米	一	二〇〇
同	農家組合	マンヂオカ	一	七〇
ピリグイ	小川	精米	一	五〇
同	ノーバブロミッソン農家組合	珈琲	一	六〇
同	久保	珈琲	一	
同	同	精米	一	一〇〇
同	ニツポランヂヤ農家組合	珈琲	一	
同	同	精米	一	一〇〇
同	鐘ケ江	綿繰	一	四〇〇
同	同	精米	一	五〇

同	同	珈琲	一	六〇
同	小野原	珈琲	一	六〇
ペンナポリス	近藤	珈琲	一〜二	一五〇
同	同	精米		
ブロミッソン	産業組合	珈琲	一〜二	一七〇
同	同	精米		
同	間崎、飯田	綿	一	五〇〇
同	同	精米	一	六〇
同	前田	珈琲	一〜二	一五〇
同	同	精米		
グアイサーラ	田南	珈琲	一	六〇
同	ウニオン農家組合	珈琲	一	六〇
リンス	羽高	珈琲	一	六〇
カフエランヂア	平野産業組合	綿	一	四〇〇
同	同	珈琲	一〜二	一〇〇
同	同	精米		
同	藤原	綿	一	五〇〇
同	藤原、竹内	精米	一〜二	二〇〇
同	同	珈琲		
バウルー	芳賀	珈琲	一	一二〇
計			四三、	五六〇 コントス

（B）バウリスタ延長線

ドゥアルチーナ	富樫	珈琲	一〜二	七〇
同	同	精米		

ベラ・クルース	松原	マンヂオカ	一	五〇	
マリリア	瀬木	珈琲	一	六〇〇	
同	同	精米	一		
同	小川	精米	一	六〇	
ポンペイア	福田	精米	一	六〇	
同	宮崎	繰棉	一	八〇〇	
計			八一、六四〇	コントス	

（C）ソロカバナ線

アヴァレー	産業組合	繰棉	一	五〇〇	
ジュアン・ラマーリュ	柞間	珈琲	一		
同	同	精米	一	五〇	
パラグワスー	産業組合	繰棉	一	七〇〇	
バストス	産業組合	繰棉			
同	同	珈琲		六〇〇	
同	同	精米			
アルヴァレス・マシャド	産業組合	珈琲	二		
同	同	精米	二	一〇〇	
同	同	マンヂオカ	一	四〇	
同	横尾	珈琲	一		
同	同	精米	一	一五〇	
アルヴァレス・マシャド	徳田	繰棉	一	五〇〇	
同	同	珈琲	一	六〇	

サンタ・アナスタシオ	德田	繰棉	一	六〇〇
同	同	精米	一	六〇
プレジデンテ・ブルデンテ	関	珈琲	一	六〇
同	同	精米	一	五〇
計			一八三、	五七〇

（D）其の他の地方

ロンドリーナ	押間	繰棉	一	三〇〇
イツベラーバ	下小牧	精米	一	五〇
ゲロポリス	山下	製材	一	五〇
イガラパーバ	産組	精米	一	六〇
計			四	四六〇 コントス
総計			七三	二、一三〇 コントス

内訳	繰棉	一三	精米	三〇
	珈琲精選	二六	マンヂオカ	三
	製材	一	計	七三

第九章　邦人の文化的発展

第一節　言論機関（新聞・雑誌）

新聞（『週刊南米』・『日伯新聞』後に『ブラジル朝日』・『伯刺西爾時報』・『聖州新報』・『南米新報』・『日本新聞』・『アリアンサ時報』後に『日伯協同新聞』・『ノロエステ民報』）　月刊雑誌（『農業のブラジル』・『商工業者の友』・『産業のブラジル』）

言論機関それ自体の持つ偉力が在ブラジル邦人社会の発展に緊切な役割を演続し来つたことは事実であるが、さればと云ふて、夫れが直ちに全面的に良き方面のみの影響であつたとは勿論断言出来兼ねるのである。誰れしも人間のことである、天下の公器とは知りつゝも、時に経営者の私的感情が過分に混入したり、或は利害の赴く所、迎合を余儀なくせしめられた事も相当あつたに相違ない。しかも曾て邦人社会が幼稚であり、又その読者層なるものに批判力が乏しかつた時代に於ては、斯うした迂潤不謹慎な言論が、そのまゝ受入れられ、意外な方向に奔逸した場合も実際多々あつた。総じて過去に於ける邦人社会の言論機関は、概括的に見て、功罪相半ばするとは云へないまでも、少くとも指導精神が欠け若しくは

微弱であつたと言へるであらう。

今や在ブラジル同胞の言論機関は一大難局に直面して居り、緊迫した内外の諸情勢は、その好むと否とに係はりなく、現実問題として、之が一転換を要求してゐる。即ち在ブラジル邦人杜会は教育に産業に、その根幹に触れた諸問題の解決を翼望し、他面外部的には、ブラジルの強力な統制重圧が日々に加はり、何等か指導精神の確立を期し、以て各々の血路を開かねば、言論機関としての面目はもとより経営の上にも自滅の外なき現状に立到ってゐる。

過去に於ける邦人の言論界は、余りにも其の対象を邦人社会にのみ局限し、自ら小さき設内に閉ぢこもり過ぎた。その結果ブラジル人社会との交渉を欠き、甚だしく遊離孤立して独善に堕した。すなはち在ブラジル同胞が、自らもブラジル社会構成の一分子たるを失念し、かつ第二世たるや、完全にブラジル国の一細胞として約束せられてゐると云ふ大切な事実を没却してゐた。

爾今以後在ブラジル邦人の言論機関は、邦人社会をも包含したブラジル社会に目標を置かねば、従来の如き絶縁状態では、その進展が許されなくなつて来た。更に言葉を換へて言へば、現在の邦字による諸言論機関を、ブラジルの文字へ換へて見た所で、もしブラジル社会の言論界において遜色なきものとなるのみならず、進んで指導的地位にまで漕ぎつける抱負がなければ、其に邦人社会の木鐸となることも出来ず、またブラジル文化に寄与

する所以ともならないのである。すなはち在ブラジル同胞全体の責任に於て、ブラジルをより良き国家、世界に誇るべき国土となすといふ理想が、その指導精神であらねばならぬ。

今この一大転換期に当り、過去の邦人社会が託され来った主なる言論機関を顧み、その主宰者と時代相を併録して、感謝の意を表すると其に、新しき発足への一起点とする。

一　『週刊南米』

邦人言論機関として、我が移民史に初めて出現したのは、『週刊南米』と称する菊版三、四十頁の雑誌風な謄写刷新聞で、創刊は大正五年の初頭であつた。当時在ブラジル同胞の数一万五千、イグアペ植民地は既に発展の途上にあり、ノロエステの山奥にはビリグイ植民地が開設され、前年から入植を見た平野植民地は、マラリアで震えてゐた。快男児滝沢仁三郎や富岡漸などは、三角ミナスの方面に米作を称へ、その他の内奥地への邦人進出も漸く盛んならんとする傾向にあつたが、一万五千の大部分は、まだ耕地移民として朝の暗がりから珈琲園に働いてゐた。その頃サンパウロ市在住の邦人は、恐らく二、三百に過ぎなかつたのであらうが、しかも其の過半はコンデ街の坂下に巣を構へ、大工・ペンキ屋・工場通ひ等、急坂を上下するタマンコ（注・木履の一種）の音で仲々賑

やかであつた。当時既に総領事館も開設されて居り、松村総領事と多羅間鉄輔が居たし、移民会杜には支店長田口道造の外、明穂梅吉・村上虎次郎等が、逃亡移民の跡始末や世話やらをしてゐた。藤崎商会の後藤武夫・熊坂清四郎、日本貿易会社の岩淵彪夫等以上が上町社会の一流どころとして幅を利かしてゐた時代であつた。

在住同胞一万五千とは云ふものゝ、広いサンパウロ州にばらまかれて点在し、その間何等の連路機関もなく、風を便りの暗中模索に、苦酸な年を重ねて来た折柄、この『週刊南米』の発刊は、今から見れば寧ろ滑稽にも思はれる貧弱な謄写ずり新聞とは云へ、多大な歓喜と興味とを以て迎へられたのである。

創立者は星名謙一郎と称し、後にブレジョン植民地を開設した人であるが、当暗既に五十歳を越えてゐた。社はサンパウロ市に統いたサンターナにあつて、記者には鹿野久市郎・輪湖俊午郎の二名が居り、出入の常連には三浦鑿（さく）・渡辺孝・山根寛一などの浪人組があつた。毎日一キロの肉で三人が二度の食事をすると云ふ貧困な生活振りではあつたが、天下を論ずる勢ひは仲々大したものであつた。

この社長星名は、曾て明治の中葉ハワイに渡り、ホノルルで邦字新聞を経営したこともあり、後北米テキサスに転じて大規模な米作に従事し、一且帰国してから再びアルヘンティナに赴き、更にブラジル転住して、数年リオデジャネイロ州で石橋恒四郎等と植民地計画などやつ

たが、思はしくなく、大正四年日本移民の多いサンパウロ州に移つたのである。言はゞ海に千年山に千年の強の者で、しかも識見も高く筆もたち、当代稀に見る人物であつた。この人の性格を知る艮き逸話がある。彼が飼養し愛玩してゐた小猿があつたが、或時どうしたはずみかこの小猿にバナナをやらうとして籠に手を入れた所、星名の指に噛りついた。『この忘恩の民め』と一喝しながら、星名は烈火の如く怒つて、この小猿の片足をポキリと折つて仕舞つた。その夜の寒さで小猿は翌朝籠の片隅に死んでゐた。星名は之を見て涙を流し、一日無言で食事さへ取らなんだ。斯うした敦しい感情の男で、特に恩義と云ふ点には、常人をこえた鋭い性格の持主であつた。

『週刊南米』は極度に星名自身の全人格に徹し過ぎ、この時代の読者層には難解の感さへあつた。僅か二年年余にして廃刊し、星名は植民地事業に没頭したから、言論機関としての使命は短かつたが、併し『週刊南米』の出現によつて、移植民の人心が暗きより明るみにへ出たと云ふばかりでなく、確かに在留同胞の社会意識に一点晴を与へたことは、充分に歴史的な意義を持つものと見るべきである。

二　『日伯新聞』（後『ブラジル朝日』）

『日伯新聞』は、前紀『週刊南米』と同年すなはち大正五年の八月三十日に創刊された。ゼルマニア形四ページの石版印刷で、矢張週刊であつた。経営は明治時代に南

洋からブラジルへ転じ、その頃まで耕地通訳をしてゐた金子保三郎と、大正二年に北米から転住した輪湖俊午郎の合作であつた。既に『週刊南米』が存在するのに、何故同じ様な新聞が更に一つ出来たかと云ふ事に就ては、いささか裏面的消息を附記する必要がある。

大正二年四月の事であつた。当時モジアナ線奥のサンターナと称する耕地に居た金子を輪湖が訪れた折、偶々移植民の談に花が咲き、『よし一つ是非新聞を作らう。新聞は在ブラジル邦人に目と口と耳とを与へるものである』との結論に達し、活字新聞たること、『日伯新聞』と命名すること等、一夜にして決定を見、即時その運動に取りかゝる事となつた。筋が折悪しく欧洲戦争が始まり、金策意の如くならず、その年も無為にして暮れ、大正四年となつた。そこへ同年サンパウロへやつて来た前述の星名と相識るに及び、この話を打明けると、『君、それは何んでもないよ。まづ謄写版で始めるのさ。その内に活字にもなり輪転機にもなる』と云ふ事であつたが、謄写刷では如何にも権威にかかわる様な気がして、相変らず困難な活字金策に没頭し、また其の年も暮れて仕舞つた、然るに星名は二人に一言の挨拶もなく、『週刊南米』を抜打的に創刊して仕舞つた。

輪湖は其の頃独身であつたが、金子は既に妻子もあつて、多少不義理な借金も積り、何としても新聞を出さねば済まぬ事情にあつた。と云ふて金策の見込はつかず、今更星名の真似をして謄写版でもあるまいといふ点から

考へて、遂に石版印刷と云ふ事になつたのである。この間輪湖は、暫く地方にあつて百姓をしてゐたが、星名の新聞発刊に喫驚し、サンパウロへ飛んで出て見ると、金子は大工を雇つて一生懸命印刷機の製造中であつた。星名は頻りに輪潮の入社を勧めるので、準備の出来るまで『週刊南米』の編輯を手伝ふ事となつた。

星名は輪湖に向ふて『金子の新聞は活字か謄写版か』『いや活字でも謄写版でもない』『君はそちらの準備が出来れば金子の処へ行くのか』『勿論行きますよ。僕が其の火つけですから』『感心々々それでなければ人間は駄目だ』。星名もまさか石版刷りの新聞とは気附かなかつたし、同時に手放したくはない輪湖が、義の為に敵に赴くのを、寧ろいさぎよしとした所に、星名の性格が窺はれて面白い。

『日伯新聞』 発刊の経緯は、以上の如きものであつて『日伯新聞』と云ふ題字は、金子が崇拝し且恩顧を蒙った山県勇三郎の筆であつた。

かくて在ブラジル同胞に二つの言論機関が与へられ、両者ともに真面目に邦人の土着定住を論じ、特に土地購入・植民地開設の気運促進に主力を注いだ。金子は顔も広く侠気もあつたので『日伯新聞』は『週刊南米』より人気もよく、当時七、八百の発行部数を算してゐた。創刊後間もなく加藤順之介を入れて、葡語講義録など出版したが、この種語学研究書の濫腸である。編輯に関する一切は輪湖の責任とし、金子は主として外部的な仕事に

携はつたが、サンパウロ市郊外の宅地乃至蔬菜栽培用地の売出しなども、また金子を以つて嚆矢とする。バナナをかじり水を呑んで、サンパウロ市エルネスト・カストロ小路十八番の地下室に陣取り、万事活溌に仕事を進めてゐたが、翌六年の初め、輪湖は金子と意見が合はず、サンパウロ市を去って遠くマト・グロッソ州に飛んだ、その後任には、一時鈴木貞次郎（南樹と号す）が、田舎から出て来ておったが、幾許もなく東京外国語学校出身の鹿野久市郎が之に代り、永く野趣満々しかも達意の文筆を揮ってゐた。

大正七牛金子は石版印刷を活字にすべく帰国し、翌八年再渡伯し、ここに大正二年以来活字々々で悩んだ宿望を遂げる段取りになつたが、不幸病を得て続行不可能となり、己むなく之を現杜長三浦鑿に譲渡し、後一家を拳げて帰国する事となつた。三浦が之を買収したのは大正八年（一九一九年）半ば過ぎの頃で『週刊南米』は既に其の影を没してゐたが、後に記述する『伯刺西爾時報』が、既に二年前の大正六年に創始されて居り、これは移民会社の機関新聞だけに経済上の心配もなく、従つて相当強敵ではあつたが、『日伯新聞』は野党の機間紙と云ふ立場にあつたから、却つてやり易い点もあつた。

特に三浦の性格と筆は、『伯刺西爾時報』の主幹黒石清作と相対する時、一段の異彩を放ち、両虎相うつと云はよりは、むしろ聖者と野人の角力に似て、在ブラジル同胞の読者層に多大な興味を投げかけた。一方が修身講話

を以てすれば、他方は之に答ふるに「へなぶり」一句を以て一蹴すると云ふ工合で、その後サンパウロ市に幾つもの邦人新聞が濫立するで、この二新聞ほど分野の判然せるものなく、また其の時代はど油の乗った時代はなかつた。この二人の相反した性格は、直ちに在ブラジル同胞の二方面を代表する事となり、『日伯』は『時報』により、また『時報』は『日伯』により、相互存在が浮び出で、これにより読者層も漸次拡大されて行つた。

かくて大正末期より昭和にかけ在ブラジル同胞の増加と共に、財的発展も飛躍したので、二新聞の基礎も図まり、紙面は穏健になつてきたが、後黒石、主幹は移民会社より、一切の権利財産を譲受けたので、故に『伯刺西爾時報』は個人の所有となり、他方『聖州新報』のサンパウロ市への進出および『南米新報』、『日本新聞』の発刊により、何れを見ても同じ様な新顔で、主張も特徴も頗る混沌化して来た。邦字新聞の数が、不必要と思はれるほど多くなつた結果、各新聞の競争は、自然その主張を離れて経済的な方面に走り、紙面は成功者伝や讃美的な迎合記事を以て満され、批判乃至指導など全く影を潜め、寧ろ移住者に引摺られて行く感さへあつた。併し此の中にあつても、『日伯新聞』だけは、全然特徴を失つては居らず、読者の数も確立してゐた。

三浦は明治四十一年にブラジル海軍の練習艦『ベンジャミン・コンスタント』で、支那方面から来たと云ふ変り種で、侠気もあり頭脳も明徹で、かつ個性の判然と

した負け嫌いな気質ゆゑ、一部に敵はあつても、また同時に強い味方があり、特に社内の統制の如き、命なくして行はれると云ふ徳を持つてゐた。それゆゑ営業部には竹内秀一・蛭田徳徳弥の如き腕利が、永年本陣にすわり、編輯長にも野村忠三郎・木村義臣・溝部義雄など一流所が筆を執つた。一時間の印刷能力一万五千の輪転機もあり、営業部を合せ内外人の従業員三百名を下らず、海外に於ける邦字新聞としては、稀に見る内容を持つに至った、昭和十四年七月二十五日、三浦社長は筆禍と云ふよりも寧ろ周囲の悪気流に祟られ、国外逐放の処分を受けてゐるが、新聞は『ブラジル朝日』と改題して、翌年七月二十五日から再刊を許され、今日に至って居る。今ここに日伯社の推移・発展の経路を、作表して示せば左の通りである。

一九一六年創刊　社長金子保三郎（週刊）
一九一九年　社長三浦鑿（週刊）
一九二七年四月以降　週三回発行　八頁
一九三七年八月以降　日刊四頁、各水、土曜八頁とし、内一頁を子供欄に宛て補助教育に努む
一九三九年七月二十五日　発行停止、当時の発行部数　九、五〇〇部
一九三一年三月まで　三浦杜長編輯長兼任
一九三一年四月ー三八年十一月　編輯長野村忠三郎
一九三八年十二月ー三九年五月　編輯長木村義臣
一九四〇年七月二十五日　『ブラジル朝日』と改題、

編輯長溝部義堆　なほ附属事業として伯国経済・商況日報・経済旬報の発行並に一九三六年より全伯少年野球大会、一九三八年より全伯青年野球大会の主宰者として、青少年の訓薫に資す。

三　『伯刺西爾時報』

前掲『日伯新聞』の項に一言せる如く『伯刺西爾時報』は、移民会社の機関新聞として、大正六年（一九一七年）七月サンパウロ市に創立されたもので、同年八月三十一日天長の佳節を卜して第一号が発刊された。

是れより先、日本移民誘入契約は、サンパウロ州政府の都合により、大正二年春季輸送を限り廃棄となつたが（上巻第八章参照）　同五年に至り東洋移民会社支配人神谷忠雄が、三移民会社の合同より成る『移民組合』を代表して渡伯した。

当時サンパウロ市には、既に『週刊南米』と『日伯新聞』か存立してゐたが、神谷は別に考ふる所があつたと見え、帰国と共に『伯刺西爾時報』の発刊を重役に計り、予ねて関係のあつた黒石清作を北米より招致し、大正六年の若狭丸で人間と活字とをブラジルに送つた。時の松村総領事は、移民会社が新聞を持つとはけしからんと反対したが、その頃移民会社の支店長をしてゐた田口道造の懇請もあり、編輯は総領事の監督を受けることとし、なほ当時『日伯新聞』を去り、遠くマト・グロッソ州にあつた輪湖を入れる事に決して、ともかく創立を見るに

至った。即ち前記事『週刊南米』及『日伯新聞』の存在は、移民全社に有害なりと考へこれ等を叩きつぶす意志で、可なり大仕掛な準備を整へて来たのであつた。

かくて『伯刺西爾時報』は黒石清作を主幹とし、輪湖俊午郎を編輯に当らしめ、既存の二新聞を見下しながら、新活字で当初から千五百部も印刷して、購読料など念頭に置かず、経営を続けて行つた。他の両新聞が如何に挑戦しても、謄写版や石版では先づ其の武器に於て敵すべくもなかつたので、『時報』の勢力は漸次二社を圧倒して行つた。その中には星名は『週刊南米』を廃刊して、専ら植民地開設に転じ、金子独り孤軍奮闘したが、これ亦病を得るに至り、天下は正に、『時報』の独壇に委ねられたかに見えたが、三浦が『日伯』を買収してから風向が変つて来た。この間に輪湖は退社し、翁長助成が入社して編輯に当つてゐた。移民会社の機関新聞であるから、経済的には勿論不足はなかつたが、『日伯新聞』も既に活字印刷となつた事とて、争ふ所は一に紙面に盛られた内容と経営上の問題となつた。二人はよく戦つた。戦ひ過ぎて時に醜悪な場面をも演出したものゝ、それが亦社会の話題を豊富にし、人気を博する種となつた。黒石は邦字新聞経営者中の最年長者で温厚な一面を性格に持つ為か、地方読者中には相当の支持者を持続し来つた。編輯長がよく変るため紙面は統一を欠き、色彩の明朗ならざる所に聯か難点があつたが、何と云つても『日伯新聞』と共に、二大双璧と見るべきであろう。特に経営方面の運

営に長じてゐた結果、創業より同一の歩調を以て発展して来た。

一九二〇年には、当時の所有者であつた海外興業株式会社より会計の分離をなし、更に越えて一九二二年四月同会社より一切の譲渡を受けて、完全に黒石個人の経営となつた。創業当初より今日に至る進展概勢を見るに、当初は週刊四頁乃至六頁であつたが、間もなく之を六頁に確定し、一九三一年十月より週二回発行に躍進し、両回とも四頁を拡大した。当時の発行部数八千二百、更に日刊への前提として、一九三六年三月より週三回発行に改め、翌年八月二十六日以降遂に日刊に進み巨大な輪転機を据附け、紙面を大形とした。現在の発行部数一万八千。

以上の外、『伯刺西爾時報』の附属出版が、他社に此して多い点は、それだけ在ブラジル同胞に稗益する所も多かつたと見て差支ない。今その主なるものを挙ぐれは、月刊雑誌『子供の国』は、一九三四年八月以降の出版で発行部数四千。単行書には嶺昌著『ブラジル語講習録』五千部、『新進之伯刺西爾』（これは一九二二年のブラジル独立百年祭の時、山科礼蔵を団長とする南米視察実業団の一行がブラジルを訪問せるを機とし出版せるもの）二千部、次は中尾熊喜著『実地応用葡語手紙の書方』一千部、杉山英雄著『会話必携和葡小辞典』二千部、『伯刺西璽年鑑』六千五百部（この書は題号は年鑑なるも、其の実は「邦人渡伯二十五周年記念」を目的として出版され

た堂々千三百頁の大冊で、材料の蒐集に莫大なる意を注いだ誇るべき良書である）等がある。

四　『聖　州　新　報』

『聖州新報』は一九二一年九月七日香山六郎に依って創設された最初の邦人地方新聞であつた。所在地はノロエステ鉄道線の関門バウルー市で、同線は当時より今日に至るまで邦人の最も多く集団せる地帯たるのみならず、その農生産に於ても断然頭角を抜いてゐる。それゆゑ上来記載せる『日伯』乃至『時報』の有する読者層も、また此の地帯に多く、而かも土地を所有せる定住者が過半を占むるため、新聞経営上からは見のがし難い大切な地方であつた。上の如き状態であつたから、自然ノロエステ人には一種の誇りも有し、また事実人物も相当点在してゐた等の関係から、由来サンパウロ市の邦人社会に対して従属的態度を以て目せらるを好まないと云ふ感情が動いてゐた。それゆゑノロエステを代表する言論機関の出現を期待してゐた者も可なりあつたと想像されるし、一方交通の開係からサンパウロ市の二邦字新聞が、バウルーの門を通過するには凡そ十二時間を要するゆゑ、この地に新聞を発刊すれば、ノロエステの読者に夫れだけ迅速な報道が出来る勘定となる。こゝへ目をつけたのが『聖州新報』であつた。

社長の香山六郎は熊本県出身で、明治十九年生、熊本済々校を卒へて東京日本大学に学び、明治四十一年ブラ

ジルに渡航した。謂はゆる笠戸丸組の一人である。耕地通訳をやつたり、或る時は玩具の行商をしたり、相当昔労もし、また邦人発展の途上或る程度の役割は果たして来た。大正六年上塚周平が日本より捲土重来、プロミッソンに植民地を開くや、鈴木貞次郎等と其に之に参加し、ともかく初期の一役は演じたのであつた。

充来香山は大阪朝日新聞の通信員であり、短歌や俳句にも趣味を持つてゐた程ゆゑ、つひ前述の情勢を見てとり、新聞の経営に身を投じたのである。在ブラジル同胞の古参であり、純情な性格者であるから、支持者も勿論相当あつたのだが、経済的な方面は至つて得意でない。それがため兎角火の車は回つても印刷機の方は油が切れ勝ちで辛うじて持続し来ったが、捨身する所に香山の生命はあつたのであらう。バウルー市に十三年辛抱し、ノロエステの地盤が固まるや彼れは一九三四年に旭将軍の勢ひを以て、猪突的に中央に乗出し、世人を驚かせた。『日伯新聞』、『伯刺西爾時報』および一九三二年に発刊された『日本新聞』の三者の中へ割込んで、雌雄を決しようと云ふのであつた。別に一貫した主張はなく、時に毒筆を揮ひ、激しては海南島移住論などを真剣に書くあたり、新聞人と云ふよりは箪ろ思索方面の性格者と思はれる。『聖州新報』に限らず、他の多くの邦人言論機関は、今後どう推移して行くやら現在にあつては予断を許さぬが、何れも可なりの奮闘努力を要する事は確実である。『聖州新報』は年鑑を四回に互つて出版してゐる。既ち一

九二七年の『のろえすて日本人年鑑』同一九二八年版、一九三〇年の「ノロエステ、ソロカバナ・パウリスタ三線邦人年鑑」、一九三四年の「在伯日本移植民廿五周年記念鑑」がそれで、この外に聖州新報歌人集『移り来て』といふ刊行書がある。なおこの『聖州新報』は、創刊当初の四箇年はジコン版印刷で週刊、一九二五年五月より活字に改め、一九三〇年より週二回、一九三五年九月より週三回、一九三八年五月より日刊となつて今日に及んでゐるが、二十年前創刊当初の発行部数三百五十に対し、今日は九千部に躍進した。而して編輯長は社長香山これを兼ね、次に榛葉彦平、香山再度の兼任、西元哲郎を経て現在では藤井卓治が健筆を揮ってゐる。

五　『南米新報』

一九二三年三月、現在の社長阪井田善吉（南舟と号す）が、『月刊南米評論』を創刊し、それを一九二八年六月まで続け、以後『南米新報』と改題し、週刊新聞として一九二二年まで継続したが一時休刊、後再刊して今日に至ってゐる。発行部数は当初二千五百部、現在七千部で、代〻の編輯長は岩波正美、田渡秀雄、野崎聡の順序で現在に及んでゐる。この新聞は一貫した、主張を持続してゐるため、次に記載する日本新聞と共に、その存在は一の権威であるが、社会的融和性に乏しく、従って経営上の進展を見せない。併し其の評論と雑語風の編輯中に日本的なものが明瞭で、一部の読者層には迷はず読むこと

が出来る特徴を持つものと見られてゐる。

六　『日本新聞』

創刊は一九三二年一月十四日、社長は翁長助成である。一九三九年まで週刊であつたが、以後週二回に改めた。発行部数は当初七千五百であつたが、今日は五千に減じた。編輯長は小林進であつたが、後社長が兼任して今日に至つてゐる。

小林は筆もたち又才人であつたから、その当時は社会問題の中心をよく掴んで賑やかしたが、併し『日本新聞』の生命は、依然として翁長の一貫した主張に存すを。迎合が嫌いなため営業の不振を免かれぬが、その代り能く清貧に堪へ、一家総出で徹宵機械を回すだけの根気と努力を持続して来た。翁長は沖縄県人であり、ブラジルには沖縄県人が一番多いのだから、勿論支持者も相当あるが、『日本新聞』を最も公平な新聞として私かに推奨してゐる読者は、寧ろ沖縄県以外の智識層にある。翁長は今まで第二世を中心として、之を目標として物を見、筆を執つて来た。狭義な日本精神に因はれず、さりとて無条件に意味なき同化にも賛成せず、孜々として信ずる所を悼りなく論じて来た。伺分いつも窮乏なので所謂三面種を以つて賑かすことは出来なかつたが、忠実に能ふ範囲で努力して来た。たとへ弾丸つきて廃刊を余儀なくせられやうとも、そんなことは探く頓着せなんだ。第二世を論ずる者必しも少くないが、翁長が第二世に対する愛着

は無条件であり、斯うした行為を通じて、『日本新聞』の教育論を見る時、一段と探き興味が感じられる。

七　『アリアンサ時報』

サンパウロ州ノロエステ線の最奥地に在るアリアンサ移住地は、大正十三年に創始されたが、その中心人物が日本力行会の永田稠であつた関係から、自然同会の会員が同じく移住した。日本各地の青年が一旦力行会に於て、海外移住に要する一般訓裸を受け、更にキリスト教の研究乃至信仰を若干保持して渡航した結果、単にアリアンサ移住地に於てのみならず、ブラジル全土に亘り散布せられた同会出身の多数青年は、その初期に於てこそ、筋肉労力の伴はざりし為、往々兎角の批難を耳にすることもあつたが、年と共に曾ての修養或は信仰生活が油然として蘇り、彼等の多くは今日在ブラジル邦人社会の産業・教育・宗教・言論並に技術方面に、中堅的地位を占むるに至つた。宗教を持つ人間の強味は、その生活に破綻行詰りのないことであつて、アリアンサ移住地が、過去に於て幾度かの致命的苦関に遭遇しつゝも、鬼も角これを突破し得たことは、斯うした零囲気に依り、思想的中心を失はなかつたことに基因する。

アリアンサ移住地の開設と共に、力行会支部が此所に設けられ、幾多の青年が集つて宗教を論じ理想を説き、動もすれば畑の草取を忘れ勝ちであつたため、謂ふ所の健実層には寧ろ厄介視された時代も多々あつた。併し青

年達は先づ精神的な何物かを把握確立せねば一歩も前進出来ぬかの真面目さに燃えてゐた。

かくて幾昼霜の間に、或る者は去り、或る者は残り、残った大部隊は熾烈な移住地愛を奉じて、新文化建設運動に邁進するに至った。その途上一九三〇年四月九日、これ等力行会アリアンサ支部の青年に依って創業されたものが、即ち『アリアンサ時報』である。それゆゑ地方新聞とは云ふものゝ、その目的は局限され、如何にしてアリアンサを立派な移住地にするかと云ふ事に全使命が存してゐた。何人をも恐れず、信ずる所に従ひ忌憚なき批評を加へた。時々移住地事務所に猛烈な攻撃を浴びせかけたり、稀にはまったくお門違ひな論評も敢へてしたが、何等私意なく、憎むべき筋のものは一もなかった。この点恐らく、在ブラジル邦人言論界の一異彩であった。アリアンサを論じ、アリアンサの覚醒は、やがて全ブラジル邦人社会の将来を決するものとの信念が熱烈であった。

創業二年にして活字印刷に改め、七年間に亘り、山中に立籠もって勇奮したが、アリアンサに対する一応の割役を集たしたる以上、時代の推移に伴ひ、更に前進して地域を拡大し、兼ねて外部よりアリアンサを刺戟するに如かずと決し一九三七年五月十二日遂にノロエテス線邦人の中心地アラサツーバ市に進出した。即ち『日伯協同新聞』と改題し、週刊ながらも、一九四〇年五月に五千五百の読者を現有し、地方新聞としての地歩を確立した。

その論評は中央の言論界に比し敢て遜色なく、かつ此の新聞の強味は、編輯より印刷工場員に至るまで、所謂同志の結合であつて、微動だにせぬ点にある。編輯長中川権三郎は社主を兼ね、一貫十年、山形県の産にして植民貿易語学校出身、力行会を卒へて大正十四年以降数年間『山形民報』『山形新聞』に筆を執り、昭和四年五月アリアンサ移住地に入植した。末だ四十歳に満たず、東北人通有のねばりと深刻味を過分に持ち合せた性格者である。第二世の教育に、主力を注ぎ、一九四〇年その新聞創立十周年記念事業として、サンパウロ市郊外に中堅青年養成を目的とする奨学舎建設を劃策し、既に五町歩の敷地購入を完了し、建築の準備に取掛りつゝあるが、この種事業の性質として、一に之が主宰者の人格に負ふ所が多い。

八　『ノロエステ民報』

『ノロエステ民報』の創刊は一九三二年六月二十五日で、当初『ビリグイ民報』なる名称を以てサンパウロ州ノロエステ線ビリグイ市に於て発行せられ、ビリグイ中央青年連盟の機関紙として謄写刷りであつた。梶本明が其の編輯に当つてゐたが、一九三三年未同青年連盟の解散によつて廃刊の已むなきに立到つたが、越えて一九三四年四月二十五日、梶本明が独立で再刊し、『北西民報』と改称し、九ポイント活字を用ひた小型四頁の旬刊紙として現はれた。ブラジル人印刷所の一室を借受け、孤軍

奮闘、編輯・文選・植字はもとより、外交事務に至るまで、全くの独裁政治であつた。

当時『北西民報』の勢力圏は、ビリグイ地方のみならず、アラサツーバを始め所謂変更線一帯を包含し、苦戦の甲斐あつて、微々たりといえども漸く邦人社会に其の存在を認めらるゝに至つた。斯くて同年九月ブラジル人印刷会社より分離し、三たび改題して、『ノロエステ民報』と称し、地方新聞としての旗色と地域を明瞭にして躍進の一途を辿つた。更に同年十二月のクリスマスを期して、紙面を現在の中型版に改め、四頁乃至六頁とし、その内一頁をポルトガル語欄に当てた。支局をサンパウロ市・リンス市・並にグワララペス市に設置し、全ノロエステ線に亘って事業を拡大すると同時に、紙面も亦内容外観ともに漸く体裁を整ふるに至った。アラサツーバ市には既に『日伯協同新聞』があり、かつビリグイは地理的にも全線に号令するには不利であるから、陣成容るに及んで一九三八年十月本社をリンス市に移した。発行部数四千五百に達す。

創刊以来梶本明が社長と共に編輯を兼ね来ったが、梶本は一九〇九年北米加州に生れ、七歳の時父母と共に帰国し、東京郁文館に学び、一九二七年五月家族に伴はれてブラジルに渡航し、ビリグイ植民地に入つたのであつた。一九三一年にはビリグイ中央青年連盟を組織し、自ら其の会長として青年の指導に当つた事もあり、年令三十二歳、新進気鋭の壮者である。本籍は広島市で、在ブ

ラジル邦人言論機関の、主宰者中最年少者であるが、常識が発達し、明朗性に満ち、その上英語・ポルトガル語に通ずる八面六臂の活動家である。それだけ紙面に鋭さはないが、米国に生れ日本に育ち、春秋に富む青年だけに、在ブラジル同胞の第一世と第二世の中間にあつて、両者の片寄った進み方を是正して行くには、この種の人物と言論を必要としよう。

九　月　刊　雑　誌

在ブラジル邦人界に於ける月刊雑誌は、今日まで色々なものが、断続的に発刊されたが、生命あるものは農業方面および商工業に関する真面目な二、三種であつた。曾て一九二三年十月、連邦政府の農業技師の肩書を持った石橋恒四郎の手で『農業の友』が発刊されたが、一九二五年の五月に、農学士揮旗深志の買収する所となり、翌年四月『農業のブラジル』と改題し、活字印刷の堂々たる月刊雑誌となつた。一九二九年に有馬鉄之助が一時これに代り、一九三〇年一月再び揮旗の経営に移ったが、一九三二年八月に至り事情あつて当事の、主筆佐藤常蔵（力行会員）が之を継承することとなつた。翌年頃は四千八百部の購読者を有するに至ったが、間もなく財政上の経緯から惜しくも廃刊となつた。此の雑誌は揮旗の経営中、特に内容に見るべきものがあり、従って一般邦人農業着を稗益する所大であつた。この種雑誌の性質として、新聞の如く其の日の記事で人気を繋ぐ訳には行かず、全

誌専門の研究発表であろから、仲々骨が折れ、而かも移住民層は概して智識の程度低く、大切な研究であつても、之に対する理解に遠い関係もあり、その経営は決して容易ではない。

一九三四年一月一日、渡辺儀平の創刊に依る『商工業者の友』と云ふ月刊雑誌が、サンパウロ市に出現した。これは商工組合の発行に保り、其の名の如く邦人商工業者を対象としたもので、漸次内容も充実し、財的不足は渡辺自身の私金を注ぎ込みながら、ともかく真面目に今日まで継続して来てゐるので、読者の為に相当参考になる所が多い。発行部数は二千五百で、編集には従来渡辺儀平・俣野庚之・再び渡辺儀平・渡辺文七・三好艮実と云ふ順序で、之に当つて来たが、現在は阿部芳治が之を担当して居る。阿部は頭脳も勝れて居り、常に革新的な性格の持主であるから、全誌を迫じて統制と新鮮味に其の特徴を示し来った。

一九三八年十一月一日、『ブラジル拓植組合』に依って、『産業のブラジル』なる月刊雑誌がサンパウロ市に於て創刊された。編輯長は農学士八木橋豊で、現在の発行部数三千五百、『農業のブラジル』廃刊後、しばらく農業者に対する専門の指導機関が欠けてゐたのと、『ブラジル拓植組合』と云ふ背景があるので、在ブラジル同胞の農民者間に絶大の期待と信望を得て、着々内容の充実が実現しつゝある。八木橋は曾て数年バストス、アリアンサ両移住地の農業技師であつた上に、移住地管理の方面に

も関係した経験があり、時には新を追ひ過ぎる傾向が誌上に現はれぬでもないが、その熱心と只管専門への学究的態度は、夫れ自体に於て在ブラジル同胞に何等かの好影響を与へずには措かぬであらう。

第二節　科　学

『粟原自然科学研究所』（創業ー創立当初の施設ー研究所の新設サンパウロ市に進出ーカンボス・ド・ジョルドン観測所の設置ーパラナー州ピリアニット中央観測所および植物図ー杜団法人として登録ー他の機関との連絡ー創設以来の業績概要ー機関誌の創刊）ー『ブラジル・インディオ文北研究同好会』

邦人のブラジル渡航は、百人中九十九人までが農業労働を目的としたため、そのブラジルに於ける発展は勢ひ農業を主とする各種産業に始まり、この方面に於て相当見るべき成績を挙げたことは、すでに夫れぞれの章に於て配述せる通りである。而して文化的方面に於ては、衛生・教育・宗教の各章に配載せる以外には、ブラジルの一般社会に貢献する程度の発展未だ顕著ならず、特に科学に於ける発展の如きは之を今後に待つ外はないのである。

江見清鷹著『在伯邦人社会の文化及び経済諸相』の結論に記された如く、在伯邦人社会に於ける文化施設は、目下のところ、教育・衛生・体育方面にのみ見るに足る

ものがあつてその他の精神文化方面に於ては、殆ど見るに足るものが無い。この事は、一面邦人社会の精神文化程度の低い事を物語つてゐると同時に、他面経済的にも未だ一般に貧困であつて、精神文化方面を充実せしむるだけの余裕を、時間的にも物質的にも持合せて居らぬと見なければならぬのである。

斯かる環境の内にあつて、未だ微力ながらも異彩を放てる在ブラジル邦人の文化施設として、特筆すべきものと認められるのは、左に述べんとする『栗原自然料学研究所』である。

『栗原自然科学研究所』（Ｉｎｓｔｉｔｕｔｏ　Ｋｕｒｉｈａｒａ　ｄｅ　Ｃｉｅｎｃｉａ）が、今日までブラジルの学界に、果してどの程度の貢献をなし来ったかは不明に属するが、一移住者の企てとしては、兎に角特種な存在たるを妨げぬ。

資力に乏しい上に研究間口が広汎で、仲々以て容易ならざる業ではあるが、仮りに其の業績に於て見るべきものなしとするも、この種文化運動は大切なことであり、その関係者の誠実熱意如何に依っては、とかく唯物化せんとする在ブラジル同胞社会に、超人的反省を促がす資材ともなるべく、また其の健実なる発展を期せんか、必ずや対外的にも邦人の社会的地位を引上ぐるに与つて力ある事と考へられる。

創業　『栗原自然科学研究所』の創業を語るには、その発祥地たる元信濃海外協会の建設に係る第一アリアンサ

移住地と、研究所創設者神屋信一との関係を語る必要がある。神屋は幼にして台湾に渡り、長ずるに及んで、更に南支に移り、此の間約三十年、相当に苦労を嘗めた人である。大正十三年の頃、恰も蒋介石の革命運動が其の発酵期に達せる当時、彼れは福建省福州に在つて、色々の事を考へ且活躍もしたが、種々の事情は彼をして一大転換を決行せしむるに至った。偶々信濃海外協会のブラジルに於ける移住地建設の宣言を聞き、その主唱者たる永田稠に、建設の、主旨を問合せたところ、永田の回答は、

国際の状勢より見て、我が国の進むべき針路は、日本民族の海外発展より外はない。しかも今日までの移民の如く、出稼を目的とするものではなく、あくまで永住定着して、永遠不滅の勢力を　扶植し、以て我等の子孫が、我等の持ってゐる所よりも、一層進歩した文化の内に、幸福な生活を営み得るのでなければならない。

アリアンサ移住地はその為の移住であつて、珈琲よりも人を作ることが目的である。

と云ふにあつた。神屋は、氷田のこの主旨にいたく感動共鳴して、新に建設せられんとする、此のアリアンサ移住地に移住する決意をして、大正十五年春、南支を去って、ブラジルに向った。斯くて其の年の七月二日、希望に燃えて目指すアリアンサ移住地に到着し、直ちに原始林を拓いて仮小屋を建て、鍬をとり珈琲を植えた。爾来移住地の公僕としても各方面に相当努力したが、一向

に見るべき実績が拳がらず、新村建設の理想はあつたに拘らず日本全国から集つた移住者の中には可なり我利々々亡者も混じてゐて、折柄の不況に移住地は混沌とし、年を迫ふて、建設の理想は地に墜ちたかの状態に陥つた。逐には怨嗟の声に満ち、建設者永田を包む誹謗も高まり、このまゝ成行に委せたならば、世界一の理想郷建設が、世界一の悪い村に終ってしまふ杞憂は充分に見えた。永田自身でさへも、建設の当初から『珈琲よりも人を作れ』のスローガン一点張りであつたものを、『珈琲も作れ、人も作れ』と言ひかへて、移住者の鋭鋒を避くべく余儀なくされる様になつた。併し神屋には深く永田の真意を汲むだけの素地が出来てゐた。海外移住は、その地に文化を創造する事が目的であり、之が為には何より人を作ることが先決問題であると信じてゐた神屋は、あくまで初志を貫徹すべく、その決心は愈々堅きを加へてゐた。

昭和六年に至って、珈琲は未曾有の大暴落を来たし、加之大霜害によつて、珈琲樹の枯死するもの多く、移住地の経営は根本から蹉跌を来たし、前途暗担として、村民は茫然自失したのであつたが、この年紳屋は決する所あり、奮然として立ち、その門柱に『栗原自然科学研究所』といふ自刻の小看板を掲げた。この時の研究所は、神屋の外同志二名、鶏小屋として建増した三米半方の一室であり、見すぼらしいといふ言葉さへ分に過ぎたと感じられる位であつた。しかし同志の胸は、建設者永田稠の

理想実現の意気に燃えてゐた。この狂気じみた寧ろ奇行に等しき『自然科学研究所』の発足に対し、或者は「君に其の様な専門智識があつたのか」と冷笑し、或者は「さしづめ君は大原孫三郎か」と苦笑した。ある夜道路から三百米も入込んで立てられた門柱の看板を持去った者さへあると云ふ位、当時一般からは馬鹿者扱ひにされた。それも其の筈である、昭和五年以来、主として経済的苦境等が因をなして、人心は紛糾錯雑を極め、移住地事務所と村会との対立気勢が濃厚となり、移住地内は騒然としてゐる時であつたから、「のんきに雛小屋で、自然科学の研究もないものだ。第一お前自身がどうして食って行くのだ」と云ふのが、物笑ひの種となつた訳である。

同年七月十五日、建設者永田稠は、移住地更生案を携へて渡伯し、死を決して、紛糾のアリアンサに来着し、一日、当時のアリアンサ会幹事であつた神屋の宅を、移住地理事輪湖俊午郎とともに訪問した。その会合の場所が、鶏小屋の『栗原自然科学研究所』であつて、蝶の標本第一号〔学名〔Ｄｉｏｒｉｎａ　ＳＰ．〕が、ガラス張りにされた日であつた。　即ち研究に着手した第一日といふ訳であつた。永田は蝶の標本を取上げて見て『この様なことも移住地には必要なことである』といひ、輪湖は笑ってゐた。この日は移住地更生案についての諒解を求めることが主であつたから、逐に研究所のことに就ては、双方語らなかつたが、研究所創設の時に当つて、移住地の建設者である永田稠と、その永田の理想を実現せんと

考へた神屋とが、偶々創立当初の研究所内で相会したことは奇縁といふべきである。実際に研究所を設立した日は、神屋がアリアンサ移住地に入植した昭和六年七月二日であつたからその記念として当日設立を発表したのであつたが、後ブラジル独立記念日の九月七日を以て設立発足の日とした。

創立当初の施設　　鶏小屋を利用した研究所であるから、施設のあらう筈はなく、それ故に世間からは物笑されねばならなかつた。併し一歩戸外に出ると、ブラジルの大自然は、それ自体が一大研究室であるから、特に施設を必要としなかつた。それでも多少器械を必要とする気象の観測には困つた。

最初使用された唯一の寒暖計は、京都の或る百貨店から出た、中元の贈品の安物であつたが、比較的正しい気温を示してゐた。その他風信器・風力計は勿論のこと、日照計さへミルクの空缶を利用した手製のものであつたが、それでも青写真は一日の日照時間を表はしてゐた。太陽黒点の観測には望遠鏡を必要としたが、これは入手不可能と思つてゐた所、幸にも移住者某が小口径のものを携へて入植してゐたので、これを借受け、釣二箇年使用した。偶々その移住者が他に移転することになつたため之を返し、以後数年間この観測は不可能となつたが、しかし気象上重要な諸研究の端緒を得たのは此の期間であつた。

研究所の新設　　創立の翌年に至って研究所を新

設し、鶏小屋から移転することの出来たのは、彼等同志にとり一大飛躍であり喜びでもあつた。小なりといへども八米の観測塔を有するに至つたが勿論これは所且自作のものである。この塔が立つた頃から、一般の嘲笑もやや薄らいだ様であつたし、所員も亦意に介しない様になつた。日中は衣食のため鍬を取って農事に従ひ、余暇を盗んで或は発掘に或は調査に研究をつづけ、夜間は天体観測を怠らず、その上六回の気象観測を行ふのであるから、本部をサンパウロに移転するまでの四箇年は、安眠することさへ出来ない状態であつた。

サンパウロ進出　　以上はアリアンサ時代であるが、この間研究所の業績を内外に紹介し、かつ種々便宜を与へて、将来の活動を容易ならしめたのは宮坂国人であつた。多難中に同志の一名は脱走し青年大窪文秀のみ残って奮闘したが、新に酒井喜重の参加と共に、京都植物園池田政晴の紹介で橋本梧郎とも関係を結ぶに至つて、やや陣容が整備した、かくて事業の進展に伴ひ四囲の事情は、奥地で仕事をするを許さないことになり、研究所本部をサンパウロ市に移転するに決し、昭和十一年一月同市ドトール・トーマス・デ・リマ街四五四番に移した。

カンポス・ド・ジョルドン観測所の設置　　サンパウロ市進出と同時に、州内海技一千七百米の高原カンポス・ド・ジョルドンに高山観測所を開設した。これは黄道光の理想的観測地であり、又平地に於ける大結霜を、高山の気象変化によつて予知されはしないかとと望みを

持ったからであつた。最初は当時新設の同仁会結核療養所内の一部を借受けて、観測所を設ける約束であつたが、都合あつて中止となり、その頃同地の市長であつたガヴィオン・ゴンザガの好意によつて、同人所有地二町五段の寄贈をうけ、この地に仮観測所を設けたのであつた。

パラナー州ピリアニット中央観測所および植物園　これは未だ建設の運びに至つて居らぬが、南米土地会社所有地内に官腰千葉太が土地十五町歩を購入し、研究所本部設置のため其の便用を快諾したので、気象観測器械の整備次第、これを中央気象観測所とする計劃であり、原始林の一部は植物用として保存することゝなつた。

社団法人として登録　　上述の如く事業の進展と共に、対外的に学界その他に多くの交渉を有つことになり、他面之が財源の基礎を確立する必要に追られ、昭和十三年七月十六日ブラジル国の法令に徒ひ、研究所を社団法人として登録する事となつた。理事長には宮腰千葉太之に任じ、また維持会員には桑島前駐伯大使・坂根準三公使・栗原正公使・外知名の士二十数名を得て、伯国文化の貢献に一路邁進すべく整備を計つた。

他の機関との連絡　　この種事業の性質として、他と連絡乃至提携し或は指導を受ける必要あるを以て、研究所は之に万全を期せんとしてゐる。今日までの連絡関係は、

一、天文気象方面

（イ）　創立以来理学博士居本清一の指導を受け、博士の

主催する東亜天文協会の南米支部として観測を行ふてゐる。

（ロ）　伯国リオデジャネイロ市国立天文台に随時報告し、流星観測の依頼を受けてゐる。

（ハ）　カンポス・ド・ジョルドン高山気象観測所は、サンパウロ州立地理学協会の観測を兼ねて居り、サンパウロ州内各観測所および州外主要観測所よりの月報を受け、かつ月報を堤出してゐる。

（ニ）　サンパウロ帝国総領事館内勧業部の委託観測を行ってゐる。

二　生物学方面

（イ）　京都帝国大学植物分類地理学学会々員

（ロ）　南米植物学会々員

（ハ）　ブラジル植物学会々員

（ニ）　東亜蜘蛛学会会員

（ホ）　加藤昆虫研究所会員

（ヘ）　加藤昆虫研究所南米支部

三　日本植物学会々員人類学・古学方面（イ）　伯国印度人文化研究会々員

（ロ）　東京人類学会々員

創設以来の業績概要

一　天文　　観測機不整備のため、太陽黒点の観測を除けば、主として流星・黄道光等の研究に限られてゐる

が流星観測は、南半球に於ては、ニユージーランドの英人観測家と相対して、北半球の　天文学者に重要な観測資料を提供して居り、黄道光は南半球唯一の研究所であつて、特に海技一千七百米の位置を得た観測所を持ち、観測数に於ては世界記録を保持し、新しい発見をしてゐる。

二　気象　太陽黒点の観測の結果から重要な研究の端緒を得るに　至った。即ち（イ）サンパウロ州に於ける週期的大結霜と太陽黒　点との関係に就ての報告は、東京中央気象台の藤原咲平博士に依　って、『サンパウロ州の大結霜』と題して報告せられた。（ロ）太　陽黒点と降雹との関係で、これは大結霜と共に、伯国農家に致命的被害を与えるものゆゑ、之が予知は実に重要な事柄であるが、本研究所は、太陽黒天の位置によつて之を予知する研究に一歩を進めた。

三　生物学　（イ）　生物学は、現在主としてブラジルの植物分類に就て研究を進めており、主任橋本梧郎は、昭和十三年十月リオデジャネイロ市に開催せられた第一回南米植物学会議に、サンパウロ州会員として出席しブラジル植物分類の一担任者となつた。

（ロ）　昆虫類に関しては、新種の発見数種を予想されており、カミキリ虫の一新種　（学名Ｍｙｇｄａｌｕｓ　Ｍｏｒｒｅｔｅｓｉ　Ｆ．Ｌａｎｅ）ほ、サンパウロ州立博物館に於て発表された。

四　動物化石　一九三五年二月七日『ブラジル拓植組

合』の後援を得て、ノロエステ線マシャード・デ・メロ駅附近の地表下五米に於て、前生代動物に属する鰐類の化石の一部を発見、貴重な資料として現在サンパウロ州立博物館に所蔵されてゐる。

五　中正塾　研究所終局の目的は、単に自然科学の専門的研究に止らず、在ブラジル邦人の子孫を大自然に親しませることに依って、その永住定着を促し、しかも之に依つて宇宙の大法則を悟らしめ、飽くまで日本民族移住の目的を継承発展せしめんとするにある。研究部門を広く大自然全般に求めてゐるのも之が為であつて、結局は将来中堅となるべき青少年の指導養成にあるに鑑み、サンパウロ市に中正塾を開き、かつ研究所創立十周年を記念し、カンポス・ド・ジョルドン附近の形勝地をトし学園村を建設したが、両者ともに漸く其の緒に就いたほかりである。

六　生物学標本の献上　前駐伯沢田大使に依って　聖上陛下に献　上せられた本研究所謹製の生物学標本は昭和十三年十一月までに　蒐集せられた粘菌類五〇種、鮮苔類五〇種、地衣類三〇種、高等　植物葉一五五種、蜂雀生態標本一箱等である。越えて同十四年　に同様　聖上陛下に献上せられた標本は粘菌類二十種であつた。

研究所所支蔵標本類点数

石器	一、一〇〇
土器	八、二〇〇
鉄器	一〇三
骨器	三一九
硝子飾玉	六、三二一
古代人骨	四〇
ブラジル印甸人使用器具	二〇
高等植物腊葉標本	二〇、〇三五
粘菌類標本	三〇〇
菌類標本	五〇
地衣類標本	一〇〇
蘚苔類標本	二〇〇
蘚類標本	五〇〇
種子類標本	一五〇
昆虫類標本	九、〇〇〇
蛛蜘類標本	五〇〇
爬虫類標本	六一
貝類標本	五〇
背鰭動物骨格	二〇
動物化石標本	一一
考古学参考写真原版	三八二
植物学参考写真	七〇
動物学参考写真原版	三一

機関誌の創刊　研究発表の機関誌として『自然』（Ｎａｔｕｒａ）を発行することとなり、一九四〇年その第一巻第一号を創刊した。

附記・研究所に「栗原」なる氏を冠したのは、創設者神屋信一の支那時代に於ける息人栗原正に報ゆる意味であるといふ。

なほ前記『栗原自然科学研究所』に関連して、ここに

言及し置くべきは、『ブラジル・インディオ文化研究同好会』である。

この学術協会は、一九三六年（昭和十一年）三月十一日、サンパウロ帝国総領事官邸に、当時の総領事市毛孝三を合む同好十名が会合して創立したもので、その主たる目的の一は、印旬人の石斧・土器等で、在留邦人の鍬先に引掛ったことは、その以前にも歴々あつたが、その多くが散逸する事実に鑑み、先づ以て之を一定の拠所に集結して、専門家の研究に資せんとするに在った。

同会は爾来調査発掘を行ふこと十数回に及び、ブラジルの法人としての登記をも了し、会員の数六十名に上り、最初の会長は市毛孝三であつたが、その帰朝後中野巌が之に代った。

名与会員として数名のブラジル斯学界の名士がある。

同会の『ブラジル、サンパウロ州内の考古学的調査』と題する報告は、東京帝国大学理学部内、東京人類学会の『人類学叢刊（乙）先史学』第二冊として、昭和十四年二月刊行された。

第三節　文芸（俳句・短歌）

俳句＝初期ー『おかぼ会』ー日伯俳壇ー雑誌『おかぼ』ー聖報俳壇ー農ブ俳壇ー関圭草の訪伯ー時報俳壇ー瓢骨没すー頭角を現はす人々・・婦人作家ー『花鳥研究会』ー『南十字星』ー『圭石句集』ー『ホトトギス雑詠選集』の入選作家＝短歌

幼少にしてブラジルに渡航し、其処で教育を受けた准二世乃至ブラジルで生れ且育ちつつある第二世の、ブラジル国語による文芸は、今より幾年かの後にいたらざれば期待し難きは、蓋し当然の事といふべく、本節に謂ふ所の文芸は、言ふまでもなく、第一世すなはち移住著が、新天地ブラジルに於て、日本語によつて表現した文学であり、なかんづく彼等の詩情が、ブラジルの大自然に触れ、俳句または短歌となつて溢れ出たものが多い。

（イ）　俳　　句

在ブラジル邦人の間に於て、俳句が何時から始まつたかを確めることは、可なりむづかしい問題であるから、それは日本移民の渡来と共に始まつたと言ふ方が簡単にして而かも間違から遠ざかつた解答であらう。

たとへ日本ほど顕著でないにしても、ブラジルにも春夏秋冬の四季があるから、季節の移り変りに敏感な日本人が其処へ渡来すれば、十七文字で花鳥風月を詠ずる俳

句といふものが、極めて自然に心に浮び出されることに何等の不思議もない筈である。

現にまづ第一回移民と共に渡来した人に、上塚瓢骨（故上塚周平）がある。次に大正五年の初頭に星名謙一郎の手で発刊された謄写版刷の『南米週報』に、逸早く俳句欄が設けられて、その選者は明穂曙梅（梅吉）であつた。今日の鈴木抱春等も其の投句家であつたといふことであるし、星名自身も俳句を作り、なほ其の外に移民の草分として知らるゝ鈴木南樹等のあつたことによつても亦その一端を想像するに難くない。

併し此れは俳句が移民の開始と其に始まつたといふ一応の説を理由づけるに過ぎない。初期移民の其の頃の俳句なるものは、文学的見地から云へば、論ずるに足らぬものである。

我が国に於て発行せらるゝ雑誌『誹諧』第二号（昭和十三年四月）に、市毛暁雪（元サンパウロ総領事市毛孝三）の「ブラジル帰朝報告」が掲載されたが、その中に左の如き一節がある。

尤移住は手の移住であると同時に頭の移住でもある。俳句も初めからあつたことは古い邦字新開の断片でも判る。併し移住の基は何しろ経済である。自ら俳句は断続的に行はれてゐた様であるが、十何年来圭石老、念腹氏等の渡伯によつて新らしい時に入つて居つた。さうして今時を得て形を整へて来たと云ふことが出来る。

移住三十年人口二十万、その農業生産一億円を超してゐる際、これと並んで精神生活の一場面たる俳句も賑やかになつたと云ふ訳である　云々。

此の木村圭石および佐藤念腹の渡伯は、昭和二年頃で、相次いで同じアリアンサに入植した所謂インテリ層の移住者であつた。その作る所の俳句は、実景実感に基く所謂ホトトギス派の客観写生俳句であつて、渡伯と同時にブラジルの風物を捉へて句を作り、次々と『ホトトギス』に投句した。斯くして暁雪の謂ふ「新しい時期」ー花鳥風詠詩としての俳句が始まつたのである。

斯くの如くブラジルの俳壇は、アリアンサ住民に依つて開拓の緒に就いたのであるが、その後の発展経路を追次詳述すれは次の如くである。

『おかぼ会』日伯俳壇『おかぼ』

圭石・念腹の二人を中心として「おかぼ会』なる俳句会が、第一アリアンサに組織された。

アラヽギ派の歌人岩波掬二・芦部芦庵も其の中に参じ、中島簾女も亦その一員であつた。第二アリアンサ在住の念腹は、毎回十五粁余の道を徒歩で参加したが、間もなく休止した。

その後圭石を盟主とし、毎月一回の句会が隔月となり、断続的になりつゝも、昭和二年から九年に及び、ブラジル俳壇に自ら重きをなすに至った。やゝ遅れて参加した

人に行方南魚がある。

昭和四年、『日伯新聞』に俳壇が設けられ、圭石が其の選に当ることになつた。この日伯俳壇については圭石自身記述したものが、アリアンサ移住地の十年史『創設十年』に掲載されてゐる。曰く

一面に於ては芦部芦庵が、当国在住同胞の俳句の為に日伯新聞　社と交渉し、俳壇を設けんとて、先づ選者に圭石を推薦したるも、　圭石は辞して先輩念腹を推挙したるが、年長者からとの故を以て　圭石が推され、一九二九年七月の新聞紙上から毎月一回選句を発　表し、初めは兼題二題を定めて句を募りたるが、其後当季雑詠に改め一人十句以内とした投句者は其便を欠く為とは云へ、俳書に親　まず、句集を繙かず、吟行を試みず、唯概念的に伝統的に俳句を認識して作句するのみにて、俳句の真意義殊に我等が主張する写生　の大道に拠る花鳥諷詠を解せざるもの多く、佳句を得ること極め　て少かつたが、圭石が或は俳句入門の道を説き、或は誹諧叢談を設けて、客観写生の大義や作句表現の方法や一と通りの道を説き　佳句の評釈を示し、誘導に勉めた為と各自の研究にも依り、投句　の見るべきもの段々多くなつて来た。爾来俳壇設置以来の投者の　数は数百に上るに至った。然し多くはいつしか投句をやめて紙上　に影を潜めるもの頗る多く、継続するものは参々たる有様だ

（同書一四二頁）。

昭和六年一月、俳句と短歌の雑誌『おかぼ』がアリアンサから刊行された。これは圭石と掬二との合作で、前には謄写版、後には活字の印刷となつたが、不振の結果十二号で休刊となつた。その俳句欄（圭石選）の投句家に、前記おかぼ会の人々の外、上塚瓢骨・渡辺南仙子があつた。

聖報俳壇・農ブ俳壇

念腹はおかぼ会以来、俳運動にも遠ざかり、専ら開墾に没頭してゐたが、昭和八年四、五月頃から起つて『聖州新報』紙上その他にブラジル俳壇を評論して警鐘を打つ所があつた。また圭石と念腹とは、句作修業の上にこそ手を繋ぐことが出来ても、俳運動の上には意見を異にするものがあつて、念腹の批評は勢ひ圭石の上にも及んだが、圭石は常に沈黙を守って、表向き反対する様子は見えなかつた。

それ以来俳壇は二つに分れて、圭石を擁護するものと、念腹の主張に賛同するものとあり、自然『聖報俳壇』が設けられ、次いで雑誌『農業のブラジル』にも、念腹担当の俳句欄が新設された。而して両者の関係は、恰も圭石の『日伯俳壇』と『おかぼ』の関係の如く、二にして一のものであつた。これに馳せ加はつた人々の中に、おかぼ』から瓢骨・南魚等があり、なは其の外に森冬枝葉・万城目金之助・吉川耕花等有力な投句家があつた。

関圭草の訪伯・時報俳壇　　昭和十年五月ホトトギス同人圭草（関桂三）が経済使節としてブラジルを訪問し、六月念腹とサンパウロ市で会見した。その際の様子を念腹の師高浜虚子に致した圭草の長文報告の中に、左の一節がある。

私の旅程には、最早絶対にアリアンサ訪問の余裕のないことが　判りました。私は二回電報を打って念腹氏の方からサンパウロま　で出かけてもらひたいと懇請しました。返事がありません。諸新聞には関使節は俳友に会ふことに焦慮し居ると書きたてました。

サンパウロ駐在の俳人総領事市毛暁雪氏が、私の為に観迎句会を開いて、それに念腹、圭石両氏を紹請して下さることゝなり、六月十二日念腹氏がサンパウロへ乗り込んで来られたと新聞社から　知らせがあり、私も十四日リオから行きまして、ここに漸く先生、（注・虚子氏のこと）はじめ目本俳人諸君の御厚意を念腹氏に伝へることが出来ました。念腹氏から、私が日本を発つ一ケ月も前に出した手紙が、払の上睦から十日も遅れて着いたこと、私が十日も前に打った電報が其後の電報と共に、念腹氏が家を出るまでに着いてゐなかつたこと、幸ひに総領事の電報が早く着いたことを聞かされ、暁彗総領事の骨折りが無かつたならば、私は終に念腹氏に会へずに帰らねはならなかつたことを知りました。圭石氏は其設計監督に成るブラジル第一と称せらるゝチエテ新

橋の開通式が迫つてゐる為参会出来ないのが残念だと手紙をよこされ、其後　奥地から来る人ある毎に幾度も同し意味の伝言を寄せられました。

六月十六、七日のサンパウロ新聞は、念腹氏との会見や、総領　事邸に於ける句会の模様を麗々しく報道し、私のことを誹諧使節　と書きました。

この圭草のブラジル訪問は、圭石・念腹等の俳句を世間に知らしめるに役立った。折柄『聖報俳壇』は不振の果て自然消滅し、『農ブ俳壇』も亦社内の改革により廃止されたので、念腹は『伯刺西爾時報』に迎へられて、俳壇を新設することゝなつた。これと同時に念腹は其の居住地に『アリアンサ俳句会』を興して、新俳人の育成に努めた。斯くてブラジル俳壇に一新時期を劃するに至ったのである。

瓢骨没す　昭和十年七月六日、永く病臥加療中の上塚瓢骨は遂に没した。瓢骨は初め『おかぼ』に其の句を寄せてゐたが、念腹の起つや第一番に馳せ加って以来、俳壇の世話役として尽す所が妙くなかつた。一方句作に精進したことは有名で、其の死の前日念腹に寄せた俳句稿が絶筆となつた。

其の訃報は『ホトトトギス』の「虚子消息」にも記載されて故国の俳壇に伝へられた。翌年七月、『伯刺西爾時報』は瓢骨忌俳句大募集をなし、其の忌日に遺句を発表

して追悼する所があつた。その際の応募投句者は二百五十名に上つた。

頭角を現はす人々・婦人作家　昭和十年頃から吉川寿楼・鈴木抱春・市毛暁雪・中野陽水・前田やしま・佐藤いさを・加藤芭川・荒木宗平・林銀河・増田恒河・浜崎化城・富岡静司・中川正春・三好さとる・池辺春麿・平井顕洲・原田左人・岩上五重・斎藤螢石・山口一杖・岡田仙友・小柳武義・白石秋峰・木木子雷等、次々と頭角を現はして来た。同時に間崎黎・目黒はるえ・佐藤潔子・間崎恵・佐藤倫子・石川芳園・斎藤みよ子等、婦人作家も著しく進出して来た。

『花鳥研究会』・『南十字星』　昭和十一年頃からブラジル季題といふ言葉が其処此処に口にせられるやうになつて、暁雪を盟主とする『花鳥研究会』と称する会が、サンパウロに組織された。また同時にアリアンサから転住した圭石を迎へて、『三水会』といふ俳句会が組織せられた。

昭和十二年十一月、『南十字星』といふ俳句雑誌が『三水会』の人々によつて発刊された。非常に難産であつたが、遂に三号を以て廃刊となつた。此の俳誌刊行には、初め念腹も其の議に参加したが、主張上相容れぬものゝあることを知るや、発刊に先立つて脱退し、同時に其の雑詠選者たることを辞した。圭石は念腹に代つて雑詠を担

当した。
高浜虚子は此の間の俳壇の事情を憂慮し、遠く東京のホトトギス発行所より『ブラジル俳句についての座談』なる記事を『ぶらじる時報』に寄せて、念腹を支持激励する所があつた。其の中に左記の如き言葉がある。

海外の俳句は近頃になつてだんだん盛んになつてくる傾向がある　が、殊にブラジルには我が念腹君が居る為に根底が固く、今日の　隆盛を来たしたことを祝福せねばならん（中路）。

或る一派に片よらず、どの派のものでもかまはない、自分は公平な立場に立つ、といふ人ほどわけの判らぬものはない。其等の人は公平といふ二字を振り翳して自分で安心して居るけれども、　畢竟何も判らないといふ自分の不平を表白してをる。がそんなことを八ケ敷いふことは大人気ないからさて揖いて、念腹君のかう　と信じたら最後、挺でも動かぬといふ勇猛心は誠に尊敬すべきものがある。

圭石卒す・『圭石句集』　昭和十三年六月三十日、圭石は七十二歳の高齢を以て卒した。中野陽水は『三水会』を代表して、左記の如く虚子に其の死を通知した。
当国にあつて念腹氏と共に俳句の指事に当られて居りました木　村圭石老には、最近健康勝れず句会には約半年出席なく、時には　同老宅に句会を持って行って喜ん

で頂いて居りましたが乍残念　去る六月三十日遂に死去致されました。同老最近の生活は全く俳句そのものと申すべく、渡伯以来経済的には余り恵まれざりしに拘らず俳句の事以外世事一切何事にも触れられず、只管斯道に精進されて居りました。沢山有らるゝ御子息たちに何物も遺すものなしとて、自筆の句帳を御子息の数だけ丹念に書かれて遺されて居ります。臨終に際し夫人より遺言を求めたるに、遺言は俳句だと一言申されしとか、之を聞いて一同敬虔の念に打たれました。サンパウロの南郊冬も仏桑花の咲いてゐる丘の下に、此の国の俳句の祖として静かに眠られて居ります。

虚子は『ホトトギス』の「消息」に之を記して、圭石の死を哀悼した。

翌年五月その一周忌に際して『圭石句集』が『三水会』同人の手により出版された。これは彼の代表作たる「ホトトギス雑詠」並に「まはぎ雑詠」に入選した句約三百を収めたものである。

『ホトトギス雑詠選集』の入選作家　昭和十三年八月刊行の『ホトトギス雑詠選集』「春の部」に木村圭石・中島簾女，佐藤念腹・前田やしま・佐藤いさを等の句が採録された。

次で十五年一月刊行の「夏の部」には前集の圭石・簾女・念腹等の外に、上塚瓢骨・森冬枝葉・行方南魚・目黒はるえ・岡田仙友等の句が入選した、同書は明治四十

一年十月から昭和十二年九月までの「ホトトギス雑詠」を、春夏秋冬の四季に分類して、高浜虚子が新に選抜した大俳句集であつて、「秋の部」「冬の部」は今後順次に刊行さるべきものである。

（ロ）短　　歌

大正年代には殆ど見るべき歌人なく、わずかに鈴木南樹が明星派の歌を発表して世人の渇仰を受けつゝあつたとはいへ、現歌壇の標準に比しては、すこぶる甘いものに過ぎなかつた。況んや時折新聞紙上に現れる歌など、誠に幼稚極まるものゝみであつた。併しながら木南樹の名は、大正末期より昭和初頭にかけて忘れられざるべきものである。

降って昭和も四、五年となると、歌壇も漸く盛となり、『日伯新聞』『伯刺西爾時報』『聖州新報』等各新聞が歌壇を設けて各担任の選者があり、それぞれ特色ある歌が見られる様になつた。日伯歌壇は岩波菊冶之を選し、標準が高いので定評あり、時報歌壇よりは現在の中堅歌人を幾多輩出せしめてゐる。聖報歌壇は娠かな事は相当であつたが、これといふ勝れた歌人を出して居らぬし、後年選歌集『移り来て』を発行したが、之も現在の歌壇標準から見れば採れる歌は殆どない。

この当時に於て特筆すべき事は、短歌評論の盛なことであつた。やや一方的な議論も多かつたが、それでも之に刺戟されて短歌運動が旺になり、各地に短歌雑誌の続

出を見るに至った。曰く『おかぼ』(短歌および俳句)、『白日』(同上)、『山茶』(短歌)、『燎原』(同上)、『地平線』(一般文芸)等々。

しかし多くは所謂三号雄誌の例に洩れず、幾何もなく消滅してしまつたが、独り『おかぼ』のみは十二号まで発刊され、かつ内容も相当に高く評価さるべきものであつた。このグループより現在ブラジル中堅歌人の大部分が送り出されてゐる。

斯くして雨後の筍の如く族生した同人雑誌も影を潜めて、やや停頓的状態となつたが、この当時母国改造杜で新万葉集が編輯され、ブラジルからは地理的関係上、投稿者も少かつたとはいへ、それでも椎木文也・阿部青杜・小田切剣の三名が入選してゐる。

越えて昭和十二年、サンパウロ総領事として歌人坂根嵯峨(準三)の着任するや、一時停滞してゐた歌壇も、急激に活気を呈する様になつた。即ち坂根嵯峨・椎木文也の斡旋により、翌十三年『椰子樹』と銘打つた短歌雑誌が生れることになつた。選歌には阿部青杜・岩波菊治が之に当り、会員も在ブラジル歌人の殆ど全部を網羅し、作品も号を逐ふて次第に向上し、大正より昭和初頭にかけての歌壇に比すると誠に雲泥の相違である。昭和十五年坂根嵯峨コロンビア公使として転任し去り、阿部青杜また母国に去ったとは言へ、遠くアルヘンティナより石井きぬ子その他が参加し、愈々南米随一の地歩を着々として占めつゝ現在に及んでゐる。

第四節　美術（主として絵画）

初期の邦人美術家ーブラジル独立記念博覧会に出品ー聯邦サロンに出品ー日本人最初の個展ー日本倶楽部主催の美術展覧会ー主なる出品者および其の傾向ー第二期に於ける進歩ーサロン・パウリスターサンパウロ日本人美術研究会』（聖美会）の創立ー聖美会主催の展覧会ー認められた現在画家

こゝに記述せんとする美術史（主として絵画史）は在ブラジル同胞の間から、生れ出づべくして自然に生れて来た美術運動の歴史であつて、美術家連の殆ど凡ては多少日本に於て絵筆を執ったことのあるにせよ、ブラジルで勉強し、ブラジルで画家となつた人達である。ただし純然たる第二世の間からは未だ出ない。大抵は少年或は青年時代に、移民として家族に同伴した人たちである。それ故最初は、世界の美術史とは関係なく、最も原始的な出発をするか、幼稚な色刷の油絵などからヒントを与へられて、暗中模索をしてゐたのであつた。

彼等初期の人達は、茶碗の模様を描いたり、人形の顔を描いたり、或は室内装飾の仕事をしたりして、片手間に絵を描いてゐたので、美術学校あり、展覧会あり、研究所のある日本の人たちの数倍の年月を経て、美術的には、ずつと立ち遅れた作品を得てゐたに過ぎない。而して一般の人は移住地初期の傾向として、美術などに関心を持たなかつた。

在ブラジル同胞間に、同胞自らが生みつゝある美術に対する関心が起ったのは、一九三〇年頃からである。それは一九三一年一月サンパウロ市日本倶楽部主催の第一回美術展覧会開催のために、一般同胞から出品を募集したことによる。而して日本倶楽部が展覧会を催すやうになつたのは、其処に美術愛好家が存在したことを物語る。この展覧会は、在ブラジル同胞間に、美術に対する関心を喚び起し、延いては後日の発展を刺戟した点に於て大きな意義があつた。こゝでは、この展覧会を一区切りとして、それ以前の状態と、この後に現はれた傾向および作家名とを記して初期美術史とする。

一九二〇年項から、そこここゝに美術なかんづく洋画に関心を持つ青年があつた。サンパウロ市には古くより佐藤豊松その他四、五人の青年がゐた。一九三二年ブラジル独立百年祭には、既に日本人画家が博覧会に油絵を出品してゐた。

一九二六年頃佐藤はリオデジャネイロの聯邦サロンへパステルの人物（八号大）を出品して、名誉賞状を貰ってゐる。この人は邦人授賞者の最初らしい。一、二年後に富岡清治が、サンパウロ市の州立職業学校の絵画科を卒へて、水彩画油絵等を描き出した。

当時サンパウロ市には、サロンがなかつたので、邦人画家連は主として、ブラジルの記念祝祭などの博覧会の美術部に出品してゐた。リンスの岩本巌が、同地で油絵の個人展覧会を開いたのは、一九三〇年頃で、これが日

本人最初の個展であらう。一九三一年一月、サンパウロ市リベルダーデ街日本倶楽部主催の美術展覧会は、水彩・パステル・刺繍・日本画・洋画・写真等で、いかにも初期の催らしいものであつた。絵画の出品数は百余点、主なる出品者の氏名と大体の傾向は左の通りであつた。

富田清治　水彩画および油絵ともみな風景である。明るく平面的で、デコラチーブな感じのする印象派的作品。「健実だ」と云ふ評と「弱い」と云ふ評があつた。しかし一番完成されてゐた。

佐藤豊松　パステルおよび油絵。風景と静物。非常に説明的であつたが、落着いてゐた。或る意味では、ブラジルに於ける初期の人たちを代表したものである。

野村睦雄　水彩画および油絵。風景と静物。色彩強烈な点、力強い印象を与へる。統一が欠けてゐると云ふ評があつた。ドイツ的表現派をしのばせるやうな感。（この人は移民ではなかつたからもう相当よい絵を見てゐたのであらう。後帰国して、現在では二科へ出品してゐる）。

岩本　厳　油絵風景。活気があり、荒いタッチだが素人くさい。影の一様な景色主義がそれである。だが好評であつた。

半田知雄　油絵の風景・静物および自我像、説明的で、ハーモニーを欠くと云ふ評があつた。何の奇もない自然写生であつた。

林　重次　油絵風景。灰色の憂鬱な色調。色の研

究が深いこと、およびデツサンの不足してゐることが云はれた。この展覧会で鑑査員一同の投票により一等賞を授与された。

その他根本市五郎・菅谷霞舟・松岡健太・岡本一三・明穂実などが洋画を出品してゐたが、極く初期のアマチユーアであり、無審査のために出品した人たちであつた。

因に、この会での出品画は平均十号位の大きさであつた。全体の傾向は印象派風であつた。批評として『伯刺西爾時報』紙上に、燈外光、『聖州新報』紙上に荒波生などが書いた。前者は可なり鋭い批評であり、後者はやゝ絵のわかる程度の人の好意ある鑑賞批評であつた。前者はその鋭きにより多くの人を啓発したが、また後日物議を斎らした。それは此の評者が、模写出品を批難したのを、数ある模写出品者中の一人が、『人身攻撃』が合まれてゐたと云ふ理由で、諭駁したのであつた。

この展覧会に依って、初期の人たちも大分啓発されたが、同時に第一線から退いた人たちも多かつた。彼等の理想は自然を忠実に再現することにあつたが、技術的に行き詰ってゐた。要するに、芸術に対する自覚を欠いてゐたと云ふ点に於て、全く新しく出発したジェネレーションに、後日の発展を譲らねばならなくなつた。

第二期は一九三一年より同三八年までである。一九三一年二月より一九三五年三月サンパウロ市に日本人美術研究会が創立される迄の満四箇年は、特筆すべき事件が

起らなかつたが、一九三三年十二月、サンパウロ市に州の官展サロン・パウリスタ・デ・ベーラス・アルテスの第一回展が開催されたので、佐藤・富岡・半田などが出品した。この創立展は無鑑査であつた。また此等三人の出品画は、決して目立つたものではなかつた。しかし彼等は以後殆ど毎年サロンへ出品した。

一九三五年三月三十日には、『サンパウロ日本人美術研究会』（略称聖美会）が創立された。会の目的によつて決議された事項は、一　会員相互の親和、二　作品批判鑑賞・意見交換の月次的集会、三　地方会員との連絡、四　会室（集会場兼共同アトリエ）の設置、五　外人美術家・研究所との連絡、六　年少者の指導、七　展覧会開催等であつた。

この創立懇談会に集つた者は、西田春一・根本市五郎・半田知雄・田中重人・富岡清治等の画家又はアマチユーアで、他に『伯刺西爾時報』及『日伯新聞』の記者二名が出席した。

而してその後月次的作品相互の批判会を催す度毎に共鳴者が増して、聖美会のメンバーが確立して行つた。細川茂実・永富政教・高橋奇地坊・平野貞夫・檜垣肇・玉木勇治等の洋画家および佐伯敬章・東春政などの日本画家も加はつた。

こゝに集る人たちが、初期の人たちと大分顔振が異つてゐて、本式に絵を勉強しようと云ふ強い意志に燃えて、可なり進歩的な議論もする連中であつた。だから自然新

しい流れとして寄り集って来たのである。
この時代の一般的傾向も矢張印象派であるが、ゴッホ、セザンヌから、ピカソ・マチスに至るまで論じられた。但しデツサンや人体エチユードなどは、出来るだけ写実的でなければならないことが唱道された。こゝに集まる青年画家たちが、世界の絵画史に注目し、芸術とは何ぞやと論じ出したことは、初期に較べて一大進歩と云はねばならない。この意味で聖美会の成立は、在ブラジル同胞美術史上特筆すべきことである。
一九三六年四月に、聖美会主催で、半田知雄の油絵およびデツサンの展覧会が日本倶楽部に開催され、好評を博したことも、大に美術研究熱を刺戟した。出品された作品は、概ね写生旅行によつて物した小品であつた。一ブラジル人批評家は、『半田は九十パーセントまで日本人的である』と書いた。青年の意気を以て自然に感謝した印象的な作品である。
降つて一九三八年十二月十日には、聖美会員はとんど全部が集って同会の主催で国防献金展覧会を日本倶楽部に於て催した。而して此の展覧会には一般の作品を募集し、審査も行つた。サンパウロ市郊外やサントス市からも出品者があつた。
次に現在の状況を記述する。今サンパウロ市および近郊に在住する画家並に研究生は二十名内外で、全ブラジル在住同胞を通じても、四十人を数へることはむづかし

い。同胞の数二十万に比べてその僅少なのに驚く。しかも其の作品によつて生計を立てゝ居る者は、装飾美術以外には殆ど無いと云ふてよい。これは一般同胞の絡済力の微弱さと文化程度の低きを示すものである。左に現在面家として認められてゐる人達に就て概記する。

高岡由也（外人間でフランシスコ又はシッコと呼ばれてゐる）　リオデジャネイロ市に高岡がゐることは我々同胞の誇りである。聖美会創立前にはサンパウロ市に居て、新しいジェネレーションの一人として活躍してゐた。一九三八年にはリオデジャネイロの聯邦サロンに於て、銅牌を授与されてゐる。外国人としては最高の賞牌だと云はれる。水彩も善くし、油絵は其のガツチリした写実で人々を引きつける。入賞した絵は十五号大の油絵自画像である。ゴッホを好いてゐるときくが、彼れの画は必しもゴッホ的ではない。寧ろ新しい建築美の如くガッチリしてゐる。奇行の多い変人として有名な、三十四才の独身者である。

玉木勇治　まだ二十六才の青年で、高岡と共に永くリオデジャネイロ市にゐた。彼れは思索的な人間だけに、絶えず新しいものを探してゐたが、近年漸く自己を見出したらしい。恐らく自然主義や印象主義に傾くことはあるまい。彼れの画は人間的苦悩を表現してゐる点に特異性がある。従って暗い感じがする。天才的で属望されてゐる一人である。高岡に次いでリオデジャネイロ、サロンで、一九三九年慶のブロンズ・メダル　（銅牌）をもら

つた。

半田知雄　天才と云ふよりは努力家である。飛躍は無いが、こつこつとやり通して飽く所を知らない。印象派的なものから、何か東洋的なものを把握しやうとして努力してゐる所が見える。サロン・パウリスタで名誉賞状をもらつたことがあり、一時は新進画家としてブラジル人の間に認められたが、最近思ふところあつてか孤立してゐる。三十五歳の既婚者である。

富岡清治　画家であると同時に歌人であるが、野心のない人で、十年一日の如く素直な桧を描いてゐる。平面的デコラチブな画面に、日本人的静けさ善良さなどの特性がにじみ出てゐる。年輩四十内外の妻帯者である。

檜垣肇　軽妙な筆致で小品をものし、一般に好評でサロン・パウリスタへも出品する。深く造型美術の本質を探るため、現在では多く画室に閉ぢこもつてゐる。・三十四才の既婚者。

永富政教　自らアマチユーアと称してゐるが、ドーミエーを思はせるやうな自由な絵を描いて楽しんでゐる。批評家として一家言をもつてゐるので、意義ある存在であらう。三十八歳の妻帯者。

佐藤豊松　同胞の美術史には見落すことの出来ない人である。現在もサロン・パウリスタの出品者で、落着いた静物などを描いてゐる。よくパステル画を描く。林重次等と共にブラジル人の間に名を知られた最初の人である。が、生活のために、依然として工芸美術の方で苦闘

してゐる。四十五歳の妻帯者。

田中重人　半田等と共にサンパウロ市美術学校に学び、聖美会創立に尽力した青年画家である。美校同窓会展覧会へ水彩画を出品し、その方の一等賞をもらつたことがある。色彩の明るく美しいのが特長である。規在では装飾美術の方でも一家を成してゐる。三十二歳の独身者。なほ装飾美術には平野貞夫もある。

其の他彫刻では山本静村が居り、有望な青年として一部から属望されてゐる。また近年少しづつ認められだした画家もゐるが、末だ記すべき程ではない。それから日本画家は殆ど孤立的で、独自に活躍してゐるが、最近舞台を日本に求めて帰国する者が多い様である。

附記　曾て日本からブラジルを訪れた藤田嗣治、岡田泰祥、矢崎千代二、松尾松涛、有鳥生馬などの諸画家もそれぞれブラジルの日本人画家を刺戟したことは勿論である。

第五節　音楽

在ブラジル邦人と音楽ー松村俊明とキロンボ村の『童夢クラブ』ークラブの沿革ーサンパウロ市『リラ・クラブ』に於ける演奏会

お恥かしい次第ではあるが在ブラジル同胞に音楽はない。

サンパウロ市の邦人社会には、古くから長唄や謡曲を

好む人々の会合が断続的に行はれ来ったが、あれは音楽とは称し得られないであらう。

若し文化人としての日本人に最も欠けてゐるものがありとすれば、それは音楽であると云ふてよい。人間が此の世に生れ出でゝ一番最初に自然と接触するものは聴覚であり、次で視覚である。それほど耳は敏感であり、直ちに自然を結び着け、その心に合致し得る感覚を傭へてゐる。音楽なき人生は不具であり、砂漠に等しきものである。子供のうちは誰れも能く歌ふが、長ずるに従ひ日本人は特に歌はなくなる。『囚人歌はず』と云ふ言葉があるが無言の行に慣れた日本人は、何時とはなしに自然と遠ざかりつゝあるのではなからうか。

興隆の民には必ず良き音楽がある。良き音楽を持つ良は必ず伸びる。若し在ブラジル同胞に音楽があつたならば、ブラジルの大自然に触れ、拓人としての更によりよき生活が打ち立てられたであらう。林に聞く鳥の囀り、螢飛ぶせゝらぎの音を通じて、家庭は一段の明朗さを加へ得たに相違ない。暗く殺伐な、偶々聞けは頓狂な酒の座の喚きを耳にして育つ第二世は、生れながらにして持つ其の情操を悉く鈍らし或は失ふて仕舞ふのである。

在ブラジル同胞に音楽はない。肝し此のまゝにしては置けない、何とかして音楽を与へたいと考へ、過去八年苦心惨憺の末、遂にイグアペ日本人植民地内の一寒村キロンボに之を植えつけ育て上げた青年に松村俊明がある。在ブラジル同胞の音楽として勿論特筆すべき程のもので

はないが、将来に於て必ず普及発達を促がさねばならぬものなるが故に、左に彼れの手記を通じて、開拓者初期の状態を知ると其に、その主宰せる音楽園『童夢クラブ』の治革乃至功績を記録する。

海岸山系の一支脈パラナピアカパが南聖リベイラ河の盆地を横切って走る一帯は千古の密林により限りなく展開されてゐます。

その山脈と盆地との間に位する辺りに私共の住むキロンボ村があります。

キロンボと云ふ地名は逃亡奴隷の隠場所と云ふ意味で、百年も昔の事、残虐な主人の鞭と鎖から遁れて出でた黒奴達が、リベイラ河の岸づたひに逃げ、支流を遡って漸く斯うした密林の中に小さな安息と平和を見出したのであります。彼等は奴隷解放令が発布されてから、初めて此の密林を出で、明るい世界へと去ったのでした。そうした物語を秘めたキロンボの森も、日本人が入り開発に着手してから、まるで違った世界のやうに明るい活気ある村が誕生したのです。

私共のキロンボ村の草分四家族は、北海道からの直来植民であった為開拓当初から純自本式の雰囲気が醸成されました。その後も入植者は皆直来植民であった為、益々日本式の村として伸びて行きました。

私が日本語教員として赴任した当時のキロンボは、僅か一部分しか開拓されて居らず、道路の両側は勿論、植

民者の仮小屋の直ぐ後ろさへ人間の侵略を許さぬ大森林でした。併し勇敢な開拓者達は、夜中に山霧が流れこむやうな粗末なジユサラ小屋を家とし、パルミツト、山牛蒡、ワラビなどの野生植物を蔬菜代りにして、毎日山伐り山焼に奮闘を続けてゐました。彼等は新しい大地に理想の農園を建設しようとして一生懸命でした。

開拓は事ましい仕事には相違ないのですが、其処には何等の娯楽施設もなく、一面殺伐な世界でした。その頃、私の学校には百名余りの生徒がゐましたが、その中十名ほどは十キロの山道を毎日通はねばならなかつたのです。海岸地帝は特に雨が多く、時には濡れ鼠のやうになるのですが、それでも学校を唯一の楽しい所として、倦まず通って来る子供達の姿を見ると、いぢらしく涙ぐましい感じがするのでした。学校で教った唄を小鳥のやうに晴やかに唄ひながら，帰り行く子供等の姿が、山道の曲りに隠れるまで見送った私の心は、幸福と感謝で一杯でした。私は元来唄が好きで、当て南三州放浪中、飢えて所持品全部を手離した折にも、マンドリンだけは売らずに、とうくサンパウロまで持ち帰った程でした。

この様に音楽が好きな私でしたから、毎日のやうに生徒等へ童謡を教へたのですが、その中に種が尽きて、生徒に教へる歌がなくなりました。そこで作曲などには素人な私でしたが、即興的に色々の歌詞を作り、作曲をして子供に歌はせました。それでも子供等は何一つ不足を云はず、嬉々として歌って呉れるのでした。

黒板と白墨だけを教具として与へられた此の貧弱な設備の学校ですから、オルガンなど勿論ありませんでした。私はマンドリンをオルガン代用として大に活用したのですが、器楽を学校の生徒に教へやうと思ひ附いたのは此の村の入植記念祭に際し、余興の準備を仰せつかつた時のことでした。音楽好きな家庭、音楽の才ある子供と云ふ条件で、先づ二人を選び、六段と童謡数曲を練習させる時、二部の方にビオロンを入れて見ました所、とても調子がよかったので、以後、女生徒にマンドリン、男子にビオロンと云ふ方針で進みました。

二人の女の子の進歩に私は光明を得て、それから私達の音楽運動の波は徐々に、村の青年・娘などの方へと拡がり、三年目には十四五人のメンバーになりました。当時私は此の村の青年会長であつた関係上、其の指導に当つてゐたのですが、彼等青年は歌が好きだのに、歌ふべき歌を知らない事に気附きました。そこで希望の青年でも私達のクラブへ入れたのですが、男女並んで合奏するなどゝいふことは、農村出の人々には奇異な感を与へたと見え、随分反対もありました。所が恵まれた事に一人の子にマンドリンを教へると、それが自然に家庭中に拡がると云ふ具合になり、或る者は兄弟姉妹が皆揃ってクラブに這入ると云ふ有様で、五年目にはメンバーが三十名を突破する事となり、練習も段々正則的になりました。

クラブの名を憧夢とつけましたが、これは英語のドームをもぢったものです。その後更に童夢と文字を改めま

した。
青年は斧を握った節くれだった指で、娘達は茶摘みで褐色に染った指で、如何にも楽しそうに弾く姿を見る度び、私はこの糸の響を通じて青年男女の将来を祝福せずには居られませんでした。
あちこちの谷間に夕闇せまり、温い灯がとぼり初めると、村の隅々から教へ子の弾くビオロンやマンドリンの美しい音色が、道や森に響くのでした。祖国を遠く離れた此の国の、無限に拡がる密林の真只中で、純真な乙女等が弾く懸命の春雨や六段などを聞くと、涙ぐまずには居られませんでした。
楽器の線は各々太さが異なり、従って音色も高さも異なるにも拘らず、之を調整すれは美しい調和が生れ出るのです。私達の杜会も同じ事で、たとへ個々の性格境過が違ってゐやうとも、皆が純真で謙譲と敬虔の糸にあはすれば、必ず調和が生ずることを教ゆるのです。究極の所童夢運動は、音業の三大要素たるリズム、メロディー、ハーモニーを家庭・社会に植えつけることであり、個々の情操に於ては、いつ迄も、人間の純情を失はせまいと云ふ所にあるのです。
私共の周囲には必ずしも理解ある人々のみではなかったのですが、私の同志は実に素直に私の指導に従ひ、其の組織の維持、内容の拡充に努力して呉れました。後この運動が計らずも海興の支店長宮腰さんに認められ過分の讃辞を頂いたのみならず、其の後に於てサンパウロへ

演奏旅行をすると云ふ所まで展開致しました。
演奏会は昭和十四年五月五日、サンパウロ市の倶楽部で開催せらるゝ事に決定され、私は二日早朝三十名の農村楽士を引卒して、花の御江戸へ遠征することになりました。三十名の中、女生徒十三名男生徒十七名でした。
右演奏会に先立ち、キロンボ童夢クラブ代表松村俊明の名を以て、演奏会開催趣意書が、サンパウロ市に於けるブラジル人上層社会および日本人へ配布された。その趣意書の全文は
「今から五年程前のことでございました。南聖リベイラ河畔と云ふよりは、海岸山脈の麓と言った方がぴったりとくる程山奥の、キロンボ小学校に奉職してゐた私は、或る本の中に『独乙人の植民するところ、楽器と花鋏とを忘れない』と云ふ一句を見出して感激しました。此の感激から、聖州では一番山奥であり一番貧しい私共の村キロンボに、純其・明朗をモットーとする音楽クラブが誕生いたしました。恰も荒野のたゞ中へ落された一粒の麦に等しい一梃のマンドリンから、私共の音楽運動が初められたのであります。労働を天職とする節くれだつた農村青年のごつい指や、一日中のお茶摘で葉汁の為に褐色に染った農村少女の指に、秦でられる楽器の醸し出す音色は、営に若人達の情操を培ひ慰安となるばかりでなく、亦彼等の家庭全体を和かな空気の中に捲きこみ　抱擁してゆくのでした。私共の音楽運動は、従来の農村人としては余りにも革新的であり、先駆的であつたが為に、

同志の増へ行く一方種々なる誤解も受けましたが、幸ひにして無事切り抜けることが出来ました。

一昨年から宮腰氏御夫妻の力強き御後援に依り、私共の運動も堅実味を帯び、内容も組織立つてまいりました。現在では、四十数戸の村に五十挺近い楽器があり、植民地の会員を合せると六十名近い同志が出来ました。斯くてどうやら音楽クヲブとして雛形らしきものが出来上りましたので、何時か好い機会があつたならば、　皆様に私共の農村音楽を御紹介したいと念願してゐました所、幸ひ今般宮腰氏の御賛同を得ましたので、五月五日夜聖市リラクラ　ブで演奏会を発表することゝ致しました。

私共の真撃な運動の成果が小さい雛形となつて、都会といはず　農村といはず、在伯邦人杜会の青年子女層に立派な音楽団体が組織される様になれば、これ以上の喜びはございません。」

といふのであつた。

同夜の絃楽合奏の主なる曲目は、「春雨」「瀬戸の風景」「ヴォルガの船唄」「国境の市」「影を慕ひて」「六段」「僕等の兵隊さん」「御江戸は青空」「クンパルシータ」「イグアペの思出」「ドリゴのセレナーデ」「自由射手抜粋（ウェーベル）」「ダニューブ・ワルツ」「童夢の唄（合唱）」等々であつたが、その翌日のサンパウロ市発行の各邦字新聞は勿論『コーレイオ・パウリスターノ』『ディアリオ』『フォーリャ』などの一流のブラジル新聞までが、一斉に写真入りでデカデカと記事を掲げ、第二世日本人子女の

規律正しい純真な演奏振りを称へ、この催しは日伯親善に偉大なる貢献をなしたと激賞した。

第六節　体育（運動競技）

初期の概況ー野球（矢崎節夫懐旧談）・『ブラジル日本人青年会』・『ミカド運動倶楽部』野球聯盟・『サンパウロ・ベースボール倶楽部』・全伯野球大会・同上少年大会ー陸上競技（『全伯邦人体育協会』・日伯対抗競技・邦人選手最高記録・明治神宮体育大会に代表選手六名の参加）ー柔剣道（『伯国柔剣道聯盟・その設立趣旨書）

体育に必要なる運動或は諸競技の旺盛如何は歴史的に見るも一国の反映であり、英人の庭球、米人の野球、更に日本人の柔剣道・相撲等、その趣向に向て国民性の一面を知ることが出来る。ブラジルに於て旧くより最も大衆化されてゐる運動穀技は、何とて云つも蹴球であるが、最近は一般陸上競技も之に次いで漸く盛んとなつて来た。併し未だ技の優秀・運動の普遍化に於て、欧米に比すべくもない現状にある。これは教育の普及全からず、或は地方に中産層を基礎とした農村の発展が鈍く、その上外来移住者が混然としてゐる為に、この種運動競技に対する集注性を欠いてゐるからと考へられるが、ブラジルの国力が漸次増進すると共に、この方面も旺盛となるに相

違ない。

ブラジルに於ける日本人は、社会的に二個の接触面を持つてゐる。すなはち一はブラジル社会を構成する一分子としての存在であり、他は限定された邦人社会の一員たる接触面である。この事は国家統制の見地からすれば、相当デリケートな問題ではあるが、元来凡ての競技運動なるものは、その国人の趣味伝統の現はれに外ならぬのであつて、在ブラジル同胞の運動競技が、それ自体の社会に於て発生し行はれたとて何の不都合もないのである。要は邦人社会の構成分子であることが、より重要なブラジルの社会人たるの妨害とならぬことであり、同時に運動競技も亦その精神がブラジルに結びつく事により、活力と明朗性を加へるのである。

移民初期に於ては、邦人の数も少く、また財的余力もなかつたため、何等記録すべき運動競技はなかつたが、大正末期より昭和にかけ、在ブラジル同胞の数も著しく増加し、ノロエステ、ソロカバナ等の各地帯に於ける邦人移植民地の簇生と其に、経済的躍進に次いで漸く共の隆昌を見るに至つた。

特に各地青年会の活動、オリンピツクの影響および訪伯の日本選手に依る指導・刺戟等により・一段の熱力を加ふるに至つた。以下項を迫ふて、現在最も一般的な野球・陸上競技・柔剣道につき概略を記すこととする。

（一）　野　　球

ブラジルに於ける邦人の野球が、組織的な活動を開始したのは、大正十四年以降に属するが、その濫触とも云ふべきは、大正五年のことで、当時サンパウロ市に在住した僅かな邦人に依って試みられたのである。その頃同市在住日本人の数は恐らく三四百名を越えなんだであらう。経済状態も至って貧弱であり、甚だ恵まれざる生活環境にあつたため、野球と云ふても遂に娯楽の域を出でなかつたのである。左に当時の一流選手であつた矢崎節夫の談を載録する。

大正五年の初め、その頃サンパウロ市に住んでゐた星名さん（星名謙一郎のこと）が、一日私を訪づれ、市内アンタルチカ公園の運動場で、北米人が毎土曜日野球をやってゐるが、若し日本人でやる人々があつたら、先方は喜んで一緒にやらうとの話であつた。星名さんは既に五十歳前後の年輩だつたが、曾て永く北米にゐたこともあり、英語が堪能で其の上仲々の元気者であつたから、こんな話を私に持ちかけたのであらうと思ふ。そこで私は早速好球同志に呼びかけた所、粟山・長谷川兄弟（兄の方は故人）松隈・赤尾（現在日本）小此木（帰国後死亡）の諸青年が集つたので、北米人と対抗試合をやつた。これがブラジルに於ける邦人最初の野球である。此の時の試合は大敗に終つたが、鬱勃たる志を抱いて天涯に雄飛したものゝ、何分移民初期時代の事とて何等尉

安の道もなく、徒に共の勢力を浪費してゐた頃であつたから、単なる此の野球而かも其の技至って未熟であつたに拘らず、皆非常な喜びで、初めて元気な世界へ出た様な気がしたのも無理はない。今でもそうであるが、ブラジルでは其の時代から蹴球はやつたが、野球は北米人だけであつた。

以後毎土曜日になると、野球組は彼等の為に特別仕立せられた電車に乗つて、市内サンベント広場から、其の頃まで郊外に属してゐた現在のアンタルチカ公園へ颯爽たる姿を現はした。北米人はサンバウロ市の電動力会社ライトに働いてゐた関係から、同会杜が彼等の為に特別電車をも供給してくれた訳である。斯うして相当永い間、北米人の御厄介になつて、唯一の慰安とする此の野球を続けてゐたが、何時までも彼等の道具を拝借することは面目ない所から、何とかして日本人を以て野球団を組織したいとの希望が山々であつたが、当時貧弱な日本人杜会に於ては、実は野球道具一組さへ捻出することすら容易でなかつた。そこで星名と私が相談の結果、一夜松村初代総領事を訪問し、青年連の希望を開陳した所、早速快諾され、且青年の集り故、青年会を組織せよとのことであつた。青年の喜びと感謝思ふべしである。

斯うした事で出来たのが、『ブラジル日本人青年会』で、最初の幹事は多羅間鉄輔（当時総領事館在勤）、熊坂清四郎（元藤崎商会支配人、現在日本）、強中強介（当時東洋移民会社員、現在日本）、伊藤庄吉（医師、現在満洲）

及私の五名であつた。会費月額一ミルレイス也で、野球場は近年まで使用されたコンデ坂下のスダン広場だつた。伯国日本人青年会の野球始球式が行はれたのは、大正五年九月二十四日で、当時在伯中の青柳郁太郎氏が、パナマ帽で颯爽たる姿を球場に現はし初球を飛ばせた。

其の頃在伯同胞の人口は一万五、六千で、サンパウロ市に於ける邦人も恐らく三、四百に過ぎなかつたであらう。而かも其の大半が、コンデ街の地下室住ひと云ふ有様だつたから、これ等邦人男女が、スダンの広場に集り、太陽の光線を惜しげなく全身に浴び、一切の階級意識を忘れ、海外にある日本人として同じ喜びを満喫したものである。爾来野球は毎日曜行はれ、漸次盛大になつたが、大正七年青年会幹部が更迭してから、新役員に不満を抱く者続出し、逐に野球部に属する会員の脱退を見るに至り、後青年会も解散して仕舞った。併し同年末に笹原憲次（死亡）・渡辺孝　（死亡）其の他熱心なる運動家が集つて、今度は『ミカド運動倶楽部』を組織し、野球の外にテニス・陸上競技（主としてマラソン）の一部も加へて、蓼々たる邦人杜全に話題を与へてゐた。

前述の『ミカド運動倶楽部』が、大正十二年再び編成されてから、一段の活気を見せ、当初は市内の北米人商社或は移民を輸送し来れる大阪商船、日本郵船の船員チームと技を闘はしてゐたが、それのみでは彼等の情熱を満たし得ぬ所から、内奥地の各青年層に呼びかけて、

チーム結成を促し、遂に大正十四年初めて全ブラジル野球大会を、サンパウロ市に於て挙行するに至つた。併しながら何を云ふにも最初の試みであつたゞけに、参加チームも少く、全伯大会と呼ぶには、内容も亦すこぶる貧弱であつたが、曲りなりにも回を重ねること七回、昭和六年まで年々続行し得たことは大手柄であり、球界今日の隆昌を招来する端緒を開いたものと謂ひ得やう。

此の大会は惜しくも一時中絶し、後斯界の中心はノロエステ方面に移つた。即ちアリアンサ軍の主将弓場勇の献身的努力によつて、『汎ノロエステ野球聯盟』が組織され、第一回大会は、昭和五年リンス市で行はれたのであつた。間もなく此の汎ノロエステ聯盟は、バストス野球部の参加を見、之を『汎ノロエステ汎ソロカバナ野球聯盟』と改称し、順次バストス、アリアンサ、ビリグイ、チエテと大会を行つたが、大会は年を迫ふて盛大に赴き、遂にはブラジル斯界の最高峰的存在となつた。

昭和九年同聯盟は「飛躍的解消」を断行し、大会主催権を『伯刺西爾時報』リンス支社に委ね、九、十両年度に亘り、リンス市で全ノロエステ野球大会を決行し、球熱益々沸騰した。此の影響を受けて他線地帯、なかんづくサンパウロの復活気配は俄然急激化し、昭和十一年石原桂造・進藤憲吉等の肝煎で、永らく衰徴の底に喘いでゐた『ミカド倶楽部』の強化成り、名も『サンパウロ・ペースボール倶楽部』と改め、華々しく更生のスタートを切つた。同倶楽部は先づ全伯野球大会の再興を期し、

種〻の努力を払つた後、遂に昭和十一年名実ともに備つた全伯大会をサンパウロ市で開催することに成功した。大会は翌々年の第三回大会から、日伯新聞社が主催することゝなり爾来今日まで同社の手で継続され来ったが、年々発展の一途を辿りつゝあるは欣快至極である。

再興後の全伯大会優勝チームは、第一回チエテ、第二回サンパウロ、第二回アリアンサ、第四回再びチエテ、第五回再びサンパウロに於て、順次開催されたが、ここに特筆感謝に催すべきは、日伯新聞社がたとへ自社の営業政策より出発したるにせよ、毎年この大会および後述の全伯少年野頭大会の開催費はもとより、出場チームの旅費宿泊料の全部を負担して斯界の発展に貢献して来たことで、特に昭和十四年或る経緯から『日伯新聞』がブラジル政府当局の忌悍に触れ、一時発行停止を命ずられてゐた期間中にも拘らず、万難を払して大会を続行した事である。

少年野球も、青年のそれと同様のコースを歩んで、今日に到達してゐる。その歴史は古いが、全般的に関心が持たれ出したのは、昭和十二年日伯新聞社が全伯少年野球大会の主催を始めてからでそれ以前にも全伯大会と称する行事が両三度あつたけれども、主としてノロエステ沿線の諸小学チームの対戦で、ノロエステ大会の観があり、従って同大会に対して全伯的な関心は注がれる事なしに了つた。併し技術的に見れは、最高水準行く大会であつたのである。全伯少年野球大会の機構は、青年のそ

れと同様、全伯を六区に分ち、予選を通過した勝者に該地方代表権を与へ、年一回サンパウロ市に於て覇を競ふ仕組となつて居り、予選参加チームも年々数十を越え、今後ますますの発展が期待されてゐる所、昭和十三年八月「新教育令」が発布せらるゝに及んで、にわかに大会の前途暗澹たるものが感じられ初めた。即ち此の教育令は、日本語教育の禁絶を意味する頗る峻厳なもので、奥地に於ける邦人経営小学校は、一斉に閉鎖するの己むなきに至った。

これがため、チーム編成の基礎を「一校一チーム」に置いてゐた大会の機構は、一大転換を余儀なくされ、翌十四年の大会は、学童に代ふるに『少年団』を以てして、漸く之を挙行し得たものゝ十五年大会は「新教育令」の圧力益々強きを感ずる所から、当局に遠慮して遂に開催を見ずに丁つた。この一回のみの中絶に事済むかどうかは時日の経過にまつ外ないが、何分野球の趣味が、日本人のみに限られてゐる所に、斯うした場合遺憾な点がある。併し内容に於て何等不都合なきのみならず、団体競技として最も優れたるものゝ一たる以上、強く当局の了解を求め、益々盛大を期すべきである。

日伯新聞社主催『全伯少年野球大全』優勝チームは、左の如く挙行された。

第一回（昭和十二年）バストス
第二回（昭和十三年）ビリグイ
第三回（昭和十四年）アリアンサ

第四回　（昭和十五年）中止

邦人野球の展望は概略上述の通りなるが、競技としての此運動が今日の降盛をもたらした所以は、勿論各地の所謂ファンや、弓場勇の技と熱、更に石原桂造等の支援、日伯新聞の努力などを直接の原因となすが、総じて在伯同胞の経済的基礎も確立し、青年子弟に対する父兄の関心が高まつたことにあると見るべきである。なほこゝに附記したい一事がある。それは蹴球に対する邦人の趣味と普及とであつて、元々野球は北米よりの輸入であり、柔剣道の如く、歴史に負ふ伝統の競技にあらざる限り、蹴球のみが邦人に適せぬ筈はないのである。在ブラジル邦人の力を以て此の野球をブラジル人社会に普遍せしめ能はずとせど、彼等が国技とまで考へてゐる蹴球競技へも進んで参加し、日本人の優秀性を示すべきであらうと思ふ。野球を捨ててよいと云ふ理由は一つもないが、蹴球が大衆化されてゐる以上、一般ブラジル人の趣向に添ふことも、亦渾然融合の一助と考へ得らるるのである。

（二）　陸　上　競　技

一般陸上競技は、既記の如く、近年ブラジル人社会に於ても相当熱度を加ふるに至り、在ブラジル邦人も亦これに伍して覇を争ふの盛観を呈し、ここにスポーツ方面より日伯一体の融和性を培ひつゝあるは、欣快に余りあ

る。

曾ては労働に明け労働に暮れた奥地農村に於ける邦人の生活も、その基礎漸く固まり、余裕の生ずるに連れ、この陸上競技に対する関心も昂って来た。即ち当初の間こそ、小学校の運動会又は植民地記念日或は天長節祝賀会の余興程度に止まってゐたが、農村に於ける新興勢力としての青年会が発達するに伴はれて、真の意味での「陸上競技」が、若人の熱情を籠めて高唱され出した。爾来十数年凄まじき勢で伸展し、全盛の今日に至った。

現在全伯的行事としては、『全伯邦人体育協会』ー旧称『陸上競技大会』ー主催の全伯邦人陸上競技大会があり、年一回サンパウロ市に於て、各支部対抗の争覇戦が展開され、観衆の血を沸かして来たが、大会の規模の大と云ひ、秩序立った統制ぶりと云ひ、全ての点に於て、ブラジル人有識者をも驚倒せしめてゐる。

大会は既に九齢を数へたが、昭和十五年「外国人スポーツ国家統制令」の発布に依り、純然たる外国人スポーツ団体の活動および存統が禁止されるに至ったので、之を合法的に内国人団体に改組し　Ｃｌｕｂ　Ａｔｈｌｅｔｉｓｏ　Ｃｏｌｏｍｉａｌ（邦訳すれば植民陸上競技倶楽部）なる名称を以て正式登録を了し、ブラジル全国を七支部に分ち、整然たる連結を保ってゐる。而して以上の七支部は更に五十四の単位支部に依って形成され、参加人員数八万と号する膨大かつ強力なものである。かくてサンパウロ州内在住邦人は、如何なる種類の運動競

技も、この団体の名に於て開催する事となつた。

なほ『全伯邦人体育協全』は、『サンパウロ州陸上競抜連盟』（Ｆｅｄｅｒａｃａｏ　Ｐａｕｌｉｓｔａ）とタイアップして、先年より日伯対抗競技を行ひ、スポーツによる両国民親和の実を挙げてゐるが、同を重ぬる毎に実力を加ふる邦人側に対するため、同連盟側に於ても競つて多数の優秀選手を出場せしめて肉迫に備える等、大会の興趣は・益々深まる一方である。

注＝州上陸競技連盟所属の選手は之を実力的に大別してヴェチラーノ（老練者）、ジュニオール（後進者）、ノヴイシモ（新入者）、エストレアンテ（初心者）、の四階級に分つが、邦人の実力が向上するに伴つて、相手も当初のノヴイシモ級選手から、現在のジュニオール級選手に変つた。

昭和十年度の『日伯対抗』は、邦人体育協会が、母国で行はれた皇紀二千六百年記念『興亜オリンピック大会』に優秀六選手を派遣し、陣容手薄となつたため、中止となつたが、これ迄の戦績は伯軍三勝二敗、日軍二勝三敗となつてゐる。

昭和十五年九月末現在、邦人選手最高記録は、左の如くである。

○ トラックの部

種目	記録	記録保持者（所属支部）
百米	一一・二ゆ	島田（サンパウロ）
二百米	△二二・八	木村（サンパウロ）
四百米	△五〇・二	峰（サンパウロ）
八百米	二分〇六・四	田中（パウリスタ）
千五百米	四分二五・〇	若松（ソロカバナ）
五千米	△一六分〇六・四	小田（ソロカバナ）
一万米	三一分二四・八	小田（ソロカバナ）
百十米障碍	一五・五	島田（サンパウロ）
四百米継走	四五・四	パウリスタ軍

○ フイールドの部

走高跳	一米八七	越智（パウリスタ）
走巾跳	六米七八	松原（パウリスタ）
三段跳	△一四米四一・五	藤沢（サンパウロ）
棒高跳	三米八〇	石田（サンパウロ）
砲丸投	一三米〇五	玉置（ノロエステ）
円盤投	三七米七一	牧野（パウリスタ）
槍投	五八米四〇	牧野（パウリスタ）

注ー△印のうち小田の五、〇〇〇米は、同年アデマール・デ・バーロス（サンパウロ州執政官）杯争奪陸上大会で作った記録。　二〇〇米、四〇〇米および三段跳に、同年度全伯邦人陸上大会に依るものである。

斯くの如く、陸上競技界の推進力としての体育協会の活躍は、誠に偉大なものであるが、なほ同協会の挙げた幾多の功績の中で、忘れてはならぬ二三を示せば、

（イ）　羅府オリンピック三段跳の覇者南部忠平を母国より招聘し、　邦人選手のコーチを依頼し、技術の啓発に

努めたこと。因に南部はブラジル人側の依頼にも応じ、スポーツ親善の実を挙げた（昭和十四年）。

（ロ）母国当局並に大阪商船会社側と折衝の末、水泳の斉藤魏洋（監督）、葉室鉄夫（平泳）、遊佐正憲（自由型）、三名招聘に成巧し、世界に冠たる日本泳法をブラジルに紹介したこと（昭和十五年）、

（八）皇紀二千六百年を記念し、東京に於て行はれた興亜オリンピック大会に、万難を排して、選手六名即ち島田二郎（奈良県出身）・峰定実（福岡県出身）・石田登（同上）・小田幸太郎（ブラジル生）、玉置清（ブラジル生）・松原宗高（愛媛県出身）を、監督井上清引率の下に派遣し、劃期的壮拳を敢行したことで、此等選手は優勝こそせざりしも、日本全国一流選手の間に伍して好成積を収め、在ブラジル同胞の為万丈の気を吐いた。

『全伯邦人体育協会』は、叙上の如くであるが、他方学童競技の方も仲々盛んで、昭和十四年度の如きは多年の懸案であった全伯少年陸上競技大会を、『文教普及会』主催の下に、サンパウロ市に於て開催するを得た。而して此の事により斯界の統一成ったとまで見られたが、少年野球の場合と同様、『新教育令』の余波を沿び、僅かに一回のみで中絶の己むなきに至つたのは、誠に遺憾とする所であつた。併し『全伯大会』は一時失はれたにせよ、全般的には益々旺盛であり、前途に悲観を抱く必要はなく、しかも「邦語教育」に代って此等第二世の精神指導の上に重要な役割を担ひ、今後益々伸展して行くことゝ思は

れる。

ブラジルに於ける陸上競技の現況は、殆ど都会人に依って独占されて居る傾向があり、未だ蹴球の如く地方化されてゐないが、在ブラジル邦人に在っては、寧ろ農村に主力が見られる。この点注目に値する所であつて、如何に同胞が健全なる歩みを志してゐるかを示す一証左であろう。曾てアラサツーバ市綜合運動場開場式が挙行された節、市長バラドンが述懐したことがある、曰く『こんなに金をかけてノロエステ第一の見事な運動場は作ったものゝ、さて之を利用する者は誰か、農村地の一般は文化が低く、恐らくお前等日本人の独占とならう。併しぺんぺん草を生やすよりはましだよ』と以て邦人の意気を察するに足らう。

以上は陸上競技の概貌であるが、『全伯邦人体育協会』の今日あるは、隠れた多くの功績者に依るものである、なかんづく永く総裁の任に在った東山農事会社の君塚慎、帰国後故人となつた安養寺顕二並に同協会の役員として犬馬の労を惜まざりし藤平正義等を記録せぬ訳には行かぬであろう。

（三）柔剣道

邦人スポーツ界の主力は、上乗記述せる如く、野球と陸上競技に注がれてゐるが、なほテニス・相撲・ゴルフ・水泳・柔剣道等、何れも相当盛んに行はるゝに至った。併

しながら此等のうち柔剣道を除けば、組織的には見るべきもの少く、単なる同好者の集合に過ぎない場合が多い。

此の点に於て、『伯国柔剣道連盟』の存在は、大いに語るべき意義があるばかりでなく、それが我が国固有の誇るべき競技であり、かつ体育を離れても、なお且精神的鍛錬に於て、最も傑れたものゝ一つたるを失はぬ、今や同連盟の存在は、内外人の間に大きな声望を持ち、ブラジル国軍部を始め各方面に我が国武道の研究熱熾烈を極め、サンパウロ市体育学校に於ては、之を正料として加へ、また全伯大会出場選手中には、最近多数のブラジル人を見る等、誠に愉快を禁じ得ない現状にある。

柔剣道連盟の発端は、昭和七年の半頃、当時サンパウロ在帝国総領事館勧業部在勤中であつた村上竜助の住宅に於て、剣道三段の同人を中心に、柔道五段阪田輝夫・同四段芳田善作・剣道三段小林美登利・同二段橋本俊次等で相談を行ったことに起因し、次で柔道五段の大河内辰夫・同三段内藤克俊・剣道の河合武雄および副領事海本徹雄が共鳴賛同するに至り、遂に此等の者が発起人となり、同年九月次の如き伯国柔剣連盟設立趣意書を発表することゝなつた。

惟ふに民族の繁栄は、主として国民精神の作興に待つ所多く、　我々在外日本人の民族的使命は、一に懸つて質実剛健の精神と強靭不撓の体力を養成すると共に、智徳を涵養振作して、我が民族の特異性を発揮し、之を永遠に持続せしむるにあり。而して之が契機をなすもの、只

我が伝統的武道を修練するに如くあるなし。此の精神に基き、ここに伯国柔剣道連盟を組織し、普く斯道愛好の士と共に一致協力、我が民族の降昌に資し、依つて以て共存共栄の実を挙げんと欲す。奮って御賛同あらんことを乞ふ。

かくて聖州義塾道場を仮本部として発足した所、時機に投ぜるにや、さながら響の声に応ずる如く賛同加入者陸続として起り、忽ち二百数十名の会員を見るに至った。依て翌昭和八年六月十八日意義深き邦人渡伯二十五周年記念日をトし、サンパウロ市カルモ街の労働会館に於て、『伯国柔剣道連盟』発会式を挙行し、統いて連盟主催第一回武道大会並に総会を開催したのであつた。設立宣言以来、各方面の期待が大であつただけに、当日の会衆無慮一千名、来賓席には内山総領事を始め日伯の名士並に第一回移民笠戸丸渡航者が余す所なく列席し、当日の催しを一層意義づけたのであつた。

連盟は幹部の陣容を整ふると共に、直に地方支部設置の運動を展開し、忽ちにしてサンパウロ市の外、エメボイ、中央鉄道沿線、グアイサーラ、マリリア、クバトン、オンダ・ヴェルデ、バウルー、聖西、アリアンサ、アニュマス、第二モンソン等に支部は設立され、斯くて毎年の大会には、支部対抗戦を加へて、優勝旗の争奪を競ふことゝなつた。更に銃剣術を加へ、薙刀の型を加へる等、次第に複雑多岐に亘らんとしてゐる現状である。近年は末晴らし発展振りのため、成少年を同時に会合せしむるこ

と不可能となり、少年大会（満十六歳まで）を春季、成年大会を秋季とし、春秋二回に分催するの己むなきに至ってゐる。昭和十四年武道使節として、柔道七段の小谷澄之・同六段の佐藤忠吾を迎へ、内外人に本連盟の存在を十二分に認識せしむると共に、昭和十五年五月二十三日附を以てブラジル政府より公認団体としての認可を得た。

本連盟設立の動機が、第二世の教育を考慮した結果に負ふ所多く、民族的特長および美点を発揮鼓吹するには、此の種日本武道を措いて他に勝るものなきことを、一般父兄も痛感するに及び、一段と熱意を加ふに至った。現在同連盟はサンパウロ州内に十二支部を有してゐるが、なは陸続増加の傾向にあり、新設の市立パカエンブー大演技場に於て開催された昭和十五年の第九回大会の如き、稀有の盛観であつた。連盟の現役員は会長多羅間鉄輔・副会長坂元靖・福川薩然等で、いづれもブラジルに白分の墓を作らんとする人々であり、柔剣道の精神に相応しき絶好の最高幹部と称するを妨げぬ。

第十章　邦人の社会的発展

第一節　人　　口

日本人入国数ー毎年の邦人現在数ー昭和十五年十月一日現在数ー同年四月末州別分布ーサンパウロ州内地帯別分布ー職業別人口

人口は民族発展の基礎であり、職業別統計は其の活動の範囲を示し、分布統計は地域的に其の勢力の陣形を知るために重要であり、而して此等三者が無理なく伸びて行く所に、民族の健実なる発展と繁栄が期待され、また在ブラジル日本人の力により、ブラジルをより良き国となすことにより日本人移住の意義が完成するものと思考される。

ブラジルへは、幾何の日本人が入国し、而して其の現在数が幾何であるかを知るために、先づブラジル政府調査による、日本移民開始以来の毎年入国数、および我が在外公館調査に係る毎年の邦人現在数を一覧表として掲示すれは左の如くである。

ブラジル本邦移民入国数及邦人現在数年別一覧

年次	入国数（ブラジル政府調査）	邦人現在数（帝国在外公館調査）
明治四一（一九〇八）	八三〇	七二四
四二（一九〇九）	三一	六〇五
四三（一九一〇）	九四八	一、五五九
四四（一九一一）	二八	一、四二六
四五（一九一二）	二、九〇九	四、一〇五
大正二（一九一三）	七、一二二	一一、八九三
三（一九一四）	三、六七五	一五、四六二
四（一九一五）	六五	一五、九六五
五（一九一六）	一六五	一六、五五五
六（一九一七）	三、八九九	一八、二五九
七（一九一八）	五、五九九	二一、七六三
八（一九一九）	三、〇二二	三一、三四九
九（一七二〇）	一、〇一三	三三、四五六
一〇（一九二一）	八四〇	三五、六〇五
一一（一九二二）	一、二二五	三七、五五八
一二（一九二三）	八九五	三九、二四九
一三（一九二四）	二、六七三	四一、七七四
一四（一九二五）	六、三三〇	四九、四〇〇
一五（一九二六）	八、四〇七	五五、四八一
昭和二（一九二七）	九、〇八四	六五、一九〇
三（一九二八）	一一、一六九	七六、四八八
四（一九二九）	一六、六四八	一〇三、一六六
五（一九三〇）	一四、〇七六	一一六、五〇二
六（一九三一）	五、六三二	一一九、七四〇
七（一九三二）	一一、六七八	一三二、六九九
八（一九三三）	二四、四九四	一五七、四七六
九（一九三四）	二一、九三〇	一七三、五〇〇
一〇（一九三五）	九、六一一	一九二、八二三
一一（一九三六）	①三、三〇六	一九三、〇五七
一二（一九三七）	②四、五五七	一九七、七三三
一三（一九三八）	③二、五二四	一九九、八八〇
一四（一九三九）	一、四一四	二〇二、二一一
一五（一九四〇）	一、三八七	二〇二、五一四
累計	一八五、七九九	

註＝①此の数字は十四才未満者を含まず。之を加へたる日本側統計は五、五六四名である。
②日本側統計は四、六五四名
③日本側統計二、五六三名・内海外興業会社取扱

二、五五五名邦人現在数＝大正三年までは十二月末日、大正四年乃至十三年に六月末日、大正十四年以降は十月一日の現在調べである。

即ちブラジル政府の調査に従へば、一九〇八年より一九四〇年に至る三十三年間に入国した日本人の数は、累計十八万五千七百九十九人で、本史上巻第三章第四節（一七九ー一八〇頁）に掲げた移民取扱人の取扱数と比べて、毎年若干の差があり、累計に於て日本側統計の方が、二千二百一人少い。

これは註記せる理由以外に、ブラジル側統計は移民以外の日本人をも入国者として加算せること、アルヘンティナ、ボリヴィア、ペルー等より入国せる日本人、および一旦これ等諸国に転じ、再びブラジルに帰来せる者を、夫々計算せる等の理由に因るものである。

また帝国在外公館の調査に依る昭和十五年十月一日現在邦人数二十万二千五百十四人は、日本国籍を有する者のみの統計であり、たとへ日本人の子女として生れた者でも、二重国籍者となることを避けるため、我が国籍方の定むる所に従ひ、ブラジルに対してのみ其の出生を届出で居る者は、この統計に合まれてゐない。

従って上掲数字は、直ちにブラジル在住日本人の数を精確に示すものとは言へないが、これを知るための基礎字たるは疑なき所で、もし入国数累計（註①②③の増加分を加ふ）を基礎とすれば、一方に於てブラジルに於ける日本人出生数を之に加算すると共に、他方出国者（帰国者ならびに他国転住者）および死亡者の全数を、それから控除することにより現在数が判り、もし又在外公館の調査を基礎とすれば、先づ上記二重国籍を避くるため届出をさざる出生数を加算し、なほ在留死亡等の内、無届に属する分を加減することにより、現在数が算出される訳である。

しかしながら実際問題としては、ブラジル全国に亘り、かつ日本ブブラジル渡航開殆後の各年を通じて、出生・死亡・出国に関する完全な統計は未だ出来て居らず、日本人の子女にしてブラジルの国籍のみを有する者の数でさへ、約二千六百人と推定さるるに止まり、その精確を欠いてゐる。

性別　上掲帝国在外公館の昭和十五年十月一日調査に拠れば、在ブラジル邦人の男女別は、

男	一一三、二二九
女	八九、二八五
計	二〇二、五一四

で、女より男の多きこと二万三千九百四十四人、即ち大体に於て男五六％に対し、女四四％といふ不均衡を示してはゐるが、然かもブラジルへの邦人移住は、原則と

して農業家族であつたため、邦人の多数移住せる他の何れの国と比べても、ブラジルに於ける日本人男女数の差は、最も低率であることを、ここに大書し置かねばならない。

ブラジル国内に於ける同胞人口の州別分布状態は、昭和十五年（一九四〇年）四月末現在調査によれば左の如くであつた。

州名	人口
サンパウロ	一九三、三六四
パラナー	四、三〇〇
マト・グロッソ	三、七一〇
ミナス・ジェライス	一、九二二
連邦府	七三八
パラー	六〇八
リオデジャネイロ	四五三
ゴヤース	二九七
アマゾナス	二三七
リオ・グランデ・ド・スール	九〇
パイア	五八
ペルナンブコ	二七
パライーバ・ド・ノルテ	二四
セアラー	一一
セルジペ	七
エスピリト・サント	四
合計	×二〇五、八五〇

× 註　この数字は前掲昭和十五年十月一日現在数二〇二、五一四と対比し三、三三六人多い

この調査には、マラニョン、アラゴアス、ピアウイー、リオ・グランデ・ド・ノルテ、サンタカタリナの五州およびアクレ直轄州には、日本人皆無となつてゐるけれども、これ等諸州にも、大低少くとも数人、多きは（たとへばアタレ直轄州）三、四十人の在留邦人あるべく、真に皆無なるは僅々一、二州に過ぎずと信ぜられる理由がある。しかし兎に角邦人の大部分は、その渡航の目標としたサンパウロ州に今なほ集中されて居り、之に次ぎて邦人人口の多いのは、サンパウロ州に接近する諸州と、別途に植民事業の計画実行されたパラー及アマゾナス二州である。

次に邦人在住数量も多きサンパウロ州に於ける地帯別分布状態を、昭和十四年十月一日現在サンパウロ総領事館の調査により示せば左の如くであつた。

地帯	人口
サントス市	三、四六七
ジュキアー線及レジストロ地方	八、七九七
サンパウロ市	四、八五二
サンパウロ市近邦	五、六四〇
サンパウハ鉄道沿線	二、一四八
セントラル鉄道沿線	三、八六七
パウリスタ鉄道沿線	一三、一〇一
モジアナ鉄道沿線	一五、五七三
アララクアラ鉄道沿線	六、〇四六
パウルー市及近邦	三、六四〇
ノロエステ鉄道沿線	五九、七二五
パウリスタ延長線	二一、八三〇
ドウラデンセ鉄道沿線	二、〇五八
ソロカバナ鉄道沿線	三六、三一七
合計	一八七、〇六一

如上の地帯別分布は、未だ十分正確なものとは言へないが、併し之に依り大体の状態は知り得られる。即ちサンパウロ州の西北部言ひ換へれはノロエステ線、パウリスタ延長線並に奥ソロカバナ鉄道線の通過せる地方一帯に、在ブラジル邦人全数の半ばを遥かに超える約十二万人が在住してゐるのである。

而して此の地帯は、地味豊沃な原始林が多いのであるから、今後とも旧地帯たるモジアナ線或はパウリスタ本線方面より転住する者が相当多数に上るものと期待される。

現在ブラジル政府は、外来移植民のブラジル同化を促進する見地から、外国人のみの集団移住地を設けること

を許さぬが、地方集中と云ふ事は一向支障なき所であり、また地味豊沃にして而かも地価の比較的低廉な地帯へは、水の低きに流るる如く、どうしても多く来集するは極めて当然の事である。

今後在ブラジル同胞が如何なる形で落着くかと云ふ事は、大きな問題として残されてゐるが、遠き将来は鬼も角規在の所では、此のサンパウロ州西北部とパラナー州北部地方に、邦人の人口と経済力の中心が置かれるのではないかと予想される。勿論在ブラジル邦人が各々其の処を得る為には、まだまだ相当の移動も淘汰も行はれ、幾多の変遷も経るに相違ないが、今や将に第二世の時代に移行せんとしつゝあるのと、これ等の第二世には既に郷土的な観念が養はれ来った結果、所謂第一世の如く単に利を逐ふて転々すると云ふ傾向は減少した。誠に時の力の然らしむる所であつて、斯くて一定の地方集団と定着とは、政治的にも経済的にも亦文化的にも、本格的の発足となるのである。地理的陣形から見ても、サンパウロ州西北部とパラナー州北部とは、一脈相通ずる所があり、而して此の地帯はサンパウロ州及パラナー州の心臓部とも称すべきものであるから、此処を死守して次の時代を待つべきであらう。

職葉別人口　在ブラジル日本人の職業別人口は、既掲の帝国在外公館の調査に従へば、昭和十五年十月一日現在左の如くであつた。

業別	人口
農業	三五、七八一
商業	二、二八六
工業	一、二五二
公務及自由業	六〇二
家事使用人	四五六
交通業	三三四
水産業	八七
鉱業	五
その他の有業者	二三五
合計	四一、〇三八
無業（主として家族）	一六一、四七六
総計	二〇二、五一四

即ち農業に従事する者が最大多数を占め、有業者全部の八十七％以上に当り、若し之に其の家族を加ふれは、在ブラジル日本人全人口の九割以上に達する。而して此の一事は、邦人社会が定着性従って永統性を有ち、かつ健全なる発達を遂ぐる要素を備へて居ることを物語るものである。由来ブラジルは農業国であり、而して在ブラジル邦人の中堅が、斯くの如く、農業者であると云ふことは何よりも心強いことである。

自給国家の理想的職域比率は、農七、農以外の生活者三であると言はれてゐる。而して無限増加の意志を持って生れた人類は、限定された地球上に於て、宿命的な闘争を繰返さねばならなかつた。然かも過去に於ける不自然な土地の分割と、民族或は国家の貪慾と、更に物質を

人間の上に置く唯物思想とは、この闘争に一段と拍車をかけ、遂に今日の醜悪なる場面を招来するに至った。ブラジルは農業を主として自給し、闘争の埒外に立ち得る点に於て最も恵まれた一国である。在ブラジル同胞が、農を中心とし、また農を強堅な城塞として、ブラジルの健全なる発達に寄与せんことは、吾人の念願して已まざる所である。

第二節　日本人会・青年会等の諸団体

この種団体の数一時激増ー昭和十四年四月の調査ー二百六十団体ー『バウルー管轄連合日本人会』ー『汎リンス青年会』

ブラジル国政府は、国家統制の見地から、一九三八年以降法令を以て、国内に於ける諸外国人の政治的色彩ある団体の設立および之が維持を厳禁し、文化宣伝および慈善を目的とするものに限り、一定の条件の下に之を認許することとなつた。

この外国人団体取締法発動前に於ては、日本人会・青年会・処女会、又は其の連合会等の名称を有する邦人諸団体の数は、ノロエステ及パウリスタ両鉄道通過地帯だけでも、二百十四を算した。また昭和十五年一月出版の江見清鷹著『在伯邦人社会の文化及び経済諸相』には、「在伯同胞は、その都市に走ると農村に在るとを問はず、

集団して生活するやうになると、其先にまづ団体を組織して、何々日本人会又は何々会と称へる。農村ならば、その集団地帯を何々植民とか、何々耕地とか呼称する。今日ではサンパウロ州内各地方に在るこの様な団体の数は、凡そ四百八十はどあるとされてゐる」と記してあり、外務省通商局刊行の『在外日本人会並実業団体調』には、ブラジルの部に於て、商業会議所・産業組合等の実業団体を別にして、左掲の二百六十団体が網羅されてゐる。

ブラジル各地邦人団体（実業団体を除く）

名称	所在地（又は最寄駅）	創立年月日	会員数
リオ青年会	リオデジャネイロ市	昭和一三・九・一一	七九
日本倶楽部	同	同一四・一・一八	七三
マウエス日本人会	アマゾナス州マウエス郡サレーシ	同九・二・一〇	四二
サンパウロ日本人会	サンパウロ市	同七・八・一二	五九六
向上会	同	同一三・六・一	一二〇
サンタアンナ日本人会	同	同五・一・一	四七
ホンスセッソ日本人会	同	同一二・八・一	三五（家族）
ジャグアレー日本人会	同	同四・一・四	六五
サンタカタリーナ日本人会	サンパウロ市郊外	同一一・九・六	六三
カショエイラ日本人会	サンパウロ市	同二・四・二九	二四
コチア小学校父兄会	コチア	大正五・一〇・二二	一三〇
ピニェーロス青年会	サンパウロ市	昭和八・八・一四	六五
レノポリス日本人会	サンパウロ州レノポリス	同一二・七・一八	一
ジャカレイ日本人会	同ジャカレイ	同一三・一〇・二二	六〇
イタケーラ日本人会	サンパウロ州イタケーラ	同一一・六・一〇	七五
共栄植民地日本人会	同ノーヴァプラティナ	同九・一・一	二五
南部ジュケリー日本人会	同ジケリー	同三・三・二五	二四
ピーラサンペルナルド連合日本人会	同サント・アンドレー	同一一・七・一	一〇〇
ジュケリー同志会	同ジュケリー	同一一・九・一八	六五
朝日青年会	サンパウロ州ジャボティカバル	大正一一・九・一八	一九
ピラシカーバ日本人会	同ピラシカーバ	同一五・八・一	二七
共栄会	同テーラ・ロシャ	昭和七・三・一	四四
クワタ日本人会	ソロカバナ線クワター	同一一・九・二七	七〇
東洋青年会	同アヴァレー	同一一・三・一	二五
カラピクイーバ父兄会	同カラピクイーバ	大正一四・一・二〇	二六（家族）
ラーヂ植民地日本人会	同サント・アナスタシオ	昭和一一・一〇・一七	一六
プ・ウェンスラウ日本人会	同プレジデンテ・ウェンセスラウ	同四・一・八三	三五〇（家族）

マラカイ青年会	同	カルドーゾ・デ・アルメイダ	同一二・二・二八	一三
パラグワス日本人会	同	パラグワスー	同一一・一・一六	三二
昭　明　会	同	上	同五・一・一・九	二五
ソラブラ自治会	同	オウリーニョス	大正一四・一・一	四七
ポアビスタ中央日本人会	同	アグードス	昭和一一・八・一	二五
ブ・ベルナルデス連合日本人会	同	プレジデンテ・ベルナルデス駅	同一一・九・一三	二四八
明　正　会	同	パラグワスー駅	同一三・一一・三	三〇
太洋植民地日本人会	同	サンタ・クルス・ド・リオ・パルド駅	同九・八・一	一一五（家族）
ベンテヤード植民自治会	同	プレジデンテ・ブルデンテ駅	同一一・七・一五	四八
太洋植民地自治青年会	同	サンタ・クルス・ド・リオパルド駅	同九・八・一	九二（家族）
青葉日本人会	同	プレジデンテ・ベルナルデス駅	同一三・一二・二五	三七
サンタクララ青年会	同	サンタ・クルス・ド・リオ・パルド	同一三・一一・一三	四三
タンポレー日本人会	同	パルエリー駅	―	四二
パラグワス・カラムルー連合日本人会	同	パラグワスー駅	昭和一二・三・六	四〇〇
パルゼン・グランデ日本人会	同	サン・ロケ駅	同九・二・一一	七〇
セーラ・グランデ日本人会	同	シャヴァンテス駅	同二・四・一	一七
汎ジョゼ・テオドロ連合日本人会	同	ジョゼー・テオドロ駅	同二・九・二〇	二三二
イタベチニンガ日本人会	同	イタベチニンガ駅	同一〇・一・一	四〇
共和日本人会	同	ピケロビー駅	同二・一〇・六	四〇
第一モンソン日本人会	同	セルケイラ・セーザル駅	大正一二・一・二	四〇
オウリリニョス日本人会	同	オウリーニョス駅	昭和一三・六・一	八六
サンタ・クルース・ド・リオ・パルド日本人会	同一〇・八・一	ソロカバナ線サンタ・クルース・ド・リオ・パルド駅	大正一一・二・二六	二八
ルテシヤ日伯農会	同一〇・一・一	パラグワスー駅	昭和一一・九・一三	二〇
パルエリー日本人会	同九・九・三〇	パルエリー駅	同一一・一〇・一	一五（家族）
カンポ・デ・フルキヤ・ド・トゥルボ日本人会		ソロカバナ線ポレビー駅	同サンタ・クルース・ド・リオ・パルド	三一
サンタクララ日本人会		サンタ・クルース・ド・リオ・パルド	同一一・一〇・一	四四
美和日本人会		パルミッタール駅	同六・九・二五	一八
相馬植民地日本人会		カラムル駅	同一四・二・一八	三八
リベロンクラロ植民会		パラグワスー駅	同五・一一・一	四二
ノーバラーヂ日本人会		ピケロビー駅	同一三・一・一	二三（家族）
梅鉢植民地日本人会		サント・アナスタシオ駅	同六・一	一五（家族）
正和植民地日本人会		上	同五・一	七六
文化植民地協会		上	同一一・一〇・一	一一
セーラグランデ日本人同志会		パラグワスー駅	同六・一〇・一	三五
アニウマス日本人会		シャヴァンテス駅	同九・六・三	五〇
パルエリイ青年会		レジェンテ・フェイジョー駅	同一三・一〇・一〇	一二
パラグアス自由学園後援会		パルエリー駅	同一三・五・一	四五〇
パラグワスー日本人会		パラグワスー駅	同一一・一・一六	三五
ポアソルテ日本人会			大正九・二・一一	二七
早稲田日本人会		アララクアラ線カタンドゥヴァ駅	昭和一三・一・三〇	三九
暁日本人会		同ミラソル駅	同一三・一・一	一九
		同リオ・プレト駅		

ブラガ日本人会	同	一三・八・一四	二〇
メイアルーア日本人会	同	一二・三・一	五八
タバチンガ日本人会	同	一三・一一・二七	二六
ノーバアジヤ日本人会	同	五・七・一五	一八
ビリアニト日本人会	同	一三・九・一一	一
アグアデビザ青年会	同	一三・一二・二五	二三
アグアデビザ植民地日本人会	同	一一・一二・二五	二七
厚生日本人会	同	一三・一・九	二四（家族）
コンゴニャス日本人会	同	一二・一二・三〇	一七
北バラナ日本人同志会	同	一一・八・一	一三
明德会	同	一〇・四・二九	二八
北バラナ日本人会	同	二・八・二二	一一四
インガ日本人会	同	一一・一一・一	八二
アルトバルミッタール日本人会	同	七・一一・三	二〇
クリチーバ青年会	同	一三・九・七	六〇
サントス日本人会	大正	一四・八・一六	三二〇
サポオ和志日本人同志会	同	一三・一・一	三〇〇
サントス・マラベ青年会	昭和	八・一二・一三	三六
サントス・ウニオン女子修養会	同	一二・七・一二	二五
アンナ・ディアス日本人会	大正	一五・一二・二〇	一一八
カイシャ・ダアグア日本人会	昭和	一〇・一・二〇	一四
ラポーゾ・タヴァアレス日本人会	同	五・二・一	六〇

同上	同	一三・一・一〇	一二〇
アララクアラ線カタンドゥヴァ駅	同	一二・一・一	一二〇
ドウラド線タバチンガ駅	同	一三・一・一	一二〇
ノヴィ・エウローパ駅	同	一三・一・一	一二〇
ザンバウロ・バラナ線ビリアニト駅	同	一三・一・一	一二〇
バンデイランテス駅	同	一三・一・一	一二〇
同上	同	一三・一・一	一二〇
同上	同	一三・一・一	一二〇
同コンゴニャス駅	同	一三・一・一	一二〇
同ジャカレージニョ駅	同	一三・一・一	一二〇
同サンタマリアナ駅	同	一三・一・一	一二〇
同カンバラー駅	同	一三・一・一	一二〇
同インガー駅	同	一三・一・一	一二〇
同サンタ・マリアナ	同	一三・一・一	一二〇
バラナー州クリチーバ市	同	一三・一・一	一二〇
サントス市	同	一三・一・一	一二〇
同サントス市郊外マラベー	同	一三・一・一	一二〇
同ジュキアー線アンナ・ディアス駅	同	一三・一・一	一二〇
ジュキアー線カイシャ・ダーグア駅	同	一三・一・一	一二〇
同線ラポーゾ・タヴァレス駅	同	一三・一・一	一二〇

イタリリー日本人会	同	一〇・一・三〇	二五五
アレクリン日本人会	同	一一・六・二〇	二三〇
イベラー日本人会	昭和	八・八・一八	二二
ペードロ・バーロス日本人会	大正	八・六・一	七三
ペードロ・バーロス日本人会	昭和	一四・六・二〇	三五
ジャラサチア日本人会	同	一三・七・四	四〇
ビグア日本人会	同	三・九・七	一七
セードロ日本人会	同	八・一	四七
ポーゾ・アルト日本人会	同	一三・一〇・二三	四一
ジュキア植民地日本人会	同	一〇・一・二	四五
ブライニャ日本人会	同	一二・一一・三	三六
レジストロ郷連合会	大正	八・八・三〇	四〇〇
桂人会	同	四・一	三〇
セッテ・バーラス日本人会	同	一二・一・三	五八
バウルー管糖連合日本人会	昭和	九・五・一三	四五〇〇
バウルー中央日本人会	同	一三・四・一八	五〇〇
バウルー日本人会	同	一一・二・一	九〇
富士連合日本人会	同	一〇・五・一二	二八三（家族）
バラコン日本人会	同	五・二・一	三四
バーロ・プレット日本人分	同	一〇・四・二九	一二
リオベルデ日本人会	同	一〇・一	二一（家族）

同線イタリリー駅	大正	一〇・一・三〇	二五五
同線ペードロ・デ・トレード駅	同	一一・六・二〇	二三〇
同線イベラー駅	昭和	八・八・一八	二二
同線ペードロ・バーロス駅	大正	八・六・一	七三
同上	昭和	一四・六・二〇	三五
同線ジャラサチアー駅	同	一三・七・四	四〇
同線ビグアー駅	同	三・九・七	一七
同線セードロ駅	同	八・一	四七
同線ジュキアー駅	同	一三・一〇・二三	四一
同線ジュキアー植民地	同	一〇・一・二	四五
同線ブライニャ駅	同	一二・一一・三	三六
レジストロ植民地	大正	八・八・三〇	四〇〇
イグアペ郡桂植民地	同	四・一	三〇
セッテ・バーラス	同	一二・一・三	五八
バウルー市	昭和	九・五・一三	四五〇〇
同上	同	一三・四・一八	五〇〇
同上	同	一一・二・一	九〇
バウルー駅・富士植民地	同	一〇・五・一二	二八三（家族）
同バラコン植民地	同	五・二・一	三四
バウルー駅	同	一〇・四・二九	一二
同	同	一〇・一	二一（家族）

日之出日本人会	ノロエステ線ピラジュイー駅	同	二・一・五	二〇
グワランタン中央日本人会	同線グワランタン駅	同	二・六・三〇	一二六
イネマ日本人会	同 イネマ植民地	大正一〇・六・三		二
グワランタン青年連盟	同線グワランタン駅	昭和五・五・二一		八四
カフェランジヤ連合日本人会	同線カフェランディア町	同	一二・七・一一	三、〇〇〇
カフランジヤ町日本人会	同 上	同	五・一二・八	六三
平野日本人会	同 上	大正五・一		九八
サーレス日本人会	同 上	昭和二・二・一		九八
平野第二日本人会	同 上	同	一一・一・七	一〇六
第二平野タンガラ日本人会	同 上	同	一一・二・二三	一一八
タバジイ日本人会	同 上	大正一四・一・八		三〇
バッカ日本人会	同 上	同	一四・八・一	二八
リンス中央日本人会	リンス市	昭和六・一・一一		九〇〇
リンス市日本人会	同 上	同	三・一	一六四（家族）
汎リンス青年会	同 上	同	二・八・三〇	四三〇
ウニオン日本人会	ノロエステ線リンス駅	大正九・一		一〇一
瑞穂日本人会	同 上	昭和一〇・六・二		二二
土塚第二植民地第二区ポンダーデ日本人植民会	同 上	同	二・一二・二三	九二
土塚第二植民地アリアンサ第一区日本人会	同 上	同	三・一・一	七三
上塚第二植民地中央植民会	同 上	大正一二・二・一一		一二〇
上塚第二植民地中央アリアンサ植民会	同 上	昭和四・一・一		一
大和南北連合日本人会	同 上	同	一一・一	八五

バウダリョ日本人会	同 上	同	五・九・一	二二（家族）
汎ゼツリーナ連合植民会	同 上	同	一三・二・六	三〇〇
サンタ・アメリカ日本人会	同 上	同	四・二・七	一〇一
カベセーラ・デ・サンミゲール日本人会	同 上	同	一〇・二二・二一	二八（家族）
共和日本人会	同 上	大正一四・一〇・三一		三一
アルト・デ・サンミゲール植民会	同 上	昭和一一・四・二九		三五
サンミゲール・フォルタレーザ日本人会	同 上	同	一〇・一・五	三五
マクコ日本人会	同 上	同	一〇・一一・五	二五（家族）
サンタ・テレジニア日本人会	同 上	同	七・一二・一五	一五
グアキサラ連合日本人会	同線グアイサラ駅	同	一〇・一〇・二八	一七二
ポアビスタ日本人会	同 上	大正八・一		一二（家族）
アグアベレーザ日本人会	同 上	昭和一三・二・六		二七
福久榮日本人会	同 上	同	二・一・一〇	九
アウローラ日本人会	同 上	大正一四・八・三一		五八
汎プロミッソン日本人会	プロミッソン町	昭和四・一		六〇〇（家族）
プロミッソン青年連盟	同 上	同	二・一〇・一五	三〇〇
プロミッソン町女子青年団	同 上	同	一二・一〇・三	一九
バレーロ植民会	ノロエステ線プロミッソン駅	同	三・一・一	五三
バラマンサ・バレーロ青年会	同 上	同	三・二・一〇	二一
バレーロ処女会	同 上	同	一三・一一・三	一四

ポンスセッン日本人会	同上	大正八・八・一五	三五	
コレゴアズール日本人会、	同上	同一二・二・一八	六八	
ゴレゴアズール青年会	同上	同一三・二・一一	二五	
ゴレゴアズール処女会	同上	昭和一二・九・一八	一五	
ゴンザガ日本人会	同上	大正八・二・一一	六五	
パッチニョ日本人会	同上	昭和四・七・一〇	四二	
ビリグイジーニョ日本人会	同上	大正九・一	六一	
ポラ日本人会	同線アヴァニャンダーヴァ駅	同一四・一二・一	三七	
ベンナポリス連合日本人会	ベンナポリス市	昭和六・六・七（家族）	三二七	
共和中央日本人会	ノロエステ線ベンナポリス駅	同六・七・六	五〇	
中村植民地日本人会	ノロエステ線ベンナポリス駅	同一二・六・二九	三四	
カラバト日本人会	同上	大正一二・二・一	一五	
共和同志会	同上	昭和三・一〇・一	六三	
共和日本人会	同上	同六・二・二	二四	
サルチーニョ日本人会	同上	同六・六・七	一四	
パラボニート日本人会	同上	同九・三・一	六（家族）	
カイタイ日本人会	同線グリセリオ駅ブラウナ町	同一一・一一・三	一二	
栄拓青年団	同線グリセリオ駅グリセリオ町	同八・一	二六	
栄拓教育自治会	同線グリセリオ駅	同一三・一二・一八	三四	
ビリグイ市中央日本人会	同線ビリグイ駅ビリグイ市	同五・八・二五	三六	
ビリグイ市日本人会	同上	同五・八・二	三四（家族）	

ビリグイ日本人会	ビリグイ駅	大正一三・二・一〇	二〇〇	
ビリグイ青年連盟	同ニッポランヂア町	昭和五・一一・一	四一〇	
コレゴ・リッコ日本人会	ビリグイ駅	同五・一	七一	
ロントラ植民地	同上	同八・一〇・一	一三	
ニッポランヂヤ日本人会	同上	同二・一・一	七三（家族）	
ミルアルケール日本人会	同上	同一二・四・一	三一	
新興日本人会	同上		二九（家族）	
コレゴ・フェジョン日本人会	同上	大正一一・一〇・一	一三（家族）	
コレゴ・エレジオ学校組合	同上	同四・四・一〇	五八（家族）	
アレグレ日本人会	同上	昭和三・三・一八	四六	
東部アレグレ青年会	同上	同一二・一二・二五	四六	
リノポリス日本人会	同上	同一一・一二・二五	三五	
アラサツーバ連盟日本人会	同線アラサツーバ	同一二・五・一六	六六〇（家族）	
汎アラサツーバ青年連盟	同上	同一三・一二・四	一五〇	
アベニーダ日本人会	同上	同三・一・一	二九	
ロベルト組合	同上	大正八・八・一	七三	
三笠日本人会	同上	昭和三・八・二三	一二	
コレゴ・ジャクー日本人会	同上	同一三・一・一	一四	
カフェゾポリス日本人会	同上	同六・一・三	一〇八（家族）	

グワララペス日本人会	グワララペス市	同 七・一〇・二三	一一〇
協和日本人会	同線グワララペス駅	同 一三・九・一〇	三〇
フィゲーラ日本人会	同 上	同 七・一二・二〇	三五
喜望組合	同 上	同 九・九・一六	一八（家族）
セリンニャ日本人会	同 上	同 八・六・一八	三七
コレゴナッセンテ日本人会	同 上	同 五・二・二二	四四
バガスー日本人会	ノロエステ線グワララペス駅	同 一三・一一・一九	八〇（家族）
汎ヴァルバライソ聯合日本人会	同線ヴァルバライソ駅	同 二二・一一・三	五〇〇（家族）
曙日本人会	同 上	同 一一・一一・八	五四
汎ミランドポリス青年聯盟	同線ミランドポリス駅	同 一一・一〇・一	一八八
アリアンサ産業組合文化事業部	同 上	同 一四・一・一	一五七
アグァテミ日本人会	同線グワラサイー駅	同 一三・一・九	三二
チエテ自治会	同線ルッサンヴィーラ駅	同 九・一一・一	一、〇〇〇
チエテ青年聯盟	同線ルッサンヴィーラ駅	同 八・三・一	三五〇
アニャングワイ日本人会	同線アニャンガイー駅	同 一二・一・一	一六
キンゼ・デ・ペロバール日本人会	同線ラヴィニア駅	同 一三・一・一	三二
社団法人カンポ・グランデ日本人会	同線マト・グロッソ州カンポ・グランデ駅	大正 八・八・一五	四二三
上パタリヤ日本人会	パウリスタ延長線ピラチニンガ駅	昭和 八・七・三	三五（家族）
カプラリヤ日本人会	同線カプラリア駅	同 一一・七・一	一五〇
ドアルチナ聯合日本人会	同線ドゥアルテーナ駅	同 一三・二・一一	五〇〇（家族）
ドアルチーナ青年聯盟	同 上	同 一四・一・一五	二五〇
ドアルチーナ日本人会	同 上	同 六・一一・三	五〇
第一福寿日本人会	同 上	大正 八・九・一	四一
旭日本人会	同 上	昭和 六・一・一八	五九（家族）
更生日本人会	同 上	同 六・一二・一五	三九
オンサ日本人会	同 上	大正一二・一	二三
バラグランデ日本人会	同 上	昭和 八・一二・一〇	二七
フェルナンヂィヤス日本人会	同線フェルナン・ディアス駅	同 七・二・一一	三
ガリア日本人会	同線ガリア駅	同 一〇・三・一〇	八一
ヴェラクルース中央日本人会	同線ヴェラクルース駅	同 一〇・八・一八	六〇〇（家族）
大和日本人会	同 上	同 八・一・一九	三六
ソール・ナッセンテ日本人会	同 上	同 九・一〇・一	二五
バンデイランテ日本人会	同 上	同 八・二・一	四五
有明日本人会	同 上	同 一一・二・一一	二九
フロリーダ日本人会	同 上	同 七・四・二五	八（家族）
マリリヤ中央日本人会	同線マリリア市	同 七・五・一	二〇〇
アレベンデード日本人会	同線マリリア駅	同 一二・一・一	八五
公栄日本人会	同 上	同 八・一〇・一〇	七〇（家族）
興農国中央会日本人会	同 上	同 四・八・一	一〇七（家族）
駅島日本人会	同 上	同 一二・八・二二	三一

東洋植民地日本人会	同上	同	九・五・一七	四六
中央メスキツタ植民会	同上	同	一三・三・一	一〇五
明倫植民会	同上	同	九・七・一五	五
昭和村日本人会	パウリスタ延長線マリリア駅	同	五・五・二五	一四〇
第二昭和植民地日本人会	同上	同	九・一	八三（家族）
共愛日本人会	同上	同	一一・三・二五	五四
共和日本人会	同上	同		一五
アンデス植民会	同上	同	六・一二・二七	九六
ポンペイア町日本人会	同線ポンペイア駅	同	九・七・一五	九八
ミランダ日本人会	同上	同	二・六・一一	三〇
ポンペイア植民地日本人会	同上	同	八・一・一〇	三一三
銀行植民地日本人会	同上	同	一二・一二・二五	一六
瑞穂日本人会	同上	同	一三・一・九	二三
出雲植民地日本人会	同上	同	一三・一・一〇	二〇
ジャンガーダ日本人会	同上	同	五・二・一一	二五
アミザーデ日本人会	同上	同	一〇・二・一二	七三
イピランガ日本人会	同上	同	一二・一二・二三	二六
リベロンデ・フツーロ日本人会	同上	同	一三・九・三	三一
サンタ・エレーナ日本人会	同上	同	八・一一・一	四三
サンターナ中央日本人会	サンターナ駅	同	一三・一・五	二一
茉和日本人会	同上	同	一一・四・二九	二三
希望日本人会	キンターナ駅	同	一二・三・六	四八
ツバン日本人会	ツバン町	同	一一・九・二四	七五
第二文尊富士青年団	パウリスタ線アグードス駅	同	一一・一	二五
ドトルベンナ日本人会	同上	同	一〇・四・二〇	一八
サンタクルス・ド・ポアヴィスタ日本人会	同上	同	一二・三・二八	七〇

上掲在ブラジル邦人諸団体は、在サンパウロ総領事館を始め、他の四領事館に於て、昭和十四年四月現在を調査したものであるが、三角ミナス地方を含むモジアナ鉄道沿綿地帯およびゴヤース州在住邦人の団体が、一も挙げられてゐない所から推して、在サンパウロ絵領事館リベロン・プレト分館の管轄区域が、なほ未調査に属するものの如く、従ってブラジル全国には、なは幾多の此の種邦人団体が現在したものと判断せねばなるまい。

右調査漏れと思はるる地方を別として、爾余の部分に

つき概覧するに、これ等邦人団体の大多数はサンパウロ州内に在り、また同州内に在るものを更に地方別にすれば、ノロエステ鉄道沿線地帯に在るもの最も多く、之に次いで多いのはソロカバナ線・パウリスタ延長線地方といふ順序で、正に邦人人口の分布状態と一致せる現象と称すべきである。

次に此等諸団体の創立年代を一瞥するに、最も古きは大正四年に創立された桂植民地の『桂人会』であり、之に続いては翌五年に創立された『コチア小学校父兄会』『平野日本人会』『カフェランヂヤ日本人会』、大正八年創立の『レヂストロ郷連合会』『ボアピスタ日本会』『ロベルト組合』『カンポグランデ日本人会』『ボンスセソ日本人会』『第一福寿日本会』『ゴンザガ日本人会』等が古い方である。爾後年と共に徐々新設の諸団体が増加し続けたが、昭和八年から十三年までの六箇年間に増設された数は、実に百四十有余の多数に上り、前記二百六十個の略々半数に達した。

その数最も多き各地日本人発生の動機は、邦人の大小集団地に於ける小学校の経営・衛生施設の改善等を、専ら自治的に行ふべき余儀なき事情が、当時存在したからであつた。しかし其の後事情は一変して、邦人の在住する内奥地開発の進展・交通の発達・人口の増加、ならびにブラジル政府の関心に基く教育・衛生その他の地方的諸施設の改善に伴ひ、現在に於ては、特に日本人会を必要とする理由は、認め得られざるやうになつた。また男

女青年等の修養鍛錬のためには、外国系ブラジル人の同化促進法（一九三九年八月二十五日附第一五四五号）・ブラジル青少年訓練法（一九四〇年四月八日附第二〇七二号）等により結成された団体に結着くことが可能であると同時に、実際当該地方に於て、何等かの団体機関を飽くまで必要とする場合には、第二世を中心として、内国法に基き団体を組織することも出来るのである。元々外国人団体取締令なるものも、その精神から見る時、何等排他的或は弾圧的な意味の存する訳ではなく、一に在住諸外国人の同化・協力を主眼とするものであつて、誠に無理のない事である。此等外国の国籍を持つ所の多数民が、通り一遍の旅行者であるならば、勿論問題はないが、たとへ国籍上外国人であつても、事実に於て殆んどブラジル永住者であり、まして其の子弟の多くがブラジル人たるに於ては、勝手な行動はブラジルの秩序ある発達に大なる障害を来たすこと明かである。

要は在ブラジル同胞が一日も速に移住の意義を再認識することであり、その意一たびこゝに到らば、従来の如き日本人会乃至諸団体は寧ろ消滅するをこそ望ましとさへ考へ得られぬこともなかろう。併し過去に於ては、此等邦人諸団体も、在伯同胞の発展途上、一面の役割を果して来たことは確かであり、歴史的に見て其の功も亦決して没すべきではない。

在ブラジル同胞団体全部を通じて、その規模に於て、また其の内容或は統制振りに於て、最も傑出してゐたも

のは、『バウルー管轄連合日本人会』であり、青年団にあつては恐らく『汎リンス青年会』であつたらうと思ふ。依て左に此等両団体の沿革その他を記録する。

バウルー管轄聯合日本人会　　大正十年（一九二一年）在バウルー帝国領事館の開設せらるゝや、ブラジル日本移植民の一恩人上塚周平は、同管内在住同胞（当時約三千家族）の統制を必要とし、ここに自治団体の出現を要望した。依て上塚の意を体し直に発起人会を開催し、初代バウルー駐在領事多羅間鉄輔の諒解を得て、その実現を期すべく邁進した。当時の有志には鈴木貞次郎・香山六郎・山根寛一・宮崎八郎・間崎三三一・安瀬盛次・坂本留次郎・佐藤次郎、其の他の人々があつた。

会の名称を『ノロエステ連合日本人会』（当時はパウリスタ延長線が起工されて居らず、従って同地帯に日本人の在住者は無かつた）とし、一九二一年四月三日神武天皇祭の佳節を卜し、ノロエステ線の中心地たるリンス市の「シネ・サルヴアドール館」に於て、その創立総会を開き、多羅間領事および古関富禰書記生を迎ふる外、なほ各駅より夫々代表の出席を得て、ここに『ノロエステ連合日本人会』は呱々の声を挙げたのであつた。　併し当時は今日の如く、各地方に日本人会等の確立せるものなく、更に交通機関に至つては、徒歩または乗馬に依ると云ふが如き状態であり、折角の連合日本人会も、実績を挙ぐるに由なく、遂に中絶の余儀なきに至つた。即ち

会その物の必要性は充分認められつゝも、未だ其の存続運営上、内外の情勢より見て、時期尚早と称すべきであつた。

然るに翌一九二二年頃よりブラジルの財界は政界の新陣容と其に、漸次好況を呈し遅々として動かざりし珈排市場の如きも、積極的な政府の対外宣伝工作により、飛躍を示し、遂に珈排黄金時代が出現したのである。

是に於てか同胞亦従来のフォルマ・パスト（注・牧場仕立請負）、四年契約の珈琲栽培請負等の域を脱し、地主として独立する者多く、一方交通の便また四通八達し、貸物自動車は従来の荷馬車を駆逐し、急速度の開拓は、バウルー駅を起点としてアラサツーバ駅に至る延長三百粁に違する鉄道両側の原始林を、大半征服し尽すに至った。勿論此等大森林の征服者は、決して日本人のみではなかつたが、その最も勇敢を極めしは実に邦人移植民であつた。当時この驚異に値する開発の状況を眺めたブラジル人は「一にネグロ、二にフォード、三にコロニア・ジャポネーザ（日本人集団移住地）」と讃辞を表して止まなかつた。蓋しネグロとは伐木隊の大部分を構成するバイア州辺から来た黒人を意味し、フォードは当時奥地唯一の交通機関たりしフォード自動車のことである。

斯くて一九二一年以降約十箇年に亙り、邦人のバウルー領事館管内に移集する者その数七万内外を算する至った。此の間管内パウリスタ鉄道の延長線はマリリアに達し、同地帯に進出する邦人の激増を見たるは勿論で

ある。各邦人集団地が漸く落附くと其に、当然考慮せらるべき第二世の教育問題・衛生機関の整備・産業の開発並に道路の開通等々の諸事業遂行に迫られ、各地に於て自治団体の出現を見ることとなり、ここに中絶の形となつた『ノロエステ聯合日本人会』は、再び聯合統制機関として一九三三年五月『プロミッソン聯合日本人会』の提唱に基き、その範囲を拡大し、バウルー帝国領事館管轄地域全部を包含し、管内邦人各団体を会員とする『バウルー管内聯合日本人会』を組織し、爾来鋭意その発展運行に努力し来った。管内在住邦人の数は、今や約十万と号せられ、在ブラジル同胞の半数に近き盛観を里し、各地邦人団体は大小を合せて、実に二百を越ゆる状態となつた。

この聯合日本人会は、昭和九年に二回、爾後毎年一回総会を開いたが、これ等総会に於て協議された事項中には、排日問題に対する将来の対策、対外的突発事件にする対策、教育会父兄会に対する建議、同仁会配給薬品に関し各駅日本人会との連絡および統制に関する件、父兄会の給費生に関する件、在伯同胞の伯国選挙権獲得問題、在伯聯合日本人会設立の件、邦人地主へも新移民配耕方に関し海外興業会社に対し積極的運動を起すの件、バウルー管轄内在住邦人現勢調査実行の件、皇紀二千六百年紀念祭に際し第二世母国訪問団派遣の件、日支事変出征皇軍慰問使派遣の件、出征軍人に対する慰問袋募集の件、在伯邦人婦人団体指導のため日本より適当なる人物派遣

方申請の件等々が合まれてゐた事から推して、その活動範囲が、教育・衛生問題を始め、広く各方面に渉つてゐたことが察される。

なおここに記録し置くべきことは、昭和十三年サンパウロ市に創立された『ブラジル中央日本人会』が、『バウルー管轄聯合日本人会』の提案たる皇軍慰問使派遣の件を可決した一事である。偶々多羅間鉄輔が一時帰国を計画しつゝありしを幸ひ、在ブラジル同胞を代表して、出征将兵の慰問並に感謝表彰を之に委嘱した。而して多羅間は同年七月ブラジルを出発して、母国滞在中に北支を一巡しその使命を遂行して、昭和十五年ブラジルに帰還した。しかし此の使命を委嘱した『ブラジル中央日本人会』は、その後種々なる事情により、設立後二年を出でずして、解散の企儀なきに至り、爾来今日に至るまで、在ブラジル邦人全般を統一する日本人会は存在しない。

『バウルー管轄聯合日本人会』一九三五年以後の、主なる役員は左の如くであつた。

年度	会長	副会長	常任幹事	会計
一九三五—六	舎川甚太郎	芳賀仁吉	阿部一一	
一九三六—七	佐藤次郎	芳賀仁吉	阿部一一	清水美喜雄
一九三七—八	佐藤次郎	芳賀仁吉	大釜七蔵	清水美喜雄
一九三八—九	佐藤次郎	芳賀仁吉	大釜七蔵	清水美喜雄
一九三九—四〇	佐藤次郎	芳賀仁吉	大釜七蔵	清水美喜雄
一九四〇—四一	安瀬盛次	鈴木孝造	佐藤由	森部市蔵

『汎リンス青年会』　この青年会の起原は、一九二四年（大正十三年）一月、城間善吉・原篤・青山稔・平田重蔵・小池亥太郎の諸青年が『リンス青年偵楽部』を組績し、当時同地方の邦人社会を毒した賭博撲滅の運動を起さんとした時にある。次いで一九二七年（昭和二年）リンス市、上塚第二、ウニオン、グワイサラ、パルミタール、バルボーザ、サンドミンゴ、ボアソルテ、コレゴ・リコ等の邦人植民地にも、それぞれ青年会が組織さるゝに至った。

偶々当時来遊中の福岡日日新聞紀者田原春次（後の代議士）・安藤潔両人の慫慂により、同年七月十日前記諸植民地の青年会を一丸として、『汎リンス青年会』の結成を見た。而して岡田英定を顧問に推し、亀井満・藤永力蔵・内山吉歳・佐藤次郎・鈴木岩太・広木百太郎・阪道太作・入谷常吉・合志敬太・上野林太郎・農田源行・鈴木昌吉が賛助員となり、会員中には芳賀仁吉・古関徳弥・野村忠三郎等、その後に於てブラジル邦人社会に名を成した人をも混じてゐた。当時の会員総数百九十四名であつた。

この青年会は、昭和十年までは、専らスポーツを中心として進んだが、その間各地青年会の激増と共に、地理的関係にも鑑み、同十一年リンス学園に於ける弁論会開催後、ゴヤンベ方面、ゼツリーナ方面、リンス方面と各々分離して、自治統制を為す事となつた。即ち『汎リンス青年会』『汎ゴヤンベ聯合青年団』『汎ゼツリーナ青年聯盟』を一丸とし、『リンス聯合青年団』に編成替へをする

事となつた。
『汎リンス青年会』は十四支部を有し、『汎ゴヤンベ連合青年団』は七支部、『汎ゼツリーナ青年連盟』は八支部を統師し、以上三青年団の全員は、合計一千二百名内外を算する。而して各地方支部より各所属国体へ三名の代表を送り、更に各団体は二名の理事を選び、合計六名の理事制により、右連合青年団はリンス地方青年連動の方針を決足し、役員は毎年二月中に改選する事と定められてゐる。
昭和十四年『汎リンス青年会』は、ブラジル政府の方針に従ふこととなり、翌十五年一月その組織を改めて内国団体とし、ブラジルの国籍を有する日本人二世を役員とし、Ａｓｏｃｉａｃａｏ　Ｅｓｐｏｒｔｉｖａ　Ｌｉｎｅｎｓｅ）注・リンス運動協会の意）なる名称の下に正式に登録手続を了つた。
かくて『リンス連合青年会』の主力を注げる部門は体育部であつて、睦上競技・野球・庭球・柔剣道・水泳等に精進し地方青年の思想啓発に資するため、最初は臨機弁論部の活動によつて其の英気を鼓舞し来ったが、昭和十四年連合青年団雄弁大会開催以来、この部門も飛躍的隆昌を示し、聴衆実に一千名を下らざるやうになつた。
奉仕事業としては、ブラジル郵便制度の不備を補ふため、郵便局と農村在住邦人との間に立って、仲介的斡旋機関となり、多大の効果を挙げてゐる。一箇年の郵便物取扱数量は、

受信	普通郵便	一二五、〇〇〇
	書留郵便	六、〇〇〇
	雑誌類	一〇、〇〇〇
	新聞	六二四、〇〇〇
	計	七六五、〇〇〇
発信	普通郵便	九〇、〇〇〇
	書類郵便	二、〇〇〇
	計	九二、〇〇〇

で、約二千五百家族の邦人に、至大の便宜を与ふると共に、その手数料は、青年会の主なる財源の一となつてゐる。

また此の連合青年会は、リンス市に総工費八十余コントスを投じて新築し、昭和十三年五月に落成した現在のところブラジル唯一の邦人青年会館を所有する。

なほ『汎リンス連合青年会』の遂行した事業中、忘却すべからざるものは、昭和十三年十月ブラジル中央日本人会の提唱に依る軍用機献納運動である。すなはち『汎リンス連合青年会』は、直ちに之に呼応し、一千の会員血みどろとなり、翌年八月までに拠金された総金高の約一割に当る四十六コントス余を募集し、ブラジル全国を通じその最高記録を示した。

なほ昭和十五年六月には、皇紀二千六百年紀念事業として、リンス市郊外に邦人専用の綜合運動場を開設することとなり、既に二町五段歩の敷地買収を完了した。

『汎リンス聯合青年会』の歴代の委員長は

昭和年月まで　城間善吉

昭和五年　秋山為作

昭和六年　木村　利。
昭和七年　近藤守栄
昭和八年　木村　利
昭和九年ー一〇年七月まで　木下誠
昭和一〇年一一月まで　長沢信二
昭和一一年　青山　稔
昭和一二年ー一五年　小山勇一
であった。

第三節　ガット運動・『新しき村』および『養生塾』

（一）ガット運動（立案者・名称の意義・運動の目的）

ー（二）『新しき村』（発生・指導精神・同志の奮闘）（三）『養正塾』（農民道場・塾十則・熟規・授業課目・体育・経営者宮腰千葉太）ー　ブラジルに於ける日本民族の将来

（一）　ガット運動　これは『海外移住組合聯合会』のブラジルに於ける代行機関たりし『ブラジル拓植組合』（略して『ブラ拓』）が、昭和九年七月、その経営管理下に在つた四大移住地（チエテ、アリアンサ、バストス及トレス・バラス）に対し、指導方針として示した一の経済運動である。

立案者は『ブラ拓』の業務担当組合員の一人たる珈藤好之で、同人自らガット参謀部委員長として、この運動

の陣頭に立った所から察するも、これは『ブラ拓』の主張と云ふよりは、寧ろ加藤自身の本願であつたと見るべきであらう。

この『ガット』なる名称の起原は、最初立案した際には、英語のｇｉｖｅ　ａｎｄ　ｔａｋｅ　の三両字を組立てゝＧＡＴとしたが、加藤が其の案を携へて再度渡伯した際、現地に在つた古関徳弥が、斯かる英国流の考へ方は、日本移住者には受入れられぬであらうとの意見を吐露し、而かも古関はガットなる語を生かすべく苦心した未、「ゴサール・ア・テーラ」　ｇｏｚａｒ　ａ　ｔｅｒｒａ（土地を楽しむの義）即ち『愛土永住』のスローガンを作ったのであつた。（本巻第二章第四節（ハ）の末尾参照）

この運動は、過去帳と経巻と数珠を常に肌身離さぬといふ加藤好之によつて、精神的真剣味を以て実践に移されたものであるだけに、「安住即愛土」　この理念的体系を整えること勿論ながら、その提唱の動機が、四大移住地の経済更生および自治指導に存したため、動もすれば従属的な標語となつてゐる感がある。しかし此の運動が相当の成果を収めたことは事実であり、更に其の組織化された内容から見るも、現時ブラジルに於ける農村の全面的指針として恒久性を失はざる好個の提唱である。この意味に於て『ブラ柘』が今日まで関係した諸事業中、最も優れ又普遍化された一運動として、邦人農村の発展に寄与せる所小ならずと云ひ得やう。

ガット運動参謀部は、年々精細なる移住地の経済調査を江湖に発表し、加藤自ら其の緒果より観たる講評を以て、次年度の指導方針を示し来ったが、この運動の精神および具現方策に関しては、昭和九年七月刊行された『ガット運動の栞』第一輯に尽されて居る。何分一般大衆に呼びかけたものであるから、極めて通俗的であり、聯か理念的透徹を欠くの憾なきにあらざるも、同書は先づ緒言に於て移住と生活態度を説き、次に土地の科学的研究・農作物の選定・労力の配分・作物の特種性および優良品種の研究・副業の発達と近隣協力の組織・家庭経済・健康・農業簿記等の諸項目に亘って、諸事懇切に示されてゐる。その緒言中から左に抄録せる所により、この運動の目的が窺ひ知られる。

吾々が多くの困難と面倒なる手続を無て、父祖の国を去り、此のブラジルに渡ったには、可成り大きな理由がなくてはなりません。之れは申し上げる迄もなく、ブラジルに於てよりよき生活を打立てやうとの積極的な考へが、主なる動因であつたに相違ないのであります（中略）。

各自に考へられる如く、移住とは、その土地に生活の根を下ろすことでありますから、ブラジルの気候風土に順応し、農業に親しみ、安住の覚悟を決めるのでなくては根本問題は解決出来ません。即ち此の大地に根を下ろす考へから、「ガット連勤」は出発するのであります（中

路)。

こゝに於て私共は少くとも、如何なる生活をするかと云ふ大方　針を定めて、仕事に取りかゝる必要があります。即ち単なる一時的な金儲けを目的とせず、大地に確かりと立って、安住を生活の　根本義として設計をすることです。

『ブラ拓』　の出来ましたのは、実は斯様な精神からであつて小資本の農家を安心して地主となし、農業を営み生活の道を立ててさせる為であります。その特色は営利事業でなく、入植者本位であり、農産物の加工や製品の販売の道を講じ、教育・衛生には特に留意してゐるのでありまして、入植者が愉快に安んじて永住のできるやうに仕組んでゐるのであります。故に『ブラ拓』の移住者は、その土地に根を生やし、安住の計を建てられる考へになつて頂きたいのであります。農業は土地を離れて考へる事の出来ぬ密接な関係にあります。この土地を永遠に働かせ、豊かな稔りを収得するには、どうすればよいでせうか。それは施肥をして地力の維持を計り、耕作を合理化する外ないのであります。また限りある自家労力を適当に働かして無理がなく愉快に農業を営むにはどうすれは良いでせうか。それは作業の繁開の差を少くする様手配りし、余力を以て副業をなし、現金収入を増す事であります。

やり来りの生活に無駄がないでせうか。先づ台所の経済を引締め、食料品の自給自足を計り、冗費を省いて現

金支出を出来だけ少くする必要が考へられます。斯くて健康に働き折角の稔を棒にふるの愚を避けませう。

右の目的に添ふためにこその指針となるものは毎日の出来事・金銭の出入・収穫物の明細記帳等により、どこに合不理があるか、どの点が甘く行つたかを知る記帳でありまして、これが次年の計画を教へて呉れるのであります。「ガット運動」の根本方針は、叙上の課題に対する実践方策に外ならぬのであります。

（以上緒言中より抜抄）。

前述の如く『ブラ拓』の事業はブラジルに於て、小資本の自作　農創設を目的としてゐるものでありましてその移住地に入植され　た移住者は、どう云ふ心構へ手段方法で、落着いて大地に根を生やし、子孫のために計り、そこに日本文化の移植をなすかに就ては、お互の努力にまたねばなりません。

『ガット運勤の栞』　に一貫した流れは、『農村生活の安定を自給経済の農法に求め、土を愛し安住すると共に、協力の力により杜会性を高め、以て各自の利益を積極的な手段により増加せんとする』点であります。『ガット運動』とは究極する所、愛土安住を目的とした生活改善・農業経営の合理化運動でありまして、物心両様の基礎に立ち、これが成果は、単に移住者ないし『ブラ拓』の本願とする所たるのみならず、亦ブラジルの農村に寄与する所僅　少ならざるを信ずるのであります　云々

（以上結言中より抜抄。）

（二）新しき村　　サンパウロ州アリアンサ移住地の一角に、邦人青年が創設した『新しき村』が存在する。この村の青年は互に「同志」と呼合ってゐる。

今この村の由来を記述せんに、昭和二年四月、兵庫県有馬郡塩塚村の名家に生れた弓場為之助と云ふ人が、一家を引連れてアリアンサへ移住して来た。此の人は親の代より聖公会に属する熱心な基督教信者であつた。家督を相続してから村長などを勤め、勿論資産も相当あつたが、大半は村の事に費消して仕舞った。ブラジル移住など曾て考へた事はなかつたが、当時関西学院を出て力行会にゐた長男勇が、偶々東京より帰省し、ブラジルの事を説き、どうしても行くと頑張った。よく聞けば息子の話にも一理あり、なほアリアンサ移住地建設の理想は、人を作るにあり、人を作るには信仰を第一とすると云ふ主唱者の説に痛く共鳴し、それでは一層のこと皆行かうといふ話になつた。流石に親類筋からは、せめてお婆さんだけでも残して行くやうとの説も出たが、孫の行く処なら何処へでも行くと、為之助の老母も云ふので、遂に一家総勢九人が渡航する事となつた。

『新しき村』の中心青年と称するは、すなはち此の弓場為之助の長男勇の事である。勇は生来我が儘者であり、小学校へ通ふ頃、自転車は自分の足を働かせず、朋輩に後から押させて行つたと云ふ大将ぶりであつた。アリア

ンサへ移住した時二十一歳で弟三人妹二人を持ちながら、自分は野球や読書や昼寝で一年ばかり暮らした。とかくする中、何を考へたか彼れはひそかに家出して、南三州へ独旅をした。一家は心配して勇の為に、毎夜祈りつゞけたが、凡そ六箇月の後、疲せ衰へた勇は飄然として我が家へ帰り着いた。それからの勇は、幾分その態度に変つた点も見えぬではなかつたが、依然として好きな野球は決して己めず、寧ろますます盛にやつた。ここに不思議なことは、この惰情者で而かも我が儘な勇に、同じ様な年配の青年が絶えず附き纏い、それが亦おかしな事に、いづれも純真な手合ひで、何物か明朗な世界を夢みてゐる者ばかりであつた。

やがて彼等は一団の協同生活を始め、弓場為之助の珈琲園の一部を借地し、そこでかれこれ二年ほど働いたが、後其処から四、五里隔つた渡辺伯爵農場の原始林に引移り、若干の山を開き家を建て、まず自給経済の徹底を志して、豚・鶏・山羊の飼育、蔬菜の栽培は勿論、砂糖の製造までも行つた。この時は既に勇は妻帯し子供もあつたし、外に同志の家族も混じてゐた。現金がないので、靴が破れると跣足で働き、帽子は破れ、着物はボロとなり、さながら非人の小屋住ひ同様であつた。当時同志と林する者は十名内外であつて、彼等の間に何等の規約があるでなし、儲けたら分配をどうしようなど考へたことすらないと云ふ風であつた。只管朝に祈り、夕に讃美を怠らず、孜々と働いて、何物か創道の世界を夢みて一生懸命

であつた。彼等は一切の因襲を脱却し、集づ以て一且原始に還り、更めて出発するのだと宣言してゐた。世俗の中には之を共産村と評する者などあり、御丁寧にも東京の警視庁へ密告した巡査あがりの移住者すらあつた。実のところ彼等の思想には、私有も共産もあつたものではない。強ひて求めれば只基督教的な良心生活のみである。永い間のこと故、流石に斯うした肉体労働乃至みじめな経済生活に堪へかねて、或る者は此処を去ったが、それが又不思議なことに、しばらくすると何処がよいのか再び此の集団へ帰って来るのを常とした。

断くて其処に数年の間、青年弓場を中心として、極端な自給経済、驚くべき貧困生活を続けたが、愈々彼等は荒野の試練をへて確信がついたとでも思ったのか、数年前アリアンサの一角に百町歩の肥沃な原殆林地を購入して、こゝに本営を定め、『新しき村』の標札を入口に立つ大樹の幹に掲げたのであつた。

彼等が過去十数年の共同生活に依って、如何なる精神的把握をなすに至ったかは、みだりに憶測を許さぬが、少くとも犠牲を中心として結びついて来たことだけは確かな様である。村の同志は、その処女地に日本民族の新しき文化を建設することに依って、民族永遠の発展を期するにありと主張してゐる。

この事は寧ろ平凡に過ぐる言葉であるが、しかも其の信仰的実践力と組織的運営に於て、内容に張切った熱力と新鮮味とを見ることが出来る。

披等の運動対象は、先づアリアンサの一千家族であつた。

由来アリアンサは、総じてインテリ層の集団地であり、思想的に見れば、その初めに於て凡そ三つの流れがあつた。即ち一は基督教の感化による唯心的分子で、何らか常に新社会建設の理想に燃えてゐた。その二は必ずしも理想を持たぬ訳ではないが、天上の星を数へて溝に落つるの愚を排する極めて現実的な一派であり、その三は所謂出稼ぎ的分子で、物質を離れては何事をも考へる事の出来ぬ利己主義者であつた。かくて三万町歩の原始林地は、これ等理想派・現実派乃至我利々亡者の三者により、外面的には村と云ふ形体を取りつゝ、過去十数年内部的の葛藤を続けて来たのである。

最初の中は、現実派が村の中心勢力であつたが、それが次第に崩壊して、一部は革新的となつて理想派に組し、他の多くは利己主義に堕せざるまでも、唯物的な背景に重点を描く傾向となつた。即ち理想派は現実派中の共鳴者を得て一段と実践力を増加し、我利々々組は現実派の道義的な支配力に引摺られて、弛にアリアンサは二大勢力の対立を見るに至つたのである。

理想派は今なほ其の数および経済力に於て格段の劣位にあるけれども、一貫した烈々たる自己犠牲と其の運動とは、全村に向つて強い生命力を投げかけて居り、これが代表たる『新しき村』の指導精神には頗る見るべきものがある。彼等の綱領とも称すべきは、

一、土を離れて人間なし、大地は人類の母なれは、之に仕へて四海相争ふべきにあらず。

二　土に親しむは母を愛する所以にして、母を愛するは天なる父の喜びとする所たり。

三　此の理に適ふ村は栄え、然らざるは亡ぶ。冨みて余りあり或は貧なるの甚だしき、共に母の願う所にあらず。

四　人相よりて村をなし国をなせども、土に反いて真正の文化あるなし。文化に国境なく有ゆる種族の糧たる所以も亦同じ母に依り養はれたればなり。

五　行く処我が村ならざるはなし。八紘を宇となす日本民族の誇りたる、天下万民を包容するに一の自己犠牲あるのみと知るべし。

六　犠牲は最大の苦痛にして、然かも最大の歓喜なり、此の両極面の体得実践に依ってのみ不滅の世界を見る。

七　我等はアリアンサを熱愛す。愛するが故に自己犠姓を潔しとし、此の村を通じて日本民族の新しき文化建設を慾求して己まず。

斯うした信条から、『新しき村』の精神は、アリアンサ更生に対し二つの指導方針を確立した。その一は徹底した土地利用に財源を求め、之に依って文化施設に万全を期し、アリアンサをして何処よりも住みよき村とせねばならぬと云ふ事と、その二は利己思想発生の余地なき経済体制の樹立であつて、これが為には村有財産を、全村

民の私有財産と匹敵する程度まで拡充し、個人の経済力が村を脅かすことの出来ない仕組にする必要があると云ふのである。

何処の村でもそうである如く、凡そ原始林地開拓の当初は、出発が同じいので、移住者の相互の財政も殆んど甲乙はないが、彼等の持つ労力・智能・勤勉・或は運不運等の綜合に依る力の相違が次第に貧富の隔りを著しくさせて行く。併し土を唯一の対象として生産をしてゐる間は、さしたる社会的弊害もないのだが、其のうちに富んだ一方は、その蓄積を以て、漸く資本主義的方向を選び、土を離れて同じ村民を利益の対象とし、商工業に金融に、或は力に任せて劣敗者の土地をも併合して、ここに大地主の出現を見る等、一般資本主義社会と変りなき混乱状態に陥るを普通とする。その甚だしきは、遂に富み過ぎて資本に対す利潤の低下せるを見て、搾取の仕放しで其の村を去る場合さへ生ずる。かくては村の健全な発達は期し得らぬと云ふのが、『新しき村』の主張で、この障碍を排除するため、若しくは其の発生の余地なからしめんが為に、前述せる第二の方策を必須と考へたのである。

現在『新しき村』青年党の着手せる運動が二つある。その一はアリアンサの既成機構へ割り込んで、一大改革を試みんとする『産業青年聯盟』の結成である。

近年在ブラジル邦人農村に、産業組合の運動が盛んとなり既に相当数の設立を見るに至った。併し此の産業組

合も、元々資本主義に対抗する一の資本主義的機構に外ならぬのであつて、飽くまで対物的基礎に立つため、若し組合員に何等かの新社会建設に対する理想のない場合は、如何に相互扶助をお題目としても、内部的には相当摩擦矛盾を避け難いのである。

弓場を一味とする『産業青年連盟』は、徐ろに大成を期し、現在の分野はアリアンサ三万町歩の運輸統制であつて、之が為には道路の開設・修理の徹底を必要とし、先年トラクターを購入して、自動車道路の改善を計り、交通の合理化に依つて、燃料と時間の節約に努めて来た。この事は移住地経済の基本的なものであつて、而かも何人も知り尽してゐる所であるに拘らず、社会性の欠けた利己的な情勢下にあつては、些事ながら容易に行はれ難いのを常態とする。

『新しき村』の行方は、団体的独裁であり闘争的である所に特徴を有し、しかも内に烈々たる自己犠牲・民族奉仕の熱意を蔵する所に、活力と生気の源泉がある。

『産業青年連盟』の外に彼等の着手してゐる他の一事は『新しき村』独自の新運動であつて、アリアンサの経済新体制とも称すべきものゝ確立に属し、主力を之に注いで来た。彼等青年党は、アリアンサ一千家族の中、既に同志数十家族を獲得し、組織的運営を以て着々前進してゐる。その計画と今月までの実績を記せば、同志は各々私有財産に依る全所得の一割を支出して、協同の産業を興し、而して之が所得の七割を個人のものとし、残部の三

割を以て、更に協同の産業に投ずる事とした。農村の資本は労働である。従って分散された労働も、又同時に協同の目的に向ひ合理的な動員を必要とする。

上の如き骨子に依り、最初協同の産業として畜産を選んだ。その理由は、一　今日までの所謂掠奪農法に禍せられ、余りに原始林を開拓し過ぎた結果、最早自家労力だけでは開拓地の維持困難となり、一般に荒地が増加したこと、二　自家労力を農家の本則とする場合、過剰の荒廃地は、これを牧畜に利用することが最も得策であること、三　畜産は多く労力を要せず、また夫れ自体に於て繁殖することの大略三点であつたが、偶々馳せ参じたサンパウロ市郊外の同志中に、ブラジル養鶏界の権威があつたので、此の間志の立案に依って少しく計画を改め、先づ手軽な養鶏を第一産業として試みる事になつた。

現在二万内外に達する白色レグホーン種の成鶏が、協同の財産として　アリアンサ移住地内数十家族の同志家族間に管理飼養され、盛に産卵しつゝある。これ等の卵は、毎週一纏めとして、鉄道に依り遠くサンパウロ市場に送出され、莫大な収益となつてゐるが、斯くの如く迅速かつ順調な成果を挙げ来った所以は、彼等の優れた技術的指導力と、自己犠牲の熱と、更に養鶏が、従来経済化されざりし同志たる移住者家族の婦女子等の動員に依り生かされた事とにある。目下の所これ等の利益は、全部養鶏部の拡充に運転されつゝあるが、やがて飽和点に達すれは、第二産業としての畜産に手を伸ばす順序とな

つてゐる。

斯くして農民本来の大道より逸脱する事なく、労働の組織的配分と、土地の全面的利用を目標とし、旺盛なる協同の産業に依り、個人と全体とを有機的不可分の関係にまで進展せしめんとする計画である。既ち個人の労働が協同の産業を通じて、共同の施設或は財産として積み重ねられて行き利己主義者の存在が全く許されなくなる状態を以て、村の第一期計画と考へてゐる。此の運動に於ける思想的根拠は、力を愛に変へ、愛を根本とした相五扶助の観念に生きる事で、それには何よりも先づ自己犠牲に出発点を求めねばならぬと云ふのが『新しき村』同志の信念である。

『新しき村』の同志は、処女林の一角の小高き地を開いて、そこに自給経済を営なんでゐる。同志は現在のところ弓場勇の外、望月数太郎・浜村利一・斎藤昇・志保沢了・佐藤啓・弓場繁などを中心とし、此の環境に生ひ育ちつゝある子女を合せて漸く三十数名に過ぎないが、いずれも過去十年間、共に荒野の生活を経来って盟友であり、去る者は追はず来る者もこれを拒まずして、なお且、おのづから秩序があり、而して感謝の朝夕がある。緑の丘に同志家族の住家が点在し、華麗ならざれども、中心に一大食堂があつて、こゝで三十数名が食事を共にする。昔日の非人小屋とは違ひ、時にはご馳走も出で、食卓を囲んで森の子は祈り、語り、かつ歌ふのである。今彼等は農村文化に一異彩を加へんと欲し、子弟教育を中心と

して音楽・劇等の考案に意を注いでゐる。
森の奥に此の生活あり、『新しき村』の運動が、将来どの程度まで発展し、また果して如何なる影響を社会的に及ぼすかは、勿論予断の限りではないが、真摯な其の姿と、先駆拓人に対する敬虔なる彼等青年の態度とは、それ自体に於て一顧の価値を有する。

（三）『養生塾』　サンパウロ州南部の一角、イグアペ植民地の一部に、『養正塾』と称する農民道場がある。洋々たるリベイラの流れに直面した形勝の地で、録の野辺に続いて小山があり、森の彼方此方に若草を喰む牧牛の群れ静かにして、誠に好個の南国画題たるを失はぬ。こゝに次代を背負ふて立つ若干の青年が溌剌たる意気に燃えて、働き、学び、而して声高らかに歌ふてゐる。塾の経営者は官腰千葉太、その塾長は松村俊明である。

養生塾十則に曰く

一　我等は正を養ひ、至正至公の道を実行するを以て本領とす。

二　我等はブラジルの土を愛し、ブラジルの土に生くるを以て本領とす。

三　我等は進取の気象を養成し、独立自営他に依頼せざるを以て本領とす。

四　我等は虚名を卑しみ、実行を貴び、華を去り実に就くを以て本領とす。

五　我等は同心団結、公益の為には私情を去り、私

利を抛つをもって本領とす。

六　我等は活動を以て無上の楽しみとし、安逸を以て最大の苦痛とするを本領す。

七　我等は義務を尊び、職責を重んじ、忠実業に接するを以て本領とす。

八　我等は謹厳已を持し、公徳を重んじ、規律を尊び、長幼の序を弁へ高雅なる趣味を養成するを以て本領とす。

九　我等は周密なる思慮と果敢なる判断とを養成し、事に当りて勇往邁進するを以て本領とす。

十　我等は遠大なる理想を抱きて艱苦と戦ひ、終局の勝利を期するを以て本領とす。

而して塾規を見るに、その第一条に、「養正塾は塾十則を以て綱領とし、伯国の実社会に即する農業者を養成するを以て目的とす」明記してあり、更に第三条に於て、授業課日を、完全なる葡語および日本語の教育・実社会智識の修得・農業智識の養成と実習・および精神講話と定め、第四条に於ては、柔道・剣道・陸上競技・水泳等を体育課目となし、特に情操涵養の為に、音楽を配して必修せしむる事となつてゐる。

以上の如く、「養正塾」は「我等はブラジルの土を愛し、ブラジルの土に生くるを以て」（塾則二）本旨とし、「伯国の実社会に即する産業者を養成するを以て」（塾規第一条）その目的とするものであり、塾十則中他の九則は悉く之が為に不可欠なる心構へ乃至修養訓とも見るべき

ものである。而して修得すべき課目中に、完全なる葡語と日本語の研究・精神講話・特に音楽を必修せしめんとする所に、経営者の在ブラジル邦人青年に対する希求願望が現はれてゐる。

宮腰千葉太は、曾て外務省人として、欧洲並に南米に在勤したが、後退官して、海外興業株式会社の重役となり、多年ブラジル支店長の椅子に納まつて、邦人の移植民事業に多大の熱意と努力を傾注して来た一人である。その父は元司法官であつたが、晩年を貧者病者の友として送つた。信仰厚き基督教徒であつた。かゝる家庭に薫育された人だけに、宮腰は極めて精神的であり、熱情家でもあつて、趣味も広く且深く、玲瓏円熟の風格者である。曾て在ブラジル邦人子弟の為に『日本精神講話』と題する一書を著はして、その指針を明かにし、また『しのぶ草』なる冊子を世に送って在りし日の父を偲ぶ等、『養正塾』の目標とする所も、これ等の業績内容を知るに及んで、画竜点晴の趣を深くする。両かも此の道場に関する諸経費は、豊かならざる宮腰の嚢底を叩けるものたるを思ふ時、その志の隠れたると否とに関はりなく、何等か強き生命力となり、一粒の麦の誓喩を次代に於て信じ得しめるであらう。

在ブラジル同胞の持つ最大なる悩みの一は、ブラジルに於ける日本民族の将来に将する指導精神の確立に存する。しかも其の本質が人間の霊的根幹に触れたものである上に、混乱的にして且敏感なる現ブラジルの政情下に

在っては、相当複雑かつ困難な問題となつてゐる。即ち『養正塾』の発生も、実は其の意こゝに存するのであつて、決して単なる農民道場の開設と同一視さるべきものではない。それは己むに己まれぬ深刻な精神運動の現はれであつて、飽くまで日本民族の優秀性を伸張せしめ、ブラジルに誇るべき精神文化を樹立する事を目標とした子弟董化養成の大事業である。

由来ブラジルは基督教国であり、道義観念も総じて之に発し、良俗美風の捨て難きものあるは勿論であるが、何分にも移民立国を国是となし来れる新国であり、従つて国家構成の要素が、思想的に複雑を極め、到底一民族一国家の日本国民が想像し能はぎる底の困惑状態にある。さればヴアルガス政憲が、国家統制の見地より之を憂へて、中心思想を国家愛に結びつけんと焦躁し、移民の入国制限或は教育令の改変等、たとへ国力の之に伴はずして、その間幾多の矛盾撞着があるにせよ、国を憂ふる至情烈々たる為政者の所為としては、蓋し無理ならぬ当然事であろう。之に対処するの要は、惟ふに在ブラジル邦人の心構へであつて、ブラジルを我が子孫の国と思ふことに依つて、凡ては解決され、肯定されるのである。

世界の何処へ行き、何処で住むとも、血に繋がる日本民族に変りはない。西に東に成は北に南に、移し植えられた桜花が、その色香を失はでこそ四海の民に寄与する所以ともなるのである。朝な夕な感謝と共に土に生くるを本領とする『養正塾』の意図も、所詮こゝに存するも

のと思量される。

第十一章　その後の十年

第一節　一世今や三分の一

本書下巻（三〇七頁）によると、昭和十五年十月現在、ブラジル在留同胞の数は、二十万二千五百十四人であつた。むろん現地出生者をも含めてのことであるが、但し現地出生者でも日本の国籍を有しないもの（即ちブラジル国籍のみを有するもの）は、これを含まず、その数は凡そ二千六百人と推定されるとあるから、これを合せて同胞の総数二十万五千人という勘定になる。ところが最近では極く簡単に、在留同胞四十万という。在留同胞は多い程よい。だから四十万といはれればそうかなと思い、相当なものだと意を強くする。最近東大の泉教授の調査では在伯日本人は三十四万三千名となつている。

ところでサンパウロの山本喜誉司博士は、一九五〇年現在で、二十八万三百五十七人という推計数を出している。（世界経済調査会資料四五、ブラジルに於ける日系コロニア）。

その内訳は、

一世　一三一、一四二
二世　一二七、六三〇
三世　二一、二七八
四世　三〇七

山本博士は、この推計の根拠として、先ず一世については、明治四十一年以後太平洋戦争勃発前までの入国者数は十八万三千九百六十六人とし、明治四十一年ー昭和五年間の死亡率を一、〇六％、昭和六年以後のそれを一、五％とし、全死亡者数を五万二千八百二十三人とする。従つて現にブラジルにあるものとして、上記一世の数が出るというのである。日本政府の統計では、明治四十一年ー昭和十六年間、移民としてブラジルに渡航するもの十八万八千九百八十六人である。そこで既に五千人ばかりの喰い違いがあるのだが、博士はまた帰国者というものを勘定の中に入れていない。昭和十五年十月現在の外務省調査では、ブラジル在留の内地出生者（即ち一世）十二万九千三百五十六人と出ている。

また二世以下については、ブラジルの日本社会の総出生率を昭和五年まで四、六七％、それ以後は四、七五％、更に日人系人即ち現地出生者社会の総出生率を一六％と推計している。

しかもこれは相当面倒な計算に基くと附言している。前にいったように博士の計算には多少の不満がある。しかしこの分析と検討とは非常に貴重である。問題はしか

し単なる数だけでなくて、その素質である。在留者の構成がどういう素質をもつているかということである。むろんそれにはいろいろの見方があり、取り上げ方がある。ここでは先ず次のことを問題にする。

昭和二十五年（一九五〇年）のハワイの調査によると、同地在留日本人十八万人に対し、一世は僅か三万人余り、総数の六分の一でしかなかつた。他はみないうところの日系市民であり、在留日本人というのも適当でなくなつている。一世と現地出生者のこの割合は、米国本土に於ても略々同様だといえるのだが、前の山本博士の推計に従えば、ブラジルではそれが大体半々になつている。果してこの見方が妥当であろうか。昭和十五年現在の前掲外務省調査によれば、日本国籍保有のブラジル在留者数を十九万三千百五十六人とし、その年令構成を次のように分析している。

年金	男	女	計
〇—一四	三六、三九六	三五、一九九	七一、五九五
一五—一九	一二、二七八	一一、一〇一	二三、三七九
二〇—二九	一九、八九八	一五、六六六	三五、五六四
三〇—三九	一三、九〇八	一一、四六七	二五、三七五
四〇—四九	一一、七六五	九、八一三	二一、五七八
五〇—五九	六、八八九	四、二七八	一一、一六七
六〇以上	二、一六〇	一、八九三	四、〇五三
不詳	二一一	二二五	四三六

（文庫注・年金は年齢の誤植）

この調査以後、もう完全に十三年経過している。つまり当　時五十才のものは六十三才になつている勘定である。当時四十才の壮年者は今では五十三才の初老になつている。六十才以上のものは七十三才以上となる。かりに右の年令別に基いて、今日五十三才以上になつているものを合計すると、不詳というのを勘定に入れないで三万六千七百九十八人になる。

ところが実際はそんなにいない。このうち帰国者もあるだろうし、また高令化に伴う死亡者も少くあるまい。例えば今日七十三才以上になつている筈の四千五十三人のうち、果してどれだけがなお健在していることであろうか。六十三才以上の一万一千百六十七人についても、程度の差こそあれ、同様のことがいえるのではないか。つまりブラジルに住んでいる日本人一世は、今や可成りの速度をもつて減少しつつあることが判る。山本博士が十三万一千余人と推計しているに拘らず、実は既に十万人台を割つているのではないかと思う。

米国本土及びハワイに於て、一世の数が心細いまでに激減したのは、大正十三年（一九二四年）の排日移民法の実施により、日本移民が全然入国できなくなつたこと、及び一世の高令化に伴う死亡率の増加のためである。ブラジルの同胞四十万は、希望的にはその通りであつて欲しい。だが事実は三十万人は越しているが、三十五万人にはまだ届かないというところだろう。そうだとすればブラジルの同胞一世は、今や全体の三分の一にも足りな

くなつている勘定になる。戦争により後統部隊の絶えていたということが、主なる原因でなければならない。

第二節　同胞社会の元気保持

移住国に於ける日本人子孫の増加は、最も慶賀すべきことの一つである。移住者にとつても、これに過ぐる喜びはないかも知れない。ブラジルでは日本人子弟が、もう各方面に伸びている。医者も、弁護士も、大学教授もある。州の議員になつているものもあるし、技術者として売出しているのもある。工、医、法等の大学在学者も少くないし、みな新進気鋭の分子として、明日の活躍を期待し得るのである。それは単なる子孫の増加以上に、好ましいことでなければならぬ。

だが一世たる父兄は老いてゆく。その老い方を、社会的に防ぐものは、矢張り本国からの移民である。ブラジルの日本人子弟は、そこで生れ、そこで育ち、そこで学んだということだけで、法律上は勿論のこと、性格、嗜好、情操に於て、既により多くブラジル人であり、父兄以上の広い社会につながつている。縦横自在な活動と発展の可能性が、その中にある。父兄は営々苦闘まことに長いことかかつて、今日の地歩を築いた、それが盤石安秦という程でなくとも、みないささか報いられている。全力、全能を傾けつくして生産の増強に直進した。所在地域の発展にも寄与した。子弟は勿論無二の協力者であ

つた。顧みればよくここまで来たものと思う。戦いのあとは、本書の上巻、下巻に於て、既によく尽している。このような戦いのあとを辿って、移民としての日本人の素質に敬服しないものは、先ずないと思う。しかしこれまで同胞移民の非を摘いて快しとするものだつてないではなかつた。

その摘いて以て非とするところ、何びともこれを認めないわけに行かないようなものもあつた。しかし非は非とし、是は是とし、公平に見て移民としての同胞の素質を疑うことはできない。それは優秀だというに憚らない。またそれはブラジルに於てのみでない。米国に於て、ハワイに於て、カナダ、メキシコ等に於て、みな然りである。

移民としての同胞の素質は、要するに日本人としての持ち味のことである。それは疑いもなく日本的素質のことでもる。

凡そ移住国に於ける外国人社会には、みなそれぞれ祖国的な持ち味があり、よき素質の移住者は、その持ち味の故にこそ、常に活力旺盛である。そしてこの持ち味を常に若々しく保ってくれるものは、本国からの新しい移民であり、後続部隊である。この部隊が続いてこそ、当然移民杜会の元気が保たれる。移民の同化論をもつて、これを否認し、以ての外だとするものがあるかも知れぬ。日本移民同化せずの議論こそ、ブラジルに於ける日本移民耕斥論者の歴史的根拠でないかと。

だが移民の本国的持ち味の保有ということは、決して同化の要求に叛くものではない。同化よろしい。大いに同化すべし実をいうとブラジルの同胞のみでなく、これまでの在外日本人には、何かしら悪臭の紛々たるものがつきまとつた。それが何であつたかは別として、共通のものは日本に於て更に激しい。しかし断るまでもなくこれは前にいう非の一つだからきれいに捨てなければならない。捨ててもつて、ブラジル人及びブラジルに於ける外国人のよいところに習らはなければならない。だがどんなに同化の要求が強くとも、当然外国移民固有の能力まで捨てろとはいはぬ。日本人がブラジルのために、いさか貢献するところありと自負し得るのも、実はその固有の能力と精魂の故である。この点で同胞は誇つてよろしい。浅薄な同化論に屈してはならぬ。

だがラブジルの同胞一世は、渡航者総数十八万八千九百八十六人が、今や十万人台を割りつつあるという事実を見逃してはならない。静かに身辺を見るがよい。自身老いつつあるように、日本人社会が老いつつある。固有の持ち味の後追であり、褪色である。脈々として生気の躍動するを感じさせない戦争がもたらしたところだとばかり放っておけない。一九四五年ブラジル政府は国内資源開発産業増強計画の樹立に関連し、移民問題に対する各州の関心、希望事項を調査した。、これに対し、サンパウロ州政府の出した回答には、最大限の移民を欲する。とくにイタリア移民を欲するが、他の欧州移民も除外し

ない。但し白人に限るとあつた。何がそうさせたかは別として、とにかくもう放つておいたのでは日本からの多数の移民がここに入ることはむずかしくなつている。しかも大多数の日本人がこの州にいる。サンパウロの同胞有識者の一部の人々が、戦後間もなく雑誌掲載のための座談会を開き、日本はもうブラジルに多くの移民を出すことを期待しても駄目である。ブラジルの人口は今や年々百万人ずつ増加するのだから、移民の必要も、少くなつて来ていると論じたことがある。しかしそんな他人行儀のことをいつていてはいけない。

第一議論そのものが見当外れである。ブラジルは移民が必要だから、イタリーやオランダと、それの促進のために特に協定を結んでいるのである。多数の日本移民が新たにサンパウロに入ることはむずかしいとしても、しかしむずかしいから放つておいてすむことではない。現場の状況を顧慮しつつ無理のない努力はやつて行かなければならない。個人の都合ばかりでなしに、同胞社会全体の元気の維持のために。

幸に活眼の士あり、いろいろ気をもんでいてくれるようである。昭和十五年十月現在のブラジル同胞総数のうち、日本出生者が十二万九千三百五十六人であつたことは前に記した。

それならばそれらの人が日本に於ける出生地別、出身府県別はどうか。当時の調査がその点にまで触れていてくれたのはあり難いことであつた。一世に関する限り、

何といつてもこれは基礎資料の一つであり、仕事の眼安になるからである。

のみならずこれはブラジルの移民問題か、日本国内で如何は広く、かつ深い影響をもつているかを語つている。

出生地	総数	男	女
北海道	八、一八四	四、三六二	三、八二二
青森県	七〇五	三七四	三三一
岩手県	一、八七四	九九二	八八二
宮城県	二、八一一	一、五三六	一、二七五
秋田県	一、八六五	一、〇三五	八三〇
山形県	三、〇一三	一、六九四	一、三一九
福島県	七、三八一	三、九六七	三、四一四
茨城県	一、四五九	八一八	六四一
栃木県	七五七	四二三	三三四
群馬県	一、三五九	七五六	六〇三
埼玉県	六六四	三六八	三九六
千葉県	五四〇	二八五	二五五
東京府	二、四六一	一、三六二	一、〇九九
神奈川県	六九七	三八六	三一一
新潟県	一、七三五	九八五	七五〇

富山県	一、二〇四	六六七	五三七	一、三八七
石川県	一、〇六九	五八二	四八七	四、八九四
福井県	七五四	四四四	三一〇	一、〇八四
山梨県	一、〇五五	六〇九	四四六	八六七
長野県	二、六一〇	一、四三一	一、一七九	六、二三二
岐阜県	一、二七一	七三九	五三二	六七七
静岡県	二、六七六	一、四八一	一、一九五	四、八三三
愛知県	二、五五二	一、四四〇	一、一一二	五四八二
三重県	一、四一九	七九五	六二四	一、一七三
滋賀県	六八〇	三八四	二九六	一、九五四
京都府	一、〇六五	五八三	四八二	五、一一八
大阪府	二、五一四	一、三七四	一、一四〇	七、一二八
兵庫県	一、五五四	八六四	六九〇	三、三九二
奈良県	七一〇	三九九	三一一	八、九六一
和歌山県	二、七一三	一、五一四	一、一九九	七一、二三八
鳥取県	一、一〇四	六一〇	四九四	一、四五六
島根県	一、〇三一	五五八	四七三	五、一一八
岡山県	三、九〇二	二、一四八	一、七五四	一、四三八
広島県	七、八七二	四、三三〇	三、五四二	三、八三三
山口県	三、八五〇	二、一四八	一、七〇二	五八、一一八
徳島県	八四五	四六四	三八一	
香川県	一、八八〇	一、〇二二	八五八	
愛媛県	二、七七三	一、五一五	一、二五八	
高知県	三、一一八	一、七三一	一、三八七	
福岡県	一〇、六九六	五、八〇二	四、八九四	
佐賀県	二、四一七	一、三三三	一、〇八四	
長崎県	一、九二六	一、〇五九	八六七	
熊本県	一三、五九八	七、三六六	六、二三二	
大分県	一、四五六	七七九	六七七	
宮崎県	一、一八四	六四二	五四二	
鹿児島県	三、三九二	一、九五四	一、四三八	
沖縄県	八、九六一	五、一二八	三、八三三	
計	一二九、三五六	七一、二三八	五八、一一八	

第三節　惜しいかなこの偏執

移民としての日本人は本当に優秀なのだが、しかしブラジルの同胞は戦後実に大きな過ちを犯した。いうところの臣道連盟事件であり、日本絶対の狂信振りの曝露である。それで単にこれだけのことを見たら、日本人が移民として優秀なのかどうか、判らなくなる。これはまことに困つた出来事で、ブラジルに対しても申わけがない。同胞十七名を殺害し、負傷者多数、このためブラジル官憲の取調べを受けるもの三千人、国外追放の刑に処せられるもの百八十四人とあつては、事件そのものの大きさもさることながら、ブラジルの社会に与えた衝撃の強さは、恐らく測り知れないものがあつたろう。

それも戦争で負けた日本を、勝つたのだときめ込み、祖国の敗戦を信ずるものは、不忠の臣であり、逆賊であり、「天誅」を加えねはならぬということで始つた。主謀者の心事がどうであれ、多くの同胞は、本当に日本の敗戦を信じたくなかつた。

日本は勝つている筈であつた。また敗ける筈のない祖国日本であつた。八月十五日（昭和二十年）の日本からのラジオ放送、十旦二日終戦詔書と東郷外相のメッセージの伝達、それは誠に意外だつた。みな敵の作りごとだと思つた。判つた風に日本の敗戦を説くものは、敵の回しものだと思つた。このようにして日本の敗戦を受付け

ず、勝利日本を心に描くものが、一時は全同胞の七割を越えるといわれた。

多数の同胞がそういうことになつて行ったのには、いろいろの理由から、事情があつた。決して主謀者、作為者、狂信者の意図のためのみではない。最も大きな理由は、日本第一の信仰と戦況判断資料の欠如であつた。その点で多くの同胞は、日本妄執の鬼であり、また情けない程に思考の世界が狭かつた。戦争中、日本では軍の情報以外に、何も知ることはできなかつた。しかしブラジルでは、そういう制限は無論なく、能力次第で自由に世界の情報を見ることが出来た筈だ。

おしむらくは多数の同胞にはその能力に乏しかつたはかりでなく、またそういう広い情報を受入れるだけの心の広さもなかつた。

臣道連盟事件としてのテロ行為は、昭和二十二年の初頭でもつて終息したが、そういう騒ぎに直接組すると否とに拘らず、一旦心で「日本敗戦」を拒否したものは、その後これに逆うものを刺戟としていよいよ硬化し、感情的にも、行懸りからも、あとへひけぬことになつてしまつた。段々日本の勝敗そのもの以上に、素直に敗戦を認めるものへの対立意識が重きをなしてくるという次第であつた。日本ではブラジルの勝組の話が、しばしば賑かな話題となつた。だがこれは話題以上の悲劇であつた。

移民としての日本人よさ、またはそのよき素質は、それがどこまでも日本人であり、日本絶対主義者であると

いうことでは断じてない。ブラジルに移り住んで、日本至上主義の鬼だなどといはれるのでは、むしろ困つたことであるし、恥しいことであるし、移民としての素質を傷けること甚しい。優秀な能力と、遥しい精魂、勤勉、倦むことを知らぬ習性をもつて尊しとする。日本人がよくその素質を備えており、常にそれを発揮して来ているから俊秀だというのである。ナポリの空は美しいと、イタリー移民は自慢する。日本移民が祖国の水清く山青きを讃えても一向に害にならぬ。異国、異民族の中に挺身して、自分の祖国について、何等誇るべきものを持たぬ民族は淋しすぎる。祖国のよき伝統、よき自然、よき思い出は、常に移住者の心を豊かにし、またその支柱になる。しかし偏狭な日本主義や、狂信的な祖国信仰は、百害あつて一利なしだ。それは結局、日本の無智と狭量を証明し、人の笑いを買うこと以外の何物でもないからである。ブラジルの臣道連盟事件、また更にいはゆる勝組に属する同胞が極めて多くあったということ、それは日本人の偏狭性と日本の教育の歴史的な誤りの与えるところ絶大である。日本第一で他を顧みず、皇室中心主義だけが生けるしるしだとする日本教育の歴史的体顕者が、ブラジルの同胞の間に頗る多かつたということである。一大猛省の要する所以である。それは子弟の教育に対する父兄の要求にも、また父兄自身の日常生活にも、これまでハツキリ読みとることができた。二三十年もブラジルに住んで、日本語以外に話さない同胞が少くないのである。

移民として優秀な日本人が、この上更に優秀であるためには、心を広くしてブラジル人のいいところに学び、またこの国に集まる諸外領移民の長所を摂取することに、一段の精進を必要とする。心が豊かで視野が広くなければ、本当のブラジルのよさも判らないし、またそれを楽しむこともできない。

終戦翌年（昭和二十一年）七月十九日、サンパウロ州統領（マセド・ソアレス）が、臣道連盟関係者四百余名の日本人を州政府カンポス・エリゼオス宮に集めた。日本人社会の変な騒ぎをやめさせたかったからである。政府要路の高官も出席し、開戦以来日本の権益保護に任じていたスエーデン公使も参加した。統領曰く「本日の集会は、在留日本人に対する州政府の考慮と関心とを表明するためである。州政府は貴下たちが相戒めて同胞間のテロ行為を防止する様諭告する。諸君が軽挙を慎んで正業に励むことは、諸君を迎えたブラジル国を尊敬することであり、また諸君の祖国のために尽すことである」と州統領はまた静かに、親切に自ら質疑応答に当つた。

しかし集合日本人の中には、州統領のそういう配慮にも拘らず、ブラジルの新聞の日本敗戦に関する記事掲載を禁止せよとか、本日の記録から日本敗戦の字句を削除せよとか、随分無理をいつたようである。そのため列席の新聞記者も憤慨したということであるが、昂奮の余りとはいい、随分やつたものだと思う。揺がざる日本信仰の心には敬服の外はないが、知性の流露の見るべきもの

なきが残念至極である。

第四節　腰の据わる基盤

戦争を契機としてブラジルの同胞の腰は据つた。また据わりつつある。ここで同胞というのは特に一世のことであるが、大体ブラジルばかりでなく、在外の日本人一世で、その移住地から引揚帰国を考えないものは極めて稀れであつた。金が出来たら日本に帰ること、子供は日本で教育すること、日本だけが余生を托し、身心を休ませるところだと思つていた。日本の気候や、皇室中心主義の教育や、家族制度や、よつて来るところなかなか深いものがあつたのである。

昭和十二年、在バウルー日本領事館管内の日本人連合会が、管内邦人の実勢を調査した。本書「ブラジルに於ける日本人発展史」の編纂に、特に深い関係をもつ輪湖俊午郎氏がこの調査を、主宰した。当時管内邦人の家族数一万一千五百七十八、人員六万八千三百三十二人ということであつた。調査票の中に、「永住か、帰国か」の一項を加えた。集つた調査票一万二千通とあり、管内家族数より多いのはおかしいが、とにかくその一万二千通の中で、帰国と書込んだものが八割五分、永住とするもの一割、不明と書いたもの五分ということだつた。これについて輪湖氏は、次のように説明している。

帰国と称する八割五分の中には、失敗者は勿論、成功者と見る　べき部類も多く混じ、稀れには第二世にして、全く日本を知らざる人々も之に参加してゐる状態であります。之にはいささか奇異の感　を抱いたのでありますが、これは恐く環境が然らしめた点もあらうし、或はまだ見ぬ父母を憧るゝの心裡が、祖国日本に対し働きかけた為めかとも解されました。

「永住」と回答せる人々の大半は、最近数年間に渡伯した新らしい部類で、未だ自立した者が少く、コロノ或は借地が其大部分であります。此現象は我国に於ける経済的な深刻味を充分味つて来たばかりであり、其上来ると直に日本人杜会に入り、味噌醤油は無論の事、其他一切の生活様式に何等事欠かぬのみか、対外人との交渉も殆ど必要なき境涯に置かれてある為め「物資の豊かな丈でも、永住に値ひしよう」との漫然たる心持ちが斯くあらしめたのではなからうか。果して然らば、之等の人々も、やがて年を重ねるにつれ、時に幾多の難苦悲境に遭遇し、或は幸ひに発展しても、民族的な圧迫や、子供の将来を真剣に考へる様になると、之又「帰国」の転向者たるの疑ひが充分予想せらるるのであります。

旧い移住者の中、まさかの場合は何時にても財的準備に不足ない者に「永住」と答へて居る者もありましたが、其事業の経営振りなどから推すと、必ずしも本腰とは受けとれぬ節もすくなくないのであります。勿論中には、何にはともあれ、俺れは永住するんだと腹を定め、子弟

教育なども一貫した方針を立てゝ居る方々も無い訳ではない様ですが、之は至って稀れであります。

ブラジル人其他の外国人と結婚した人々は、十数名に過ぎぬのでしたが、これらの所謂「永住」は一様に諦め的な意味と解しても、支障なきかと思います。最後に僅かながら、祖先からのカトリック教徒たる移住者の大部分は、意外にも「永住」と確答してありましたが、これは恐く本物であらうと想像出来るのであります。

「帰国、永住」其執れとも不明と称する人々は、各項に亘り、極めて真面目に、且つ用意周到な記入振りを示して居る点などから推しても、此較的理智的な考への所有者と思はれ、静観而して　和戦両様の構へとでもたとうべきか、一見頗る冷静を失はぬ心的態　度ではありますが、腰の据らぬ点に於て、帰国希望者と何等選ぶ　所ないと推断されるのであります。

こういう事実、こういう傾向は、ブラジルの他の地域の同胞の場合でも、大体同じであつた。みな一日として、帰国の日を心に描かないものはなかつた。しかし乍ら、そうであるに拘らず、ブラジルからの実際の帰国は割合に少なかつた。

ブラジルの統計では一九〇八　ー　三三年の二十六年間にサントス港に上陸した日本移民十三万九千百九十九人の定着率は、九三、二一％、同期間同港上陸イタリー移民は十九万九千二百一人の定着率は、一二、八二％と

なつている。日本人のこのような高度の定着率は、成行上そうなつていたというだけで、心理的な裏付はなかつた。心理的、希望的な方向は全くこれと逆であり、バウルー管内の調査でもつて、明確な答えをだしている。成行上そうなつていたということは、多くの同胞の帰国の悲願にも拘らず、現実の状況がそれを許さず、またそれができる程の評議的条件の整備が容易でなかつたということである。つまり金を作って帰ることが大部分の人の希望であり憧れであつたのに、その金が思うように出来なかつたのである。しかし戦中、戦後を通じ、同胞は大いに伸びた。

仕事の規模が大きくなつた。単なる労働者であるものは極く少くなつた。子供は多くなり、大きくなつた。こうなると、もういつまでも出稼的な気持ではいられない。金ができたからといつて、早速帆をまいて去るわけに行かなくなつた。ここのところが、単身渡航者の多かつた米国本土やハワイなどと違うところである。しかしその米国やハワイでも、在留期間が永くなればなる程、そして併せて金ができればできる程、いろいろの事情が重なつて来て動くなるというのが実情だつた。最初から家族移民で続いたブラジルの同胞で、しかもその社会には既に四世さえあるという深さである。一世個々の気持だけで去就を決し得ることではなくなつて来た。それにもう一世自身、日本に帰ることに不安を感じている。いくらよく見立てても、日本はもう大国ではない。祖国日本は

傷だらけだ。余地を托する場所としてあぶな過ぎる。当分仕方がないということが腰を据えさすことでもあろう。

終戦後、ブラジルの同胞の農業生産に関する資料として、広く使はれたものにこんなのがある。これは一九四七年五月伯国農村協会のオルランド・デ・アルメイダ・プラード氏の発表したものだというのだが、しかし現在では同胞の生産はこれよりずつと飛躍していることだろう。素晴しいことだと云はねばならないし、腰も据つてくる順序だとも云はねばならない。腰の据わる基盤がここにある。

種目	州生産額	邦人生産額	比(率)%	価値(チ「クルゼーロス」)
珈琲	一二・〇〇〇・〇〇〇袋（六〇K）	一・四〇〇・〇〇〇袋（六〇K）	二〇・〇	一・二〇〇・〇〇〇
棉花	一・〇〇〇・〇〇〇梱	三三五・〇〇〇梱	三五・〇	七〇〇・〇〇〇
米	一一・〇〇〇・〇〇〇袋	二・二〇〇・〇〇〇袋	二〇・〇	三四七・〇〇〇
生絲	一・〇〇〇・〇〇〇瓩	九〇〇・〇〇〇瓩	九〇・〇	三一五・〇〇〇
玉蜀黍	一八・〇〇〇・〇〇〇袋	一・八〇〇・〇〇〇袋	一〇・〇	一一二・二〇〇
馬鈴薯	一・四〇〇・〇〇〇袋	八四〇・〇〇〇袋	六〇・〇	一〇〇・八〇〇
トマト	一・二〇〇・〇〇〇函	一・一〇〇・〇〇〇函	九五・〇	九一・二〇〇
蔬菜			七〇・〇	七〇・〇〇〇
バナナ	一二・〇〇〇・〇〇〇房	六・〇〇〇・〇〇〇房	五〇・〇	六〇・〇〇〇
鶏卵	五・五〇〇・〇〇〇打	四・九五〇・〇〇〇打	九〇・〇	四九・五〇〇
ラミー	四・〇〇〇・〇〇〇瓩	三・六〇〇・〇〇〇瓩	九〇・〇	三二・四〇〇
薄荷	一五〇・〇〇〇瓩	一三五・〇〇〇瓩	九〇・〇	二七・〇〇〇
落花生	一・五〇〇・〇〇〇袋（二五K）	一五〇・〇〇〇袋（二五K）	一〇・〇	一二・〇〇〇
茶	五〇〇・〇〇〇瓩	五〇〇・〇〇〇瓩	一〇〇・〇	七・五〇〇
桃	一〇〇・〇〇〇函	一〇〇・〇〇〇函	一〇〇・〇	三・〇〇〇
蕩	四〇〇・〇〇〇籠	四〇〇・〇〇〇籠	一〇〇・〇	二・八〇〇
マモーナ	四〇〇・〇〇〇袋	八・〇〇〇袋	二・〇	一・九二〇
			（計	三・一三二・三二〇）

第五節　出るもの消えるもの

戦後、海輿（海外興業株式会社）も、日南（日南産業株式会社）も影を没した。移住組合連合会も、関係法律の廃止により消滅した。

海興は昭和十五年四月、日本内地に於ける移民取扱業務を海外移住組合連合会に渡し、単に移住相手団に於ける諸般の手続、折衝、移民の接受、配耕等に関する一切の事払及び移民輸送事務等のみを担当することになつたのであるが、しかしそれさえ連合会の委任によるというのであつた。大正六年以来、ブテジル移民に関する唯一の移民会社として、また大正九年以後は、本邦唯一の移民会社として、顕著な実績を積み上げて来たこの会社が、こういうことになつてしまつたのは、時勢のためという外はない、昭和九年七月、ブラジルに於ける移民入国一分制限の実施以来、日本の年次割当が三千人未満になつてしまつた上に、その渡航手続が漸次繁雑となり、船に移民を乗せてしまつても、ブラジルの入国許可が未着であつたり、むずかしいことばかり多くなつた。一方また濠州移民策の強化や、日華事変の発展や、国内事情が変つて来た。少しばかりのブラジル移民では会社として成りたつて行かない。連合会にやつてもらつた方が適当ということで幕を下してしまつたのだが、しかしそのブラジル移民も、十六年五月のぶえのすあいれす丸が最後

になり、連会会としても何程のこともできなかつた。
連合会も日南も、また引続いてこの両者の現地機関であつたブラジル拓植組合も、みなそれぞれの実績を残している。
それについては下巻の他の章節で、既に詳述してあるし、その後の分で特記すべきこともない。アマゾンには南米柘殖株式会社があり、アマゾニア産業株式会社があり、惨澹たる苦心の末、漸く物になりかけた途端に戦争になり、硯地資産は取上げられたり、競売に附されたり、会社としては大変なことであつた。おまけに戦後、日本の法律ではそのまま会社を存統することすらむずかしくなつてしまつた。しかしアマゾンに於けるそのような苦心と犠牲の上に、在留同胞の努力は実を結んだ。ジユート産業の発展と胡椒栽培者の繁栄がそれである。そして戦後再出発のブラジル行日本移民の門出がここに繋る。
昭和二十七年八月、ブラジル政府はパラー州在住辻小太郎、サンパウロ在留松原安太郎の申請に対し、前者については五千家族、後者については四千家族の日本移民誘入を許可した。
辻の方はアマゾン地帯、松原の方は中部四州（マラニヨン、バイア、ミナスジエライス、マットグロッソ）の特定地域へということである。辻計画、松原計画の名ある所以であるが、前者はまた上塚計画ともいい、アマゾニア産業研究所長上塚司の名も出てくる。それは上塚がこの計画実現のため、自身ブラジルに赴きヴァルガス大

統領初め関係者の間の奔走大いに努めたことによる。その上塚計画の第一回五十四名が、二十七年十二月に神戸から出発した。昭和十六年の最終船ぶえのすあいれす丸から十一年七ケ月日だ。一行は二十八年三月にアマゾンにつき、ジュート地帯に分散入地した。

これより先き、二十三年頃から在留者の呼寄せによる渡航者から少しずつ出るようになり、二十五年二月頃から同種渡航者に対するブラジル側の取扱いがやや寛大になり、その後毎月百名乃ないし五十名程歴の渡航者が出るようになつていた。

それから二十八年五月に、百十一名がこれは松原計画の方で、マットグロッソのドラードス移住地に向つた。翌月には百八十一名がアマゾンのアカラ移住地、二百五名が前記ドラードス、二百三十五名がバイヤ州のウナ移住地に向つた。更に七月には四百七十七名が全部アマゾン行きで、内訳次の通り

アマパ百六十名、モンテアレグレ百七十七名、マナカプール百四十名

即ち最初の五十四名を合め、全部で一千二百六十四名が渡航したことになる。日本政府はこれらの渡航者に対し、特定の責任者を通し、船賃を貸付けている。政府はまた神戸移住教養所の建物を改修し、設備万端一新して、神戸移住斡旋所と名を改め、二十七年十月から業務を開始した。それより二十八年九月まで、前記辻、松原計画に基くものは勿論のこと、呼寄渡航者にしてここに入所

するもの五百名に達した。

跋

本史刊行事業に着手してより二年八ケ月、こゝに予定の上下二巻完成を告ぐるに至りたるは、全く委員諸賢協力援助のお蔭である。又編集に就ては主任野田良治氏が蘊蓄を傾けて記事の正確に注意され、如何なる細事も忽せにせず終始一貫亀勉従事されたると、専らブラジル現地の実際調査に当られたる輸湖俊午郎氏の献身的努力に負ふところ多く、両氏に対しては特に深厚の謝意を表するものである。なほ下巻の印刷に関しては主として間宮直香氏を煩はした。

ブラジルに於ける日本人の発展は、農業でも畜業でも総て移民が基礎になつているといふて差支なく、若し移民が彼のやうに継続的に遂行されなんだら、南米東海岸に対する定期航海は開設されなかつたであらう。船舶が次々に改良され、終にあるぜんぢん丸ぶらじる丸の如き優秀船の新造就航を見るなどは、固より思ひもよらぬことであり、従て資本家の企業的進出、貿易の顕著なる増進も実現せなんだであらう。要するに移民は各方面に於ける邦人発展の原動力であつた。即ち移民問題の経過が書中詳述されたる所以である。

本邦の海外移民は、ブラジル移民に至り内容漸く改ま

りて真の移住となり、往く者は目的地に着くや間もなく各自の購入地又は借地に於て独立農業を営み、政府に於てもブラジル移民は之を奨励し、助成の為種々便法を講じられた。当時本邦に於ては海外発展熱澎湃として勃興し、九十翁にして親類縁者七十余人を引連れ渡航せるものもありたるほどにて、ブラジル移民はこの進取的志望に対する放水路でもあり、又対内的にも杜会政策の一として考慮されたのである。

ブラジルも其の頃は大体に於て富源開発生産増加を国策第一主義として、極力外国移民の招来を図つた。サンパウロ州知事の職に在ること四年、この間に親しく州内在留日本人の行為を視察して、その実状を熟知せるワシントン・ルイス氏の如きは、大正十五年十一月ブラジル大統領就任の際発表されたる其の政綱中に、ブラジルは四海同胞主義の実現により最も大なる使命を逐行せんとする。人種的差別、皮膚の色に対する僻見、国籍による排他は我々ブラジル人の間に絶対に存在することを許さぬ。各種の気候を包含し、八百五十万平方粁の面積を有する我が国土は、世界各国人の渡来を希望し且これを歓迎すると述べられたやうな有様であつた。

然るに本史下巻成るのは今日は、時勢彼我ともに急変し、移民は全く中絶するに至つた。日本に於ては大東東共栄圏建設の為、内に大に人力を必要とする場合となつたので、最早ブラジルへ是れ迄のやうに移民を送ることは、仮令ブラジルの事情が将来大に改善されたとしても、

到底実行できないであらう。併しながら新移民を送ることが出来ないからといふて、移民問題は決して解消せる訳ではない。

ブラジルには現に二十余万の既送移民が在留する。一粒の種を蒔きおけは、やがて万倍の収穫をもたらすという譬えもあるが、二十余万の人は種子として実にたいしたものである。

この種蒔は一朝一夕為し得ることでなく、ハワイにも北米にも何処にもこんな大きな日本人の集団はないのである。これらが順当に生長し繁殖するに於ては、ブラジルは勿論南米に対し本邦人進出の基礎となるべく、又その将来の発展を促進助長するに、如何に大なる力となるべきかは、彼地に於ける独・伊両民族の実例により容易に想橡し得るであらう。

従て今後のブラジル問題は、現在二十余万の人々の保護援助に対し一段の力を注ぐことである。何としても是等をして現地に於て健全なる発達を遂げしめねばならぬ。これ国家百年の大計である。

本史完成の機会に於て、柳か所感を述べて跋となす。

昭和十七年九月一日

ブラジルに於ける日本人発展史刊行委員会

委員長　青　柳　郁　太　郎

昭和二十八年十月一日印刷
昭和二十八年十月五日発行

定価上下両巻一千円
送料　六十五円

東京都練馬区小竹町二六四一番地
著作兼発行人　永田稠

東京都新宿区戸塚町三丁目
印刷者　高木益治

東京都新宿区戸塚町三丁目
印刷所　明和印刷株式会社

版権所有

東京都千代田区内幸町外務省欧米局移民課
発行所　ブラジルに於ける日本人発展史刊行会

〔石川製本所〕